

第2章 災害応急・復旧対策（発災6か月後から半年間の対応）

第1節 災害対策本部事務局の対応

地震発生とともに設置された災害対策本部事務局は、その業務の変遷により体制が下記のとおり変更となった。なお、本節では「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－」との継続性から、引き続き各グループの対応について検証を行う。

図2-1-1

平成23年4月1日時点

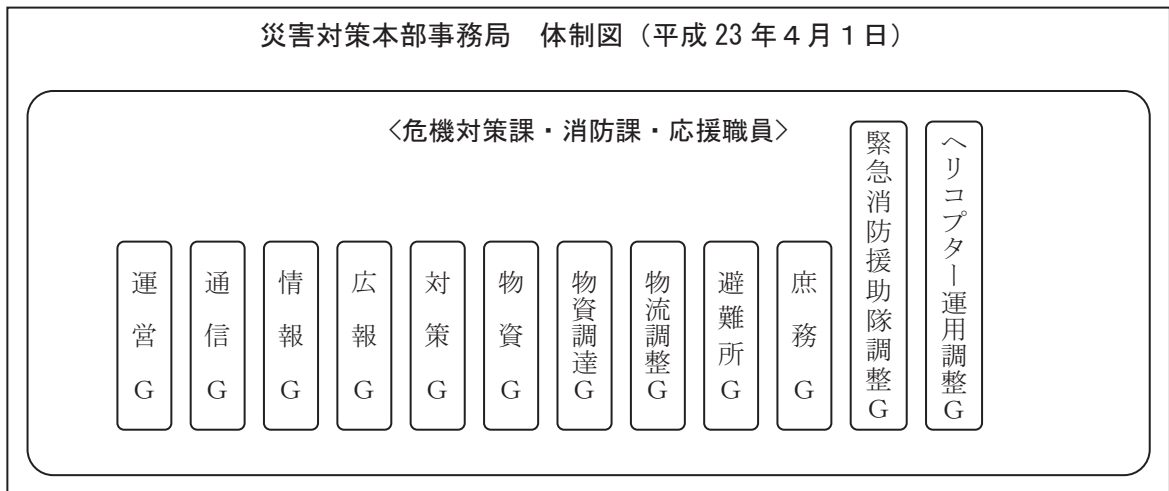
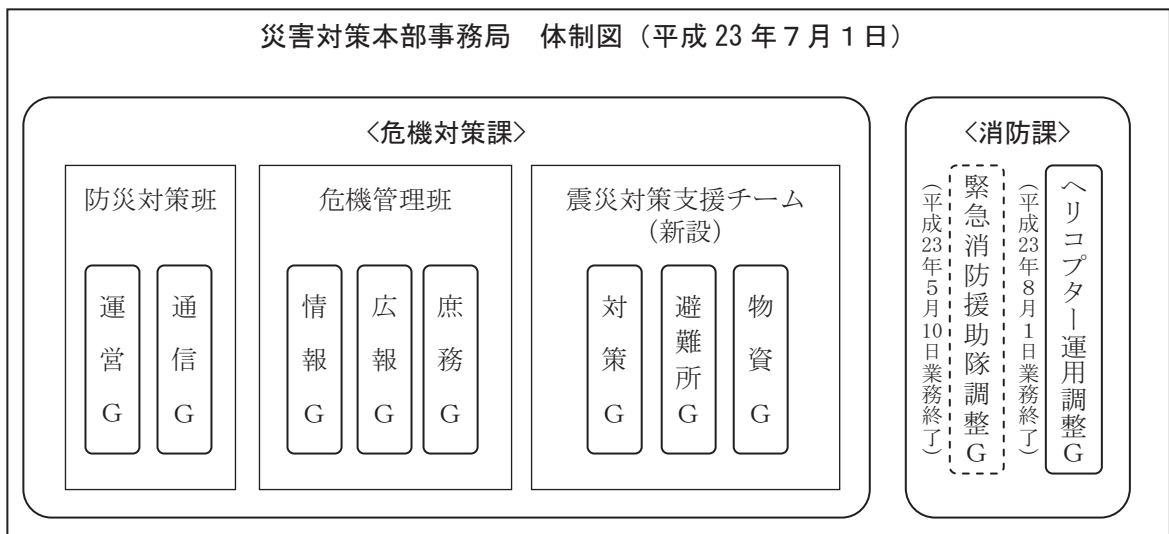


図2-1-2

平成23年7月1日時点



1 運営グループ

(1) 職員配置数

平成 23 年 7 月 1 日以降 4 人

平成 24 年 3 月 26 日 運営グループを廃止

(2) 対応内容

運営グループは、収集した被害状況や各グループの対応状況の情報整理・管理及び共有を図るなど、県災害対策本部事務局の総合調整や、災害対策本部会議の開催・運営等が主な役割となっている。

ア 災害対策本部会議の開催対応

下記のとおり、発災から平成 24 年 3 月 26 日までの間に全 95 回の県災害対策本部会議を開催した。災害対策本部会議の開催に当たっては、情報グループが集約した市町村の被害状況や各部局等で調査した被害額の取りまとめにより会議資料を調製した。また、各部局等に被害状況の情報等の資料作成と会場への持ち込みを依頼した。

なお、マスコミに対しては、当初からフルオープンとし、最後まで継続した。

表 2-1-1-1 県災害対策本部会議開催状況

回	開催日時	開催頻度
第 1 回～第 8 回災害対策本部会議	平成 23 年 3 月 11 日～3 月 12 日	1 日 4 回
第 9 回～第 11 回災害対策本部会議	平成 23 年 3 月 13 日	1 日 3 回
第 12 回～第 29 回災害対策本部会議	平成 23 年 3 月 14 日～3 月 22 日	1 日 2 回
第 30 回～第 45 回災害対策本部会議	平成 23 年 3 月 23 日～4 月 7 日	1 日 1 回
第 46 回～第 48 回災害対策本部会議	平成 23 年 4 月 8 日	1 日 3 回 (4 月 7 日未明に大きな余震があったため)
第 49 回～第 67 回災害対策本部会議	平成 23 年 4 月 9 日～4 月 28 日	1 日 1 回
第 68 回～第 74 回災害対策本部会議	平成 23 年 4 月 29 日～5 月 13 日	1 日 1 回 (土日祝日を除く)
第 75 回～第 81 回災害対策本部会議	平成 23 年 5 月 14 日～6 月 6 日	週 2 回
第 82 回～第 90 回災害対策本部会議	平成 23 年 6 月 7 日～8 月 10 日	週 1 回
第 91 回～第 95 回災害対策本部会議	平成 23 年 8 月 11 日 ～平成 24 年 3 月 26 日 (会議最終日)	随時開催

イ 被害額の取りまとめ

各部局を通じて被害額のとりまとめを行い、県のホームページにて随時公開した。

(建築物(住宅関係)の被害額の推計)

今回の震災では、被害の規模が甚大であったため、通常の災害時には行わない、建築物(住宅関係)の被害額の算定も実施した。算定に当たっては、土木部において、阪神・淡路大震災の際に兵庫県災害対策本部が推計した手法に準じて算定した。

【推計手法】

阪神・淡路大震災の際の住宅被害額の推計手法（兵庫県災害対策本部推計）に準じ、東日本大震災により全壊・半壊・一部損壊した住宅について、国土交通省「建築着工統計調査報告（平成20～22年度）」（以下「建築着工統計」という。）から算出した宮城県内の新築の居住専用住宅、居住専用準住宅の住宅1棟当たりの単価に、県内被災市町村の住家被害棟数を乗じて推計した。

○ 対象

全壊住宅・半壊住宅・一部損壊住宅（単位：棟数^{（注1）}）

○ 推計手法

全壊住宅・・・「全壊単価^{（注2）}」に全壊住宅棟数を乗じて推計。

半壊住宅・・・「半壊単価（全壊単価の50%）」に半壊住宅棟数を乗じて推計。

一部損壊住宅・・・「一部損壊単価（全壊単価の20%）」に一部損壊住宅棟数を乗じて推計。

注1）本手法は、戸数でなく、棟数で推計していることに留意する必要がある。また、建築着工統計の新築の工事費予定額を採用するため、実際の住宅の使用年数による損耗^{（しゃしょう）}は捨象している。

注2）全壊単価は、建築着工統計を基に、宮城県内の新築（増築・改築は含まない。）の居住専用住宅及び居住専用準住宅（一戸建て、共同住宅、給与住宅、分譲住宅）の工事費予定額の和を建築物数の和で除して算出した住宅1棟当たり単価の3ヶ年平均額により算出した。

ウ 住家のり災証明に関する諸調整

内閣府が定める運用指針や東日本大震災に伴う特例に関する市町村への周知、相談対応を行ったほか、直接、被災者のり災証明書発行に関する問い合わせに対応した。

り災証明書の発行は住家被害認定事務を伴うが、住家被害認定事務は市町村の自治事務であり、内閣府が定める運用基準に則り、市町村が判断を行うものである。しかし、「全壊」「半壊」という被害程度の基準にはもともと法的な根拠がないこともあり、内閣府が定めた運用基準については市町村により解釈の違いがみられた。そのため、今回の震災による住家被害認定について、被災者から「自分が居住する市町村に比べ他の市町村の判定が甘い。」「市町村の判定に納得できない。」などの諸相談が寄せられ、市町村の判定を県が是正するよう求められるなど、その対応に苦慮した。

また、内閣府からは、マスコミの報道による「市町村間の評価の差」、「基準を逸脱した評価」について市町村の状況調査を求められるケースがあり、その調査を行った。

エ 大震災1周年追悼行事の諸調整・企画

これまで、県主催による災害の追悼行事・式典は実施されることがなく、行事の持ち方について一から企画する必要があったが、阪神淡路大震災の式典を執り行っている兵庫県のアドバイスが非常に役立った。県における大震災1周年追悼行事としては、沿岸市町の意向確認を行った結果を踏まえ、県庁、大河原地方振興事務所（大河原町）、北部地方振興事務所（大崎市）の3か所に献花台及び記帳所を設置することとした。なお、県庁には2,864名、大河原地方振興事務所には310名、北部地方振興事務所には710名の方が参列された。

また、政府主催の追悼式典は東京都内で行われることとなり、当県からの参列者及び御遺族代表のことは述べる御遺族の選定を沿岸 15 市町に依頼した。追悼式典という繊細な案件であり、市町の担当者には御遺族との折衝等、大変大きな役割を果たしていただいた。

運営グループの検証

◆住家のり災証明発行に伴う住家被害認定に関する基準の曖昧さを改善するために、国に改善要望を提出した

＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

当初の国のり災証明発行に伴う住家被害認定に関する基準では、津波被害について対応していなかった。そのため、内閣府は急遽、津波被害に関する基準を作成している。しかし、市町村による解釈の違いが出ることもあり、認定について被災者から県に対して相談が寄せられた。県としても、国に細かな分類の定めを設けるように要望を提出しているが、被災県としての意見を継続的に伝えていくことも必要である。処理の迅速性と認定の公平性の両面を満足させることは簡単にできるものではないとは考えられるが、被災者救済の観点から改善策の検討が必要である。

◆運営グループは災害対策本部会議運営・本部連絡員会議の事務を実施した

＜県庁内部での調整＞

運営グループは、災害対策本部事務局運営内規に基づき、災害対策本部会議運営と本部連絡員会議の事務を担当することになっていた。継続的な課題として、資料の集約や複写といった事務は他部局や他部局からの応援職員に一括して委任することや、各部局からの提出資料の様式を統一するなどして、運営グループが災害対策本部事務局において総合調整を担うための責務を果たすことができる環境を整備する必要がある。

◆災害対策本部会議が、報道機関に公開して開催された

＜広報＞

宮城県では、すべての災害対策本部会議を報道機関に公開して開催した。また、本部会議資料も、開催時にすべてを配布した。県の広報機能の観点からは、本部会議における各部局からの報告及び部局間での質疑や調整の内容を、すべて報道機関が入手できることから、別途の説明が不要であり、効率的な広報活動となった。また、記者クラブに加入していない、在京の報道機関や海外メディア等であっても、参加が可能であったことから、幅広い報道機関が取材活動を行うことができた。さらに本部会議においては、県や警察など会議参加機関が、県民への広報が重要と考える事項について、知事などから口頭で、報道機関へ直接に呼びかけが行われ、的確な広報に効果があったものと考えられる。なお、報道機関にとっても、会議で部署間の調整などが行われた場合には、県における課題認識や、対応方針の内容や意思決定の背景などを、正確に把握しやすかったものと考えられる。他方で、災害対策本部会議の議事録の整理がなされていなかったことは反省とすべきであり、緊急時でも議事録が整理できる事務局体制の検討が必要である。

2 対策グループ

(1) 職員配置数

平成 23 年 7 月 1 日以降 3 人（うち 2 人は避難所グループと兼務）

平成 23 年 12 月 1 日以降 2 人（避難所グループと兼務）

平成 24 年 3 月 26 日 対策グループを廃止

※ 平成 23 年 7 月 1 日以降は、災害対策本部事務局内に震災対策支援チームを立ち上げたことにより、震災対策支援チーム対策グループとなった。

(2) 対応内容

平成 23 年 9 月以降、発災から半年が過ぎたこともあり、県への問い合わせや要請について、県災害対策本部事務局で受付け、担当部署へ取り次ぐケースよりも、内容に応じ受付から担当部署で個別対応がなされるようになった。対策グループにおける対応は、他部局で対応が難しい事案が主となり、個別の案件ごとに適切な庁内担当部署、県内市町村等との調整業務となった。

対策グループで調整したものとして、他の都道府県及び民間企業等からの支援申出、自動車の寄贈等がある。

他の都道府県からの支援の例として、次のようなものがある。

- ・東京都：自動車の支援、被災者・被災地への応援メッセージ贈呈
- ・三重県：人的支援、ファンヒーターの支援、給食の提供
- ・宮崎県：炊き出し支援、応急仮設住宅への花の支援

また、自動車の寄贈等について、各市町村の受入の調整（台数や車種のマッチング）を実施し、民間企業や自治体等から県、市町村及び一部事務組合で合計 548 台の車両の寄贈等を受けた。その際、リースやレンタル等を活用し、受入側の負担がない状態で支援いただいた。また、自動車は受入側でも予算上の措置が必要となるため、各市町村において、管財・財政担当課が窓口となって調整を担当してもらった。

表 2-1-2-1 自動車等支援実績について（平成 24 年 3 月 31 日まで）

	提供数			合計
	軽自動車 (軽トラック含む)	普通自動車 (セダン,バン)	その他 (四駆,トラック等)	
県	18	103	19	140
市町村	141	136	116	393
一部事務組合等	1	11	3	15
合計	160	250	138	548

(感謝状贈呈関係)

東日本大震災に際して、国内外から数多く寄せられた人的支援、物的支援及び義援金や寄附金等に対し謝意を表するため、県として感謝状という形で以下のとおり対応した。

当該感謝状は、県表彰規則に基づくもので、当該規則を所管する人事課と調整の上作業を進めていった。平成23年11月に、感謝状贈呈の対象者について、兵庫県及び新潟県における対応状況を参考とし、下記の基準により各部局庁あて対象者の照会を行った。

<表彰の対象>

- ① 人的支援 : 県に対して、災害復旧及び災害復興等の活動に延べ10人以上の実績がある団体
- ② 金銭的支援 : 県に対して、金500万円以上を寄附した個人、又は金1,000万円以上を寄附した団体
- ③ 物的支援 : 県に対して、500万円相当以上の支援物資を提供した個人、又は1,000万円相当以上の支援物資を提供した団体（提供には貸与も含むものとする。）
- ④ その他 : 知事が特に必要と認めるもの

各部局から回答のあった対象者に重複がないよう名寄せの作業、宛名の名称確認、感謝状を直接持参して贈呈を行うため支援者との日程調整等を行った。

平成24年2月から対象者への贈呈を開始し、平成24年3月11日までに贈呈を完了した。

平成24年3月末時点で感謝状の贈呈件数は、964件であった。

表2-1-2-2 感謝状について

○個人、団体、自治体ごと表彰対象基準ごとの件数

	人的支援	金銭的支援	物的支援	その他	計
1 個人	6	29	0	3	38
2 団体	301	272	185	58	816
3 自治体	95	44	23	16	178
合計	402	345	208	77	1032

※同一の支援者が複数の支援基準を満たしていることがあるため、贈呈者数とは一致しない。

図2-1-2-1 贈呈した感謝状、ホルダーの例



また、平成24年3月に、本県に国内外から寄せられた支援の概要等について、取りまとめを行いホームページ上で公開した。

表2-1-2-3 「東日本大震災に係る御支援の概要」について（HP掲載）

東日本大震災に係る御支援の概要

東日本大震災に際しましては、国内外の皆様からたくさんの温かい御支援をいただき、誠にありがとうございます。
以下の掲載情報は、県で把握している情報を取りまとめたもので、いただいた御支援全てを取りまとめたものではありませんこと、御了承願います。
この他にも数多くの御支援をいただいております。お寄せいただきました御支援に対しまして、心より感謝申し上げます。

人的支援の状況

- (1) 県への支援（平成24年3月1日時点） 149人受入（自治法派遣分）
- (2) 市町村への支援（平成24年3月1日時点） 161人受入（自治法派遣分）
- (3) 教職員の支援（平成24年3月27日現在） 113人受入（仙台市分を除く）（自治法派遣分）（総延べ人数27,081人日）

物的支援の状況

約1,542団体等

（地方自治体、民間企業、各種団体、海外等から）
（水、食料、毛布、日用品、衛生品、衣料品、学用品、自動車等）

金銭的支援の状況

- (1) 義援金 1,971億9,589万円

A 義援金受付団体（※）から宮城県への配分状況
※日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団
i) 第一次配分 555億2,192万円（平成24年1月25日現在）
ii) 第二次配分 1,152億9,939万円（平成24年3月9日現在）

B 日本政府を通じた東日本大震災義援金の宮城県への配分状況
15億6,636万円（平成24年1月25日現在）

C 宮城県（宮城県災害対策本部）の受付状況
248億822万円（平成24年3月23日現在）

- (2) 宮城県災害復興寄附金
6,602件 92億6,349万円（平成24年2月29日現在）

- (3) みやぎ子ども育英募金
3,305件 34億1,976万円（平成24年3月12日現在）

ボランティアの状況

460,883人（平成24年3月11日現在）

宮城県内（主に沿岸部）の市町村災害ボランティアセンターにおけるボランティア活動数（延べ人数）。
この他、市区町村災害ボランティアセンターへの登録は行わない形で活動した個人ボランティアやNGO・NPO団体、専門職の団体、地域順民の団体、各種企業、学生ボランティア等からの支援も多数あります。

主な復興イベント等の状況

516件（平成24年3月22日現在）

復興祭、復興支援コンサート、復興支援の物産展、観光PRイベント等

対策グループの検証

◆感謝状発行に関わる事務量は膨大であったため、事前の取り決めによる改善が必要である

＜計画やマニュアル＞

各部局から支援者の情報を集約し、名寄せを行ったが、事務負担が大きかった。また、物品で支援を受けたものについては、基準に照らす際、金額に換算しなければならず、その作業が難しかった。事前に支援内容について記録しておくルールを定め、物資受入れ時点でのリスト化を実施しておけば、これらの事務量は削減できた。直接的な復旧・復興業務ではないかもしれないが、復旧期において必ず発生する業務であることから、事前のマニュアル化などの取り決めが必要である。

◆災害対策本部事務局各グループの業務分掌や作業フローを確認・調整する体制が改善された

＜県庁内部での調整＞

被災直後、各グループでは、災害対策本部事務局各グループや庁内各課の業務所掌を十分には把握できていなかった。そのため、市町村等からの要請などを他グループ等へ円滑に対応依頼できない場合があった。また、本部事務局各グループの役割分担やグループをまたぐ業務の調整のため、グループ長等による会議も開催されていなかった。

そこで7月以降の後半では、初期の体制を見直し、対策G、避難所G、物資Gを統括するリーダー職を置き他班及び庁内各課の相互調整が図られた。

3 情報グループ・広報グループ・庶務グループ

(1) 職員配置数

平成 23 年 7 月 1 日以降 2 人

平成 24 年 3 月 26 日 情報グループ・広報グループ・庶務グループを廃止

(2) 対応内容

ア 要請, 要望及び問い合わせ等への対応

発災後からしばらくの間, 災害対策本部事務局へ寄せられる要請や, 要望及び問い合わせ等を一括して情報グループで受付し, 案件に応じて各グループや各担当課へ対応を依頼していたが, 市町村の行政機能の回復や各案内の窓口の明確化に伴い, 災害対策本部事務局へ寄せられる要請, 要望及び問い合わせ等も減少していった(注: 物資については, 「物資グループ」の項を参照。)

発災から半年以上を経て寄せられる要請, 要望及び問い合わせ等は, 復興に関するものが主となり, これらについては既に設置されていた復興担当の各課に取り次いでいた。このほか, 「被災地を見たい」, 「ツアーや宿泊について知りたい」, 「ボランティアに行きたいがどこに向かうべきか」といった内容も目立つようになっていた。

イ 被害状況の収集及び公表

被害状況については, 消防庁の災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号)に基づいて, 死者, 行方不明者及び負傷者等の人的被害のほか, 住家被害(全壊, 半壊等), 非住家被害(公共建物, その他)等の物的被害について市町村からの報告を都道府県が取りまとめ, 消防庁長官に報告することとされている。

今回の災害では津波による被害が極めて甚大であったことから, 人的, 物的いずれの被害状況も日々変動し, 確定した数値を求めることが非常に困難であった。

そのような中, 社会への情報提供は重要であるとして, 市町村から毎日 17 時現在の被害状況を収集し取りまとめた結果を同日 18 時に県ホームページへ掲載したほか, 県広報課を経由して県庁 3 階の県政記者クラブへ資料提供(投げ込み)を行った。

平成 23 年 7 月 25 日以降は, 16 時までに情報収集し, 17 時に県ホームページへ掲載した。

8 月以降の県のホームページへの掲載状況は以下のとおりである。

a 平成 23 年 8 月 1 日から 10 月 30 日まで(土, 日, 祝日を除く平日。投げ込みも同様。)

b 平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで(毎月 11 日及び毎週水曜日。投げ込みは 10 月末で終了。)

また, 人的被害のうち死者及び行方不明者の計上場所について, 前記取扱要領では被災地(実際に害を被った場所(市町村))で計上することとされているが, 津波の場合, 実際に津波に遭った場所(市町村)を特定することが困難な死者及び行方不明者も少なくない。

さらに, 今回は死者・行方不明者合わせて約 12,000 人という大規模な被害状況から, 多数の身元不明の御遺体が収容され, 中には身元が特定されるまで数か月から 1 年以上の長い時間を要している方も多い。

津波で死亡した御遺体の発見場所は分かるものの、津波に遭った場所すなわち被災地（市町村）の特定は難しいものであった。

また、前記取扱要領で都道府県に被害状況を報告することとされている市町村においては、特に被害が甚大であった沿岸 15 市町を中心に行政機能が著しく低下したため、所轄の警察署からの情報（総人数のみ。一人ひとりの内訳は不明。）をそのまま県に報告せざるを得ない市町もあった。あるいは、住民登録のある住民の死者数・行方不明者数は分かるものの、それ以外の者の被害状況はよく分からないという市町もあった。

このような状況から、県としては消防庁に対し、今回のような大災害時には被災した場所（市町村）ごとに集計するのは事実上困難であり、住民登録ベースでの集計もやむを得ないのではないかと、平成 23 年 8 月ごろから数度に渡り非公式に打診・要望したところである。

その結果、消防庁からは平成 24 年 3 月 9 日付け消防応第 49 号で消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室長名の通知文書「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用について（通知）」が発出され、死者の計上場所についての取扱い方が示された。計上場所の考え方については、

「原則は被災地であるが、被災地が不明な場合は死体発見場所で計上」

とされたことで一定の前進がみられた。

県ではこうした通知文書等に基づき、改めて市町村に対し、必要に応じて所轄の警察署と緊密な連携を図り、総人数ではなく一人一人の個人情報の特定に基づく、より精度の高い集計を行うよう依頼したところ、市町村における名簿等の整理が進んだ。

いわゆる災害関連死については、平成 7 年の阪神・淡路大震災において、災害関連死の死者数が公表されている。また、平成 16 年の新潟県中越地震においては、死者総数 68 人のうち災害関連死の死者数は公表されていないものの、被災市町村ごとに死者一人一人の死亡状況が公表され、その多くが災害関連死であることが判明している。

県としては比較的早い段階から、関連死の死者数を把握する必要があると考えていた。しかし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく遺族からの申請について、当初は津波等による直接死が主であり、関連死について被災市町村の審査体制も整っていなかったことから、県から市町村に対し関連死について最初の照会を行ったのは、平成 23 年 8 月であった。

なお、関連死の認定に当たっては、医学的見地や社会的要素による判断が不可欠であることから、市町村によっては自前の審査会を設置せず、県に審査会の事務を委託しているところもある（平成 24 年 3 月末現在で 9 市町）。

これらを踏まえ、県としては、発災後約 1 年となる平成 24 年 3 月 21 日の県議会各常任委員会において、災害関連死の死者数を初めて公表した。これは被災 3 県では最も早い公表であり、地元地方紙はもとより全国紙でも大きな反響を呼んだ。

その後、国では復興庁が中心となって災害関連死に関する集計を行い、原因分析や課題等について検討を始めたところである。

ウ 災害派遣等従事車両証明書の発行業務

災害派遣等従事車両証明書の発行業務について、平成 23 年 6 月以降は、庶務グループと兼務と

なった情報グループが担当し、平成23年10月から平成24年3月までの6か月間で約8,000枚を発行した。月別では10月が最大で約2,600枚であった。また、市町村においても、同じ6か月間で約5,800枚を発行した。

その6か月間のうち、平成23年12月1日から平成24年3月31日までの4か月間は、被災地支援の目的で岩手県、宮城県、福島県内のすべての高速道路で全車両が無料化されたため、12月以降の発行枚数は県で1,400枚程度と大幅に減少した。

平成23年10月以降の発行内容としては、災害廃棄物処理や応急仮設住宅建築関係、ボランティア車両の利用が多くみられた。

適用期間について、当初は平成23年3月11日から平成23年9月10日までの6か月間であったが、応急仮設住宅が完成せず県内の避難所が廃止されていなかったため、東日本高速道路株式会社と協議した結果、平成23年12月10日までの3か月間延長された。

その後、平成23年12月末に応急仮設住宅が完成し、県内すべての避難所が廃止されたが、災害廃棄物の処理が依然として進まないため、再度、東日本高速道路株式会社と協議を重ねたところ、大震災発生から満1年となる平成24年3月10日まで期間延長された。

さらに、平成24年3月11日から3月31日までの21日間延長されたが、その際の条件として付されたのは、本来1通行につき1枚の証明書が必要（単回利用）であるところ、被害の甚大さを考慮し、例外として有効期間内（※1）であれば何回でも無料通行が可能となる「反復利用」を発災直後から1年間継続してきたものを取りやめ、本来の単回利用に戻すことであった。これについては、発災後1年が経過し発行窓口の混雑も緩和されたことからやむを得ないものと判断し、反復利用は平成24年3月10日をもって廃止され、単回利用のみとなった。

また、平成24年1月頃から、それまでに発行してきた証明書の回収や反復利用の場合に利用していた運行実績表の回収業務を行った。応急仮設住宅関係などある特定の業者へ発行したものについては回収がすみやかに進んだが、ボランティアなど個人に対して発行した証明については回収に大変苦慮し、紛失等で回収できないものもあった。

（※1）

「反復利用」時の有効期間

工事車両・自治体車両	証明の日から1か月間
ボランティア車両	証明の日から14日間

平成24年4月1日以降の取扱いについては、災害廃棄物処理が進んでいないことや根強いボランティアのニーズがあったことから、県としては引き続きこれまでどおりの取扱いとするよう東日本高速道路株式会社に強く要望していたところであったが、同社からは道路整備特別措置法施行令第11条及び「料金を徴収しない車両を定める告示（平成23年6月17日国土交通省告示第659号）」に基づき、あくまで災害救助すなわち応急復旧のための制度であり、応急復旧とは一般的には応急仮設住宅がすべて完成した時点で終了したとみなされるのではないかとの見解を示された。

しかしながら、今回の災害では膨大な量の災害廃棄物が存在し、被災地のみならず全国にも波及する大きな社会問題となっていることから、沿岸15市町の災害廃棄物の一次処理までに使用する工事車両、自治体車両及びボランティア車両に限り、平成24年6月30日までの3か月間延長が認

められた。

その後沿岸 15 市町のうち、一次処理が完了した利府町を除く 14 市町について、平成 24 年 9 月 30 日まで再延長されている。

情報グループ・広報グループ・庶務グループの検証

◆関係省庁への働きかけにより、被害状況の整理が明確になった

＜県庁外部との調整＞

被害状況を整理する上で重要な情報のひとつに「災害関連死」があるが、以前は定義が明確ではなかったため、市町村により取り扱いが異なり被害状況の収集業務を滞らせる一因となっていた。このような状況をふまえ、この問題の解決について県から総務省消防庁へ強い要望を行い、「災害関連死」について一定の考え方を示した公文書（消防応第 49 号）が示されたことで、県内の関連死を含めた死者数の整理が明確になった。ただし、現時点でも「災害関連死」について明確な定義がされているわけではないことから、今後被害状況を把握する上で重要な指標については、過去の被災県や関係機関と連携の上で明確な定義を定める働きかけを行うことが望ましい。

◆被災市町村からの要請情報等に対する県での対応状況が、十分に整理されていなかった

＜情報＞

被災市町村からの要請情報に対する県での対応状況の整理については、対応に必要な重要案件については、本部全体としての対応状況を把握できるよう、要請等の受付から、対応の進捗状況までを一貫して整理する仕組みを構築することが必要である。その際、多くの市町村が同時に被災する事態においては、地方別に主担当者を定めるなどして、市町村との情報連絡に、責任を持って対応できる体制とすることが重要であると考えられる。

4 通信グループ

(1) 職員配置数

平成 23 年 7 月 1 日以降 2 人

平成 24 年 3 月 26 日 通信グループを廃止

(2) 対応内容

ア 通信設備の復旧

a 防災行政無線

青麻山中継所のアンテナが脱落し七ヶ宿町の地上無線回線が使用不能となっていたが、平成 24 年 4 月 26 日に復旧工事が終了し、地上無線回線による通信が可能となった。女川町及び南三陸町については、平成 25 年度に復旧工事を予定している。石巻市雄勝総合支所及び同市北上総合支所については廃止の方針。県機関では、平成 23 年 9 月 26 日に石巻合同庁舎が、平成 23 年 10 月 26 日に石巻港湾事務所が、平成 24 年 12 月に東部土木事務所がそれぞれ復旧した。また、仙台塩釜港湾事務所については平成 25 年 3 月に、気仙沼合同庁舎については平成 25 年度に復旧工事を予定している。ヘリコプター管理事務所及び原子力センターについては、庁舎建物が復旧され次第、復旧工事を行う予定である。南三陸合同庁舎については廃止する。

b 緊急地震速報システム

被災した気仙沼合同庁舎に設置していた緊急地震速報システムを仮設の気仙沼合同庁舎へ移設設置し、平成 24 年 2 月 20 日に復旧させた。南三陸合同庁舎に設置されていた緊急地震速報システムについては廃止する。

イ 貸与された通信機器の返却等

a 衛星携帯電話

内閣府、総務省、兵庫県、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び KDDI 株式会社から無償貸与支援を受けた 131 台の衛星携帯電話を一般回線が復旧した地域から順に回収し、貸与元へ返却した。

b 携帯電話

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社から無償貸与支援を受けた 436 台の携帯電話及び 32 台のデータ通信カードを、一般回線及びインターネット回線が復旧した地域から順に回収し、貸与元へ返却した。

c MCA無線機及び簡易無線機

総務省から無償貸与を受けた 110 台の MCA 無線機及び 185 台の簡易無線機を貸与元へ返却した。

d 移動式 i p 電話

日本通信株式会社から無償貸与を受けた 99 台の移動式 i p 電話を貸与元へ返却した。

e 貸与されていた通信機器については、各地にある県の機関や避難所などで利用していたが、大きな被害を受けた地域ほど利用が長引いた。また、貸与された携帯電話の番号を県の機関等の受付窓口の電話番号としていたため、その機関等で番号の切り替えに時間を要し貸与元への返却が

遅れるケースもあった。

なお、県災害対策本部事務局で使用する固定電話については、管理を担当する管財課に依頼し、使用していない電話番号を利用させてもらうことで設置台数を増やしていたが、県災害対策本部廃止後の平成24年4月に通常の設置台数に戻した。

ウ 防災行政無線

a 県防災行政無線（可搬型V S A T）

石巻合同庁舎は、震災により庁舎が損傷し仮設事務所へ移転していたため、可搬型V S A Tを設置していたが、平成23年9月23日に改修工事が完了し、元の庁舎に戻ったことから、可搬型V S A Tを回収し、県庁にて保管することとした。

南三陸町、女川町及び気仙沼合同庁舎は、県防災行政無線が復旧していないので、平成25年2月現在も可搬型V S A Tにより有事の際の通信を確保している。

b 市町村同報無線

塩竈市から、被災した同報無線の復旧に際し、指導・助言がほしいとの依頼があった。各種アドバイスの他、プロポーザル契約を行う際、業者選定者として参加をした。

エ 今後の対策（公共情報コモンズ）

平成23年11月10日、県庁にて総務省から公共情報コモンズ¹の説明を受けた。既設の防災情報システム（M I D O R I）を改修し、公共情報コモンズと連携することにより、各種メディアへ情報を配信することが可能となるものであり、既に兵庫県が実証実験済とのことであった。公共情報コモンズの使用料は無料であり、回線はL G W A Nを使えることから導入に向けて検討を進めることとした。

予算については、総務省の「被災地域情報化推進事業」の「災害に強い情報連携システム構築事業」を利用し、整備することとし、平成24年6月13日に交付申請書を提出し、平成24年8月20日に交付決定となった。現在は運用開始に向けシステムを構築中である。

¹ 安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的としたひとつの情報基盤。地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信関連事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効果的な情報伝達が可能になる。

通信グループの検証

◆非常用通信設備から通常の通信設備への移行方法や通信手段の包括的な管理方法は、事前の計画が必要であった

＜資源＞＜計画とマニュアル＞

本災害では、貸与した機器（衛星携帯電話、データ通信カード等）を長期間返却できない地域があった。これは、避難所や役場等の受付窓口の電話番号を貸与された携帯電話の番号としていたため、番号の切り替えに時間を要したことも要因の一つであった。災害時に使用していた番号を通常の通信設備の番号に切り替える際には、情報伝達の混乱を避けるために、県内部及び関係機関や住民への周知方法等をあらかじめ計画やマニュアル等で定めておくことによりスムーズな移行ができると考えられる。また、非常時の通信設備は使用可能な台数が限られており、有線・無線を含む県全体の非常用通信設備の管理方法（県で保有する通信設備、貸与を受ける非常用通信設備等）、通信時の基本的運用方法（「要件を手短かに伝える」等の長時間の占有を避ける使用方法等）及び重要情報（住民等の情報）の取り扱い方法についても、事前に計画やマニュアルに定めておくことが必要である。

5 物資グループ

(1) 職員配置数

平成 23 年 7 月 1 日以降 6 人

平成 23 年 10 月 1 日以降 5 人

平成 24 年 3 月 26 日 物資グループ廃止

※ 平成 23 年 7 月 1 日に、災害対策本部事務局内に震災対策支援チームを立ち上げ、それまでの物資調達グループ、物資グループ、物流調整グループを震災対策支援チーム物資グループに統合した。

(2) 対応内容

ア 支援物資の配送

平成 23 年 7 月以降、個人からの提供物資など 1 箱に多種類の物資が混在されているために配送できずにいた物資について、自衛隊及び宮城県倉庫協会の協力により、提供可能な状態へと本格的な仕分け作業が行われた。

平成 23 年 9 月以降も毎日の市町村への定例要望確認は行っていたが、避難所も徐々に閉鎖されたため、要望数は減少した。また、物資要望のニーズは詳細かつ多様化し、1 品目ごとの要望数は少なくなるなどミスマッチが多く発生した。一方、市町村によっては、応急仮設住宅居住者への配布や、民間賃貸住宅居住者対象の配布会での活用を目的とする要望もあり、特に冬が近づくとつれ、残っていた毛布等暖房関係の物資の要望が生じ、在庫が活かされることもあった。

他方で、NPO 団体・ボランティア団体との連携体制により、草の根的な活動が展開された。市町村からの要望に対しては大口のロットでの物資配送がメインであったが、これにより小さなロットでの被災地への物資提供が可能になった。

また、この頃タイで 7 月から 3 か月にも及ぶ洪水被害が発生しており、当県に寄せられた支援物資のうち、飲料水やマスクなどの一部の物資 13,313 ケースを、タイ（バンコク都）からの要請により 12 月 17 日発の船便で緊急支援として提供している。

以上により、平成 24 年 2 月 28 日で配布先未定の物資はなくなり、毎日の市町村への定例要望確認と、各ボランティア団体への物資提供は終了した。なお、支援物資の保管や運搬に係る費用が災害救助法の適用となるのは平成 24 年 3 月までであり、それ以降は県費で負担することになるため、これを避けるためにも平成 23 年度中に支援物資の在庫をなくすことが必要であった。

平成 24 年 3 月 26 日には、災害対策本部事務局廃止に伴い、物資グループは廃止となったが、同時に震災発生から約 1 年間にわたる宮城県倉庫協会駐在員の常駐も終了した。駐在員の方には、突発的な物資の配送要望への対応や、休日の配送手配など状況に即応した対応をしていただいた。

この後、支援物資のうちのレトルト粥・飲料水・備蓄毛布については、今後の災害に備えて県の備蓄物資として管理することとし、平成 24 年 5 月 30 日・31 日に県庁及び各合同庁舎へ配置した。備蓄毛布は平成 24 年 8 月 1 日から新たに賃借契約を結んだ県内 3 か所の備蓄用倉庫に全 810 箱を保管して次の災害の備えとした。

(東京都との支援物資配送連携)

- ・ 東京都が実施する単独の支援事業であり、県内福祉施設等に対し、東京都がニーズ調査を行い、取りまとめ結果に従って都庁に寄せられていた支援物資を配送するもの。平成23年7月から稼働した。
- ・ 東京都のニーズ調査に基づき、要望があった物資のうち、県倉庫に在庫のある物資は県が配送した。なお、県が物資を配送した期間は、平成23年8月から平成24年1月までの間であった。以降は都が独自に行っている。

この配送により、県支援物資のうちオムツ、おしりふき、水などを計18,269ケース配送した。

表2-1-5-1 東京都との連携による県支援物資の配送実績

(単位：ケース)

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
出庫数	8,293	2,949	3,051	2,566	681	729	18,269

(ボランティア団体との連携)

○ 連携の開始時期（平成23年）

- ・ 7月12日 日本財団（8月末日まで）
- ・ 7月25日 災害こども支援ネットワークみやぎ
- ・ 8月22日 みやぎ連携復興センター（れんぷく）（調整は日本財団）
- ・ 9月1日 DSP災害支援プロジェクト（8月末日までは日本財団傘下で活動）
- ・ 9月16日 ドンドンアップ（被災地での古着配布会開催）
- ・ 9月21日 P i k a r i 支援プロジェクト

被災地での物資ニーズは刻々と変化し、行政が詳細にわたり把握し、更に個人に届けることは難しかった。また、行政では公平性を求められるあまり支援先の選択が困難な場合も多かった。そこで、ボランティア団体との連携により、草の根的な支援をボランティアが行うという形で相互の得意分野を活かすこととした。

被災者へ配布のための物資を受け取りたい各団体は、専用の様式を団体長経由で県にメールで提出し、県から物資受け渡しの可否を回答する方法で実施した。要望が県に届いてから配送までは通常約3日～5日程度であったが、緊急の場合、前日の要望を翌日に配送手配することもあった。

また、県有施設を利用して一部の支援物資について、ボランティアが手にとって確認できる仕組みも平成23年11月以降県内2カ所で実施した。これにより色や素材、サイズなどに確認が必要な衣類などのミスマッチが減り、県有施設からの持ち帰りも可能としたことで、県では配送が難しかった配布規模の少ないボランティア団体の物資受け取りが容易になった。現場2カ所の管理もボランティア団体が行ったが、事前に県に申し込むこととし、現場では配布計画を確認した上で物資を引き渡すこととした。また、持ち帰りが困難な場合には、現場管理のボランティアが配布予定場所まで物資を配送するなど、ボランティア間での連携も盛んに行われた。

表2-1-5-2

連携ボランティア配送実績

(単位: ケース)

	日本財団	子どもネット	れんぷく	DSP					ドンドンアップ	その他	合計
				総数	DSP倉庫	宮農	瀬峰	直送			
7月	2403									2403	
8月	3245	268								3568	
9月	0	1680	701	13054	3541			9513	4729	21218	
10月	0	274	11833	14860	2122			12738	6992	38115	
11月	0	1543	22046	16606	2446	5891		8269	2506	42788	
12月	0	170	8451	10188	802	2763	4943	1680	0	19457	
1月	0	359	9173	9006	0	1892	5601	1513	0	19096	
2月	0	0	5352	9382	0	3488	3862	2032	0	16590	
3月	0	0	0	5683	0	4208	1325	150	0	6358	
	5648	4294	57556	78779	8911	18242	15731	35895	14227	169593	

(県の支援物資入出庫状況)

※ 以下の数値は、県の管理する倉庫に入庫した支援物資に関する数値であり、市町村等へ直送された支援物資の数値は含まれていないもの。

表2-1-5-3

在庫状況

(単位: ケース)
(H24. 3末現在)

	月別在庫数	月末倉庫数
3月	177,223	16
4月	201,932	22
5月	253,360	19
6月	259,755	21
7月	289,362	19
8月	289,398	17
9月	258,075	17
10月	203,222	17
11月	139,295	13
12月	93,156	12
1月	47,793	10
2月	34,551	6
3月	0	0

表2-1-5-4

月別入庫箱数

(単位: ケース)
(H24. 3末現在)

	月別入庫数	累計
3月	330,027	330,027
4月	161,417	491,444
5月	92,564	584,008
6月	42,548	626,556
7月	51,272	677,828
8月	27,395	705,223
9月	6,987	712,210
10月	3,147	715,357
11月	2,185	717,542
12月	26,981	744,523
1月	2,671	747,194
2月	11,761	758,955
3月	0	758,955

図2-1-5-1

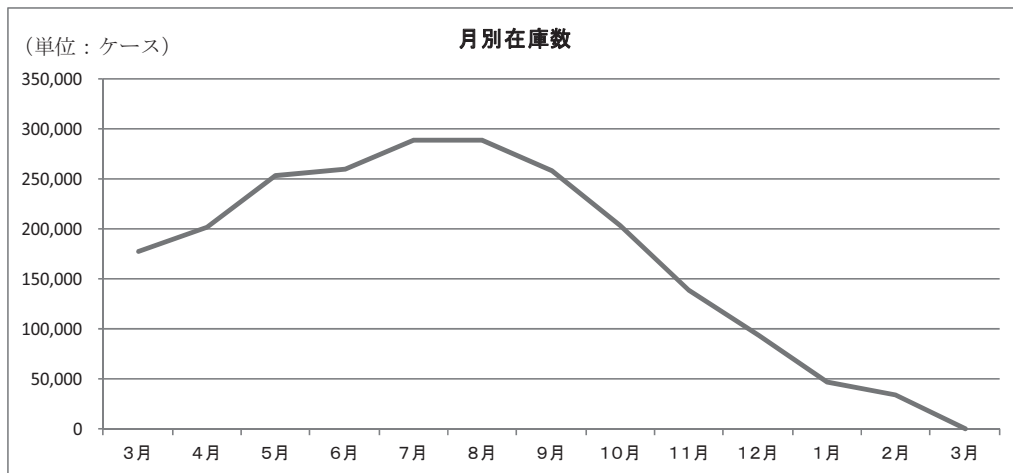


図2-1-5-2

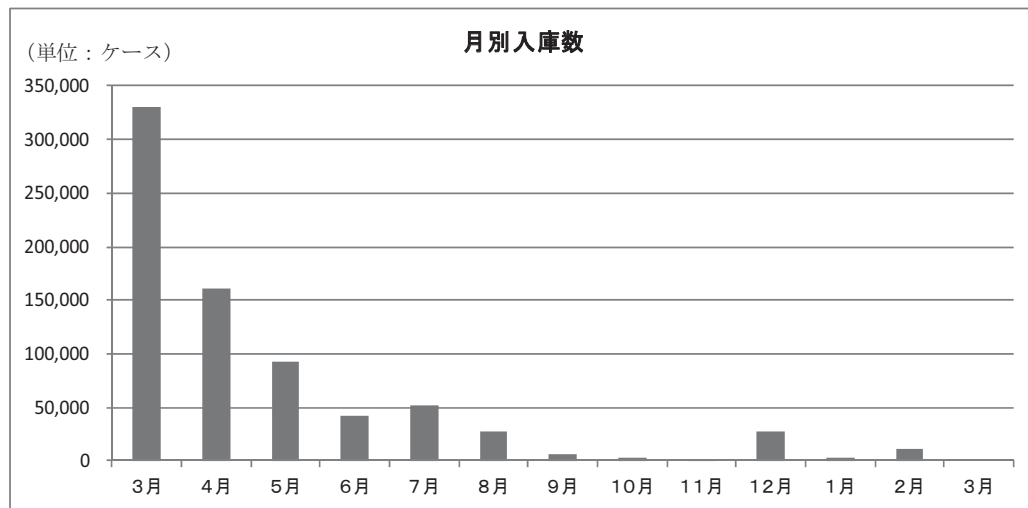


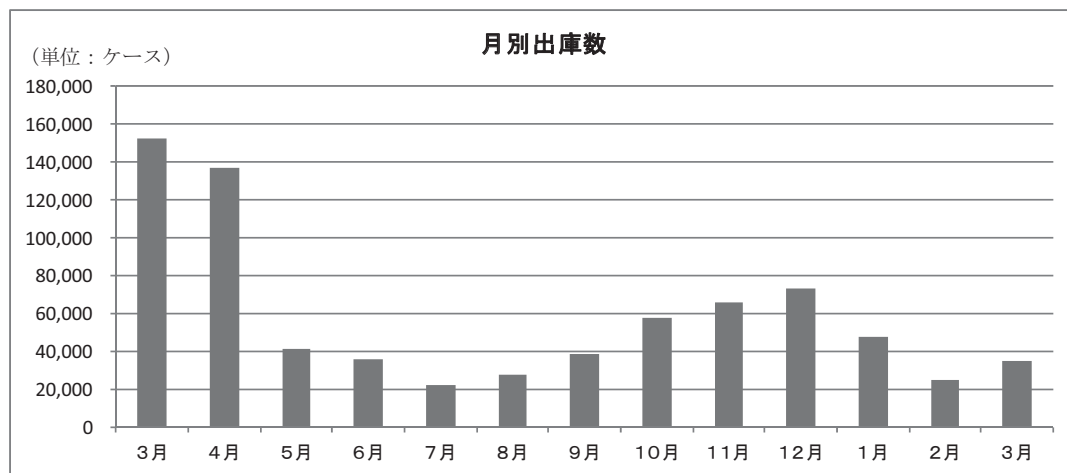
表2-1-5-5

月別出庫数

(単位：ケース)
(H24.3末現在)

月別	月別	内訳				累計
		市町村	ボランティア	都システム	その他	
3月	152,804	151,438		-	1,366	152,804
4月	136,708	136,365		-	343	289,512
5月	41,136	39,970		-	1,166	330,648
6月	36,153	23,352		-	12,801	366,801
7月	21,665	16,461	2,403	-	2,801	388,466
8月	27,359	13,956	3,568	8,293	1,542	415,825
9月	38,310	9,446	21,218	2,949	4,697	454,135
10月	58,000	9,267	38,115	3,051	7,567	512,135
11月	66,112	8,710	42,788	2,566	12,048	578,247
12月	73,120	6,915	19,457	681	46,067	651,367
1月	48,034	2,199	19,096	729	26,010	699,401
2月	25,003	605	16,590	0	7,808	724,404
3月	34,551	0	6,358	-	28,193	758,955
合計	758,955	418,684	169,593	18,269	152,409	

図2-1-5-3



イ 廃棄物処分の実施

賞味期限切れの食品や使用が見込めない中古品等の支援物資を廃棄するため、事業者と委託契約を締結し、平成24年2月下旬から3月下旬にかけて、約26,000ケース（約160,489kg）の支援物資の処分を行った。廃棄する物資が大量であるため、一般廃棄物ではなく産業廃棄物として処理するものもあり、廃棄費用も800万円近くにのぼった。

ウ その他

震災発生後に、県が独自に調達し市町村に供給した生活物資のうち、冷蔵庫や仮設トイレ等、レンタル又はリースによって供給したものについて、その所在箇所の把握及び返却に係る調整を行った。

(3) 課題

支援物資は平成23年9月時点で25万箱以上あったが、市町村の避難所が徐々に閉鎖されるにつれ、主たる配布先であった市町村からの要望が減少していき、支援物資の配布先を確保することが困難であった。しかし、ボランティア団体等を通じた配布や、公的機関等で活用する等の取り組みで、最終的に在庫支援物資をなくすことができた。このように震災後6か月が過ぎた平成23年9月以降は、支援物資の緊急性が低くなっていたことから、震災初期の段階で支援物資の配布調整を図ることが必要である。

また、震災時の支援物資対応のあり方については、国が中心となって見直しを進めており、県も協議会のメンバーとして参加する等意見を述べている。例えば、物流専門業者である倉庫協会及びトラック協会との連携のあり方については、国土交通省が協議会を立ち上げて検討しており、本県もメンバーとして参加している。また、支援物資の統一された分類コードのあり方については経済産業省が、市町村・都道府県・国の間で物資を調達する際に使用する物資調整シートのあり方については内閣府がそれぞれ調査を進めており、本県からも見解を述べている。

物資グループの検証

◆支援物資については、支援する側と受け入れる側とで共通化できるルールをマニュアル化しておくことが必要である

＜計画やマニュアル＞

震災後2週間で多くの支援物資が倉庫に集められ、支援物資の抑制は平成23年4月でも既に遅かった。初動3日間で体制を整え、4日後から、ロジスティックを専門とする機関に支援物資の管理を依頼すれば、不良在庫の抑制にも効果があると期待される。一方で、時間の経過と共に、被災者のニーズも変化し、細分化していくことから、これに対応できる供給体制を構築すべきであった。新潟県中越地震及びこれまでの大きな災害時にも同じような問題が生じていたが、国による共通化の対応が定められていない。これらに対応するためには、1都道府県による対応だけでは難しく、支援する側と受け入れる側とが共通の品目コードを持つなどの全国的な共通ルール作りが必要である。震災の経験が無駄にしないためにも、物資の供給体制について、被災県としての経験を国にも伝えながら検討を

進めることが必要であろう。

◆事前の災害時応援協定によって、宮城県倉庫協会から派遣された物流専門家が、本部事務局執務室に駐在し倉庫関連業務を実施した

＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

宮城県では宮城県倉庫協会と締結していた災害時の応援協定の中に、保管業務のみならず、物流専門家の派遣についても記載をしていた。この協定により、物資拠点における荷受等の実作業にとどまらず、ロジスティクス全般（在庫管理などの情報処理や、倉庫の確保・配置など）への協力を受けることができ、救援物資の輸送・在庫管理が効率化された。宮城県倉庫協会においては、協定締結後、協会内で検討会を継続的に開催し、新潟県中越沖地震に対応した物流専門家による講演や、簡易な在庫管理プログラムを作成するなど、取組みを重ねてきていた。今後は、より一層協定を効果的に運用するために、平常時より、県、倉庫協会・トラック協会や地方機関などが合同で、情報伝達図上訓練や物流実動訓練も実施することが求められる。

◆不良在庫によって、倉庫業務に支障が生じたが、市町村・ボランティアとの連携による支援提供を実施した

＜資源（物資）＞＜計画とマニュアル＞

時間の経過にともないニーズのなくなった物資や、積載内容が分からず出庫できない箱が、倉庫に停滞した。こうした不良在庫が多くなると、利用できる倉庫面積が小さくなり、重要なニーズの高い救援物資の取扱いに悪影響が生じる。今後は、こうした不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握することが求められる。在庫を把握することで、不要な物資の調達の抑制につながる。また、倉庫の空き状況等に基づき、将来不足すると予想される物資（冬に向かう前の暖房機など）の、早期の調達計画が立案も容易となる。在庫情報を得るためには、上述のように、①発送段階で、発送地において仕分け等を行い、積載一覧表とともに発送すること、②物資拠点には、作業効率の高い民間倉庫（フォークリフト等の専用機材が利用可能で、床加重が高く床面積の広い）を早期より用いること、③倉庫での入出庫業務及び、事務局での在庫整理などに、物流専門機関の参画を得ること、④各段階（調達・在庫・ニーズ収集）で、各機関（県各部署、物資提供機関、市町村）が利用する書類様式（物資の分類など）を共通化すること、などが求められる。他方で、市町村、ボランティア等と連携し支援提供を実施することが出来たことから、今後は災害時の連携対応について計画を策定しておくことが必要である。

6 避難所グループ

(1) 職員配置数

平成 23 年 7 月 1 日以降 3 人（うち 2 人は対策グループと兼務）

平成 23 年 12 月 1 日以降 2 人（対策グループと兼務）

平成 24 年 3 月 26 日 避難所グループを廃止

※ 平成 23 年 7 月 1 日以降は、災害対策本部事務局内に震災対策支援チームを立ち上げたことにより、震災対策支援チーム避難所グループとなった。

(2) 対応内容

避難所グループ[※]は、避難所支援における多様なニーズに対応するため直接避難所を運営する市町村支援を行うことを目的に、対策グループから派生し、平成 23 年 4 月 1 日から新たに設置されたグループである。

※ 7 月 1 日以降は、新たに震災対策支援チームが設置され、職員 3 人体制で避難所グループを担当することになった。

発災後約 6 か月となる、平成 23 年 9 月 1 日の時点で、県内避難所数は 99 か所、避難者数は 2,135 名、避難所開設市町村 13 市町と、ピーク時の震災発災初期と比較すると大幅に減少した。しかし、残っている避難所は、震災により大きな被害のあった石巻市、気仙沼市、女川町、南三陸町等沿岸市町であり、また当該市町においては、いまだ応急仮設住宅の建設着工数は充足しておらず、避難者への継続的な生活支援、避難所の解消に向けた市町職員等の懸命な取り組みが行われていた。

避難所グループでは、夏場対策（暑さ・熱中症対策）等の市町支援が収束し、今後の避難所運営に対する市町担当者の意見聴取、課題等の対応にあたった他、県外のホテル・旅館等に避難した県民の避難先都道府県との情報共有を図った。

(避難所対策)

平成 23 年 9 月以降の避難所開設市町及び避難所閉鎖日は次項のとおりである。

表2-1-6-1 県内避難者数と避難所数について（県災害対策本部調べ）

市町	平成23年9月1日現在		避難所閉鎖日	備考
	避難所数	避難者数		
石巻市	45	1,234	平成23年10月11日	
気仙沼市	16	345	12月30日	
白石市	1	20	9月30日	2次避難
多賀城市	1	48	9月30日	
大崎市	14	98	11月9日	2次避難
登米市	1	11	9月14日	2次避難
栗原市	1	2	9月14日	2次避難
蔵王町	3	22	10月11日	2次避難
川崎町	7	75	10月11日	2次避難
色麻町	1	11	9月20日	2次避難
加美町	1	7	10月1日	2次避難
女川町	6	254	11月9日	
南三陸町	2	8	10月20日	
合計	99	2,135	—	

避難所にて避難生活を送らざるを得ない理由として、多くの避難者が応急仮設住宅への入居待機であり、結果として各市町の応急仮設住宅建設が完了した時点で避難所はほぼ解消することとなった。しかし、避難者の中には、被災した住宅の改修を待っているものの、建設業者の目途がつかず修理が進まないことや希望する応急仮設住宅に空きが出るのを待っている等の理由により、避難生活を継続する状況もあった。

県内最後の避難所の解消は、平成23年12月30日気仙沼市の避難所の閉鎖をもってであった。

なお、石巻市で運営していた「石巻市就労就学支援避難所（旧仙台エクセルホテル東急：仙台市青葉区）」の閉鎖は平成24年3月31日である。

平成24年3月26日をもって避難所グループは廃止されたが、継続して把握が必要であった「全国避難者情報システム²」の避難情報の整理業務を、震災復興・企画部震災復興推進課に引き継いでいる。

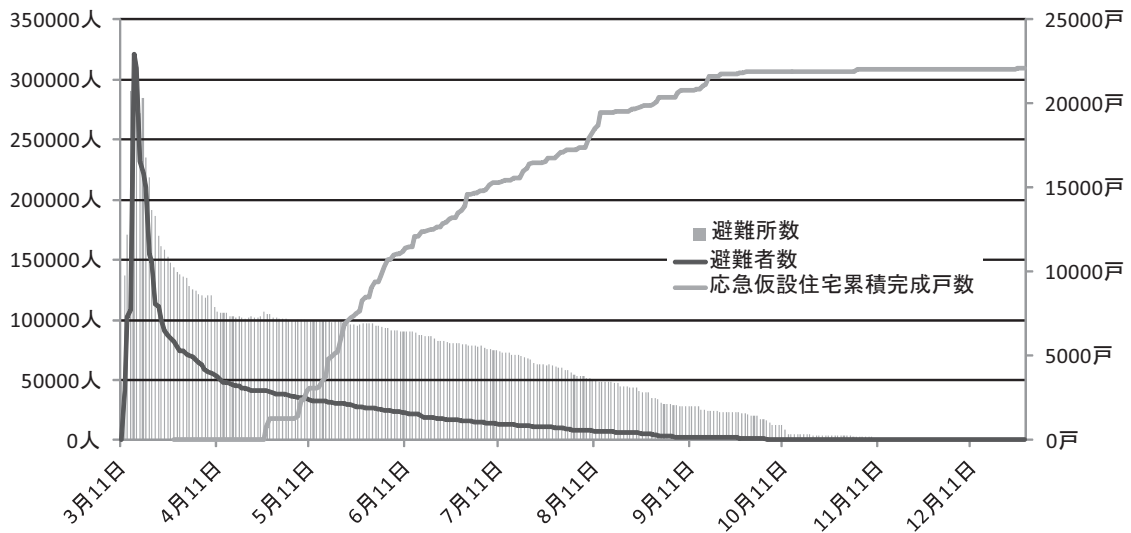
² 避難者に、任意で、避難先の所在地等に係る情報を、避難先の施設等が所在する市区町村に対し、直接又は避難所を通じて提供することを求め、避難先市区町村を含む都道府県を通じて、避難元県に対して、総合行政ネットワーク（LGWAN）により当該避難者に関する情報を提供する仕組み。

表2-1-6-2 宮城県内の避難者数・避難所数推移について（県災害対策本部調べ）

月日	避難者数	ピーク時から割合	避難所数	ピーク時から割合
3月11日	41,213		199	
3月12日	102,058		559	
3月13日	108,603		697	
3月14日	320,885	100.00	1,183	100.00
3月15日	309,333	96.40	1,212	102.45
3月16日	231,248	72.07	1,152	97.38
3月17日	222,361	69.30	1,109	93.74
3月18日	210,500	65.60	1,158	97.89
3月19日	154,774	48.23	959	81.07
3月20日	148,566	46.30	891	75.32
3月21日	113,029	35.22	780	65.93
3月22日	111,273	34.68	759	64.16
3月23日	100,450	31.30	692	58.50
3月24日	90,325	28.15	657	55.54
3月25日	86,919	27.09	644	54.44
3月26日	85,039	26.50	622	52.58
3月27日	81,592	25.43	601	50.80
3月28日	77,582	24.18	586	49.54
3月29日	74,404	23.19	569	48.10
3月30日	74,069	23.08	564	47.68
3月31日	71,363	22.24	553	46.75
4月1日	70,020	21.82	550	46.49
4月7日	56,386	17.57	484	40.91
4月14日	47,383	14.77	431	36.43
4月21日	41,554	12.95	415	35.08
4月28日	38,875	12.11	427	36.09
5月1日	38,075	11.87	412	34.83
5月7日	35,365	11.02	409	34.57
5月14日	32,442	10.11	405	34.23
5月21日	30,239	9.42	403	34.07
5月28日	26,687	8.32	397	33.56
5月29日	26,621	8.30	397	33.56
5月31日	26,266	8.19	395	33.39

月日	避難者数	ピーク時から割合	避難所数	ピーク時から割合
6月1日	25,489	7.94	389	32.88
6月7日	23,985	7.47	373	31.53
6月14日	21,420	6.68	363	30.68
6月21日	17,878	5.57	336	28.40
6月28日	16,340	5.09	327	27.64
7月1日	15,626	4.87	321	27.13
7月7日	13,950	4.35	309	26.12
7月14日	12,874	4.01	297	25.11
7月21日	11,427	3.56	274	23.16
7月28日	10,282	3.20	252	21.30
8月1日	9,202	2.87	239	20.20
8月8日	8,035	2.50	211	17.84
8月15日	7,007	2.18	197	16.65
8月22日	6,306	1.97	180	15.22
9月1日	3,413	1.06	128	10.82
9月8日	2,711	0.84	116	9.81
9月15日	2,375	0.74	102	8.62
9月22日	2,072	0.65	96	8.11
9月28日	1,745	0.54	90	7.61
10月5日	910	0.28	67	5.66
10月14日	332	0.10	19	1.61
10月21日	245	0.08	16	1.35
10月28日	212	0.07	16	1.35
11月2日	191	0.06	12	1.01
11月9日	47	0.01	3	0.25
11月16日	47	0.01	3	0.25
11月22日	44	0.01	3	0.25
11月30日	31	0.01	3	0.25
12月7日	20	0.01	2	0.17
12月11日	20	0.01	2	0.17
12月14日	20	0.01	2	0.17
12月21日	16	0.00	2	0.17
12月28日	9	0.00	1	0.08

図2-1-6-1 避難者・避難所数の推移と応急仮設住宅の建設状況について



《事例：石巻市の「待機所」について》

石巻市では応急仮設住宅すべての完成を受け、平成23年10月11日に避難所を解消した。しかし、住宅の修理が間に合わないなど、住居を確保できない等特段の理由がある避難者に対して、新たに4か所の「待機所」を開設し（避難所となった公民館を継続して使用したもの）、64名の避難者が引き続き生活することになった。この待機所では食事の提供などが行われ、避難所とほぼ同じ運営がなされたが、平成23年12月11日に解消している。

《事例：石巻市の「旧仙台エクセルホテル東急」への避難者について》

震災直後の平成24年3月に、震災以前から閉館していた旧仙台エクセルホテル東急（仙台市青葉区一番町2-9-25）を管理している日本生命保険相互会社から、当該土地建物を被災地支援のため利活用の申し出が有り、石巻市に打診したところ、平成23年5月中旬から平成24年3月31日までの期間、石巻市が「石巻市就労就学支援避難所」として無償で借り受けることとなった。

「石巻市就労就学支援避難所」の入居資格は、被災等受けた石巻市民で、仙台近郊に就学・勤務している者を対象とした。通常の避難所としての運営とは異なり、食事の提供は行わず、避難者はここから各々の勤務先や学校に通勤通学した。入居者は200人程度であったが、平成24年3月31日にすべての入居者が退去し、閉鎖となった。

避難所に避難せず被災した住宅や親類、知人宅に避難している、いわゆる「在宅避難者」*について、各市町村で生活物資等の提供を行っていた。

※「在宅避難者」の定義は特に法令等で規定されているものではない。なお、「自宅避難者」「在宅通所者」等があるが、本書においては、これらを「在宅避難者」で統一する。

もともと災害救助法では被災者の支援に当たり、避難所に対して支援を行うことを念頭に考えられてきたが、今回の震災に伴う同法の弾力的運用の一つとして在宅避難者も支援対象とされた。これにより、避難所に避難された被災者に限らず、障害がある、高齢者がいるなどの理由によって、避難所に行けず、在宅での避難を余儀なくされている被災者についても、在宅避難者として物資や食料等の支援ができるようになった。

県災害対策本部事務局では、市町村に対する物資提供支援にこれら在宅避難者の数が大きく関わってくるため、平成23年4月上旬より隔週で、在宅避難者数の報告を市町村に求めた。平成23年7月1日現在の調査では、石巻市13,000人、気仙沼市2,500人、女川町1,000人、多賀城市10人と把握していたが、「在宅避難者」の定義が明確ではなく、市町村における把握が困難な状況であった。

そこで、平成23年9月1日時点で各市町村が実施している在宅避難者に対する支援状況調査を実施した。結果は、自宅等で生活しているものの避難所で食料や物資の提供を受けている「自宅通所者」への支援としては、気仙沼市、女川町で合計109名に対して実施していた。また、生活必需品の不足やガス等のライフラインが復旧しておらず食事の準備ができない等の「在宅避難者」への支援としては、石巻市で8,878名に対して実施していた。石巻市では、被災市民に対し「配給カード」を配布し、避難所や集会所、公民館を拠点として、毎日、食料・物資を提供していた。この支援は、平成23年

11月10日まで継続している。

調査結果から、ライフラインの復旧によりほとんどの市町村では在宅避難者への支援は終了していたが、なお避難所の残っている市町においては、在宅避難者への食料等の支援を行っている実態であった。

各市町村の在宅避難者に対する支援は、どの範囲まで支援すべきなのか判断基準はなく、従ってその把握方法もいまだ人手不足の市町村では対応が難しい状況で、この後NPO団体等と連携した支援へとつながっていくこととなった。

東日本大震災及びその後の東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの住民が住所地の市町村（以下「避難元市町村」という。）の区域外（以下「避難先市町村」という。）に避難したことが本災害の特徴の一つであったが、避難元市町村では、その人数及び避難先の実態を把握することが困難であった。

県災害対策本部事務局では、総務省が平成23年4月より運用を開始した「全国避難者情報システム」による避難者情報を整理し、県外での登録者数として公表していたが、当システムが避難者の自主的な登録によって運用されていることや、市町村に提供されるデータが整理されていないことによる活用の難しさなど、当初想定された当システム運用スキームに県及び市町村が対応できないという課題があった。そこで、県災害対策本部事務局において登録情報を整理したデータを作成し、避難元市町村で当システムの情報を活用し、県外避難者に対する情報提供を促すため、平成23年9月2日付けで各市町村に提供した。

県外避難者については「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（平成23年3月19日付け厚生労働省社会・援護局総務課長通知）により、広域にわたる避難が行われた場合の災害救助法の適用が示され、全国都道府県では積極的に避難者に対する受入施設の提供が行われた。

しかし、各都道府県において把握している県外避難者の情報について、平成23年9月の時点では県災害対策本部事務局、地域復興支援課（二次避難担当）及び震災援護室（災害救助法担当）では把握しきれていない状況であった。

そこで、各都道府県（福島県及び岩手県は除く。）に対し、県外避難者の受入状況について調査を実施した。調査の結果、各都道府県で、災害救助法適用として把握している避難者数は、2,633人となった。

県災害対策本部の方針では、県内避難所が収束する状況を考慮し、県外避難所においても、県外避難者にはこれに変わる生活拠点の支援を行いつつ、県外のホテル・旅館避難所についても縮小することが必要と判断した。特に東京都の避難者は、100名を超える人数であった。そこで、平成23年9月26日から東京都側で実施した避難者に対する説明会資料として、「県内避難所の閉鎖時期をみながら、県外のホテル・旅館での避難所を終了」する旨の通知を发出し、避難元市町村への連絡及び相談を促し、次の居住地への移動を促すこととなった。

避難所グループの検証

◆「在宅避難者」「県外避難者」の定義を明確にし、予期した対応の手順化が必要である

＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

想定していなかった「在宅避難者」「県外避難者」については、実態の把握や支援の範囲について、市町村で差が出ている。これらの定義を明確にし、避難者の状況を把握するとともに支援の範囲について具体的な対応を平時から検討しておく必要があった。

県外避難者を把握するための「総務省全国避難者情報システム」も県外避難者把握のための唯一妥当な仕組みと考えられるが、現行のシステムのままでは、登録した避難者の重複などがあり、被災市町村で利用するための事務負担も大きい。国主導で抜本的な運用ルールの整備が必要である。

～伝える～ 災害対策本部事務局長（当時）から

会計管理者兼出納局長 小野寺好男（当時：危機管理監）

大きな揺れが、間もなく建物だけでなく地面をも引き裂かんばかりの揺れに変わり、その揺れが中々収まらない。三分後、長く烈しい揺れが漸く収まった。

直ぐに、災害対策本部業務の開始と、沿岸市町に対し津波への万全の体制を求めるFAXの送信を指示した。

本県では、これまで多くの犠牲者を出した地震や津波に何度も見舞われてきた。このため、市町村・国・自衛隊・消防機関や民間も含めた防災機関と連携し、再び過去のような犠牲者を出さないとの思いで各種の防災訓練を実施してきた。

しかしながら、東日本大震災では、本県だけで一万人以上の犠牲者と一千人以上の行方不明者が出てしまった。悔やんでも悔やみきれない思いである。

発災直後は、被災状況の情報が殆ど入らず、テレビ画面から流れるヘリテレ映像で焦燥感を抱きながら被害状況を想像するだけであった。

翌日早朝からは、被災状況も少しずつではあるが明らかになり、日増しに増える避難所避難者や犠牲者・行方不明者に愕然としながら、災害対策本部会議の運営、本部事務局での国・防災機関やライフライン機関との調整に追われる日々であった。

庁舎や通信基地局の流失により情報伝達手段が消滅した市町や地域との通信の確保。避難者が三十万人を超える事態となった避難所への食糧などの物資の確保と搬送。医療機関や避難所、人命救助に必要な燃料の確保。一時期二万人を超えるかもと思われたご遺体の安置所や柩の確保。

これまで、大規模災害時の対応のため民間機関などと百に近い防災協定を締結してきた。早速、協定を発動するため、各部署において協定の相手方と協議。自身被災しながらも、被災から免れた物資や資材の提供をいただいた。

この様な中で、発災翌日からは、全国から自治体や防災機関の支援隊が到着。また、本当に多くのボランティアや民間企業・NPO・NGOからの支援。さらに、海外の救助隊やNPO・NGOの支援の申し込みが殺到した。

連日、支援活動についての協議や調整を通じて、支援者の被災者・被災地のためにとの熱意に、目頭を熱くし勇気をいただいた。

東日本大震災では、一万人を超える死者・行方不明者を出すことになった。この中には、津波到来の直前まで、住民の避難誘導に携わった百人を遥かに超える消防団員や消防職員、民生委員、市町職員も含まれている。そして、この人達の働きで、多くの命が救われている。このことも、決して忘れてはいけない。

この様な悲劇を二度と繰り返させてはいけない。このため、数百年後まで今回の教訓が言い伝えられ活かされる記録を残して置かなければならない。

このことが、この大震災に危機管理として携わった者の果たすべき大きな責務である。

～伝える～ 災害対策本部事務局次長（当時）から

会計課長 菊地 正（当時：危機対策課長）

2010年の2月、東日本大震災の1年ほど前のこと。チリ沖で大きな地震があり、宮城県にも大津波警報が発令された。養殖等への被害は大きかったものの、幸いにも大きな人的被害には至らなかった。

しかしながら、このときから津波に対する「備え」が大きな課題となった。細かいことはいろいろあるのだが、何ものにも代えがたい「人の命を守る。」という観点からのポイントは「情報の伝達」と「避難の徹底」だった。

なぜなら、毎年、地域で津波避難訓練などを行っていたにもかかわらず、「避難しない人たち」が多く発生したからである。

三陸沿岸には昔から「津波てんでんこ」と言われているとおり、過去の甚大な津波被災の経験から「津波＝逃げる」というある種オートマチックな行動規範が受け継がれていたにもかかわらずである。

このようなことから、沿岸部の市町と協力して対策を講ずるべく動いていた最中の昨年3月、東日本大震災が発生した。

震源・マグニチュードの情報から「とにかく津波対応」が最優先だと思った。即座に沿岸市町に対して津波の避難徹底をFAXした。市町においても、防災無線の機能の問題があつたりもしたが、消防や警察の方々を含め自らの犠牲を顧みず避難誘導が必死に行われたものの、多くの方々の尊い命が津波に飲み込まれていったことは、危機対策課長としての痛恨の念は、果たして、今後も私の中から消えることはないだろう。

津波に限らず危機対策、災害対策の原点は人の命を守ることである。とは言っても、予見できないこと、防ぎようのないこともある。

しかし、津波は「時間」がある。適切な情報があつて、逃げる場所があつて、直ちに逃げる意志があれば助かる可能性は極めて大きい。

また、今回の大震災は、これまでの建物や構造物の耐震化が功を奏し、震度7や震度6強の揺れがあつたにもかかわらず、そのことによる建物等の崩壊などで亡くなった方はごく少数であつた。

したがって、耐震化も高台移転も、防潮堤の整備も重要なことであり、やらなければならないことであるが、津波に対しては、適切な情報を直ちにかつ確実に住民に伝え、適切な避難場所に確実に逃げる・・・という「避難の確立」こそが、あたりまえかもしれないが最優先で取り組むべきことだと思う。

～伝える～ 災害対策本部事務局次長（当時）から

環境生活総務課長 茂泉 礼司（当時：消防課長）

平成 22 年 4 月に消防課長を拝命。以来、林野火災防ぎょ訓練、石油コンビナート防災訓練、防災関係ヘリコプター災害対応訓練、県内消防機関で編成する緊急消防援助隊宮城県隊による「9.1 総合防災訓練」や北海道・東北ブロック合同訓練への参加などの機会に、県内消防機関を始めとする防災関係機関の『災害対応力』を直接参観し、その実力を十二分に認識していたところである。

これら訓練の中で特筆すべきは、全国初となる防災関係ヘリコプター災害対応訓練である。石巻市、石巻消防本部、石巻赤十字病院の協力のもと、県・仙台市・近県の消防防災ヘリや、県警、陸自、空自、海保、国交省のヘリが参加する大規模訓練であった。多機関のヘリの安全運航の確保や、救助・救急搬送等の活動における連携・協力の確認などで、多くの成果を得られたところである。

これらの訓練を通じて培われた、防災関係機関相互の連携・協力の強化は、東日本大震災の『災害対応』において、大きく活かされた。

発災直後に、県災害対策本部内に「ヘリコプター運用調整班」と「宮城県消防応援活動調整本部」が立ち上がると、仙台市消防局、県警、自衛隊、海上保安庁などの担当職員が続々と詰めかけ、初動対応に従事した。総務省消防庁や東京消防庁の職員も、同日 21 時に到着し、全機関が一丸となって、他県からの応援隊の配置や救助等活動の調整を、夜を徹して行った。

災害対応活動の全容は、『平成 23 年東日本大震災緊急消防援助隊活動報告書』と『平成 23 年東日本大震災ヘリコプター災害対策活動報告書』に記録されている。活動記録とともに、反省点・見直しを要する点及び評価できる対応等が収められている。

私からは、最後に次のことを記したい。

宮城県は、平成 20 年の「岩手・宮城内陸地震」の災害対応における課題と反省点を、さまざまな防災訓練の機会に活かすなど、大規模災害への備えを進めて来た。このことが、一人でも多くの生命を守ることに繋がったものと認識している。

「東日本大震災」における災害対応の課題と反省点についても、今後の防災体制の整備や訓練等に十分に反映させ、大規模災害への備えを更に強化して行くことが重要である。

7 警察（行方不明者の捜索）

（1）行方不明者の捜索

宮城県警では、震災発生から半年以降も引き続き、各自治体や第2管区海上保安本部等と連携しながら行方不明者の捜索を継続している（県の災害対策本部廃止後も継続中）。平成23年9月11日からは、県警機動隊員等による行方不明者特別捜索隊を編成し、行方不明者家族等の要望や情報分析等に基づき、県警機動隊ダイバーによる捜索や船艇を使用した捜索等、特殊装備や機動力を活かした捜索を実施している。また、沿岸9警察署では、署員で編成した捜索班による捜索も続けている。震災発生後の9月から平成24年3月までに発見されたご遺体は78体である（平成23年3月11日～平成24年3月11日の1年間の累計では9,512体）。

今後も、行方不明者のご家族等の要望を踏まえ、一日でも早く行方不明者の方々をご家族のもとにお返しするという方針で捜索を継続する。

後半6か月間（平成23年9月～平成24年3月）における主な活動は以下のとおりである。

・沿岸地域集中捜索作戦

期間：平成23年9月28日・29日

場所：①最近のご遺体発見状況を踏まえた海岸線・湾内

②行方不明者ご家族からの捜索要望箇所

体制：県警捜索部隊約260名、他県警からの特別派遣部隊約190名（海上保安庁や漁協等とも連携）

・沿岸部の重点潜水捜索

期間：平成23年10月26日～11月9日

場所：気仙沼市及び南三陸町（10月26日～27日）、雄勝湾及び追浜湾（11月1日～2日）、女川町石浜及び桐ヶ崎地区（11月8日～9日）

体制：行方不明者特別捜索隊（機動隊潜水部隊等）約120名 水中ロボットを初めて投入

・被災地海岸線捜索

期間：平成23年12月7日・8日・14日・15日・27日

場所：石巻市雄勝町船越荒地内（12月7日）、気仙沼市川桑町崎浜地内（8日）、南三陸町歌津字石浜地内（末の崎）・歌津字管の浜地内・戸倉字寺浜地内（神割崎）（14日）、石巻市雄勝町大浜地内（15日）、亘理町荒浜地内（27日）

体制：行方不明者特別捜索隊（機動隊レンジャー部隊等）20名

・仙台市若林区井土地内での潜水捜索

期間：平成23年12月22日

場所：仙台市若林区井土地内のため池

体制：行方不明者特別捜索隊（機動隊潜水部隊等）12名

・被災地海岸線捜索

期間：平成 23 年 12 月 7 日～ 27 日

場所：被災地の海岸線

体制：行方不明者特別捜索隊（機動隊レンジャー部隊等）約 120 名

・ 3.1.1 行方不明者集中捜索

期間：平成 24 年 3 月 11 日～ 13 日

場所：気仙沼警察署・・・本吉町小泉海岸（海水浴場）及び気仙沼湾の海岸線（小泉から階上方面）

南三陸警察署・・・戸倉地区海岸線

河北警察署・・・北上町北上川川岸（十三浜，月浜，白浜，北上総合支所周辺），雄勝町内追波海岸（尾ノ崎，走崎地内），大川小学校周辺（富士沼・富士川周辺），雄勝町明神地内海岸線

石巻警察署・・・石巻市門脇三ツ股地内，牡鹿町谷川浜海岸線，東松島市野蒜海岸須崎地内，女川町内鷺神浜，女川町内海岸線（飯子浜・塚浜等）

塩釜警察署・・・七ヶ浜町菖蒲田浜，東宮浜，代ヶ崎浜，松ヶ浜，湊浜の海岸線，塩竈市浦戸諸島及び島内

仙台東警察署・・・仙台市宮城野区中野・蒲生・岡田地内の海岸線，七北田川川岸

仙台南警察署・・・仙台市若林区井土地内から荒浜地内にかけての側溝内，井戸浦地内・荒浜地内の海岸線

岩沼警察署・・・名取市閑上，下増田地区の海岸線，岩沼市早股地区（二の倉）の海岸線

亘理警察署・・・亘理町内海岸線，山元町内海岸線

体制：警察官（行方不明者特別捜索隊，第二機動隊，航空隊，県警察学校生，沿岸 9 警察署員等）約 500 名



捜索活動の様子

（２）似顔絵による身元確認

捜索により行方不明者のご遺体が発見されても、身元が分からず、警察に安置されたままとなるケースも少なくない。

こうした状況を受けて、宮城県警では、平成 23 年 11 月に「身元不明・行方不明者捜査班」を設置し、身元確認に取り組んでいる。ご遺体の特徴や所持品等から身元を確認しているが、中でも、県警のホームページで公開している似顔絵が効果を上げている。似顔絵は、ベテラン捜査官が描いており、傷ついたご遺体から生前の顔を再現していることから、遺族にとって分かりやすいものとなっている。この取り組みにより、平成 25 年 1 月 7 日現在までに 21 件の身元確認に結びついた。

8 災害対策本部に設置された関係機関連絡所

震災から半年以上が経過し、災害応急対策業務の沈静化に伴い各都道府県の連絡所も随時撤収となった。平成24年10月以降、継続して駐在していただいていた関係機関は次のとおりである。

- ・東京都〔平成23年3月22日から平成25年3月現在も継続中〕
- ・神奈川県〔平成23年4月8日から平成24年3月31日まで〕
- ・宮城県倉庫協会〔平成23年3月18日から平成24年3月31日まで〕

東京都では、発災後直ちに宮城県、福島県及び岩手県に現地事務所を設置、都職員を常駐させ、被災地の支援ニーズを東京都庁及び都内市区町村に発信し、支援活動を行っていただいた。宮城県においては、平成23年3月22日より宮城県庁行政庁舎北隣の宮城県自治会館2階に「被災者支援宮城県事務所」を設置し、現在(平成25年2月末時点)も支援活動を継続していただいている。平成23年10月以降では、自治法派遣に基づいた中長期の職員派遣の調整や、宮城県内への派遣職員との連絡業務に移行するなど、宮城県事務所の役割も人的派遣の調整が主となってきている。

神奈川県では、平成23年4月8日より宮城県行政庁舎2階講堂宮城県災害対策本部内に現地連絡所を設置し(5月以降宮城県庁18階に連絡所を移設)、安全防災局職員2名に常駐していただいた。現地連絡所設置以前に(平成23年4月4日時点)石巻市の避難所運営支援のため県職員第1陣20名を派遣しており(派遣は同年9月30日の第26陣まで継続)、連絡所は、神奈川県からの被災地派遣職員に対する支援や宮城県の被災者を支援するためのニーズの把握などの役割を担った。平成23年10月以降は、石巻市役所の行政支援を主に対応し、市の支援ニーズの把握、人的派遣の調整など、市と神奈川県庁との連絡調整の役割を担っていただいた。

宮城県倉庫協会では、平成23年3月18日より県災害対策本部事務局に駐在員を常駐していただき、物資の保管・出庫の調整を担っていただいた。

9 政府緊急災害現地対策本部（内閣府 防災担当）

（1）政府現地対策本部概要

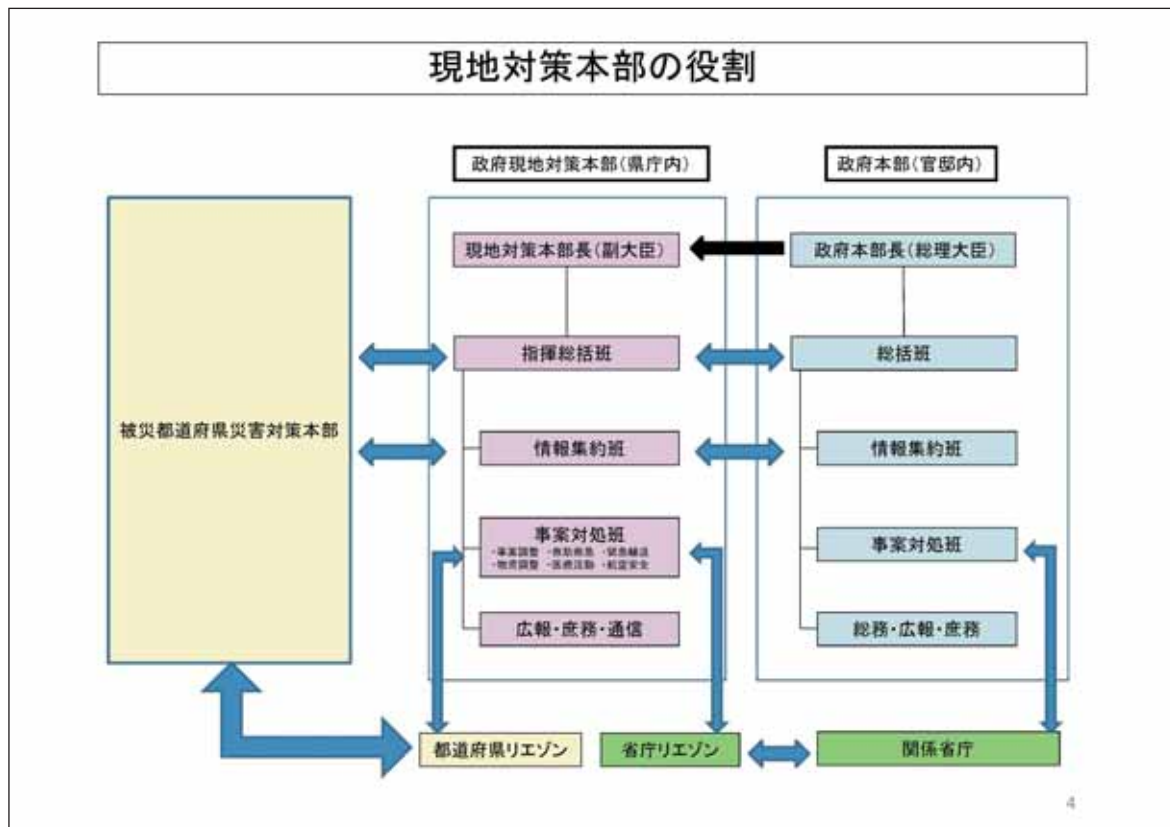
ア 政府現地対策本部の設置

発災から約 15 時間後の平成 23 年 3 月 12 日午前 6 時、政府現地対策本部は 29 名の政府現地調査団をもって発足し、政府現地対策本部事務局は宮城県庁の 11 階に置かれた。「緊急災害対策本部」及び「緊急災害現地対策本部（政府現地対策本部）」³の両機関が設置されたのは、今回が初めてであった。

政府現地対策本部は日を重ねるごとに人員を増やし、4～5 月には常時 50 名前後が業務に当たっていた。6 月に入り、東日本大震災復興対策本部の現地対策本部が立ち上がるなど復旧・復興への動きが本格化すると次第に人員を減らし、8 月中旬以降、震災復興対策本部現地対策本部に業務が移行されていった。

なお、宮城県庁内に設置された現地対策本部のほか、岩手県、福島県にはそれぞれ「現地連絡対策室」が設置された。

図 2-1-9-1

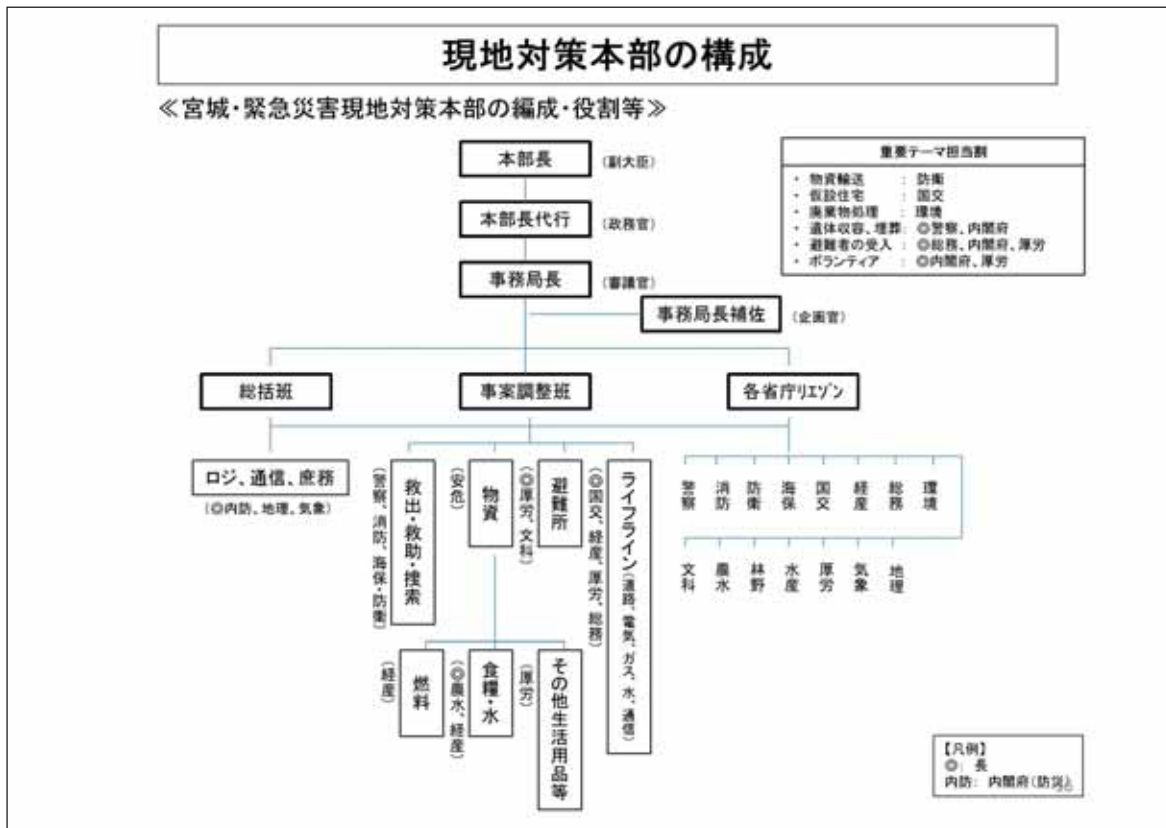


出典) 内閣府

³ 災害対策基本法第 28 条の 3 の規定に基づき平成 23 年 3 月 12 日に設置された組織。

正式名称「平成二十三年（二十一年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部」、「平成二十三年（二十一年）東北地方太平洋沖地震緊急災害現地対策本部」

図2-1-9-2



出典) 内閣府

イ 政府現地対策本部の業務

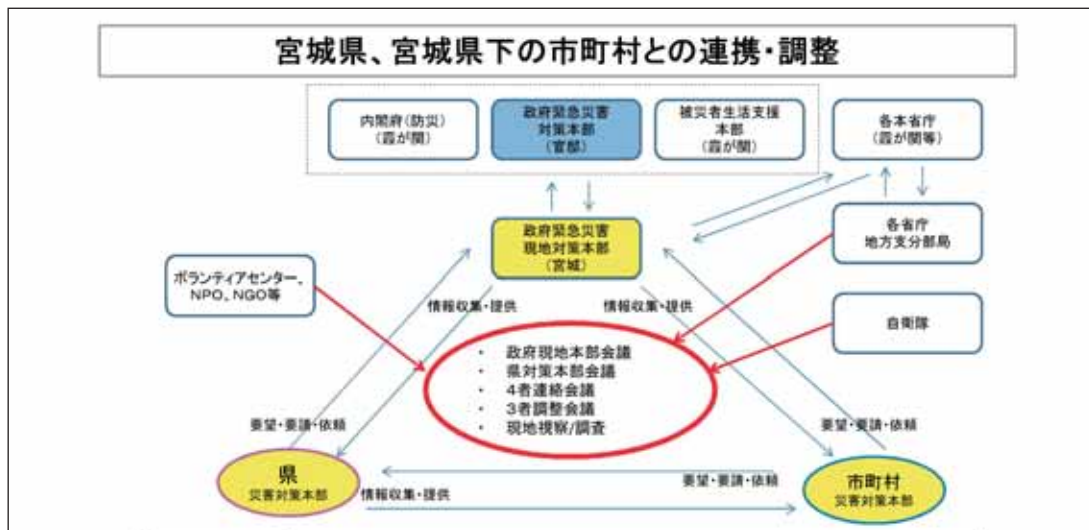
政府現地対策本部は、緊急災害対策本部の現地機関として、以下に掲げる業務を行った。

- ① 被害状況、被災地の対応状況及び広域的支援状況の把握、並びにこれらに関する情報の関係機関、本部等への連絡
- ② 被災地からの要望の把握、要望事項の本部への伝達、被災地の地方公共団体との調整及び政府の行う施策についての被災地への広報
- ③ 国又は国に申し出のあった機関等の支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整
- ④ 国の施設を活用した避難者の収容についての連絡調整
- ⑤ 被災地における航空安全確保に関する調整
- ⑥ 政府調査団、大臣等政府関係者による現地調査、現地視察等に係る日程等の連絡調整

ウ 政府現地対策本部と県・関係機関との連携・情報共有体制

政府現地対策本部は、同本部要員の他、各省庁・自衛隊リエゾン、県対策本部要員、NPO・NGOコーディネーターが一堂に会する、政府現地対策会議を随時開催し、関係者間の情報共有を図った。

図2-1-9-3



出典) 内閣府

表2-1-9-1 宮城県、市町村、その他関係各機関等との連携・調整内容

政府現地対策本部会議	政府現地対策本部要員の他、各省庁・自衛隊リエゾン、県対策本部要員、NPO・NGOコーディネーターが一堂に会し情報共有
県対策本部会議	県の対策本部会議に、政府現地対策本部の本部長・事務局長以下が参加
4者連絡会議	政府現地対策本部事務局員、県災害対策本部事務局員、自衛隊、ボランティア関係者が一堂に会し情報共有、ボランティア活動の方向性等を検討
3者調整会議（石巻）	石巻市の震災対応をテーマとして、政府現地対策本部、宮城県、石巻市の関係者が石巻市において一堂に会し、方向性を検討
3者調整会議（暑さ対策）	暑さ対策をテーマとして、政府現地対策本部、宮城県、関係市町村の関係者が一堂に会し、対策を検討（7月）
現地視察／調査	現場の状況を把握するとともに、市町村の首長をはじめ現地関係者等と意見交換。内容により各省庁、自衛隊、NPO等関係者を同行

(2) 政府現地対策本部による県災害対策本部の支援

政府現地対策本部の活動は、一連の震災対応の流れの中で、初動・応急対応期（3月頃）、復旧・復興始動期（4月頃）、本格復旧・復興期（5月以降）と、活動の重点を変えながら進められた。具体的には初動・応急対応期には県との調整や政務による現地調査が、復旧・復興始動期には市町村調査、避難所調査等を軸とした現地情報の収集・発信機能の強化が、本格復旧・復興期には国の施策についての県・市町村へのフォローアップ、国の施策の進捗状況の確認と課題抽出といった市町村への直接支援が、それぞれ活動の重点として据えられた。

政府現地対策本部が行った県災害対策本部への支援活動については、以下のとおり。

① 県の災害対策本部会議への出席

県災害対策本部会議には政府現地対策本部から本部長（本部長代行）、事務局長が出席していた。この体制により、災害対策本部会議の席上で知事に報告された懸案や要望事項を即座に、一括して国に報告することができ、迅速な処理につながった。

② 業務が輻輳する県災害対策本部を支援

地震発生直後に立ち上げられた県の災害対策本部では、初動・応急対応で輻輳する業務をこなすため応援の職員を投入して業務に当たっていた。しかし、増員職員を固定配置しての体制強化は4月1日を待たねばならず、それまで応援の職員が“日替わり”状態であったため、業務の引き継ぎが確実になされない等の問題が多発し、混乱を極めていた。そのため、県災害対策本部事務局職員が被災地へ赴いて状況を把握する余裕が十分に取れなかった。

こうした状況に対し、政府現地対策本部では事務局長補佐を務めていた内閣府企画官自らが避難所、物資集積所等、被災地の現場を回り、県に代わって状況の把握にあたり、貴重な情報が県災害対策本部にもたらされた。このことは、各地で発生していた懸案事項に、迅速な対処を行ううえで大きな効果を発揮した。

また、発災直後から首相や中央省庁の政務三役らによる被災の視察が相次いだが、その受入調整も、多忙な県災害対策本部に代わり、政府現地対策本部が行った。

③ 被災者支援活動の調整を支援（四者連絡会議）

発災後、被災地各地で炊き出しや入浴などの支援を行っていた自衛隊が、対応が追いつかないといった状況などから、これらの活動を同じく各被災地で支援活動に当たっているボランティア団体に逐次移していく意向を持つなど、より効果的な被災者支援を提供するための、現場における調整が求められていた。この調整は、事前の計画では社会福祉課が中心となって行うこととなっていたが、人員の不足により同課での対応が難しかったところから、国が“橋渡し役”となって、その調整にあたった。

こうして平成23年4月以降、政府現地対策本部を中心に県災害対策本部、自衛隊、ボランティア（NPO）関係者が一堂に会して情報を共有し、ボランティア活動の方向性等を検討する「四者連絡会議」を、7月までに合計20回開催することができた。

④ 特定課題検討の主導（三者調整会議）

県内では石巻市への支援のため、同市の震災対応に特化した調整会議を個別に設けることとなり、政府現地対策本部、宮城県、石巻市の関係者が石巻市において一堂に会し、方向性を検討する会議を平成23年5月から7月にかけて合計6回（このほか打ち合わせ1回）開催した。

また、夏になると熱中症等の予防のため、暑さ対策を徹底するという一方で、特に避難者の多い女川町、東松島市、気仙沼市、南三陸町について、暑さ対策に特化した調整会議を政府現地対策本部、宮城県、関係市町の関係者が一堂に会し、それぞれ1回ずつ、7月に開催した。

⑤ 被災県の立場を理解した親身な活動・業務

政府現地対策本部事務局職員には、過去の災害への対応経験者がおり、その他の災害対策本部活動の全般に対して、被災した県や市町村の立場を理解した、親身な対応がなされ、国と県・市町村との一体感を醸成する上で重要な役割を果たした。また、政府現地対策本部事務局長補佐を含む2名の職員について、3月の対策本部設置時から8月の閉鎖時まで、継続して勤務していただいたことは、国と県との信頼関係構築に大きく寄与するものであった。

【特別寄稿】

総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課長 森毅彦
 （当時：内閣府 政府統括官（防災担当）付企画官）

政府現地対策本部の果たした役割について

～ 5ヶ月間の政府現地対策本部事務局長補佐としての活動をふりかえり

<発災当日から翌朝：政府調査団到着，政府現地対策本部設置>

3月11日発災当日，内閣府防災担当副大臣を団長とする政府調査団総勢29名は，18時半過ぎに東京市ヶ谷の防衛省庁舎屋上へリポートから飛び立った後，霞の目駐屯地経由で21時過ぎに宮城県庁舎に到着した。到着後直ちに宮城県災害対策本部の展開する2階講堂で，村井知事以下県幹部から被災状況等の説明を受けた。「甚大な被害」「全容不明」「一部市町村とは連絡不通」。未曾有の大災害にあたり，まずは食料，水，毛布，トイレ等を団長から官邸の緊急災害対策本部に要求。21時半には知事と団長で記者会見，22時に調査団初会議，22時半から県の災害対策本部会議に出席。23時から調査団会議を再開。官邸の状況，部隊の展開状況等を報告し，明朝以降の活動を確認。夜を徹し情報収集，調整にあたる。翌朝5時，県災害対策本部会議再開。終了後，団長・知事以下自衛隊機にて気仙沼市から山元町まで被災沿岸部を上空より調査。併せて，県庁11階に政府緊急災害現地対策本部を設置。こうして，政府現地対策本部と宮城県庁の長い長い二人三脚は始まった。

<政府現地対策本部の果たした役割について>

現地対策本部は，被災地において，被害状況・対応状況の把握，被災地要望の把握，これらの情報の緊急災害対策本部等関係機関への伝達，さらには物資調達・搬送など現地における実務の調整役を担うことが期待されている。

東日本大震災において，政府現地対策本部の初動は迅速で，県庁に拠点を置いて県災害対策本部や被災市町村，関係機関との連携を早期に構築し，国と県・市町村，東京と被災地，官と民の「つなぎ」役として，一定の役割を果たすことができた。

特に，今回の大震災では，津波による甚大な人的物的被害への対応，膨大な避難者の発生と食料・水・物資等の調達・搬送，長期化する燃料不足等々，次から次に押し寄せる課題に対し，知事をはじめ被災地の首長と防災担当政務のフェースツーフェースのやりとりや政務トップダウンの意思決定・調整は，それら直面する課題の迅速な処理に大いに役立った。また，県庁内に拠点を置き，内閣府をはじめ各省庁から派遣された現地対策本部の職員は，県庁内各部局のカウンターパートと日夜連携し，平時では期待できない強力な関係を構築できたのは確かである。

現地対策本部は，実質的にその活動を復興現地対策本部に引き継ぐ8月中旬までに，各省庁や関係者を集めた本部会議を計100回開催した。本部会議には県幹部も出席し必ず情報共有するようにした。また，国を代表して県災害対策本部会議や各種連絡調整会議に毎回出席するとともに，被災した市町村や避難所や被災地の実態調査等をほぼ連日実施し，これら収集した情報や現地の動きを，東京に伝えていった。

特に，初動・応急対応期（3月頃）以降は，復旧・復興始動期（4月頃），本格復旧・復興期（5月以降）

と次第に、現地対策本部の活動は単なる情報収集から、県と連携した、被災市町村の直接的な支援へと深化していった。自衛隊等の機動力を活かし、県職員とともに被災市町村の災害対策本部をこまめに廻り、被災地の情報収集にあたるとともに、被災市町の首長や幹部、被災した業界関係者等から直接要望を聴取し、必要な助言等を行った。ときには、がれき処理や仮設住宅など特定の課題に関し、国、県、市町の3者で打ち合わせの場を持ち、復旧・復興対応に追われる市町に対してきめ細やかな支援もできた。

今回の東日本大震災において展開した現地対策本部の活動は、もちろん省みるべき点も少なくはなかろう。ただ、宮城県庁の方々と長期にわたり連携し互いに補完し合うことにより、未曾有の災害への対応に相応の成果を挙げることができたことは確かである。



知事から状況を聴取する政府調査団（3月11日）



政府現地対策本部会議（3月19日）

第2節 各部局の対応

1 組織改編及び人員体制の強化

(1) 組織改編

ア 平成23年9月12日実施

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質汚染の影響が広範囲かつ深刻になりつつあることから、情報の共有と総合的な対策の検討を行う「(仮称)東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議⁴」の運営やきめ細かな放射性物質の測定と迅速な情報提供を行うとともに、損害賠償の取りまとめ、放射性物質の除染・処分の調整など、県民の不安解消に向けた取組を重点的かつ総合的に行うため、環境生活部の「原子力安全対策室」を改編し、「原子力安全対策課」を設置した。

イ 平成24年4月1日実施

平成23年4月以降復旧・復興に必要な組織体制を適宜整備してきたところであり、引き続き復旧・復興事業の進捗に適切に対応した組織体制を次のとおり整備した。

被災者の生活拠点となる恒久的な住宅を早期かつ円滑に整備するため、土木部に「復興住宅整備室」を設置した。

市町村や県民等の災害対応の検証を行い、今後の災害対策に反映させ、また、記録誌の取りまとめを行い、後世に引き継ぐとともに震災を教訓とした防災意識の醸成を図るため、総務部危機対策課に「災害対策検証・記録チーム」を設置した。

(2) 人員体制の強化

人事課を中心として、下記のとおり人員体制の強化を図った。

ア 県から被災市町への職員の派遣

職員の派遣については、短期派遣(数日～1月程度)と、地方自治法第252条の17に基づく中長期派遣(数か月～1年)(以下「自治法派遣」という。)に大別される。発災初期においては、避難所支援や市町の窓口業務といった何よりもまず対応人数が多く求められる業務が中心であり、短期派遣職員のニーズが多かったが、状況が落ち着いた復旧・復興期からは、土木職員等専門知識を有し、現地で長期的な計画に携われるような自治法派遣職員へのニーズ移行がみられた。

a 短期派遣

発災直後から被災した市町への職員派遣を行った。平成23年12月2日現在での派遣数は延べ約20,700人・日であったが、平成24年3月末現在での派遣数は延べ約21,200人・日となっており、短期派遣については、おおむね終息しており、中長期的な派遣に推移している。

なお、派遣概要については、次のとおりである。

i 主な短期派遣先市町

石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、利府町、女川町、南三陸町のほか21市町(計33市町)。

⁴ 東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故に対して、県内の各団体等の一致団結した対応が求められていることから、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有などを行うために設置された組織。構成員は、県内の産業界や消費者団体、有識者、自治体等。

ii 主な業務

- ・市町災害対策本部の運營業務支援
- ・り災証明書発行支援（被害認定業務等）
- ・応急仮設住宅等に関する受付業務
- ・保健活動のコーディネート支援
- ・避難所巡回（生活環境調査・指導，健康相談，こころのケア，要保護児童調査，食事準備支援等）
- ・税務関係の市町業務支援
- ・保健福祉施設等の被災状況確認
- ・被災建築物応急危険度判定

b 中長期派遣

津波により甚大な被害を受けた沿岸1市4町に対し，行政機能の回復や復興業務の推進のための人的支援として，地方自治法に基づき平成24年3月末までに，次のとおり職員11人の派遣を継続して行っている。

表2-2-1-1 宮城県から県内市町への中長期派遣

派遣先	派遣先役職名	派遣期間	職種（県職名）
東松島市	総務部行政経営課主任	23.6.1～24.3.31	事務（主査）
亘理町	震災復興推進課長	23.6.1～24.3.31	事務（課長補佐）
亘理町	震災復興推進課副班長	23.6.1～24.3.31	事務（主事）
亘理町	産業観光課副参事	23.7.1～24.3.31	技術（主任主査）
山元町	震災復興推進課長	23.6.1～24.3.31	技術（技術主幹）
山元町	震災復興推進課技術副参事	23.7.1～24.3.31	技術（技術主幹）
山元町	震災復興推進課計画調整班長	22.10.1～24.3.31	事務（主任主査）
山元町	企画財政課主査	23.6.1～24.3.31	事務（主査）
女川町	復興対策室長	23.8.1～24.3.31	技術（技術主幹）
南三陸町	総務課長補佐（人事給与担当）	23.5.16～24.3.31	事務（主幹）
南三陸町	震災復興推進課長補佐	23.6.1～24.3.31	事務（主幹）

イ 都道府県から県及び県内市町村への支援

発災以来，県及び県内市町村では都道府県，全国市町村等から延べ約190,000人の人的支援（うち市町村延べ約184,000人）を受けている。[※]

※1 平成24年3月末現在で県が把握している情報に基づき推計した人数。

※2 「延べ人数」は，派遣者数×派遣日数で算出している。

※3 派遣者数に自衛隊関係，警察関係，海保関係及び緊急消防援助隊等は含まれていない。

このうち，県は地方自治法に基づき，平成23年6月1日から平成24年3月末までの間，29都道県1市1町1団体から，延べ333人の派遣職員を受け入れており，その内訳は次のとおりである。

a 派遣元団体別人数

北海道／29人，秋田県／31人，山形県／11人，栃木県／2人，群馬県／1人，埼玉県／1人，東京都／42人，神奈川県／4人，新潟県／1人，富山県／15人，石川県／6人，福井県／5人，山梨県／1人，岐阜県／10人，愛知県／14人，三重県／16人，兵庫県／22人，鳥取県／7人，島根県／7人，徳島県／31人，香川県／2人，愛媛県／10人，高知県／6人，福岡県／9人，佐賀県／10人，熊本県／14人，大分県／6人，宮崎県／9人，鹿児島県／1人，神戸市／2人，富山県入善町／2人，大阪広域水道企業団／6人

b 職種別人数

土木職／200人，建築職／36人，機械職／10人，電気職／13人，保健師／10人，心理職／4人，農業土木職／60人

c 受入圏域

本庁／77人，仙台圏域／96人，石巻圏域／95人，気仙沼圏域／65人

d 配属先別人数

表2-2-1-2 全国自治体から本県への派遣職員

環境生活部 10人	食と暮らしの安全推進課	10人
保健福祉部 14人	仙台保健福祉事務所	3人
	仙台保健福祉事務所岩沼支所	2人
	東部保健福祉事務所	1人
	気仙沼保健福祉事務所	2人
	子ども総合センター	2人
	中央児童相談所	1人
	東部児童相談所	2人
	東部児童相談所気仙沼支所	1人
農林水産部 107人	農村整備課	6人
	仙台地方振興事務所	42人
	東部地方振興事務所	41人
	気仙沼地方振興事務所	18人
土木部 188人	防災砂防課	5人
	下水道課	3人
	住宅課	3人
	営繕課	21人
	設備課	15人
	仙台土木事務所	20人
	仙台土木事務所兼大河原土木事務所	6人
	東部土木事務所	35人
	気仙沼土木事務所兼 東部土木事務所登米地域事務所	24人

		気仙沼土木事務	20人
		仙台塩釜港湾事務所	11人
		石巻港湾事務所	16人
		中南部下水道事務所	9人
教育庁	14人	施設整備課	8人
		スポーツ健康課	3人
		生涯学習課	3人

なお、これらの自治法派遣職員の受入れは、平成24年度においても継続すべく、全国知事会等を通じて各都道府県に要請を行ったところ、273名の要望に対し、222名の派遣受入れが決定した。

しかしながら、こうした派遣職員に加え、更なるマンパワーが必要と見込まれたことから、平成23年12月に任期付職員（土木）の募集を開始、平成24年5月以降に31人採用し、沿岸の各土木事務所等に即戦力要員として配属することとなった。

ウ 課題等

被害の規模・範囲とともに、経験したことのない未曾有の災害であり、本県及び県内市町村の職員体制だけでは被災者支援その他の対応が困難であったことから、国・都道府県・市町村等からの人的な支援は極めて有効であったが、次の点について課題等が明らかとなった。

- a 県から市町村への短期職員派遣については、派遣元のニーズ把握が困難であったことや、支援内容についても派遣先での指揮命令が徹底されていないため、効率の良い業務支援が難しかったこと。
- b 津波により広域的に建物被害を受けたことから、一般の工事関係者も被災地に多数流入し、自治法派遣で職員を受け入れた時期と重なったために、宿泊施設の確保が困難を極め、そのため派遣を受入できない場合もあったこと。
- c あわせて自治法派遣職員の宿泊先として、入居のない仮設住宅の借り入れを国に要望していたが、認められるまで約1年を要したこと。
- d 不足する人員の確保策として、任期付職員採用は極めて効果的であるが、より多くの人材を確保するためには、県域を越えた広域的な募集も有効であると考えられること。
- e 人員の確保のため、派遣職員の要請並びに任期付職員の採用を行ったが、宿泊施設を被災地周辺に確保することができなかつたため、長距離の通勤を余儀なくされ、そのための交通手段の確保（車両の確保等）が困難であったこと。
- f 被災から時間の経過とともに変化（拡大）する行政需要への対応（本県の例では、被災当初の土木部門に加え、面整備を行うための用地の確保のための用地職員の必要性の拡大等。）が求められており、継続的な職員派遣等が不可欠であること。また、長期間、広範にわたる被災地域への派遣職員の配分を調整するための機能が必要と考えられるほか、対口支援を積極的に進め、カウンターパートとしたより強い連携を図る必要があること。
- g 市町村支援のための県職員派遣については、県の復旧・復興業務も膨大なものとなっており、派遣する職員を確保することが非常に厳しい状況にあること。

組織改編及び人員体制の強化の検証

◆応援職員等の宿泊場所の確保は事前の調整が必要であった

<資源>

行政機関における応急復旧業務の実施にあたっては、要員の確保が必要となる。そのため、各自治体からの職員派遣（応援職員）の受入や県から市町村への職員の派遣にあたっては宿泊場所の確保が重要な要素のひとつとなる。今回の震災において、当初予定していた県の宿舍や民営アパート等の活用のみではなく、戸建宿舍のルームシェアや他県所有施設の活用などの対応を進めた。今後の広域災害に備えるためには、平常時から発災時の職員の宿泊場所の確保方法を検討しておく必要がある。

◆任期付き職員の採用等により不足人員の確保が行われた

<資源>

発災初期の業務については短期派遣職員でまかなえたが、時間が経つにつれてある程度の専門性のある職員を中長期で確保する必要性が高まってきた。しかし、全国的にも自治体職員は不足傾向にあるため、短期派遣職員に協力していた他自治体に中長期の派遣を求めることは難しい状況であった。そこで、人事課では災害対応を行う中で、任期付職員の採用による不足人員の確保を行った。東日本大震災時においては、中長期の派遣職員として、災害査定等の可能な土木系職員、高齢者等の対応のための福祉系職員が必要とされ、その後は用地や経理系の職員、建築系職員の要望が高まると考えられている。災害対応及び復旧期において、どのような職種の職員がどの程度必要となるかについて整理するとともに、不足が予想される人員の確保方法について予め検討し制度化する必要がある。例えば、不足人員の確保に当たっては、県職員OB・OGの活用についても有効であると考えられる。

また、長期間、広範にわたる被災地域への派遣職員の配分を調整するための機能を持った「派遣職員バンク」についても、全国の自治体職員の取り扱う業務の専門性を踏まえて補完体制を構築することができることから、その実現に至ればその効果は大きいと考えられる。平常時の運営方法や活用方法等が課題となると考えられるが、全国的な取組みが必要となるため、宮城県単独での実現は困難と考えられる。本震災での教訓をもとに、他の被災自治体と連携の上、関係機関への働きかけ等に着手することが望まれる。

2 全国からの支援要員等の宿泊受入

公務研修所が入居する東北自治総合研修センター（富谷町）は宿泊設備を有していることから、全国各地から被災地支援に来られる方々が宿泊場所を確保することが困難となった中、施設を管理する財団法人東北自治研修所の協力を得て、支援者の宿泊場所として受入対応を行った。宿泊受入は平成23年3月19日から開始し、主に社団法人宮城県薬剤師会や一般社団法人宮城県介護福祉士会が窓口となって受け入れた支援者や、他県自治体からの応援職員、及び学生ボランティアなどが宿泊した。支援者の宿泊受入は平成23年11月4日まで対応し、期間中延べ1,631人が利用した。

3 職員の福利厚生対策

(1) 他自治体応援職員への宿舎対応

職員厚生課では、他の都道府県から本県の災害復旧・復興の支援のため、中長期にわたり地方自治法の規定に基づき派遣された職員（自治法派遣職員）の住居として、引き続き既存の職員宿舎の空室を活用した。また、津波により職員宿舎を含む多くの建物が被災した沿岸部においては、宿舎が絶対的に不足したことから、内陸部の民間賃貸物件等の借り上げや解体予定の宿舎の改修等により宿舎を確保して貸付を行った。

復旧・復興事業の加速に向けた平成24年度以降の更なる自治法派遣職員等の増員に対応するため、内陸部の民間賃貸物件等の借上げを増やしたほか、平成24年9月までに石巻市及び気仙沼市に3棟92室の仮設職員寮を建設・設置した。また、平成24年度末までに気仙沼市に、3棟92室を追加して建設することとしている。

(2) 職員の健康管理

職員厚生課では、職員自身と、その家族の震災による被災及び震災対応業務による業務変化や、長時間労働などでの過労により、心筋梗塞などの病気やメンタルヘルス不全などを発症することを未然に防止するため、第2回目の職員健康調査を平成23年10月19日から同年11月10日まで実施した。

職員の83.2%（4,413人）から回答があり、調査票で面談を希望した職員及び調査の結果要注意レベルであって面談を希望しなかった職員（面談勧奨）に対する個別面談、メンタルヘルスの臨時相談を実施した。継続的にケアが必要と判断された職員については、医療機関への受診勧奨並びに職員健康相談室の産業医、精神健康管理医、保健師及び看護師により継続的にフォローしている。また、長時間の時間外勤務者については、所属からの報告により引き続き実態を把握し、そのうち産業医が必要と判断した職員については、個別面談等を行うなど保健指導を実施している。

面談者数等については、次のとおり。

平成23年10月から平成24年3月まで

- ・ 健康調査での面談希望者の個別面談：12人（精神健康管理医、産業医による。メンタルヘルス（臨時）相談での面談者除く。）
- ・ メンタルヘルス（臨時）相談で面談：21人（精神科医による。）
- ・ 長時間の時間外勤務者に対する面談：66人（産業医による。）

4 庁舎復旧対策

県庁舎（行政庁舎・議会庁舎・警察庁舎）及び8合同庁舎の災害復旧工事については、次のとおり管財課で対応した。

(1) 県庁舎復旧工事

ア 行政庁舎

被災した4基の昇降機に対する主ロープや基板交換などの復旧工事，上水高架水槽漏水等の衛生設備復旧工事，ダクト設備補修工事，配管設備補修等の空気調和設備復旧工事，執務室・講堂の天井・ロビー壁面大理石の欠損や移動式書庫等の建築復旧工事を実施した。

イ 議会庁舎

議場天井のつり金物・議長室等の天井・ロビーの天井や軒天のずれ・内部耐震壁のクラックなどの建築復旧工事，ダクト設備や空調機用耐震ストッパー等の空気調和設備復旧工事を実施した。

ウ 警察庁舎

外壁タイル・内部耐震壁のクラック・エキスパンションジョイント（建物間の繋ぎ目）などの建築復旧工事を実施した。

エ 工期

平成23年4月1日から平成24年3月9日まで

オ その他

復旧工事により使用を制限していた議会庁舎の議場やロビーは平成23年9月15日，行政庁舎の講堂や講堂ロビーは平成23年9月5日にそれぞれ使用を再開した。

(2) 合同庁舎復旧工事等

8合同庁舎のうち，津波被害により全壊した気仙沼合同庁舎及び南三陸合同庁舎は仮設庁舎を建設し，その他の6合同庁舎は復旧工事を実施した。

ア 石巻合同庁舎

柱・壁・梁の補修，既存鉄骨ブレース破断補強や柱炭素繊維巻補強などの建築工事，電灯分電盤やキュービクルの改修などの電気設備工事，空冷ヒートポンプエアコンや蒸気ボイラなどの機械設備工事を平成23年3月17日から平成23年9月30日まで実施し，庁舎での業務は平成23年9月26日から開始した。

イ 気仙沼合同庁舎

2階建てプレハブ建設の建築工事及び電気・衛生・空調などの設備工事を平成23年4月28日から平成23年9月20日まで実施し，仮設庁舎での業務は平成23年9月26日から開始した。

ウ 南三陸合同庁舎

2階建てプレハブ建設の建築工事及び電気・衛生・空調などの設備工事を平成23年6月21日から平成23年10月20日まで実施し，仮設庁舎での業務は平成23年10月31日から開始した。

エ その他の合同庁舎

a 大河原合同庁舎

庁舎内本館と保健所棟接合部の補修や駐車場沈下箇所アスファルトの補修などの庁舎等復旧工事，屋外給水管などの機械設備復旧工事を平成23年7月22日から平成23年11月30日まで実

施した。

b 仙台合同庁舎

駐車場舗装等補修、外壁タイル補修や内壁・天井等補修などの庁舎等復旧工事を平成23年6月21日から平成23年12月26日まで実施した。

c 大崎合同庁舎

庁舎内廊下壁や附属棟回り外構などの庁舎等復旧工事、給水・排水・消火設備などの機械設備復旧工事を平成23年6月21日から平成23年12月26日まで実施した。

d 栗原合同庁舎

内部壁ひび割れ補修や駐車場アスファルトの補修などの庁舎等復旧工事、受水槽漏水補修などの機械設備復旧工事を平成23年6月10日から平成23年7月29日まで実施した。

e 登米合同庁舎

本館と保健所棟接合部や間仕切壁などの庁舎等復旧工事、冷却水配管設備、受水槽更新や冷却塔移設などの機械設備復旧工事を平成23年11月4日から平成24年2月29日まで実施した。

5 市町村への行財政面における支援

(1) 行政関係支援

ア 住民基本台帳ネットワークシステムの活用

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）による本人確認情報が利用できる事務については、住民基本台帳法の規定によるもののほか、各都道府県の条例において規定されており、県では「住民基本台帳法施行条例」に県が利用できる事務を定めている。県では、東日本大震災からの復旧・復興を図るため、多種・多様な公共事業を推進することとしているが、事業に用地取得を必要とする場合、迅速かつ円滑に進める上で、土地所有者の情報を把握することは不可欠である。これまで、県では、事業用地の権利者を確認する場合、権利者の情報を土地登記簿により把握した後、関係市町村に照会し、権利者の生存の事実又は氏名若しくは住所を特定していたところであるが、平成24年2月議会において同条例を改正し、当該事務に関して住基ネットを利用できるようにしたことにより、行政事務の効率化が図られ、復旧・復興事業の推進に役立てられることとなった。（平成24年4月1日施行）

本改正は宮城県議会での条例改正であるが、同様の災害が今後全国で発生し得ることを考慮するならば、国で法律を改正することで地方の負担軽減が図られると考えられる。

イ 「全国避難者情報システム」の構築

「全国避難者情報システム」について、県内の市町村では平成23年4月14日から順次避難先市町村からの避難者情報の受付が開始され、県（市町村課）においては避難者情報を集約し、平成23年4月25日から関係市町村に情報提供を行った結果、平成24年3月末日現在で延べ25,870件の情報を集約している。

なお、当該情報は市町村課から庁内関係各課にも提供し、避難者支援対策に役立てられている。

課題としては全国避難者情報システムへの登録は任意である為、未登録者の情報がそもそも把握できないことが挙げられる。避難先の市町村での登録となるので、被災元の市町村が一生懸命登録を呼びかけても、その温度が伝わりにくいという問題もある。また震災から時間が経つことによっ

て、新たに登録しようとする方もそれほど多くはなくなる。これは全国統一で運用していることから、法律で義務化しない限りは抜本的な解決には至らないと考えられる。

また、登録されている内容としても、避難者の任意の登録（申請）を各々の市町村で個別に処理しているため、最新情報が登録されず、データの重複（ある個人に係るデータが複数個ある）が存在することも考えられる。

システムの活用方法については、各市町村に委ねられている。

ウ 「事務処理の特例に関する条例」の改正

県の権限を市町村に移譲するためには、地方自治法第252条の17の2の規定により条例で定める必要があることから、本県では「事務処理の特例に関する条例」に移譲する事務を規定しているが、この条例を平成23年9月議会において改正し、「被災市街地復興特別措置法⁵」などに基づき、「被災市街地復興推進地域」として都市計画に定められた区域内における建築許可等に関する事務について、被災市町（石巻市、気仙沼市、名取市及び亘理町）の求めに応じて新たに移譲することにより、同区域内の許可権者が身近な自治体になり、住民等への利便性が図られることとなった。（平成23年10月25日施行）

当初は、被災市町村の受入体制が整わず、移譲が進められない状況もみられたが、応援の派遣職員によって、元々の市町村職員が内部部門に集中できる体制が時間経過によって整ってきたことで、移譲が進められた。以上のことから、機械的に対応するのではなく、市町村の受入体制の整備に合わせて、個別のきめ細かい対応が必要であると考えられる。

エ 「宮城県市町村行財政運営支援方針～震災復興に向けて～」の策定

市町村においては、住民のニーズに対応し、震災からの復興を成し遂げるとともに、地方分権型社会に向けた取組に対応し、住民に最も身近な基礎自治体として市町村自らが地域の特性に応じたまちづくりを主体的に行うことが求められている。このことから、県（市町村課）では平成24年3月、改訂を進めていた「市町村支援プラン」に震災復興に向けた試みを加味したものをベースに、「宮城県市町村行財政運営支援方針～震災復興に向けて～」を策定し、市町村が行政体制や行政機能をより向上させ、東日本大震災からの復興に向けた施策を展開することができるよう支援するとともに、地方分権型社会において地方行政の中心的な担い手となる市町村が、行財政基盤、自立性、専門性を強化し、自らの責任と判断によるまちづくりを一層深めていくことを支援するための方針を明らかにした。

オ 被災市町村への人的支援の調整等

市町村課では、東日本大震災への対応のため、全国知事会及び総務省を通じた職員派遣や他の都道府県及び市町村から直接申出のあった職員派遣について、派遣元自治体と派遣先自治体（被災市町村）間の派遣受入調整や庁内関係部局との調整を行い、平成23年度分として1,500人の人的支援の調整を行った。また、平成24年度中の派遣に向け、平成23年11月7日に被災市町村のニーズを照会し、その回答を基に、平成23年12月12日に総務省（全国市長会・全国町村会）に対し

⁵ 大規模な火災・震災などで被災した市街地について緊急かつ健全な復興を図るために、市街地の計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給についての特別措置を定めた法律。

被災市街地復興推進地域に指定された区域内では、通常の管理行為等一定の行為以外の土地の形質の変更又は建築物の新築等が制限される。

職員派遣を要請した。その後の派遣調整の結果、平成24年3月31日現在において207人の派遣が決定している。

なお、沿岸地域を除く宮城県内市町村に対しても、平成23年12月16日に中長期派遣の要請を行い、平成24年3月31日までに1市6町から被災市町に対し、9人の職員派遣が決定している。

人的支援のニーズについては、平成23年9月以前は、避難所の運営支援や被災証明書の発行業務を中心とした窓口対応業務が中心であり、短期（数週間から1か月程度）の派遣で対応が可能であったが、9月以降は復旧・復興関連業務の進捗とともに短期派遣のニーズは減少し、中長期派遣へのニーズが増大した。

発災直後は、受入側の市町村において正確に派遣のニーズが把握できていたか評価は難しかったところである。必要とされる職員の職種も事業の進捗に応じて変化することから派遣調整に苦慮し、特に平成23年9月以降は、土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業⁶など復興関連事業が本格化したことにより、土木職員や建築職員など技術職員のニーズが増加したため、これら技術職員の不足が顕著となった。

カ 選挙関係事務の支援

市町村課では、臨時特例法に基づき総務大臣の指定を受けた、統一地方選挙対象の15市町村を含めた18市町村における8市町の長、14市町村の議会議員及び県議会議員の選挙について、執行に向け、特に沿岸市町の選挙管理委員会と課題解決に向けた調整を重ねながら準備を進めた。

さらに、総務省を通じ東京都選挙管理委員会などに依頼し、沿岸9市町に対して東京都の22特別区・15市、兵庫県宝塚市、三重県鳥羽市から52名の職員の方々の人的支援や全国の都道府県及び市町村の選挙管理委員会から物的支援を受け、平成23年11月13日までには延期されたすべての選挙が執行された。

(2) 財政関係支援

ア 財政運営に関する相談対応

財政運営に関する相談内容は、発災当初は被災した状況からの応急復旧的な部分が大勢を占めたが、その後は復旧だけでなくステップアップを図る復興に意識がいきはじめた。具体的にどういったまちづくりをするかというゼロベースで考える作業も発生しているが、それをサポートする財政スキームの使い勝手の悪さが顕在化してきた。平成23年11月の国の第3次補正予算によって、復興交付金など大規模な予算化がなされたことで、それを活用した復興事業が中核的になり、その事業を進める上での不具合や、より使い勝手の良い交付金を前提とした問い合わせや要望の増加という変化があった。

平成23年9月以降は、指定金融機関との連携上の課題は特に見受けられないが、被災直後の状況をかんがみるに、例えば指定金融機関自体が大きな被害を受けたことを想定したバックアップ体制の構築などは考えていく必要がある。

⁶ 災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転促進事業の円滑な推進を図るための事業。

イ 東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税等の財政支援

東日本大震災からの本格的な復興予算として、平成23年11月に国の第3次補正予算が成立し、東日本大震災復興交付金⁷、震災復興特別交付税⁸等が措置された。

東日本大震災復興交付金は、被災地方公共団体が行う土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の復興地域づくりに必要な各種補助メニューが一括化されたもので、市町村課では、平成23年12月中旬に復興庁から制度説明がなされた後、平成24年1月31日に各市町村が復興交付金事業計画（第1回目）を提出するまでの間、復興庁及び宮城復興局との連絡調整や、各市町村で行われる事業計画ヒアリングへの同席などを通して計画策定支援を行った。平成24年3月2日には県全体で1,162億円の内示（交付可能額の通知）を受けたが、申請額に対し6割に満たなかったことから、県、宮城県市長会及び宮城県町村会が連名で復興大臣に対し復興交付金制度の運用の改善等を求める緊急要望活動を行ったほか、第2回目の申請に向けて、復興庁との事務レベルの意見交換会を行うなど緊密なコミュニケーションを図った。

平成24年8月現在の状況としては第2回、第3回の申請に関しては100%を超える交付がなされ、累計では申請の9割強の交付がなされている。しかし、市町村からの要望としては、金額的な問題よりも事務处理的な問題が多くあげられている。

また、申請に対して査定率が高い要因として、住まいの確保や生業の再建など申請が通りやすいものであることが考えられる。今後、文化施設や観光施設の復興等の要望の場合に、どこまで申請が通るかは課題である。

震災復興特別交付税は、復旧・復興に向けた被災地の地方負担分について手当てされる地方交付税の加算で、平成24年1月中旬に総務省から制度説明がなされた後、平成24年2月に予備調査、平成24年3月初旬に本調査があり、市町村課では各市町村分の災害復旧事業等の算定基礎額の調査・集計を行った。その結果、平成24年3月26日に県内全市町村に対し総額1,240億円が交付された。

その他の財政支援として、市町村行政機能応急復旧補助金、東日本大震災復興基金⁹交付金、市町村振興資金貸付事務などを行った。

市町村行政機能応急復旧補助金は、地震・津波の発生により本庁舎に壊滅的な被害を受けた市町村の行政機能の応急復旧のために必要な仮庁舎の建設や住民基本台帳システム等の復旧を行うため、国の第1次補正予算及び第3次補正予算で創設されたもので、市町村課では平成23年12月と平成24年3月に県内12市町に対し総額10億円の補助金交付決定を行った。

東日本大震災復興基金交付金は、被災した市町村が地域の実情に応じて住民生活の安定やコミュ

⁷ 平成23年12月26日に成立した東日本大震災復興特別区域法により、著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業を対象に、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる目的で創設。なお、復興特区法の対象地域は11道県227市町村となっており、宮城県の場合、県内35市町村すべてが対象。

⁸ 平成23年度、国の3次補正により、東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、通常の特別交付税とは別枠で、個々の被災団体における負担をゼロとするよう交付された特別交付税。

⁹ 東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として創設した取崩し型の基金。

ニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等に係る事業を持続的かつきめ細やかに行うためのもので、県が特別交付税や寄附金を財源として創設した「東日本大震災復興基金」の一部を取り崩し、平成24年3月に県内全市町村に対し総額330億円を交付した。

市町村振興資金は、市町村の資金繰りに対応するためのもので、平成23年5月議会で無利子の短期資金貸付制度を創設し、借入要望のあった16市町村に対し、平成23年8月1日に50億円の貸付を行った。

ウ 地方公営企業関係事務の支援

市町村課では、平成23年10月から被災した沿岸市町等の地方公営企業を訪問し、復旧等の進捗状況や経営状況を把握し、その内容を政府要望事項に反映させるとともに、資金不足が生じる見込の地方公営企業に対しては震災減収対策企業債等の活用等、新たな創設された財政措置について必要な助言を行った。

東日本大震災に係る地方公営企業災害復旧事業が膨大に及ぶことから、その財源の一部となる地方公営企業災害復旧事業債の同意等手続きについて、市町村等が円滑に進めるための説明会を平成23年11月22日に開催したほか、適債性の判断に係る事務連絡等の発出を行った。

地方公共団体金融機構資金が充当された地方公営企業施設等が被災した場合、償還利子軽減対策として繰上償還とその財源としての借換債の活用が制度化されたため、市町村等がこれらに早期に取り組めるよう地方公共団体金融機構と連絡調整を行い、繰上償還対象となる地方債の算定方法の例示等について、市町村等に周知を行った。

エ リ災証明書発行関係事務の支援

県職員のり災証明に係る現地調査支援実績は、平成24年3月末時点で延べ2,595人であった。

このほか、同様に、り災証明書受付窓口等への支援のため県税職員を派遣し、平成24年3月末までの支援実績は、延べ2,349人で、現地調査支援と合わせると4,944人に上った。

市町村の現地調査支援に関しては、平成23年9月以降は1件あたりに時間のかかる二次調査が増加していたことや税務課としての本来業務のウェイトが増してきたことから、派遣職員数を徐々に減らし、派遣終了に至った。

また、沿岸の5市町を除いた30市町村では、平成24年3月末までにり災証明に係る申請受付を終了した。

なお、国の依頼に基づき、平成23年6月からは、各市町村が行ったり災証明書の発行（申請受付件数及び発行件数）について、県が毎月1日現在の状況把握を行い、その都度国へ報告を行った（平成24年4月1日現在の申請受付件数は493,533件、発行件数は491,967件であった。）。

オ 地方税法の改正に伴う関係事務の支援

市町村課では、市町村税について、東日本大震災による被害の甚大さにかんがみ、緊急の対応としての税制上の特例等に係る措置を講じるため、平成23年4月27日に地方税法が改正され、同日公布・施行されたことから、市町村への周知を図った。主な措置内容として、個人住民税では、雑損控除の平成22年分所得への適用や繰越控除期間の延長、事業用資産等損失額の平成22年分事業所得における必要経費への算入及び繰越可能期間の延長等がある。法人住民税では、法人住民税の災害減免を明確化するとともに、法人税における特別償却等の措置を法人住民税に自動的に連動させた。また、固定資産税では、津波により甚大な被害を受けた区域内の土地・家屋に係る平成23

年度の課税免除、被災住宅用地の特例、被災代替家屋の特例及び被災代替償却資産の特例措置を講じた。

その後の復旧・復興の状況等を踏まえ、平成23年12月14日には改正地方税法が、同月26日には東日本大震災復興特別区域法¹⁰がそれぞれ施行され、さらなる特例措置が講じられることとなったことから、税制改正等の説明会を開催し、市町村へ周知を図った。新たな特例として、個人住民税は、住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例、雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例等がある。法人住民税は、復興特別区域制度に係る税制上の措置が制度化され、新規立地新設企業の5年間実質無税化等が創設された。固定資産税は、津波被害区域の土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除、被災事業者用の仮設施設整備事業に係る非課税措置が加えられた。

東日本特別区域法の中でも、法人に特化した税制優遇措置として国で立案されたが、条件面が厳しく、限定的な制度となっており、期限も4年半と限られていることから、被災地の意見としては運用の効果に関して疑問を残すものとなっている。

市町村に対しては、被災した土地・家屋の固定資産税に係る課税免除や条例減免の適切な運用について、随時助言したほか、収入率向上に向けた滞納整理の進行管理や目標設定、定期的・組織的なマネジメントの必要性等について助言した。

市町村への行財政面における支援の検証

◆市町村でニーズの高まる技術系職員の確保に苦慮した

＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

市町村課が、被災した住民が行う各種の手続きについて、これまで県に対して手続きが必要となっていたものについて利便性を考慮し、県の権限を一部市町村に移譲できるように条例の改正を実施したことや、被災市町村への人的支援の調整を積極的に実施したことは評価できる。他方で、人的支援では、時期の違いにより必要な職種が変化している状況を把握することで、より被災市町村のニーズに応えることができたと考えられる。例えば、平成23年9月以降は、土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業など復興関連事業が本格化したことにより、土木職員や建築職員など技術職員のニーズが増加し、技術職員の不足が発生した状況がみられている。今回の災害を踏まえて、災害発生直後から復旧・復興に向けた対応の中でどのような職種が求められるかについて整理しておくことが必要である。

¹⁰ 東日本大震災からの復興に向けて円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的として、平成23年12月26日に施行された法律。①復興推進計画の作成とこれに基づく規制緩和、税制等の特例、②復興整備計画の作成とこれに基づく土地利用等の特例、③復興交付金事業計画の作成とこれに基づく交付金の交付という3本柱で構成されている。

6 県民への情報提供

(1) 報道機関を通じた県民への情報提供（パブリシティ）

広報課では、県政記者会への情報提供のほか、皇室や海外からの賓客の来県に伴う国内外のメディアの受入れなど積極的な報道対応を行い、国内外へ広く情報の提供を行った。特に国外への情報提供については、各国の首脳クラスが次々に来訪したことから、正しい被災地の状況が伝わるようにカメラアングルやポジション等の確認についても慎重に行うとともに、賓客だけでなく報道関係者の安全確保についても注意し、在仙の報道機関との混乱が起きないように調整を行った。

これらのメディアへの情報提供は、知事記者会見をはじめ、県政記者会への資料提供（投げ込み）や記者へのレクチャーによって行われ、被災者の生活再建に向けた情報や被災地の復旧・復興に関する施策情報など県民の復興意欲の後押しとなる県政情報を提供した。なお、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質に関する情報が増加したことを受けて、県民等から食品関係をはじめとする問い合わせも増え、平成24年の春先まで続いた。

知事記者会見は臨時会見を含め平成23年10月からの6か月間で18回を実施した。また、県災害対策本部事務局から発表される地震被害等状況について、平成23年10月は平日1回、11月以降は毎週水曜日（休日の場合は火曜日）と毎月11日に定例の資料提供（投げ込み）を計46回行った。そのほか復旧・復興に係る情報提供については、その都度県政記者会への資料提供などを通じて県民への広報に努めた（震災発生後から平成24年3月末までに991回）。

(2) 県ホームページによる積極的な県民への情報発信

広報課では、ホームページによる情報提供について、引き続き更新を密に行い、被災者が求める情報の充実を図った。

知事記者会見（臨時会見を含む）の会見録を引き続き掲載したほか、本部事務局から発表される地震被害等状況についても情報提供（投げ込み）に合わせて、情報を更新した。

そのほか、「被災者及び災害復興に当たる関係者への勇気づけ」「官民、すべての県民の団結と協力による大震災からの復興に向けた機運醸成」「『元気』な企業、観光関係者等に対する活動への支援」「復興に向けて宮城の頑張る姿を全国へ発信」を目的にした復興シンボルマーク「復興へ 頑張ろう！みやぎ」について、当初、平成24年3月までの1年間を使用の目途としていたが、宮城県震災復興計画において平成25年度までを復旧期としたことを踏まえ、期間を延長し、平成26年3月まで県ホームページからのダウンロードを可能とした。なお、営利行為に利用しないことを条件に使用を自由としたことから幅広く使用され、被災者はもとより復興に向けた県民や関係者の勇気づけ、県民の団結と協力による復興機運の醸成など、復興シンボルマーク作成時の目的を果たしている。

ホームページへの情報掲載に関しては、メールや電話で県民から問い合わせがあった内容を、広報課から担当課に伝えて情報を掲示するように求めた案件もあり、復旧・復興の状況に応じた情報を各所属において迅速かつ能動的にホームページに掲載する意識の醸成を図る必要がある。

図2-2-6-1

【復興シンボルマーク】



(3) 新聞による情報提供

広報課では、河北新報及び中央4紙（読売・朝日・毎日・産経）に掲載している「県からのお知らせ」枠を活用し、「東日本大震災に関するお知らせ（避難者情報ダイヤル、相談窓口、各種支援制度等）」を掲載した。また、当初予定の月1回の掲載に震災関連情報枠分を加えて、震災関連情報を優先的に掲載した（平成23年9月～平成24年3月：当初掲載予定回数7回→11回）。

なお、県の重要施策等を紹介する新聞紙面（河北新報・月1回掲載）において震災復興に関する広報も行い、平成23年11月から震災復興に関する分野別の取組を紹介する「復興へ 頑張ろう！宮城」をシリーズ掲載した。

(4) 県政ラジオによる情報提供

広報課では、平成23年10月まで（5月から半年間）は県政ラジオ番組を放送しているAM、FM、コミュニティFMの各局に震災関連情報をラジオ原稿の形で提供、また、放送枠も2倍に増枠して放送した。

なお、契約関係はないものの、臨時災害FM局には、県政ラジオ番組の放送原稿を提供し、局側で当該地域に必要な情報を選択して随時放送してもらうこととした。

(5) 県外向け広報番組による情報発信

広報課では、毎週1回BS-TBSで放送している県外向け広報番組「伊達な旅紀行～いいトコ！みやぎ」で、県内の観光地を中心に復興の状況等を全国に向けて発信した。

(6) テレビスポットCMによる情報提供

広報課では、震災に関連し、多くの県民に関わる重要な事項を広く周知するため、県内民放4局（東北放送、仙台放送、ミヤギテレビ、東日本放送）において30秒のスポットCMを放送した。自動車税の納期限については平成23年10月17日から平成23年10月30日までに63回、個人事業税については平成23年12月9日から平成23年12月26日までに69回放送した。

(7) 県政だよりによる情報提供

広報課で作成している県政だよりについては、事業の見直しにより平成23年度より増ページの予定であったため、この増ページ分を含め、震災関連情報の掲載に有効活用できた。内容としては、震災関連情報を掲載する「東日本大震災に関するお知らせ」コーナーを設け、生活、雇用、事業再建、税、地方機関の移転先等、各種震災関連情報を毎号掲載した。また、震災の被害状況と復興状況、震災復興のための各種事業、宮城県震災復興計画など、震災復興に関連する話題を特集で掲載したほか、東京電力福島第一原子力発電所事故被害への対応なども掲載した。

県外への避難者については、市町村が各市町村広報紙を送付する際に併せて送付するよう依頼した。

なお、平成24年7月に県政だよりに関するアンケートを実施した際、その返答のほとんどが県内読者からのものであったが、一部県外の読者からも「被災地がどのようになるか知りたい」「地元ニュースがうれしかった」といった返信が確認されている。

(8) 「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」の作成

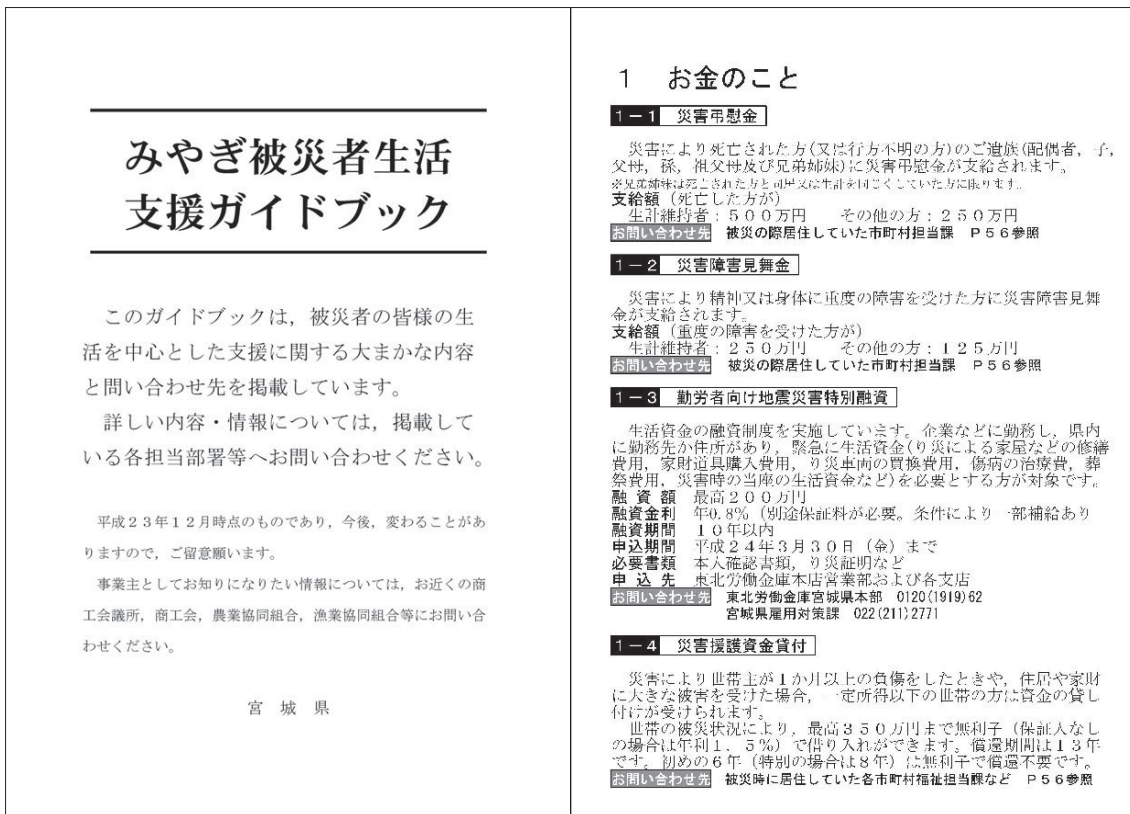
宮城県震災復興本部では、被災された方々への生活を中心とした支援に関する情報と問い合わせ先をまとめた、「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」を作成し、平成23年12月に発行した。

作成に当たっては、「お金のこと」、「住まいのこと」、「仕事のこと」、「心と身体のこと」、「子育て・教育のこと」といった、支援を受けたい事柄から制度の情報を取りまとめた。

このガイドブックは57,000部発行し、応急仮設住宅全戸などに配布した。

なお、平成24年6月及び平成24年12月に2回の改訂を行っている。

図2-2-6-2 みやぎ被災者生活支援ガイドブック（平成23年12月）の表紙等



また、震災復興推進課では、平成23年12月から、宮城県復興応援ブログ「ココロプレス」により、全国からいただいた温かなご支援への感謝と震災の風化防止などを目的として、復興の様子や地域の取り組みを随時発信している（平成24年3月末まで390回更新）。さらに、「ココロプレス」に掲載した地域の復興に向けた取り組みを抜粋しまとめた「みやぎ・復興の歩み」を10,000部作成し、全国からいただいた多大なる御支援への感謝と震災の風化防止の一助とするために、全国の自治体などに発送した。

(9) 各地方振興事務所の対応

地方振興事務所	主な取組内容
大河原地方振興事務所地方振興部	<p><広報誌による情報提供></p> <p>合同庁舎内の各事務所の事業や地域の話題等を取りまとめ、地域住民に対し広く情報発信するため、平成22年6月から年4回発行していた「SEN NAN THE KING」を、震災後も平成23年6月から定期的に発行し、道路や農地・農業用施設等の災害復旧状況や、東日本大震災で被災した名取市の園芸農家5人を迎えてチンゲンサイの栽培を始めた有限会社蔵王グリーンファームの取組をはじめとした震災復興に向けた様々な取組を掲載した。この広報誌は大河原地方振興事務所のホームページに掲載しているほか、管内市町、商工会議所・商工会、JA、土地改良区、森林組合、地産地消関係者等に配布している。</p>
仙台地方振興事務所地方振興部	<p><広報誌による情報提供></p> <p>東日本大震災からの復興を目指す人を元気づけるとともに、農林水産業や観光業などの地域産業の復興状況に関する情報を広く県民に提供するため、「仙台・宮城元気ニュース」を発行している（平成23年4月以降、毎月発行。平成24年4月からは隔月で継続中。）。</p> <p>報道機関、臨時災害放送局、コミュニティFM、管内市町村、商工会議所、商工会、JA、森林組合等に配布及び電子メールで提供し、また、仙台地方振興事務所のホームページにも掲載している。</p>
北部地方振興事務所地方振興部	<p><Webサイトによる情報発信></p> <p>東日本大震災に関する復旧・復興に関する各種支援制度等関連情報を事務所ホームページに掲載し、県民への迅速な情報提供に取り組んだ。</p> <p>また、震災による風評被害により低迷した農産物等の消費回復に向けて、緊急雇用創出事業を活用して「おおさき食材王国プロジェクト」「おいしいね！OSAKI」の2つのウェブサイトを経営委託により開設し、地域食材の情報発信を行った。</p> <p><広報誌等による情報提供></p> <p>復旧・復興に関する各種支援制度を管内市町に情報提供し、市町広報誌等への掲載により周知を図った。</p> <p>また、当所で月1回開催する定例記者発表を活用し、復旧・復興に関する各種支援制度やイベント等を情報提供した。</p>
北部地方振興事務所栗原地域事務所地方振興部	<p><Webサイトによる情報提供></p> <p>東日本大震災からの復旧・復興情報、各種復旧支援制度・関連情報等をトップページの見やすい箇所に掲載し、正確な情報の迅速な発信に努めた。</p> <p>福島第一原発事故による放射性物質の測定結果、関連情報等を迅速に掲載し、県民の不安・風評被害等の解消に努めた。</p>

	<p><広報誌等による情報提供></p> <p>栗原市，各種団体等と協力し，広報紙・機関紙等で各種復旧支援制度等の周知・徹底を図った。</p>
東部地方振興事務所地方振興部	<p><広報誌による情報提供></p> <p>東日本大震災からの復興を目指す人々を元気づけるとともに，県が行う農林水産業や観光業などの復興状況に関する情報を広く県民に提供するため，「石巻地域復興だより」を発行している（平成23年6月以降，平成24年9月11日までに11号を発行，現在も継続中。）。管内市町，商工会議所，商工会，観光協会，JA，森林組合等に配布及び電子メールで提供するとともに，東部地方振興事務所のホームページに掲載している。</p> <p><ブログによる情報提供></p> <p>震災後の当事務所管内の復旧・復興に向けた地域の取組や地域のグルメ情報や観光情報などを“石巻管内限定 地域密着情報”として紹介するため，東部地方振興事務所スタッフブログ「石巻&東松島&女川復興情報“石巻地域Again”」を開設（開設日：平成23年8月29日）している。</p>
気仙沼地方振興事務所地方振興部	<p><ブログによる情報発信></p> <p>東日本大震災後の被災地である気仙沼市・南三陸町の観光資源の状態や再開した観光施設や飲食店，イベント等の観光情報を広く県民だけではなく，全国に情報発信するため，スタッフブログ「南三陸&気仙沼を体感！“来て見て浜ライン”」を運営し，更新している。</p> <p>更新内容は多岐にわたり，観光情報だけでなく，宮城県の復興支援に関する事業の紹介や農林水産業や被災地企業の復興情報等なども情報発信している。</p> <p>平成23年度は1年間に193回更新し，1日の平均アクセス者数は350件となっている。</p>

県民への情報提供の検証

◆県民へ宮城県の対応等を伝える橋渡し役として機能することができた

＜広報＞＜情報＞

時間が経つに伴い県民から県が求められる情報は変化していくが、広報課では庁内各課の対応情報等を、所管する様々な広報媒体の特徴に応じて活用して提供することができた。また、県民からの問い合わせ等についても、広報課が受け付けたものについては、適時担当課への取次ぎが行われた。災害後に時系列に沿ってどのような情報が県民から求められるのか、被災者が必要とする情報を抽出し、情報の項目ごとにどのように県民に提供すべきかについて、関係各課室が連携して県庁の情報提供体制をマニュアル等にとりまとめ、訓練等を通じて検証することが必要である。他方で、前半6か月の検証でもみられたように、積極的に情報発信に取り組む課室がある一方で、十分に行われなかった事例も見られた。広報課では様々な情報提供手段を提供しており、引き続き、県庁内部における積極的な情報発信意識の醸成が必要と考えられる。

◆多様な情報提供手段の活用により広く県の情報が提供された

＜広報＞

災害時には手段を限定せずあらゆる手段を用いて情報の提供を行うことが重要である。広報課では今回の震災においても、報道機関、県ホームページ、県政ラジオ、県外向け広報番組、スポットCM、県政だより等の多様な情報提供手段を活用した。各情報提供手段については、それぞれの特性が異なることから情報の種類や提供先等を踏まえて、最も適した情報提供手段について整理することが重要である。なお、特にソーシャルネットワークについては、一般広報用としてFacebookの運用を開始（平成24年11月6日）しており、今後は、災害時における活用方法の検討が必要である。

◆応急仮設住宅等の居住環境に対しては、紙媒体等での情報発信が有効であった

＜広報＞

各地方振興事務所が行った県民への情報提供は、県民を元気づけるために報道機関、復興・コミュニティFM、管内市町村、商工会議所、商工会、JA、森林組合等への資料配布及び電子メールの活用や、ホームページやブログ等を活用して定期的実施された。特に、応急仮設住宅等の居住環境によっては紙媒体が効果的な場合もあり、様々な手段で情報発信が行われたことは評価できる。また、前半6か月の段階でも検証されているが、北部地方振興事務所栗原地域事務所では、複数の沿岸の被災市町から栗原市に避難した住民の情報を、避難元となる沿岸の被災市町へ提供している。事前の防災計画等では想定されていなかったが、栗原市からの要請を受け、また、複数市町にまたがる業務であり重要性も認識されたことから、同所にて実施された。時間の経過とともに案件数が増えて業務負荷が高くなった内容であったが、評価できる対応であった。

7 県民相談窓口の設置等

(1) 相談窓口の案内・広報

行政経営推進課では、震災後、被災者等からの各種相談に対応する県の窓口を案内するため、『東日本大震災に関する各種相談窓口のお知らせ』を県のホームページに掲載し、相談窓口の周知に努めた。「各種相談窓口」のページには、担当課所の連絡先を掲載するだけでなく、制度の概要や関連情報が分かるように担当課所のホームページにリンクを張るなど、内容の充実を図った。また、相談窓口をホームページに掲載したことで、県庁内にも各種支援制度や担当課所を周知することになり、相談が多く寄せられる課所では他の制度等の問い合わせがあった際の参考になった。

なお、時間の経過とともに寄せられる相談内容が変化し、それに対応する県の窓口も変化してきたことなどから、平成23年4月上旬及び9月上旬の2回、県庁内全課に内容の追加・修正の有無を照会し、その結果を基にホームページの内容を更新するとともに、照会后の変更等にも随時対応し、常に新しい情報等を掲載するように努めた。

県のホームページを活用した相談窓口の案内等については、平成24年4月以降も継続して対応している。

(2) 東日本大震災被災地における悩み・配偶者等からの暴力相談事業

ア 「東日本大震災心の相談ホットライン・みやぎ」の開設

東日本大震災の被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、被災者が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、配偶者等からの暴力が生じることなどが懸念される一方で、こうした悩みを汲み取る立場にある地方公共団体そのものが「被災者」であり、こうした被災者の悩みに対する相談対応に十分手が回らない状況にあることから、内閣府では、被災3県と共同で「東日本大震災被災地における悩み・配偶者等からの暴力相談事業」を実施することとした。

宮城県では、平成23年9月1日から平成24年2月10日までの間、共同参画社会推進課内の「みやぎ男女共同参画相談室」を拠点に「東日本大震災心の相談ホットライン・みやぎ」を開設し、通話料無料（フリーコール）の電話相談を実施した。

また、平成24年2月11日から平成24年3月31日までを「集中相談期間」とし、みやぎ男女共同参画相談室の他、県内4か所（仙台市、名取市、塩竈市、気仙沼市）にも相談拠点を開設し、電話相談のほか、相談拠点や法テラス出張所等における面接相談を実施した。

震災後1年を経過しても相談件数の減少がみられないことや、相談内容が深刻化する傾向にあることなどから、平成24年度も継続することとし、みやぎ男女共同参画相談室及び気仙沼市の相談拠点において、フリーコールによる電話相談、面接相談を継続して実施している。

イ 相談窓口の案内・広報

相談実施に当たっては、応急仮設住宅のみならず、民間賃貸住宅等のみなし応急仮設住宅や被災した自宅等で生活している被災者が、悩みをどこにも誰にも相談できずに一人で抱え込むことのないよう、様々な媒体を活用し、広く積極的な広報展開を行った。

特に、集中相談期間に、内閣府が被災3県において、テレビスポット放送を実施したことや、県政だより、市町村広報に掲載したことにより県民の認知度が高まった。

- ・ 携帯用カード、ポスターの作成、配布
- ・ 新聞への掲載（「県からのお知らせ」への掲載等）
- ・ 県政ラジオ番組内での広報
- ・ 地上デジタル放送「県からのお知らせ」でのデータ配信
- ・ 宮城県ホームページへの掲載（「東日本大震災に関する各種相談窓口のお知らせ」、共同参画社会推進課男女共同参画推進班）

ウ 相談の受付状況

相談には、本県の男女共同参画相談員と特定非営利活動法人ハーティ仙台や全国で女性に関する相談実績のあるNPO法人から派遣された相談員が対応した。

a 平成23年9月1日から平成24年2月10日

平成23年9月1日から平成24年2月10日までの相談387件のうち、「不安・孤独・喪失感」に関する相談が62件（16.0%）と最も多く、「仕事に関する悩み」が44件（11.4%）、「親子・親族の関係」が40件（10.3%）、「離婚・別居」が37件（9.6%）、「配偶者・パートナーからの暴力」は25件（6.5%）であった。

また、相談者の年代は、「40歳代」からの相談が154件（39.8%）と最も多く、次いで「30歳代」が72件（18.6%）、「50歳代」が47件（12.1%）であった。

b 平成24年2月11日から平成24年3月31日

平成24年2月11日からの集中相談期間の相談779件のうち、「家族問題」に関する相談が166件（21.3%）と最も多く、「心理的問題」が101件（13.0%）、「対人関係」が97件（12.5%）、「暮らし」が78件（10.0%）、「からだ」が70件（9.0%）であった。「配偶者・パートナーからの暴力」は44件（5.6%）であった。

また、相談者の年代は、「30歳代」が131件（16.8%）で最も多く、「40歳代」が122件（15.7%）、「50歳代」が101件（13.0%）であった。

c 男性からの相談

この相談事業は、阪神淡路大震災の経験から、震災後に女性への暴力等が増えることが懸念されたため、全国の女性関係団体等との連携のもとに内閣府と被災県が共同で実施した事業であり、岩手県、福島県では、基本的に女性のみを対象として相談を行っている。

しかし、宮城県では、震災後の心の悩みは性別に関わりなく大きな問題であることから、男性からの相談も受け付けることとした。2月10日までの相談のうち男性からの相談は全体の31.0%、2月11日から3月31日までは22.0%であった。

d 東日本大震災心の相談ホットライン・みやぎの実施状況

表2-2-7-1

期 間	相談時間	相談拠点	相談対応	相談件数
H23. 9. 1～ H24. 2. 10	月～金 8:30～16:45	宮城県庁 (みやぎ男女共同 参画相談室)	男女共同参画相談員 NPO法人ハーティ仙台 NPO法人全国女性シェ ルターネット	387件
H24. 2. 11～ H24. 3. 31	月～金 8:30～16:45 土 9:30～16:45 日・祝 10:30～16:45	宮城県庁 仙台市, 名取市 塩竈市, 気仙沼市	NPO法人日本フェミニ ストカウンセリング学会	779件
H24. 4. 1～ H24. 12. 21	月～金 8:30～16:45	宮城県庁 気仙沼市	NPO法人全国女性会館 協議会	未公表

(3) その他の対応

ア 知事への提案

広く県民等から県政に対する提案・意見・要望等を受け、これらを県の施策に反映させることを目的に実施している「知事への提案」は、宮城県電子申請システム・電子メール・郵便・ファクシミリにより提出され、行政経営推進課で受け付けし、知事に報告している。

震災後、震災に関連する提案等が多く寄せられたが、これらの提案等について、県庁内関係部局等で情報を共有するとともに、回答等が必要なものについては速やかに対応するように努めた。

なお、この対応は、平成24年4月以降も継続して行っている。

表2-2-7-2 分野別の受付状況（平成23年度）

提案・意見・要望等の内容			件数（構成比）
震災関連	支援制度	義援金, 生活再建支援金, 住宅応急修理制度, り災証明, 各種助成制度	124件 (4.5%)
	住まい	応急仮設住宅, 集団移転, 日赤支援	131件 (4.8%)
	原発, 放射能	福島第一原発事故関連, 原子力発電所, 放射能・放射線	455件 (16.5%)
	環境, 震災廃棄物	がれき・ヘドロ処理, 被災自動車, エネルギー, 節電, 動物	176件 (6.4%)
	震災復興	復興提案, 復興計画, 水産業復興特区, まちづくり提案, 復興財源	680件 (24.7%)
	行政一般, 税	財政, 行政改革, 職員給与, 税務, 職員の対応	49件 (1.8%)
	その他	励ましのメッセージ, 国政に対する意見など上記以外	973件 (35.3%)
震災以外	震災に直接関連しないもの	165件 (6.0%)	
合 計		2,753件 (100.0%)	

イ 災害特別総合行政相談所への参加

宮城県内の国の機関を中心に構成する宮城地域行政苦情相談連絡協議会（事務局：東北管区行政評価局）の「震災等大規模災害時における相談窓口体制について」の申合せに基づき、東北管区行政評価局が主催し、平成23年4月から10月にかけて沿岸部14市町及び内陸部2市で開設された「災害特別総合行政相談所」に22回参加して、最寄りの県民サービスセンター又は行政経営推進課の県政相談員（職員）が被災者等からの相談に対応した。

なお、これの参加については、平成24年4月以降も継続して行っている。

8 寄附金

寄附金については、現金振込の他、寄附者の利便性を図るため、Yahoo! JAPAN 公金支払いによるクレジットカード払い（平成23年6月開始、継続中。）及びNTTドコモのサービスである「ドコモケータイ送金」（平成23年9月開始、平成24年9月終了。）を活用した振込にも対応した。

寄附金の受付は、震災直後から平成23年4月にかけてがピークであったことから消防課の対応職員を当初の1人から5人に増員したが、5月頃からは3名で対応している。

なお、寄附金の受付状況は、平成23年3月11日から平成24年3月31日までに7,454件、約261億円となっている。

9 ふるさと納税

平成24年3月31日までの間、税務課の職員一人がふるさと納税の担当となり対応を行った。

ふるさと納税の納付方法としては従前より引き続き、納付書による納付、専用口座への口座振込による納付、Yahoo! 公金支払を利用したクレジットカード納付の3つを用意している。

ふるさと納税の受付状況としては、平成23年9月1日から平成24年3月31日までの間に518件、3,965万円が納付された。

多くの方々から、ふるさと納税による多額の寄附があった。現在も多数の寄附の申し込みを頂戴している状況のもと、今後その寄附金の使途についてお知らせしていく必要がある。

手続き上の面では、現在は寄附申込書を送付していただいた後に納付方法を選択していただき各個対応をおこなうようになっており、納付者と課の間で数回にわたってやりとりが発生している。（直接郵便局にて振り込む場合のみ、振込票を寄附申込書として扱え、その他の納付方法よりは利便性が高いものとなっていると考えられる。）。また、県外金融機関だと一行に限定されてしまうことや、振込手数料の有無についてなど、納付者の利便性を考える上では、検討すべき課題がある。

表2-2-9-1 ふるさと納税これまでの実績

年度	件数	金額
平成23年度	2,393	164,135,353円
平成22年度	228	11,898,000円
平成21年度	8	807,500円

※震災以降に「ふるさと納税」による寄附が多く寄せられ平成21年度実績に対し、平成22年度から平成23年度の実績件数及び金額が急増した。

ふるさと納税の検証

◆ふるさと納税の納付方法については、納付者の視点で検討が必要であった

＜計画やマニュアル＞

税務課が対応したふるさと納税の手続きは、書類のやり取りが納付者と県との間で数回必要となる仕組みであった。また、振り込みの取り扱いが県外金融機関だと一行に限定されてしまうことや、振込手数料の有無についてなど、納付者の利便性を考える上では、検討すべき課題が多かった。これら事務手続き上の改善点については、納付者の視点に立った見直しの必要があるだろう。

～伝える～ 災害対策本部長（当時）から

宮城県信用保証協会会長 今野 純一（当時：総務部長）

昭和 53 年 6 月の宮城県沖地震は、初めて経験する激しいもので、古い庁舎で、壊れるかな、と思った記憶がまだ鮮やかにあります。予備の電源も貧弱で、当夜は廊下の小さな電球の下に机を出し、仕事をしていました。

この地震を契機として、建築基準法はじめ法制度の改正や、防災計画の樹立、防災訓練の実施など、地震災害に対する備えが強化されてきました。

宮城県では、平成 15 年、5 月と 7 月に県北部を中心に地震があり、また 20 年には岩手宮城内陸地震があり、それぞれ緊迫した初動対応や大規模な復旧を求められました。

こうした中で、近く、宮城県沖地震が起きることは避けようの無い前提であり、それまでの間にどこまでの備えができるか、という状況にありましたから、阪神淡路や新潟県中越、中越沖などの地震災害の経験も踏まえて、より実践的な訓練や、関係機関との連携強化にも取り組み、また、庁舎、学校その他の耐震化、橋梁や岸壁の耐震化などにも、優先して多くの予算をつぎ込みました。

そしてあの日。緊急地震速報の警報音とまさに同時に、激烈な揺れ。収まりかけてまた強烈に、長く。一瞬の奇妙な無音感。行政庁舎 5 階の危機管理センターに急ぎました。そして、通信網がほとんど途絶した中、しだいに、自分たちが、宮城県沖地震として考えていたものよりもはるかに巨大な災厄に遭遇していることを知らされていったのでした。

雪が降り始め、寒い夜で、間断なく余震があり、津波が襲った地域、とりわけ山が迫った小さな浜々の集落、困難な状況で救助を待っているであろう人々、孤立した庁舎にいる同僚職員、わけても気仙沼はテレビの映像で火の中にあり、言いようの無い想いでありました。

それからの数日間の時間の感覚は、記憶の中でひどくねじれて歪んでいて、とても長くもあり、あっという間でもあります。

危機管理センターに着いたときには、職員はすでに関係各方面への緊急連絡や情報収集をはじめており、庁舎 2 階講堂への対策本部事務局敷設も迅速でした。そして、膨大な対応業務に突入して行きました。備えていたからこそ、初動の構えを作ることができました。

状況は刻々とどんどん変わりました。様々な分野、現場で、新たな対応や要員の追加投入を求められました。対応が速ければ状況は改善し、後手に回ると困難が続きます。

私が携わった 1 年を振り返り、出来たこと、出来なかったこと、様々の思いがあります。厳しい状況の中で必死に対処したと思う反面、先手を打って、という意味では、やはり経験、体験の枠の中にいたのか、という反省があります。

一連の検証を通して、今回の経験を後世に繋ぐことを切に願う次第です。

10 海外政府等からの支援への対応

(1) 義援金等

海外の団体等からの申出により、申出者の意向に応じ、県の復興等に活用するための「寄附金」、生活支援のため被災者に支給される「義援金」、親を亡くした子どもたちのための「東日本大震災みやぎこども基金」として受け入れた。

県では、義援金は社会福祉課、寄附金は消防課、こども基金は子育て支援課及び教育庁総務課が所管しているが、外国政府や企業からは通常の業務で関わりのある国際経済・交流課あてに支援の申出が寄せられた。これらの申出は、大半が発災から3か月程度の間に関わられたが、平成23年10月以降も下表に示すとおり、支援の申出に対応した。宮城県地域防災計画や大規模災害応急対策マニュアルにない対応ではあったが、申出者の意向に沿って迅速に受入を行えたことが評価できる。なお、海外からの義援金の受付対応は申出があれば、継続して対応を行う。

今後、海外からの支援受入に関する体制づくりを検討することが、課題としてあげられる。

(2) その他

海外に関するすべての業務を国際経済・交流課が所管しているわけではないため、海外からの申出であっても、例えば福祉関係の内容であれば保健福祉部が担当した事例もある。幼稚園・保育所への支援など、海外からの各種申出が国際経済・交流課に連絡があった場合には、まず国際経済・交流課が受付窓口となり、その内容や申出者の意向を確認し、適切な部署の紹介を行った。震災後6か月以降は、支援申出の受入、適切な部署への引き継ぎ体制が確立されており、円滑に対応することができた。

表 2-2-10-1 海外政府等からの物資・その他支援等への主な対応

対応した日	対応内容
平成23年10月4日	ブラジル宮城県人会アマゾン代表支部からの義援金受入
平成23年10月24日	米国デラウェア州「宮城ファンド」からの寄附金等受入
平成23年10月24日	ゲーテ・インスティトゥート（ドイツ）による伝統工芸職人招待プロジェクト対応
平成23年11月15日	シンガポール政府から保育所への支援をマッチング
平成23年11月	オーストラリア・ニュージーランド銀行から南三陸町への支援調整
平成23年12月19日他	南加宮城県人会からの義援金受入
平成23年12月25日	ベルリン独日協会から私立幼稚園連合会への支援マッチング
平成24年1月26日	ニューヨーク宮城県人会からの義援金受入

海外政府等からの支援への対応の検証

◆海外政府等からの支援物資等への対応は、申出者の意向に沿って、関係課と連携し、迅速かつ柔軟に対応することができた

＜県庁内部での調整＞＜計画やマニュアル＞

義援金等については、義援金（所管：社会福祉課）、寄附金（所管：消防課）、こども基金（所管：子育て支援課、教育庁総務課）で所管課が分かれているが、外国政府や外国企業からの義援金等は、日頃から関わりのある国際経済・交流課に申出が寄せられた。宮城県地域防災計画や大規模災害応急対策マニュアルにない対応であったが、申出者の意向に沿って迅速に対応することができたことは評価される。また、幼稚園・保育所への支援などの海外からの各種申出についても、国際経済・交流課に連絡があった場合には、国際経済・交流課でその内容や申出者の意向を確認し、適切な部署の紹介を行うなど、柔軟な対応を行うことができたことも評価される。今回の対応や教訓を踏まえ、宮城県地域防災計画や大規模災害応急対策マニュアルにおいて、海外政府等からの支援物資等への対応体制を明確にしておくことが必要である。

11 二次災害防止対策

(1) 高圧ガス等危険物対策

津波により流出した所有者不明の高圧ガス容器の処理事業は、国から事業を受託した社団法人宮城県エルピーガス協会等により平成24年1月から行われた。本事業における消防課の関わりとしては、所有者不明容器の現地確認（受託者が作成した容器管理台帳との突合）及び所有者不明容器の記号番号等のホームページでの公表であった。

消防課における現地確認作業は、平成24年1月上旬から3月中旬にわたり沿岸部のがれき集積場や充填所などで行われ、確認本数は、計10,816本（うちLPガス9,020本、一般ガス1,796本）であった。容器のくず化処理は、消防課による現地確認後、容器記号番号等のホームページでの公表を経て順次、事業者である社団法人宮城県エルピーガス協会等により進められた。

なお、今後同様の災害が発生した場合に、迅速な対応ができるよう、業界での取り決めをあらかじめ行っておくことが必要であるとともに、今回のような所有者不明容器は、爆発・破裂等の恐れがあることから、震災がれきのひとつとして国により速やかに処理されるべきものである。

(2) 有害物質対策

ア 環境モニタリングの実施

環境省は被災地の大気環境の現状を把握するため、窒素酸化物等の常時監視項目、ダイオキシン類やアスベストをはじめとした有害大気汚染物質のモニタリング及び河川、海域及びそれらの底質並びに地下水及び土壌に係る健康項目や生活環境項目に関する調査を継続している。県（環境対策課）はこれに協力をすることとし、被災市町村と調整してモニタリングに最適な地点を選定するとともに、測定地点の管理者と折衝し、環境省のモニタリングの円滑化を図った。

その後、がれき処理により大気環境が悪化するおそれが高かったため、県としても大気環境については独自にモニタリングするという判断を下した。業務委託によりモニタリングを実施することとしたが、限られた予算を有効に活用するため、業務委託は移動測定車による常時監視項目の観測、アスベストの分析のみとした。アスベストのサンプリング、ダイオキシン類のサンプリング及び分析については保健環境センターが実施した。

その結果、日の出前に観測された光化学オキシダントが環境基準を超過したことがあったが、その他の環境基準が適用される項目については、すべて環境基準を下回っていたことが分かった。なお、光化学オキシダントについては震災以前より基準値の超過が時折みられる物質であり、これについては今後検証していく予定である。

今後、がれき処理が本格化しつつあるため、ますます被災地における大気環境モニタリングが重要となるが、もともと大気汚染防止法に基づく大気環境のモニタリングは都道府県の事務とされていることから、環境省は国民の関心の高いアスベストを除き、直轄のモニタリングは終了することとしている。

イ アスベストをはじめとする粉じんに対する対応

環境省は、大気環境のアスベストばかりではなく、特定粉じん排出等作業現場の排気口等のモニタリングを実施して、注意喚起を図ることとした。そのため、県（環境対策課）は県内各市町村と調整し、調査対象を選定する等の協力を行った。

また、県は継続的にモニタリングを実施することとし、定点を定めて年4回実施した（環境省及び県による各モニタリングは平成24年度においても継続して実施している）。

その結果、石巻市内の特定粉じん排出等作業において、環境省の調査により高濃度のアスベストが検出されたため、石巻保健所を通じて元請け業者等に注意喚起を図った。県も独自に敷地境界でモニタリングを実施し、通常的生活環境と変わらず周辺環境に影響がないことを確認し、公表した。

また、女川町内の民間企業宿舍の改造工事において、大気汚染防止法に基づく届出をせずに保温材を撤去し処分した事例が発覚した。そこで、敷地境界においてモニタリングを実施し、通常的生活環境と変わらないことを確認し公表するとともに石巻保健所が施工業者に対して厳しく指導した。

実際に解体作業を請け負う事業者の組織である社団法人宮城県建設業協会や宮城県解体工事業協同組合に対して特定粉じん排出等作業の作業基準等の徹底について文書で指導した。また、保健所に対してアスベストの飛散状況のパトロールや、労働基準監督署、土木事務所等との合同パトロールを指示し、不適正な解体や処理が行われないよう監視を行った。

アスベスト関連について、既存のパンフレットや公表データを使用し、注意喚起を行った。ボランティアや住民に対しては、アスベスト測定結果の公表等の度にマスクの着用等の注意喚起を図った。また、市町村を通じてボランティアセンター等に対し、県に援助物資として届いたマスクを配布し、着用を勧めた。

表 2-2-11-1

被災地の環境モニタリングの実施状況（大気環境①）

●アスベスト

実施主体	調査区分	調査期間	地点数	地点分類	繊維数濃度 ^(注) (f/L)
環境省	予備調査	4/14 ~ 4/18	4	浸水地域等	<0.20 ~ 0.80
宮城県	第1回モニタリング	6/01 ~ 6/16	10	避難所等周辺	0.056 ~ 0.79
環境省	第1次モニタリング	6/07 ~ 6/30	20	避難所、がれき集積所、解体作業現場周辺	<0.05 ~ 1.9 ^{*1}
環境省	第2次モニタリング	7/28 ~ 9/01	33	避難所、学校等周辺	<0.056 ~ 12.5 ^{*1}
宮城県	第2回モニタリング	9/08 ~ 9/27	10	避難所、がれき集積場周辺	<0.056 ~ 0.17
環境省	第3次モニタリング	10/26 ~ 11/10	21	がれき集積所、学校等周辺	<0.05 ~ 1.1 ^{*2}
宮城県	第3回モニタリング	11/24 ~ 12/01	10	仮設住宅、がれき処理場周辺	0.11 ~ 0.51
宮城県	解体工事現場の追加調査	12/26	1	特定粉じん排出作業現場 (環境省の第3次で排出口で 28f/L)の敷地境界	0.17 ~ 0.56
環境省	第4次モニタリング	12/26 ~ 3/01	52	仮設住宅、がれき処理場周辺	<0.05 ~ 2.2 ^{*3}
宮城県	第4回モニタリング(1)	2/09	1	アパート改装工事	0.51
宮城県	第4回モニタリング(2)	2/24 ~ 3/23	9	仮設住宅、がれき処理場周辺	0.11 ~ 1.0
宮城県内でのH17～H21年度(過去5年間)の調査結果			48	一般環境、沿道、発生源周辺	<0.06 ~ 1.19
				大気汚染防止法に基づく特定粉じん(アスベスト)発生施設に対する敷地境界線上の基準値	10

(注) 1 実施主体が環境省の場合は、調査地点の選定等について宮城県も連携して実施している。以下の項目においても同じ。仙台市内の調査結果を除く。

2 (注)の繊維数濃度は、環境省ではまず簡易に全ての繊維(綿ぼこりや化学繊維などの有機繊維とアスベストやガラスウールなどの無機繊維)を計測し、その結果1リットル当たり1本を超えた場合にアスベストの同定を行うこととしているが、宮城県では検体を低温灰化(有機繊維を除去)後に計測している。

3 「*1」の総繊維数濃度1.0以上の場合でアスベストを同定したところ、結果は検出限界値未満

4 「*2」アスベスト除去作業の排気口から高濃度の総繊維数が検出された解体現場の敷地境界において、総繊維数濃度1.0を超えたため再検査したところ、敷地境界における最大の総繊維数濃度は1.9f/Lで、そのうちアスベストは0.73f/L(38%)

5 「*3」の総繊維数濃度1.0以上の場合で、アスベストを同定したところ、最大0.77f/L

(参考) WHO環境保健クライテリア(EHC 53):「都市における大気中の石綿濃度は、一般に1本以下～10本/Lであり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」

表2-2-11-2

被災地の環境モニタリングの実施状況（大気環境②）

●大気環境基準設定項目（ダイオキシン類）

実施主体	調査区分	調査期間	地点数	地点分類	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)
環境省	大気環境緊急モニタリング①	6/02 ~ 6/18	6	避難所	0.0086 ~ 0.026
環境省	大気環境緊急モニタリング①-2 (①の再調査3地点2日間)	9/14 ~ 9/30	3	学校等	0.0075 ~ 0.017
環境省	大気環境緊急モニタリング②	12/06 ~ 2/05	13	がれき処理場周辺等	0.0080 ~ 0.11
宮城県	被災地調査	2/17 ~ 2/24	3	がれき処理場周辺等	0.0080 ~ 0.015
大気環境基準値					0.6

(注) 環境省の大気環境緊急モニタリング②は、13地点のうち3地点は2回実施

●大気環境基準設定項目（ダイオキシン類を除く）

実施主体	調査区分	調査期間	地点数	地点分類	測定項目	日平均値	環境基準	単位
環境省	大気環境緊急モニタリング①	6/02 ~ 6/18	6	避難所等	二酸化硫黄	0.000 ~ 0.002	0.04	ppm
					二酸化窒素	0.003 ~ 0.011	0.04	ppm
					浮遊粒子状物質	0.007 ~ 0.026	0.1	mg/m ³
					一酸化炭素	0.1 ~ 0.2	10	ppm
					ベンゼン	0.25 ~ 0.79	3	μg/m ³
					トリクロロエチレン	<0.013 ~ 0.063	200	μg/m ³
					テトラクロロエチレン	0.011 ~ 0.048	200	μg/m ³
宮城県	被災地調査①	9/08 ~ 10/30	10	がれき処理場 周辺等	ジクロロメタン	0.36 ~ 0.80	150	μg/m ³
					二酸化硫黄	0.000 ~ 0.004	0.04	ppm
					二酸化窒素	0.000 ~ 0.015	0.04	ppm
					浮遊粒子状物質	0.009 ~ 0.045	0.1	mg/m ³
					一酸化炭素	0.1 ~ 0.4	10	ppm
					光化学オキシダント	0.001 ~ 0.055	0.06	ppm
					環境省	大気環境緊急モニタリング①-2 (①の再調査3地点2日間)	9/14 ~ 9/30	3
二酸化窒素	0.005 ~ 0.009	0.04	ppm					
浮遊粒子状物質	0.006 ~ 0.037	0.1	mg/m ³					
ベンゼン	0.21 ~ 0.42	3	μg/m ³					
トリクロロエチレン	<0.012 ~ 0.068	200	μg/m ³					
テトラクロロエチレン	<0.013 ~ 0.030	200	μg/m ³					
ジクロロメタン	0.14 ~ 0.64	150	μg/m ³					
宮城県	被災地調査②	11/01 ~ 12/25	10	がれき処理場 周辺等	二酸化硫黄	0.000 ~ 0.003	0.04	ppm
					二酸化窒素	0.001 ~ 0.030	0.04	ppm
					浮遊粒子状物質	0.003 ~ 0.049	0.1	mg/m ³
					一酸化炭素	0.1 ~ 0.4	10	ppm
					光化学オキシダント	0.001 ~ 0.046	0.06	ppm
環境省	大気環境緊急モニタリング②	12/06 ~ 12/24	13	がれき処理場 周辺等	二酸化硫黄	0.000 ~ 0.002	0.04	ppm
					二酸化窒素	0.003 ~ 0.024	0.04	ppm
					浮遊粒子状物質	0.003 ~ 0.015	0.1	mg/m ³
					一酸化炭素	0.1 ~ 0.4	10	ppm
					ベンゼン	0.68 ~ 2.0	3	μg/m ³
					トリクロロエチレン	0.017 ~ 0.26	200	μg/m ³
					テトラクロロエチレン	0.021 ~ 0.086	200	μg/m ³
宮城県	被災地調査③	1/07 ~ 3/07	10	がれき処理場 周辺等	ジクロロメタン	0.22 ~ 0.76	150	μg/m ³
					二酸化硫黄	0.000 ~ 0.005	0.04	ppm
					二酸化窒素	0.001 ~ 0.033	0.04	ppm
					浮遊粒子状物質	0.007 ~ 0.031	0.1	mg/m ³
一酸化炭素	0.2 ~ 0.5	10	ppm					
光化学オキシダント	0.000 ~ 0.064	0.06	ppm					

(注) 環境省の大気環境緊急モニタリング②は、13地点のうち3地点は2回実施

表2-2-11-3

被災地の環境モニタリングの実施状況（大気環境③）

●有害大気汚染物質のうち環境基準が設定されていない項目

実施主体	調査区分	調査期間	地点数	地点分類	測定項目	日平均値	指針値	単位
環境省	大気環境緊急モニタリング①	6/02 ～ 6/18	6	避難所等	アクリロニトリル	0.006 ～ 0.031	2	μg/m ³
					塩化ビニルモノマー	<0.005 ～ 0.015	10	μg/m ³
					クロロホルム	0.11 ～ 0.15	18	μg/m ³
					1,2-ジクロロエタン	0.11 ～ 0.26	1.6	μg/m ³
					1,3-ブタジエン	0.022 ～ 0.077	2.5	μg/m ³
					アセトアルデヒド	0.83 ～ 2.8	—	μg/m ³
					ホルムアルデヒド	1.2 ～ 3.0	—	μg/m ³
					塩化メチル	1.3 ～ 1.5	—	μg/m ³
					酸化エチレン	0.0060 ～ 0.059	—	μg/m ³
					トルエン	0.69 ～ 28	—	μg/m ³
					ベンゾ[a]ピレン	0.010 ～ 0.065	—	ng/m ³
					水銀及びその化合物	1.9 ～ 2.9	40	ng/m ³
					ニッケル化合物	0.53 ～ 5.5	25	ng/m ³
					ヒ素及びその化合物*	0.55 ～ 7.1	6	ng/m ³
					ベリウム及びその化合物	<0.009 ～ 0.099	—	ng/m ³
					クロム及びその化合物	<0.6 ～ 9.4	—	ng/m ³
マンガン及びその化合物	5.0 ～ 86	—	ng/m ³					
宮城県	被災地モニタリング①	6/01 ～ 6/15	6	避難所等	水銀及びその化合物	1.5 ～ 2.3	40	ng/m ³
					ニッケル化合物	<5 ～ 10.8	25	ng/m ³
					ヒ素及びその化合物	<0.4 ～ 3.6	6	ng/m ³
					ベリウム及びその化合物	<0.4 ～ <0.4	—	ng/m ³
					クロム及びその化合物	<12 ～ 120	—	ng/m ³
マンガン及びその化合物	3.8 ～ 60.0	—	ng/m ³					
環境省	大気環境緊急モニタリング①-2 (①の再調査3地点2日間)	9/14 ～ 9/30	3	ヒ素及びその化合物*	アクリロニトリル	<0.006 ～ 0.017	2	μg/m ³
					塩化ビニルモノマー	<0.0018 ～ 0.0029	10	μg/m ³
					クロロホルム	0.072 ～ 0.10	18	μg/m ³
					1,2-ジクロロエタン	0.039 ～ 0.070	1.6	μg/m ³
					1,3-ブタジエン	0.018 ～ 0.038	2.5	μg/m ³
					アセトアルデヒド	0.72 ～ 1.8	—	μg/m ³
					ホルムアルデヒド	1.5 ～ 3.5	—	μg/m ³
					塩化メチル	0.84 ～ 1.0	—	μg/m ³
					酸化エチレン	0.012 ～ 0.025	—	μg/m ³
					トルエン	0.69 ～ 1.3	—	μg/m ³
					ベンゾ[a]ピレン	0.014 ～ 0.13	—	ng/m ³
					水銀及びその化合物	1.4 ～ 2.7	40	ng/m ³
					ニッケル化合物	0.6 ～ 8.5	25	ng/m ³
					ヒ素及びその化合物*	0.80 ～ 6.8	6	ng/m ³
					ベリウム及びその化合物	<0.019 ～ 0.031	—	ng/m ³
					クロム及びその化合物	0.9 ～ 6.8	—	ng/m ³
マンガン及びその化合物	5.0 ～ 53	—	ng/m ³					
環境省	大気環境緊急モニタリング②	12/06 ～ 12/24	13	がれき処理場周辺等	アクリロニトリル	0.008 ～ 0.024	2	μg/m ³
					塩化ビニルモノマー	0.0040 ～ 0.046	10	μg/m ³
					クロロホルム	0.087 ～ 0.19	18	μg/m ³
					1,2-ジクロロエタン	0.070 ～ 0.11	1.6	μg/m ³
					1,3-ブタジエン	0.023 ～ 0.30	2.5	μg/m ³
					アセトアルデヒド	<0.08 ～ 1.4	—	μg/m ³
					ホルムアルデヒド	0.080 ～ 1.4	—	μg/m ³
					塩化メチル	1.1 ～ 1.4	—	μg/m ³
					酸化エチレン	0.012 ～ 0.030	—	μg/m ³
					トルエン	0.69 ～ 8.3	—	μg/m ³
					ベンゾ[a]ピレン	0.029 ～ 0.40	—	ng/m ³
					水銀及びその化合物	1.6 ～ 2.7	40	ng/m ³
					ニッケル化合物	0.9 ～ 2.5	25	ng/m ³
					ヒ素及びその化合物	0.31 ～ 1.8	6	ng/m ³
					ベリウム及びその化合物	<0.06 ～ 0.09	—	ng/m ³
					クロム及びその化合物	1.1 ～ 24	—	ng/m ³
マンガン及びその化合物	5.9 ～ 35	—	ng/m ³					

*:6/11～12に採取した石巻市学習等共用施設釜会館において指針値(6ppm)を超える値(7.1ppm)が検出。9/14～16の2日間実施した再調査でも最大値は6.8ppmだったが、平均では4.2ppmと指針値を下回った。

(注) 環境省の大気環境緊急モニタリング②は、13地点のうち3地点は2回実施

表 2-2-11-4

公共用水域等の環境省による東日本大震災関係モニタリング状況

●有害物質等

調査区分	調査期間	地点数	地点分類	調査項目	結果
河川	6/3～ 6/5 (公表7/8)	21	河口	・砒素, 鉛, PCB等の人の健康保護に関する項目(健康項目) ・BOD, COD等の生活環境保全に関する項目(生活環境項目)	【基準超過】 フッ素(基準値0.8 mg/L): 1地点 貞山運河 貞山橋 0.89 mg/L ホウ素(基準値1 mg/L): 4地点 鹿折川 浪板橋 1.4 mg/L 大川 河口 1.4 mg/L 旧北上川 門脇 1.4 mg/L 貞山運河 貞山橋 2.6 mg/L ※ 汽水域であり, 海水の影響と考えられる。
	(公表9/6)			・ダイオキシン類	【基準超過】 水質(基準値1pg-TEQ/L): 4地点 定川 定川大橋 2.7 pg-TEQ/L 鳴瀬川 小野 2.7 pg-TEQ/L 高城川 明神橋 2.5 pg-TEQ/L 砂押川 念仏橋 1.1 pg-TEQ/L ※ 過去に使用されていた水田除草剤の影響と考えられる。 底質: 基準超過なし
海域	6/3 ～6/5 (公表7/8)	56	沖(下水放流先含む)	・砒素, 鉛, PCB等の人の健康保護に関する項目(健康項目) ・BOD, COD等の生活環境保全に関する項目(生活環境項目)	基準超過なし
	(公表9/6)			・ダイオキシン類	基準超過なし
底質 (第2次)	6/3 ～6/5 (公表10/11)	30 河川5 海域25	河口及び沖(下水放流先含む)	・重金属(カドミウム, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, セレン) ・PCB	基準超過なし (水銀, PCBの底質暫定除去基準及び土壤汚染対策法の土除含有量基準を参考とした)
	12/19～ 1/13 (公表3/6)	64 河川17 海域47		・重金属(カドミウム, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, セレン) ・PCB, 全シアン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ	基準超過なし (水銀, PCBの底質暫定除去基準及び土壤汚染対策法の土除含有量基準を参考とした)
地下水	7/4～ 7/8 (公表8/18)	28	沿岸及び内陸	・有機塩素化合物, 砒素, 鉛等の人の健康保護に関する項目(健康項目)	【基準超過】 鉛(基準値0.01mg/L): 1地点 多賀城市下馬 0.020mg/L
	(公表9/6)			・ダイオキシン類	基準超過なし

調査区分	調査期間	地点数	地点分類	調査項目	結果
土壌	6/16, 6/21 ～6/27 (公表8/19)	49	沿岸	・特定有害物質（PC B, 六価クロム等）	【基準超過（溶出試験）】 鉛（基準値0.01mg/L）：4地点 川口町公園（気仙沼） 0.012mg/L 雄勝総合支所 0.036mg/L 貝田公園（東松島） 0.014 mg/L 第1臨空公園（名取） 0.013 mg/L ヒ素（基準値0.01mg/L）：6地点 川口町公園（気仙沼） 0.012mg/L 雄勝総合支所 0.017mg/L 水産技術総合センター（石巻） 0.015 mg/L 仙塩浄化センター（多賀城） 0.018mg/L 海岸公園運動広場（仙台市荒浜） 0.013 mg/L " " 0.021 mg/L 含有量：基準超過なし
		14		・ダイオキシン類	基準超過なし
(第2次)	12/27 ～1/18 (公表2/17)	72		・特定有害物質（PC B, 六価クロム等） ・ダイオキシン類	【基準超過（溶出試験）】 鉛（基準値0.01mg/L）：16地点 0.011～0.04mg/L 最大 矢本第2中学校（東松島） ヒ素（基準値0.01mg/L）：25地点 0.011～0.15mg/L 最大 気仙沼市本吉町大谷 含有量：基準超過なし
		5		・ダイオキシン類	基準超過なし

(3) 毒物劇物対策

震災後半年を経過して以降は、毒物劇物について直接的に対処すべき案件はなかった。

なお、その間業務課では、毒物劇物の相談窓口を継続しながら、庁内関係各課及び宮城県毒劇物協会と情報の共有に努めた。

一方、保健所によっては、毒物劇物に由来すると思われる流出物情報の対応を行った事例もあったが、平成23年3月31日に発出した業務課長と廃棄物対策課長の連名での通知「地震や津波により散乱した毒物・劇物の廃棄物について」に基づき廃棄物として適正に処理されていた。

ア 各保健福祉事務所（保健所）の対応

a 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

震災により大谷鉱山（気仙沼市本吉町）で集積していたヒ素含有鉱さいが流出した事故については、発災以降上水道が利用できなくなったため、その代わりに井戸水を利用しようとする近隣住民等から、その安全性に関し相当な件数の電話相談を受けた。その件数は発災から半年以上を経て激減してはいたが、井戸水の安全性に関する電話相談があった際は、水質検査機関の紹介や水質検査結果の評価に関する説明を行い、衛生的な飲用を指導した。なお、大谷鉱山からの排水については、検査の結果・ヒ素及びその他の重金属類の濃度は排水基準を下回っていることが確

認された。人への健康被害が生じたという報告もなかった。その他、流出したヒ素含有鉱さいが付着したおそれのある倒壊家屋や倒木の処理について相談があった場合にも、受付・指導できる体制をとっていたが、特に寄せられた相談はなかった。

また、平成24年3月末までの県民等から毒物劇物と思われる薬品等の発見連絡が13件あり、そのうち10件が実際に毒物劇物であることが確認された。本来、発見された毒物・劇物の処理は市町の所掌である。しかし、震災後の混乱により市町で保管できない、また保管場所がないといった状況があったため、保健所が市町に代わり一時保管した。最終的には市町が業者に依頼し、廃棄物として処理対応をしている。

b 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

引き続き平成23年9月以降も毒物劇物等薬品の発見連絡が寄せられた場合は、毒物劇物監視員は発見場所の現地確認を行い、これらによる危害が生ずるおそれがあるか確認を行った。

しかし、9月以降、県民等からの毒物劇物と思われる薬品等の発見連絡件数は1件のみで、それも毒物劇物ではなかった。

二次災害防止対策の検証

◆県民の不安を解消するため、大気環境について県独自にモニタリングを実施している

＜計画やマニュアル＞＜県庁外部との調整＞＜広報＞

環境対策課では、がれき処理により大気環境が悪化するおそれを考慮し、大気環境について独自でモニタリングを実施している。主な内容は、移動測定車による常時監視項目の観測、アスベストの分析で、県民の不安解消に繋がっており評価できる。他方で、県民にどのように公表するべきかについては、今後検討が必要である。例えば、報道機関は基準値を超えた場合等異常な結果だけを大きく取り上げて報道するケースが多く見られ、県民に無用な不安を与えてしまうケースもあると考えられる。このことから、県民の生活環境に異常がないことも伝えて発信していくことについて、県だけでなく報道機関等も含めて検討していくことが求められる。

12 二次避難対策

応急仮設住宅の建設に伴い、平成23年7月に入ると徐々に二次避難先から応急仮設住宅に入居する方々が多くなり、二次避難は収束に向かった。地域復興支援課では、各市町に対し、応急仮設住宅への入居等を計画的に行うよう指導し、これを受けて各市町とも応急仮設住宅の完成時期や避難所の閉鎖時期を見据え、9月末日までは二次避難を解消する計画をたて、二次避難者に伝えた。

しかし、これらの計画は避難者のさまざまな事情により、予定通りには進まなかった。特に、避難者から「市町から、避難所の閉鎖とともに二次避難も終了するという説明があり困っている（沿岸市町の避難所では、この時点ですべての避難所を閉鎖してはいなかった）。」との苦情が、県に対して多く寄せられたことから、県では二次避難所に出向き、避難者の話を聞くことにした。

その結果、「応急仮設住宅への入居時期が不明確である」、「仮設住宅が希望の場所ではない」、「業者の手配がつかず自宅の修繕が全く進まない」、「避難先で賃貸住宅を探している」等の、多岐にわたる理由により、平成23年9月の時点で、すぐには二次避難所を出られない避難者が多数いることが判明した。

そこで、県では避難者に対し次の住居を確保できるまで二次避難を継続できる旨を説明し、各市町に対しても避難者の事情を考慮し、できるだけスムーズに移行できるよう調整するよう求めた。市町でも被災者に早く次のステップに移行していただくため避難所の閉鎖を進めていたことについて、説明不足から避難者との行き違いが生じていたことを理解し、避難者の事情を考慮して臨機応変に対応することで二次避難の収束を進めた。

その後は大きな混乱も無く、平成23年10月末日をもって県が扱う二次避難所は基本的にはすべて閉鎖された。避難生活が長期にわたったこともあり、県外への二次避難者の中には帰宅を断念し、山形県や秋田県など二次避難先の県が斡旋する民間賃貸住宅に入居し、仕事を探す方々も見られた。

なお、東京都内には自主避難からホテル等への二次避難に切り替えた避難者が、平成23年12月半ば頃まで残っていた。当初この方々は自主的な避難であったこともあり、県や市町で把握できず、一方これら避難者へ県内の状況が伝わらない状況もあった。結果として、東京都等の斡旋を受け、都内の公営住宅や民間賃貸住宅に入居し、都内における二次避難は収束した。また、特殊な形態の二次避難として、日本生命保険相互会社のご厚意により旧仙台エクセルホテル東急（仙台市）に石巻市の通勤通学困難者用の避難所が設置された。食事の提供のない宿泊という方式であり、災害救助法上は一時避難所の扱いが妥当と地域復興支援課では判断していた。石巻市では当初から平成24年3月31日までに退去することを前提に同避難所への入居を承認していたことから混乱も無く、平成24年3月31日をもって終了した。

二次避難対策の検証

◆県庁内における二次避難の担当部門が明確ではなかった

＜県庁内部での調整＞

今回の震災では主に地域復興支援課が二次避難全般の対応を行った。しかし、一次避難所から二次避難所への移動に当たっては、健康維持の観点から避難者の身体状況に配慮する必要がある。地域復興支援課では、医療・福祉に関するノウハウを持ち合わせていなかったため、高齢者や持病のある方

等の要援護者の二次避難への対応において、課題や困難を伴うケースがあった。今後、県庁内において二次避難の担当部門を今回の震災の教訓をもとに規定すると考えられるが、いずれの部門が担当するとしても要援護者の対応等に当たっては、地元の保健所等との連携により実施する体制が必要になる。

◆二次避難者対応マニュアルを策定することで、県として整合の取れた二次避難対応を図ることができた

＜計画やマニュアル＞

例えば、二次避難の収束期において、県と市町の間考え方の行き違いや、避難者が抱える事情により当初の計画が円滑に進まない状況等が発生するなど、避難生活が長期にわたる場合に必要となる二次避難においては、県が調整を必要とする様々な課題が発生する。今回の震災においては、地域復興支援課が二次避難の開始から閉鎖までの総合的な二次避難対応をとりまとめたマニュアルを策定したことで、避難者や市町村への説明等を行う職員は整合のとれた対応を行うことが出来ている。本マニュアルの内容は、今後同様な津波を伴う広域災害発生時のガイドラインとなると考えられることから、県内外で広く共有されることが望まれる。

なお、マニュアルの編集に当たっては、県外からの応援職員が中心にマニュアル作成業務を行い、土地勘のある県職員が同マニュアルを用いて避難者や市町村への対応を行った。このような県職員と応援職員の役割分担の考え方は、今後の震災対応におけるひとつの良好なモデルケースであると考えられる。

◆様々なケースの二次避難者が発生したことで、広域災害における避難をとりまく様々な課題が明らかになった

＜計画やマニュアル＞＜情報＞＜その他＞

地域復興支援課や各市町から二次避難者への情報提供は、避難者情報システムに登録した避難者を主な対象として行われることが多かったが、そもそも避難者がシステムに登録しないことにより、避難者を十分に把握できないケースがあった。また、県としても市町を通じてしか避難者を把握することはできなかった。避難者への支援についても、災害救助法の考え方に基づくと、自らの判断により自主的に避難した者は公的支援の対象外であるが、今回の震災では自主避難者に対しても、同じ被災者としてその平等性の確保等から公的支援を行わざるを得なかった。これは、従来の局地的災害のように市町村の計画に基づき、特定の地域の避難者が特定の避難所に避難するという画一的なケースのみを想定していたことが理由と考えられる。このような状況を踏まえ、様々な発生した避難者について、今回の震災における代表的なケースで分類するとともに、それぞれの避難者の把握方法を検討するとともに、避難ケースに応じた支援のあり方を明確にする必要がある。

～伝える～ 災害対策本部員（当時）から

震災復興・企画部長 伊藤 和彦（当時：東京事務所長 H23.4.1より同職）

平成23年3月11日。当時、東京事務所長であった私は、その日、業務のため偶然県庁に来ていた。何とか帰京の段取りができた14日、同じく県庁内にいた事務所職員と10時間をかけ、車で雪の小国峠を越え新潟経由で事務所に帰還。東京事務所には、どこで事務所の所在を知ったのか、交通の遮断等で戻れない県内からの上京者が集まっていた。事務所スペースの一部を開放し、結果として地震発生の日から16日までの間、延べで宿泊者16名、一時避難61名の受入れを行った。その他、事務所には各省庁や各自治体、県内に立地している企業本社、個人から県内の被災状況に関する問い合わせが殺到した。

発災から半月後の4月、私は佐藤廣嗣前部長の後任の企画部長として県庁に戻るようになった。赴任早々、部内幹部職員を会議室に集め「この未曾有の大災害において企画部に求められる役割を職員個々が考え、千年に一度の災害に対し、千年に一度の仕事振りで職員一丸となって立ち向かっていこう。」と訓辞を行った。

企画部では電力や公共交通機関の被害情報の収集、さらには被災者の移動手手段確保のための交通事業者への輸送依頼など、発災当初から24時間体制で対応に当たった。加えて、当部では災害対策本部事務局のサポート役として「国等の被災地視察調査」や全国知事会ルートによる「応急生活物資供給」、被災者の避難所生活の長期化の弊害を避けるための「二次避難」、「避難者情報の提供」といった業務も職員総出で対応した。

また、本県の復興の道筋を示す「震災復興計画」の策定作業も、4月11日「震災復興基本方針（素案）」の発表、5月2日「宮城県復興会議」発足などを皮切りにスタートし、8月26日には「震災復興本部会議」で復興計画案を内部決定、9月議会での議決を受け、今後10年間の復興の工程が定まった。“復旧にとどまらない抜本的再構築”ここが復興の理念の要である。これと併せ、発災初動期の取組と初期対応で必要とされる対応マニュアルを作成し部内職員に情報共有を図った。

当部は発災1か月後を経過した4月22日にこれまでの「企画部」から「震災復興・企画部」に再編された。庁内で部名に「震災復興」を冠しているのは当部のみである。当然に、復興は全庁挙げて取り組むべきものであるが、「震災復興計画」を所管する当部はその名のおり県の復興の取組の“総合的な推進役”であり、各部局の“下支え役”を担っている。これだけの甚大な被害を受けた被災者にとって復興の実感は薄く、悲しみはまだ消えていない。県において取り組んでいることが被災地にとって着実に効果を上げるよう、震災復興・企画部に与えられた役割と被災者の求める“復興のあるべき姿”というものを常に問いながら、今後も被災市町と同じ思いで復興業務に邁進していきたい。

13 医療・保健・要援護者対策

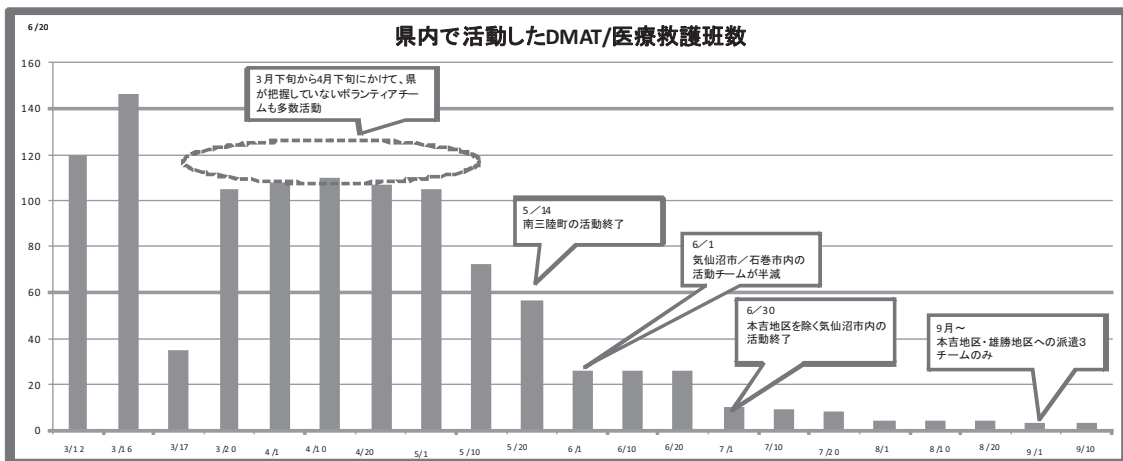
(1) 医療救護対策

ア 医療活動

a 医療救護班の撤収（～平成 23 年 10 月 5 日）

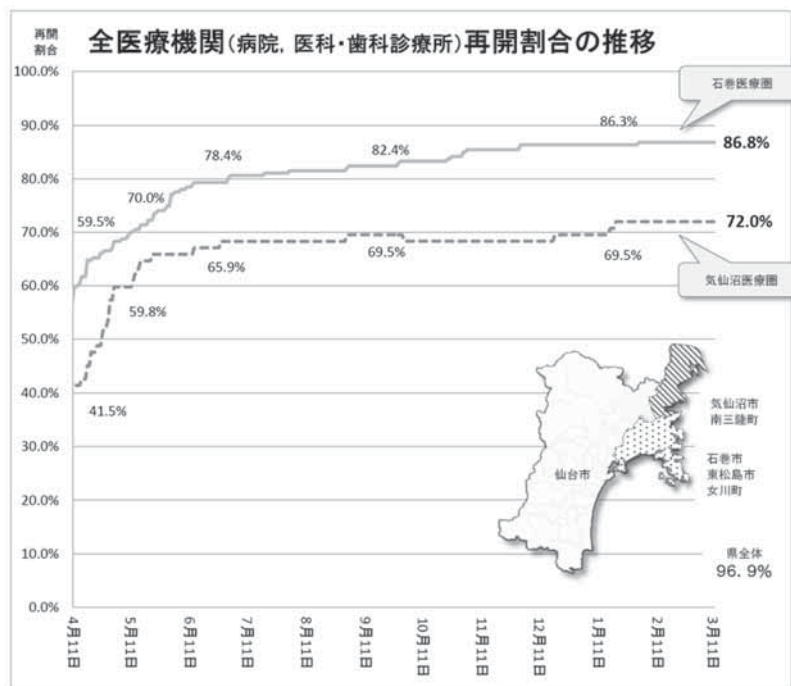
被災地における医療の確保のため、医療整備課では、災害対策基本法に基づく医療救護班の派遣要請を実施した。これにより、3月17日の徳島県の医療救護班の活動から開始された医療救護班による医療救護活動は、被災地域の医療機関の復旧・再開にあわせて活動規模を縮小していった。

図 2-2-13-1 県内で活動したDMAT及び医療救護班数



震災から半年後の平成 23 年 9 月において、被害の大きかった石巻地区、気仙沼地区の医療機関の再開率は石巻医療圏で 82.4%，気仙沼医療圏 69.5%となっていた。

図 2-2-13-2 宮城県内全医療機関再開割合の推移



この医療救護活動を開始してから半年後の時点では、依然として常勤医の確保が困難な状況にあった気仙沼市本吉地区及び仮設診療所の建築を進めていた石巻市の雄勝地区を除き、派遣が終了した。残る2か所についても、当該地区に支援に入っていた他県の医師が常勤医として移住されたことや、県の医師確保の取組であるドクターキューピットにより常勤医が確保されたことにより平成23年10月5日に、県内における医療救護班の活動がすべて終了した。

こうした医療救護班から通常の保険診療体制への移行を早期に実現したのは南三陸町であった。

医療救護班の受入調整をおこなっていた県の災害医療コーディネーター¹¹である公立志津川病院の西澤医師は、もともと医師不足の地域が、医療スタッフや資機材の支援を受け、これまでになく充実した状況に地域が慣れてしまうことを避けるため、南三陸町の仮設診療所の開設と共に震災後2か月を目処に医療救護班の派遣を終了させた。

なお、医療救護班の撤収に際しては、町民バス等の運行により避難所や応急仮設住宅から診療所までの公共交通手段を確保することが前提となる。そのため、バス運行体制の確立状況について、総合交通対策課及び町の交通対策担当者への確認を数回にわたって行った。医療救護班の撤収に当たっては、医療機関の状況だけでなく、地域の通院環境への配慮も重要である。

b 医療救護班活動に係る費用の精算業務

派遣終了までに宮城県で活動した医療救護班は、相当数あったが、こうした医療救護班の活動に係る経費は、災害救助法に基づき、医療救護班の派遣を行った各団体から、派遣依頼を行った宮城県に対して、費用弁償を求償できることとなっている。そのため、活動終了後より平成23年度末にかけて、派遣元の団体や医療機関から、医療救護班の活動経費についての精算依頼の問い合わせが増加した。

精算処理に当たっては、各医療救護班が各地より参集し活動を行い、各地に再び帰るまでに発生する諸費用に係る証拠書類の確認が必要となる。中には、求償できる範囲を超えた内容の請求もあるため、医療整備課では、膨大な量の証拠書類の確認に時間を要した。これらの医療救護班の精算業務については、派遣元団体の精算業務が遅れており、業務が継続している。

また、医療救護班派遣に際していくつかの派遣元となった都道府県から、救護班の派遣に係る経費の基準額の提示を求められることがあった。人件費の基準額が各都道府県で違うため、金額調整の面で問題が生じた。

今後、今回のような大規模な医療救護班の派遣が必要な事態に備え、各種の基準や精算手順等について整備を行い運用することが必要と思われる。平成23年度中の精算団体は以下のとおりである。

¹¹ 県知事の委嘱により、大規模災害発生時に県の要請で県災害対策本部又は県現地災害対策本部に出務し、以下の業務を遂行。

- ①災害の状況に応じて適切な医療体制が構築されるよう助言
- ②被災地における医師、看護師等の医療スタッフの配置
- ③患者の収容先医療機関の確保

表2-2-13-1 医療救護活動の交付先一覧

交 付 先		所在地	負 担 額 (円)
名	称		
公益社団法人地域医療振興協会		東京都	55,018,363
全日本民主医療機関連合会		東京都	762,998
全日本民主医療機関連合会		東京都	22,803,790
社団法人宮城県医師会		仙台市	32,970,149
公益社団法人日本看護協会		東京都	25,442,456
独立行政法人国立病院機構		東京都	53,409,687
国立大学法人千葉大学医学部附属病院		千葉県	5,339,019
社団法人全国国民健康保険診療施設協議会		東京都	2,248,881
社団法人全国国民健康保険診療施設協議会		東京都	260,800
社団法人全国国民健康保険診療施設協議会		東京都	910,846
財団法人宮城厚生協会坂総合病院		塩竈市	6,204,999
国家公務員共済組合連合会		東京都	12,618,994
独立行政法人国立国際医療研究センター		東京都	18,209,747
愛知県医師会 外13件		愛知県外	99,804,840
東京女子医大八千代医療センター医師2名		千葉県	325,322
国立大学病院三重大学 医学部附属病院 外8件		三重県外	33,817,570
合 計		39件	370,148,461

イ 医薬品等集積所の運営等

a 対応内容

無償提供医薬品については、医療用医薬品及び一般医薬品（約298品目）の提供を受けた。薬務課では、平成24年1月19日まで東北自治総合研修センター（富谷町）に医薬品等集積所を設置し、救護所や医療機関等への提供を行った。最終的には、41品目が残ったが、そのうち17品目については有効期限切れとなり、24品目について、今後の災害に備えて保健所等で備蓄・保管している。仙台運送株式会社の倉庫に保管していた手指消毒剤等衛生用品については、災害対策本部事務局と連携し、医療機関及び学校等に24年3月22日まで供給を行った。

b 苦勞した点

無償提供されたものには、期限が短く、数か月程度しか保管できないものも多数存在したため、その取扱いに苦慮することがあった。

c 評価できる点

品目、数量等を記録・保存し、県職員または薬剤師会の薬剤師等を配置するなど、適切な在庫管理により、医療機関等の要望に対して的確に応じることができた。

d 課題

備蓄医薬品の有効期限が切れた場合の処分対応が課題である。

e 受け入れた医薬品等の一覧

表2-2-13-2

医薬品等一覧					
荷物番号		区分	品目	規格	ひと箱あたりの量
325124	1	医療用医薬品	CZ-Hi(200kal)	200mL	30
324031	1	OTC医薬品	Kenz ラビングケア	500mL	バラ
324004	2	医療用医薬品	PL配合顆粒	1g	1000包
407014		医療用医薬品	PL配合顆粒	1g	100包
329088	3	医療用医薬品	S.M配合散		840包
407003		医療用医薬品	SM散	1.3g	840包
329089	4	医療用医薬品	SPTローチ0.25mg「明治」		1200錠
329001	5	医療用医薬品	アーチスト錠10mg		100錠
329002	6	医療用医薬品	アーツェー錠30mg		100錠
404018	7	医療用医薬品	アキネトン錠1mg	-	100錠
404012	8	医療用医薬品	アキネトン注5mg	1mL	30A
325035	2	OTC医薬品	アシノンZ内服液	30mL	60(3個×20箱)
407032	9	医療用医薬品	アズクレニンS	-	100包
329003	10	医療用医薬品	アストミン錠10mg		100錠
325024		医療用医薬品	アセスクリン	60mL	10個入り10個
325025	11	医療用医薬品	アセスクリン	60mL	10個
325028	12	医療用医薬品	アセスクリン	1L	6本
325059	13	医療用医薬品	アドエア125エアゾル	12g	
325060	14	医療用医薬品	アドエア250エアゾル	12g	
324022	15	医療用医薬品	アドナ注10mg0.5%	2mL	50A
329004	16	医療用医薬品	アドレナリン注0.1%		10本
329005	17	医療用医薬品	アレキシノン錠5		100錠
325103		医療用医薬品	アマリール錠1mg		100錠
329006	18	医療用医薬品	アマリール錠1mg		100錠
325104	19	医療用医薬品	アマリール錠3mg		100錠
329007	20	医療用医薬品	アムロジピン錠5mg「科研」		100錠
407015	21	医療用医薬品	アモキシシリン250mg	-	100cap
329008	22	医療用医薬品	アラセナーA軟膏3% 5g		5本
325106		医療用医薬品	アレグラ錠60mg		100錠
329009	23	医療用医薬品	アレグラ錠60mg		100錠
325077		医療用医薬品	アレンドロン酸錠5mg		100錠
325078		医療用医薬品	アレンドロン酸錠5mg		100錠
325079	24	医療用医薬品	アレンドロン酸錠5mg		バラ500錠
325080		医療用医薬品	アレンドロン酸錠5mg		バラ500錠
329101	25	医療用医薬品	アンビバ坐剤100mg		100個
317012	26	医療用医薬品	イソジン液	10%	20個
407042		医療用医薬品	イソジン液	250ml	21本
329099	27	医療用医薬品	イソジン液10%	250mL	20本
319001		医療用医薬品	イソジンガーグル	250ml	20本
329100	28	医療用医薬品	イソジンガーグル液7%	30mL	50本
324026	29	医療用医薬品	イソプロ70「アマカス」70%	500mL	バラ
325097	30	医療用医薬品	イノバン注100mg		10A
322014	31	医療用医薬品	イミダプリル塩酸塩錠2.5mg「YD」	-	100錠
323001	32	医療用医薬品	イムノエースFlu(10T)インフルエンザ検査		40個
323002	33	医療用医薬品	イムノエースFlu(60テスト)インフルエンザ検査	輸送用スワブ付き	6個
325120	3	OTC医薬品	医薬セット(風邪薬・湿布薬など)		
328012	34	医療用医薬品	インフルエンザチェックFluAB	10テスト	20個
325038	4	OTC医薬品	ウイズワン	20包	20個
325902	5	OTC医薬品	ウイズワンプラス	120包	
325070	35	医療用医薬品	エブジコム配合錠	30錠	バラ
329011	36	医療用医薬品	エホテール注10mg		50管
325118	37	医療用医薬品	エンシユアH		24個
323005	38	医療用医薬品	オイラックスHクリーム	5g	20個
324060	39	医療用医薬品	大塚生食注	500mL	20個
329077	40	医療用医薬品	大塚生食注 100mL		10本
329078	41	医療用医薬品	大塚生食注 20mL		50管
324061	42	医療用医薬品	大塚生食注 洗浄用(細口開栓)	500mL	30本
329079	43	医療用医薬品	大塚糖液 20mL		50管
329090	44	医療用医薬品	大塚糖液5%		20袋
407011	45	医療用医薬品	ガスターD10mg	-	100錠
407034		医療用医薬品	カマグG「ヨシダ」	1g	273包
407035	46	医療用医薬品	カマグG「ヨシダ」	0.67g	201包
331014	6	OTC医薬品	カユビタッククリーム20	65g	100個
329013	47	医療用医薬品	カリーユニ点眼液0.005%		10本
326010	7	OTC医薬品	顆粒わかもと	24包	48個
407001		医療用医薬品	カロナール細粒20%	0.6g	60包
407002	48	医療用医薬品	カロナール細粒20%	0.5g	60包
329014		医療用医薬品	カロナール錠200		100錠
404032	49	医療用医薬品	カロナール錠200	-	1000錠
407004		医療用医薬品	カロナール錠200		1000錠
324035	50	医療用医薬品	キシロカインゼリー2%	30mL×5	バラ
324008	51	医療用医薬品	キシロカイン注 シリンジ1%	100mg 10mL	10筒
329015		医療用医薬品	キシロカイン注ボリアンプ1%		10管
325098	52	医療用医薬品	キシロカイン注ボリアンプ10ml		10A
329096	53	医療用医薬品	キュアレット(脱脂綿)		500g
407028		医療用医薬品	クラビット500mg	-	50錠
329016	54	医療用医薬品	クラビット錠500mg		100錠
324013		医療用医薬品	クラビット錠100mg	-	100錠
401001	55	医療用医薬品	クラビット錠100mg		420錠
325087		医療用医薬品	クラビット点眼0.5%5ml		10本
329017	56	医療用医薬品	クラビット点眼液0.5%		5本
324014	57	医療用医薬品	クラリス錠100mg	-	100錠
407013	58	医療用医薬品	クラリス錠200mg	-	100錠
407029	59	医療用医薬品	クラリスロマイシン小児用50mg	-	100錠
325083	60	医療用医薬品	クラリチンレディタブ錠10mg		300錠
325081	61	医療用医薬品	グリメビド錠3mg		500錠
329018	62	医療用医薬品	グルコバイ錠100mg		100錠
329019	63	医療用医薬品	グルファスト錠5mg		100錠
324027	64	医療用医薬品	クレゾール石けん液	500mL	バラ

医薬品等一覧					
荷物番号		区分	品目	規格	ひと箱あたりの量
329081	65	医療用医薬品	クロチアゼラム錠5mg「トーフ」		1000錠
324018	66	医療用医薬品	ゲーベンクリーム1%	100g	バラ
325114	8	OTC医薬品	下呂膏	80mL	48個
329093	67	医療用医薬品	ケンエーG洗腸液50% 120mL		10個
329092	68	医療用医薬品	ケンエーG洗腸液50% 60mL		10個
325089	69	医療用医薬品	ゲンタシン軟膏O.1%	10g	10本
324069	70	医療用医薬品	抗菌ガーゼマスク中厚手	10枚	60/パック
322011	71	医療用医薬品	コニール2mg	—	4錠(製剤見本)
322013	72	医療用医薬品	コニール8mg	—	4錠(製剤見本)
322009	73	医療用医薬品	コバシル2mg	—	2錠(製剤見本)
322010	74	医療用医薬品	コバシル4mg	—	2錠(製剤見本)
404003	75	医療用医薬品	コンサータ錠18mg	—	100錠
404026	76	医療用医薬品	コントミン糖衣錠25mg	—	1000錠
404027	77	医療用医薬品	コントミン糖衣錠50mg	—	100錠
325042	9	OTC医薬品	コンドロハイ900ゼリー	20包	30個
325064		医療用医薬品	ザイロリック錠100		100錠
325065	78	医療用医薬品	ザイロリック錠100		1400錠
322039	79	医療用医薬品	サルボグレラート塩酸塩錠50mg「YD」	—	100錠
329020	80	医療用医薬品	サワシリンカプセル250		100cap
407039	81	医療用医薬品	酸化マグネシウム	1g包	1050包
325056	82	医療用医薬品	ザンタック錠 7.5mg		1000錠
325055	83	医療用医薬品	ザンタック錠150mg		1400錠
513001	10	OTC医薬品	サンテ抗菌新目薬		240個
326015	11	OTC医薬品	サンテパソ	12mL	240個
326013	12	OTC医薬品	サンテピオ	15mL	240個
326014	13	OTC医薬品	サンテマイベースCL	12mL	240個
407040	84	医療用医薬品	次亜塩素酸Na6%	500ml	40本
407022	85	医療用医薬品	シーヌ錠200mg	—	100錠
322048	86	医療用医薬品	シチコリン注「ミタ」1000mg	20mL	50管
322044	87	医療用医薬品	シチコリン注「ミタ」100mg	2mL	50管
322046	88	医療用医薬品	シチコリン注「ミタ」250mg	2mL	50管
404028	89	医療用医薬品	ジブレキサ錠5mg	—	100錠
329021	90	医療用医薬品	ジャスピア錠25mg		100錠
325088		医療用医薬品	消毒用エタノール	500ml	20本
329095	91	医療用医薬品	消毒用エタノール		20個
402001	14	OTC医薬品	新ノイガンハップクール	15枚	12箱
322035	92	医療用医薬品	スコーウエ細粒20%	0.5g	90包
325092	93	医療用医薬品	スタデルム軟膏5%	10g	50本
325031	15	OTC医薬品	ストナシロップA		
407033	94	医療用医薬品	スナイロンドライシロップ1%	0.75g	105包
329022	95	医療用医薬品	スピロラクソン錠25mg「トーフ」		1000錠
407036	96	医療用医薬品	スルチミン錠2.5mg	—	100錠
317010	97	医療用医薬品	生理食塩水	500mL	20袋
402005	16	OTC医薬品	セキセチンSP	32錠	24箱
329080	98	医療用医薬品	セニラン坐剤3mg		50コ
404008		医療用医薬品	セバゾン錠2	—	1000錠
404009		医療用医薬品	セバゾン錠2	—	100錠
325033		OTC医薬品	セビーAZのドスプレー	25mL	120本
325924	17	OTC医薬品	セビーAZのドスプレー	25mL	1本
325034	18	OTC医薬品	セビーせき止め液(L)		
329024	100	医療用医薬品	セファメジンα 点眼用キット1g		10コ
329023	101	医療用医薬品	セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「サワイ」		100錠
322033	102	医療用医薬品	セフカベンピボキシル塩酸塩錠75mg「YD」	—	100錠
325074	103	医療用医薬品	セフカベンピボキシル塩酸塩細粒小児用「マイラン」0.5g		120包
325072	104	医療用医薬品	セフカベンピボキシル塩酸塩錠「マイラン」	75mg	100錠
324015	105	医療用医薬品	セフゾン細粒 小児用 10%	0.5g	120包
324016		医療用医薬品	セルシン錠2mg	—	100錠
329084		医療用医薬品	セルシン錠2mg		100錠
404007	106	医療用医薬品	セルシン錠2mg	—	1000錠
513002		医療用医薬品	セルシン錠2mg	1000錠	ロット違い
329085	107	医療用医薬品	セルシン注射液		10管
404024	108	医療用医薬品	セレネース錠1mg	—	1000錠
404025	109	医療用医薬品	セレネース錠3mg	—	1000錠
404034	110	医療用医薬品	セレネース注5mg	1mL	50A
329025	111	医療用医薬品	センノシド錠12mg「タイヨー」		1200錠
329026	112	医療用医薬品	ソビコール錠7.5		100錠
324020	113	医療用医薬品	ソフラチュール	10cm四方	10枚
324023	114	医療用医薬品	ソル・メドロール 静注用500mg	5V	バラ
329091	115	医療用医薬品	ソルデム3A輸液(500ml×20袋)		20袋
407018	116	医療用医薬品	タイビジウム	—	100錠
407012	117	医療用医薬品	タケブロンOD15mg	—	100錠
329027	118	医療用医薬品	タナトリル錠5	—	100錠
325011	19	OTC医薬品	タナベインドメタンシップ		6枚
329030	119	医療用医薬品	タミフルカプセル75		100cap
329031	120	医療用医薬品	チアトシカプセル10mg		100cap
407023	121	医療用医薬品	チエナム筋注用	0.5g	10V
329052	122	医療用医薬品	注射用ブリードール125		5バイアル
325032	20	OTC医薬品	ツムラ漢方内服薬葛根湯・ツムラ漢方葛根湯エキス顆粒		
323006	123	医療用医薬品	ディオバン錠40mg	—	140錠
323008		医療用医薬品	ディオバン錠80mg	—	140錠
323009	124	医療用医薬品	ディオバン錠80mg	—	700錠
329032		医療用医薬品	ディオバン錠80mg		140錠
329094	125	医療用医薬品	低分子デキストランL		20袋
407027	126	医療用医薬品	デオフィリン100mg	—	100錠
404017	127	医療用医薬品	テグレート錠100mg	—	1000錠
404020	128	医療用医薬品	テトラミド錠10mg	—	105錠
329028		医療用医薬品	デバケンR錠100		100錠
513003	129	医療用医薬品	デバケンR錠100	100mg 10mL	1000錠
325093	130	医療用医薬品	デバケンR錠200		1400錠

医薬品等一覧					
荷物番号		区分	品目	規格	ひと箱あたりの量
404014	131	医療用医薬品	デバケン錠100	-	100錠
404015		医療用医薬品	デバケン錠100	-	1000錠
325094	132	医療用医薬品	デバケン錠200	-	1400錠
404016		医療用医薬品	デバケン錠200	-	1000錠
404001	133	医療用医薬品	デバス錠0.5mg	-	1000錠
326007	21	OTC医薬品	手ビカウがい薬	300mL	10個
322015	134	医療用医薬品	テモカプリル塩酸塩錠1mg「YD」	-	100錠
325058	135	医療用医薬品	デルモベート軟膏0.05%	5g	10本
329036	136	医療用医薬品	トーフチーム配合顆粒	-	800包
325041	22	OTC医薬品	トクホンハツプ(冷)	-	-
325096	137	医療用医薬品	トビナ錠25	-	100錠
329029	138	医療用医薬品	トリプタノール錠25	-	500錠
329033		医療用医薬品	トリプタノール錠25	-	500錠
324062	139	医療用医薬品	トリフリード輸液	500mL	20袋
329035	140	医療用医薬品	トレドミン錠25mg	-	100錠
412001	141	医療用医薬品	ナゾネックス	50μg	10瓶
329039	142	医療用医薬品	ニコランジス錠5mg	-	100錠
322016	143	医療用医薬品	ニソミナード錠5mg	-	100錠
322017		医療用医薬品	ニソミナード錠5mg	-	100錠
322018		医療用医薬品	ニソミナード錠5mg	-	500錠
322019		医療用医薬品	ニソミナード錠5mg	-	500錠
322020		医療用医薬品	ニソミナード錠5mg	-	500錠
329040		144	医療用医薬品	ニトロベン舌下錠0.3mg	-
329038	145	医療用医薬品	ニフェジピンCR錠20mg「サワイ」	-	100錠
329041	146	医療用医薬品	ネオバレン1号輸液 1000ml	-	1コ
329042	147	医療用医薬品	ネオバレン2号輸液 1000ml	-	1コ
329037	148	医療用医薬品	ネオフィリン注250mg	-	30本
402004	23	OTC医薬品	ノノン錠	24錠	12箱
329044	149	医療用医薬品	バイアスピリン錠	-	500錠
325036	24	OTC医薬品	ハイウルソ細粒	-	-
329046	150	医療用医薬品	バキシル錠10mg	-	100錠
325067	151	医療用医薬品	バキシル錠20mg	-	100錠
324021	152	医療用医薬品	バクシダール点眼液0.3%	5mL 10	バラ
331013	25	OTC医薬品	バスタイムA	60枚	10個
331015	26	OTC医薬品	バスタイムFX	35枚	10個
331011	27	OTC医薬品	バスタイムFX温感	35枚	10個
331012	28	OTC医薬品	バスタイムH温感	20枚	10個
513007	153	医療用医薬品	バセトシンカプセル250	250mg	100P
325115	29	OTC医薬品	白光ネオプラスター	10枚	60個
325039	30	OTC医薬品	ハツプ(温)	2枚	50セット
407016	154	医療用医薬品	バリエット10mg	-	100錠
325057	155	医療用医薬品	バルトレックス錠500	-	42錠
404035	156	医療用医薬品	ハロマンズ注100mg	1mL	10A
407025	157	医療用医薬品	ビーエイ配合錠	-	100錠
407031	158	医療用医薬品	ビーマーゲン配合散	1.5g	336包
329043	159	医療用医薬品	ビオフェルミンR散	-	600包
329048	160	医療用医薬品	ビタダグ配合錠	-	100錠
324003	161	医療用医薬品	ヒビスクラブ消毒液4%	250mL	20個
324002	162	医療用医薬品	ヒビソフ0.2%	1L	6個
324028	163	医療用医薬品	ヒビディール消毒液0.05%	25mL	20本
329049	164	医療用医薬品	ヒューマリンR注 100単位/mL	10ml	10ml
322040	165	医療用医薬品	ビルシカイニド塩酸塩静注用50mg「YD」	5mL	10アンプル
407008	166	医療用医薬品	ファモチジンD「サワイ」10mg	-	100錠
407007	167	医療用医薬品	ファモチジンD「サワイ」20mg	-	100錠
329045	168	医療用医薬品	ファモチジンD錠20mg「KOBA」	-	500錠
322037	169	医療用医薬品	ファモチジン錠10mg「YD」	-	100錠
322038	170	医療用医薬品	ファモチジン錠20mg「YD」	-	100錠
325022	171	医療用医薬品	フィンラビング0.2%	500mL	6本
325023	172	医療用医薬品	フィンラビング0.2%	1L	6本
325901		医療用医薬品	フィンラビング0.2%	1L	1本
325090	173	医療用医薬品	フォサマック錠5	-	700錠
325091		医療用医薬品	フォサマック錠5	-	700錠
402003	31	OTC医薬品	フジコール錠	27錠	12箱
402002	32	OTC医薬品	フジビートル鼻炎薬S	18cps	24箱
324017	174	医療用医薬品	ブスコバン錠10mg	-	100錠
325086		医療用医薬品	ブスコバン錠10mg	-	100錠
329053		医療用医薬品	ブスコバン錠10mg	-	100錠
324009	175	医療用医薬品	ブスコバン注20mg	1mL	10A
329051	176	医療用医薬品	フランドルテープ40mg	-	350枚
407019	177	医療用医薬品	ブルゼニド12mg	-	100錠
325062	178	医療用医薬品	フルタイド100ディスカス	60プリスタ	-
325063	179	医療用医薬品	フルタイド200ディスカス	60プリスタ	-
329047		医療用医薬品	フルタイド200ディスカス	-	600プリスター
325061	180	医療用医薬品	フルタイド50ディスカス	60プリスタ	-
407030	181	医療用医薬品	フルベン錠4mg	-	1000錠
324010	182	医療用医薬品	ブレドバ注600	200mL	10袋
329083	183	医療用医薬品	プロチゾラムM0.25「EMEC」	-	1000錠
407044	184	医療用医薬品	フロモックス錠100mg	-	100錠
322021	185	医療用医薬品	ベニジピン塩酸塩錠2mg「YD」	-	100錠
329050	186	医療用医薬品	ベニジピン塩酸塩錠4mg「タイヨー」	-	100錠
329057	187	医療用医薬品	ヘルベッサー注射用50	-	50瓶
407005	188	医療用医薬品	ベレックス配合顆粒	1g	1000包
404005	189	医療用医薬品	ベンザリン錠10	-	1000錠
404004	190	医療用医薬品	ベンザリン錠5	-	1000錠
324032	191	医療用医薬品	ベントジン注15mg	1mL	10A
407024	192	医療用医薬品	ベントシリン筋注用	1g	10V
325001	193	医療用医薬品	ホエスミンラビング	500mL	10本
325076	194	医療用医薬品	ボグリボースOD錠0.2mg	-	100錠
324030	195	医療用医薬品	ポビヨドン液10%	250mL	バラ

医薬品等一覧					
荷物番号		区分	品目	規格	ひと箱あたりの量
409003	33	OTC医薬品	ポボンBフレッシュ	-	30錠
409001	34	OTC医薬品	ポボンS	-	60錠
409002		OTC医薬品	ポボンS	-	120錠
404002	196	医療用医薬品	ホリゾン注10mg	2mL	10A
323011	197	医療用医薬品	ボルタレンサボ	25mg	50個
329055		医療用医薬品	ボルタレンサボ	25mg	50コ
329054	198	医療用医薬品	ボルタレンサボ	12.5mg	50コ
329056	199	医療用医薬品	ボルタレンサボ	50mg	50コ
323010	200	医療用医薬品	ボルタレン錠25mg	-	100錠
322027	201	医療用医薬品	ボルビット錠80mg	-	100錠
329082	202	医療用医薬品	マイスリー錠10mg	-	100錠
325013	35	OTC医薬品	マキロンS	40mL	1個
407017	203	医療用医薬品	マグミット錠330mg	-	1000錠
329058	204	医療用医薬品	マグラックス錠330mg	-	1000錠
407006		医療用医薬品	マグラックス錠330mg	-	1000錠
329059	205	医療用医薬品	ミオコールスプレー0.3mg	-	5本
407026	206	医療用医薬品	ミノマイシン50mg	-	100錠
329063	207	医療用医薬品	ミロピカプセル1mg	-	100cap
325071	208	医療用医薬品	ムコダインドライシロップ50%	1g	120包
329064	209	医療用医薬品	メインロール錠5	-	100錠包装
407009	210	医療用医薬品	メチスタ500mg	-	100錠
329061	211	医療用医薬品	メチロン注25%	-	50アンプル
329060	212	医療用医薬品	メデット錠250mg	-	1000錠
329062	213	医療用医薬品	メプチンエア-10μg 5mL	-	10コ
318002	36	OTC医薬品	メンタム	20g	20個
407043	214	医療用医薬品	モ-ラステープL40mg	7枚入り	80袋
329086	215	医療用医薬品	モ-ラスパップ30mg	6枚×40袋	-
407037		医療用医薬品	モ-ラスパップ30mg	7枚入り	120袋
322041	216	医療用医薬品	モンタルジー錠200mg	-	100錠
404006	217	医療用医薬品	ユーロジン1mg錠	-	1000錠
325043	37	OTC医薬品	ユンケルジュニア	50mL	50個
324005	218	医療用医薬品	幼児用PL配合顆粒	500g	10個
322023	219	医療用医薬品	ヨウチアゼム錠30mg	-	1000錠
322026	220	医療用医薬品	ヨウチアゼム錠60mg	-	100錠
322030	221	医療用医薬品	ヨウフェナック錠25mg	-	1000錠
407038	222	医療用医薬品	ラキノベロン液	-	10本
404031	223	医療用医薬品	ラキノベロン錠2.5mg	-	1000錠
317011	224	医療用医薬品	ラクテック注	500mL	20袋
324063		医療用医薬品	ラクテック注	500mL	20個
329087	225	医療用医薬品	ラクテック注	500mL	20個
325105		医療用医薬品	ラシックス錠20mg	-	100錠
329067	ラシックス錠20mg	-	-	1000錠包装	
407041	226	医療用医薬品	ラックビー微粒	1g包	1008包
329065	227	医療用医薬品	ラニラビット錠0.1mg	-	100錠包装
324006	228	医療用医薬品	ラビアクタ点滴用300mg	60mL	10個
329070	229	医療用医薬品	リザベン点眼液0.5% 5mL	-	5本
404023	230	医療用医薬品	リスバダールOD錠	-	100錠
404010	231	医療用医薬品	リスバダール錠2mg	-	1000錠
404011	232	医療用医薬品	リスバダール錠3mg	-	100錠
404021	233	医療用医薬品	リスバダール内用液1mg/mL	0.5mL	50個
404022	234	医療用医薬品	リスバダール内用液1mg/mL	1mL	50個
513008	235	医療用医薬品	リスベリドン錠1mg	1mg	100錠
513009	236	医療用医薬品	リスベリドン錠2mg	2mg	100錠
325100	237	医療用医薬品	リスモダンR錠150mg	-	100錠
325099	238	医療用医薬品	リスモダンカプセル100mg	-	100CAP
325068	239	医療用医薬品	リレンザ	20ブリスタ	24個
325069		医療用医薬品	リレンザ	20ブリスタ	バラ
325107		医療用医薬品	リレンザ	20ブリスタ	24個
326001		医療用医薬品	リレンザ	20ブリスタ	24個
326002		医療用医薬品	リレンザ	20ブリスタ	48個
329102		医療用医薬品	リレンザ	20ブリスタ	48個
329103		医療用医薬品	リレンザ	20ブリスタ	44個
329066		240	医療用医薬品	リンデロンA液(点眼・点鼻用) 5mL	-
329068	241	医療用医薬品	リンデロン-DP軟膏	-	10コ
329069	242	医療用医薬品	リンデロン-VG軟膏	-	50コ
513010	243	医療用医薬品	ルーラン錠4mg	4mg	1000錠
404019	244	医療用医薬品	ルボックス錠25	-	1000錠
407021	245	医療用医薬品	レバミピド「ケミファ」100mg	-	100錠
329071	246	医療用医薬品	レバミピド錠100mg「DK」	-	1050錠
404030	247	医療用医薬品	レボトミン錠25mg	-	1000錠
404029	248	医療用医薬品	レボトミン錠5mg	-	1000錠
407020	249	医療用医薬品	レボフロキサシン「NP」100mg	-	100錠
407901	250	医療用医薬品	レボフロキサシン「ZE」100mg	-	100錠
325085	251	医療用医薬品	レンドルミン錠0.25mg	-	100錠
404013		医療用医薬品	レンドルミン錠0.25mg	-	1000錠
513011		医療用医薬品	レンドルミン錠0.25mg	ロット違い	1000錠
321021	38	OTC医薬品	ロイヒフェルビー	-	6セット
325040	39	OTC医薬品	ロイフェルビ(温)	150枚	6箱
329076	252	医療用医薬品	ロキソプロフェンナトリウム錠60mg「タイヨー」	-	1200錠
329072	253	医療用医薬品	ロビオン静注50mg	-	10アンプル
404033	254	医療用医薬品	ロベミンカプセル1mg	-	100cap
407010	255	医療用医薬品	ロルフェナミン60mg	-	100錠
329075	256	医療用医薬品	ワーファリン錠1mg	-	1000錠
326011	40	OTC医薬品	わかかもNK胃腸薬	180錠	80個
326012		OTC医薬品	わかかもNK胃腸薬	90錠	80個
329073	257	医療用医薬品	ワソラン錠40mg	-	100錠
329074	258	医療用医薬品	ワソラン静注5mg	-	10管

ウ 非常災害用医薬品の流通備蓄<県医薬品卸組合関係>

a 対応内容

非常災害用医薬品確保対策事業に関して、発災時点で51品目の医薬品等を県医薬品卸組合と協定を締結し、流通備蓄していた。

阪神淡路大震災の経験を踏まえ、外傷性の医薬品を多く備蓄していたが、想定と異なり、慢性疾患向けの医薬品のニーズが高かった。今回の震災を教訓とし、慢性疾患用医薬品等を加えるよう協定に基づき協議し、平成24年度から「降圧剤、糖尿病薬、睡眠薬」等の品目を増やし、82品目の流通備蓄を行っている。

b 苦勞した点

多種多様な医薬品等からの備蓄品目の選定で苦勞した。薬務課は薬剤師資格を持つ職員が多いが、医療機関での実務経験は必ずしも十分ではないため、医薬品の選定の際は関係機関（医師会や病院薬剤師会等）にどのような品目が必要か等の意見を求めた。

c 評価できる点

医師会及び病院薬剤師会等の意見を収集し、品目の選定を慎重に検討した。

d 課題

現在は、阪神淡路大震災や東日本大震災を踏まえて備蓄を進めているが、流通備蓄品目外の医薬品等が必要となる災害等が発生した場合の対応が課題である。

エ 各保健福祉事務所（保健所）の対応

a 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

人工呼吸器を装着したALS患者について、医療機関に緊急時の受入体制を確認するとともに、家族の意向を伺いながら個人ごとに災害時対応ハンドブックを作成し、主治医や訪問看護師、ケアマネジャー等関係者間で対応方針の共有を図った。今後は、その他の要援護者についても、関係市町村と情報を共有し、対応方針を検討していくことが必要である。

在宅療養を希望するがん患者・家族の支援を目的として管内の医療関係者や介護従事者等で構成する「仙南地区在宅ホスピスケア連絡会（事務局：仙南保健所）」が主催して研修会を開催（平成23年11月23日）し、震災時の対応について在宅診療医や保険薬局、訪問看護・介護等の現場からの報告をもとに情報交換・意見交換を行った。今後、がん患者が震災時にも在宅で安心してケアが受けられるよう、今回の経験や教訓を生かし、連絡会内の災害連携ワーキングにおいて、災害初動時の対応指針の作成や連絡網の整備等について検討していくこととしている。

b 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

塩釜地区では、保健所、医師会、病院、地元自治体を構成メンバーとした第9回緊急地域連絡会議を平成23年9月5日に開催し、災害対応について、状況報告、意見交換、連絡調整を行った。この緊急地域連絡会議は、平成23年3月から9月まで全9回開催し、随時情報交換を行ったことは地域の現状や課題を共有するうえで有意義であった。

また、当該会議の構成メンバーの震災以降の対応や課題等をまとめたものを小冊子にすることとした。

なお、災害医療コーディネーターについて、現状では医療圏毎の配置であるため（7医療圏に計11名）、地域によっては発災時に管理・監督が手薄になる状態が生じた。今後、全庁的に検討が必

要な事項である。

c 東部保健福祉保健所（石巻保健所）

石巻地区内の地域保健医療福祉の推進を図ることを目的として震災前から設置している石巻地区地域医療対策委員会（事務局：石巻保健所）が、平成23年2月に作成した「石巻医療圏に係る災害時医療体制についての提言」の検証結果を、同委員会に置かれた医療連携・医療提供体制検討専門委員会で平成24年3月に取りまとめた。課題として、途絶えない通信手段の確保、災害拠点病院である石巻赤十字病院への情報集約、情報伝達訓練の実施などが挙げられた。

また、雄勝地区は震災により歯科診療所3か所すべてが全壊し、東北大学の歯科医療救護チームが活動していたが、平成23年9月末で撤退することになり、無歯科医地区となった。このような状況のもと、関係機関と連携を図り、雄勝地区の歯科医療確保のための調整を実施し、県歯科医師会等の働きかけもあり、平成23年11月に仮設歯科診療所が整備されることとなった。

なお、平成24年3月に、石巻地区地域医療対策委員会主催で管内の医療従事者を対象に『医療とグリーンケア』をテーマとする研修会を開催した。

d 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

気仙沼市のDMAT本部が平成23年6月30日で解散したことから、翌7月1日に薬務課から定数配置で本部に保管していた医薬品類の撤収を社団法人宮城県薬剤師会とともに行った。救護所に保管していた医薬品類は、気仙沼薬剤師会の薬剤師が回収した。7月中に気仙沼市から救護所として使用していた部屋から医薬品類が見つかったとの連絡が1件あり、保健所で回収した。

DMAT本部及び救護所に保管していた医薬品等が2tトラック1台分ほどの量であったため、薬務課、社団法人宮城県薬剤師会と運搬・受入れ先等に関する調整が必要となった。救護所は順次閉鎖されていくため、救護所内の医薬品等保管場所の撤収確認に関して気仙沼薬剤師会と調整し、医薬品類の未撤収は1件のみとおおむね順調に撤収できた。

南三陸町においては、町内にあった調剤薬局のすべてが津波により壊滅したため、社団法人宮城県薬剤師会が主体となり、仮設薬局で同町内における医薬品供給体制を運営してきたが、平成24年3月、「会営志津川薬局」を開設し、南三陸町内における本格的な医薬品供給体制が整えられた。

医療機関の手続き面では、平成23年9月以降も復旧の遅れにつながらないよう、迅速な現地確認や書類作成の援助など、申請（届出）者にできる限りの支援を行った。

医療救護対策の検証

◆関係機関と連携して医薬品の備蓄の見直しを行った

＜県庁外部との調整＞＜資源＞

医薬品の備蓄については品目、備蓄量、備蓄場所等に制約が多く、薬務課では医薬品卸組合との協定により流通備蓄していた。備蓄医薬品の品目については、阪神・淡路大震災での実績から外傷向けの医薬品を多く備蓄していたが、今回の震災ではその被害特性から慢性疾患患者向けの医薬品の需要が高かった。このような状況を踏まえ、薬務課では医師会や病院薬剤師会等と協議・調整して備蓄医薬品の品目見直しを行った。災害用の医薬品については、災害の種類や規模、被害を受けた地域の特性により必要となる品目が大きく異なる。今回は阪神・淡路大震災及び東日本大震災を教訓として、関係機関との協議・調整により品目の選定が行われた。今後も引き続き様々なケースの災害を想定した訓練等を実施して、必要な品目、備蓄量、備蓄場所等について、定期的に検証し更新を行う必要がある。

◆在宅療養に関する震災時の対応が検討されており、今後の災害対策に有効である

＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

仙南保健福祉事務所（仙南保健所）では在宅療養を希望するがん患者・家族の支援を目的とした研修会を開催し、震災時の対応について在宅診療医や保険薬局、訪問看護・介護等による現場からの報告をもとに情報交換・意見交換が行われた。研修会の中では、今後、がん患者が震災時にも在宅で安心してケアが受けられるよう、今回の経験や教訓を生かし、仙南地区在宅ホスピスケア連絡会内の災害連携ワーキングにおいて、災害初動時の対応指針の作成や連絡網の整備等について検討していくこととしており、評価できる内容である。今後、県全体の対応として計画等に反映され、活用されることが望まれる。

◆医療救護対策に関する対応や課題を小冊子にまとめることは今後の災害対策に有効である

＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）では保健所、医師会、病院、地元自治体を構成メンバーとした連絡会議を開催し、災害対応についての状況報告、意見交換、連絡調整が行われた。会議では、定期的に地域の現状や課題を共有しており評価できる。また、当該会議の構成メンバーの震災以降の対応や課題等をまとめたものを小冊子にすることとしており、今後の災害対策を検討するうえで有効な資料になると考えられる。

(2) 保健活動

ア 保健福祉部被災者生活支援調整会議の設置 (H23. 11. 15)

東日本大震災により被災した県民等が、応急仮設住宅等での慣れない生活環境の中、健康で安心して暮らしていくために、保健福祉に関する各種課題の解決を図り、部内各課室及び保健福祉事務所との情報共有等を行うとともに、被災者の生活支援に関する情報を一元的に集約・管理する組織として、保健福祉部内に被災者生活支援調整会議を設置した。

平成24年3月までに関係各課室、各保健福祉事務所を対象に8回の会議を開催し、前半期は地域保健福祉活動ガイドラインの作成について、後半期は民間賃貸借上住宅入居世帯を対象とした健康調査や応援事務所の体制作り等について検討を行った。

各回の内容は以下のとおりである。

表2-2-13-3 被災者生活支援調整会議の実績

	日時	内容
1	平成23年11月15日 10:00～12:00	・被災者生活支援のための今後の管内市町村との調整の進め方について ・復興期における地域保健福祉活動ガイドライン(案)について
2	平成23年11月30日 13:30～16:00	・今後の管内市町村との保健活動の進め方について
3	平成23年12月22日 10:00～12:00	・民間賃貸借上住宅入居者に対する健康調査について
4	平成24年1月25日 11:00～12:00	・被災者生活支援に関する各課・室の取組状況について
5	平成24年1月27日 16:30～18:00	・民間賃貸借上住宅入居者に対する健康調査について
6	平成24年3月22日 13:30～15:30	・民間賃貸借上住宅入居者に対する健康調査について ・健康調査の要支援者へのフォロー体制について ・今後の災害時保健活動の進め方について
7	平成24年3月23日 9:30～11:30	・民間賃貸借上住宅入居者健康調査の進捗状況について ・今後の被災者生活支援について
8	平成24年3月26日 13:30～16:30	・民間賃貸借上住宅入居者健康調査の進捗状況について ・被災者生活支援に関する各圏域の状況について ・今後の災害時保健活動の進め方について

イ 保健福祉事務所被災者生活支援チームの設置 (H23. 11. 15)

各保健福祉事務所及び各保健福祉事務所地域事務所に、被災者生活支援調整会議と同様に各種課題の解決や情報共有を図るため、保健福祉事務所被災者生活支援チームを設置した。各事務所においては、市町村支援や活動内容等について集約し、市町村や関係機関との協働を促進するための調整を行った。

各保健福祉事務所チーム内及び各保健福祉事務所チーム間においても情報交換を行うことで、効果的に事業を展開することができた。

ウ 応急仮設住宅入居者に対する地域保健福祉活動ガイドラインの作成（H23. 11. 25）

震災後、県・市町村共に各個目前の諸課題に取り組んできたが、必要な活動に漏れがでてしまうのではという懸念が生じたことから、指針の提示と活動の検証をする為のツールが必要との意見が保健福祉部被災者生活支援調整会議において挙げられた。これを受けて、保健福祉総務課では、各保健福祉事務所の意見を取り入れながら、各市町村における応急仮設住宅入居者に対する地域保健福祉活動の実施状況の確認など、各保健福祉事務所が市町村の取組を支援する際等に活用できるようガイドラインを作成した。

ガイドラインの概要は以下のとおりである。

表 2-2-13-4 応急仮設住宅入居者に対する地域保健福祉活動ガイドラインの概要

現状と課題	目標	実施すべき事項
高齢者入所施設が、全壊もしくは水没の被害を受け、稼働していない。また、被災者も高齢者が多く、今後施設利用が見込まれる。	要援護者が暮らせる高齢者施設を建設・補修する。	グループホーム型仮設住宅の建設、被災した施設の復旧への支援等。
支援の必要な方が慣れない土地で、慣れない仮設住宅で生活している。	高齢者のADL（日常生活動作）低下、要介護度の悪化を防止する。	要支援者のフォロー体制整備。サポートセンターや集会所において健康相談事業等を実施。
生活環境の変化により体調を崩す方がいる。	健康状態の悪化を予防するとともに、健康不安の解消を図る。	生活支援相談員等との連携。健康教育（保健相談、運動指導、栄養・食生活相談等）の実施。
応急仮設住宅の立地により、住所地以外の市町村に居住している。	県内どこでも健診が受けられる体制の整備。	住所地でなくても、健康診断、予防接種、乳幼児検診、妊婦健診を受診できる環境づくり。
家族や友人、家や仕事を失ったりと過大な精神的ストレスを抱えながら生活を送っている。	心のケアの必要な人に適切な指導や支援ができる体制の整備。	サポートセンターや集会所で看護師等による健康相談の実施。心のケアチームの活用。

なお、ガイドラインは中長期的な観点での作成が望ましかったが、時間的な余裕がなかったことから、あくまでも当時（平成 23 年 11 月）の状況に基づく内容となっている。そのため、現在（平成 24 年 10 月）の状況とは不整合な点もみられるようになってきており、今後の取組み指針となるものを検討することとしている。

エ 災害時要援護者支援ガイドラインの見直し

現在、国のガイドラインの見直しがされているが、県（保健福祉総務課）としても平成 18 年に作成した「災害時要援護者支援ガイドライン」の見直しを行っており、平成 24 年度中の完成を目

指して改訂作業を進めている。

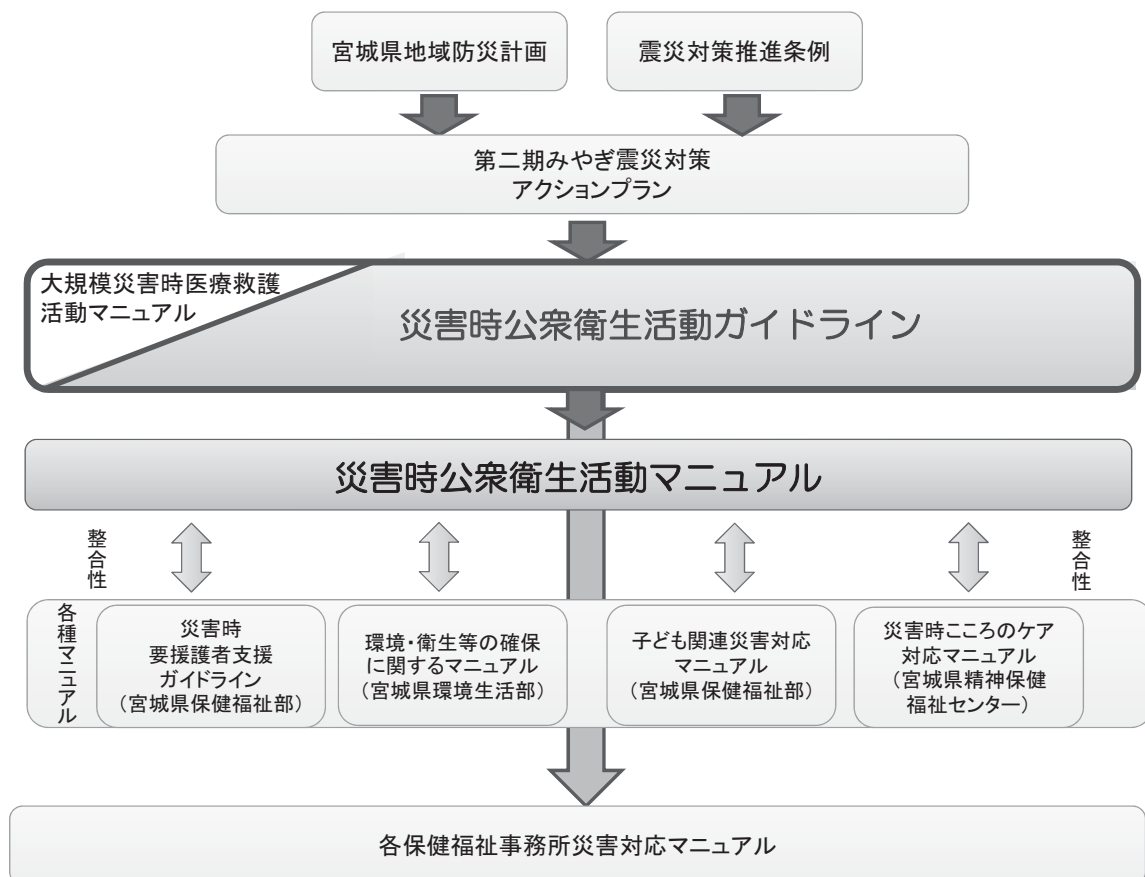
また、災害時要援護者支援ガイドラインにおいて改めて指針を示すことにしている福祉避難所については、その指定・運営は市町村の責務となっているが、東日本大震災においては、福祉避難所に対する認識が十分でない市町村も確認されたことから、福祉避難所の指定・運営・退所という一連のプロセスを例示するなどして、その必要性について市町村説明会等を通じて説明し、市町村の理解を深める取り組みを進める予定である。

オ 災害時公衆衛生活動ガイドラインの作成

震災を受け、災害時保健活動マニュアル（震災が起きる前の平成23年3月に作成）の見直しを進める中、保健福祉事務所からの意見を集約したところ、保健活動マニュアルに公衆衛生活動を強化していく視点が足りず、ヘドロ、家庭ごみ、トイレの衛生問題等への対応についての記載が必要との意見が挙げられた。これを受け環境生活部との連携をふまえた総合的なガイドラインが必要と判断し、保健福祉総務課では環境生活部と共に、災害時保健活動マニュアルに代えて、災害時公衆衛生活動ガイドラインの作成を進めている。

作成中の上記ガイドラインを含む保健医療福祉関連のマニュアルの全体像は以下のとおりである。

図2-2-13-3 保健医療福祉関連のマニュアルの全体像



カ 保健師等の派遣斡旋及び調整

a 県外からの保健師等派遣

医療整備課では、災害対策基本法第30条に基づき、平成23年3月13日に派遣斡旋を要請した。厚生労働省健康局総務課保健指導室による調整及び派遣斡旋に基づく全国からの派遣保健師については、避難所での避難者の健康管理、衛生管理、在宅被災者に対する健康調査・保健指導、応急仮設住宅入居者の健康調査・保健指導、乳幼児健診等多岐にわたる支援に対応が可能である。このことから、厚生労働大臣に対し、保健師の派遣斡旋延長要請を複数回にわたり行った結果、延べ22,273人（保健師14,727人、医師、事務職等7,546人）が活動した。

b 県内市町村等の保健師派遣

震災後半年後の平成23年9月から10月には、避難所から応急仮設住宅への移行が完了しつつあったため、気仙沼市・南三陸町・石巻市の要請を受け、応急仮設住宅に入居していた被災者の健康調査を実施することとなった。終息しつつあった厚生労働省による県外からの保健師斡旋派遣に代わり、県内市町村・保健所等の協力を得て派遣された延べ363名の派遣保健師が健康調査に従事した。

表2-2-13-5 保健師等の派遣調整

(延べ人数 人・日)

派遣元	派遣職種	派遣期間	派遣延べ人数
県外都道府県等 (災害対策基本法による厚生労働 省斡旋)	保健師	H23. 3. 14~10. 31	14,727
	医師		367
	事務職等		7,179
日本看護協会・県看護協会	看護師等	H23. 3. 22~6. 14	2,839
県内健診団体	看護師等	H23. 3. 28~4. 28	336
県内市町村・保健所等	保健師	H23. 9. 1~10. 31	363

キ 健康相談事業の実施

医療整備課では、応急仮設住宅等に対する健康調査を実施する一方、実際の相談対応も必要と考えられたため、希望する市町村の応急仮設住宅集会所等に出向き健康相談に対応する事業を社団法人宮城県看護協会に委託した。平成23年10月から、山元町において9か所、平成24年1月から南三陸町において4か所の相談所を開設した。

ク 被災者の健康調査の実施

応急仮設住宅入居者に対する健康調査が行われる一方で、各地の民間賃貸住宅（みなし仮設）に入居している被災者の健康状態の把握も同様に問題となった。応急仮設住宅と異なり被災者が分散して居住していることなど、各市町村単位での対応は困難なため、広域的な対応が必要となり、県（医療整備課）が民間賃貸住宅等入居者健康調査を行うこととなった。

調査に必要な事業費は、国の第3次補正予算を財源として、平成23年11月に県で予算化した。県内の看護師は既にプレハブ仮設への健康支援で余力はなく、調査に従事するマンパワーを確保するため、県内の健診5団体及び訪問看護ステーション4団体に対する委託事業として調査を行った。

表2-2-13-6 民間賃貸旧宅入居者健康調査委託先一覧

	委 託 先	対 象 地 域	対象世帯数
1	財団法人 結核予防会宮城県支部	石巻市南部及び半島部, 東松島市, 塩竈市, 岩沼市, 松島町, 利府町, 登米市	4,815世帯
2	財団法人 宮城県予防医学協会	石巻市北部, 亶理町, 山元町, セキ浜町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	3,251世帯
3	財団法人 杜の都産業保健会	気仙沼市南部, 南三陸町, 多賀城市, 白石市, 角田市, 蔵王町, セキ宿町	1,583世帯
4	財団法人 宮城県対がん協会	名取市, 女川町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村, 加美町, 色麻町, 涌谷町, 美里町	1,341世帯
5	財団法人 宮城県成人病予防協会	気仙沼市北部, 大崎市	1,171世帯
6	医療法人 美瑛	多賀城市	344世帯
7	医療法人 寶樹会	多賀城市	282世帯
8	医療法人社団 誠英会	多賀城市	151世帯
9	有限会社 在宅支援チームフォーレスト	多賀城市, 塩竈市	157世帯

調査は、平成24年1月から3月にかけて郵送及び未回答者への訪問回収という形式で実施し、12,826世帯から回答を得られた（回収率73.4%）。調査結果の概要は下記のとおりである。

※民間賃貸旧宅入居者健康調査概要

①「世帯」の状況	
○世帯人数	・4人以上 31%/ 2人 29%/ 3人 21.6%
	・一人暮らしが17.5% (1,649世帯)
	・65歳以上の独居老人5.9% (556世帯)
○居住場所	・被災前と同じ市町村に居住 64.7%
	・地元を離れ別の市町村に居住 35.3%※
	(※このうち住民票も移動した世帯が38%)
	○訪ねて来てくれる人がいる世帯 約8割
②「個人」の状況	
○体調	・「大変良い」「まあ良い」が8割
	・「あまり良くない」「とても悪い」が2割
○治療中断	・210人が治療中断
○日中活動量	・「とても減少」「減少」が4割超, 65歳以上では約66%
○こころの問題: K6 (ケーシックス: 不安抑うつ症状の測定指標) の状況	
	・5点以上 41.4% (心理的ストレス相当)
	・(再掲) 10点以上 16.4% (気分・不安障害相当)
	・(再掲) 13点以上 8.0% (重症精神障害相当)
○その他	・不眠15.2%/意欲低下9.2%/朝から飲酒1%
○悩みを相談できる人がいる人の割合	約7割

なお、応急仮設住宅の健康調査については、それぞれの市町村が独自に行っており、調査項目に違いが生じていたため、調査結果をまとめる際、県全体としての健康状態をまとめきれないという課題が残った。応急仮設住宅入居後の健康調査については、県が基本的な必須項目を定め、市町村が追加項目を定める等の調整も必要であったと思われる。

ケ 歯科口腔保健支援事業

健康推進課では、平成23年11月から平成24年3月にかけて、応急仮設住宅等の入居者の口腔の健康状態の改善及び誤嚥性肺炎の予防を目的として、6市4町の集会所等を会場に、歯科医師及び歯科衛生士による歯科保健指導や歯科相談を実施した。

平成23年度は震災の影響もあり、市町村の支援、協力体制に限界があり、かつ受託側もこうした業務は初めてであったこともあって、事業を進める際に連携が十分図れなかった。そのため、事

業の実施に当たっては、支援の対象となる応急仮設住宅住民への周知が十分でなかったり、実施地域の市町村との連携が十分でない状況も見受けられた。このため、平成24年度事業の実施に当たっては、これらの点に対しさらに配慮を求め、事業の実効性を高めていく必要がある。

a 事業内容

応急仮設住宅等の入居者に対して、集会所等を会場に、口腔の健康状態の改善及び誤嚥性肺炎の予防を目的として、歯科医師、歯科衛生士による歯科保健指導、歯科相談を実施する。

b 事業実施主体、補助対象経費・補助率

市町村からの申請により、法人等が当該事業を実施する場合に、相談・指導に必要な経費を予算の範囲内で補助する。補助率は10/10。

c 平成23年度事業の実績

表2-2-13-7

実施法人	(社)宮城県歯科医師会	(医)くさの実会	合計
実施時期	平成23年11月～平成24年3月	平成23年12月～平成24年3月	6市4町
事業実施地域	6市4町(石巻市, 気仙沼市等)	2市(気仙沼市等)	
実施事業の内容	歯科口腔保健指導及び相談 89か所 771人	歯と口腔の健康セミナー(講話, 実演指導等)12か所 116人	101か所 887人

コ 各保健福祉事務所(各保健所)の対応

a 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

仙南保健福祉事務所内に「被災者生活支援チーム」を設置(平成23年11月)し、管内の市町と打合せを行いながら、市町の民間賃貸住宅入居者の健康調査の実施を支援した(健康調査票の訪問回収や調査票のデータ入力等)。

b 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

保健福祉部被災者生活支援調整会議設置要綱に基づき、当所においても、平成23年11月15日に被災者生活支援チームを設置し、支援チームの体制強化を図っている。

支援チームでは、管内市町村の被災者支援の状況、課題等を情報共有しながら、各部門において、それぞれ支援を行っている。

仙台管内の避難所は平成23年9月末ですべて閉鎖され、被災者への生活支援も避難所での生活支援から、応急仮設住宅、民間賃貸住宅や被災地区住宅における生活支援へと変化してきた。そのため、他県派遣保健師等の協力を得て、名取市や山元町の被災地区に戻った住民を対象とした健康調査を実施した。

さらに、名取市の応急仮設住宅に平成23年8月下旬に入居した住民に対する健康調査を平成23年9月15日から9月20日までに実施するとともに、先の健康調査によって要支援となった住民への家庭訪問指導等を実施した。

また、県が民間賃貸住宅の健康調査を実施し、健康調査後のフォロー体制等について、各市町村と検討を行っているが、通常業務も行っている中、県・市町村保健師の数に限りがあるため、

在宅保健師等の活用が望まれたがそのマンパワーの確保が課題となっている。

なお、仙台保健福祉事務所岩沼支所では、被災者生活支援チームが正式に位置づけられたことにより、管内2市2町（名取市、岩沼市、亶理町、山元町）以外の本所所管の情報なども共有され円滑な情報交換が可能となり、民間賃貸住宅の被災者の健康状態のフォローなど、今後の対応を検討する際に組織（仙台保健福祉事務所）全体としての対応が可能となった。

c 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

震災後の保健福祉活動に当たるため、所内横断的な「保健活動班」を設けていたが、平成23年11月、保健福祉部内に「被災者生活支援調整会議」が設置されたことにより、東部保健福祉事務所においては副所長をリーダーとした「被災者生活支援チーム」を設置し、これまでの保健活動班の支援活動を引き継いだ。

支援体制は、平成23年6月までは、保健師が直接担当の市町に入って行う形をとっていたが、3名の保健師の兼務発令も解かれたことから、それ以降は、災害に伴う保健活動も通常の班業務として支援することとし、所内ミーティングも福祉部門を含め引き続き実施した。しかし、通常の班を基本とした支援体制では市町全体の状況を把握しにくい課題が生じたことや市町からも相談窓口を決めてほしいという要望もあり、平成24年度に向け支援体制を見直した。

また、これまでの市町支援に加え、管内市町保健師連絡会議等の情報交換会、管内市町サポートセンター関係担当課長等連絡会議、及び民間賃貸応急仮設住宅入居者健康調査に係る調整会議の開催や、在宅避難者の生活支援に関する情報収集等を行った。

なお、県外からは、東京都の保健師（平成23年10月から平成24年3月まで）、東京都の公衆衛生医師（平成23年12月から平成24年3月まで）、新潟県の保健師（平成23年12月から平成24年2月まで）に、保健所活動についての支援を頂いた。また、女川町には平成23年9月以降も週1～2日程度、東部保健福祉事務所保健師が継続して支援を行ったほか、東松島市の3歳児健診等に対する技術支援を行った。

d 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

登米市内に設置されている南三陸町の応急仮設住宅2地区（南方町、津山町）の被災者生活支援員は、自らも被災した一般の方々であることから相談対応に不慣れな面もあり、被災者からの様々な相談に対し時に困惑するような状況があった。そのため、心のケアチームや精神保健指導医からは、支援員に対するきめ細かなサポート体制が必要との助言が当所に寄せられていた。これを踏まえて、平成23年7月から南三陸町、登米市、岡山県の心のケアチーム、宮城県精神保健福祉センター、気仙沼保健福祉事務所、北部保健福祉事務所栗原地域事務所などと連携し、頻繁に打ち合わせを持つことで、支援員に相談時の対応方法をアドバイスするなど、専門的な立場からのサポート体制を整えた。

さらに応急仮設住宅等入居者等の健康支援にあたり、関係機関の情報共有と支援方針を明確にするため、月1回行政関係者の打合せを実施している。

県が平成24年1月～3月に実施した、民間賃貸住宅等に入居されている方々への健康調査については、登米市内に避難している未回答世帯に対し、登米市と分担して訪問による調査を実施した。

登米市内の民間賃貸住宅等に避難したため、元の住所地の市町から災害関連情報が十分に行き

渡らないことが懸念される被災者向けには、登米市及び市内の大型商業施設の協力を得て、平成23年10月から関係市町の災害関連情報の提供を事務所独自に行っている。

- ・提供している市町 気仙沼市，南三陸町，石巻市，東松島市，女川町
- ・提供している情報 各市町の広報誌，登米市内の応急仮設住宅等で行う各種事業案内，被災者向け各種制度概要等

e 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

発災後の半年間に引き続き、気仙沼市、南三陸町のそれぞれについて、班長クラスの保健師を総合担当者として配置した保健活動支援チームによる支援体制をとると共に、気仙沼市、南三陸町における災害時保健活動計画策定への支援を行い、策定後は定期的に情報を共有し、計画に基づく円滑な保健活動の推進に向けた支援を行ってきた。

また、県外からの応援保健師等の気仙沼市（平成23年10月14日まで）、南三陸町（平成24年9月29日まで）への派遣調整も行い、避難所での衛生管理、健康管理と応急仮設住宅入居者の健康調査、在宅住民等の巡回指導に従事してもらった。

気仙沼市、南三陸町の要請を受け、要支援者を把握するため、県内保健所・市町村等の保健師（97人）が協力した応急仮設住宅入居者の健康調査（平成23年9月1日～9月30日）の調整や健康課題等の整理を支援した。

平成23年11月からは、全県一斉に各保健福祉事務所に設置された「被災者生活支援チーム」のもとに、「保健活動支援チーム」を位置づけ、市町や各班の情報を集約し共有する場としての所内ミーティングを定期的開催し、組織的かつ総合的な支援を行ってきた。12月からは、南三陸町の応急仮設住宅での健康支援事業（健康相談）実施に向けての企画調整や感染症発生予防、福祉用具の調整などについての技術的助言を行うなどの支援を行った。

民間賃貸住宅入居者の健康調査（平成24年1月～3月）についても気仙沼市、南三陸町の要請を受け、委託団体等が円滑に行うための諸調整や情報提供を行い、市町保健活動支援に継続して取り組んだ。

なお、県外からは、熊本県の保健師（平成23年12月から平成24年3月まで）に、保健所活動についての支援を頂いた。

保健活動の検証

◆保健福祉部の関係各課室及び各保健福祉事務所で構成される会議を定期的に関きガイドラインの検討等を実施した取り組みは、保健福祉に関する各種課題を解決するために有効であった

＜県庁内部での調整＞＜計画とマニュアル＞

保健福祉総務課では平成23年11月から、保健福祉に関する各種課題の解決を図り、部内各課室及び保健福祉事務所との情報共有等を行うとともに、被災者の生活支援に関する情報を一元的に集約・管理する組織として保健福祉部被災者生活支援調整会議を設置している。会議の設置により、各課室や保健福祉事務所が持つ保健福祉に関する情報を共有できるだけでなく、保健福祉に関するガイドラインの検討、健康調査の内容など具体的な対策についても対応内容の検討がなされたことは評価できる。他方で、市町村との連携は今後必要であると考えられる。例えば、福祉避難所の指定・運営は市町村の責務となっているなど、保健福祉分野に関する対応は市町村と共同で対策を検討していくことが必要不可欠である。このことから、今後は会議や意見交換の場に市町村、民間企業等の関係者も含めることが必要であろう。

◆各市町村が独自の様式で健康調査を行っていたため、県全体の健康状態をまとめることが困難であった

＜情報＞＜県庁外部との調整＞

応急仮設住宅入居者に対する健康調査はそれぞれの市町村で独自に行われたこともあったため、調査項目に違いが生じ県全体の健康状態を横断的に把握することが困難であった。医療整備課においても、既存の調査様式が準備されていたが、局地的な災害を想定したもので、災害の特徴をもとに要援護者を早期把握する事を目的としており自由回答が多い様式であったため活用はされなかった。今回の震災のような広域災害において、県全体の健康調査を把握するためには、県が必須項目を定め、その他の部分を市町村が独自に設定できるような様式も検討するべきであった。今後は、県が主体で行った民間賃貸住宅入居者への健康調査等の様式等をもとに、市町村とも連携して目的に応じた健康調査様式を整備する必要がある。

◆口腔ケア事業を実施したが、市町村との連携が円滑にはいかず十分な周知ができなかった

＜その他＞

災害時の口腔ケアについては、う歯や歯周病の予防の他に、誤嚥性肺炎の予防等の面からも重要な取り組みである。健康推進課では、平成23年11月以降に歯科口腔保健支援事業を実施し、応急仮設住宅等の入居者向けに歯科保健指導や歯科相談を実施した。しかし、重要な取り組みであったものの、実施地域が広範囲で多数にわたることや、担当市町村との調整に十分な時間が確保できなかった等の理由から周知が十分ではなかったケースがあり、必ずしも利用者が多かったとは言えない状況であった。長期の避難者や応急仮設住宅入居への災害時の口腔ケアは必ず実施するものという前提で、平常時から県と市町村及び関係団体で連携した訓練や要領等に関する検討が必要である。

◆被災者生活支援チームの設置により体制強化が図れた

＜県庁内部の調整＞＜計画やマニュアル＞

各保健福祉事務所では、被災者生活支援チームの設置により、管内市町村の被災者支援の状況、課題等を情報共有しながら、各部門において、それぞれ支援を行う体制が整えられことは評価できる。一方で、体制構築の前に、必要な情報を共有する仕組みを構築するなど自発的な行動も必要であったと考えられる。今後は、発災直後からこのような体制で機能することが必要である。

◆市町村全体の状況を継続的に把握しきれない状況を改善するため、市町の保健師と情報共有する担当を決め支援体制を整備した

＜県庁内部の調整＞＜計画とマニュアル＞

保健福祉事務所の保健師は地区担当制ではないため、各市町村の保健師に常に同じ人が対応する体制とはなっていなかった。このため、市町全体の状況を継続的に把握しきれない状況もみられた。しかし、東部保健福祉事務所（石巻保健所）や気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）では、定期的に市町の保健師と情報共有する担当を決める支援体制に変更し解消を図っており迅速な対応は評価できる。このような市町との連携体制強化のための支援策は、県全体としての対応計画に反映される等の検討が求められる。

◆被災者に対して、長期的な観点で保健活動を実施している

＜計画やマニュアル＞

保健活動は1年で終了するものではなく、長期にわたる取り組みである。避難所にいた被災者たちは応急仮設住宅や民間賃貸住宅に移った段階である。今後も長期にわたって「仮の住まい」での生活が続くと考えられる。長期的な疲れ・ストレスの蓄積に対し、今後も県や市町村の復興計画などを踏まえ、被災者の健康保持に向けた保健活動の継続が望ましいと考えられる。応急仮設住宅や民間賃貸住宅入居者の健康調査、入居生活の長期化による心のケア対策、サポートセンターの運営支援、高齢者を中心とする生活不活発発病の予防など、継続的な保健活動について、必要なマンパワーが確保できるように関係部署が連携し、これらの取り組みを計画やマニュアル化していくことが必要である。

(3) 地域医療機関の復旧・復興支援活動

ア 仮設診療所・病院開設及び国の災害復旧費補助金¹²を活用した復旧支援

a 仮設診療所等整備事業による仮設診療所の整備

医療整備課では、県の平成23年5月の補正予算において仮設診療所設置事業の費用が予算化されたことを受け、これらの仮設診療所整備に向けた調整に取り組んだ。

整備に当たっては、早期の仮設診療所開設に向けて、日本赤十字社や海外のNGO、プレハブメーカーからの寄贈によって建物を確保しつつ国庫補助による予算は必要な医療設備・機器に充当するなどした。

こうした取組により、震災後約7か月後となる平成23年10月上旬から順次仮設診療所及び仮設歯科診療所が開設されはじめ、平成24年3月までに県内に9か所の仮設医科及び歯科診療所が開設された。

各地に整備された仮設の医療施設（医科・歯科診療所）の状況は下記の表のとおり。

表2-2-13-8 仮設診療所等整備事業の整備状況

	石巻市 雄勝地区	石巻市 牡鹿地区(寄磯)	石巻市 急患センター	南三陸町 志津川地区	石巻市 南境地区 (石巻市立開成仮診療所)
開設者	石巻市	石巻市	石巻市	南三陸町	石巻市
診療スタッフ	医師:1名(県ドクターバンク) 看護師等:市病院局スタッフで対応 石巻日赤(研修医)が週2回・市急患センター(医師)が週1回支援	従来の寄磯診療所スタッフに対応 医師1名、看護師1名、事務1名	市で対応 (地元医師会+大学からの派遣)	医師:県(ドクターバンク)・県医師会(非常勤1名)・全国医学部長会 議(非常勤1名)からの派遣あり	医師:新規に1名採用(H24.4~) 看護師:石巻市立病院のスタッフ により対応
開設場所	石巻市雄勝地区総合支所近接地	石巻市牡鹿地区寄磯	旧石巻市役所敷地内	南三陸町ベイサイドアリーナ敷地 内	トゥモロービジネスタウン内
敷地	石巻市が民有地借り上げ 石巻市雄勝地区総合支所近接地	石巻市が民有地借り上げ 石巻市牡鹿地区寄磯		ベイサイドアリーナの敷地内	トゥモロービジネスタウン内 ※造成済み
施設(上屋)	コマツハウス提供 水道・下水施設は市が整備	コマツハウス提供 水道・下水施設は市が整備		国際赤十字社からの支援により 整備	コマツハウス提供 水道・下水施設は市が整備
医療機器 その他備品	メーカーからの提供 及び国庫補助により購入	国庫補助により購入	赤十字社からの支援を受けて 市予算により整備	国際赤十字社からの支援により 整備	国庫補助により購入
開設時期	H23年10月5日	H23年11月1日	H23年12月1日	H24年3月27日	H24年5月31日

	南三陸町 志津川地区	南三陸町 歌津地区	女川町	気仙沼市 (旧本吉町大谷地区)	山元町	石巻市 雄勝地区
開設者	(社)宮城県歯科医師会	(社)宮城県歯科医師会	(社)宮城県歯科医師会	(社)宮城県歯科医師会	(社)宮城県歯科医師会	歯科医師:新規に1名採用 (H24.4~)
診療スタッフ	(社)宮城県歯科医師会で確保済み	(社)宮城県歯科医師会で確保済み	(社)宮城県歯科医師会で確保済み	(社)宮城県歯科医師会で確保済み	(社)宮城県歯科医師会で確保済み	石巻市
開設場所	南三陸町ベイサイドアリーナ近接地	歌津地区民間医科仮設診療所 近接地	女川病院敷地内	大谷地区歯科診療所跡地	仮設住宅整備地内	雄勝医科仮設診療所敷地内
敷地	(社)宮城県歯科医師会が借り上げ ベイサイドアリーナ近接民有地	(社)宮城県歯科医師会が借り上げ 民間の医科仮設診療所近接民有地	女川町町有地 女川病院敷地内	気仙沼市市有地 大谷地区歯科診療所跡地に整備	山元町が民有地を借り上げ 山元町内の仮設住宅用地の空地 に整備	雄勝医科仮設診療所敷地内に 整備
施設(上屋)	アメリカズ提供	アメリカズ提供	コマツハウス提供	コマツハウス提供	コマツハウス提供	アメリカズ提供
医療機器 その他備品	国庫補助により購入	国庫補助により購入	国庫補助により購入	国庫補助により購入	国庫補助により購入	国庫補助により購入
巡回診療車 (歯科のみ)	国庫補助により購入	国庫補助により購入	国庫補助により購入	国庫補助により購入	国庫補助により購入	国庫補助により購入
開設時期	H23年10月18日	H23年10月20日	H23年11月1日	H24年2月1日 (巡回診療車 H23年12月20日)	H24年2月14日	H24年6月4日

¹² 降雨、暴風、洪水、高潮、津波、地震その他の異常な自然現象による災害によって必要が生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する災害復旧事業に対して、交付される国庫補助(負担)金。

b 国の災害復旧費補助金による被災医療機関の復旧支援

i 災害復旧費補助金の対象拡大・補助率引き上げの要望

災害による被災からの復旧に当たって、基本の補助制度となる国の災害復旧費補助金については、公的医療機関や、救急などの政策医療を担っている一部の医療機関しか対象にならず補助率も一定となっていることから、医療整備課では、今回の震災の被害規模を踏まえ補助対象の拡大や補助率の引き上げを政府要望において数回に渡り要望を行ってきたものの、結果的には医療機器等は対象外のままとなった。

ii 災害復旧費補助金による補助金交付申請及び災害査定対応

国への災害復旧費補助金の申請に向け、医療整備課では、平成23年7月から8月にかけて災害復旧費補助金の活用申請の意向を調査したところ、数百件の補助金活用の申し出があり、実際には、百件以上の補助申請が行われた。

これを受け平成23年9月から平成24年2月の5か月間にわたり国の災害査定現地調査が実施された。

対象となった医療機関は134施設であり、そのうち49施設が作業面接の対象となった。調査の実施に当たって、会場の確保や現地への同行などの支援業務により医療整備課では多忙を極めた。

平成24年3月までに、医科で81施設、歯科で43施設、養成所等7施設合わせて131施設において災害復旧費補助金の交付決定がなされている。2施設については、手続きや書類が複雑であることを理由に、補助内示後に辞退されている。

表2-2-13-9 災害復旧費補助金交付状況

区 分	交付決定		繰越	
	件数	交付決定額(円)	件数	繰越額(円)
公的医療機関	23	642,184,000	4	201,080,000
災害拠点病院	2	15,708,000	0	0
輪番制病院	16	465,546,000	6	100,733,000
へき地診療所	1	4,468,000	1	4,468,000
在宅当番医制診療所	31	273,587,000	8	62,464,000
老人デイケア施設	3	16,228,000	1	9,313,000
院内保育所	1	3,641,000	0	0
看護師宿舎	2	11,277,000	0	0
看護師等養成所	8	124,001,000	4	116,927,000
在宅当番医制歯科診療所	43	163,448,000	11	69,901,000
歯科衛生士養成所	1	32,069,000	0	0
計	131	1,752,157,000	35	564,886,000

イ 地域医療人材流出防止に向けた取組

医療整備課では、医療機関の復旧・復興支援は施設設備等の復旧に限らず、勤務先の被災により働く場を失った被災地域の医療人材の域外への流出を防ぐため、雇用基金を活用した地域医療人材確保事業を平成23年7月から開始した。

a 事業概要

目的 震災で働く場を失った医療従事者の流出を防止し、県内医療提供体制の回復及び復興を支援するもの。

方法 県から下記の業務を実施する医療施設に対して事業を委託し雇用を創出するもの。

b 委託事業内容

i 地域医療提供体制緊急強化事業

委託先：仙台・石巻・気仙沼医療圏にある医療機関

内容：求職中の医療従事者を自院で雇用

ii 地域医療提供体制緊急確保事業

委託先：仙台・石巻・気仙沼医療圏に設置される仮施設（診療所、薬局等）を運営する団体等

内容：求職中の医療従事者を仮施設で雇用

iii 避難者等医療提供体制強化事業

委託先：県内の医療機関（仙台・石巻・気仙沼医療圏を除く）

内容：求職中の医療従事者を雇用し、新たに地域医療の体制強化に資する業務（避難所や応急仮設住宅を対象を含めた医療提供、医療従事者の研修指導、地域開放型講座の開催など）を行う。

iv 地域医療復興支援事業

委託先：大学、研究施設、医療従事者養成施設、看護協会、医師会、歯科医師会、薬剤師会等

内容：被災し求職中の医療従事者を雇用し、教育・研修、保健指導その他県内保健医療の質の向上に資する業務を行う。

c 雇用創出実績

活用した医療機関は32施設となり、149名の医療人材の雇用創出に寄与した。

ウ 「地域医療復興の方向性」の策定

医療整備課では、国による復旧・復興に向けた本格的な予算措置を受けて、平成23年5月から「地域医療復興検討会議」を設置し、地域医療復興の在り方について、検討を進めてきた。地域医療復興検討会議出席者は、原則としてボランティアという形で参加いただいた。地域医療復興検討会議における議論がまとまり、震災後約半年が経過した平成23年9月20日に以下のとおり「地域医療復興の方向性」として公表した。

a 短期的課題

- ・避難所や応急仮設住宅における生活の長期化に対応した医療活動（仮設診療所の設置、入院病床の確保 等）
- ・医療従事者の流出防止対策
- ・医療機関の早期再開に向けた対策

b 中・長期的課題

- ・自治体病院等の統合・再編等による医療資源の再配置（集約化、機能分化等）
- ・地域医療連携体制の構築・強化（病院間・病院－診療所間連携、在宅医療充実、連携システム構築）
- ・医療人材確保に向けた対策

「地域医療復興の方向性」は、被災地の地域医療が直面している各種の課題に対する具体的な対応方針として、その内容は、平成24年9月時点で策定中であった「宮城県震災復興計画」（平成23年10月18日県議会において可決。）の医療部分の事業内容等に反映され、国の第三次補正予算等を活用して実施することとなる「第二期地域医療再生計画及び地域医療復興計画」の指針となった。

エ 地域医療再生臨時特例基金を活用した復旧支援

震災の発生直前の時期は、国の平成22年度補正予算で措置された地域再生臨時特例交付金を活用した地域医療再生計画の策定に向けた事業選定が行われる時期であった。しかし、震災の発生により計画の提出期限が延長され、復旧・復興に向け、被災3県に対しては地域医療再生臨時特例交付金の交付上限である120億円の枠が確保され、さらに被災地の医療復興のため必要な場合には、計画策定前であっても基礎額15億円の早期執行が可能とされた。

また、平成23年10月21日に閣議決定された国の第三次補正予算において、被災地の医療体制の再構築のため、被災3県の地域医療再生基金に720億円を積み増すことが決定された。

これらを受けて、医療整備課においては医療機関の復旧復興に向けた支援制度の検討を行った結果、個々の医療機関の復旧に向けた緊急支援事業を2度（下記の緊急的医療機能回復分補助事業）にわたり実施している。

a 地域医療再生事業（緊急的医療機能回復分）補助金による支援

国の災害復旧費補助金の対象が限られており、地域医療の復興を支えるためには不十分なことから、地域医療の緊急的医療機能回復を図るため、地域医療再生臨時特例交付金15億円を活用した民間病院、診療所、薬局に対する再開・復旧支援策を平成23年8月9日の宮城県地域医療推進委員会において決定し、県の平成23年8月補正予算において予算化した上で、地域医療再生事業（緊急的医療機能回復分）補助金として医師会や歯科医師会を通じ被災した医療機関に交付した。

表2-2-13-10 地域医療再生事業（緊急的医療機能回復分）補助金の交付状況
（平成23年8月補正分 単位：千円）

補助金等交付先	対象医療機関	件数	H23補助金等確定額
(社)宮城県医師会	病院群輪番制病院	4	13,494
	災害拠点病院	1	10,000
	全壊病院	2	41,317
	全壊医科診療所	70	469,550
	半壊病院	1	30,000
	半壊医科診療所	14	52,578
	医師会 事務経費	1	500
(社)宮城県歯科医師会	全壊歯科診療所	46	117,754
	半壊歯科診療所	11	14,207
(社)宮城県薬剤師会	会営薬局	2	20,000
	全壊薬局	54	69,402
	半壊薬局	7	4,627
	薬剤師会 事務経費	1	64
合計		214	843,493

b 地域医療再生事業（緊急的医療機能回復分）追加支援補助金による支援

地域医療再生臨時特例交付金 15 億円を財源として実施した地域医療再生事業（緊急的医療機能回復分）補助金を受給してもなお、自己負担額が多額に及ぶ医療機関が多数存在したことから、更なる支援を実施するため、国に対し更に 11 億円の早期執行を要望したところ認められ、平成 23 年 10 月 21 日の第三回地域医療推進委員会において、追加支援を実施することが決定された。

また、先行して実施された災害復旧費補助金の交付額が、緊急的医療機能回復分の補助金を受けたとした場合に受けることができる金額を下回る場合に差額分を支給するなどの支援策も実施することとした。これらの支援策は県の 11 月補正予算により予算化し、地域医療再生事業（緊急的医療機能回復分）補助金と同様に、医師会や歯科医師会を通じ被災した医療機関に対する補助事業として実施した。

表 2-2-13-11 地域医療再生事業（緊急的医療機能回復分）追加支援補助金の交付状況
(平成 23 年 11 月補正分 単位：千円)

補助金等交付先	対象医療機関	件数	H23補助金等確定額
(社)宮城県医師会	病院群輪番制病院	0	0
	災害拠点病院	1	10,000
	全壊病院	2	40,192
	全壊医科診療所	31	265,847
	半壊病院	1	30,000
	半壊医科診療所	6	30,000
	全壊病院【国庫】	2	23,753
	全壊医科診療所【国庫】	12	81,024
	半壊病院【国庫】	4	23,545
	半壊医科診療所【国庫】	0	0
	医師会 事務経費	1	500
(社)宮城県歯科医師会	全壊歯科診療所	35	92,844
	半壊歯科診療所	7	6,773
	全壊歯科診療所【国庫】	17	42,599
	半壊歯科診療所【国庫】	2	3,081
(社)宮城県薬剤師会	会営薬局	0	0
	全壊薬局	40	51,500
	半壊薬局	6	4,500
	薬剤師会 事務経費	1	50
合計		168	706,208

c 「第二期宮城県地域医療再生計画・宮城県地域医療復興計画」の策定

医療機関の早期の復旧・復興に向け緊急的医療機能回復補助による支援を早期に実施し、その一方で被災 3 県の地域医療再生基金に積み増しされる 720 億円を活用した地域医療復興のための事業計画の策定作業を国の第三次補正予算成立後の平成 23 年 11 月下旬以降本格化させた。

平成 23 年 11 月 25 日の第 4 回地域医療推進委員会において策定方法を確認し、「地域医療復興の方向性」に盛り込んだ各地域における地域医療復興のために必要な事業群に加え、関係機関に対する事業公募をかけた。平成 23 年 12 月 26 日に開催された第 5 回地域医療推進委員会において素案をとりまとめ、平成 24 年 2 月 6 日の第 6 回地域医療推進委員会において被災各地域における公的病院の再建等を含む事業計画を「第二期宮城県地域医療再生計画・宮城県地域医療復興計画」として策定した。事業費は全体で約 930 億円（うち地域医療再生基金充当額 514 億円）を見込んでいる。

図2-2-13-4 第二期宮城県地域医療再生計画・宮城県地域医療復興計画の概要



オ ドクターバンク等による被災地域等での医師確保

甚大な津波被害を受けた沿岸部の現状等を踏まえ、宮城県出身で他県に勤務していた医師がドクターバンクに申し込むなど、宮城の地域医療への関心が高まった結果、ドクターバンク事業やドクターキューピット事業において、平成23年度中に4名の医師確保に目処がつくなど、医師確保が促進された。現在はドクターバンク事業で県に在籍している医師が15人、その中で実際に地域医療に従事している医師は13人、その他に自治医科大学を卒業し、地域医療に従事している義務年限中の医師が12人いる。ドクターキューピット事業については2人が在籍している。

【震災後における政策的医師配置】ドクターバンク（DB）、ドクターキューピット（DC）

平成23年度:9/6 雄勝診療所（DC）、10/1 公立志津川病院（DB）、2/1 公立刈田総合病院（DB）

平成24年度:4/1 気仙沼市立本吉病院（DB）、4/1 みやぎ県南中核病院（DB）

カ 復旧を超えた新しい復興の取組

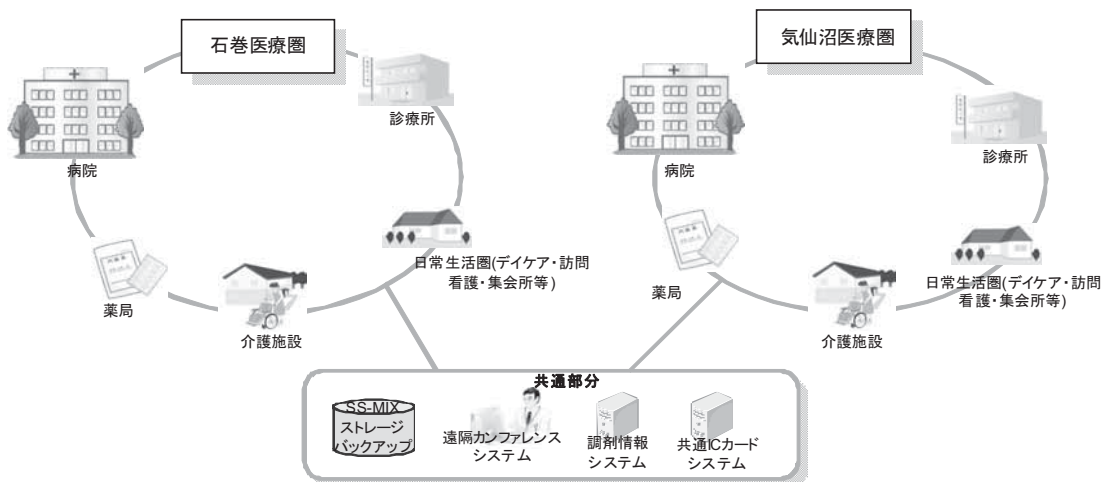
a みやぎ医療福祉情報ネットワークの整備

震災の甚大な被害を受けた沿岸部の医療機関では医療情報が喪失した。また、被災者の救護活動においては、カルテや服薬に関する情報がないために、限られた医療資源の効率的な活用が課題となった。患者のカルテについて他の医療機関にバックアップしていた医療機関がいち早く患者のカルテを復元し診療に活用できた。この教訓から、被災地の医療関係者を中心に、医療機関における医療情報の共有が重要視されるようになった。

震災以前からも、県内において地域連携クリティカルパスを活用する取組が行われていたが、震災を期にこれらの情報ネットワークの関係者を中心にネットワークの統合活用について検討がなされていた。

こうした中、情報ネットワーク関連の補助金事業の創設が検討された。このことが、被災地において医療機関や福祉機関相互をネットワークによって接続し医療情報の共有やバックアップを実現する「みやぎ医療福祉情報ネットワーク整備事業」が具体化する契機となった。

図2-2-13-5 みやぎ医療福祉情報ネットワークのイメージ



<参考>みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会の設立（平成23年11月15日）

総務省を初めとする国の復興関連事業を活用し、圏域毎の医療情報を共有するネットワークの実現にむけて県内の医療ネットワーク関係者が自主的に集まり、事業実現に向けて協議が重ねられた。県としてもこうしたインフラ整備は被災地の復興に有用と考え、事業化に向け震災復興計画に項目を盛り込む等の対応や、自主的なワーキングの推進に協力をを行い、最終的に医師会や東北大学等の医療関係者が参加する形で将来的な事業の推進主体となる団体設立へ向けた調整が進められた。

こうした取組の結果、平成23年11月15日に、「みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会」設立された。この協議会が「みやぎ医療福祉情報ネットワーク」の実現に向けたネットワークの在

り方や仕様等の検討に取り組むこととなり、県（医療整備課）としてはその運営に対する支援を行った。



「みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会」設立総会の様子（11月15日）

「みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会」

- ・会長 伊東潤造宮城県医師会会長
- ・副会長 山本雅之東北大学大学院医学系研究科長，嘉数研二宮城県医師会副会長，
富永悌二東北大学大学院医学系研究科教授
- ・運営委員 宮城県歯科医師会会長，宮城県薬剤師会会長，宮城県看護協会会長，
宮城県老人保健施設連絡協議会会長他

<設立後の動向>

H23. 11 ～ 随時システム構築部会開催。

H23. 12. 17, H24. 1. 23 合同会議（運営委員，システム構築部会，アドバイザー）

b 新しいタイプのドクターカーの寄贈と配置調整

医療整備課では、平成23年度上半期に引き続き、医療機器メーカーをはじめ各種団体・企業から申し出のあった支援物資・機材の支援を必要としている医療機関への橋渡しをおこなった。医療機器メーカーの日本GE株式会社（本社：東京都港区）からは、被災地の医療機関支援のための物資提供の申し出があった。

日本GE株式会社による検討の結果、実際に沿岸部の被災地にDMAT及び医療救護班として支援に入られた日本医科大学永山病院の二宮医師が発案し実用化されていた軽自動車を改装したドクターカー5台を被災した沿岸部の病院・診療所へ寄贈することとなったため、各医療機関の設置者である市町との調整を行った。

ドクターカーは超音波診断装置等の医療機器を搭載した緊急自動車で、車内で医師が患者を診療可能である。被災3県では初の「軽自動車のドクターカー」の導入となった。小型で運転しやすく、被害の大きかった沿岸部において、仮設診療所のある高台から往診先までの狭い道や坂道も容易に走行可能である。広い荷物スペースを有し、高性能でコンパクトな医療機器のみならず、ストレッチャーや非常用電源も装備している。

ドクターカーの仕様が緊急車輛となっていたため、警察との調整、認可の手続きが必要となり若干時間を要したが平成23年10月27日にはGEファンデーション（日本GE株式会社の社会貢献組織）名義でドクターカー（愛称：めんこい）5台が気仙沼市（1台）・南三陸町（1台）・

石巻市（3台）に寄贈された。

現場の各診療所では在宅被災者の往診等に活用されている。先進事例となったこのドクターカー導入について医療整備課に関係各所から問い合わせがあるほか、岩手県と福島県でも同様の車輛を導入している。

図2-2-13-6 寄贈を受けたドクターカー



地域医療機関の復旧・復興支援活動の検証

◆国庫補助の制約から、特に仮設歯科診療所に関して整備に当たった課題が発生した

＜県庁外部との調整＞

国庫補助金の制約から、仮設医療診療所の基準額が約3,100万円に対し、仮設歯科診療所の基準額は約2,000万円と大きく差があり、プレハブ建屋や診療ユニット等の医療機器をまかなうことが厳しい状況であった。結果的にはNGO/NPOや民間企業からの建物の寄附があったため、必要な医療機器を整備することができた。仮設の医療機関の整備については、応急復旧及び復興において重要な要素を占めることから、今後、医療整備課では県内で仮設診療所の整備に必要な金額をもとに補助制度を設計する必要がある。また、財政的な負担に限界がある場合には、プレハブメーカー等との災害協定等についても検討することが望ましい。

(4) 感染症対策

ア 被災地感染症対策セミナー

平成23年9月以降は応急仮設住宅への入居が進み、慣れない応急仮設住宅での生活での、感染症の発生が懸念された。

そこで疾病・感染症対策室では、被災地における感染症予防を図るため、東北大学大学院医学系研究科の協力の下、感染症対策セミナーを南三陸町（平成23年12月：参加者 約30名）及び気仙沼市（平成24年1月：参加者 約60名）において開催した。このセミナーでは、仮設住宅支援員などを対象にインフルエンザ等の感染症予防対策について講演を行うとともに、嘔吐物の処理方法や手洗いなど手指衛生についての実習を行った。

イ 普及啓発

疾病・感染症対策室では、冬季における感染症予防対策として、インフルエンザ及び感染性胃腸炎（嘔吐下痢症）の普及啓発チラシを作成し、市町村や感染症対策セミナーに参加した支援員に依頼しての応急仮設住宅等への配付や、県のホームページへの掲載を行い、県全域への周知を図った。

また、東北大学大学院医学系研究科と共同で、手洗い・感染症対策・食中毒対策など、日ごろからの健康管理に役立つ様にイラストを多用した具体的で理解しやすい「感染症予防ガイドブック」を作成し、応急仮設住宅のある沿岸市町を中心として配付した。

ウ 各保健福祉事務所（保健所）の対応

a 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

管内の避難所における感染症サーベイランスは、女川町の避難所閉鎖を最後に平成23年11月に終了した。避難所における感染症の集団発生はなかった。避難所からの情報を基に感染症予防対策の一環として平成23年6月から毎週発行していた「石巻感染症情報（避難所版）」も終了とした。引き続き「感染症かわら版」を応急仮設住宅集会所向けに月2回発行し、注意喚起を実施している。併せて手洗い啓発のためオリジナルキャラクター【てあらいおん】も作製・掲載した。

感染症発生動向調査については、被災した医療機関が順次復帰はしていたが、基幹定点医療機関の被害が甚大であったため基幹定点を変更し、平成23年12月（50週）から全稼働となった。被災地での感染症の発生動向を迅速に医療機関等に還元するため「石巻感染症情報」をリニューアルし、疾患ごとの過去3年間の発生動向とトピックスを加え平成23年10月（39週）の情報からHPで公表、毎週更新している。

管内では、平成23年12月から感染性胃腸炎が、さらに平成24年1月からはインフルエンザが流行警報値を超えた。いずれも寒い時期に発生しやすい感染症である。これらの予防は手洗いが基本であることから、翌2月に【てあらいおん】のシールを作り応急仮設住宅集会所・保育施設・小中高校・高齢者施設・障害者施設等へ配布した。これは、管内の保育施設や小中学校等に、本来の就学先校舎等の被災により通常の人数を超える子供達が通っており、普段より感染症が拡大しやすい環境にあったため、手洗いの意識付けを図るのに有効であったと思われる。

同じく2月に「インフルエンザ」「嘔吐下痢症」のリーフレッ

図2-2-13-7
【てあらいおん】



トを応急仮設住宅へ全戸配布するとともに、高齢者入所施設の職員を対象に感染症対応研修会を開催し、感染性胃腸炎についての講義と、嘔吐物処理の演習を行い日頃の対応を見直した。

結核登録者情報システムは津波による被害をうけ稼働できなくなっていたが、東京都の公衆衛生医師の支援の下、結核研究所から還元された膨大なデータの中から登録患者データの照合、必要最低限なデータの再入力、新患入力作業等を行い、平成23年12月頃から稼働できるようになった。

b 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

避難所における感染症サーベイランスによる感染症発生管理は、対象避難所が閉鎖するまで実施し、南三陸町は平成23年9月16日、気仙沼市は10月25日で終了した。気仙沼市では平成23年6月13日、南三陸町では平成23年5月13日を最後に、発生報告はなかった。

なお、今回の感染症サーベイランスは、避難所の数がこれまでの震災と違い多数なこと、かつその開設期間の長期化も予想されたため、国の要請により初めて避難所において実施されることになったものである。要請では原則としてすべての避難所で実施することとされていたが、対応できる人員の制約などから、気仙沼保健福祉事務所管内では、100名以上を収容する避難所を対象に実施した。このような大規模な避難所では、応援の看護職の数が多く、行政の職員が常駐している場合も多いため、実施に当たっての協力が得やすかった。

しかし、サーベイランスは多くの場合、医療の専門家が診断しているわけではないため、例えば呼吸器に何らかの症状がみられても、それが風邪やインフルエンザによるものか、ゴミや粉塵によるものか、という区別はせず報告していた。そのため、報告された結果は“質”に関してやや疑問が残るものとなった。また、実施にあたり協力を依頼する行政職員、あるいは避難所住民は交代する場合があるため、その都度説明し直しする手間がかかることも、今後の実施上の課題として出てきた。

このほか平成23年10月以降の被災者の感染防止の啓発として、ポスター掲示・チラシ配布・HPの掲載等の一般的な対策のほかに、県疾病・感染症対策室や東北大学と連携し、被災地支援者（サポートセンター職員・生活支援員・市町保健師等）向けに、南三陸町（平成23年12月）、気仙沼市（平成24年1月）で、被災地感染症対策セミナーを開催した。

平成23年9月まで、震災対応のため中止していた定例（月2回）の所内エイズ検査・相談、肝炎ウイルス検査・相談は10月から再開した。11月29日には世界エイズデー（12月1日）のキャンペーンで実施した、夜間のエイズ迅速検査には、震災後初めて3件の受検者があった。

結核の届出受理数は、継続的に増加し、年間で前年度の4倍以上となり、高感染性の肺結核患者に限っても、昨年度の3倍の発生となった。全事例に対し、疫学調査、接触者健診、訪問指導、医療機関との連携調整等を順次実施し感染拡大防止を図った。また、平成24年2月には、結核予防会結核研究所のスーパーバイズを受け、同年3月に、地域の中核医療機関である気仙沼市立病院と結核患者のコホート検討会を実施し、治療結果の評価を行い、今後の患者支援の方向性を共有し、対策の強化を図った。

感染症対策の検証

◆感染症の発生予防のために支援員向けのセミナーや応急仮設住宅等へのチラシ配布を実施した

＜広報＞＜計画とマニュアル＞

平成23年9月以降は、被災者の応急仮設住宅への入居が進んでいたが、感染症の発生予防のためには応急仮設住宅等への入居者への普及啓発が不可欠であった。このことから、疾病・感染症対策室では支援員による被災者への普及啓発のために、支援員向けの感染症対策セミナーを開催し効果をあげている。また、併せて普及啓発チラシの配布を支援員に依頼したことで、支援員に対する役割も与えられ、被災者も直接感染症対策の内容を聞くことができることとなった。通常時には、各地域の保健所が企画・開催する内容であるが、大規模な災害時には、本庁において各保健所をバックアップし、支援員・被災者のためのセミナー等を開催できるような体制の構築も検討することが望まれる。

◆感染症対策の内容を周知するためにリーフレットの配布や手洗い励行のシール配布に取り組んだ

＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

東部保健福祉事務所（石巻保健所）では、被災により通常の人数を超える子供達が通っている学校等へ、感染拡大防止のため、手洗いの意識付けを図るという目的で手洗い励行のシール配布を実施したり、応急仮設住宅にリーフレットの配布を行うなど、感染症対策を周知させるための取り組みを実施しており評価できる。

◆感染症サーベイランスの“質”と、状況の集約については課題があった

＜計画やマニュアル＞

これまでの震災とは違い、避難所の数が多く、また開設期間の長期化が予想され、感染症の発生が危惧されたことから、国などからの要請により避難所における感染症サーベイランスが初めて実施された。しかし、感染症サーベイランスは必ずしも医療の専門家が行っているわけではなかったため、報告された結果の“質”はあまり高くなかった。また、避難所が非常に多かったため、すべての避難所状況の集約や、報告を受けての事後処理が困難であった。サーベイランスは、避難所が開設されている期間中継続された。しかし、実施する担当職員や住民代表は交代する場合があり、取り組みについて再度説明が必要となり手数を要した。結果的には、大規模な集団発生はみられなかったものの、このような問題は検討を重ね、県と国とが連携した対応を協議することが求められる。

(5) 食生活改善対策

ア 避難所における栄養ケア

平成23年9月以降は大半の避難所が閉鎖となり、残る避難所における食事内容も避難所における栄養管理の目標や食事提供の留意事項を示した「避難所の食事提供に係る栄養管理の適正な実施について」（平成23年4月27日付け部長通知）に基づく栄養量、献立作成、衛生管理等の支援により改善がみられた。

イ 避難所の食事状況調査

健康推進課では、避難所での食事の提供状況や提供される食事の栄養評価、必要な支援などの現状を把握し、栄養改善の対応を図ることを目的とした調査の第6回（平成23年9月）及び7回（平成23年10月）を実施した。

通常食事の摂取量を調査するが、時間も人手も不足していたので、避難所で提供された食事の量、種類、提供数から換算して、一人当たりの栄養素（タンパク質・ビタミンなど）やエネルギーがどれくらいとれているのかを算出して、食事の量、バランスを確認した。ビタミンとカルシウムの摂取量は最後まで不足傾向にあった。

また、調査結果に基づき避難所を運営する被災市町等へ必要な助言を実施した。

- a 調査方法：避難所の運営責任者などからの聞き取りによる。
- b 調査対象：避難者が50人以上の避難所
- c 調査項目：食事の内容（献立、量）、食事の回数、個別配慮の状況 など
- d 調査者：管理栄養士（県職員、市町職員、他自治体派遣職員、社団法人宮城県栄養士会）

表2-2-13-12 調査期間等

	調査期間	調査箇所数
第6回	平成23年9月11日から9月20日まで	16か所
第7回（最終）	平成23年10月11日から10月20日まで	10か所

ウ 管理栄養士の派遣

平成23年9月1日時点で東京都から石巻保健所に5人の管理栄養士の派遣を受けていたが、9月30日をもって終了した。

エ 関係者間の調整

健康推進課では、市町村における災害活動状況の把握を各保健福祉事務所（保健所）に依頼したほか、沿岸部保健所との情報交換会を実施し、応急仮設住宅支援の方針等を検討した。

オ 応急仮設住宅入居者への食生活支援

健康推進課では、応急仮設住宅の入居者等の食生活の悪化を予防し、栄養改善を図る必要があったことから、市町村の要望に基づいて栄養・食生活指導を実施する団体に対し補助金を交付する「健康支援事業（食生活支援）」を平成23年9月に立ち上げた。

平成23年度は、実施意向のあった9市町において、延べ12団体が県の補助事業として栄養相談会を開催し、レシピの紹介や調理実習、食生活に関する講話、意見交換・相談などを行い、限られた調理スペース・調理器具しかない応急仮設住宅でのバランスのとれた食事の摂取促進を指導し

たほか、戸別訪問による栄養・食生活相談を行い、栄養リスクの高い入居者への個別指導を通して食生活の自立を支援した。

a 事業内容

応急仮設住宅等の入居者に対して、集会所等を会場に、食生活の悪化予防と栄養改善を目的として、管理栄養士等による栄養相談を実施する。

b 事業実施主体、補助対象経費・補助率

市町からの要望により、法人等（企業・NPO法人・任意団体）が当該事業を実施する場合に、相談・指導に必要な経費を予算の範囲内で補助する。補助率は10/10。

c 平成23年度事業の実績

i 栄養相談会の開催 延べ174回（延べ3,025人参加）

ii 戸別訪問 延べ1,016戸

カ 東日本大震災保健所等栄養士における保健所栄養士活動記録等の作成

健康推進課では、東日本大震災後の保健所等栄養士活動記録を作成し、栄養対策活動と課題をとりまとめた。

キ 栄養補助食品等の受入れ及び供給

健康推進課では、平成23年3月16日から平成23年8月5日まで各メーカー等から支援を受けた栄養補助食品等の配布を、9月以降も各保健福祉事務所（保健所）からの情報や被災市町村からの要望に基づき継続した。主な配布先は、沿岸部を中心とした避難所及び応急仮設住宅等である。9月以降に新たに企業等から支援を受けた物資はなかった。

表2-2-13-13 主な配布物資

項目	内容	提供元
特別用途食品・保健機能食品等	ビタミン剤（カプセル状、チュアブル状）、濃厚流動食、ほか	財団法人日本健康栄養食品協会 ほか各メーカー等

ク 各保健福祉事務所（保健所）の対応

a 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

i 市町村支援

・応急仮設住宅入居者支援

山元町が実施した応急仮設入居者の食環境調査への協力と、調査等支援のための栄養士の派遣について、社団法人宮城県栄養士会との調整を図った。また、調査の実施に併せ、集会所を会場に「プチ健康イベント」を開催し、震災後の体重変化などを意識するよう健康づくりを図った（協力及び実施期間 平成23年6月～10月 延べ36人）。

健康推進課が窓口となり推進した「健康支援事業（震災復興基金事業）」の食生活支援事業の実施について市町村及び実施事業者のサポートを行った（平成23年9月～平成24年3月）。

・栄養士活動支援

市町村栄養士活動支援としては、他市町の状況や国・県の情報共有を図ることを目的に、応急仮設住宅への入居が始まり避難所が閉鎖されはじめた平成23年5月末に情報交換会を開催

した。

その後、平成23年7月から8月にかけて市町村栄養士からヒアリングを行い、各市町村の状況把握を行ったのに続き、通常の保健業務（健診等）に業務の比重が移ってきた平成23年10月24日に2回目の情報交換会を開催した。10月以降は、災害対応を含む栄養業務の進捗状況を定期的に確認し、タイムリーな情報提供・サポートに努めた（平成23年10月～平成24年3月）。

ii 給食施設支援

給食施設への支援については、平成23年5月に保健所単独で「給食状況確認調査」を行ったが、平成23年9月から10月にかけて、県内統一の「給食施設災害状況調査」を実施（対象196施設）し、さらに被災状況等の把握に努めた。この調査結果をもとに、平成23年9月から実施した各種監査や医療監視において、施設の食品の備蓄計画など新たな防災計画の策定状況等を確認した（平成23年9月～平成24年3月に実施。）。

なお、管内分の調査結果をまとめて各施設に還元するとともに、平成24年3月9日に開催した「病院・福祉施設栄養士研修会」で報告した。

また、災害でライフライン（水道・電気・ガス）が止まった場合の衛生対策の参考として「災害時の食事提供・衛生管理ポイント」、非常時の危機管理を見直す際の資料（チェック表）として「給食施設 平常時のセルフチェック表（案）」を作成した。これらの資料は、施設に配付するとともに、保健所のホームページに掲載している（平成24年3月）。

平成23年8月から隔月で発行している「給食通信」により、引き続き平時からの情報提供に努めている。

b 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

避難所における栄養・食事状況に関する調査を平成23年10月まで実施した。調査結果をもとに避難所の食事の現状と課題を整理し方策を検討するとともに、市町とともに栄養バランスを考慮した食事となるよう改善を図った。調査結果から避難所へ弁当を提供している業者へも栄養調査結果を提供し、弁当の内容について栄養バランス等がとれるよう指導を行った。

応急仮設住宅入居者に対しては、栄養相談会や調理の実演等を行う「食生活支援事業」を実施する市町や事業者の支援を行った。実施に当たっては、応急仮設住宅の手狭な台所でも手軽に作れる料理の調理方法を紹介するなど、通常とは違う生活環境を考慮した指導を行い、栄養バランスに配慮した食事について見直す機会を提供した。

この事業については、事前に各市町や事業者の内容を説明し、実施に向けての検討を行ったため、各市町で円滑に実施することができた。また、事業のスタッフとして地域の食生活改善推進員が加わったところもあり、このことは被災者でもあるスタッフ自身の食事を見直す機会となるとともに、食生活改善推進活動を再開する機会ともなった。

平成23年6月から12月まで給食施設（病院、介護保険施設、老人福祉施設、学校、事業所、保育所、社会福祉施設）における被災状況調査を実施したが、この結果から災害対応の体制整備を検討するため給食施設間のネットワークづくりについて検討を行った。これは災害時において、給食施設相互間での情報提供、食材及び食料や調理用品、衛生物品等の確保・融通が迅速にできるような、ネットワーク整備について要望が出されたことを受けたものである。この検討の結果、

平成24年3月に石巻管内給食施設ネットワーク会議（参加者：1日3食提供する病院、福祉施設等の栄養士32名）を開催し、ネットワークづくりの第一段階として、被災時に給食施設の事業種別（病院・介護施設等）にとらわれず、栄養士同士が情報交換できるよう連絡網を整備した。

c 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

登米市内に設置された避難所の対応は平成23年8月末で終了したが、気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）への栄養活動支援は9月以降も継続した。当所の管理栄養士1人が平成23年5月1日から10月31日まで兼務となり気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）に勤務したほか、気仙沼保健福祉事務所栄養士は1人配置であり、経験が浅いため、11月以降は求めに応じ、助言を行うため当所から管理栄養士が南三陸町の栄養活動ミーティングや市町栄養担当者情報交換会に出席した（平成23年11月1回、12月3回）。

d 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

避難所支援では、社団法人日本栄養士会の協力を得て、応急仮設住宅の集会所などを利用し、食の重要性を認識してもらい、健康状態の悪化の予防を目的とした相談会や個別指導を実施した。また、市町栄養士への活動支援として、各市町で定期的に栄養士ミーティングを実施して情報共有を図り、栄養改善業務の再開に向けた支援を行ったほか、平成23年12月に市町栄養管理担当者の情報交換会を開催した。

給食センター、老健施設、介護施設など、気仙沼保健福祉事務所管内にある47の施設について、給食業務再開時に施設の状況を調査し、必要に応じ指導を行った。

食生活改善対策の検証

◆避難所での食事状況調査により避難者の栄養状態が把握された

<情報><その他>

健康推進課では避難者の栄養改善の対応を図る目的で、前半の6か月から引き続き「避難所での食事状況調査」を行い、その結果は被災市町村への助言等に活用された。また、同調査は長期にわたる避難生活における栄養摂取状況を把握する上で貴重な資料であることから、今後は同調査結果を分析整理し、避難所マニュアルや備蓄品の選定等に活用する必要がある。

◆栄養士同士が情報交換会を開催した

<県庁内部での調整><計画やマニュアル>

仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）では市町村栄養士活動支援として、他市町の状況や国・県の情報共有を図ることを目的に情報交換会を開催しており評価できる。今後は、災害時において、相互に相談し合えるような連絡網を整備するなどの連携した対応を取るための有効な仕組みを構築することを期待したい。

◆給食施設の災害状況調査を実施し被災状況等の把握を行うとともに、新たな防災計画の策定状況等を確認した

<計画やマニュアル>

仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）では災害の状況調査や各施設の食品備蓄計画など、新たな防災計画の策定状況等を確認しているが、今後は、給食施設（病院、介護保険施設、老人福祉施設、学校、事業所、保育所、社会福祉施設）間のネットワークづくりや給食施設相互間での情報提供、食材及び食料や調理用品、衛生物品等の確保・融通が迅速にできるような体制整備を期待したい。

◆栄養士同士が情報交換できる連絡網の整備、給食施設相互間での連携対応などの取り組みは実効性の高い対策である

<県庁内部での調整><計画やマニュアル>

東部保健福祉事務所（石巻保健所）では、給食施設（病院、介護保険施設、老人福祉施設、学校、事業所、保育所、社会福祉施設）における被災状況調査を実施し、この結果から災害対応の体制整備を検討するため給食施設間のネットワークづくりについて検討を行っている。検討では、給食施設相互間での情報提供、食材及び食料や調理用品、衛生物品等の確保・融通が迅速にできるような、ネットワーク整備について協議が始められており評価できる。また、被災時に給食施設の事業種別（病院・介護施設等）にとらわれず、栄養士同士が情報交換できるよう連絡網を整備したことも連携した対応を取るための有効な仕組みであり、県全体の取り組みとして対応されることが求められる。

(6) リハビリテーション支援対策

ア リハビリテーション支援対策

避難所・二次避難所（福祉避難所含む）における支援は、生活不活発病予防を中心に、9月以降も継続的に実施された。宮城県理学療法士会・宮城県作業療法士会からの支援も平成24年3月末まで継続的に行われた（13市町で実施、延べ1,362人が活動。H24.3.31現在。）。

応急仮設住宅への入居が進むにつれ、応急仮設住宅の住環境調整や生活不活発病予防のための更なる支援が必要であったことから、健康推進課では、市町の要望により、病院や事業所のリハビリテーション専門職を活用して被災者の健康支援を行うことを目的とした「健康支援事業（リハビリテーション支援）」を立ち上げた。

民間事業所やNPO法人等の被災者支援への意識と、市町の支援をしたいがマンパワー不足で不十分であった点をうまくつなぎ合わせる事ができ、地域のさまざまな職種と連携した継続的な事業展開に結びついた。

また、対象者の身体状況等に合わせた専門的な支援を求められる状況も多かったことから、専門職を活用した事業が有効であった。

a 目的

被災者の生活不活発病や障害の予防、住環境の改善、福祉用具の調整等を目的として、リハビリテーション専門職等による相談・指導を実施する。

b 事業内容

i 集団運動指導：健康運動指導士等による健康づくりのための効果的なプログラム等による集団運動指導を行う。

ii リハビリテーション相談会：リハビリテーション専門職が、参集者の運動機能を評価すると共に、個別の運動プログラムや住環境改善・福祉用具の利活用の相談・指導を行う。

iii 戸別訪問：リハビリテーション専門職が、戸別訪問し、運動プログラムや住環境改善・福祉用具の利活用の相談・指導を行う（市町の健康調査からの対象者のピックアップ及び集団運動指導やリハ相談会からのピックアップ）。

c 事業実施主体、補助対象経費・補助率

市町からの要望により、事業所等（企業・NPO法人・任意団体）が①～③いずれか又は複数事業を実施する場合に、相談・指導に必要な経費を予算の範囲内で補助する。補助率は10/10。

d 平成23年度事業の実績

i 6市4町 延べ20事業所で実施

ii 集団運動指導：214回、2,662人

リハビリテーション相談会 283回、3,338人

戸別訪問 614日、6,440戸

イ 福祉用具等の支援

応急仮設住宅における浴室や玄関の段差解消、動きにくさ改善への要望が多く寄せられたことから、福祉用具等の活用に関する支援が必要となった。

市町は、アに記載した「健康支援事業（リハビリテーション支援）」又は県保健福祉事務所で実

施している「リハビリテーション相談事業」を活用し、リハビリテーション専門職に依頼し、要支援者に対し、必要な福祉用具の選定・手すりの設置箇所や位置等を利用者の状況を確認しながら支援を行った。

ウ 各保健福祉事務所（保健所）及びリハビリテーション支援センターの対応

a 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

i 応急仮設住宅入居者に対する支援

応急仮設住宅入居者の高齢者を中心に、閉じこもり防止のための支援を行った。

- ・ 亘理町では、内容（生活動作チェック、口腔機能チェック、作品作り）を変えながら、応急仮設住宅内の集会所で見守り型の健康イベントを、町の運動サポーターと協働で実施した（平成23年9月～平成24年1月 延べ10回 147名）。
- ・ 名取市仮設住宅健康支援関係者連絡会に定期的に参加するとともに、市からの依頼に応じて3ヶ所の仮設団地で、閉じこもりがちな市民への訪問と住環境調整の支援を行った（平成23年9月～平成24年3月 延べ14回 15名）。
- ・ 山元町で実施した応急仮設住宅環境調査及び住宅改修の支援を行った（平成23年9月～平成24年3月 延べ10回 10名）。
- ・ 健康推進課が窓口の「健康支援事業（リハビリテーション支援事業）」の実施にあたり、市町村及び実施事業者のサポートを行った（平成23年9月～平成24年3月）。

ii 市町村支援

- ・ 福祉用具（例：ひざサポーター、弾性ストッキング）などの支援物資について、市町村の要望を確認し配付した（平成23年9月～平成24年3月）。
- ・ 市町村の応急仮設住宅にボランティアで介入しているリハビリテーション専門職の活動状況について、市町村に情報提供を行い、必要な場合はケースの引継ぎを行った（平成23年9月～平成24年3月）。

b 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

気仙沼保健福祉事務所からの要請により、南三陸町の応急仮設住宅として登米市内に設置された2地区（南方町、津山町）の高齢者、障害児・者の住環境整備に係る相談に対応した（実人数12名：延べ人数33人、延べ日数22日、平成23年9月～平成24年3月）。具体的な相談内容としては、応急仮設住宅への手すり取り付けなどが多かった。また、施工業者が多忙になると、打ち合わせの実施や工事施工に時間を要することもあった。

拓桃医療療育センターを退所し、応急仮設住宅に入居する障害児に関しては、恵泉会地域生活支援センターが主催する障害児の在宅サービス調整に係るケア会議に出席し、学校、福祉サービス等の関係者間で対象児のサービス調整及びケア内容の共有を図った。

c 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

発災後、石巻市の福祉避難所の運営に関して、リハビリテーション関連団体の活動調整及び福祉用具等の環境調整への助言を行ってきたが、福祉避難所は平成23年9月末で閉鎖され、主な支援の場は応急仮設住宅に移った。

石巻市は、応急仮設住宅を対象に、深部静脈血栓（エコノミークラス症候群）の超音波検診や問診による生活不活発発病の検出、及び予防活動（運動教室）を通して応急仮設住宅におけるコミュ

ニティ形成を目的とした「ゆいっこプロジェクト」を展開した。この取り組みに東部保健福祉事務所も企画の段階から参加し、関係団体（石巻赤十字病院、宮城県作業療法士会、宮城県理学療法士会、東北福祉大学等）と協力して支援した。なお、このプロジェクトは応急仮設住宅を対象とした支援が一通り終わった後、引き続き在宅被災者を対象として支援を継続した。

また、地域包括支援センター等の“支援者”に対する支援として、石巻市及び東松島市におけるボランティア団体の活動の調整や、応急仮設住宅及び避難所在宅において相談対応している支援者への技術的支援を行った。

市町との連携については、それぞれの市町で実施する健康支援事業やリハビリテーション支援事業の打ち合わせ、説明会、調整会議等に参加し、事業実施の支援を行った。また、復興住宅の計画・建設に向けて、高齢者や障害者が自立できる環境づくりの視点や、阪神淡路大震災での対応事例を市町や保健福祉関係者で共有するための研修会を平成23年11月に実施した。

応急仮設住宅はバリアフリー対策が十分なされていないところが多かったため、様々な苦情が寄せられていた。そこで東部保健福祉事務所では、応急仮設住宅のバリアフリー化に関する市町への技術的支援を行うとともに、相談窓口を掲載したパンフレットを作成・配布した。

d 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

平成23年9月30日には「被災からの復興のための気仙沼・地域ケア・リハビリテーションフォーラム」を開催し、当地域の地域リハビリテーションにおける外部支援の報告等を行った。

これらの活動により、要援護者に対し、介護や福祉における各種サービスが被災前と同等に機能しはじめるまでの間、身体機能やADLが低下しないよう支援が行われたほか、身体機能が一時的に低下してしまった方を元の状態まで回復させる支援が行われるとともに、従来の地域リハビリテーション体制への移行が円滑に進んだ。震災後、他県からの応援等で一時的に手厚くなっていた地域リハビリテーションの体制を、本来あった体制に戻すことは、その健全な持続を図るためにも最優先の課題であった。

平成23年10月からは、地域リハ支援チームは気仙沼保健福祉事務所、及び近隣保健福祉事務所スタッフで構成され、生活支援相談員や友愛訪問員、福祉協力員、サポートセンター職員等の活動支援、市町主催の研修会の講師、応急仮設住宅のバリアフリー化における支援等を行っている。

平成23年10月13日、11月17日には気仙沼市主催の「震災被災地高齢者等友愛訪問員研修会」が開催され、市保健師からの依頼で、訪問員を対象に応急仮設住宅等の住民支援としての仲間づくりや生活不活発病予防の啓発のための講義と実技を行った。平成24年2月22日には気仙沼市唐桑総合支所主催の「福祉協力員業務研修会」が開催され、市保健師からの依頼で、「春に向けての体づくり～肩こり・腰痛・膝痛をやわらげるためには～」をテーマに福祉協力員向けの講義と実技を行った。

応急仮設住宅のバリアフリー化支援においては、県リハビリテーション支援センター、東部保健福祉事務所登米地域事務所、北部保健福祉事務所の理学療法士、作業療法士の協力のもと、南三陸町で延べ187人（実68人）、気仙沼市で延べ104人（実81人）に対応した（平成24年3月末現在）。

これらの活動により、要援護者に対する安全な生活や外出機会の増加、健康維持・改善が図ら

れている。

e リハビリテーション支援センター

- i 人材派遣：リハビリテーション支援班を中心に、リハビリテーション支援センターを挙げてリハビリテーションスタッフなどを気仙沼市や各保健福祉事務所へ派遣
- ・ 応急仮設住宅訪問・個別支援・環境調整等（平成23年11月から：気仙沼市）
 - ・ リハビリテーションスタッフ（理学療法士1人）兼務配置（平成23年5月16日から：東部保健福祉事務所）
 - ・ リハビリテーションスタッフ（作業療法士1人）兼務配置（平成23年4月1日から：東部保健福祉事務所）
 - ・ 保健福祉事務所支援（平成23年10月～平成24年3月：健康イベント支援、災害復興連絡会）
- ii 福祉用具供給基地：一般社団法人日本リハビリテーション工学協会、日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）会員などから多数の福祉用具提供を受け、平成23年10月以降も当センターを基地として、杖、車いす、ベッドなどを被災地（病院・施設・保健福祉事務所）へ供給した（平成23年10月～平成24年3月）。

リハビリテーション支援対策の検証

◆リハビリテーション支援事業の立上げにより、仮設住居の住環境の改善につながった

＜その他＞

健康推進課により、被災者の生活不活発病や障害の予防、住環境の改善、福祉用具の調整等を目的とした「リハビリテーション支援事業」が11月頃から被災市町で実施され、被災者への各種健康支援が行われた。支援内容の中で注目すべき点としては、応急仮設住宅のバリアフリー化のための住環境改善や福祉用具の調整等が行われたことである。応急仮設住宅は9月から入居が始まっており、同取組みにより要援護者の住環境は大きく改善されたものと考えられる。今後は、災害救助法所管課等と、同取組みでの支援結果等に基づき、バリアフリーを考慮した応急仮設住宅の仕様及び必要な供給量を整理する必要がある。

◆応急仮設住宅のバリアフリー化に関する被災市町への支援等、被災市町では対応しきれない部分の対応を実施した

＜県庁内部での調整＞＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

応急仮設住宅では、バリアフリー対策が十分なされていないところが多かったため、様々な苦情が寄せられ、それらに対して県全体での対応が進められた。その一例として東部保健福祉事務所（石巻保健所）では、応急仮設住宅のバリアフリー化に関する市町への技術的支援を行うとともに、相談窓口を掲載したパンフレットを作成・配布するなど、被災市町で対応しきれない部分を支援する取り組みが行われており評価できる。今後も、このような取り組みを県内全域で実施できるように、県全体としての対応計画へ反映させることが望まれる。

(7) 要介護者支援対策

ア 介護保険制度の特例に関する対応

長寿社会政策課では、介護保険制度について、震災による緊急避難的な対応が継続していることから、介護報酬の取扱いや基準の運用等についてホームページにより情報提供を行った。また介護保険料や利用料の減免に対する措置や、要介護認定の手続きに係る特例措置等の被災者支援に係る情報についても提供を行った。

イ 災害復旧事業等震災関連事業に係る対応

a 社会福祉施設等災害復旧事業（災害復旧費国庫補助）

平成 23 年 4 月 15 日 第一次協議受付開始

平成 23 年 5 月 20 日 第二次協議受付開始

平成 23 年 9 月 12 日から高齢者福祉施設に係る災害査定開始。

◇査定状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

協議総件数 262 か所

査定終了件数 229 か所（87.4%）、未査定件数 33 か所

（うち県分）協議総件数 182 か所

査定終了件数 154 か所（84.6%）、未査定件数 28 か所

災害査定について、従来のルールでは査定金額が 200 万円以上の場合には実地調査が必要とされていたが、平成 23 年 6 月 27 日にその基準が 7 億円以上に拡大され、査定作業の簡素化・効率化が図られた。実地調査を行わない査定については、施設担当者の立会いの下、協議書（見積書、写真を添付）に基づいて行われた。

なお、未査定分の取扱いに関しては、復旧の実態に見合った柔軟な対応について、今後の国との調整が必要である。

b 対象範囲の拡大に向けた取り組み

i 移転新築による復旧に係る取り組み

津波により壊滅的な被害を受けた施設では内陸部や高台への移転新築による復旧を前提としているが、災害復旧費国庫補助は現在地での原形復旧を基本とされており、移転新築による復旧については明確ではなかった。このため県（長寿社会政策課）から国に対して要望を行った結果、平成 23 年 11 月 18 日付け厚生労働省大臣官房会計課からの事務連絡で、個別に厚生労働省に協議することで原則によらずに新敷地への移転新築の方法も災害復旧事業の対象とされた。

具体的な協議方法については、平成 23 年 12 月 13 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課からの事務連絡で、社会福祉施設等が移転新築を行うに当たっての協議の雛形が示され、これを活用し、平成 24 年 1 月 20 日に協議書（21 か所分）を国に提出し、平成 24 年 2 月 13 日に国から回答を得た。

◇移転新築協議件数（平成 24 年 4 月 30 日現在） 22 か所

ii 応急仮設施設整備について

被災し閉鎖した老人福祉施設等の入所者については、他施設における定員超過による受入れで対応しているところであるが、本格施設での再開ができるまでの間、応急仮設施設を整備す

ることができるよう、災害復旧費国庫補助の対象とすることを県（長寿社会政策課）から国に対して求めてきた。これを受け、平成23年8月11日付け厚生労働省事務次官通知の中で、応急仮設施設整備に係る費用についても災害復旧費国庫補助の対象とすることが示された。

しかしながら、被災直後においてこそ必要な措置であったが通知が発出された時点では、既に施設は本格施設を視野に入れた準備を進めており、応急仮設施設整備実績は1か所のみであった。

◇本県における応急仮設施設整備の実績

介護老人保健施設リバーサイド春圃（気仙沼市） 定員 50人

（平成24年1月着工，平成24年5月1日開所）

c 災害復旧費国庫補助対象外施設への支援について

i 介護基盤緊急整備特別対策事業による対応

同じ種別の老人福祉施設等であっても、設置主体や国交付金の有無により災害復旧費国庫補助の対象とならない被災施設があったことから、県（長寿社会政策課）から国に対して要望した結果、平成23年8月11日付け厚生労働省老健局高齢者支援課の事務連絡で、被災施設が介護基盤緊急整備等臨時特例基金の対象施設である場合（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者デイサービス等）、基金を活用することが可能とされた。（新設の場合で上限25,000千円、改修の場合で上限5,416千円）

ii 老人福祉施設等復旧支援事業（復興基金事業）による対応

民間が整備した老人デイサービスや老人短期入所施設については、災害復旧費国庫補助及び介護基盤緊急整備特別対策事業のいずれの制度も利用できないことから、長寿社会政策課では、平成23年度9月補正予算において予算措置し、新たな支援制度（老人福祉施設等復旧支援事業）を設けた。

◇補助対象施設 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービス、老人短期入所施設

◇補助率 対象経費の1/4以内（上限設定あり）

なお、災害復旧費国庫補助対象外施設への支援のうち、平成23年度の介護基盤緊急整備特別対策事業の活用実績は、合計で5件（認知症高齢者グループホーム4件、小規模多機能型居宅介護事業所1件）、老人福祉施設等復旧支援事業（復興基金事業）の活用実績は、合計で15件（老人デイサービス：13件、老人短期入所施設：2件）であった。

iii 介護施設等自家発電装置整備事業

介護施設には人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引の機器が必要な者が入所しており、東日本大震災に伴う電力供給不足による計画停電により、施設入所者の生命がおびやかされる事態が想定されたことから、長寿社会政策課では、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び軽費老人ホーム等を対象に非常用自家発電装置の整備に補助し設置を進めた。

本事業では、特別養護老人ホーム42施設、介護老人保健施設31施設、軽費老人ホーム6施設、養護老人ホーム3施設の計82施設に対して補助を行った。

iv 介護サービス事業所・施設等復旧支援事業

長寿社会政策課では、被災した介護サービス事業者等に対して、車両や事務用品の購入費、

事業所借上げに要する初期契約費用等を補助し、早期の事業再開及び被災地で生活する要介護高齢者への介護サービスの確保を図った。

本事業では、通所介護 68 事業所、訪問介護 54 事業所、認知症グループホーム 35 施設をはじめとする計 289 の介護サービス事業所・施設等に対して補助を行った（平成 24 年度に繰り越した 64 事業所等を除く。）。

d 国の第三次補正予算にかかる対応について

・ 介護基盤復興まちづくり整備事業

長寿社会政策課では、被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、県の平成 23 年度 11 月補正予算において 1 億 5 千万円を予算計上し、被災市町村での本事業の活用を促した。本事業は、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備に加え、訪問介護サービスステーション等の整備など、地域における在宅サービス等を行う拠点の整備に資するものである。

しかし、本事業は、被災市町村における内陸部や高台移転による新たなまちづくりの中でこそ必要な制度であるが、平成 23 年度時点では新たなまちづくりが進んでいなかったため、事業の活用実績がなかった。

その後、平成 24 年度は 8 カ所で事業を活用した整備が実施される見通しとなった。

ウ 応急仮設住宅等被災者生活に対する支援

a 仮設住宅サポートセンター及び宮城県サポートセンター支援事務所の設置運営

長寿社会政策課では、被災市町に対して、仮設住宅サポートセンターの設置運営を支援した。

各市町は応急仮設住宅の集会所等を活用して仮設住宅サポートセンターを設置し、入居する高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせるよう、総合相談や巡回訪問による見守り活動などの生活支援、地域交流サロン等を実施している。（平成 24 年 8 月末現在、県内 13 市町で 61 か所を計画、58 か所開設済）。なお、見守り活動には、緊急雇用創出事業などを活用して被災者などもスタッフとして配置することで、雇用対策としても役立った。また、長寿社会政策課では、平成 23 年 9 月 5 日に「宮城県サポートセンター支援事務所」を開設（宮城県社会福祉士会に運営を委託）し、市町サポートセンターの運営相談や弁護士等の専門職の派遣、支援スタッフの人材育成などの支援を行った。

- ・ 被災者支援従事者研修（基礎研修、専門研修）計 22 回開催 延べ 974 人受講

図 2-2-13-8

市町サポートセンターと関係機関の連携による被災高齢者の支援

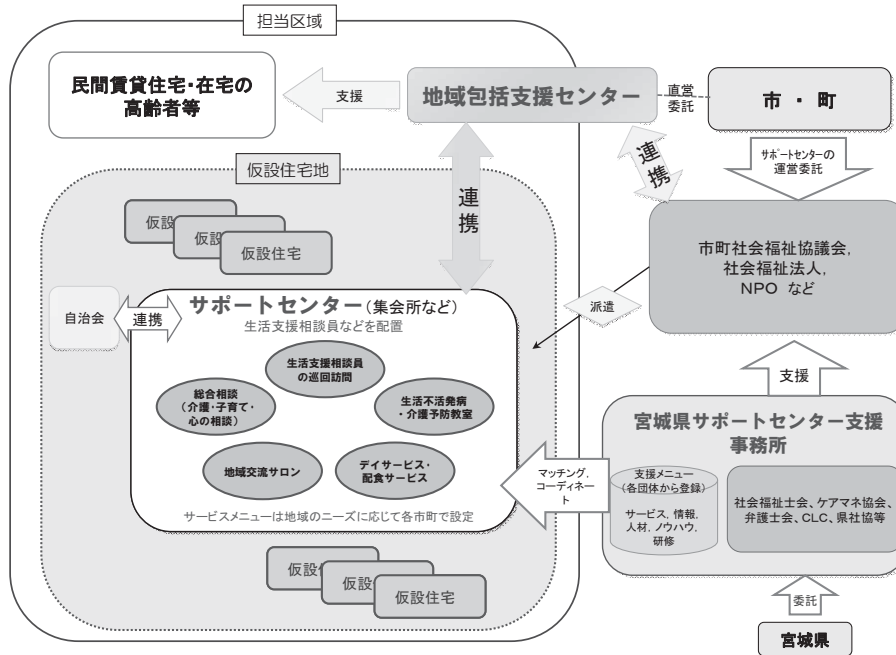


表 2-2-13-14 市町サポートセンターの設置状況 (平成 24 年 8 月末現在)

市町名	箇所数
気仙沼市	4
南三陸町	7
石巻市	16
東松島市	4 (計画 6)
女川町	8
多賀城市	4
塩竈市	1
七ヶ浜町	1
名取市	1
岩沼市	1
亶理町	1 (計画 2)
山元町	1
仙台市	9
13 市町計	58 (計画 61)

b 生活不活発病予防

応急仮設住宅の入居が長期化し、特に高齢者において「することがない」状況が続くことに伴い、以前より歩きにくくなるなど「生活不活発病¹³ (廃用症候群)」を主な原因とする生活機能

¹³ 生活が不活発な状態が続くことにより、心身の機能が低下すること。

低下が深刻な問題となった。（独立行政法人国立長寿医療研究センターによる調査報告）

このため、長寿社会政策課では、知事をはじめとした県幹部職員、市町村及び地域包括支援センター職員、サポートセンター職員、支援を行っているNPO職員などを対象に、宮城県サポートセンター支援事務所と連携して生活不活発病予防の研修会（講師：独立行政法人国立長寿医療研究センター 大川弥生氏）を実施し、予防に関する正しい知識の普及啓発に取り組んだ。

- ・ 行政、サポートセンター、NPO等支援団体への研修を気仙沼市、石巻市、仙台市などで実施し、約300人が受講。
- ・ 平成24年度も継続して研修会等を開催中。また、医師会と連携して普及啓発を実施。

エ 国への要望活動

要介護認定期間の延長など制度の柔軟な運用、被災施設・事業所に対する財政支援、被災高齢者の介護保険料・サービス利用料の減免措置や市町村介護保険運営に対する財政支援等について、県（長寿社会政策課）から国に対し要望活動を行った。

オ 各保健福祉事務所（保健所）の対応

a 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

要援護者等の受入れを実施している、特別養護老人ホーム等の福祉施設に対し、平成23年12月に受入れ状況調査（定期報告）及び現地確認調査を行った。これらの調査の結果、要介護者を定員超過で受け入れているが、職員を新たに採用する方法もなく、職員の負担が大きくなっているという問題があることが明らかになった。また、職員の負担を軽減するため、通常対応しているショートステイの利用枠を制限したので、市内の高齢者のショートステイ枠が少なくなるという問題も生じていた。

このほか、高齢者福祉施設に対する支援物資（医療用ベッド）の配送等の調整を行った。

b 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

管内介護保険事業所から、震災後職員確保が困難であることや、建物被災を受けての事業所所在地変更、事業の休止・廃止等、震災の影響を受けた問い合わせや相談があったため、その都度対応した。平成23年10月から12月にかけては、例年実施している介護保険事業所に対する実地指導の中で、震災後の運営状況の確認を行った。また、平成23年10月から平成24年3月にかけて、石巻地域の各サポートセンター等の運営状況、利用者や地域の状況などについて、市町等との情報交換会を実施したが、サポートセンターの運営状況に関しては、各市町ともサポート体制を立ち上げて運営が軌道に乗り始めた状況であり、全体的に大きな問題はみられなかった。

県では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の入所施設に対して、震災対応のため、本来の定員を超えて高齢者受入の協力を依頼してきたところだが、入所者の健康状態や家族状況の変化、さらに自宅が応急仮設住宅や民間賃貸住宅となったため、戻るのが困難であるといった理由により、震災直後に想定していた一時的な災害対応の域を超えて受入が長期化している。そのため利用者処遇や施設職員の負担等について確認する必要があるため、定員超過受入施設に対して訪問調査を実施した。その結果、多くの施設で個室を2人部屋にするなどで利用者の超過受入を行うとともに、職員の勤務時間の延長や職員の増員等で介護体制を確保し、利用者の健康や体調に留意しながら介護等に当たっていることを確認した。また、日本赤十字社より物資提供のあった介護用中古ベッドについて、定員を超過して被災高齢者を受け入れている2施設に配置調整を行っ

た。

c 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

震災の影響により定員超過受入れを行っている施設に対して、平成23年11月に現地調査を実施し、利用者の処遇を確認した。

震災後2週間目から平成23年9月29日まで気仙沼市立病院を中心として、気仙沼市医師会、医療救護班、訪問看護ステーション、宮城大学、ボランティア等の支援団体、気仙沼市、気仙沼保健福祉事務所の連携による気仙沼巡回療養支援隊が結成され、在宅の要支援患者の把握等を行ってきた。気仙沼保健福祉事務所の保健師は、定例ミーティングへの参加等により、情報共有、支援調整等を行った。その流れを引き継ぎ、気仙沼地区地域医療対策委員会において「気仙沼・南三陸地域在宅療養福祉推進委員会」を平成23年8月24日に設置し、現在継続して検討を行っている。

また、平成23年9月末から、難病療養者の家庭訪問を再開し、特に、患者と家族の交流会の希望があり、神経難病で介護が必要になりやすい多系統萎縮症患者の訪問を中心に実施した。12月には、県難病相談支援センターと協力し、同疾患の講演会・交流会を実施した。また、平成23年12月及び平成24年2月に、相次いで人工呼吸器を装着したALS（筋萎縮性側索硬化症）の患者が退院し、在宅生活を開始することになったことに伴い、災害等による停電時の対応を検討した。それぞれの患者について電力会社、消防本部への情報提供を行い、停電時の対応を依頼した。

震災後、活動停止をしていたパーキンソン病患者会「やすらぎの会」については、会員や運営支援ボランティアに、平成24年3月、再開の意思を確認し、次年度再開の準備をする方針とした。

平成23年10月以降は、一部ではあるが、徐々に、難病患者の個別支援ができるようになり、被災後の療養状況が確認できた。

要介護者支援対策の検証

◆被災したサービス提供事業者への資金面での支援については、国と連携を図りながら、各種制度を活用あるいは県単独で立ち上げるなど、柔軟な対応をとることができた

＜計画やマニュアル＞

長寿社会政策課における災害復旧費国庫補助の対象事業については、平成23年4月に第一次協議受付開始、平成23年5月に第二次協議受付開始、平成23年9月から高齢者福祉施設に係る災害査定開始が順次行われた。また、当初は国庫補助の対象範囲外であった移転新築及び応急仮設施設整備についても、対象範囲の拡大に向けた国への積極的な働きかけが行われ、県として迅速かつ柔軟な対応がとられた。

災害復旧費国庫補助の対象外施設への対応については、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の対象施設に限っては基金の活用が可能とされたものの、その他の民間施設については国からの支援が得られず、県単独での支援制度（老人福祉施設等復旧支援事業（復興基金事業））が平成23年9月補正予算で創設され、国庫補助対象外施設において制度の活用が図られた。

また、事業再開に要する経費（車両、備品等購入費、借り上げに関する初期費用等）については、介護サービス事業所・施設等復旧支援事業により支援が行われ、介護サービスの確保が図られた。

なお、デイサービス事業者は、施設の所有者から施設を賃貸していることが多く、このような事業者については、国の災害復旧費国庫補助事業及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業の対象外であったことから、県単独での支援制度を創設することで救済したが、災害時にも地域の介護基盤を確保するためには、施設を賃貸しているサービス提供事業者についても、災害復旧費国庫補助事業が適用される事業者と同等の支援制度の構築が検討されるべきであろう。

◆県サポートセンター支援事務所の設置運営を通じて、職能団体（社会福祉士、ケアマネージャー、弁護士）、宮城県社会福祉協議会と連携し、市町サポートセンターの設置運営を支援することで、応急仮設住宅における被災者の生活の支援体制を確保した

＜計画やマニュアル＞

各市町では、応急仮設住宅に入居する高齢者や障害者、子育て世帯等の生活を支援するため、仮設住宅サポートセンター（以下「市町サポートセンター」という。）を設置したほか、長寿社会政策課では、市町サポートセンターの設置運営を支援するため、「宮城県サポートセンター支援事務所」を平成23年9月に開設し、市町サポートセンター運営体制の支援や問題解決のためのアドバイス等を行った。地域によって、被災状況や応急仮設住宅の設置環境などが異なるため、県サポートセンター支援事務所では、各市町を巡回して地域の状況を確認し、難航している点のリサーチを行うなど、各地域の実情に応じた対応を行った。

阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅で孤立死が相次ぎ、兵庫県では5年間に200人以上が孤立死で亡くなったと報じられた。東日本大震災では、宮城県内で市町サポートセンターで見守り体制の構築が行われたことにより、孤立死の未然防止に大きな役割を果たしたものと考えられる。しかも、その運営手法にキャッシュ・フォー・ワーク（被災者自らが働き、仕事の対価を得て、暮らしを立て直していくためのしくみ）を取り入れ、見守り活動に緊急雇用創出事業などを活用して被災者なども配置したことは評価すべきである。今後、応急仮設住宅の長期化による様々なニーズに対して市町サポートセンターが果たす役割は重要であり、追加設置など柔軟な対応が求められる。

サポートセンターの運営に当たっては、支援スタッフに対する研修や、生活不活発病（廃用症候群）予防に関する専門家による研修会（対象：県職員、市町サポートセンター職員、NPO等）を実施し、人材育成にも努めた。引き続き、県サポートセンター支援事務所が、市町サポートセンターの支援スタッフ一人一人のスキルアップのための支援を継続していく必要がある。

なお、市町サポートセンター及び県サポートセンター支援事務所の設置運営に関するガイドラインについては、実際には、応急仮設住宅ごとに入居者の状況、コミュニティ維持の度合い、設置環境が大きく異なっているほか、市町と市町社協との関係性や、見なし仮設入居者数なども含めて、市町で支援の形態は異なるため、ガイドライン、マニュアルの整備は極めて難しい。しかし、今回の各市町における対応については、上記のような状況、今回の対応や教訓を記録し、今後の災害に備えて重要な事例資料として整備することが必要であると考えられる。

◆保健福祉部内の災害時の対応体制の充実強化が必要である

＜資源＞＜県庁内部での調整＞

災害時には、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、発災直後から多様な活動を迅速に行うことが求められる。その際、既存の組織体制で対応しきれない場合には、組織横断的な協力体制のもとで多様な活動を迅速に行うことが求められる。

高齢者福祉施設に係る災害査定について、長寿社会政策課には経験、ノウハウがなく、マンパワーも不足したことから、手続きに時間を要した。また、県単独の支援制度であった「老人福祉施設等復旧支援事業（復興基金事業）」については、ゼロからの創設であったため対応が難航したと、長寿社会政策課では指摘している。

保健福祉部では、保健福祉部内各課室及び保健福祉事務所との情報共有や保健福祉に関する各種課題の解決、被災者の生活支援に関する情報を一元的に集約・管理するため、被災者生活支援調整会議が設置されていた（事務局：保健福祉総務課）。しかし、被災者生活支援調整会議は、被災県民の支援を検討することを目的としており、事務局による部内の職務支援・調整は想定していなかった。

高齢者福祉施設の災害査定や支援制度の創出など、保健福祉部としての優先課題や人員配置について、長寿社会政策課だけの問題であったのか、それとも保健福祉部内の他課室にも同じような問題が生じていたのか、なぜそのような問題が発生したのか、今後同じ規模の災害が起きたときにはどのような対応をすべきなのか等について、今後部内で検討する必要がある。

また、今回の対応や教訓を踏まえ、「保健福祉部災害時行動マニュアル」（仮称）を整備することが必要である。

◆特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の入所施設における定員超過受入施設に対して訪問調査を実施したことは実態把握に有効であった

＜県庁外部との調整＞

保健福祉事務所では、震災対応のため、本来の定員を超えて高齢者受入の協力を入所施設に依頼したが、入所者の健康状態や家族状況の変化、さらに自宅が応急仮設住宅や民間賃貸住宅となったため、戻るのが困難であるといった理由により、震災直後に想定していた一時的な災害対応の域を超えた受入が長期化していた。これらの実態を把握するために訪問調査を行い、利用者の健康や体調に留意しながら介護等に当たっていることを確認したことは評価できる。訪問調査で得られた実態は、今後の改善策に活かしていくことが求められる。

(8) 子育て・要保護児童支援対策

ア 被害の概要

a 人的被害の状況

子育て支援課では、児童福祉施設等における人的被害の状況について、引き続き、各関係機関を通して調査を続行した。

保健福祉部内においては、平成23年11月以降、被災の状況を記録するため、月の前半と後半において被災状況を定型化して情報提供することになり、子育て支援課においても定期的に情報の更新を行った。

表2-2-13-15 児童福祉施設等の被害状況（平成24年3月31日現在）

	入所者		職員（里親含む）	
	死者	行方不明	死者	行方不明
児童母子福祉施設	58人	13人	6人	2人

b 児童福祉施設の被害状況

子育て支援課では、児童福祉施設の被害の状況についても、人的被害と同様に調査を行い、定期的に更新を行った。

平成23年9月以降、平成24年3月までに国庫補助の机上査定（ヒアリング）が断続的に実施された。

表2-2-13-16 児童福祉施設の被害状況（平成24年3月31日現在 単位：か所）

	施設総数	全壊	半壊（大規模半壊含む）	その他（一部損壊等）
保育所（へき地保育所含む）	357	21	18	221
児童館・児童センター	186	5	3	85

※施設総数は、震災時（H23.3.11）の総数

c 児童福祉施設の復旧支援

国庫補助対象外保育所の災害復旧支援について、県（子育て支援課）から国に対し、補助対象とするよう要望を行う（平成23年4月8日、5月20日、6月24日、7月25日、8月4日、9月9日、10月5日付け「東日本大震災に対処するための継続的な予算措置等を求める要望書」とともに、平成23年7月26日に、宮城県現地対策本部長へ要望を行った。

平成23年5月20日には、各市町村児童福祉担当課長及び各認可保育所設置団体代表者あて「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」を発出し、子育て支援課ホームページに関係通知等を掲載した。

また、児童福祉施設等における追加協議施設及び所要額変更の有無等を確認するため、各市町村児童福祉担当課長及び各認可保育所設置団体代表者あて「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」を平成23年7月28日に発出した。

さらに、平成23年8月11日付けで、国から「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費

の国庫補助について」の通知があり、各市町村等へ通知した。

県単独事業としては、県の復興基金を財源として、私立認可保育所・認可外保育施設災害復旧事業の負担軽減を図るため、「被災私立等整備支援事業」の予算措置を、平成23年8月23日に行った。

平成23年9月2日には、児童福祉施設の災害復旧に関する国庫補助の協議手続き等について、各市町村児童福祉担当課長及び各認可保育所設置団体代表者あて周知した。

なお、児童福祉施設等の災害復旧に関する国庫補助の机上査定（ヒアリング）については、平成23年9月中旬から平成24年3月にかけて実施された。

国の第一次補正予算により、子育て支援のための拠点施設等（放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業）における、事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用が補助されることとなった。それに加え、第三次補正予算により、対象となる施設（児童養護施設、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設等）が追加されたことから、事業費を平成24年2月補正予算に計上した。

表2-2-13-17 平成23年度「子育て支援事業設備等復旧支援事業」補助実績

・私立認可保育所	16 施設	12,070 千円
・公立保育所	57 施設	30,421 千円
・へき地保育所	1 施設	1,103 千円
・認可外保育施設	19 施設	20,767 千円
・子育て支援拠点施設	18 施設	13,486 千円
・児童厚生施設	7 施設	3,958 千円

表2-2-13-18 平成23年度「被災私立保育所等整備支援事業」補助実績

・私立認可保育所	46 施設	（うち仙台市 31 施設	その他 15 施設）	23,577 千円
・認可外保育施設	4 施設	（うち仙台市 2 施設	その他 2 施設）	3,651 千円

イ 要保護児童等の支援について

a 要保護児童の把握

子育て支援課では、地震被害に伴う要保護児童について、市町村、学校等との連携により調査を継続し、把握に努めた。調査により把握された要保護児童（震災孤児）数は126人（平成24年3月）であった。

このうち、124人は親戚等に保護され、里親制度の活用等を周知している。3月末までの県内での里親委託は49世帯64名となった。県外等へ転出した児童についても、転出入先の児童相談所や都道府県（市）間での情報共有を図り、児童への支援が途切れることの無いよう努めた。

里親委託後の世帯に対しても、児童相談所では月に1回程度の訪問を継続し、児童の状況を把握したほか、保護者の相談に応じるなどの支援に努めてきた。

b 震災遺児の把握

子育て支援課では、平成23年4月6日より、庁内関係課に対し、震災孤児及び震災遺児¹⁴等

¹⁴ 震災により、父又は母のいずれかが死亡又は行方不明となった児童。

の把握について依頼を行った。以降、遺児に関する新たな情報があった場合は、市町村に確認するなどして、遺児数の更新を行ってきた。平成24年3月28日現在、調査により把握された震災遺児数は749人となっている。

c 他都道府県の施設における入所者等の受入調整等

震災孤児126名のうち、2名が児童養護施設に入所し、124名が親戚等により保護されたことから、「県内施設における入所者等の受入れ調整」及び「他都道府県の施設における入所者等の受入調整等」は不要となった。

d 要保護児童への支援

i 宮城県震災孤児等対策会議

子育て支援課では、平成23年4月6日に、震災に伴う孤児等の把握と支援について、関係機関の円滑な連携を図るため、宮城県震災孤児等対策会議を設置した。4月6日以降計9回開催し、震災孤児の状況、児童相談所の対応状況、被災児童の心のケア方針、里親委託の推進、震災遺児対策等について情報交換及び検討を行った。

ii 里親制度等の周知

子育て支援課では、震災孤児家庭に対する、里親制度の周知を行った。宮城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子養護部会を8回開催し、親族（養育）里親49世帯64人の児童の委託を実施した。震災孤児の調査を継続するとともに、里親制度の周知も併せて行っている。

iii 親族（養育）里親に対する支援

子育て支援課では、震災孤児を養育する親族里親等に対し、宮城県里親連合会と連携し、講演会や研修会、サロン等を開催、先輩里親による家庭訪問等により、養育に関する相談等を実施した。平成23年度は仙台地区で講演会、フォーラム、研修会を実施、計約280名の参加があった。また、先輩里親の訪問も石巻地区で1件実施されている。

iv 他自治体からの応援派遣職員の受入れ等

子育て支援課では、平成23年4月5日から平成23年9月9日までの間、中央・東部児童相談所及び気仙沼支所において、25都道府県、13市、2機関より、57チーム、延べ798人の職員派遣を受け入れたほか、地方自治法に基づく職員派遣として、8月1日から中央児童相談所に1名、東部児童相談所に1名、9月1日からは東部児童相談所気仙沼支所に1名、同月16日からは東部児童相談所に1名の児童心理司の派遣を受け入れ、平成24年3月31日まで、主として市町村が実施する乳幼児健診会場での母子の相談に応ずる業務、震災孤児等を委託した里親家庭への巡回などの業務を担っていただいた。

f 東日本大震災みやぎこども育英募金

i 「東日本大震災みやぎこども育英募金」の寄附受入の状況

子育て支援課では、震災により親を亡くした子どもたち等が将来に希望を持って成長していくことができるよう、その支援に活用するため「東日本大震災みやぎこども育英募金¹⁵」口座を平成23年7月6日に開設し、企業・団体・個人など、全国からの寄附の募集を開始した。

¹⁵ 東日本大震災により親を失った子どもたち等が、安定した生活を送り、子どもたちの希望する進路選択を実現できるよう、支援するための資金等に活用するために県が募った寄附金。

表 2-2-13-19 寄附件数及び総額

	平成 23 年 9 月 6 日現在	平成 24 年 3 月 31 日現在
寄附件数	764 件	3,800 件
寄附金総額	1,000,148,411 円	4,146,331,760 円

ii 東日本大震災みやぎ子ども育英基金の設置

子育て支援課では、平成 23 年 11 月定例県議会において「東日本大震災みやぎ子ども育英基金¹⁶」を活用した支援制度に係る補正予算が成立したことを受け、平成 23 年 12 月 28 日には「東日本大震災みやぎ子ども育英基金未就学児支援金」として支援事業を開始した。

この支援金は、東日本大震災によって保護者が死亡、または行方不明となっている乳児及び幼児（震災時胎児を含む）を対象に、その安定した生活を支援することを目的として給付するものであり、就学後の児童、生徒、学生等の修学を支援する「東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金」（担当：教育庁総務課）とともに、震災で親を亡くした子どもたちが希望する進路選択を実現できるよう、創設したものである。

未就学児支援金の対象となる震災遺児等については、震災発生直後、市町村及び庁内関係課への照会などにより継続してその把握に努めており、支援金の未申請者に対しては、個別の申請勧奨を行う（平成 24 年 3 月 14 日実施）など、制度の積極的な利用を促している。

また、平成 24 年 3 月 28 日には平成 23 年度分の未就学児支援金等の給付を完了し、給付実人数は 895 人、給付総額は 193,100 千円となっている。

なお、「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」に寄せられた寄附の状況、「東日本大震災みやぎ子ども育英基金未就学児支援金」等の支給状況については、県ホームページにおいて公表している。

表 2-2-13-20 支援金の対象及び額

① 未就学児	月額	10,000 円	就学前一時金	100,000 円
② 小学生	月額	10,000 円	卒業時一時金	150,000 円
③ 中学生	月額	10,000 円	卒業時一時金	200,000 円
④ 高校生	月額	20,000 円	卒業時一時金	600,000 円
⑤ 大学生等	月額	30,000 円		

ウ 妊産婦及びひとり親家庭等への支援等について

a 母子保健事業再開支援

「乳幼児健診の実施状況等に関する調査」の結果、対象者が医療機関を受診する妊婦健康診査、2 か月児健診、8・9 か月児健診については、受診率（妊婦健診に関しては初回受診率）が高く

¹⁶ 東日本大震災で親を亡くした子どもたちが、安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、修学資金等を助成するための原資となる「東日本大震災みやぎ子ども育英募金」を積み立てた基金。

なっており（約98%）、震災後の健康状態を医療機関で確認したいというニーズが高かったものと推測された。

また、市町村が実施主体となる産婦訪問及び新生児訪問については4月までに、3・4か月児健診、1歳6か月健診及び3歳児健診については6月までに、すべての市町村において再開している。

b 健康診査・医療を受ける機会の確保に関する支援

i 先天性代謝異常等検査の検査体制の整備

発災直後、検査機器への被害が心配された新生児の先天性代謝異常等検査事業であるが、検査の継続に支障がないことが確認されて以降は順調に推移し、平成23年度は約9,300件の検査を実施した（前年度比約1,000件の減）。

また、平成24年1月には、東北大学医学部や県内医療機関、検査実施機関等の協力を得て、アミノ酸代謝異常症、有機酸代謝異常症及び脂肪酸代謝異常症について、平成24年度からタンデムマス法を導入することで、検査対象疾病を従来の6疾病から19疾病に拡大し、先天性代謝異常の早期治療による心身障害の予防又は軽減をより一層図ることとした。

ii 妊婦健康診査及び乳幼児健康診査実施支援

津波や火災などで母子健康手帳や診療記録を失った方の再検査費用に関する支援とあわせ、平成23年度における妊婦健康診査支援（14回）は、対象者数21,749人（35市町村）となり、平成22年度の21,099人と比較しても同水準となった。

c 産前・産後の生活の場に関する支援

各市町村では、産婦訪問や新生児訪問等の機会を捉えて、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）による問診を実施している。その結果、特定の自治体でハイリスク者の出現率が高かったものの、全体としては14%程度となった。市町村においては、訪問等によるハイリスク者へのフォローのほか、要保護児童対策地域連絡協議会での情報共有など組織的な対応が行われている。

d ひとり親家庭への支援

i 母子寡婦福祉資金貸付金

発災後、母子寡婦福祉資金貸付金関連予算においては、被災住宅の補修費用の積み増しや激甚災害法指定に係る貸付枠の拡大、住宅資金及び転宅資金貸付金の利子補給事業費など数次にわたる補正予算を編成し、ひとり親の支援体制を強化したところ、平成23年度の貸付額は、被災者枠の貸付を含め77,852千円となり、例年（平常時）と比較しても大きな変化はみられなかった。

また、その一方で、借受人や連帯保証人が被災したこと、あるいはその職場が被災したことによる収入の減少など、震災に起因する生活環境等の変化によって貸付金の償還が困難となった一部のケースについては、償還猶予の措置を取っている。

ii 母子自立支援員の増員

平成23年7月1日から実施している、仙台保健福祉事務所、東部保健福祉事務所（石巻市）、気仙沼保健福祉事務所の母子自立支援員の増員（3名）を平成24年度においても継続することとした。

また、震災によりひとり親となった児童やその家庭に対する主な支援制度をまとめ、各家庭に配布したほか、同様の内容を子育て支援課のホームページに掲載し、各種の支援制度や心のケア

を含む相談窓口の周知に努め、あわせて、あしなが育英会等民間団体による奨学金等の情報提供を図った。

エ 保育所の再開支援等について

a 被災した保育所の運営状況（平成24年3月31日現在 へき地保育所含む 単位：箇所数）

表2-2-13-21

	通常保育	代替保育	計
県内合計	330	27	357

b 保育所の財政及び制度に係る支援等

平成23年12月21日に、宮城県独自の取り組みとして県の復興基金を活用した新たな事業「認可外保育施設利用者支援事業」の予算措置を行った。これは、被災した認可外保育施設を利用する子育て家庭の経済的な負担を軽減するために、認可外保育施設の利用料の一部を県が補助するものである。

被災した児童福祉施設等の再開を支援するため、国の第一次補正予算により創設された「子育て支援事業設備等復旧支援事業」の補助対象が、国の第三次補正予算により平成24年2月28日付けで保育所や認可外保育施設にも拡大されたため、補助対象となる設置者に対し当該制度の活用支援を積極的に行い、93ヶ所に対して補助を行った。

平成24年3月に、社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助を活用した復旧整備を行う46カ所の保育所に対して補助を行った。

また、県の復興基金を活用した「被災保育所等整備支援事業」により復旧整備を行う50カ所の私立保育所及び認可外保育施設に対して、設置者の負担軽減を図るため、設置者が負担する経費の一部に対して補助を行った。さらに、保育料の減免措置を講じた29市町に対して補助を行ったほか、認可外保育施設利用の被災者に対し、利用料補助を決定し、被災世帯の児童608人の子育て家庭に対して補助を行った。

オ 子どもの心のケアについて

a 子どもの心のケア活動

i 子ども総合センターの活動

平成23年3月17日以降、心のケアを必要とする子どもたちや保護者、その他関係者等への助言を行うことなどを目的に活動を開始し、沿岸部を中心に「子どもの心のケアチーム」の活動を実施してきている。

7月以降は、大学等のチームが、被災地から撤退することを踏まえ、チームを増強し、6チーム、おおむね月28日程度の活動を実施し、市町や学校等との連携のもと、医療的ケアの提供のほか、子どもたちと直接関わる保育士等に対するガイダンスの実施などにきめ細かに対応してきている。平成23年度は延べ217日、425か所を訪問し、各種支援を実施した。

また、平成23年9月21日に石巻市、22日に仙台市、平成24年1月20日に気仙沼市、3月9日に岩沼市で保育士、児童館職員等を対象に心のケアを必要とする子どもたちへの関わり方や、援助者自身の心のケアに関する研修を開催し、計200名の参加があった。

さらに、既存の研修・セミナーを震災対応の内容に変更して実施した。平成23年7月26、27日及び9月8、9日にカウンセリングに関する特別研修で39名の参加があり、また、平成23年10月28日、平成24年2月13日には大学教授等の専門家を招いたセミナーを開催して計324名の参加があった。

受講者は援助者であると同時に被災者でもあり、施設の復旧等に追われ参加する余裕がほとんどない状況であった。また、被災地域では研修会場となるべきところが被災したり避難所となっていたため、会場の確保に苦労した。

一方で、受講者は時間の合間をぬっての参加であったがほぼ定員通りの参加があり、アンケート結果も満足とする回答が多かった。開催時期を震災半年後からとしたことと併せて、震災後の心のケアについては関心も高く、適切に研修を提供できたと思われる。

今後、時間の経過とともに研修に対するニーズが変化していくことが予想されるので、的確に把握し、タイムリーに提供していくことが課題となる。

ii 児童相談所の活動

平成23年3月18日以降、震災孤児等、要保護児童の把握活動と並行し、子どもたちに関する保護者からの各種相談に応じるなど、心のケアに関する活動を実施。特に、両親を亡くした子どもたちを養育する家庭については、おおむね月1回程度の訪問活動を継続しているほか、保育所等へも訪問し、子どもたちの状況を把握するほか、保育士等への助言等を行っている。平成23年度は延べ969チーム、2,226か所の訪問を行っている。

また、9月1日より、母子の心理的不安を和らげるための支援として、被災した沿岸市町が実施する乳幼児健診会場へ専門職（心理士）を派遣、個別の相談に応じている。平成23年度は3市4町において、延べ89回、186人の派遣を実施した。

カ 子育て環境の整備

a 被災児童やその家族支援するための相談・援助事業

被災地において、避難所や応急仮設住宅の建設等に伴い、児童の遊び場や居場所が減少し、その確保が課題の一つとなっていた。また、震災により孤児・遺児となった児童を養育する世帯等においては、児童に対する心のケアはもとより、未成年後見人制度の活用や相続に係る手続きなど、多岐にわたるサポートが必要とされていた。

国の第一次補正予算に伴い、震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するための相談・援助として、子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）を財源とし、地域の実情に応じた創意工夫ある取組を実施することが可能となった。これを受け、子育て支援課では、被災地において被災児童等に対して支援活動を実施するNPO等の民間の団体に対し、その活動に要する経費を市町村を通じて助成するため、「被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助」を実施することとし、10月19日に補助金の交付要領を制定した。

なお、平成23年度は、仙台市、石巻市、気仙沼市におけるNPO等の21団体に対して助成を行った。

b 仮設住宅サポートセンター支援事業

震災発生当初、県外からの子どもや子育て支援を行う各種団体・個人が多数活動していたが、復興が進むにつれて、それらの団体が撤退し、子どもや子育て世帯に対する支援が減少すること

が懸念された。また、住み慣れたコミュニティを離れて子育てを行う世帯への支援は、時間の経過とともに必要とされる内容が変化するため、個々の地域の事情に応じた支援が求められた。

子育て支援課では、国の第一次補正予算により、東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しが行われたことを受け、11月30日に、沿岸市町のサポートセンターを中心に活動する子育て支援団体の育成や団体間のネットワークづくりなどを支援するため、NPO法人と「仮設住宅サポートセンター支援事業」の委託契約を締結し、事業を実施した。

平成23年度は、8市町において子育て支援を行う関係者のためのセミナーや子育て支援に関するワークショップ等の開催、ネットワークづくりのための連絡会議を実施した。

キ 配偶者からの暴力（DV）に関する対応

a 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（第3次計画）の策定

震災後、生活環境や経済環境が激変することにより、配偶者からの暴力（DV）が増加することが懸念されるなか、子育て支援課では、平成23年10月に「配偶者の暴力及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画の改定作業に着手し、平成24年3月、震災への対応を踏まえた第3次計画（計画期間：平成24年度から平成26年度まで）を策定した。

b 仮設住宅サポートセンター等との連携

震災への対応を踏まえた第3次計画の策定に当たっては、そのポイントのひとつとして「東日本大震災への対応」を掲げ、仮設住宅サポートセンター等との連携による対応の強化などを図ることとしている。子育て支援課では、平成23年12月に宮城県サポートセンター支援事務所が実施する「サポートセンター従事者研修」に職員を派遣し、DVの知識や通報・相談機関に関する情報提供紹介などを行った。

なお、平成23年度における県機関へのDV相談件数は1,025件で、前年度におけるDV相談件数（1,017件）との比較では100.8%と、ほぼ横這いとなっている。

ク 子どもの生活の場における放射性物質対策

a 保育所における空間放射線線量の測定及び測定結果の公表

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴って放出された放射性物質の現状を把握し、子どもの生活環境の安全を確認するため、原子力安全対策課、子育て支援課、私学文書課及びスポーツ健康課は、平成23年7月末までに、県内600の保育所等（児童館、認可外保育施設等を含む）において園庭等の空間放射線線量の測定を実施した。また、測定結果を県のホームページ等で公表した（平成23年8月11日公表）。

平成24年度においても、県が策定した「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」に基づき、平成24年8月末までに、県内609の保育所等（児童館、認可外保育施設等を含む）において園庭等の空間放射線線量の測定を実施。測定結果を県のホームページ等で公表している。（平成24年10月1日公表）

b 除染作業と汚染状況重点調査地域（特別措置法の制定）

国は、「放射性物質特別措置法」を制定（平成24年1月1日本格施行）し、除染の実施により追加被ばく線量を、年間1ミリシーベルト以下に抑える方針を示した。特措法における「汚染状況重点調査地域」には、毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を指定。指定市町村は、「除染

実施計画」を策定することで、国の費用負担による除染の実施が可能となる。

平成 24 年 1 月、県（原子力安全対策課）は、「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」を策定し、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量 1 ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標に掲げた。

なお、県内の汚染状況重点調査地域は、石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亶理町及び山元町の 9 市町となっている。

c 食品の汚染等に関する事項

i 基準の厳格化

平成 24 年 4 月から、食品に関する放射性物質に関する基準が、以下のとおり厳格化されている（厚生労働省医薬食品局）。

表 2-2-13-22 平成 24 年 4 月以降の放射性物質に関する基準

食品の区分	飲料水	牛乳	乳児用食品	一般食品
濃度（ベクレル/kg）	10	50	50	100

ii 給食食材に関するサンプル調査（事前検査）

教育庁（スポーツ健康課）が実施する「学校給食に使用される食材の放射能サンプル測定」（文部科学省が測定機器の整備費を負担）において、平成 24 年 5 月 21 日から 7 月 31 日までを第一期測定期間として、保育所 61 施設を含む給食食材について測定を行った。測定された値は、すべて精密検査実施の目安となる値（50 ベクレル/kg）以内となっており、その結果は県のホームページにて公表している。

なお、同年 9 月から平成 25 年 3 月を第二期測定期間として測定を実施中であり、測定を希望する保育所数は 70 施設（仙台市を除く）となっている。

iii 給食食材に関するモニタリング検査（事後検査）

児童のより一層の安全・安心確保の観点から、保育所等で提供される給食の一食分の放射能について、市町村が検査機関に委託して測定（事後検査）を実施する場合、その経費に対して補助等を行うこととし、関連予算について、平成 24 年 9 月補正予算に計上した。

d 母乳について

発災後、乳幼児を持つ母親からは、母乳に関する不安を訴える声も聞かれた。

平成 23 年 6 月、厚生労働省（国立保健医療科学院）が「母乳中の放射性物質濃度等に関する調査」を実施し、乳児への健康影響リスクはないと考えられるとの見解を示しているほか、日本医学放射線学会や日本産科婦人科学会など 6 団体も同様の見解を表明しており、本県においては、ホームページ等にて当該情報を提供している。

ケ 各保健福祉事務所（保健所）の対応

a 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

震災により被災した保育所では、他施設の間借り、仮設園舎など別の所で保育している状況であり、適正な保育が実施されているか懸念された。また、今後予想される宮城県沖地震等への防災・安全対策も急務となっていた。

そのため、管内13市町村のすべての公立保育所を対象に（従来の実地による指導監査は2年に1回）、防災対策、安全衛生管理を重点指導事項として児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準が遵守されているか、平成23年9月から11月にかけて、実地による指導監査を実施した（管内全公立保育所42か所中38か所実施。4か所は休園中）。また、認可外保育施設についても、公立保育所に準じた内容の指導を実施した。

b 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

平成23年10月から平成24年2月にかけて、全公立保育所及び保育施設（認可44件。認可外31件）の現地調査を行った。保育中に被災して亡くなった保育士や児童はいないものの、帰宅させた児童を亡くした施設や、家族を亡くした児童を保育している施設があった。また、津波の被害で全壊となり、他の施設に間借りして保育している施設もあった。被災後、避難訓練に積極的に取り組んでいる施設が多かった。

応急仮設住宅への入居等による人口の移動が激しく、希望する保育所に入所できない状況が生じている。今後、各市町村が復興住宅の建設や高台移転を進めていくに当たっては、保育所などの児童・子育て支援対策を視野に入れた上での、住宅整備を考えていく必要があると思われる。

子育て・要保護児童支援対策の検証

◆分け隔てられることのない支援への取り組みが必要である

＜計画やマニュアル＞

子育て支援課が、新たに県の復興基金を財源として認可外保育施設の保育料を補助したことは高く評価できる。財政状況によって認可外まで補助を拡大できない市町もあることから、今後大規模災害が発生したときには、認可・認可外に関わらず一定期間、保育所等利用者に対して等しく保育料等の負担を軽減できるよう、国の枠組みで支援を検討することも必要となろう。ひとり親への支援についても、母子家庭に対しては母子自立支援員の増員や「母子寡婦福祉資金の貸付金」の相談支援などに取り組んだが、父子家庭に対しては「みやぎこども育英基金」の利用が想定されるものの、就労支援などの取り組みがみられない。災害時の支援制度の在り方について、今回の取り組みを踏まえて、計画やマニュアルにしておき、被災者がより良い支援を受けることができるようにしていくことが必要である。

◆子どもの心のケアについて、ガイドラインにより県と市町との役割を明確化しておくことが必要である

＜計画やマニュアル＞

被災後の早い段階から、子ども総合センターと児童相談所で構成する「子どもの心のケアチーム」が避難所等への巡回訪問を開始したが、体制の関係で発災害直後には訪問先が限定されることも考えられるので、早期に心のケアを必要とする子どもや保護者等を発見し、適切な助言が行えるよう、「子どもの心のケアチーム」に加えて、大学医学部や医療機関等を有効活用することも必要である。そのためには、発災直後に現地を訪れる大学の研究チームの研究内容や支援できること、県の支援しても

らいたいこと等について、相互に情報共有するための仕組みを事前に構築しておくことが必要である。子ども心のケアチームが設置された場合の周知方法について、地域保健福祉活動ガイドライン等において規定し、大規模災害時における県と市町の役割分担を明確化しておくことが望まれる。

(9) 障害者支援対策

ア 精神科病院等への支援及び入院患者の転院調整

障害福祉課では、被災した岩沼市内の精神科病院の復旧に伴い、山形県内の複数の精神科病院へ転院していた患者について、県内病院に帰院するための調整を、平成24年2月8日から進めた。

患者の移送時に必要な手続きなどは、被災直後に山形県内の病院への転院のため移送した際の経験から把握されていたため、帰院についての調整は比較的スムーズに行うことができた。

山形県内の転院先から当該病院への患者の移送は、宮城県社会福祉協議会の全面的な協力を得て、平成24年4月2日から3日にかけて実施し、39名が帰院した。

イ 聴覚障害者への支援

障害福祉課では、被災した聴覚障害者に対する今後の支援のあり方について、平成23年9月21日に聴覚障害関係団体と打合せを実施し、生活再建のための情報を正確に把握できる相談支援体制や応急仮設住宅等において聴覚障害者が孤立しないよう地域とのつながりを構築するための支援を行う必要性について確認した。

その後、国の事業を活用し、被災した聴覚障害者に対する生活再建等のための情報提供や相談支援を行う拠点として、平成24年1月4日に「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター（愛称：「みみサポみやぎ」）¹⁷」を仙台市宮城野区に開設した（県が東日本大震災聴覚障害者救済宮城本部に運営を委託。）。

情報提供については「みみサポみやぎ」の活動の周知を図るため、出前講座を5回実施した。また、生活再建や防災等に関する情報について、ホームページに手話（字幕付き）動画を掲載したほか、紙媒体による情報発信やFAX等による個別配信も実施した。

相談支援については、平成23年度（平成24年1～3月）には計29件の相談を受けた。

なお、平成24年度に入ってから、巡回相談を開始したことや訪問活動を本格化させたことなどにより、平成23年度に比べ相談件数は大きく伸びている。

このほか、平成24年1月末から2月末にかけて、沿岸市町の聴覚障害者に対してアンケート調査を実施（1,590件発送。754件回収。）し、被災した聴覚障害者のニーズ把握を行った。その結果、沿岸市町の聴覚障害者が不安に感じていることの主なものとして、「生活関連情報がわかりにくい」（22%）、「経済的なこと」（17%）、「近所づきあいが無い」（13%）等があること、どのような情報を必要としているかについては「福祉サービスや制度に関すること」（41%）、「手話付きのイベント情報」（12%）、「情報取得媒体等の使い方」（9%）、「仕事に関する情報」（7%）等があることなどが明らかになった。

¹⁷ 東日本大震災により被災した聴覚障害者（ろう者、中途失聴者や難聴者など）の生活再建に向けた、相談支援や情報の発信を行う等、聴覚障害者が地域の中で安心して暮らす為の環境作りを共に考え、支援している組織。

なお、障害福祉課において、障害者やその家族、市町村、医療機関等からの電話等による相談や問合わせに対して随時対応している。

図 2-2-13-9 「みみサポみやぎ」に関するお知らせ

ウ 障害福祉団体等との情報共有

障害福祉課においては、平成 23 年 5 月から障害福祉団体等との意見交換会を実施し、被災した障害者の方々のニーズの把握や支援の取り組みについて情報交換を行った（平成 23 年度 4 回実施。）。

エ 各保健福祉事務所（保健所）及びリハビリテーション支援センターの対応

a 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

石巻地域においては、3 か所あった病院が、患愛病院の被災による休止で 2 か所となったため、精神科への入院が必要な場合のベッドの確保が難しくなり、対応に苦慮した。しかし、震災後は、管内の精神科医療機関との情報共有等を目的とした「石巻地域精神保健医療福祉推進会議」を定期的に開催することで精神科医療機関との連携が強まり、協力し合い対応することができた（平成 23 年 6 月・9 月・12 月・平成 24 年 3 月に開催。）。

現在は、震災による特例措置によりオーバーベッドが認められているが、常に満床状態であるため、一般の入院が難しいという問題が生じている。また、オーバーベッドが認められなくなると、管内における対応が難しくなるおそれがある。

b 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

平成 23 年 10 月以降も応急仮設住宅等で病状不安定となった精神障害者の相談対応を行うとともに、必要に応じて受診・入院等の支援を行った。

聴覚障害者に対しては、手話通訳員が行政手続きの通訳、就労面接や失業保険に関する説明へ

の同行通訳、各種手続きに関する代行電話等を行い、応急仮設住宅または在宅での生活が継続できるよう支援を行った。また、東日本大震災聴覚障害者救援宮城本部が行う「おしゃべりサロン」や「巡回相談・交流会」の実施を支援した。

c リハビリテーション支援センター

i 手帳所持者への対応

流出や避難に伴い身体障害者手帳・療育手帳（以下「手帳」という）を紛失した方に対し、通常の手続きによらずに（電話及び市町村を介さずに対応）証明書の発行を行い、療育手帳の再判定時期が平成23年8月まで到来する方については、5か月間期限延長する措置を行い、福祉制度による各サービス提供事業者等にも理解と協力が得られた。

判定期限の延長により平成23年度後半は当初の計画では対応できず、臨時相談を設定して対応した。

ii 手帳交付台帳の提供

行政庁舎が被害にあった市町においては、手帳の交付台帳が流出するなど、手帳所持者を把握確認できなくなったことから、依頼により当所の交付台帳等を提供した。

その後は、特に県北沿岸部市町から、随時に障害者個人の詳細な資料の提供依頼があり、その都度提供可能な資料等を提供している。

iii 補装具判定

平成23年11月12日「補装具判定シンポジウム in 宮城 2011」を全国の更生相談所職員・補装具製作者等の参加を得て開催し、今回の東日本大震災の状況や災害時の対応について説明を行った。

補装具判定は、被災市町村での臨時巡回相談、避難所体育館、応急仮設住宅での巡回相談など、津波被害での流失による関係で、前年よりも99件の判定増となった。

障害者支援対策の検証

◆みやぎ被災聴覚障害者情報支援センターを設立し支援を充実したが、継続した取り組みが必要である

＜県庁外部との調整＞

宮城県内での聴覚障害者への支援は、各団体がそれぞれ独自に活動していたが、障害福祉課ではそれらの活動を検討・支援していく拠点が必要だと考え、みやぎ被災聴覚障害者情報支援センターを設立しており、この取り組みは評価できる。平成24年度から訪問活動を本格化させたことにより、相談件数が伸びているため、センターでの活動が浸透していると考えられるが、現時点で国の財政支援に期限があり、県として財源確保に努め、継続した支援を行う必要がある。

◆病院のオーバーベッド対策の検討が必要である

＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

現在は、震災による特例措置によりオーバーベッドが認められており、東部保健福祉事務所（石巻

保健所) 管内では、この特例により精神科への入院が必要な場合のベッドを確保している。しかし、病院は常に満床状態であるため、一般の入院が難しい状況が生じている。今後、オーバーベッドが認められなくなると、管内における対応が難しくなるおそれがあり、県内全域で連携したオーバーベッド対策の検討が必要である。

(10) 心のケア対策

ア 心のケア対策の強化

平成23年3月から被災地での心のケアに当たっていた災害救助法に基づく心のケアチーム（医療救護班）派遣については、原則として避難所が設置されている時期の活動となっていたことから、障害福祉課では、避難所閉鎖後の継続的な支援に向けて次のような対策を実施した。

平成23年8月から、震災により精神症状を呈した者や、医療中断等により日常生活に支障を来している精神障害者を対象に、委託した医療機関等の専門職が訪問支援を行う精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）を岩沼地区、石巻地区、気仙沼地区において順次開始した（訪問件数392件ほか）。

なお、心のケアチームについて、避難所閉鎖後も引き続き派遣が必要とされた市町においては、平成24年3月まで派遣を継続し相談支援を実施した。

10月1日に、心的外傷後ストレス障害（PTSD）やうつ病、自殺対策など震災後に起こる精神疾患や精神的問題によって引き起こされる様々な影響を最小限に止めるための活動を予防精神医学的に行い、震災後の精神保健医療福祉体制の再構築に寄与することを目的として、東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座を設置した。

11月1日には、東日本大震災による被災者の様々な心の問題への対応や被災地の精神障害者への地域生活支援、関係機関への技術的支援、人材育成など、総合的な心のケア対策を長期的かつ包括的に支援する心のケアの活動拠点である「みやぎ心のケアセンター¹⁸」の設置準備室を立ち上げた。これを受けて、社団法人宮城県精神保健福祉協会に助成し、12月1日に仙台市内に同センターの「基幹センター」を、平成24年4月1日には石巻市と気仙沼市に「地域センター」を開設した。

「みやぎ心のケアセンター」では、被災地支援として市町村等に同センター職員や、同センターが依頼した専門職を派遣（延356人）するとともに、関係者に対する研修事業として交流会やワークショップ、シンポジウム等を実施した。

その他、子育て支援課では、市町村や関係諸団体が行う被災者等の心の健康や生活経済面に関する相談の充実や相談窓口の啓発、震災後のアンケート調査、支援者への研修会等震災後の心のケア対策を支援した。

¹⁸ 県の補助により「宮城県精神保健福祉協会」が運営する、被災された方々への様々な心のケア活動を行う拠点機関。支援内容は、東日本大震災により心理的影響を受けたすべての方を対象に、パンフレットや講演会等の普及啓発、訪問などによる相談支援、支援をされている方々のサポートのほか、人材育成、調査研究、各種活動支援等。

イ 各保健福祉事務所（保健所）及び精神保健福祉センターの対応

a 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

震災後6か月以上が経過してもいまだに生活再建の見通しが立たず、不安な日々を送っている被災住民や自主避難・二次避難等で移転してきた被災者の心の健康・生活の安定を図るため、住民の心のケアや被災者支援に関わる職員が適切な支援を行うことができるよう、管内の市町や社会福祉協議会等の職員を対象として、平成23年11月14日、2回目の「震災後の心のケア研修会」を県大河原合同庁舎で開催した（第1回は平成23年6月21日開催）。

心のケアについては、長期にわたるケアが必要であることから、今後も支援に関わる市町職員等を対象とした研修会等を開催していく。

b 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

震災から1年以上が過ぎ、これからは生活再建に向かう時期となるが、震災による心身へのストレスの長期化や、復興状況や経済状況に格差が生じることにより、今後アルコール問題や自死などの問題が顕在化することが予測される。そのため、中長期的な見通しを持った精神保健福祉対策を立て、実行していく必要がある。特に、家や仕事を失ったことなどにより、生活再建の見通しを立てられない人への対応は急務である。

対策の検討は、新潟中越沖地震・阪神淡路大震災の例なども参考に進めた。具体的には、応急仮設住宅の支援者を対象とした、今後予測される中長期の心の状態、自殺予防対策についての講演会や市町村担当者を対象とした中長期の精神保健福祉活動計画策定研修会などを実施した。

他に、震災により精神症状を表出している精神障害者や医療中断者等の重症化予防を目的に、被災精神科医療機関に委託した「精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）」を適切、円滑に推進するため関係者との打合せ、アウトリーチ支援の実態とその手法を学ぶ研修会を実施した。

また、市町村、みやぎ心のケアセンター等関係機関との震災対応状況等の情報交換を行った。

表2-2-13-23 研修会・講習会実施概要

実施時期	実施内容
平成23年10月	自殺予防講演会
平成23年12月	精神障害者アウトリーチ支援研修会
平成24年3月	市町村担当者向け精神保健活動計画策定研修
平成24年8月	自殺予防研修会
平成24年12月	医師を対象としたアルコール研修会

c 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

i 平成23年度自殺予防普及啓発研修会

平成24年2月に美里町で同町民生委員等を対象に「アルコールと睡眠」をテーマに開催した。

同町には東日本大震災による住宅被害のため応急仮設住宅入居を余儀なくされている方がおり、このような方たちの応急仮設住宅での生活の長期化等によるストレス等から、地域における震災後の自殺者の発生リスクが高まるのではないかと懸念されていた。

そこで本テーマの研修を実施するにあたり、広く住民の理解を深め、住民一人ひとりが悩んでいる人に勇気をもって声をかけ、地域ぐるみでの自殺予防を目指して、住民により近い立場で活動している民生委員等を対象者として選定した。

実施した結果、所轄警察官の参加もあり、今後民生委員と町、及び警察等が連携して自殺予防を推進していくことを確認できた。また、企画の段階では応急仮設住宅入居者への参加の呼びかけも検討したが、日中勤務で不在にしている方が多く、研修会に参加が困難である実状が分かった。今後も、こうした参加困難者への対応の検討なども加え、自殺予防対策をより一層推進していく必要がある。

なお、平成24年度については年2回程度、理容師を対象に毎年開催されている衛生講習会の場を活用して、ゲートキーパー養成研修会を開催し、理容師の自殺予防ゲートキーパーとしての登用を図る予定である。

ii 管内精神保健福祉担当者連絡会

平成23年6月に引き続き、平成24年3月にも開催した。各市町の精神保健福祉担当者、精神科病院担当者、精神保健福祉センター職員を参集し、各機関における震災後の心のケアの実施状況（取組み状況、現状と課題、今後の取組み）について情報交換した。その結果、各機関は通常業務の中で震災の心理的影響を意識した活動を展開していることがわかり、連携をとりながら対策を講じていくことの必要性を再確認できた。

今後の課題として、被災者の自殺のリスクが高まる可能性を十分に踏まえ、関係機関と情報を共有し、連携をとりながら心のケア対策を一層推進していく必要がある。

この連絡会は平成24年度以降も、年2回程度、管内関係機関を参集し開催していく予定である。

d 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

心のケアについては、兵庫の阪神淡路大震災の例からも、影響が長く続くと考えられるため、継続した対応が必要となると考えた。

そこで震災後、平成23年6月に初めて開催した「石巻地域精神保健医療福祉推進会議」を、その後も9月、12月、平成24年3月と定期的に開催、管内の精神科医療機関や行政等関係機関相互の情報共有と連携体制の強化を図り、支援を後に繋いでいける環境づくりの一助とした。

対応が急がれる課題としては、被災者の間でアルコール問題が今後表出すると考えられ、適切な対策がとられるよう、アルコール関連のスタッフ研修会や、かかりつけ医等を対象とした研修会を開催した。また平成24年2月には、自殺予防対策の一環として関係機関が集まり、それぞれがとっている対策について、情報や意見を交換する連絡会議を開催した。

さらに、“支援者”（市町職員等）に対する支援のため、支援者に対して心の健康づくり研修会、及びグリーフケア研修会をそれぞれ1回ずつ開催した。

大震災後の心のケアについては、マニュアルが無く、手探りで業務を行ったが、連携強化のために行った会議等により、関係機関の協力体制を築くことができた。

e 東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

平成23年8月から、登米市内に設置されている南三陸町の応急仮設住宅2地区（南方町、津山町）の敷地内に被災者生活支援センターのサテライトセンターが設置されている。センターには支援員（6～9名）が常駐し、応急仮設住宅を巡回して被災者の心身の健康状態の把握を行っ

ている。また、関係機関間で情報交換を行いながら、南三陸町から要請のあった要支援者に対して家庭訪問等の支援を行っている。

- ・ 支援員と南三陸町担当者の定期的な連絡会 1回 / 2週間（登米市と当所が同席）

- ・ 登米市，南三陸町，気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所），当所の打合せ 1回 / 月

このほかに、被災後の心の健康に関する啓発活動として、登米市内に避難している被災者を対象に、登米市の広報紙「広報とめ」に平成23年12月から毎月心の健康に関する記事を掲載している。サテライトセンターが設置されている応急仮設住宅とは異なり、情報にアクセスしにくいと考えられる民間賃貸住宅に居住している方にも目を通していただけたと考えている。また、これまでにアルコールやギャンブル依存、うつ、DVなどをテーマとした記事を掲載しており、「広報を見た」と言う相談者の増加から、一定の効果が上がっていることが窺える。

応急仮設住宅に暮らす被災者の方は、発災からある程度時間を経て、一見すると落ち着いた様子に見えるが、一人ひとりに話を聞いてみると様々な不安や悩みを抱えている。その中には生活基盤に対する不安など、治療や相談では解決できない案件があり、これらへの対応をいかにするかが今後の課題となっている。

f 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

平成23年11月以降は、気仙沼市大島には長野県の心のケアチームが、南三陸町には岡山県の心のケアチームが専属し、それぞれの地域における支援者支援や精神保健対策のスーパーバイズを中心とした活動を平成24年3月まで展開した。延べ165チーム、1,908人が活動に携わった。保健所では両県の心のケアチームの活動調整や市町職員メンタルヘルス対策への支援を行うとともに、応急仮設住宅でのアルコール問題に対して保健所専門相談等の開催により住民および支援者への支援を実施した。

平成23年8月から、南三陸町は被災者生活支援センターを設置し生活支援員による見守りが開始された。生活支援員は応急仮設住宅を巡回して被災者の心身の健康状態の把握を行っているが、専門的知識を持たない一般住民であり、相談時の対応方法等のアドバイスが必要であった。そのため、南三陸町、岡山県心のケアチーム、宮城県精神保健福祉センター等関係機関と頻繁な打合せを行って情報を共有し支援方針を明確にした。また、登米市内に設置されている南三陸町の応急仮設住宅2地区（南方町、津山町）については、登米市及び東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）の協力を得て、同様に関係機関間で打合せを行った。

- ・ 支援員，南三陸町，当所の定期情報交換会 2回 / 月

- ・ 南三陸町，登米市，東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所），当所の打合せ 1回 / 月

被災者の心のケアについては、圏域の関係各機関で課題や取り組みの方向性等を共有し、中長期的な観点からの検討を進めていく必要があるため、それまで精神科医療機関と開催していた会議を、平成23年9月以降は参集範囲を市町等関係機関に拡大して開催することとした。

g 精神保健福祉センター

i 心のケアチームによる支援

平成23年3月17日から、災害救助法により県内外から「心のケアチーム」の派遣が開始され、その数は全体で33チーム（19都道府県1市1団体12医療機関）となった。心のケアチームの

活動は、発災からある程度の期間を経た時点で、従来からその地域にあった精神保健福祉活動の枠組みに引き継がれていくものである。しかし、市町村によって被災の程度やマンパワーの状況に差があり、ケアチームが撤退した場合、地域資源によるフォロー体制に不安が残るケースもあり、撤退の時期や方法についての調整が課題となった。これを検討した結果、引き続き心のケアチームによる支援が望まれる地域については、災害救助法の適用による派遣は平成23年10月で終了となったため、平成23年11月から平成24年3月までは県予算で活動を継続した。災害救助法での派遣は、延べ103チーム、活動延日数は、1,245日、派遣スタッフ延人数は、1,227人であった。なお、地元との信頼関係を維持し、支援の継続といった観点から、平成23年10月まで支援に当たっていたチームに引き続き活動を要請した。

心のケアチームが行った相談、診療等の支援は、発災から間もない時期においては薬の処方など、医療的ニーズによるものが主であったのに対し、発災から半年以上を経た平成23年10月以降は、主な支援内容は応急仮設住宅入居者に対する講話、コミュニティづくりの支援、健康調査などにより判明したフォローの必要な方への対応等に移行していった。

この時期には、アルコールによる問題を抱えた人が増加し始めた。その背景には、震災以前からアルコール問題を抱えていた人が、環境の変化（応急仮設住宅の入居など）によりその問題が周囲から気づかれやすい状況になったことや、先行き不安の長期化でさらにアルコール摂取量が増えていることなどがあると考えられる。

相談・診療等の対象者総数は、12,794人であった。一日平均支援対象者数は、3月が182人と最も多く、次いで4月の155人であった。継続支援対象者延人数は、3,100人であった。主訴は、不眠、不安、イライラ、抑うつ順で、頭痛、めまい、高血圧、腰痛等身体症状の相談もあった。

ii ホットラインの開設

表2-2-13-24

平成23年10月から平成24年3月までのホットライン開設（災害時心の電話相談）状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
震災関係	34	41	36	17	24	19
その他	265	301	211	235	254	315

利用時間：平成23年9月12日から平成24年3月30日：土日、祝日を除き

午前9時から午後5時

平成23年3月23日に開設したホットライン（災害時心の電話相談）は、相談状況を勘案し、9月12日からはそれまでの土日、祝日及び夜間（午後5時～午前2時、午前5時～午前9時）の受付を終了したが、引き続き平成24年3月末まで運営した。

平成23年10月以降は、震災に特化した相談は少なくなったが、その他の相談であっても、訴えの背景に震災の影響があると推測されるケースが多数見受けられた。また、前年度の通常の電話相談と比較すると、家族の問題を主訴とする人が倍増しており、震災が県民の生活に広く影響していることが窺えた。

利用者には、顔の見えない相手だからこそ弱音や愚痴を吐けるという利点があったと思われる。このホットラインにより、精神保健福祉の専門機関として、孤立を防ぐセーフティネットとして

の機能，受診や治療方針に関する相談等の役割を果たすことができた。

平成 24 年 4 月以降は，通常の「心の相談電話」で相談対応を継続している。

iii 保健所・市町村等への技術支援

表 2-2-13-25 技術支援の概要（災害対応支援件数）

	平成 23 年 10 月から 平成 24 年 3 月まで	備考
保健所	20 件	被災保健所等への技術支援
県機関等	10 件	職員厚生課・市町村課，警察
市町村	22 件	被災市町への技術支援
関係機関	10 件	施設，NPO，精神保健福祉協会等

平成 24 年度については，みやぎ心のケアセンターと調整し，当センターは，保健所及び市町村等の行政機関への支援を行う予定である。

iv 災害時のメンタルヘルス関連研修の開催

表 2-2-13-26 災害研修開催状況一覧（平成 23 年 9 月 16 日から平成 24 年 3 月）

開催月日	内容（テーマ）	開催場所	対象者
平成 23 年 9 月 16 日	警察署職員研修	石巻市	警察署職員
9 月 17 日	復旧活動後の心のケア	仙台市	復旧工事関係者
9 月 21 日	復旧活動後の心のケア	仙台市	市町村，保健所職員等
同上	聴き上手ボランティア養成研修	女川町	女川町住民
同上	心のケアスタッフ養成研修	女川町	看護師等
10 月 3 日	復旧活動後の心のケア	塩竈市	復旧工事関係機関
10 月 5 日	アルコール関連問題研修	当センター	市町村，保健所職員等
10 月 6 日	聴き上手ボランティア養成研修	女川町	女川町住民
同上	ここから専門員研修	女川町	女川町ここから専門員
同上	うつ病の理解と対応	白石市	企業従業員
10 月 20 日	第 2 回地域自殺対策研修会	仙台市	市町村，保健所職員等
10 月 21 日	聴き上手ボランティア養成研修	女川町	女川町住民
10 月 24 日	災害時保健活動研修会	南三陸町	市町村，保健所職員等
同上	復興期の保健所の役割	気仙沼市	保健所職員
同上	復興期の地域精神保健福祉活動	気仙沼市	気仙沼市職員
10 月 27 日	支援者の心の健康づくり研修会	石巻市	市町村，保健所職員等
10 月 29 日	被災の現状，生活困窮者支援について	仙台市	司法書士
11 月 1 日	支援者支援について	山元町	介護保険施設職員
11 月 22 日	第 3 回地域自殺対策研修会	仙台市	市町村，保健所職員等
12 月 5 日	うつ病の理解と対応	大崎市	県職員

12月9日	第4回自殺対策研修会	仙台市	市町村, 保健所職員等
平成24年1月21日	アルコール依存症の理解と対応	仙台市	司法書士
1月23日	自殺対策シンポジウム	仙台市	県民, 関係者等
3月1日	応急仮設住宅支援者向け研修会	石巻市	応急仮設住宅支援者
3月7日	精神保健福祉活動計画策定研修会	仙台市	市町村, 保健所職員等

災害時のメンタルヘルス研修は、もともと計画されていた研修に、災害対応向けの内容を取り入れて実施した。被災地での研修では、市町村、保健所が活動を行っていく中でどのようなニーズがあるか、地元との話し合いのうねプログラムを組み、市町村職員、支援者らを主な対象者として開催した。研修内容は中長期的な精神保健活動、とりわけ復興期の活動に焦点をあてたものが多くなっている。また、全県対象の研修は、仙台市内で開催するなど交通の便を図った。

v 活動を振り返っての課題

本災害での教訓や関係機関との協議内容に基づき、平成24年2月から「心のケア活動マニュアル」の見直しを開始した。平成24年度中の完成を予定している。

心のケア対策の検証

◆精神障害者アウトリーチ推進事業などを実施し、被災者の心のケアに努めた

＜計画やマニュアル＞

障害福祉課では避難所の閉鎖に伴い、平成23年8月から、震災により精神症状を呈した被災者や、以前から治療を受けていたが医療中断等により日常生活に支障をきたしている被災者に対して専門家を派遣し、精神障害者アウトリーチ推進事業を実施した。また、みやぎ心のケアセンターを、仙台、石巻、気仙沼に設置した。これらの取り組みにより、被災者に対して継続した心のケアに努めた。

多様な被災者に対して実施した各種の取り組みについて記録・検証し、今後の災害において活用できるようにマニュアル化を図っておくことが望まれる。

◆長期的な心のケアへの対応は有効である

＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

仙南保健福祉事務所（仙南保健所）では、心のケアについては、長期にわたるケアが必要であることから、今後も支援に関わる市町職員等を対象とした研修会等を開催していくこととしており評価できる。心のケアに関するこのような対応は、すぐに効果が現れるものではないが継続的な対応が必要不可欠である。

◆今後の自殺リスクが高まる可能性を踏まえて事前対策を行っている

＜県庁外部との調整＞

例年の宮城県の自殺者数は全国的にも高い水準であり、平成22年度までは年間600人前後で推移してきた。しかし平成23年は483人と例年と比較して大きく減少し、国の平均も下回った。この原

因としては、多くの支援の手が差し伸べられたことで孤立している人が少なくなったことや、多くの方が亡くなられたことにより命を大切にしようとする気持ちが高まったことが考えられている。しかし、今後震災の影響が長期化すると生活再建が困難な方々が多くなることが予想され、自殺者が増える可能性が指摘されている。そのような状況を踏まえて、北部保健福祉事務所（大崎保健所）では市町村や医療機関等との連携により、地域ぐるみの「心のケア対策」について取り組むとともに、平成24年度に理容組合と連携して「ゲートキーパー養成研修会」を開催する計画を立てる等、将来的な影響を見越した事前対策に取り組んでいる。このような取組みが行えた背景には、比較的被害の小さかった内陸部であったという側面もある。今後は同様な取組みで得られた知見等を県内外に展開することが必要である。

◆心のケア支援策は、管内の精神科医療機関や行政等関係機関相互の情報共有と連携体制の強化を図り検討された

＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

大震災後の心のケアについては、マニュアルが無かった。東部保健福祉事務所（石巻保健所）や仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）では、過去の災害対応事例や関係機関との協力により具体的な支援策の検討が行われ、研修会が実施されたことは評価できる。次の大震災に備えて、関係機関とも連携しながら今回の対応手順や教訓を整理しておくことが必要である。

◆応急仮設住宅等の入居者への健康支援が関係機関等と連携して進められた

＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

一般の方々に相談対応に不慣れな仮設住宅生活被災者生活支援員をフォローするために、南三陸町、登米市、岡山県の心のケアチーム、宮城県精神保健福祉センター、気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）、東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）、北部保健福祉事務所栗原地域事務所（栗原保健所）等が連携し、頻りに打ち合わせを行い、支援員に相談時の対応方法をアドバイスするなど、専門的な立場からのサポート体制を整えたことは評価できる。また、応急仮設住宅等入居者等の健康支援にあたり、関係機関の情報共有と支援方針を明確にするため、月1回行政関係者の打合せを実施したことは対応をスムーズに進めるためにも有効であったと考えられる。このような、関係機関が連携した取組みは災害対応の計画等に反映されることで活用の範囲を広げることになるため、さらに検討が進むことが望まれる。

◆心の健康に関する啓発活動は、広報誌の活用などにより効果的に進められた

＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

被災後の心の健康に関する啓発活動として、東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）が、登米市の広報紙「広報とめ」に心の健康に関する記事を定期的に掲載して取り組んだことは評価できる。特に、アルコールやギャンブル依存、うつ、DVなどのテーマを取り上げて記事を掲載したことは、一定の効果が得られており、心の健康に絡んだ啓発活動の一つとして今後も継続的な対応を期待したい。

◆震災後の県民等の状況を適切に把握・分析し、「心のケア」対策に活かされた

<情報>

災害救助法に基づく「心のケアチーム」については10月末で活動終了となったが、精神保健福祉センターでは市町村の状況を把握し、「心のケアチーム」の撤退により精神障害者等への支援体制がとれなくなる恐れのある地域については、県予算措置により引き続き平成24年度末まで「心のケアチーム」による支援が継続されるよう、障害福祉課と調整し柔軟な対応がとられた。

◆活動記録がとりまとめられており、今後の「心のケア」対策検討のための基礎資料とすることができる

<計画やマニュアル><情報>

精神保健福祉センターでは、東日本大震災後の心のケア対策に関するコーディネートを通じて、震災後半年以降に増加した「アルコール問題」や、被災者支援を行っている方々の負担増に起因する「支援者への支援」の必要性等が把握できた。また、精神保健福祉センターに設置した「ホットライン」においても、時間の経過とともに相談件数は減少したが、内容の深刻度が上がるという傾向が把握されている。このような「心のケア」対策に関する活動記録については「東日本大震災における心のケア」としてとりまとめられており、震災の教訓を活かした今後の「心のケア」対策を行う上での基礎資料とすることができる。また、震災発生時には作成中であった「心のケア活動マニュアル」についても現在改訂作業中であり、本マニュアルに基づき、保健所や市町村との連携による、より実効性の高い災害時の「心のケア」対策の体制を構築する必要がある。なお、過去の震災においても、「心のケア」は長期間の対応が求められる課題であることから、今後もモニタリングを継続するとともに、随時マニュアル等の更新を行うことが望まれる。

◆災害時の役割等が予め定められていない中で、その能力を十分に発揮する役割を担った

<県庁内部での調整><計画やマニュアル>

震災前の地域防災計画上は、医療機関等の被災状況に関する情報は市町村から保健所（保健福祉事務所）を経て県主管課へ伝達されることとなっていた。しかし、今回の震災では、精神科の医療機関等の被害状況については、被災した保健所に代わり、精神保健福祉センターが現地へ出向き被害情報の確認と情報収集を行い、これらの情報をもとに支援計画等が組み立てられた。また、「心のケアチーム」の派遣についても震災前の計画では県内のみでチームを作り派遣する想定であったが、災害の規模の大きさから県外からの応援によりチームを編成する方針となった。このため精神保健福祉センターが担うコーディネート機能が膨大な業務量となった。今後は、精神保健福祉センターの特性や平常時の機能を踏まえ、災害の規模等に応じて県の防災計画上にその役割を位置づけるとともに、災害時に発生する業務量に応じて、必要な機材や要員の配置、応援体制の整備等が必要である。

14 災害救助法

(1) 災害救助法に関する業務処理体制

応急仮設住宅の整備など災害救助法に基づく支援を推進するとともに、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給など被災者の生活再建を推進するため、平成23年7月1日、「保健福祉部震災援護室」が設置され、職員10名、他県応援職員3名、非常勤職員5名、計18名が配置された。

しかし、民間賃貸住宅借上げについて当初想定(2,000件程度)の10倍を超える膨大な申請が殺到し、入居決定、契約、支払事務が既に大幅に遅延していたことから震災援護室設置後も事務処理が追いつかず大混乱となった。

平成23年10月以降も段階的に職員が増員されるとともに、保健福祉事務所からの応援職員及び臨時職員の増員により事務処理に当たったものの混乱は続いた。

今後の災害対応に当たっては、混乱が生じる前に体制を整備するなど、応急救助の組織体制を十分に検討・整備する必要がある。

※職員配置数

平成23年7月1日	職員10名	応援職員3名	非常勤職員5名	計18名
平成23年10月1日	職員13名	非常勤職員5名		計18名
平成24年4月1日	職員13名	非常勤職員5名		計18名

(2) 応急救助の終了

災害救助法に定める救助期間に係る一般基準は最短で3日、最長でも1か月であるのに対し、東日本大震災においては、被害が著しく甚大であったことから特別基準により運用されたところである。

東日本大震災から6か月が過ぎ、応急仮設住宅の整備が完了したことにより避難所が閉鎖されるなど応急救助は終了に向かい、厚生労働省からの指導も踏まえ、平成24年3月にはすべての応急救助を終了した。

表2-2-14-1 宮城県における応急救助の終了時期

救助の種類	一般基準	東日本大震災における特別基準(終了日)
避難所の設置	発災から7日以内	平成23年12月28日
応急仮設住宅の供与 (建設→寒さ対策工事)	発災から20日以内に着工	平成24年3月31日
応急仮設住宅の供与 (建設→暖房器具設置)	発災から20日以内に着工	平成24年3月31日
応急仮設住宅の供与 (民間賃貸住宅の受付)	発災から20日以内に着工	平成23年12月28日
炊き出しその他による食品の給与	発災から7日以内	平成23年11月30日
飲料水の供給	発災から7日以内	平成23年11月30日
生活必需品の給与又は貸与	発災から10日以内	平成23年11月30日
医療及び助産	発災から14日以内	平成23年9月30日
被災者の救出	発災から3日以内	—

住宅の応急修理	発災から1か月以内	平成24年1月31日 (仙台市のみ3月30日まで)
学用品の給与	発災から1か月以内	平成23年10月13日
埋葬	発災から10日以内	平成23年12月28日
死体の搜索	発災から10日以内	平成23年12月28日
死体の処理	発災から10日以内	平成23年12月28日
障害物の除去	発災から10日以内	平成23年12月28日

(3) 災害救助法に係る問題点と課題

災害救助法に基づく救助については、救助の種類ごとに費用の限度額及び期間が定められている。

東日本大震災においては、被害が著しく甚大であったことから、災害救助法の定める一般基準を超える救助期間を必要としたほか、救護活動に必要となる関係者の職種や応急仮設住宅の整備費用に係る限度額などについても実態と乖離していたため、その都度、厚生労働省との事前協議を必要とし、政府への要望も数多く行った。その結果、県からの要望はほぼ認められたが、これらの協議には相当の期間と労力を要したところである。

速やかな救助の実施のためには、費用の限度額や期間などの基準が、いかなる災害においても想定される応急救助活動に対応できるよう整えられていることが必要であると考えられることから、被災県として所要の措置を講ずるよう国に対して提言していく必要がある。

問題点、実態に合わない点及び制度改正を要する点の代表的なものは次のとおりである。

◇救助の種類

- ・医療及び助産に係る救助関係者

【現行】

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士及び歯科衛生士の12職種に限定

【今回の運用】

理学療法士、作業療法士、管理栄養士、精神保健福祉士及び臨床心理士の5職種を追加

◇救助の費用の限度額に関するもの

- ・避難所の設置に係る基準限度額

一般基準 1人1日当たり 300円以内

特別基準 1人1日当たり 1,000円以内

- ・炊き出しの給与に係る基準限度額

一般基準 1人1日当たり 1,010円以内

特別基準 1人1日当たり 1,500円以内

- ・応急仮設住宅の基準限度額

一般基準 29.7㎡(9坪)を標準とし238万7千円以内

特別基準 約664万円

(平成24年3月時点、復興庁発表、宮城県内の応急仮設住宅の整備コスト実績)

◇救助の期間に関するもの

- ・避難所の設置に係る基準限度額
 - 一般基準 災害発生の日から7日以内
 - 特別基準 県内全避難所閉鎖まで（平成23年12月28日）
- ・炊き出しの給与に係る基準限度額
 - 一般基準 災害発生の日から7日以内
 - 特別基準 物流、ライフラインが確保されるまで

◇現物給付での問題点

- ・民間賃貸借上げ住宅に係る契約事務手続き

◇対象外経費とされているもの

- ・応急仮設住宅の共同施設に係る維持管理経費

(4) 危機対策課での会計対応

ア 職員配置数

平成23年4月1日発足時 3人（実務担当2人，総括担当1人）

イ 業務内容（災害救助費に係る予算及び経理事務）

本来の事務分掌では保健福祉総務課が担うことになっていたが，事務量が膨大になることや，災害対策本部事務局を担う危機対策課が全体の調整機能を果たしていたこともあり，平成23年4月上旬に今後の取扱いについて関係課（財政課，危機対策課，保健福祉総務課）が協議を行い，応急仮設住宅の供与及び市町村への繰替支弁に要する経費は保健福祉総務課，その他の経費は危機対策課が分担することとし，3者連名通知により庁内への周知を図った。

なお，平成22年度分の経理事務については，保健福祉総務課所管を除くすべてを危機対策課で一括して行うこととした。事務の遂行においては，災害対策本部事務局分だけでも相当数の発注があり，発注担当者との事実確認や証拠書類の突合に時間を要したほか，緊急時発注であったため，受注者も県調達に不慣れな事業者が多く，また，災害特需により発注が相次ぐ中，なかなか連絡の取れない事業者もあった。

また，経理事務と同時進行で平成23年度分に係る予算措置事務も行ったが，各課で行っていた災害救助は，内容が複雑，多岐に渡っていたことから，平成23年度からは各課への執行委任に切り替え，危機対策課ではその取り纏めなどを行った。しかし，4月以降も各課から緊急の執行委任依頼が度々あり，その調整が必要であった。緊急の執行委任依頼の具体例としては，県警の搜索経費や遺体洗浄のための散水車，子供のこころのケアについての人件費等があった。危機対策課では比較的大きく予算を確保しており，予算要求時には想定されていなかった突発的な費用については，その中で対応した。

しかし，類を見ない大震災であり，補助対象経費の適否について前例がなく判断が困難なケースが多かったため，度々疑義が生じ，保健福祉総務課等を通じて厚生労働省へ確認を行った。補助の対象となるか否かの判断が難しかった具体例としては，遺体安置所として確保したものの実際には使用しなかった施設の費用，遺体安置所を設置したことによる施設の営業損失の補てん，自衛隊宿営地の原状復旧に係る経費などがあった。また，厚生労働省においても弾力運用を図っていたこ

とから、それに応じて柔軟に対応してもらった。

本業務については、大規模災害時における予算・会計のルール化が確立しておらず、その結果、災害対策本部事務局に改めて会計グループを設置せず、危機対策課の経理・庶務担当の通常業務の延長としたため、担当者の負担は大きくなった。

ウ 苦慮した点

- ・ 発災当初から相当数の緊急発注がなされたため、発災から約3週間後の4月1日に会計担当者が増員されたものの、発注内容の事実確認や関係書類の突合は困難を極めた。
- ・ 物資拠点施設などの遠隔地への物品の納品については、検収が困難であり、受注者から受領書の写しの提供を受け、書面で検収を行うなどして対応した。
- ・ 類を見ない大規模災害において、災害救助費の対象経費の適否の判断は前例がなく、その都度確認を要し、迅速な対応が出来なかった。

エ 評価できる取り組み

- ・ 災害救助費に係る事務分掌は、保健福祉総務課であったが、災害の規模を考慮し、柔軟に危機対策課においても対応に当たったことで、保健福祉総務課（のちに震災援護室所管）においては、より応急仮設住宅等の事務に特化することができた。
- ・ 危機対策課において、平成22年度は保健福祉総務課所管を除くすべての災害救助費の経理事務を担ったほか、平成23年度予算においても保健福祉総務課所管を除く災害救助費を一括して予算要求したことにより、危機対策課で全体の調整機能を有することができた。こうして、各課において予算未計上のため応急救助業務が行えないという事態が起こらないよう、その配慮に努めることができた。

オ 課題

- ・ 発災当初から会計グループの立ち上げが必要と考える。
- ・ 緊急時発注における事務の取扱いの確立及び簡素化が必要と考える。
※不特定多数の品目を毎日発注し、不足して納品になる場合など、包括的に起案ができないか（今般は、起案に「別紙発注書により、その都度、調達をするものとする。」として包括決裁により対応したケースがある。）。
- ・ 県が自衛隊の物品調達を行うという体制について、改善が必要と考える。
※災害救助法に基づき県内で活動した自衛隊が必要とした物品は、過去の局地的な災害と同様に県が調達した。しかし、広域災害では、県内で多数の部隊が展開する上に、物品の種類や業者数が膨大なため、会計の事務負担が増える要因の1つとなった。今般のような広域災害においては、自衛隊が自ら物品を発注・購入し、その代金を県に請求するという体制について検討する必要がある。
- ・ 遠隔地への納品に対する検収の取り扱いについて検討する必要がある（本来であれば目視による確認が必要であるが、今般は、受注者から受領書の写しの提供によって代えたケースがある。）。
- ・ 大規模災害時における災害救助費所管課の事前指定を見直す必要がある（今般は、危機対策課が介入した。）。

災害救助法の検証

◆災害救助法に関わる業務体制の充実を図り、県民のために現行制度の改善点を国へ要望した

＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

災害救助法に基づく応急仮設住宅の整備等の対応は、被災者の生活再建支援に向けて迅速な対応が必要であった。このことから、震災援護室では業務処理体制の充実のために職員配置数の充実を図って対応しており、市町村や県庁各部署からの問い合わせへの回答には時間を要するなど混乱はしばらく続いたものの、その解消に努めたことは評価できる。また、被害の大きさからこれまでの災害救助法に定められた内容では、被災者の対応は十分にできないことを考慮し、災害救助法に定められた内容が実態と乖離していた部分については政府への要望を積極的に行い改善がなされており、被災者の立場に立った支援内容に改善できた部分は評価できる対応であった。今後は、これからの災害に備えて、今回運用を行った災害救助法に絡んだ対応について、対応手順や課題を整理しておくことが望まれる。また、国や市町村とも課題の共有を行うなどの取り組みが必要であろう。

◆災害救助法に係る予算及び経理事務について、県庁内で役割分担を行うことで柔軟な対応が行えた

＜県庁内部での調整＞

災害救助法にかかる予算については、本来は保健福祉部保健福祉総務課が対応する体制となっていたが、膨大な事務量が集中する事と、危機対策課が県庁全体の災害対応に関する調整機能を担っていることから、応急仮設住宅の供与及び市町村への繰替支弁に関する経費以外は危機対策課の職員で対応することとなった。また、災害対応に関する比較的自由度の高い予算を危機対策課で確保したことで、突発的に発生した経費についても柔軟な対応ができた。しかし、災害救助法の補助対象となる経費に該当するかどうか等の判断の難しい事案については、災害救助法を所管する厚生労働省との調整を引き続き保健福祉部が行うこととなった。今後同規模の災害が発生した場合の庁内の予算・経理事務の分担のあり方については、今回の震災における対応の総括を行った上で整理をする必要がある。

◆自衛隊が必要とする物品の経費負担を部隊単位で行ったため膨大な事務負担が発生した

＜県庁外部との調整＞

宮城県の要請により県内で活動する自衛隊が必要とした物品については、局地的な災害と同様に部隊単位で危機対策課が会計事務を担当した。東日本大震災は広域災害であったことから、県内で多数の部隊が展開し、部隊単位で必要な物品の発注を行ったことから、購入物品の種類及び取引業者が膨大な数となり、県の会計事務負担が著しく増加する結果となった。今回のような広域災害の場合には、自衛隊が物品を購入し、その代金を県に請求する体制とすることで、事務負担が一部に集中することを避けることが可能となる。今回の状況を踏まえ、今後の広域災害における円滑な災害対応に向けて、災害規模に応じた効率的な調達の仕組みの構築を防衛省等の関係機関に働きかけることが望ましい。

～伝える～ 災害対策本部員（当時）から

保健福祉部長 岡部 敦（当時：同職）

東日本大震災の発生から1年8か月が経過した今でも、発災当日からの混迷した日々が昨日の事のように蘇る。アラームが鳴り響いた瞬間、ついに来たかと直感したものの、その長く衝撃的な揺れは、覚悟していた30年に一度の宮城県沖地震の比ではなかった。災害対策本部のスクリーンに映し出された、空港に押し寄せる大津波や暗闇の中で火の海と化した気仙沼の光景は地獄絵のようで、言葉を失い、息を呑むばかりだった。

大規模災害への対応の足掛かりとなる被害情報の収集は、役場等を含め壊滅的な被害を蒙った市町が多く、石巻、塩釜にある県の保健福祉事務所も津波に襲われ、道路は寸断され、情報通信網も限られて困難を極めた。

急性期、亜急性期の災害医療活動では、前年に制度を導入した災害医療コーディネーターの先生方に、本部とともに地域でも保健衛生まで含めた広範な活動の調整統括に献身的にご尽力いただいた。大災害時における顔の見える関係の持つ大きな力、平時からのそうした関係構築の大切さを改めて痛感した次第である。その一方、避難所や関係機関の被災状況などが明らかになるに従い、所要の物資搬送も行われたが、災害対策本部における機能が十分に発揮できなかったことは大きな反省点となった。これを様々な場面で救っていただいた自衛隊の輸送統制機能を今後最大限活用していくことが不可欠と感じている。

応急仮設住宅の整備では、想定を遥かに超えた民間賃貸住宅の活用に羅針盤もなく、鳴り止まない電話で日中は事務が執れない状況が続いた。旧態依然とした災害救助法の不備もあり、救護活動にあたる対象職種の拡大や特別基準の設定、五月雨式の暑さ寒さ対策の追加など、様々な課題が浮き彫りとなり、対応に追われることになった。他県に比べて数倍に及ぶ被害の甚大さも言い訳には出来ず、津波で自宅が流出、大破し、親族を失った職員も多い中で、「今が一番の頑張り時だ。」と督励するしかない苦悶の日々だった。紙面で言い尽くせない災害対応と支援活動や多くの教訓については、本検証記録の他、平成24年12月に保健福祉部で上梓した「東日本大震災 ～保健福祉部災害対応・支援活動の記録～」を是非、御一読願いたい。

国からもサポートセンターや心のケアなど多くの支援を得て態勢を整えてきたが、全国からの応援職員の皆さんや多方面に渡る関係機関・団体の御協力、御支援には感謝の念に耐えない。震災を1年経過した時点でも11万人を超える仮住まいの方々のほか、在宅でも多くの方々が不自由な生活を余儀なくされている。復興までは長く険しい道程が予想されるが、被災者の健康維持と生活支援に最優先で取り組み、地域医療の再生・充実と包括的なケアの整った地域福祉社会の再構築を果たしていかなければならない。この大震災を風化させることなく、支援していただいた全国の方々に、そして後世に、得られた教訓を余すところなく伝えていくことが我々の大きな使命だと肝に銘じている。

15 水道事業体の応急・復旧対策

食と暮らしの安全推進課では、津波等により甚大な被害を受けた水道施設の復興への対応として、これまでに国との合同による水道施設災害復旧費実地調査を76件執り行った。今後は協議設計による災害復旧事業により、被災事業体の復興支援を継続して行っていく。膨大な業務量については、他県から応援を受け対応している（平成23年度延べ10名）。

厚生労働省、被災県、コンサルタント等により構成される技術的支援を目的とした「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」の一環として、平成23年10月4日及び同年12月21日に宮城県現地調査部会が開かれ、被災した水道事業体の水道施設の被害状況や復旧・復興への取組状況等について、国、県、被災事業体、有識者、関係団体等で意見交換が行われた。

また、モデル事業として、事業を選定し復旧に取り組んでいる。モデル事業の概要は以下のとおりである。

水道施設の復旧については、今後も長期的な課題として取り組む必要がある。

表2-2-15-1 モデル事業の概要

事業名	事業概要
石巻地方広域水道企業団	牡鹿半島部の5簡易水道事業は上水道事業に統合する計画を実施中であったが、被災により休止していた。この簡易水道事業統合を進めるにあたり、復興計画と併せて既存計画の見直しを行っている。
気仙沼市	本吉地区は、津波により2水源に海水が浸水し、塩化物イオン濃度が長期にわたり不安定な状態が続いた。今後の安定した水運用のため、「2水源を1つにまとめることによるリスクの低減」、「気仙沼地域の余剰水の活用」等について検討を行っている。
登米市	登米市では震災による取水ポンプの故障、配水管路の被害等によって、給水区域全域での断水、一部地域での断水の長期化が生じた。この被災状況をふまえ、取水方式や配水方法について検討を行っている。
七ヶ浜町	七ヶ浜町では高台移転地区に対応するための幹線・管網整備計画や配水拠点の複数化等について検討を行っている。
女川町	江島では震災により海底送水管が破断し、現在も応急仮復旧状態が続いている。水道施設の本復旧に向けて、海底送水管の布設替えを予定している。
南三陸町	南三陸町では津波被害により主要4取水場及び送配水管が流失し、町内全域で断水となった。応急復旧を行ったものの、高台移転に伴う適正な施設配置が必要となるため、その計画について検討を行っている。

16 広域水道・工業用水道の応急・復旧対策

(1) 水道施設の復旧に向けた取り組み概要

県内の被災した水道施設の復旧工事は、大崎広域水道事務所（加美町）、仙南・仙塩広域水道事務所（白石市）及び仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所（仙台市）ともに順調に進捗し、平成24年3月末までには、主要な施設については、ほぼ復旧工事を完了した。

なお送水可能な状態にするための「応急復旧工事」は、広域水道の本震被害箇所については平成23年3月中に、平成23年4月7日の最大余震の被害箇所は4月中旬、工業用水道については、本震・最大余震の被害箇所をあわせて4月中旬に終了しており、平成23年10月以降に完了したのは、すべて「本復旧工事」である。

また、広域水道事務所ごとに震災以前から受水市町村と交えて年2回程度定期的に危機管理等検討会を開催し、危機管理に関する意見交換を行っていたが、震災以降は、災害復旧に関する対応や情報提供のあり方等についてが主なテーマとなった。

(2) 各広域水道事務所の対応

平成23年9月以降に各広域水道事務所が対応した主な内容は以下のとおりである。各広域水道事務所では、災害発生直後から応急復旧工事に取り組み、その後、本復旧工事の計画を立案し工事を進めてきた。平成23年9月以降は本復旧工事を中心となっている。

ア 大崎広域水道事務所

平成23年10月31日	涌谷幹線掃出水管橋空気弁復旧工事完了
11月7日	中峰浄水場汚泥流量計復旧工事完了
12月1日	危機管理等検討会開催。受水市町村との災害復旧対応等の意見交換
12月28日	中峰浄水場雨水排水池復旧ほか工事開始 滑川水管橋復旧工事開始
平成24年1月26日	北屋敷水管橋復旧工事開始
2月7日	土手前水管橋復旧工事開始
2月7日	松山ポンプ場場内復旧ほか工事開始
2月29日	危機管理等検討会開催。東日本大震災を踏まえた情報提供のあり方などを検討

イ 仙南・仙塩広域水道事務所

平成23年9月30日	白石市大平森合（その2）漏水復旧（空気弁交換）工事完了
10月7日	南部山浄水場傾斜板修繕工事開始
10月14日	危機管理等検討会開催。漏水復旧作業を踏まえた受水市町との意見交換会
10月31日	テレメータ室水没他復旧工事完了送水管専用道路（蔵王町宮）復旧工事完了
11月1日	柴田町船岡制御室通信設備修繕工事開始
平成24年1月31日	柴田町船岡制御室通信設備修繕工事完了
3月21日	南部山浄水場傾斜板修繕工事完了
3月まで	φ 2,400mm 鋼管等使用したすべての備蓄品の補充終了

ウ 仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所

平成23年10月5日	津波で被災したユーザーから流量計設置に伴う給水施設工事申請の受理を開始
10月18日	津波で被災したユーザーから給水設備の流末施設工事申請の受理を開始
11月28日	仙塩工水七北田第二水管橋外2橋架設復旧工事完了
12月2日	仙塩工水導水路調査業務委託の調査開始
平成24年1月13日	多賀城市東日本大震災廃棄物中間処理施設に雑用水として供給開始
2月3日	仙塩工水仙台港水管橋復旧工事を開始
3月19日	仙塩工水導水路調査業務委託完了
3月22日	大楯浄水場浄水施設復旧工事完了
3月23日	大楯浄水場汚泥棟外復旧工事完了
3月28日	仙塩工水仙台港水管橋外復旧工事完了

(3) 「大規模地震発生時における宮城県企業局業務継続計画（BCP）」の策定

東日本大震災により被災した水道施設の復旧工事を進める中、企業局では、受水市町村や工業用水道ユーザーへのより迅速なサービスの提供を実現するため、平成24年3月に宮城県企業局業務継続計画（BCP）を策定した。

計画では、必要な対応を迅速に行うことで発災後3日以内に通水計画を策定するなど、企業局として実施すべき業務をなるべく中断させず、中断した場合においても、できるだけ早急に復旧するために必要な取り組みを規定した。

今回策定した計画は、情報提供のタイミングの目標・想定である。計画を策定したことにより、大規模地震発生時における経済活動の早期復旧を目指すとともに、活動想定時間を事前に公表することにより、受水市町村や工業用水道ユーザーの復旧・復興計画の立案が可能となり、県民サービスの持続的な提供が可能となった。

広域水道・工業用水道の応急・復旧対策の検証

◆災害復旧の対応や情報提供のあり方等について意見交換を行う危機管理検討会は、今後の災害対策に備えた有効な場となっている

＜県庁内部での調整＞＜県庁外部との調整＞

水道経営管理室が各広域水道事務所で定期的に行っている危機管理検討会では、災害復旧に関する対応や情報提供のあり方等について検討が話し合われている。発災時の情報伝達手段の確保方法や人的資源の不足等についてはすぐに具体的な対策には結びつくことはないが、実現可能な対応策について継続的に協議を進めることができる場を設けていることは評価できる。引き続き、水道経営管理室、各広域水道事務所との間で検討会を進め、今後の災害に備えた対応策の充実が求められる。

◆企業局業務継続計画（BCP）の策定は発災時の混乱を解消する計画として有効である

＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

平成24年3月に策定した宮城県企業局業務継続計画（BCP）は、被災後の情報提供のタイミングについてとりまとめたものであり、水道経営管理室の発災後の活動目標は具体的に数値化されたうえ、この計画の中に記載されている。これらの内容は、対応にあたるすべての関係機関が目安とすることができ、発災時の混乱に対する一つの対応策として効果が期待される。今後は、市町村、関係企業等に周知しながら計画をより良いものにしていくことが必要である。また、浄水場の被災や職員の参集を考慮するなど対応計画の内容の充実に向けた検討も必要である。

17 住宅・建築物対策

(1) 応急仮設住宅

・震災援護室の対応

ア 追加対策

応急仮設住宅の建設は、国土交通省や社団法人プレハブ建築協会の原案を国土交通省の住宅生産課が微調整した一般基準に、岩手・宮城内陸地震の際の事例等をもとに厚生労働省と協議し、決定された特別基準を加えたものを標準仕様書として着手されていたが、これに防寒のための対策が順次追加されることとなった。

平成23年9月28日付厚生労働省社会・援護局総務課長通知「東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における寒さ対策について」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対し寒さ対策に係る追加工事（外壁への断熱材の追加・補強工事、窓の二重サッシ化・複層ガラス化等工事、玄関先への風除室の整備工事、トイレの暖房便座化工事、軒樋・堅樋の設置工事、通路・駐車場の舗装及び排水用側溝の整備工事）を要請した。

平成23年10月7日付厚生労働省社会・援護局総務課長通知「東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における暖房器具の設置について」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対し暖房器具の設置（ファンヒーター・ホットカーペット・電気こたつ・電気ストーブ・エアコン）を要請した。

平成23年10月26日付厚生労働省社会・援護局総務課長通知「東日本大震災で建設された応急仮設住宅における防火対策等の徹底について」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対し住宅各戸に消火器の設置を要請した。

平成24年1月25日付厚生労働省社会・援護局総務課長通知「建設された応急仮設住宅の水道管凍結防止の徹底について」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対し水道管等凍結防止対策工事を要請した。

これらの追加対策の実施に当たっては、当初、地元企業の活用に配慮し、基本的には市町が実施主体として進めることとしてきたが、市町の説明会において、一部の工事については県による一括施工の要望等もあったことから、県と市町の役割分担を定め整備に当たった。

いずれの追加対策においても、入居者からは追加対策を行うことの疑問、手戻り工事で不必要な経費を掛けることの批判が相当数ありその対応に追われた。

これらの追加対策は、本来最初から標準仕様書に組み込まれていれば、その後の様々な問題は生じなかったものである。しかし、後から五月雨式に追加対策の通知を受けたため、建設工事が並行して進む状況になるなど、発注する側（宮城県）はもとより、受注する側（施工業者）も相当の混乱を来した。居住者が自らの負担で既に防寒対策を行ってしまったケースへの対応などにも苦慮した。

なお、応急仮設住宅に対するこれらの追加工事等については、平成24年3月21日ですべて完了した（外回り道路舗装）。

イ 用地選定の課題

a 共通事項

i 建設用地が限られたことから、用地に対して可能な限り住宅を建設した結果、追加整備の物

置の配置に苦慮した。

- ii 都市部を除いては、入居者の通勤等の移動手段は自家用車によるところが多く、1世帯に1台分の駐車場では不足が生じ、結果として、団地内通路等への駐車といった不適切な住宅使用を招いている。
 - ①選定地周辺に生活関連施設が無い団地も多数出来た。
 - ②水道等インフラが無い地域にも建設しなければならないケースもあった。
 - ③余震により選定していた用地を使用出来なくなったケースもあった。
- b 公共用地
 - i 防災集団移転促進事業等区域に編入され返還しなければならないケースも出てきている。
 - ii 時間の経過と共に学びの場である学校のグラウンド用地の返還を早期に求められるケースも出てきている。
 - iii 設備の整ったグラウンドの場合、暗渠等排水設備があることなどから解体時の現状回復に要する経費が相当嵩む見込である。
- c 民有地
 - i 今回の震災においては、平成20年度に応急仮設住宅の建設予定地として選定していた公共用地が、津波で浸水したことなどにより建設が不可能な地域が多数であったことから、平坦地の少ない三陸沿岸市町を中心に民有地を多く借用することとなり、最終的に406団地中167団地が民有地となった。
 - ii 借用当初から一部の地権者からは使用期間の延長には応じられないとの意向を示されている土地もあり、使用期間終了後の借用が困難な団地もある。
 - iii 借用している民有地のうち3団地は有償で借用しており、残り164団地は固定資産税を減免している。
 - iv 応急仮設住宅供与期間の延長に伴い無償での借用について地権者の理解を得ることは困難で借用には相当の経費が必要となる見込である。
 - v 地権者の土地の利活用等により借用期間の延長が困難な土地が出てくると想定される。
 - vi 延長が困難な場合、被災者の自宅再建の受け皿となる災害公営住宅などの整備に相当時間を要する状況にあることや応急仮設住宅の空き室が少ないことなどから、入居者の住宅確保が相当困難となってくる。
 - vii 応急仮設住宅の供与期間の延長により、地権者の土地の利活用が制限される。
 - viii 広大な宅地が少なく平坦な農地や林地に建設したが、住宅建設適地ではないことから、湿気等により早い時期に住宅基礎等の補修が必要となると想定される。
 - ix 津波の浸水が広範囲であったことなどから、用地選定が困難で土砂災害警戒区域内に建設した住宅もある。
- d 検証
 - i 用地選定は公共用地を優先することは当然であるが、公共用地であっても優先順位を設定し、ある一定期間で土地の返還を求められると想定される学校グラウンドや、原状回復費用が嵩むと想定される整備の整ったグラウンド等については、優先順位を低く設定しておくことが必要である。

また、常時湿度が高いと想定される用地についても優先順位を低く設定し、建設した場合にはある一定年数で基礎等の補強が必要になる可能性が高いことを把握しておく必要がある。

さらに選定する土地が土砂災害警戒区域等の災害危険区域に指定されていないか確認する必要がある。

- ii 民有地を借用する場合には、2年を超えて借用する場合もあることをあらかじめ説明し、承知していただく必要がある。

また、2年以降は無償から有償になることが想定されるが、借料についてあらかじめ整理しておく必要がある。

- iii 自治会等の設置に相当の時間を要した団地もあることから、コミュニティの存続・形成を意識した用地選定を考慮する必要がある。

ウ 市町への事務委任

応急仮設住宅入居者の入退去、施設の維持管理等については、平成23年3月25日付けで「災害救助法による応急仮設住宅（プレハブ住宅）管理事務委託協定」を締結し、さらに平成23年10月26日付け震援第320号で災害救助法第30条第1項の規定に基づき応急仮設住宅の供与について関係市町長へ事務委任した。

エ 施設の維持管理

応急仮設住宅の建設は、平成23年11月4日までに当初予定していた22,042戸が完成した。

その後、市町から追加建設要請があり、最終的には平成23年12月26日までに22,095戸が完成した。

a 関係市町との関係

- i 応急仮設住宅の維持管理に要する経費は国庫負担の対象とはならないことから、入居者の応急仮設住宅共同施設維持管理等に要する経費の負担軽減を目的として「応急仮設住宅共同施設維持管理等補助金交付要綱」を平成24年2月7日に施行した（適用は建設が完了した日に遡及。）。

しかしながら、補助金の財源が「東日本大震災復興基金」となったことから、基金のルールで被災者へ直接補助する必要があるため、要綱では補助事業者は入居者を含む任意団体とした。

それにより、協定書では市町が維持管理することとしているのに対し、補助金交付要綱では任意団体を補助事業者としたことから、協定書と補助金交付要綱の対象者に相違が生じた。また、実際の維持管理は、市町で行っていることや市町は災害による混乱が継続し、任意団体を設置できる状況になかったことなどから、平成23年度は特例措置として市町へ直接補助した。

平成24年度は、市町と任意団体とで市町が補助対象事業を行った場合の経費について任意団体が負担する内容の費用負担協定を締結し、相違を解消することとした。

- ii 風水害等自然災害により、住宅用地の法面崩れ、床下浸水、水道管凍結等の住宅等被害が発生した場合には、厚生労働省へ災害救助法の国庫負担対象の可否について協議し、対象外となった場合には維持管理補助金での対応が求められた。

特に水道管等の凍結については、例年以上の寒波に見舞われ相当数の給湯器の凍結による損傷、水道管の凍結が発生し、入居者からの苦情・要望・修繕依頼等が殺到し、市町を始め対応に苦慮した。

なお、修繕等に要する経費は厚生労働省と協議し、平成23年度に限り国庫負担の対象として認められている。

b 入居者との関係

- i 入居者からは、応急仮設住宅の共同利用施設の維持管理に要する共益費は徴収していないことから、維持管理に係る費用はすべて行政が負担することとなった。
- ii 入居者は初めての応急仮設住宅の入居であって、また、高齢者のみの世帯もあることなどから、社団法人プレハブ建築協会管理センターには、住宅建設施工業者の瑕疵以外に住宅の使用方法が不慣れなことによる住宅の付帯設備に係る使用方法の確認、住宅の不具合と勘違いする相談、換気等が不十分による結露、カビの発生等による苦情・要望・修繕依頼が多数寄せられている。

社団法人プレハブ建築協会管理センターにおいて受け付けた件数は、応急仮設住宅建設業者の施工上の瑕疵も含め平成23年6月から同年12月までに6,500件を超え、うち施工上の瑕疵以外の受付件数は約1,800件で総受付件数の約3割を占める状況にあった。

さらにトイレ等に水に溶けない物や食用油を流すなどの不適切な使用により、合併処理浄化槽等の共同施設が損傷し、修繕に多額の費用を要するケースもあった。

- iii 住宅の屋外に大きな工作物を設置する等、他の入居者の生活に支障を来す恐れ等があったことから、撤去について指導したケースもあった。
- iv 住宅を倉庫代わりに使用する等、目的外使用していると思われるケースが確認されているが、ほとんどの場合、入居者と連絡が取れないなど対応が困難なケースが多い。

c 検証

- i 入退去管理は市町で行っており、県で保有する入居者情報は限られ、被災者支援に必要な入居世帯の年齢構成等の把握ができない状況にあることから、あらかじめ県と市町村の役割分担、入退去管理に使用する様式、情報集約のルール等を検討する必要がある。
- ii 災害救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要となるような大災害においては、県及び市町村は混乱している状況であり、あらかじめ応急仮設住宅の維持管理等について、その経費も含め県と市町村との役割分担を決めておく必要がある。
- iii 震災復興基金を財源とする応急仮設住宅共同施設維持管理等補助金の制度創設に当たっては、任意団体において補助事業を実施することは困難であり、また、応急仮設住宅共同施設等の維持管理及びライフライン等の契約者は市町村長となっていることから、被災者へ直接補助金を交付しなければならないという基金のルールにとらわれることなく、市町村長を補助事業者にすることについて、あらかじめ財政課と調整しておく必要がある。
- iv 風水害等自然災害により応急仮設住宅等が損壊した場合には、その修繕費用について国庫負担の対象となるのか厚生労働省と協議の上、確認し、全国規模で被害があった場合には対象として認められているが、被害地域が限定的な場合は認められていないことから、住宅被害が比較的大きい場合を想定し、予算化しておく必要がある。その場合の財源は一般財源となる。
- v 今回、応急仮設住宅の供与期間が1年間延長され、延長に要する住宅修繕等の経費が認められたが、応急仮設住宅共同施設維持管理等補助金との関係を整理しておく必要がある。
- vi 応急仮設住宅の建設費用の基準額（一般基準）は2,387,000円と定められているが、これは、

供与期間が原則2年以内であるなど応急救助の性格によるものであることから、場合によっては一般住家よりも生活環境が劣る場合があることを入居者には理解いただく必要がある。

- vii 入居者には不必要な維持管理経費が掛からないよう住宅を適切に使用いただく必要がある。
- viii 社団法人プレハブ建築協会管理センターは住宅建設完了後、2年程度の設置であることから、入居者には、住宅及び附帯設備の使用方法等について、早期に習熟していただく必要がある。
- ix 入居者には応急仮設住宅の目的を十分理解いただき目的外使用等があった場合には直ちに住宅を明け渡してもらう必要があることから、長期不在等の場合の連絡先等の届出を求めておく必要がある。

オ 入退去

県と市町の役割分担は、入居決定から契約書の作成までは市町とし、契約者は知事とした。

契約書は市町を経由し県に提出され、締結が完了した契約書は市町を経由し入居者へ提出される流れとした。

住宅の返還届も同様に市町を経由して県に提出される流れとした。

a 入居関係

- i 入居開始当初は、間取り別の入居人数の目安よりも、多くの人数を入居させている場合もあるが、住宅が狭隘などの理由で複数住戸の利用希望がある。
- ii 住宅に空きが発生している一方、立地条件が良いなどの特定の団地で在宅避難者、県外避難者、親戚等への避難者など入居待ちの状態がある。
- iii 応急仮設住宅間の転居については、平成23年5月18日付け厚生労働省社会・援護局総務課長通知「東日本大震災に係る応急仮設住宅等について」で「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」の取組方針が示され、県外など遠方の応急仮設住宅に一時的に入居されている方々について避難者の具体的な事情を勘案して、県がやむを得ない認める場合には可能とされている。

応急仮設住宅を維持管理している市町においては、運用として他市町の応急仮設住宅へ入居していた者が地元応急仮設住宅へ入居を希望した場合の取扱いなど市町の実情に応じて対応している。

- iv 被災住宅解体補助の終了などにより、入居希望者が増加している。
- v 応急仮設住宅がセーフティネット化している傾向にある。
- vi 特定の団地への入居希望が多く入居待ち状態となっている。
- vii 入居希望者の世帯人数と空き住戸の間取りがアンマッチングで入居待ち状態となっている。
- viii 被災規模が大きい市町にあつては、自宅再建に必要な土地、民間賃貸住宅等の受け皿が少なく応急仮設住宅が唯一の受け皿となっている現状がある。
- ix 人口の流失を食い止め、コミュニティを確保し、復興の推進を図るために柔軟な対応が求められる。

b 退去関係

- i 立地条件の良い応急仮設住宅については、入居待ちの状態ですぐ退去が進まない。
- ii 無償供与であり、住宅のグレードが向上したこともあり退去が進まない。
- iii 犯罪行為など他の入居者に対して迷惑や危害を与える恐れがあっても強制的に退去させるこ

とは困難である。

iv 入居者の入れ替えに伴う住宅の環境整備（ハウスクリーニング等）が必要となる。

c 検証

i 1年が経過してもなお入居を希望する被災者がいるが、今回のような大規模災害では市町の復興等を考慮すると入居を認めることはやむを得ないと考えられる。

その一方で、市町の復興を考慮した場合には、リアス式海岸地域の土地の有効活用や入居者の自発的な生活再建への取り組みの助長などの面から早期の応急仮設住宅の解消を促すことも必要であり、あらかじめ課題を整理しておく必要がある。

ii 犯罪行為など他の入居者に対して迷惑や危害を与える恐れがある入居者の対応について、入居者管理や精神保健等の観点から市町と連携して課題を整理しておく必要がある。

iii 被災者の住宅再建の受け皿となる災害公営住宅等整備の進捗に合わせ、入居者が住宅再建するような仕組みを検討しておく必要がある。

カ 空き住戸活用の課題

空き住戸の活用については、平成23年8月12日付け厚生労働省社会・援護局総務課長通知「東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その5）」で集会や談話等のスペース、多人数世帯で居住スペースが著しく狭隘であるなどの場合における複数戸利用等が認められ、平成24年1月23日付け厚生労働省社会・援護局総務課長通知「建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について」で他の自治体からの応援職員、地元自治体等からの要請等を受けて活動しているボランティア等の宿泊利用が認められた。

a 応急仮設住宅用地の不足から他県等被災地から遠方に建設した応急仮設住宅において、多くの空き住戸が発生し、他の自治体からの応援職員の宿泊利用として活用されている。

一方で空き住戸の少ない市町では、その活用は限られ、当初想定した応急仮設住宅整備必要戸数によってその活用の度合いに均衡を欠いている。

b 検証

応急仮設住宅整備戸数は、市町によるアンケート調査等により、必要戸数を決定したものであるが、人数の見積りによって空き住戸の発生戸数に差異が生じ、それにより活用の度合いが異なることは望ましいものではなく、初期段階における他の自治体からの応援職員等の宿泊利用等にあっては広域な調整についても検討しておく必要がある。

キ 入居者支援

NPO、ボランティア団体、業界団体等から入居者の生活環境の向上を目的として、遊具などの屋外コミュニティ施設等の寄贈の申し出があり、応急仮設住宅の解体撤去時においては、自ら撤去いただくことを条件として了承している。

・住宅課の対応

応急仮設住宅の建設戸数は、平成23年3月28日に第1次分として13市町1,207戸を着手、第16次までに合計15市町で合計22,042戸を着工し、9月28日までに21,854戸を完成した。11月4日までに市町建設分を含めて応急仮設住宅全22,042戸分について完成したが、気仙沼市から新たな応急仮設住宅の要請があり、11月23日に53戸追加着工し、その追加着工により平成23年12月26日に全

22,095 戸が完成した。

本県の応急仮設住宅については、当初から寒冷地仕様で建設しており、完成後の維持管理や追加の寒さ対策等の修繕・追加工事は、建設地の気候等の地域特性や入居者の特殊事情、地元業者の活用等に配慮しよりきめ細かな対応が可能な市町を実施主体として進めることとしてきた。

その後、市町から、県による寒さ対策等の一括施工の要望があったことから、県が施工することで速やかな対応ができる工事項目について一括施工する標準仕様を定めて、効率的に寒さ対策を推進することとした。

全戸を対象としたこれらの寒さ対策工事は、平成 24 年 1 月 15 日に風除室、スロープ廊下下屋、暖房便座設置が終了し、3 月 10 日に水道管凍結防止工事が完了した。

建設当初の段階で寒冷地仕様により天井、床、壁の断熱材施工は全戸対応済みであり、このうち、壁の断熱材追加は既に 8,157 戸 (37.9%) で実施済みであった。また、二重ガラス化は 4,399 戸 (20.4%)、暖房便座化は 2,388 戸 (11.1%) で実施済みであり、水道の凍結防止及び結露対策は全戸で対応済みであった。

なお、応急仮設住宅は、本来津波被害を受けた土地には建設しないこととなっていたが、土地が不足したため、津波被害を受けても一定の標高と避難路が確保できる土地については応急仮設住宅の設置が可能になった。その用地については市町村の判断で決定している。

応急仮設住宅の検証

◆応急仮設住宅の建設は、県が建設することで市町村の負担を減らし、効率的に建設を推進できた

＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

被災住民のための応急仮設住宅の建設は、保健福祉総務課が社団法人プレハブ建築協会に要請し、一括施工する寒さ対策を含めた標準仕様を定めたことで速やかな対応ができた（個別的な判断が必要となる部分は市町村が対応した。）。これは市町村の負担を減らす効果があった。県もマンパワーが十分といえない中で、被災住民のために効率的に応急仮設住宅の建設を進められたことは評価できる。また、今回得たノウハウを記録し、マニュアル等として今後活用できるようにすることが必要である。

また、国から五月雨式に出された暑さ寒さ対策の整備方針に対応するため、一部の対策を除き県が一括施工したことも速やかな整備に繋がり、また、市町の負担を減らす効果があった。

今後、今回の災害で国庫負担として認められた暑さ寒さ対策の範囲を基本として、県の特別仕様をあらかじめ検討し、定めておく必要があると考えられる。

一方で、市町で行うこととしたエアコンの追加、畳の設置等の寒さ対策については、市町の判断により進めることとしたため、市町によってその対応に差が生じたことから、市町村間で対応に差が生じることのないよう整理しておくことが必要である。

◆応急仮設住宅の運用面において、諸課題への対応が発生した

＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

震災援護室では、プレハブ仮設住宅の建設について標準で決められた仕様に暖房器具の設置などの

追加対策，用地の選定（住宅課），維持管理（市町との調整含む），入居から退去に関わる手続きの調整（県と市町の役割分担含む），そして，空き住戸の活用といった内容を，短期間のうちに実施しており，大規模な災害にも関わらず迅速な対応をしたことは評価できる。

一方で，応急仮設住宅の運用面では課題も見られた。例えば，「応急仮設住宅共同施設維持管理等補助金」の補助事業者は補助金の財源である「東日本大震災復興基金」のルールで市町にすることができなかったことから，入居者を含む任意団体としたが，市町は災害による混乱が継続し，任意団体を設置できる状況になかったため，平成23年度は特例措置として市町へ補助したが，その調整に相当の時間を要したことなどから，市町村へ直接補助する財源を含めた仕組みについて整理しておくことが必要である。また，応急仮設住宅の入退去管理に係る市町村との役割分担及び維持管理に係る費用負担を含めた役割分担（県，市町村及び入居者）のあり方，応急仮設住宅の供与期間が延長となった場合の住宅用地の確保，維持補修の方法等についても様々な課題を想定して整理，検討する必要があると考えられる。

（2）民間賃貸住宅の借上げ

震災援護室では，下記のとおり民間賃貸住宅の借上げについて対応を実施した。

ア 震災から6か月後の状況

a 支払遅延状況の解消に向けた取り組み

平成23年9月中旬からの部内各課庶務担当の協力により14,000件余りの家賃等の一部支払いが可能となったものの，遅延していた家賃等をまとめ払いしたため，支払内訳確認のファクシミリ受信が殺到し，不通状態が暫くの間続いた。

10月から本格的に業務委託（救助事務費での業務委託は初めて認められた。）を開始したが，膨大な書類の整理に予想以上の時間を要し，年内の支払い目途は全く立たないことが判明したため，審査水準を下げて支払い優先とするよう受託者に指示。受託者の本社からの応援を得て人員増を図るなど，処理体制の強化を図った。

11月末支払分（12月分家賃）からは，ファームバンキング（データ提供による支払方法）の導入や支払明細書の発送も可能となり相当数の支払いが可能となったものの，これらを導入する以前の9月までに県職員が県の財務システムで処理した情報の精査を十分に検証できないまま支払ったこともあり，二重払いや誤払いなどが多数発生する一因となった。

一方，12月時点で一度も支払われていない方からの問い合わせも殺到し，早期支払いを求める鬼気迫る口調の苦情や，職員に対する暴言が数多く寄せられた。また，県との契約が成立していない間に一部の貸主が入居者に家賃の支払いを求めていたため，入居者からは，県の肩代わりをさせられていることに対する苦情も数多くあり，この問題は，県の支払いが始まってからもしばらく続いた。

県議会でも家賃支払遅延を早急に解消すべきであるといった趣旨の質問があり，知事が支払い遅延に対してお詫びする場面もあった。

全国展開している不動産事業者にあつては，取扱い物件量も1,000戸を超えるものもあり，未払総額が数千万円を超え未払い解消時期を明言するよう詰め寄られ，対応に苦慮することがしば

しばあった。

マスコミからの取材も多く寄せられるが、一部を除き実態として家賃の支払い遅延から被災者支援ができていないことについて非難されることもあった。なぜ、問題の解消に県として全力を上げて取組まないのか理解に苦しむといった論調で、新聞各社をはじめ週刊誌や、アメリカの放送局からの電話取材もあるなど、東日本大震災に対する世界的な関心の広さを改めて感じるようになった。

また、県外在住の一般の方からの苦情も寄せられた。義援金で支援をしたにも関わらず、地元の行政が被災者を苦しめていることが理解できない。どれだけの人員体制を敷いて作業しているのかといった内容の疑問も寄せられ、現実の県の体制を説明すると、最後は県職員の体調を気づかう発言に変わることもしばしばあった。

平成23年12月末までに家賃の未払い分(30～50億円程度)の解消を目指して、できる限りの手法で作業を行ったが、書類の審査を十分にできなかったことによる誤払いや銀行での口座エラーなどが多数発生した。

b 請求書に基づく生活必需品負担金の支払遅延

貸主から提出される請求書により支払いを行うが、その請求書が契約書とは別便で届いたり、仲介業者が持参したりしたものを受理のみし整理できていなかったため、どの物件の請求書なのか不明なものが数百件あり、その関連付けに時間を要した。

受託者が処理不能のものについては、職員が確認を行い支払手続きをするなどし、平成24年2月までには受理済みの請求書の処理は一旦終えたが、この請求書の提出は平成24年2月以降になっても続いた。

c 民間賃貸住宅への暖房器具等の配布

応急仮設住宅の寒さ対策として、暖房器具を設備の一部として配備することが決まったことを受け、民間賃貸住宅への入居者に対しても同様に暖房器具の配備の要望が多数寄せられたが、災害救助法の対象外であるため、支援の申し出があったNPO法人等の民間支援団体の協力を得て実施することとした。

既に被災地での活動を行っていたNPO法人ジャパン・プラットフォームが中心になって支援団体ごとに支援する市町村を定めて、平成23年12月中にはすべての対象者に配布が行われた。配布された暖房器具の台数は、2万6千台を超える数に及んだ。

被災者の個人情報保護のため、被災者への配布希望の確認は、市町村を通じて行い、その情報を各支援団体へ伝達し配布することとした。

【支援団体】 NPO法人難民を助ける会、NPO法人ワールド・ビジョン・ジャパン、NPO法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン、NPO法人ADRA Japan、NPO法人JEN、カリタスジャパン、救世軍

※ 暖房器具の配布に協力頂いた支援団体のみ掲載。その他多数の団体が、様々な形で現在も支援活動を行っている。

d 民間賃貸住宅の借上げの受付け終了

国及び沿岸市町からは、受付をいつまで実施するのかといった問い合わせが寄せられた。例えば、平成24年5月に完成予定の物件への申請相談を受付けていいのか。市町によっては賃貸物

件の在庫が尽きつつあり、また、被災物件の改装工事や今後の需要を見通しての新設整備など、状況が目まぐるしく変化し追いつかない状況にあった。

平成 23 年 11 月半ばに 11 月末で受付終了した場合の課題について、市町村の意向を確認すると共に避難所で年末年始を過ごすことにならないよう年内には避難所をすべて解消すべく作業が進んでいたことに呼応して、開催中の県議会（保健福祉委員会）へ報告した上で、年末までで新規受付を終了することとした。それでも、12 月末までに受付を行い平成 24 年 2 月までに入居可能な場合まで認めることや個別事情へは引き続き対応することで県議会（保健福祉委員会）の理解を得た。

市町村からは、住民への十分な広報ができていないことに対する批判も多数寄せられた。また、平成 24 年 1 月には、受付終了に対する不満の電話が正月明けから月半ば位まで多数寄せられた。

e 遡及支給の開始

平成 23 年 7 月 7 日付け社援総発 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局総務課長通知「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱の留意点について」により、民間賃貸住宅の借上げが始まる前に被災者自身で賃貸契約し自己負担していた家賃等についても災害救助法の対象とする、いわゆる遡及支給の取扱いが示された。

福島県では平成 23 年 10 月までの期限で受け付けるなど既に実施しており、また、岩手県でも、国からの通知の前に入居日からの契約としていたため、改めて遡及支給の事務手続きを行う必要は生じなかった。

このため、手続きをしていなかった本県はいつから始めるのかといった問い合わせが数多く寄せられた。また、県議会においても、支払い遅延の早期解消と合わせて遡及支給の早期実施を求められていたが、通常の契約による支払遅延の解消に一定の目途がついたことから、平成 24 年 2 月から受付を開始することとした。

平成 23 年 10 月から本格的に開始した業務委託で開発した「民間賃貸住宅借上げ管理システム」への契約情報の蓄積が進み、申請諸様式及び封筒へのデータ差込みによる作成が可能となったことや市町村の事務負担軽減のため、対象となる切替契約案件約 1 万件について、市町村を經由しないでダイレクトメールで県が一括事務処理することとした。

この事務処理のためには、書類の審査、電話照会対応及び返送事務などで常時 20 名体制を敷くことが必要と想定されたが、応援職員による対応は不可能であったため、外部業務委託することとした。

f 問い合わせの内容の変遷

申込者の入居がほぼ終え、賃貸借契約締結の進捗状況や支払いに関する問い合わせが落ち着いてくると、その次は入居者が貸主や近隣住民との間で発生したトラブルに関する相談が増えてくることになった。

県内の避難所の解消に合わせて、申請受付を平成 23 年 12 月 28 日で終了としたが、その後も申請相談が絶えない状況が続いた。

入居者の生活状況や世帯構成員の変化に伴い、他の物件への転居要望が県のみならず市町村へも多数寄せられた。

平成 24 年 3 月末までに 1,600 件を超える途中退去の申し出の受付をしていたが、退去時の家

賃等の精算方法について、明確な方針を決める前に退去した入居者に係る家賃の返納処理が発生し、今後、債権管理も大きな業務として残ることになる。

物件の差押えについての裁判所からの照会や入居者が罪を犯すといった案件も発生し、貸主から借主である県に対して物件の明け渡しを求められるなど、対応に苦慮する案件が増加している。

イ 課題について

a 制度の変遷と運用の課題について

平成23年4月30日付け社援発0430第1号厚生労働省社会・援護局長通知「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて」により拡大されたことに対応した「切替契約」と、県が災害協定に基づき不動産関係団体から提供された空き情報により入居希望者が契約する「新規契約」の2種類の方法（三者契約）があったが、さらに、仙台市が先行して確保した二者契約（入居者を特定する前に契約しているもの）を含めると3種類、平成23年5月30日付け社援総発0530第1号厚生労働省社会・援護局総務課長通知「東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その8）」により附帯設備費用（生活必需品負担金）の取り扱いも変更となったため、その項目の有無も入れると4種類の契約書が存在し、大きな混乱を生じた要因ともなった。

不動産賃貸借契約に伴う基礎的な知識が十分でない職員が制度設計とその運用に携わることとなったため、制度の細部に潜む様々な問題に気づかず、後になってから想定外の課題が発生することになった。入居者から提出される契約に必要な書類にも、不慣れなことに起因する些細な記入ミス、印鑑の漏れなどが続出し、このこともさらに事務処理の遅延と混乱に拍車をかけた。

b 申請者情報の把握と適切な居住物件への誘導について

応急仮設住宅との重複申請や被災市町村と異なる市町村の物件へ居住希望するなど被災者情報を一元管理することが困難であったため、応急仮設住宅の必要戸数の調整や入居後の被災者支援の遅延を招くこととなり、被災者へのきめ細かな情報提供が十分にできていないことへの不満が寄せられた。

高齢者や障害者をはじめとする要援護者への物件の供与が優先的に行われたか、また、配慮は十分に行われたかなど実態が把握できていない。

c 業務量と課題の変化に対応した体制の構築について

平成23年4月30日付け社援発0430第1号厚生労働省社会・援護局長通知「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて」により対象が拡大されたことにより、最終的に当初予想の10倍を超える民間賃貸住宅借上げの申請があったことや問い合わせが殺到したことにより事務処理が追いつかず、多くの契約締結が遅れ、合わせて支払いの遅延も発生し、大混乱となった。他県からの応援職員に加えて庁内の応援も得たが、結果的には対応が追いつかなかった。

業務量と課題の変化のスピードに県の人事システムが対応しきれていない。短期間の応援職員での対応は、継続性と一貫性を求められる今回のような業務には馴染まず、多くの職員の応援を得たが対応しきれずに、最終的には業務委託により処理することとなった。

d 弾力的運用通知による取扱いの限界について

災害救助法は「緊急時の応急的救助」で、応急仮設住宅へ入居により救助は完了のはずだが、

今回の震災が、これまで経験のしたことのない甚大かつ広域にわたる災害であるとの認識から、被災時に居住していた市町に戻るための転居について、平成23年5月18日付け厚生労働省社会・援護局総務課長通知「東日本大震災に係る応急仮設住宅等について」で「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」の取組方針が示された。ただし、発災から1年以上を経過した現時点においても、県が認める場合には適用しても差し支えないとする取扱いなどは、運用上の矛盾が生じ、限界があると思われる。

ウ 対応について

a 民間賃貸住宅借上制度の周知について

震災前から「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を社団法人宮城県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会宮城県本部と締結していたが、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅借上げの取扱や契約時の留意点等について、できる限り具体的な取決めを行うと共に取扱い等について周知を図るなどの十分な準備をしておく必要がある。

不動産取引などの専門的な知識を有した職員の配置や助言を得られる庁内のシステムを構築しておく必要がある。

b 申請者情報の把握と適切な居住物件への誘導について

民間賃貸住宅の借上げの申請をする場合には、被災者の市町村への申請は1世帯1回の申請に限定し、その際に応急仮設住宅を希望しているかどうかを確認し重複している場合はどちらかを取り下げるなどの広報の徹底、確認が必要である。加えて、これらの重複をチェックできるよう、民間賃貸住宅の借上げ・応急仮設住宅・応急修理の申請世帯データベースを相互に確認できるものにするなどの工夫が望まれる。ただし、今回のような大規模な災害の発生当初の混乱期にこのような体制を構築することは事実上不可能であるので、平時に周到な準備をしておく必要がある。

災害時、要援護者の保護を優先する枠組みが必要であり、その実現に向けて関係団体と協議を進めることが望ましい。

c 業務量と課題の変化に対応した体制の構築について

不動産会社によって家賃の日割り計算の仕方や契約書の書式が異なり業務が煩雑になったため、今後は不動産契約書の統一など、運用面についても協定先の不動産関連団体とルールを定め、それを徹底できるよう調整しておくことが重要である。

現行の財務システムで、県が多くの不動産会社や貸主に対して家賃の振り込みすると事務が煩雑になることから、振込みを含め業務委託するなど民間賃貸住宅の借上げに係る業務体制についても再検討しておくことが必要である。

効果的・弾力的な職員配置ができるような仕組みづくりを平時から構築しておく必要がある。

d 弾力的運用通知による取扱いの限界について

災害救助法の趣旨にかんがみ、同法適用の期間は一定期間で終了とし、自宅再建や災害復興住宅などの恒久的な住宅へ入居可能となるまでの間については、例えば、被災者への新たな住宅支援施策として、被災者の自立促進に資するような家賃補助などの創設も視野に入れた検討を国に対して働きかけていくことが必要と考えられる。

民間賃貸住宅の借上げの検証

◆民間賃貸住宅の借上げについては、運用ルール明確化が今後必要である

＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

民間賃貸の借上げは、震災援護室の職員が普段扱うことのない不動産賃貸契約の処理を行うこととなり、事務処理面で多くの時間を要している。一方で、既存の民間賃貸住宅を災害時に利用することは、被災者の生活の場を確保するという意味でその果たす役割は大きい。今後は、本災害で得られた民間賃貸住宅の借上げに関する手順（居住する世帯数の把握方法、居住者への情報提供手段）や課題を明確化し、不動産業者とも連携を図りながら迅速に対応できるルール作りをしておくことを期待したい。

（3）住宅の応急修理制度

ア 受付期間の延長

住宅の応急修理は、原則として災害発生の日から1月以内に完了することとされているが、東日本大震災においては、被害が著しく甚大であり、修理業者の被災、被災住宅の被害認定（り災証明の発行）の長期化等の影響があったことから特別基準により運用され、平成24年1月31日までの受付分が認められた。さらに、仙台市においてはり災証明の発行遅延を理由に厚生労働省に別途協議し、平成24年3月30日までの受付分まで認められた。

イ 受付終了後の要望

平成24年3月30日をもって県内全自治体の受付は終了したが、その後、被害認定の程度が変更された方や受付終了までに申請していなかった方からの申請要望が多く寄せられた。

また、平成24年4月に復興庁が発行した政府広報「生活・事業再建ハンドブック」において、平成24年4月以降も受付を実施していると誤解を招く表現があったことも申請要望の一因となった。

県内市町村においては、受付終了時期について広報誌等を通して周知徹底を図るとともに、り災証明の2次判定申請中のもも仮申請として受け付けたことから、市町村から県に対する受付再開の要望は出されなかった。

ウ 受付件数、修理完了実績

平成24年3月30日現在の県全体の受付件数は66,923件に達し、そのうち、平成23年度中の修理完了は34,373件（51.4%）に止まり、残りの約半数の修理は平成24年度に繰り越された。工事業者の繁忙等のため修理の遅れは見られるものの、平成24年度中には完了する予定である。

エ 関係団体との連携

震災援護室及び建築宅地課では、東日本大震災における住宅の応急修理の実施に当たり、工事業者が不足する中で迅速な修理を行うため、「宮城県建設職組合連合会」、「一般社団法人みやぎ中小建設業協会」及び「宮城県優良住宅協会」へ協力を依頼し、事業の円滑化を図ったところであるが、これらの状況を踏まえつつ今後の災害に対応するため、当該3団体と平成24年10月23日に「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定」を締結した。

住宅の応急修理制度の検証

◆被災者の生活の安定を早期に図るため、住宅の応急修理制度の締め切り延長の措置と共に、今後、修理工事の実施体制の充実についても整備していくことが望まれる

＜県庁外部との調整＞

東日本大震災は広域災害であったため、住宅の応急修理制度について修理業者の被災、被災者の広域避難、被災住宅の被害認定の長期化等の影響により、住民が早期に応急修理の申請をすることは困難であった。このため、震災援護室と建築宅地課では制度の申込み締め切り期間の延長、市町村の応急修理業者の指定事務は行わずに区域以外の業者も広く参入可能とするなど制度の緩和措置を実施した。その結果、被災者の支援として制度を有効に利用できる世帯が増えた点は評価できる（宮城県の6か月の災害対応とその検証を参照のこと。）。しかし、応急修理制度の受付が平成24年3月30日で終了したものの、修理業者の手が足りず、平成24年10月現在も工事は実施中であり、希望者は待ちの状態が続いている。これは、今回の被災の規模が大きく、過去に例を見ない対応となっていることは間違いない。

今後は、この教訓を次に繋げるためにも、修理工事の完了を早め、被災者の生活の安定を図るための工事実施体制の整備・補強が望まれる。国や他県、市町村も交え、広域災害の発生に備えて、実効性のある修理業者との協定等の制度の検討、参集を促すためのインセンティブ等を再考する余地はあるものと考えられる。

18 被災市街地の建築制限

(1) 被災市街地の建築制限

ア 概要

被災市街地の復興に向けた都市計画を定める間、復興まちづくりの妨げとなる無秩序な建築行為を抑制するため、緊急の措置として、建築基準法及び東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律に基づき、特に区域を指定し、平成23年11月10日まで建築制限を実施した。以降も建築制限が必要な地区については、市町が被災市街地復興特別措置法上の被災市街地復興推進地域として指定し、建築制限を継続している。

イ 対象区域

津波で浸水した地域のうち都市計画で定める用途地域等を対象とし、市町長の意見をもとに指定した（具体的な区域は告示により明示。）。制限の対象区域は津波により被災したすべての地域ではなく、将来的に整然とした町づくりを実施する必要がある市街地が主な対象である。離島や半島の小さな集落等には、被害があっても制限は設けなかった。

表2-2-18-1 知事指定（3市3町）

〔市町別建築制限面積 単位：ha〕

市町名	建基法第84条による建築制限 平成23年4月8日～5月11日	特例法による建築制限 平成23年5月12日～9月11日	特例法による建築制限の延長 平成23年9月12日～11月10日	備考
気仙沼市	669.8	465.1	266.7	198.4ha 縮小
南三陸町	175.7	175.7	175.7	
女川町	273.6	206.9	144.3	62.6ha 縮小
東松島市	162.3	162.3	162.3	10月31日まで延長
名取市	102.7	102.7	102.7	
山元町	-	198.1	198.1	7月1日から制限
合計	1,384.1	1,310.8	1,049.8	261.0ha 縮小

表2-2-18-2 石巻市長指定

※石巻市（特定行政庁）は市長の権限により独自に指定

石巻市	434.1	543.4	94.0	449.4ha 縮小
-----	-------	-------	------	------------

ウ 対象建築物

次に掲げる建築物以外の建築物の建築を禁止。

- a 駐車場、官公署などの公益的な応急仮設建築物
- b 工事現場の事務所、作業所などの仮設建築物
- c その他市町の意見を聴き震災復興に係る事業の施行に支障がないと認めて知事が許可した建築物

エ 制限を受ける行為

制限を受ける建築行為は、新築、改築、増築、移転の4つ。

なお、修繕やリフォーム、用途変更は制限の対象外。

オ スケジュール

表2-2-18-3

月日（平成23年）	建築制限
3月11日	発災
4月8日～4月11日	建築基準法（第84条第1項）による建築制限の実施
4月12日～5月11日	建築基準法（第84条第2項）による建築制限の延長
5月12日～9月11日	特例法（第1条第1項）による建築制限の実施
9月12日	特例法（第1条第3項）による建築制限の延長
11月10日	特例法による建築制限の終了

※特例法の施行後の7月から建築制限を開始した町、特例法の延長をせずに被災市街地復興推進地域の指定（都市計画決定）を9月12日に行った市がある等、市町によってスケジュールに差異がある。

カ 制限解除の特例許可

a 特例許可

県（建築宅地課）は、市町の意見を聴き、復興に向けた民間の経済産業活動との両立を図りつつ、震災復興に係る事業の施行に支障がない建築物について、建築制限を解除（建築を許可）した。

b 実施体制

許可に当たっては、復興まちづくり計画との整合、高潮による影響、インフラの復旧状況等を確認する必要があることから、建築宅地課では、庁内関係課及び土木事務所との連絡会議を開催し、土木事務所において相談・申請受理をワンストップで迅速に行える体制を整備した。

c 許可実績（平成23年11月10日終了時点）

件数：19件

用途：物販店舗、造船作業場、倉庫、水産加工場、飲食店、作業所、物置、コインランドリー、自動車車庫、冷蔵倉庫

被災市街地の建築制限の検証

◆被災状況により建築制限の延長が柔軟に適用できるような仕組みを国と協議し、可能な限り住民の意向を反映した「まちづくり」ができる制度となるように今後、検討していくことが望ましい

＜県庁外部での調整＞

建築基準法84条では市街地に災害があった場合に、最大2か月間その区域内の建築物の建築を制限または禁止できると定めている。これは、被災地の復旧・復興には「新しいまちづくり」という観点が必要であり、無秩序な建物の建築を防止する目的のもと、設定された期間である。実際に阪神淡路大震災では2か月間で復興復旧計画の策定がされている。

しかし、東日本大震災による被害は広範囲かつ甚大であり、現行の2か月間の延長期間では、市町村による「まちづくり復興計画」の策定が困難な状況であったため、新たに特例法が策定され、通算

8か月の建築制限を実施できた（平成23年11月10日まで建築制限を実施。）。

現行の制度を適用した場合は、住民の意向はほとんど反映されない行政主導の復旧・復興計画になっていた恐れがあったため、最大8か月の延長を国が決めたことは、意味のあるものであったと考えられる。

今後の制度運用の検討のため、延長措置が取られた被災自治体の「新しいまちづくり」が住民の意向をどの程度反映できた計画となったのか、今後、建築宅地課では検証を行っていくことが望ましい。また、被災の状況によっては、隣接する被災県等とともに制限期間延長の必要性等を国と協議して行くことが望まれる。

(2) 被災市街地復興推進地域による建築制限

ア 概要

建築基準法による建築制限（発災後2か月間）に引き続き建築基準法特例法により発災後8か月間まで建築制限を延長した。その間被災市町では、被災市街地復興特別措置法に基づき被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行い、今後実施される被災市街地土地区画整理事業等の支障とならないよう、建築物の建築物等を許可制にしている。

イ 根拠法：被災市街地復興特別措置法（第5条）

都市計画区域内における市街地の土地の区域で

- ① 大規模な火災、震災等により、相当数の建築物が滅失し、
- ② 公共施設の整備状況や土地利用の動向等からみて、不良な街区の環境が形成されるおそれがあり、
- ③ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの面的整備事業や地区計画などのまちづくりの誘導手法を実施する必要があるような場合には、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。地域が指定された場合、発災から最長で2年の間、一定の建築行為等について、知事の許可を要する。

ウ 対象区域

表2-2-18-4

市町村名	地区名	都市計画区域	決定告示年月日 (変更告示年月日)	面積
気仙沼市	鹿折・魚町・南町地区	気仙沼都市計画	平成23年11月11日	約 84.9 ha
	南気仙沼地区			約 137.3 ha
	松岩・面瀬地区			約 44.5 ha
南三陸町	志津川地区	志津川都市計画	平成23年11月11日	約 154.4 ha
石巻市	石巻西部地区	石巻広域都市計画	平成23年9月12日	約 207.9 ha
	石巻中部地区			約 226.2 ha
	石巻東部地区			約 15.3 ha
女川町	女川		平成23年11月11日 (平成24年3月30日)	約 226.4 ha

東松島市	東松島大曲地区		平成 23 年 11 月 1 日	約 54.4 ha
	東松島野蒜地区			約 108.3 ha
名取市	閑上地区	仙塩広域都市計画	平成 23 年 11 月 11 日 (平成 24 年 3 月 30 日)	約 121.8 ha
6 市町	11 地区	4 都市計画区域		約 1381.4 ha

エ 許可が必要となる行為

- ・ 土地の形質の変更
- ・ 建築物の新築，改築若しくは増築

オ 許可を受けることができるものの例

- a 自己居住用又は自己業務用の建築物で，次に掲げる要件に該当するもの
- ・ 階数が2以下で，かつ，地階を有さないもの
 - ・ 主要構造物が木造，鉄骨造，コンクリートブロック造であること
 - ・ 容易に移転，又は除却ができること
 - ・ 敷地の規模が 300 m²未満であること
- b 復興まちづくり事業の支障とならないもの

カ 制限の期間

都市計画決定告示日から平成 25 年 3 月 10 日まで（災害の発生から 2 年以内）

キ 課題

被災市街地復興推進地域を決定するということは，復興事業を推進する義務を市町村が負うということの意味する。

各市町は建築制限の期間満了の日までに土地区画整理事業や地区計画の決定等，復興まちづくりの方針を住民に示さなければならない。また，県（都市計画課）としてもその実現に向けて支援を続けていくことが必要となる。

19 生活救援対策

(1) 生活福祉資金

ア 生活福祉資金（緊急小口資金特例貸付）

従来から低所得世帯を対象として実施されている資金であるが，東日本大震災の被害の甚大さを受け，被災世帯も貸付対象に含める等の特例措置が取られた。

※ [国の補助率] 3/4（通常は2/3）

a 制度概要

表 2-2-19-4

項目	本則	特例措置
貸付対象	低所得世帯	被災世帯（低所得世帯に限らない）
貸付上限	10万円以内	10万円以内（特別な場合20万円以内）
据置期間	2月以内は返済なし	1年以内は返済なし
償還期限	据置期間経過後8月以内	据置期間経過後2年以内
貸付利子	無利子	無利子
連帯保証人	不要	不要

b 受付期間平成23年3月27日から同年5月10日

c 貸付の終了

貸付窓口である各市町村社協の意見を聴き平成23年5月10日で受付を終了した。

d 貸付実績 40,252件 56億8,222万2千円

e 不正借入の発覚

公的資金を原資とした「生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付」を悪用して不正に借り入れた暴力団組員について，警察本部が県社協の協力により，約1万件の貸付を受けた者の調査を行った結果，平成23年9月末現在で89人の組員が利用していたことが後日判明した（平成23年10月28日警察本部発表）。

これを受け，本資金の実施主体である社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では，この88人（1人申込辞退あり）に対し貸付金の返還を求め，平成23年12月15日までに28件4,520千円が返納されたが，郵送したものの戻ってきた返還請求書が24件あった。これらについては住民票調査を実施の上，平成23年12月27日に再度返還請求書を再送付した。その結果，平成24年3月31日までに，不正に貸付を受けた暴力団組員88人中，完済者は40人（事前納付等により請求書を発送しなかった14人を含む。），分納中の者は9人で，納入済み額は6,755千円となった。

なお，宮城県警察本部が本資金の貸付件数残り約3万件について進めていた調査は平成24年5月までに終わり，その結果，新たに31人の暴力団組員が貸付を受けていたことが判明。県社協では，現在も不正に借り入れた暴力団組員に対し，返還請求を継続して行っている。

f 課題等

- ・ 県社協は，受付開始に向け市町村社協と連絡調整を図ったが，他の優先すべき災害対応事務もあり，スムーズな体制，整備が図られなかった。

- ・ 県社協は、貸付決定者が膨大であったため、送金に相当の時間を要することとなり、社会福祉課は多数の貸付申込者の送金時期の確認の問い合わせに追われた。
- ・ 迅速な貸付を旨としたため、不正に借り入れた暴力団組員が 119 人いる事実が判明した。

イ 生活復興支援資金

被災者した低所得世帯を対象とした生活福祉資金の一つとして新しく制度化された資金である。

※ [国の補助率] 3/4 (通常は 2/3)

a 制度概要

[資金種別]

表 2-2-19-5 一時生活支援費 [生活の復興の際に必要な当面の生活費]

項目	条件
貸付対象	東日本大震災により被災した低所得世帯
貸付上限	月 20 万円以内 (単身世帯の場合は 15 万円以内) × 6 月以内
据置期間	最終貸付日から 2 年以内
償還期限	据置期間経過後 20 年以内 (金額に応じて期間の設定あり)
貸付利子	無利子 (連帯保証人が立てられない場合は年 1.5%)
連帯保証人	原則 1 名 (ただし、連帯保証人が立てられない場合でも貸付可能)

表 2-2-19-6 生活再建費 [住居の移転費, 家具什器等の購入に必要な費用]

項目	条件
貸付対象	東日本大震災により被災した低所得世帯
貸付上限	80 万円以内
据置期間	貸付日 (一時生活支援費とあわせて貸付けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日) から 2 年以内
償還期限	据置期間経過後 20 年以内 (金額に応じて期間の設定あり)
貸付利子	無利子 (連帯保証人が立てられない場合は年 1.5%)
連帯保証人	原則 1 名 (ただし、連帯保証人が立てられない場合でも貸付可能)

表 2-2-19-7 住宅補修費 [住宅補修等に必要な費用]

項目	条件
貸付対象	東日本大震災により被災した低所得世帯
貸付上限	250 万円以内
据置期間	貸付日 (一時生活支援費とあわせて貸付けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日) から 2 年以内
償還期限	据置期間経過後 20 年以内 (金額に応じて期間の設定あり)
貸付利子	無利子 (連帯保証人が立てられない場合は年 1.5%)
連帯保証人	原則 1 名 (ただし、連帯保証人が立てられない場合でも貸付可能)

※住宅補修費については「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付」との併用不可

b 実施体制

事業開始 平成 23 年 7 月 25 日から（厚生労働省通知 平成 23 年 5 月 2 日）

事業開始にあたり，社会福祉課では平成 23 年 7 月 21 日にホームページで業務内容を掲載するとともに，報道機関に発表した。また，県社協では，ホームページ及び新聞広告にて積極的な広報を実施したほか，コールセンターの設置（平成 23 年 7 月 25 日から 11 月 30 日まで）や仙台市内に特設会場を設け（平成 23 年 9 月 1 日から 10 月 31 日まで），相談・受付を行い県民への周知を図った。なお，現在（平成 25 年 1 月）でも「県政だより」とホームページによる周知は継続されている。

c 貸付等原資等

- 平成 23 年 5 月補正で貸付原資 22 億 5 千万円を措置，県社協へ概算払を行った（平成 23 年 8 月 25 日）。

※セーフティネット支援対策事業補助金 22 億 5 千万円（国庫 3 / 4）

- 5 月補正で震災対応に関する事務費 2 億 3 千万余を措置，県社協へ概算払を行った（平成 23 年 8 月 25 日）。

二度にわたる特例貸付により増大した貸付・債権管理事務に対応するため，県社協及び市町村社協の生活福祉資金相談員 62 人を増員した。

上記の貸付・債権管理事務対応経費，及び生活福祉資金相談員の増員に加え，各市町村社協への災害 V C コーディネーター，生活支援相談員の配置にかかる人件費及び社協の設備喪失に伴う資・機材等経費について，最終的に以下のとおり県社協あて補助金を交付した。

※セーフティネット支援対策事業補助金 6 億 2 千 3 百 83 万 9 千円（国庫 10/10）

d 実績（平成 24 年 3 月 31 日現在）

貸付決定件数 164 件 1 億 1 千 8 百 72 万 5 千円

生活福祉資金の検証

◆被災世帯も貸付対象に含める等の特例措置が取られた生活福祉資金の対応は，膨大な貸付決定者への対応のため体制整備が必要であった

＜県庁内部での調整＞＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

生活福祉資金の対応は，社会福祉課が県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会と連携して進めたが，貸付決定者が膨大であったことや，その他の災害対応業務も重なり，スムーズな事務手続きを行うための体制整備が図れなかった時期がみられた。一方で，迅速な貸付を必要としたため，不正に借り入れが行われたケースも見られた。今後は，本災害での事務手続きや不正借り入れ防止のための確認事項の整理等の検証を行い，計画等にまとめて整理しておくことが必要である。

(2) 災害義援金

ア 国の動き

- 平成 24 年 3 月 2 日、日本赤十字社から義援金の受付期間が平成 24 年 9 月 30 日まで延長したとの連絡があった。

イ 県（社会福祉課）の動き

- 平成 24 年 1 月 19 日、第 4 回宮城県災害義援金配分委員会において、義援金の受付期間を平成 24 年 9 月 30 日までとした。
- 平成 24 年 1 月 30 日、市町村に対し、「義援金受付団体分（第 3 次配分）」の義援金の送金を開始した。以降、定期的（毎週月曜日）に所要額を市町村へ送金。

ウ 市町村等への対応

- 平成 23 年 11 月 11 日 「東日本大震災災害義援金の今後の配分について」を通知
- 平成 23 年 11 月 11 日 「東日本大震災災害義援金の今後の配分に係るアンケートについて」を照会
- 平成 24 年 1 月 23 日 「東日本大震災災害義援金（義援金受付団体分）の第 3 次配分基準について」を通知
- 平成 24 年 3 月 29 日 「貴市町以外における応急仮設住宅利用世帯について」を送付
- 平成 24 年 3 月 29 日 「義援金についての Q & A（津波浸水区域における住家被害）について」を通知

エ 礼状の対応

- 平成 24 年 3 月 31 日現在 約 670 件を発行

オ 受領書の対応

- 平成 24 年 3 月 31 日現在 約 4,112 件を発行

カ 義援金の受付状況

- 義援金受け付け団体*から宮城県への配分状況

第 1 次配分／555 億 2,192 万円（平成 24 年 3 月 31 日）

第 2 次配分／1,152 億 9,939 万円（平成 24 年 3 月 31 日）

※義援金受け付け団体／日本赤十字社，社会福祉法人中央共同募金会，日本放送協会，NHK 厚生文化事業団。

- 宮城県（災害対策本部）の受付状況

250 億 3,285 万 134 円（182,403 件）〔平成 24 年 3 月 31 日〕

※海外からの義援金受付状況

24 か国の個人及び団体より義援金が寄せられている。（2 億 2,738 万 7,958 円）

キ 被災者への義援金の配分

平成 24 年 1 月 19 日に開催した「第 4 回宮城県災害義援金配分委員会」では、「義援金受付団体」及び「宮城県災害対策本部」に寄せられた義援金について、その配分方法等について協議し、以下のとおり決定した。

住家被害については、半壊以上の津波浸水区域内の住家を配分対象とし、そのうち、大規模半壊以上の応急仮設住宅未利用世帯に対し加算することとした。また、人的被害や母子・父子世帯及び高齢者・障害者施設入所者等に上乘せすることとした。

なお、今後の配分についての考え方として、最終的な端数が生じた場合の配分については、「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」への配分を基本とすることとし、これによりがたい場合には、配分委員会において協議することとした。

表2-2-19-8 第4回宮城県災害義援金配分委員会（平成24年1月19日開催）における決定内容

支給対象		義援金受付団体配分額				県配分額			合計
		第1次配分	第2次配分	第3次配分	合計	第1次配分	第2次配分	合計	
人的被害 (1人当たり)	死亡・ 行方不明者	35万円	50万円	10万円	95万円	15万円	—	15万円	110万円
	災害障害見舞金 支給対象者	—	—	10万円	10万円	10万円	—	10万円	20万円
住家被害 (1世帯当たり)	全壊	35万円	50万円	—	85万円	10万円	5万円	15万円	100万円
	大規模半壊	18万円	47万円	—	65万円	7万円	3万円	10万円	75万円
	半壊 (大規模半壊除く)	18万円	27万円	—	45万円	2万円	3万円	5万円	50万円
津波浸水区 域における 住家被害 (1世帯当たり)	全壊	—	—	20万円	—	—	—	—	20万円
	大規模半壊	—	—	10万円	—	—	—	—	10万円
	半壊 (大規模半壊除く)	—	—	5万円	—	—	—	—	5万円
	仮設住宅未利用 世帯(加算) ^{※1}	—	—	10万円	—	—	—	—	10万円
震災孤児(1人当たり)		—	—	—	—	50万円	—	50万円	50万円
母子・父子世帯 (1世帯当たり) ^{※2}		—	—	10万円	—	—	20万円	20万円	30万円
高齢者・障害者施設入所者等 (1人当たり) ^{※3}		—	—	10万円	—	—	10万円	10万円	20万円

※1 仮設住宅未利用世帯

津波浸水区域において、大規模半壊以上の住家被害を受け、応急仮設住宅（プレハブ住宅・民間賃貸住宅借上げ）を利用したことがない世帯。

※2 母子・父子世帯

(1) 東日本大震災時に母子（または父子）世帯であり、震災により半壊以上の住家被害を受けたもの。

(2) 東日本大震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子（または父子）世帯となったもの。

※ ここでの子とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた者のことである。

※3 高齢者・障害者施設入所者等

東日本大震災により大規模半壊以上の被害を受けた高齢者施設及び障害者施設に入所していた者。

ただし、震災による死亡・行方不明者を除く。

【宮城県災害義援金配分委員会の開催状況】

第1回 平成23年4月13日 義援金受付団体第1次配分を決定

第2回 平成23年5月16日 宮城県受付分第1次配分を決定

第3回 平成23年6月24日 義援金受付団体第2次配分及び宮城県受付分第2次配分を決定

第4回 平成24年1月19日 義援金受付団体第3次配分を決定

(課題)

配分額を決定するに当たっては、被害の全容や件数が確定しない中で行わなければならなかったことが、特に苦勞した点である。そのため市町村が独自に受付した義援金については、配分に

において資金が不足し、一般財源から補填するケースもあった。また、被災者が受け取る義援金の額が、新潟中越沖地震や岩手・宮城内陸地震では、住家全壊の場合1件あたり300万円の義援金であったが、今回の震災では被災件数の多さからその3分の1程度にとどまった、加算される市町村独自の支援金に多寡があるため、同じような被害でも居住する市町村により差が出る、などの問題が生じた。

災害義援金の検証

◆災害義援金の配分額の決定は、被害の全容や件数が確定しない中で対応が実施された

＜県庁内部での調整＞＜計画とマニュアル＞

災害義援金は、社会福祉課が配分の対応にあたったが、その特性から過去の災害義援金と同様に配分することができず、また、被害の全容や件数が確定しない中で配分を実施しなければならなかった。これらの対応は、災害義援金の状況に応じて臨機応変に対応しなければならない。このことから、今回の対応事例や過去の災害の事例を記録として残し、対応プロセスを整理して、義援金に関する対応手順等を定めた計画等の策定が望まれる。

(3) 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援金の申請・支給状況については、平成24年3月末現在、次のとおりとなり、消防課では、被災者に速やかに支援金が支給されるよう事務処理に努めた。

支援金の申請期間は、基礎支援金が平成26年4月10日まで、加算支援金が平成30年4月10日までとなっているため、今後とも、市町村から提出された被災者からの申請書について、遅滞なく財団法人都道府県会館へ取りまとめ送付するとともに、被災者等からの照会に対して的確に対応していく必要がある。また、県ホームページ及び県の広報誌等を活用し、制度の周知徹底に努めている。

表2-2-19-9 被災者生活支援金の申請・支給状況（平成24年3月31日現在）

区分	基礎支援金		区分	加算支援金		支給決定率
	申請件数	支給決定件数		申請件数	支給決定件数	
全壊	69,168	66,818	建設・購入	8,649	7,971	96.2%
大規模半壊	42,026	41,628	補修	32,825	31,685	
長期避難	5,208	6,268	賃貸住宅	10,312	7,560	
解体（半壊・敷地）	3,831	3,574				
計	120,233	118,288	計	51,786	47,216	

※ 長期避難の一部については、全壊として申請されているものがあるため、支給決定件数の方が大となっている。

表 2-2-19-10 県内の住宅被災状況（平成 24 年 4 月 6 日現在）

区 分	全壊	半壊	一部損壊	計
棟 数	84,633	147,168	221,903	453,704

（４）県税に係る特例措置

税務課では、被災者に対する地方税制上の特例措置として地方税法の改正が行われたことから当該特例措置に対応するための県税条例の改正を適切に行うとともに、納税者のニーズに合致した他被災県では実施していない県独自の減免措置（県税減免条例の改正による対応）を講じ減免対象者を拡充したことにより、より多くの被災者の方々の税負担軽減を図ることができた。

また、当該特例措置に関する広報については、平成 23 年度発行すべての県政だより（5～3月号）において、県税の特例措置等について記事を掲載し、また、ホームページ、県政ラジオ、テレビ等のメディアを活用するとともに、税務課発行の「くらしと県税」「県税ハンドブック」においても特例措置に関する特集組むなど機会を捉えきめ細かな広報に努めたことにより納税者への周知が図られた。

県税の減免措置や地方税法の特例措置の内容については、以下のとおりである。

ア 徴収の猶予

震災により財産に著しい損失を受け、税金を納期限内に納められない場合には、申請により納税を猶予する。

イ 納入義務の免除

軽油引取税について、震災により軽油の代金及び当該税を受け取ることができなくなった場合、又は失った場合は、これに相当する税額を免除する。

ウ 個人県民税の特例措置

a 個人県民税の均等割の税率の引き上げ

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が公布・施行され、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法¹⁹第 2 条に定める基本理念に基づき平成 23 年度から平成 27 年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引上げがなされたことに伴い、県税条例において個人の県民税の均等割の引き上げを行ったもの。

具体的には、平成 26 年度及び平成 27 年度は年額 2,700 円（現行：年額 2,200 円）、平成 28 年度から平成 35 年度までの間は年額 1,500 円（現行：年額 1,000 円）に引き上げる。

b 雑損控除の特例

住宅や家財等について生じた損失の雑損控除について、平成 23 年度分の個人県民税において

¹⁹ 平成 23 年 6 月に施行された、東日本大震災からの復興についての基本理念などを定める法律。

東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

控除することができる。

雑損控除を適用した結果、その年分の総所得金額から控除しきれない損失額については、5年間（通常は3年間）繰り越すことができる。

c 雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例

災害関連支出については、その災害がやんだ日から1年以内に支出したものが雑損控除の対象となるが、東日本大震災により住宅や家財に損害が生じた場合には、3年以内に支出されるもの（住宅や家財などの原状回復のための支出など）が対象となる。

d 被災事業用資産の損失の特例

被災事業用資産の損失による純損失の金額については、5年間（通常は3年間）繰り越すことができる。

また、保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、青色申告者は被災事業用資産の損失による純損失を含む平成23年度分の純損失の総額について、白色申告者は被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失の合計額について5年間繰り越すことができる。

e 住宅借入金等特別税額控除の適用の特例

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができる。

f 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

所有する移住用の家屋が震災により居住することができなくなった者が、住宅の再取得等をした場合には、住宅借入金等特別税額控除の特例（住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び重複適用）の適用を受けることができる。

g 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を7年（現行：3年）に延長することができる。

h 買換え特例の買換え資産に係る取得期間等の延長の特例

居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災のため、その買換え資産等を取得すべき期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、その買換え資産等の取得期間等を2年の範囲内で延長することができる。

i 復興特別区域において施行される都市計画事業等に係る5,000万円控除等

復興特別区域において施行される地方公共団体等による都市計画事業等により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等の適用を受けることができる。

j 津波防災地域づくりに関する法律の制定に伴う措置

津波防災地域づくりに関する法律の一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る都市計画事業及び津波防護施設に係る収容適格事業により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等の適用を受けられる。

- k 被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例
- i. 個人の有する土地等について換地を定めない代わりに代替住宅等を取得した場合には、譲渡所得の課税上、その換地処分により譲渡した土地等の譲渡はなかったものとして、いわゆる取得価額の引き継ぎ等により課税の繰り延べを適用することができる。
 - ii. 次に掲げる場合による収容等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例又は収用交換等の場合の5,000万円特別控除等の適用を受けることができる。
 - ・ 減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業において、公共施設の整備改善事業の用に供するため
 - ・ 第二種市街地再開発事業の用に供するため
 - iii. 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が、平成23年12月14日から平成28年3月31日までの間に、地方公共団体等により買取られる場合には、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の適用を受けることができる。
 - iv. 次に掲げる場合に該当することとなった場合には、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用を受けることができる。
 - ・ 建築物の建築等の不許可に伴う買取りの申出に係る土地が買取られる場合
 - ・ 公営住宅等の用に供するための保留地が定められたことに伴い換地処分によりその土地等のうちその保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があった場合
 - v. 被災市街地復興土地区画整理事業又は第二種市街地再開発事業に係る土地等が、独立行政法人都市再生機構に代わって土地開発公社により買取られる場合には、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率（譲渡所得金額のうち2,000万円以下の部分について所得税10%、個人住民税4%）の適用を受けることができる。

エ 法人県民税・法人事業税の特例措置

a 法人県民税（均等割）の減免

平成23年3月11日において県内に所在する事務所・事業所のすべてが、地方税法に基づき市町村長が公示する「平成23年度分の固定資産税等の課税免除対象区域」内にある場合に、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度の県民税の均等割が免除される。

b 法人県民税（法人税割）・法人事業税の減免

震災により資本金・出資金の額（300万円未満の法人などは別に計算した額）の2分の1以上の額の損害を受けた場合に、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度の県民税の法人税割・事業税がそれぞれ10%減免される。

オ 個人事業税の特例措置

a 損失の繰越控除の特例

被災事業用資産の損失による損失金額については、5年間（通常は3年間）繰り越すことができる。また、保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、青色申告者は被災事業用資産以外の損失を含めた平成23年分の損失の総額について、白色申告者は被災事業用資産の損失の合計額について5年間繰り越すことができる。

b 個人事業税の減免

次のいずれかに該当する者について、平成 23 年度の個人事業税を減免する。

複数に該当する者はいずれか有利な方法で減免申請することができる。

- i 平成 22 年の事業所得が 1000 万円以下であり、事業用資産にその価額の 2 分の 1 以上の損害（保険金等により補填される金額を除く）を受けた場合には、平成 22 年の合計所得金額に応じて以下の割合で減免する。

表 2-2-19-11 個人事業税の減免割合

平成 22 年の合計所得金額	減免割合
500 万円以下	100%
500 万円超 750 万円以下	50%
750 万円超 1000 万円以下	25%

- ii 事業用資産に課税標準額の 10 分の 1 を超える損害（保険金等により補填される金額を除く）を受けた場合には、以下の算式で計算された金額を減免する。

$$\{\text{損害額} - (\text{課税標準額} \times 1/10)\} \times \text{税率} = \text{減免額}$$

- iii 平成 22 年の合計所得が 500 万円以下であり、住宅又は家財にその価額の 2 分の 1 以上の損害（保険金等により補填される金額を除く）を受けた場合には、全額免除する。

カ 不動産取得税の特例措置

a 被災代替家屋の取得に係る特例

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者、その相続人または所有者と同居する 3 親等内の親族が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額が価格から控除される。

b 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者、その相続人または所有者と同居する 3 親等内の親族が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得を平成 33 年 3 月 31 日までに行った場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合を乗じて得た額が価格から控除される。

c 被災代替農地の取得に係る特例

東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会が認めるもの（以下「被災農用地」という。）の平成 23 年 3 月 11 日における所有者（農業を営む者に限る。）、その相続人または所有者の 3 親等内の親族が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地を平成 33 年 3 月 31 日までに取得をした場合には、課税標準の算定について、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合を乗じて得た額が価格から控除される。

d 被災代替家屋の取得に係る不動産取得税の減免

被災家屋の所有者と生計を一にしていた親族（上記カー a の適用を受ける方を除く。）が、代替家屋を平成 33 年 3 月 31 日までに取得した場合には、当該代替家屋の課税標準額に当該代替家屋の床面積に対する被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額が減免される。

e 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の減免

従前の土地の所有者と生計を一にしていた親族（上記カー b の適用を受ける方を除く。）が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地を平成 33 年 3 月 31 日までに取得した場合には、当該土地の課税標準額に当該土地の面積に対する従前の土地の面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額が減免される。

f 警戒区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る特例

警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者、その相続人または所有者と同居する 3 親等内の親族が、当該家屋に代わるものとして知事が認める家屋（以下「警戒区域内家屋に係る代替家屋」という。）を当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して 3 月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1 年）を経過する日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額が価格から控除される。

g 警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「対象土地」という。）の同日における所有者、その相続人または所有者と同居する 3 親等内の親族が、当該警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地で、当該対象土地に代わるものとして知事が認める土地を当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して 3 月を経過する日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合を乗じて得た額が価格から控除される。

h 警戒区域内農地に係る代替農地の取得に係る特例

警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した農用地（以下「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）、その相続人または所有者の 3 親等内の親族が、当該対象区域内農用地に代わるものとして知事が認める農用地を当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して 3 月を経過する日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合を乗じて得た額が価格から控除される。

i 警戒区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る不動産取得税の減免

対象区域内家屋の所有者と生計を一にしていた親族（上記 f の適用を受ける方を除く）が、警戒区域内家屋に係る代替家屋を警戒区域設定指示が解除された日から起算して 3 月（警戒区域内家屋に係る代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1 年）を経過する日までの間に取得した場合には、当該代替家屋の課税標準額に当該代替家屋の床面積に対する対象区域内家屋の

床面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額が減免される。

- j 警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の減免
対象土地の所有者と生計を一にしていた親族（上記gの適用を受ける方を除く）が、警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地を警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合には、当該土地の課税標準額に当該土地の面積に対する従前の土地の面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額が減免される。
- k 居住困難区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る特例
居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋（以下「居住困難区域内家屋」という。）の同日における所有者、その相続人または所有者と同居する3親等内の親族が、当該家屋に代わるものとして知事が認める家屋（以下「居住困難区域内家屋に係る代替家屋」という。）を当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該居住困難区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額が価格から控除される。
- l 居住困難区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例
居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「対象土地」という。）の同日における所有者、その相続人または所有者と同居する3親等内の親族が、当該区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地で、当該対象土地に代わるものとして知事が認める土地を当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合を乗じて得た額が価格から控除される。
- m 居住困難区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る不動産取得税の減免
居住困難区域内家屋の所有者と生計を一にしていた親族（上記kの適用を受ける方を除く。）が、居住困難区域内家屋に係る代替家屋を当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得した場合には、当該代替家屋の課税標準額に当該代替家屋の床面積に対する居住困難区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額が減免される。
- n 居住困難区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の減免
対象土地の所有者と生計を一にしていた親族（上記lの適用を受ける方を除く。）が、居住困難区域内家屋に係る代替家屋を当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合には、当該土地の課税標準額に当該土地の面積に対する従前の土地の面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額が減免される。
- o 被災家屋に係る不動産取得税の減免
平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に取得した家屋が、震災により滅失・損壊した場合には、取得した家屋の税額を当該家屋の床面積をもって除して得た額に当該滅失・損

壊した床面積を乗じて得た額に相当する金額が減免される。

キ 自動車取得税の特例措置

a 被災代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車（以下「被災自動車」という。）の所有者等が、当該被災自動車に代わるものと知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税が非課税となる。

b 警戒区域内自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税

次に掲げる自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を同日から平成26年3月31日までに取得した場合には、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税が非課税となる。

- i 警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの
- ii 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、当該警戒区域設定指示が解除された日から2月以内に用途を廃止し又は引き取り業者に引き渡したもの
- iii 警戒区域設定指示が行われた日から警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、移動させた日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの

c 自動車持出困難区域内自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税

次に掲げる対象区域内用途廃止等自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める代替自動車を同日から平成26年3月31日までに取得した場合には、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税が非課税となる。

- i 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から継続して自動車持出困難区域内にあった自動車で、当該持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
- ii 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日までの間継続して自動車持出困難区域にあった自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は引き取り業者に引き渡したもの
- iii 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの

ク 自動車税の特例措置

a 被災代替自動車に係る自動車税の非課税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した被災自動車の所有者等が当該被災自動車に代わるものとして道府県知事が認める自動車を取得した場合には、当該自動車に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税となる。

b 警戒区域内自動車の代替自動車に係る自動車税の非課税

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わるものとして道府県知事が認める自動車を取得した場合において、当該自動車に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税となる。

c 警戒区域内自動車に対する自動車税の特例

警戒区域内にある自動車で用途廃止を事由とした永久抹消登録等がなされた自動車に対しては、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税が課されないこととなる。

d 自動車持出困難区域内自動車の代替自動車に係る自動車税の非課税

自動車持出困難区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合において、当該自動車にかかる平成24年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税となる。

e 自動車持出困難区域内自動車に対する自動車税の特例

自動車持出困難区域内にある自動車で用途廃止を事由とした永久抹消登録等がなされた自動車に対しては、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日に遡って自動車税が課されないこととなる。

f 被災自動車に対する自動車税の減免

震災により、所有する自動車が、損傷、交通途絶などの理由により運行することができなくなったと認められる期間が15日（損傷の場合は10日）を超える場合には、運行できなくなった日からその自動車が運行することができることとなった日の前日までの月数分を減免する。

ケ 軽油引取税の特例措置

a 軽油引取税の減免

震災により、宮城県に特別徴収義務者として登録している特約業者又は元売業者が所有する貯蔵タンクやタンクローリー車などから未課税の軽油が流出などした場合に、その流出などした軽油相当分を免除する。

コ 復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例

東日本大震災復興特別区域法の制定に伴い、認定復興推進計画において定められた復興産業集積区域内にて、認定地方公共団体の指定を受けた個人及び法人に対して、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成及び活性化、雇用機会の確保等に資する事業に係る事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除を行い、東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図る。

表2-2-19-12

平成23年度東日本大震災による県税減免額の実績（平成24年3月31日現在）		
・個人県民税：	81億円	・不動産取得税： 9億円
・個人事業税：	1億円	・自動車取引税： 9億円
・法人事業税：	1億円	・軽油引取税： 1千万円
		・自動車税： 5億円

特例措置の申請については、大量の申請があったため、審査して情報を反映するまでの時差について県民の方より指摘を受けるケースはあった。特に被災自動車に対する自動車税の減免については、

平成 23 年 7 月末をピークに 1 日で 400 件ほどの申請があり、審査およびデータ入力などの事務対応に苦慮した。現在でも 1 日あたり 100 件程度の申請がなされており、この状況は今後も継続すると考えられる。

その他の税目に関しては、申請件数自体は少なくなってきたはいるが、一件一件の事実確認や対応に時間を要する案件が多くなってきている。

平成 24 年 4 月以降もほぼ同じ状況であり、臨時職員は在職しているものの補助作業が主であり、税額計算などの根幹の業務に関しては最終的に職員が行わなければならない、職員の負担は軽減されていない。

納税者の反応としては、県政だよりの震災減免の項目を見ての反応が多かった。掲載内容は変更がない限り全く同じ内容ではあるが、掲載されていることに気付いて問い合わせしてくるというケースが多いようである。ホームページにも情報は掲載しているが、ホームページは目的意識を持った人がアクセスしてくることがほとんどと思われるので、関心がなかった人がふと気づくという意味では、県政だよりのような冊子のほうが効果的と考えられる。また、被災自動車に対する自動車税の減免についてはテレビやラジオでも情報を提供していたが、それを見た視聴者からの問い合わせが多かったことから、テレビの影響が大きいことを認識した。

県税に係る特例措置対応の検証

◆特例措置の申請に関わる業務は、納税者への周知方法の充実が必要であった

＜広報＞＜計画やマニュアル＞

税務課が対応した特例措置の申請については、大量に申請があった時期は、事実確認や税額計算などの対応に時間を要することがあり、反映するまでに一定の期間を必要とした。このため、納税者からは早期の対応を求められる状況もみられている。特例措置の申請業務は、納税者の申請状況が多い場合に限って対応体制を増員調整することは困難であり、また、事務処理の対応を迅速化することも限界があったことから県としては最大限の対応をしていたと考えられる。他方で、納税者に理解を得るための広報活動を充実することで、申請事務等の内容について理解を得るような取り組みの充実も必要であったと考えられる。このことから、今後は、特例措置の内容や申請にかかる期間についてどのように納税者に伝えていくかについて検討しておく必要がある。

(5) 各種手続等の手数料・使用料の減免

関係各課では、震災により被災された方々が免許証（状）などについて被災により再取得を余儀なくされた場合の各種手数料や、事業活動のために必要となる行政手続きに関する各種手続の手数料等を減免していたが、次の手数料・使用料について、平成 23 年度に引き続き平成 24 年度も減免措置を継続することとした。

ア 対象者

東日本大震災により被災した県民及び県内事業者等

イ 既納付者に対する措置

原則として、平成23年3月11日の地震以降に納付されたものについては還付

ウ 減免する手数料等の一覧

表2-2-19-13 各種証明書等の再交付・書換に係るもの（主として個人に関するもの）

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
1	製菓衛生師免許証の書換え交付手数料	2,800円	全額	平成25年3月31日まで
2	製菓衛生師免許証の再交付手数料	3,500円	全額	平成25年3月31日まで
3	クリーニング師免許証再交付申請手数料	3,400円	全額	平成25年3月31日まで
4	クリーニング師免許証訂正申請手数料	2,900円	全額	平成25年3月31日まで
5	准看護師免許証再交付手数料	4,100円	全額	平成25年3月31日まで
6	診療エックス線技師免許証再交付手数料	4,200円	全額	平成25年3月31日まで
7	介護支援専門員証の書換手数料	2,200円	全額	平成25年3月31日まで
8	介護支援専門員証の再交付手数料	2,000円	全額	平成25年3月31日まで
9	栄養士免許の再交付手数料	3,800円	全額	平成25年3月31日まで
10	調理師免許の再交付手数料	3,800円	全額	平成25年3月31日まで
11	受胎調節実地指導員指定証の再交付手数料	2,800円	全額	平成25年3月31日まで
12	受胎調節実地指導員標識の再交付手数料	2,500円	全額	平成25年3月31日まで
13	保育士証の再交付手数料	1,100円	全額	平成25年3月31日まで
14	薬局開設・医薬品販売業・高度管理医療機器等販売業賃貸業許可証再交付申請手数料	2,900円	全額	平成25年3月31日まで
15	販売従事登録証再交付申請手数料	3,200円	全額	平成25年3月31日まで
16	配置従事者身分証明書書換え交付申請手数料	2,000円	全額	平成25年3月31日まで
17	配置従事者身分証明書再交付申請手数料	2,900円	全額	平成25年3月31日まで
18	登録販売者試験合格証明書再交付申請手数料	3,200円	全額	平成25年3月31日まで
19	麻薬取扱者免許証再交付申請手数料	3,000円	全額	平成25年3月31日まで
20	覚せい剤原料取扱者指定証再交付申請手数料	3,000円	全額	平成25年3月31日まで
21	医薬品等製造販売業・製造業・医療機器修理業許可証再交付申請手数料	2,900円	全額	平成25年3月31日まで
22	毒物劇物製造業・販売業登録票再交付申請手数料	4,000円	全額	平成25年3月31日まで
23	毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請手数料	4,000円	全額	平成25年3月31日まで
24	職業訓練指導員免許証の再交付手数料	2,000円	全額	平成25年3月31日まで
25	技能検定合格証書の再交付手数料	2,000円	全額	平成25年3月31日まで
26	家畜人工授精師免許証の再交付手数料	1,700円	全額	平成25年3月31日まで
27	家畜商免許証の再交付手数料	1,100円	全額	平成25年3月31日まで

28	漁業許可変更手数料	2,400円	全額	平成25年3月31日まで
29	免許漁業原簿の謄本交付手数料	520円	全額	平成25年3月31日まで
30	漁業図謄本交付手数料	520円	全額	平成25年3月31日まで
31	免許漁業原簿の閲覧手数料	280円	全額	平成25年3月31日まで
32	漁船登録票再交付手数料	2,400円	全額	平成25年3月31日まで
33	漁船変更登録手数料	2,300円～ 4,000円	全額	平成25年3月31日まで
34	漁船登録謄本交付手数料	440円	全額	平成25年3月31日まで
35	教育職員免許状再交付手数料	1,100円	全額	平成25年3月31日まで
36	運転免許証再交付申請手数料	3,650円	全額	平成25年3月31日まで
37	銃砲刀剣類所持許可証書換申請手数料	1,800円	全額	平成25年3月31日まで
38	銃砲刀剣類所持許可証再交付申請手数料	2,200円	全額	平成25年3月31日まで
39	年少射撃資格認定証書換申請手数料	1,800円	全額	平成25年3月31日まで
40	年少射撃資格認定証再交付申請手数料	1,900円	全額	平成25年3月31日まで
41	警備員指導教育責任者資格者証書換申請手数料	2,000円	全額	平成25年3月31日まで
42	警備員指導教育責任者資格者証再交付申請手数料	1,800円	全額	平成25年3月31日まで
43	警備員検定合格証明書書換申請手数料	2,200円	全額	平成25年3月31日まで
44	警備員検定合格証明書再交付申請手数料	2,000円	全額	平成25年3月31日まで
45	機械警備業務管理者資格者証書換申請手数料	2,000円	全額	平成25年3月31日まで
46	機械警備業務管理者資格者証再交付申請手数料	1,800円	全額	平成25年3月31日まで
47	自動車保管場所証明書交付申請手数料	2,100円	全額	平成25年3月31日まで
48	自動車保管場所標章（再）交付申請手数料	500円	全額	平成25年3月31日まで
49	駐車監視員資格者証書換交付申請手数料	2,100円	全額	平成25年3月31日まで
50	駐車監視員資格者証再交付申請手数料	2,000円	全額	平成25年3月31日まで

表2-2-19-14 営業活動の再開のために必要なもの（主として事業活動に関するもの）

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
1	移送取扱所の設置許可手数料	21,000円～	全額	平成25年3月31日まで
2	移送取扱所の変更許可手数料	10,500円～	全額	平成25年3月31日まで
3	移送取扱所の仮使用承認申請手数料	5,400円	全額	平成25年3月31日まで
4	高圧ガス製造許可手数料	7,400円～ 560,000円	全額	平成25年3月31日まで
5	高圧ガス製造施設等変更許可手数料	3,200円～ 370,000円	全額	平成25年3月31日まで
6	高圧ガス貯蔵所設置許可手数料	25,000円	全額	平成25年3月31日まで
7	高圧ガス第一種貯蔵所位置等変更許可手数料	11,000円～ 14,000円	全額	平成25年3月31日まで

8	高圧ガス容器検査所登録手数料	16,000円	全額	平成25年3月31日まで
9	容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力変更に係る刻印等手数料	1,400円	全額	平成25年3月31日まで
10	液化石油ガス販売事業者の認定手数料	55,000円～ 110,000円	全額	平成25年3月31日まで
11	液化石油ガス貯蔵施設等設置許可手数料	21,000円× 貯蔵施設等数	全額	平成25年3月31日まで
12	液化石油ガス貯蔵施設等変更許可手数料	17,000円× 貯蔵施設等数	全額	平成25年3月31日まで
13	液化石油ガス充てん設備許可手数料	28,000円× 充てん設備数	全額	平成25年3月31日まで
14	液化石油ガス充てん設備変更許可手数料	19,000円× 充てん設備数	全額	平成25年3月31日まで
15	飲食店営業許可申請手数料	16,000円	全額	平成25年3月31日まで
16	喫茶店営業許可申請手数料	9,600円	全額	平成25年3月31日まで
17	菓子製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成25年3月31日まで
18	あん類製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成25年3月31日まで
19	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成25年3月31日まで
20	乳処理業許可申請手数料	21,000円	全額	平成25年3月31日まで
21	乳製品製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成25年3月31日まで
22	集乳業許可申請手数料	9,600円	全額	平成25年3月31日まで
23	乳類販売業許可申請手数料	9,600円	全額	平成25年3月31日まで
24	食肉処理業許可申請手数料	21,000円	全額	平成25年3月31日まで
25	食肉販売業許可申請手数料	9,600円	全額	平成25年3月31日まで
26	食肉製品製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成25年3月31日まで
27	魚介類販売業許可申請手数料	9,600円	全額	平成25年3月31日まで
28	魚介類せり売営業許可申請手数料	21,000円	全額	平成25年3月31日まで
29	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	16,000円	全額	平成25年3月31日まで
30	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	21,000円	全額	平成25年3月31日まで
31	清涼飲料水製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成25年3月31日まで
32	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成25年3月31日まで
33	氷雪製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成25年3月31日まで
34	氷雪販売業許可申請手数料	14,000円	全額	平成25年3月31日まで
35	食用油脂製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成25年3月31日まで
36	みそ製造業許可申請手数料	16,000円	全額	平成25年3月31日まで
37	醤油製造業許可申請手数料	16,000円	全額	平成25年3月31日まで
38	ソース類製造業許可申請手数料	16,000円	全額	平成25年3月31日まで

39	酒類製造業許可申請手数料	16,000円	全額	平成25年3月31日まで
40	豆腐製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成25年3月31日まで
41	納豆製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成25年3月31日まで
42	めん類製造業許可申請手数料	14,000円	全額	平成25年3月31日まで
43	そうざい製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成25年3月31日まで
44	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成25年3月31日まで
45	添加物製造業許可申請手数料	21,000円	全額	平成25年3月31日まで
46	加工業登録申請手数料	5,800円	全額	平成25年3月31日まで
47	加工業登録証書換え・再交付手数料	700円	全額	平成25年3月31日まで
48	行商登録証書換え・再交付手数料	500円	全額	平成25年3月31日まで
49	準用施設設置許可申請手数料	17,000円	全額	平成25年3月31日まで
50	飼養又は収容の許可申請手数料	6,800円	全額	平成25年3月31日まで
51	動物取扱業登録申請手数料	15,000円	全額	平成25年3月31日まで
52	興行場許可申請手数料	22,000円	全額	平成25年3月31日まで
53	旅館業許可申請手数料	22,000円	全額	平成25年3月31日まで
54	旅館業承継申請手数料	7,400円	全額	平成25年3月31日まで
55	公衆浴場許可申請手数料	22,000円	全額	平成25年3月31日まで
56	理容所開設検査手数料	16,000円	全額	平成25年3月31日まで
57	美容所開設検査手数料	16,000円	全額	平成25年3月31日まで
58	クリーニング所開設検査手数料	16,000円	全額	平成25年3月31日まで
59	病院開設許可手数料	41,000円	全額	平成25年3月31日まで
60	診療所開設許可手数料	18,000円	全額	平成25年3月31日まで
61	助産所開設許可手数料	11,000円	全額	平成25年3月31日まで
62	病院検査手数料（実地検査）	43,000円	全額	平成25年3月31日まで
63	病院検査手数料（自主検査）	13,000円	全額	平成25年3月31日まで
64	診療所検査手数料（実地検査）	22,000円	全額	平成25年3月31日まで
65	診療所検査手数料（自主検査）	7,000円	全額	平成25年3月31日まで
66	助産所検査手数料（実地検査）	16,000円	全額	平成25年3月31日まで
67	助産所検査手数料（自主検査）	5,000円	全額	平成25年3月31日まで
68	衛生検査所登録手数料	80,000円	全額	平成25年3月31日まで
69	衛生検査所登録証明書書換交付手数料	8,200円	全額	平成25年3月31日まで
70	衛生検査所登録証明書再交付手数料	8,200円	全額	平成25年3月31日まで
71	衛生検査所登録変更手数料	61,000円	全額	平成25年3月31日まで
72	介護老人保健施設開設許可申請手数料	63,000円	全額	平成25年3月31日まで
73	介護老人保健施設変更許可申請手数料	33,000円	全額	平成25年3月31日まで
74	薬局開設・医薬品販売業・高度管理医療機器等販売業賃貸業許可申請手数料	29,000円～ 30,000円	全額	平成25年3月31日まで

75	薬局製造販売医薬品製造販売承認・製造販売業・製造業許可申請手数料	90円～ 11,000円	全額	平成25年3月31日まで
76	麻薬取扱者免許申請手数料	4,500円～ 15,400円	全額	平成25年3月31日まで
77	向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料	4,500円	全額	平成25年3月31日まで
78	覚せい剤原料取扱者指定申請手数料	12,700円	全額	平成25年3月31日まで
79	医薬品等製造業・製造販売業・医療機器修理業許可申請手数料	31,800円～ 147,000円	全額	平成25年3月31日まで
80	温泉利用・掘削等許可申請手数料	7,400円～ 120,000円	全額	平成25年3月31日まで
81	毒物劇物販売業・輸入業・製造業登録申請	14,700円～ 27,200円	全額	平成25年3月31日まで
82	小型漁船の総トン数測度手数料	14,000円～ 37,000円	全額	平成25年3月31日まで
83	漁業権免許に係る手数料	3,700円	全額	平成25年3月31日まで
84	漁業権共有認可に係る手数料	3,700円	全額	平成25年3月31日まで
85	定置及び区画漁業権の抵当権設定認可に係る手数料	1,200円	全額	平成25年3月31日まで
86	漁業許可手数料	2,900円	全額	平成25年3月31日まで
87	漁船登録手数料	4,600円～ 7,900円	全額	平成25年3月31日まで
88	風俗営業許可申請（パチンコ店）手数料	27,000円	全額	平成25年3月31日まで
89	風俗営業許可申請（パチンコ店，3月以内）手数料	16,000円	全額	平成25年3月31日まで
90	風俗営業許可申請（上記台数）手数料	20円	全額	平成25年3月31日まで
91	風俗営業許可申請（パチンコ店以外）手数料	27,000円	全額	平成25年3月31日まで
92	風俗営業許可申請（パチンコ店以外，3月以内）手数料	15,000円	全額	平成25年3月31日まで
93	風俗営業許可申請（パチンコ店・滅失特例）手数料	34,400円	全額	平成25年3月31日まで
94	風俗営業許可申請（パチンコ店以外・滅失特例）手数料	34,400円	全額	平成25年3月31日まで
95	風俗営業許可証再交付申請手数料	1,200円	全額	平成25年3月31日まで
96	風俗営業所構造設備変更承認申請手数料	11,000円	全額	平成25年3月31日まで
97	風俗営業認定証再交付申請手数料	1,200円	全額	平成25年3月31日まで
98	遊技機変更承認（受付件数）申請手数料	3,400円	全額	平成25年3月31日まで
99	遊技機変更承認（台数）申請手数料	20円	全額	平成25年3月31日まで

100	古物営業許可証再交付申請手数料	1,300円	全額	平成25年3月31日まで
101	古物営業許可証書換申請手数料	1,500円	全額	平成25年3月31日まで
102	質屋営業所移転許可申請手数料	12,000円	全額	平成25年3月31日まで
103	質屋営業管理者新設・変更許可申請手数料	5,700円	全額	平成25年3月31日まで
104	質屋営業許可証書換申請手数料	1,500円	全額	平成25年3月31日まで
105	質屋営業許可証再交付申請手数料	1,300円	全額	平成25年3月31日まで
106	警備業認定証再交付申請手数料	2,000円	全額	平成25年3月31日まで
107	警備業認定証書換申請手数料	2,200円	全額	平成25年3月31日まで
108	探偵業変更届出手数料	1,500円	全額	平成25年3月31日まで
109	探偵業届出証明書再交付申請手数料	1,000円	全額	平成25年3月31日まで
110	自動車運転代行業認定証再交付申請手数料	1,900円	全額	平成25年3月31日まで
111	自動車運転代行業認定証書換申請手数料	2,100円	全額	平成25年3月31日まで

表2-2-19-15 復旧を促進させるもの

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
1	港湾施設使用料（支援物資運搬船等）	1円～1,050,000円	全額	平成25年3月31日まで
2	水域等占用料（支援活動目的）	32円～2,592円	全額	平成25年3月31日まで
3	入港料（支援物資運搬船等）	1円～2円	全額	平成25年3月31日まで
4	道路使用許可申請手数料	2,300円	全額	平成25年3月31日まで

表2-2-19-16 経済的負担を軽減させるもの

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
1	宗教法人の境内地境内建物に係る登録免許税非課税証明手数料	3,000円	全額	平成25年3月31日まで
2	学校法人等の校舎等の取得等に係る登録免許税非課税証明手数料	1,000円	全額	平成25年3月31日まで
3	高等看護学校入学金	250,000円	全額・半額	平成25年3月31日まで
4	高等看護学校授業料	360,000円	全額・半額	平成25年3月31日まで
5	県立高等技術専門校の入学者選抜手数料	2,200円	全額	平成25年3月31日まで
6	県立高等技術専門校の入学金	5,650円	全額	平成25年3月31日まで
7	県立高等技術専門校の授業料	118,800円	全額	平成25年3月31日まで
8	農業大学校寄宿舎料	100円～1,200円	全額	平成25年3月31日まで
9	農業大学校入学金	5,650円	全額	平成25年3月31日まで
10	農業大学校入学者選抜手数料	2,200円	全額	平成25年3月31日まで

11	農業大学校授業料	118,800円	全額	平成25年3月31日まで
12	建築確認等手数料	8,000円～ 620,000円	半額～ 全額	平成25年3月31日まで
13	県立学校入学者選抜手数料	200円～ 2,200円	全額	平成25年3月31日まで
14	県立学校寄宿舎料	300円(月額)	全額	平成25年3月31日まで
15	県立学校入学金	500円～ 5,650円	全額	平成25年3月31日まで

表2-2-19-17 その他

No.	手数料等の名称	金額	減免額	減免期間
1	漁港施設使用料	7円～540円	全額	使用等不能期間
2	公共用財産使用料	3円～180円	全額	使用等不能期間
3	道路占用料	2円～ 2,000円	全額	使用等不能期間
4	流水占用料等	3円～ 4,880,000円	全部又は 一部を返 還・免除	使用等不能期間
5	海岸占用料等	5円～ 43,900円	全部又は 一部を返 還・免除	使用等不能期間
6	教育職員免許状有効期間延長手数料	2,000円	全額	平成25年3月31日まで
7	教育職員免許状修了確認期限延期手数料	2,000円	全額	平成25年3月31日まで

(6) 特例旅券の発給

国際経済・交流課では、平成23年6月8日公布、同日施行の「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（旅券特例法）²⁰」に基づき、東日本大震災により自宅が半壊以上の被害を受けた方に対し、紛失等した旅券の残存有効期間を限度とする震災特例旅券を国の手数料なしで発行しており、発給対象者は旅券特例法施行日から平成25年3月31日まで申請した方である。また、県ではこの法律を受けて「宮城県手数料条例施行規則」の一部を改正し、①「旅券特例法」に基づく特例旅券の発給に係る手数料を免除し、②「旅券特例法」施行前までに同法と同様の内容で申請された一般旅券の発給に係る手数料を免除することとし、請求に基づき手数料を還付している。

平成24年3月31日までの申請件数は、①震災特例旅券の発給が794件、②還付請求が92件となっている。

²⁰ 平成23年6月に施行された、東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災者が一般旅券を紛失等したことに対処するため、当該旅券の紛失届を提出した被災者に対し、国の手数料を徴収することなく、当該旅券の有効期限までの一般旅券である「震災特例旅券」を発給することを可能とする法律。

旅券特例法は、平成23年4月9日に県が国に提出した「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」に対し、国から回答された内容で法制化、施行された。

表2-2-19-18 特例旅券法に係る申請件数の推移

期間	申請件数	
	震災特例旅券の発給	還付請求
平成23年6月8日～平成23年9月30日	439	88
平成23年10月1日～平成24年3月31日	355	4
計	794	92

(7) 外国人県民への対応

国際経済・交流課では、県が財団法人宮城県国際交流協会（現：公益財団法人宮城県国際化協会）に委託し、外国人県民の様々な相談に対応するために設置している「みやぎ外国人相談センター（仙台市）」において、英語・中国語・韓国語・日本語に加え、ポルトガル語・タガログ語で常時相談を受けられるよう、相談員への携帯電話支給を平成23年9月まで継続した。震災後6か月からの半年間の「みやぎ外国人相談センター」への相談件数は130件で、うち震災関連（被災者支援や放射の影響等に関する相談）は13件であった。

表2-2-19-19 「みやぎ外国人相談センター」への相談件数の推移

期間	相談件数	
		うち震災関連
平成23年4月1日～平成23年9月30日	430	297
平成23年10月1日～平成24年3月31日	130	13
計	560	310

外国人県民への対応の検証

◆外国人県民への安否確認、情報発信・伝達については、日頃から外国人県民の防災意識を醸成する取組が必要であった

<情報><計画やマニュアル>

災害時には、県民の「自助」による身の安全の確保や、地域での「共助」による迅速な避難行動といった対応が必要であった。東日本大震災では、日本語の話せない外国人県民が「津波が来たので高台に逃げてください」と声をかけられても意味が理解できなかったという話も聞かれた。そこで、日頃から「ツナミ」（津波）、「タカダイ」（高台）といった日本語を外国人県民に教えておき、地震時には迅速に避難できるよう普及啓発していくことが必要である。また、多文化共生の取組を通じて、外国人県民が地域コミュニティの一員となることで、災害への備えとなることも期待される。多言語で防災マニュアルを作成・配布するだけでなく、こういった取組を通じて、「自助」、「共助」による地

域防災力を向上していくことで、災害時にも外国人県民の安全を確保できる体制を充実強化することが必要である。

(8) 被災動物の保護対策

ア 地震発生後6か月以降の対応（平成23年9月～平成24年3月）

平成24年3月11日までに、被災動物保護センターで預かっていた、飼い主のいない動物はすべて譲渡先が決まった。これに伴い、被災動物救護本部（宮城県獣医師会）では、震災発生後1年をもって、被災動物保護センターを閉鎖した。

譲渡希望者には被災動物保護センターに来所してもらい、マッチング（希望の犬の観察や相性をみること）に十分な時間をかけることが必要との考え方から、日時を決めてのイベント的な譲渡会については、平成23年6月25日以降実施していない。

また、平成24年3月15日に被災動物保護センター閉所式のセレモニーを行い、平成24年3月18日には、動物の世話をしてもらったボランティアの解散式を行った。被災動物保護センターに登録したボランティアの総数は、88名であった。なお、被災動物保護センターの運営は宮城県獣医師会が担当していたため、県としてボランティアの調整等を行っていない。

県が保護した動物の総数は以下のとおりである。

表2-2-19-20 県が保護した動物の総数

区分	保護数（匹）
犬	202
猫	16

イ 各保健福祉事務所（保健所）の対応

a 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

宮城県獣医師会石巻支部が主に石巻市、東松島市、女川町における被災動物の応急処置等の救護活動を目的に開設していた動物救護センターが、平成23年9月に閉鎖された。

なお、業務はほぼ通常の獣疫衛生業務に戻っており、宮城県動物愛護センターから畜犬パトカーを借用して活動していたが、平成24年2月末に新しい畜犬パトカーが納車された。

b 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

震災以降継続して迷い犬を随時保護し、飼い主への返還と里親への譲渡を積極的に進めた。保護した犬については、保護した場所、毛色、性別、首輪の色など、できる限り詳細な情報を発信し、同時に失踪届との照会にも注力、早期の返還につながるよう努めた。平成23年9月から平成24年3月までの活動実績では、保護された26頭の犬のうち17頭は飼い主に返還、4頭は新たな飼い主への譲渡となり、住環境が震災前より悪くなっている中、保護犬のうち約8割の飼い主を見つけることができた。

被災した犬の保護に当たっては、保護期間が長期に及んだため、受入れ施設が保健所だけでは足りず、その場所の確保が問題となったが、市内動物取扱業者からボランティアとして受け入れ

る旨の申し出があり、一時預かりを依頼することができた。

また、被災動物の飼養を希望される方々からの問い合わせに対しては、宮城県被災動物救護本部の窓口を紹介した。その他、被災動物一時預かりのボランティアに対してはペットフードの提供、動物の飼い主の要望に応じてリード等の物品を貸し出したりした。

(9) 二重ローン対策

ア 背景

国の住宅ローンに係る支援策としては、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資による5年間無利子を実現し、新たな住宅ローンの負担を低減する措置をとった。

一方で、既存の住宅ローンに関する支援策は個人版私的整理ガイドライン²¹や住宅金融支援機構からの借入者が対象の軽減措置しかなく、一般金融機関からの借り入れで返済意向のある被災者への支援が無かった。そのため、住宅課では、既存の住宅ローンを軽減し住宅再建を支援する宮城県独自の制度として、復興基金を活用し、二重ローン支援事業を事業化した。なお、岩手県でも同様の制度を間接補助として開始しており、福島県でも後日同様の制度が開始された。

イ 事業の趣旨

宮城県住宅再建支援事業は、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額を補助するものである。

ウ 事業の概要

a 補助対象要件（以下のすべてを満たす方）

- i 県内の自ら居住する住宅を東日本大震災により被災された方で、発災（平成23年3月11日）以前にその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有する方
- ii 住宅再建のために、新たな住宅ローンを契約した前月末時点で、上記の被災住宅に5百万円以上の既存の住宅ローンを有する方
 - ※ 新たな住宅ローンの契約は、東日本大震災の発災（平成23年3月11日）以降に契約された方が対象となる。
- iii 県内に自ら居住する住宅の再建のために、5百万円以上の新たな住宅ローンを有する方
 - ※ 住宅金融支援機構の「親孝行ローン」など、被災者の住宅再建のために、近親者が5百万円以上の新たな住宅ローンを有する場合を含む。
 - ※ 既存の住宅ローンの借換分を含む場合は、新たな住宅ローンから借換分を除いた額が5百万円以上となる場合を含む。
 - ※ 住宅ローンは、新築・増築・補修・新築（中古）住宅購入・居住する住宅にかかる宅地購入（補修）など、自ら居住する住宅のために①住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）、②民間金融機関、③雇用・能力開発機構、④各種共済組合等、⑤事業者等（融資制度につ

²¹ 平成23年7月に発足した「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」において、金融機関団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表されたガイドライン。

いて明文規定のあるものに限る。) などから、借り入れたものが対象となる。また、複数借り入れている場合は、その合計額となる。

b 事業期間

平成 27 年度末
(平成 28 年 3 月 31 日までに補助申請される方)

c 補助金額

既存の住宅ローンにかかる 5 年間の利子相当額 (元利均等毎月償還による算定額 (上限 50 万円)) を補助する。

d 補助申請の時期

補助申請は、新たな住宅ローンの契約時点から、原則 3 か月以内に申請。

なお、受付開始以前(平成 24 年 1 月 23 日以前)に新たな住宅ローンを契約されている方は、原則、平成 24 年 3 月 31 日までに申請。

エ 事業計画

想定対象戸数 : 8,000 戸
総事業費 : 4,000 百万円
平成 23 年度 1,000 戸
平成 24 年度 3,000 戸
平成 25 年度 2,500 戸
平成 26 年度 1,000 戸
平成 27 年度 500 戸

オ 事業開始までの流れ

平成 23 年 12 月まで	事業検討
平成 23 年 12 月 5 日	各市町村へ、本事業の受付窓口の協力依頼 (一部の市町村では協力を得られなかった)
平成 24 年 1 月 12 日	チラシの配布
平成 24 年 1 月 13 日	各市町村・土木事務所向けの事業説明会を開催、記者資料発表
平成 24 年 1 月 23 日	申請受付開始
平成 24 年 1 月 26 日	手引きの配布
(各種広報による周知)	県広報、市町村広報、新聞広告欄、ラジオ、デジタルテレビ情報欄など

カ 平成 23 年度末での実績状況

(対象期間：平成 24 年 1 月 23 日～平成 24 年 3 月 31 日)

補助申請件数 : 170 件
補助金交付決定件数 : 137 件
交付決定額 : 66.7 百万円
問い合わせ件数 : 613 件

キ その他

この制度は、当初、間接補助として検討されていたが、被災市町村の対応が難しいこともあり、

県で直接対応を行うこととなった。また、住宅再建など復興への動きは早いと予想していたが、土地不足の問題などから当事業の実績は想定を下回った。復興への動きが本格化した際には、当事業における県の対応人員の不足が今後、懸念される。

二重ローン対策の検証

◆今後、被災者の生活基盤の安定が進むに連れ、二重ローンの申請件数が増加することが想定されるため、対応体制を検討し、必要に応じて対応事項をとりまとめた手順書等も整備しておくことが必要となる

＜県庁内部での調整＞＜計画やマニュアル＞

住宅課では、当初二重ローンの対策について間接補助を検討していたが、市町村は被災の影響が大きいため、県自らが対応を行うこととした。県が直接対応したため市町村の負担を軽減できたことは評価できる。

土地不足等の影響もあり、申請は当初の予定を下回っており、また住宅課のみで対応しており人員が限られていることなどからも、今後本格的に動き出した場合の人手不足が懸念されている。事務処理の難易度は高くないが、必要書類が足りないなどの不備が現在でも散見され、手続きに時間がかかることもある。

今後の二重ローンの申請増加に備え、増員の確保、必要な教育やトレーニング、担当者が事務処理を行う上での対応手順や基準、必要となる書類、関係機関との調整などを取りまとめた手順書等を作成し、標準化しておくことが望ましい。

20 埋火葬対策

(1) 仮埋葬（土葬）及び改葬への支援

平成23年9月以降継続して行われていた東松島市及び気仙沼市による改葬（遺体掘り起こし及び火葬）は、東松島市は平成23年10月10日、気仙沼市は同年11月19日に完了した。これにより、県内すべての改葬が終了した。

(2) 災害救助法の適用

災害救助法の適用による「通常死である者」に係る火葬料等の減免は、平成23年4月30日火葬分までとしたが、地震や津波等により死亡した者や避難した避難所において死亡した者などの「死亡が被災と直接の関係があると認められる者」（ただし、津波により流され遺体が発見されない場合や改葬の場合は除く）に係る減免については、応急仮設住宅建設の進捗状況や各避難所の閉鎖見込みなどから、平成23年9月30日火葬分までを対象とした。

(3) 身元不明遺骨の保管及び引き渡し

海上で発見され、ヘリコプターでグランディ21に搬送された身元不明遺体の遺骨は、塩釜保健所黒川支所に保管している。（平成23年8月30日より）

平成23年9月末時点では43柱であったが、県警によるDNA鑑定により、平成24年3月末までに24柱の身元が判明し、随時遺族に引き渡しを行った。

同年3月末時点の保管数は19柱となった。本来は市町村が対応すべきであったが、非常事態における特例的な措置として、県（食と暮らしの安全推進課）が対応することとした。

埋火葬対策の検証

◆大規模災害における埋火葬対策は、市町村のみでの対応は限界があり県が重要な役割を果たした

＜計画やマニュアル＞

埋火葬対策に関して、本災害では本来は市町村が対応する内容についても、特例的な措置として食と暮らしの安全推進課が市町村に代わり対応を実施している。特に、身元不明遺骨の保管及び引渡しなどの長期的な対応等を実施したことは評価すべき内容であった。他方で、これは緊急的な対応であり一時的なものであるため、今後は恒久的な広域的埋火葬の計画を、県、市町村、関係機関が連携して検討しておくことが必要である。

21 震災廃棄物対策

(1) 災害廃棄物処理の実施

震災廃棄物対策課では、特に被害の著しい沿岸地域の15市町のうち、県が災害廃棄物の処理を受託した12市町について、効率的に廃棄物の処理を行うため、既存の市町や一部事務組合の枠を超えた地域ブロックごとに処理を実施することとした。

地域ブロックは、気仙沼ブロック、石巻ブロック、宮城東部ブロック及び亶理名取ブロックの4ブロックとし、さらに地理的要因等により、気仙沼ブロックについては気仙沼処理区及び南三陸処理区に、亶理名取ブロックについては名取処理区、岩沼処理区、亶理処理区及び山元処理区に分け、処理区ごとに処理を実施することとした。処理区の割り振りは、ブロックを構成する各市町の意見を聞きながら行った。

気仙沼ブロックの気仙沼処理区では、処理場（二次仮置き場）を旧本吉町の一部地区に設け、一括処理を行う計画であったが、予定地を三陸自動車道が分断することが明らかになった。このため、当初計画を変更し、二次仮置き場を分散化することとしたが、リアス式海岸のため処理に適した大規模な公有地が少なく、民有地（農地等）を借地することとなり、調整に時間を要した。

ブロック図を以下に示す。

図2-2-21-1 災害廃棄物処理の地域ブロック



(2) 公募型プロポーザル方式の採用

災害廃棄物処理業務の委託に当たっては、膨大な量の災害廃棄物を、適切かつ限られた期間内に処理する必要があることから、受託業者は、業務全体をマネジメントしながら、確実かつ合理的に処理を行うことができる者を選定する必要がある。そのため、既往の廃棄物処理方法による業務価格のみを基準とした選定は行わず、技術提案書の提出を求め、最も優れた処理計画の提案者を業務受託候補者として選定するという、「公募型プロポーザル方式」を採用した。

ア プロポーザル審査委員会の設置

業務受託候補者の特定に当たっては、業務を委託するブロック又は処理区ごとに公募し、環境・リサイクル分野の学識経験者（大学教授等）等で構成する審査委員5名により、技術提案の内容について厳正に審査を行った。

イ 事業者を求める技術提案の内容

プロポーザルを募集するに当たっては、業務を委託するブロック又は処理区ごとに「災害廃棄物処理業務要求水準書」を提示し、災害廃棄物の処理に係る基本的条件や提示すべき技術提案事項を定めた。

ウ 業務受託候補者の決定方法

見積価格（税抜き）が参考業務価格の範囲内にあるもののうち、技術提案の審査による技術評価点と価格評価点の合計が最も高いものを受託候補者とした。

エ 審査の考え方

- ・ 審査委員会は、プロポーザル参加者から提出された技術提案書及びその添付書類の内容を、審査基準に基づいて審査する。
- ・ 審査委員会の審査により、総合評価値の高い順に順位を決定し、総合評価値の最も高いプロポーザル提案者を業務受託候補者、第2位を次点候補者として特定する。
- ・ 参考業務価格を超えた見積価格を提示した技術提案は、審査対象としない。

オ 契約までの流れ

表2-2-21-1

ブロック又は処理区	公告	審査	結果発表	契約（議会議決）
石巻ブロック	H23. 7. 25	H23. 8. 21	H23. 8. 23	H23. 9. 16
亘理名取ブロック（名取処理区）	H23. 8. 25	H23. 9. 19	H23. 9. 21	H23. 10. 18
亘理名取ブロック（岩沼処理区）	H23. 8. 25	H23. 9. 19	H23. 9. 21	H23. 10. 18
亘理名取ブロック（亘理処理区）	H23. 8. 25	H23. 9. 17	H23. 9. 21	H23. 10. 18
亘理名取ブロック（山元処理区）	H23. 8. 25	H23. 9. 19	H23. 9. 21	H23. 10. 18
宮城東部ブロック	H23. 10. 25	H23. 11. 23	H23. 11. 28	H23. 12. 21
気仙沼ブロック（南三陸処理区）	H24. 1. 11	H24. 2. 5	H24. 2. 7	H24. 3. 5
気仙沼ブロック（気仙沼処理区）	H24. 3. 27	H24. 4. 21	H24. 4. 24	H24. 5. 25

(3) 各ブロックの災害廃棄物処理施設の概要

各ブロック又は処理区ごとに二次仮置き場を設置し、二次仮置き場において破碎・選別、焼却等の中間処理を行いリサイクル（有価売却を含む。）及び最終処分を行うもので、受託者が破碎・選別施

設や焼却施設等の各施設を設計・施工し、その運営・管理を行うとともに、処理完了後はすべての構造物を解体・撤去する。

ア 気仙沼ブロック

a 気仙沼処理区（業務範囲：気仙沼市）

- i 所在地 階上地区 気仙沼市波路上瀬向外地内
小泉地区 気仙沼市本吉町新南明戸外地内
- ii 受託者 大成建設株式会社東北支店を代表とする特定業務共同企業体
- iii 焼却施設 階上地区 400t/日（200t/日×2基）
小泉地区 300t/日（200t/日×1基, 100t/日×1基）
平成25年2月本格稼働

b 南三陸処理区（業務範囲：南三陸町）

- i 所在地 本吉郡南三陸町戸倉字上沢前外地内
- ii 受託者 清水建設株式会社東北支店を代表とする特定業務共同企業体
- iii 焼却施設 285t/日（95t/日×3基）
平成24年12月本格稼働

イ 石巻ブロック（業務範囲：石巻市，東松島市，女川町）

- a 所在地 石巻市潮見町地内
- b 受託者 鹿島建設株式会社東北支店を代表とする特定建設工事共同企業体
- c 焼却施設 1,588.5t/日（300t/日×2基, 329.5t/日×3基）
平成24年9月本格稼働

ウ 宮城東部ブロック（業務範囲：塩竈市，多賀城市，七ヶ浜町）

- a 所在地 仙台市宮城野区港一丁目地内
- b 受託者 JFEエンジニアリング株式会社東北支店を代表とする特定業務共同企業体
- c 焼却施設 320t/日（210t/日×1基, 110t/日×1基）
平成24年11月本格稼働

エ 亶理名取ブロック

a 名取処理区（業務範囲：名取市）

- i 所在地 名取市閑上字東須賀地内（閑上漁港内）
- ii 受託者 西松建設株式会社東北支店を代表とする特定業務共同企業体
- iii 焼却施設 190t/日（95t/日×2基）
平成24年6月本格稼働

b 岩沼処理区（業務範囲：岩沼市）

- i 所在地 岩沼市押分字須加原外地内
- ii 受託者 株式会社間組東北支店を代表とする特定業務共同企業体
- iii 焼却施設 195t/日（50t/日×2基, 95t/日×1基）
平成24年6月本格稼働

c 亶理処理区（業務範囲：亶理町）

- i 所在地 亶理郡亶理町吉田字砂浜外地内

- ii 受託者 株式会社大林組東北支店を代表とする特定業務共同企業体
- iii 焼却施設 525t/日 (105t/日×5基)
平成24年6月本格稼働
- d 山元処理区 (業務範囲：山元町)
 - i 所在地 亶理郡山元町高瀬字浜砂外地内
 - ii 受託者 株式会社フジタ東北支店を代表とする特定業務共同企業体
 - iii 焼却施設 309.5t/日 (200t/日×1基, 109.5t/日×1基)
平成24年7月本格稼働

(4) 広域処理

各ブロックで二次仮置き場の整備が進んでおり、仮設焼却炉など中間処理施設の本格稼働に併せて、リサイクルの徹底、最終処分量の減量化、各ブロック間の連携などを進め、県内処理の拡大の取り組みを進めているが、災害廃棄物の量が膨大であるため、県内処理だけでは目標としている平成26年3月までに処理しきれない状況にある。

一方、東京電力福島第一原子力発電所事故により、一部の災害廃棄物が、放射性物質によって汚染されているのではないかという懸念から、広域処理が足踏み傾向となっている。そのため、「災害廃棄物の焼却処理に伴う放射性セシウム対策について」と題してホームページにより正しい情報の提供に努め、広域処理の協力を得られるよう理解を求めた。また、国と連携しながら広域処理に向けた取り組みを実施している。

(5) 災害廃棄物処理対象量 (県受託処理分) の見直し

市町による災害廃棄物の一次仮置き場への集積がほぼ完了し、測量等により、処理対象量の把握が可能になってきたこと、被災家屋の解体棟数が大幅に減少する見込みであること、相当程度の災害廃棄物が海洋に流出した見込みであること、広域処理の要請に当たっては、詳細な種類別処理量の精査が必要なこと等から、平成24年5月に県が受託した分の災害廃棄物処理対象量の見直しを行い、7月に策定した災害廃棄物処理実行計画において、市町村処理分を含め整理している。その後、処理の進捗により、混合廃棄物の中に含まれる廃棄物の種類や重量が把握できてきたこと、来年度に向け、広域処理の方向性を示す必要があること等から、再度見直しを行っている。

その結果、処理対象量が、920万tから859万tとなっており、可燃物については、おおむね処理の見通しが立ったところである。再生利用、埋立処分については、依然として広域処理が必要な状況に変化はないことから、県内処理の確実な実施を図るため、引き続き関係市町村等との調整を進めるとともに、現在依頼している民間企業や自治体を中心に広域処理の取り組みを進めていく必要がある。

平成26年3月までに処理を終えるためには、処理施設の解体・撤去期間を差し引くと平成25年12月頃までに廃棄物の処理を終わらせることが、今後の課題である。

表2-2-21-2 災害廃棄物処理対象量（県受託処理分）

（単位：万t）

ブロック又は処理区	H24. 7 処理実行 計画時処理量	H25. 1 再見直し時 処理量	増減量（増減率）
気仙沼ブロック（気仙沼処理区）	111.4	135.8	24.4（21.9%）
気仙沼ブロック（南三陸処理区）	31.2	56.4	25.2（80.8%）
石巻ブロック	352.2	314.0	▲38.2（▲10.8%）
宮城東部ブロック	39.7	27.6	▲12.1（▲30.5%）
亶理名取ブロック（名取処理区）	43.7	70.6	26.9（61.6%）
亶理名取ブロック（岩沼処理区）	83.2	55.7	▲27.5（▲33.1%）
亶理名取ブロック（亶理処理区）	119.4	73.7	▲45.7（▲38.3%）
亶理名取ブロック（山元処理区）	127.9	116.6	▲11.3（▲8.8%）
県直接発注分（石巻市）	5.7	5.7	0（0%） 0.0（0.0%）
県直接発注分（女川町）	6.1	3.2	▲2.9（▲47.5%）
合計	920.6	859.3	▲423（▲38%） ▲61.3（▲6.7%）

※端数処理のため、合計と内訳が一致しないことがある。

(6) 各保健福祉事務所（保健所）の対応

ア 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

廃棄物不法投棄防止パトロールを実施するとともに、震災廃棄物を受け入れている産業廃棄物処理業者及び被災自動車の処理に係る自動車リサイクル法関係事業者への監視指導を強化し、がれきや廃自動車等の震災廃棄物の保管等について必要な指導・助言を実施した。

イ 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

a 災害廃棄物処理事業等被害状況調査

管内市町村の災害廃棄物の一次仮置き場への搬入状況を市町村担当者から聴取し、各市町村の被害・対応状況の確認を引き続き行った（平成23年6月4日以降は毎週）。

- ・ 塩釜保健所管内災害廃棄物推定発生量：4,749,245 t
- ・ 一次仮置き場搬入済み量：4,080,876 t（平成24年3月31日現在）

b 災害廃棄物一次仮置き場パトロール

廃棄物の搬入状況等を確認し、仮置き場の管理に関する助言や指導を行った。また、危険な廃棄物の存在や、廃棄物の過度な積み上げによる火災の発生等への注意を喚起し、二次災害の発生防止に引き続き努めた。

パトロールには、仙台保健福祉事務所職員のほか、「産廃Gメン（産業廃棄物監視指導員）」として委嘱した警察官OBらがあたった。地図上に管内の一次仮置き場をプロットしたうえ、仮置き場ごとの台帳を作って状況を整理・記録した。

- ・ 管内一次仮置き場：94 か所（平成 24 年 3 月 31 日現在）

c 災害廃棄物処理業務の推進

名取亘理ブロックの名取処理区・岩沼処理区・亘理処理区・山元処理区に設置する焼却炉及び破碎機の構造基準等の審査を迅速に行い、災害廃棄物の適正処理及び処理業務の推進に努めた。

- ・ 災害廃棄物焼却炉の設置基数 12 基
- ・ 災害廃棄物処理用破碎機の設置基数 27 基
- ・ 焼却灰固化施設の設置基数 3 基（平成 24 年 3 月 31 日現在）

d 被災自動車引渡し立会い

被災市（名取市）の要請に応じ、本来市が行う一時保管場所の被災自動車の落札に伴う引渡し業務（175 台）を代行した。

（平成 23 年 12 月 13 日～平成 24 年 1 月 5 日における 8 日間）

e 被災自動車に係る自動車リサイクル業者の監視指導

震災により発生した大量の被災自動車が、自動車リサイクル業者に搬入されることが見込まれたことから事業者への立入調査を行い、自動車リサイクル法を遵守した適正な保管等について、必要な助言や指導を行った。具体例としては、外国人が経営する自動車解体業者に対する、平成 23 年 6 月から 12 月まで計 16 回行った指導があげられる。この解体業者は 50 台程度しか保管できないところ、近所の空き地を借りて約 600 台も保管しており、近隣からの苦情が多数寄せられていた。本指導を続けた結果、被災自動車の違法な野積み状態は 12 月には解消された。

- ・ 立入件数：延べ 122 件（平成 23 年 9 月 1 日～）

f 被災地におけるアスベスト対策

仙台市のホテル解体現場から、基準を超えるアスベストが検出される事件が発生したことを受け、平成 23 年 7 月から開始した被災地におけるアスベスト飛散防止への集中的な取り組みを、引き続き行った。アスベスト含有建築物に係るパトロールとして解体現場パトロール（21 件、うち 4 件は労働基準監督署との合同パトロール）、散乱状況パトロール（160 件）を行った。

ウ 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

管内の市町村には、災害廃棄物の仮置き場がピーク時で 17 か所設けられていた。また、同じく管内では、がれき等の災害廃棄物が大量に発生したため、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた業者が、一般廃棄物も処理可能となる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5」に基づき、一般廃棄物処理施設の設置届出を行い、中間処理を実施する状況にあった。

また、震災に乗じて一般廃棄物や産業廃棄物が不法に投棄、あるいは処理される可能性が否定できないことから、平成 23 年 9 月以降も引き続き、定期的なパトロール・立ち入りを行った（結果

的にそのような事案は発生しなかった。)

さらに、管内では特定産業廃棄物処理施設が3施設あることから、これらの施設設置者に対しては、国の通知に基づき放射性廃棄物の取り扱いに関する指導を行った。

なお、上記の監視・指導業務は、平成24年度以降も継続して実施していく予定である。

エ 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

<石綿対策>

被災建築物の解体作業が本格化する中、石綿及び石綿含有廃棄物の適正処理を推進するため、積極的に市町村及び解体業者等の監視・指導を行った。

具体的には、吹き付けアスベストが使用された被災建築物の解体が適正に行われるよう、解体に係るフローを作成して管内市町の指導を行った。また、関係機関と連携して石綿含有廃棄物のパトロールを平成23年12月から月に1～2回行ったほか、沿岸部に放置された石綿含有廃棄物の回収作業を計2回実施した。さらに、平成24年2月に解体業者等を対象とした石綿予防講習会を開催し、石綿に関する知識や健康被害の防止について周知を図った。

石綿予防講習会は、東部保健福祉事務所の独自事業として企画した。石巻地区の解体対象建築物数は多く、経験の浅い解体業者等も多数参加していたが、その中には石綿含有廃棄物の判別ができない業者も存在していたため、正しい知識の普及が重要であると考え開催することとしたものである。埼玉県から講師を招き、参加者らは特殊なマスクの着脱の仕方や、測定器を使用した具体的な作業方法などを学んだ。

オ 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

震災により発生した廃棄物（災害廃棄物）は、震災廃棄物対策課によって「気仙沼・南三陸ブロック災害廃棄物処理場」（二次仮置場）が設置されるまでの間、各市町は一次仮置場を設置し、市町内の災害廃棄物類を集約し保管した。災害廃棄物類の数量は定期的に廃棄物対策課経由で国に報告した。

気仙沼市については、同市が各仮置場に搬入したがりき類の数量を把握し、定期的に保健所で報告を受けたが、南三陸町では職員が被災したことにより数量の把握ができない状況であったため、災害廃棄物量は保健所職員による測量で推計することとし、平成23年5月から同町及び国（廃棄物対策課経由）に報告した。測量は平成23年9月11日以降平成24年2月まで計9回実施された。

震災廃棄物対策の検証

◆震災廃棄物の長期的な課題の洗い出しとともに対応計画の策定が必要である

＜計画やマニュアル＞＜県庁外部との調整＞

震災廃棄物の処理は、4ブロックの地区割りをを行い、処理施設の解体・撤去までの期間を含めて平成26年3月末を目標として処理が始まっている。これらの処理区割りや処理業者の選定は、震災廃棄物対策課が主体となり迅速に進められたことは評価できる。他方で、平成25年度末以降の震災廃棄物の処理対応など、今後、想定できる震災廃棄物の処理に関する課題等を整理し、通常の処理施設を所有する市町村とともに検討しておくことが必要と考える。

◆震災廃棄物量の集計方法は今後検討が必要である

＜県庁外部との調整＞

仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）では、毎週金曜日に、市町村担当者から震災廃棄物の推定発生量及び市町が管理する一時置き場に搬入した震災廃棄物の量について報告を受ける形式を採用し状況を把握していた。他方で、市町の負担を考えると、要求した報告の頻度が高すぎた面もみられ、何のためにデータ収集を行うのかについて改めて整理をしたうえで集計方法を検討すべきと考えられる。例えば、発災直後は、震災廃棄物の状況が把握できるにつれて大きな変化がみられると想定されるが、一定期間が過ぎると全体量が把握でき、その後の量の変動は少ない地域もあると考えられる。このような状況では、発災直後の調査の間隔と全体量がある程度把握できた後の調査の間隔は、市町の負担を考えて調整することも可能であったと考えられる。

◆震災廃棄物処理に関する応援人員の宿泊施設不足がみられた

＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

震災廃棄物の処理は、地域の力だけでは不可能であり、他県からの応援職員の対応が必要となった。しかし、宿泊施設の不足という問題が生じていた。今後は宿泊施設等の手配がスムーズにできる体制づくりに県全体で取り組む必要があると考えられる。

◆災害廃棄物の仮置き場における対応について

＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

災害廃棄物の仮置き場では、国からは「火災が起きないように、廃棄物を5m以内で積み上げる」という指針が出された。しかし、震災直後は、道路を確保するため、高さを気にせず廃棄物を積み上げなければならない状況がみられた。災害廃棄物の仮置き場の「理想と現実」の乖離をどの様に解消していくかは、今後、国、県などで検討が必要であると考えられる。

22 津波により被災した自動車の処理対策

(被災自動車の処理方針)

資源循環推進課は、津波により発生した多数の被災自動車の処理を迅速かつ適切に実施するため、平成23年3月29日に「被災自動車の処理方針」、同年5月25日に「被災自動車処理指針」を策定した。

現行の法制度上、被災自動車を含む災害廃棄物の処理は、原則として市町村が進めていくこととなっているが、被害が甚大で、市町村自らが処理することが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託により、県が自動車の処理を行うこととした。今回、県は4市1町から委託を受け、被災自動車の処理にあたった。

「被災自動車処理指針」は、県が市町村の委託を受けて被災自動車の処理を行う場合の標準的な手法についてまとめたものである。これに基づき、被災地から被災自動車を保管場所に搬出した後、車台番号やナンバープレートによる陸運支局への照会から判明した当該被災自動車の所有者に対し、処理に係る意思確認を行った。所有者が不明な場合は公告（県庁や該当する市町村の掲示板、資源循環推進課のホームページなどで掲示・掲載）により所有者の意思確認を行った。

処理に係る意思確認において、所有者が当該被災自動車の引き取りを求めた場合は引き渡しを行い、所有者から処分を委ねられた被災自動車及び所有者から意思表示がなされなかった被災自動車については、県が「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、使用済自動車として引取業者への引き渡しを行った。処理期間は、おおむね1年を目標として被災地から搬出し、おおむね1年6か月以内に処理を完了することを目指した。

(被災自動車の処理状況)

県が受託した被災自動車9,079台のうち、平成24年3月末までに約8,700台(約96%)を保管場所に移動し、同年9月末までに約8,200台(約90%)の処理を行い、指針に掲げた目標はほぼ達成している。同年11月末には、全車両の保管場所への移動を完了しており、今年度内にすべての処理を終了する予定である。

なお、被災自動車の売却処分により得られた益金は、寄附金として市町村に還元した。

23 被災地域の環境・衛生対策

(1) 悪臭及び衛生害虫等への対策

沿岸部を中心に海底から巻き上げられたヘドロや、水産加工場から大量に流れ出た魚介類、あるいは、自治体が収集しきれない家庭等から出た生ごみや仮設トイレの衛生問題等により、悪臭の発生や衛生害虫のハエ、蚊等の大量発生、さらには、アスベストなどの粉じん等による地域住民の生活環境の悪化や健康被害が懸念された。

こうしたことから、環境生活部、保健福祉部、農林水産部により構成する庁内検討チームを設置し、①悪臭防止対策に関すること ②衛生害虫対策に関すること ③悪臭等の原因となる震災廃棄物やヘドロ等の処理に関すること ④その他地域住民の生活環境に関すること、などについて検討した。

・ 検討期間及び回数 平成23年6月24日から平成24年3月28日まで 計4回実施

また、県民からのがれきに関する各種問い合わせや、がれき等に由来する悪臭及びハエ、蚊、ねずみなどの衛生害虫に関する相談に対応するため「電話相談窓口」を設置した。

- ・ 設置期間 平成23年7月4日から平成23年12月28日まで
- ・ 設置場所 行政庁舎13階 環境生活部資源循環推進課内
- ・ 受付時間等 平日、土曜日、日曜日及び祝日の午前9時から午後5時まで
 - ※ 平成23年9月1日からは、平日の午前9時から午後5時まで

「電話相談窓口」に寄せられた相談件数は全部で29件あった。窓口開設直後の平成23年7月には衛生・害虫に関するものを主に24件の相談を受けたが、8月には2件となり、以後9月～11月まで毎月1件ずつ相談を受けたにとどまった。

平成23年7月15日に、陸上自衛隊が宮城、岩手、福島の3県でハエの駆除活動を行うことを発表したことから、県は、県内市町村からの要請を踏まえて日程・実施場所等の調整を行った。自衛隊は、9市町、約14ヘクタールでハエの駆除活動を実施した。

(2) 各保健福祉事務所（保健所）の対応

ア 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

平成23年9月以降は、ハエ等衛生害虫の発生が沈静化した。

イ 気仙沼保健福祉事務所の対応

平成23年9月以降は「キンバエ」「イエバエ」対策を継続すると共に、冷凍施設内に放置された魚介類への対応を本格的に開始した。ほとんどの水産加工場においては、この時期までに残存した魚介類の搬出は終了していたが、一部の施設では建物の損傷により搬出ができず、腐敗した魚介類を介して大量のハエが発生していた。このため保健福祉事務所は気仙沼市に対し、悪臭対策及び害虫駆除について助言及び現地指導を行った。

当該冷凍施設へは、公益社団法人日本国際民間協力会（NICCO）らが害虫駆除等を実施したが、効果は一時的なものであった。その後、気温が低下するにつれ悪臭及び害虫発生は沈静化した。平成24年3月末に当該施設を一部解体して、腐敗した魚介類を処分したことから、一連の害虫発生・悪臭問題は収束した。

アスベストを含んだ建設物の解体に当たっては、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出が提出されることとなっている。保健所では平成23年7月から平成24年3月まで8回にわたり、アスベスト除去工事の際に立ち入りを行い、適正に工事が行われていることを確認した。また、震災がれきの中にはアスベストを含んだものが放置されている懸念もあることから、平成23年10月から平成24年3月まで10回にわたり、震災がれきの解現場場でアスベストが不適切に処理されていないかパトロールを行った。

このほかの各保健福祉事務所（保健所）においても、各市町で行う害虫駆除、殺虫剤配布及びその使用方法に関する講習会に対して、助言及び現地指導を実施した。

以上の活動等により、広域的、集中的な薬剤散布作業により衛生害虫が激減し、生活衛生環境の保全を図ることができた。

～伝える～ 災害対策本部員（当時）から

公務研修所長 小泉 保（当時：環境生活部長）

震災直後気仙沼の被災地に立ったときの鮮烈過ぎる光景が今でも脳裏に焼きついている。気仙沼地方振興事務所長として日々往来していた気仙沼市波路上から本吉町大谷地区に至る国道45号線沿い、漁港の周りには多くの住宅が張りつき、沿道には住宅や店舗が所狭しとひしめきあっていた、それが今は見渡す限り破壊された家屋のガレキの山だ、何と太平洋も丸見えだ。果たしてこれが現実なのか、異次元の世界に迷い込んだかのような不思議な感覚を覚えたものだ。

環境生活部は、震災当初の、1万を超える膨大な数のご遺体の対応に始まり、通常の70年分とも推定された大量の災害廃棄物の処理、未経験の福島原発爆発による放射性物質の拡散被害対策など、大変大きな課題を担うこととなった。

事態の重要性、深刻さを踏まえ、震災直後から部内を「戦時モード」に切り換え、トップダウンでの指揮命令伝達系統の一元化を徹底、情報収集から課題の整理、対応策の作成、実行まで一連の作業を迅速かつ機動的に推進できる体制を整えた。重要事項は全員一堂に会する中で、情報の共有と私の意向、考えが全員にしっかり浸透するよう配慮した。課題ごとに横断的なチームを編成、適材適所を基本に、ときには部長権限で配置換えも断行した。対応が遅く、部長室に怒号が響いたことも何度もあった。一刻の猶予も認められない、時間との勝負では、想定される事態や課題を予め予測し、先手先手で対応していくことが欠かせない。朝一番、登庁と同時に私から担当課に指示する例も多かった。

振り返ると全職員が一丸となって全力で復旧に邁進した一年であった。休みも返上し、深夜遅くまで、対応策の検討や市町村、地域との調整に奔走した日々であったが、十分に重責に応えられたものと考えている。部内の全職員に改めて感謝を申し上げたい。

今回の震災対応では多くの方々からご支援、ご協力をいただいた。中でも、ご遺体の埋葬が暗礁に乗りかけていたとき、700体を越える数を都内に搬送し、火葬していただいた東京都（膨大な災害廃棄物の広域処理の先鞭もつけていただいた）、流通が壊滅状態の中、劣悪な交通環境の下、オールジャパンで生活物資を緊急手配していただいたみやぎ生協、放射能測定機器の一切が津波で流出し、測定体制が壊滅した中で全面的に測定応援をいただいた東北大学アイソトープ研究所、そして災害廃棄物の二次処理用地を提供していただいた地権者の方々に厚く御礼を申し上げたい。

長丁場の震災対応が続く中、日課としていた早朝散歩が、課題の整理、想定される事態への対応の考察、日々の震災指揮の反省をする上では大いに役立った。

復旧復興はまだ緒についた段階、本格復興までには長い道のりだが、従前にも増して輝く郷土が必ずや復活すると確信している。

24 農林水産業関連対策

(1) 農林水産部全般

ア 農林水産関係被害の状況（平成24年5月10日現在）

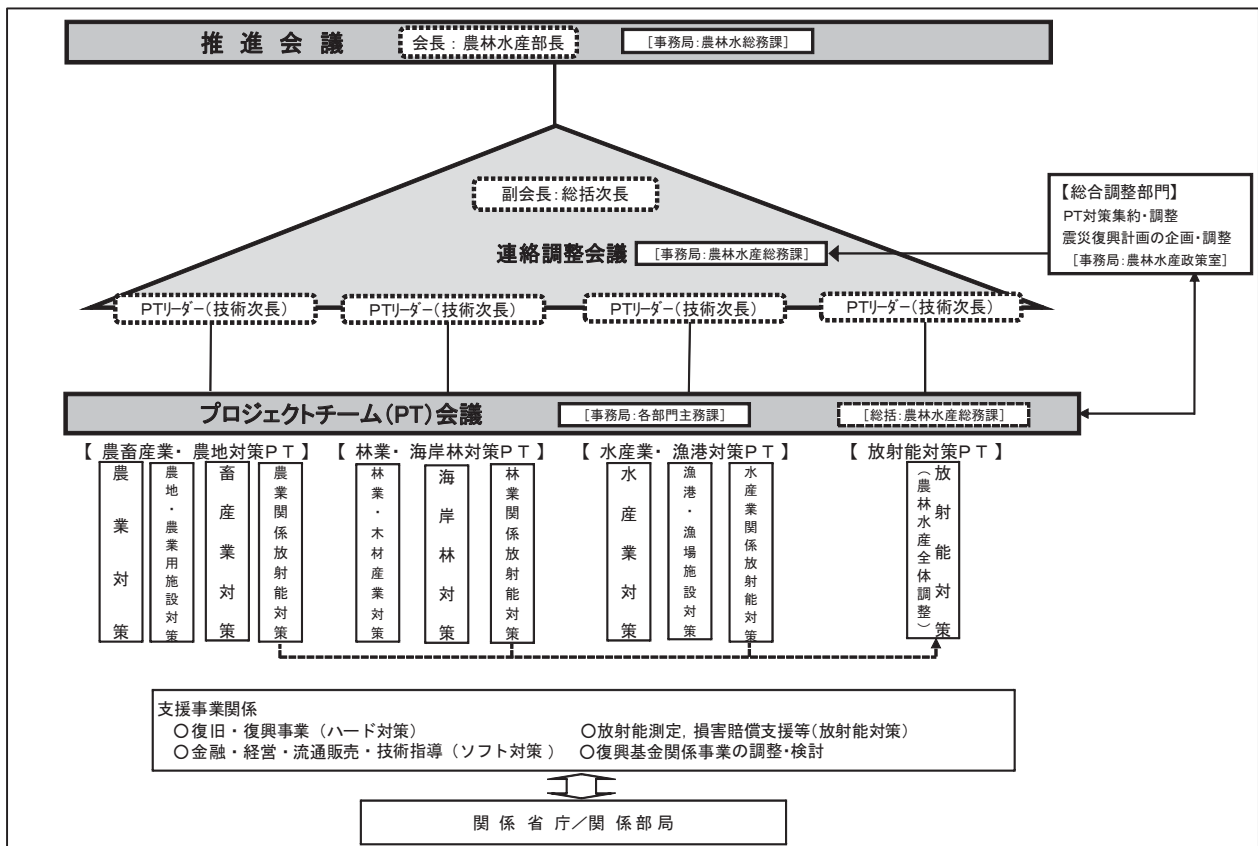
a 農業関連被害額	545,396,810 千円（うち津波被害額 512,069,631 千円）
b 畜産業関連被害額	5,009,460 千円（うち津波被害額 1,577,876 千円）
c 林業関連被害額	55,117,016 千円（うち津波被害額 51,598,319 千円）
d 水産業関連被害額	680,382,645 千円（うち津波被害額 679,307,586 千円）
e その他（県所管施設等）	9,319,614 千円（うち津波被害額 9,208,551 千円）
合計	1,295,225,545 千円（うち津波被害額 1,253,761,963 千円）

イ 農林水産部の総括的な体制

平成23年4月25日に設置した「東日本大震災農林水産部復興推進本部」において、農林水産関係被害に係る復旧対策や復興対策、庁内の横断的な対策の調整及び震災復興計画に係る施策の調整等について継続して対応した。

また、推進本部のもとに、連絡調整会議及びプロジェクトチーム会議を設置し、具体的な対策の協議検討、調整等に当たった。

図2-2-24-1 農林水産部復興推進本部体制図



ウ 災害査定結果（確定）

表2-2-24-1

所 管	種 別	査定結果		査 定 期 間
		件 数	金額（百万円）	
農村振興局	農地・農業用施設，海岸 保全施設，除塩等	2,449	116,005	1次査定（5/12）～28次査定（1/31）
林 野 庁	治山，林道施設	86	7,665	（治山）1次査定（6/6）～6次査定（3/22）（林 道）1次査定（7/4）～3次査定（11/11）
水 産 庁	漁港施設，海岸保全施設	1,439	252,519	1次査定（7/19）～16次査定（1/27）
計		3,974	376,189	

(2) 農林水産経営支援対策

ア 金融対策

制度資金借入者の安否確認や避難先などの情報収集に融資機関が取り組むことで，個別の融資案件について被災の程度やその後の事業展開などの実情に応じた対応が図られてきている。

a 農林漁業者の金融相談・制度資金の周知

- ・金融相談窓口への問い合わせは，9月以降は，月に数件程度である。
- ・農林水産経営支援課では，国の補正予算成立に伴う制度資金の拡充状況について活用が図られるよう，分かりやすく整理してホームページに掲載するとともに，新たに新設した農林業及び水産業の東日本大震災災害対策資金については，「県政だより」に継続的に掲載し，周知徹底を図っている。

b 被災農林漁業者への金融支援策

農林水産経営支援課では，9月議会において，宮城県漁業信用基金協会の経営安定を図るために，代位弁済金の原資を融通する漁業信用保証基盤強化事業を創設し，被災漁業者への資金融通の円滑化を図った。

これらの金融支援については，24年度も継続するために，2月議会において必要な予算措置を行った。

イ 経営支援

H 23. 9以降及びH 24年度も継続中

ウ 団体指導・検査

被災した農協等が所有する施設等の復旧に係る補助事業について，平成23年度は，農業用共同利用施設で3団体，団体の施設・設備で19団体に対して支援を行った。平成24年度も継続して支援することとしている。

農林水産経営支援対策の検証

◆漁業の協業化推進および維持に関わる諸課題に対応するために継続的な支援が必要である

＜県庁外部との調整＞

国の支援事業を活用するためには、協業化と事業計画の策定などが必要となる。漁業者の多くは震災前には経営計画の策定とは無縁であり、支援を受けるための計画策定自体が困難な状況であった。このため、漁港や施設などのハード面の復旧と共に、経営計画の作成補助などのソフト面の支援が求められた。このような状況の中、農林水産経営支援課が専門家による法人化のメリットの説明、法人立ち上げ手続き等の協力をしながら、農業者・漁業者の経営計画の策定を支援し、協業化を進めた点は評価できる。

効率的な漁業経営への転換は、震災がなくてもいずれ求められていたことであり、この支援の取り組みを足掛かりとして農業者・漁業者の意識改革を継続することが望ましい。

◆農業者、漁業者の経営を安定させ、生活の基盤をつくるために、地域の生産活動の拠り所である各団体（農協・漁協）の早期復旧に向けた継続的な支援が必要となる

＜県庁外部との調整＞

各団体（農協・漁協）は地域の生産活動の拠り所であり、その財務基盤の復旧や中長期的な経営課題の見直しを農林水産経営支援課が側面的に支援することで、早期の機能回復を図ることが必要である。また、まだ土地利用計画が定まらず、復旧・復興が進まない沿岸部についても、計画の進捗に伴って各団体から挙げられる要望に対して継続的に支援できる体制の整備が必要である。

(3) 農業関連対策

ア 東日本大震災営農生活相談所・早期営農再開支援センターの運営

農業振興課では、被災した農業者の営農再開及び生活再建を支援するため、引き続き東日本大震災営農生活相談所・早期営農再開支援センターを運営した。農地の利用や関連する制度・事業のほか、営農資金や生産技術・経営等の各種相談に対応するとともに、各都道府県から被災農業者の受入れに関する情報を収集し提供した。

営農生活相談所・早期営農再開支援センターにおける平成23年9月～平成24年3月の相談件数は205件で、平成23年4月～8月の810件に比べ大幅に減少したものの、農地の利用や転用、資金関係の相談が常時続いた。相談への対応は、内容に合わせて職員が丁寧に行ったことにより、おおむねその場で問題を解決することができた。また、被災農業者の受入情報については、全国各地から多数寄せられる支援や受入れに関する申出への対応や提供された情報の整理（平成23年11月末現在551件）が繁多を極めたが、農林水産省の「農山漁村被災者受入情報システム」の活用により、全国の受入情報の提供を市町村等と共有しながら行うことができた。

表2-2-24-2 営農相談所における月別・相談内容別の実績数

	A 関係 生産技術・経営	B 営農資金関係	C 関係 農業機械・施設	D 水田 米の生産調整 利用関係	E 就労 農業法人等への 関係	F 移転 営農関係	G 農地 の利用関係	H 畜産 関係	I 農地 整備関係	J 除塩 対策関係	K 関係 関連制度・事業	L その他	月 計
平成23年 4月～8月	207	165	65	5	7	13	65	19	18	107	61	78	810
9月	1	15	0	0	0	2	14	20	2	0	10	4	58
10月	2	12	0	0	0	0	8	2	0	1	6	2	33
11月	5	3	0	0	0	0	6	0	1	1	5	3	24
12月	3	1	0	0	0	0	12	0	0	0	6	1	23
平成24年 1月4月～8月	7	2	0	0	0	0	3	1	0	1	6	1	21
2月	4	4	1	0	1	1	9	0	0	3	8	2	33
3月	6	1	1	0	0	0	3	0	0	0	2	0	13
計	235	203	67	5	8	16	120	32	21	113	104	91	1015
相談割合 (%)	23.2	20.0	6.6	0.5	0.8	1.6	11.8	3.2	2.1	11.1	10.2	9.0	

平成24年度は、農業者が気軽に相談できるように、営農生活相談所・早期営農再開支援センターの運営を当面継続し、相談窓口で解決できない場合は、農業振興課を通じて県庁各課や試験研究機関と連携して問題解決を図っていく。また、被災農業者のほとんどが地元での営農再開を望んでいるが、県外での営農再開に関する相談があった場合には、速やかに対応していく。

イ 農地復旧支援チーム（技術指導班）の取組

平成23年11月17日、12月19日、12月26日、平成24年2月9日に打合せ会議を持ち、「平成24年度稲作に向けた除塩後の技術対策の素案」を提示し、平成24年3月26日発行の平成24年度稲作指導指針の中で「津波塩害農地における栽培の留意点」についての技術情報をまとめた。

未経験の事態と少ない知見から技術対策の提示までには時間を要したが、現在の知見を基に塩害回避につながる水稻栽培上の留意すべきポイントをまとめた内容に仕上げる事ができた。

平成24年度は、除塩した復旧農地での水稻作付けが平成23年度より増えることから、農地復旧支援チーム（技術指導班）の活動を継続し、塩害発生を回避する対策の有効性について栽培指針を検証していく。

ウ 農業・園芸総合研究所及び古川農業試験場の取組

a 農業の早期復興に向けた試験研究連携プロジェクト

震災関係調査研究事業として、「農業の早期復興に向けた試験研究連携プロジェクト」を東北

大学，独立行政法人農研機構，山形県農業総合研究センター等他県公設試験研究機関，企業，県内関係機関・団体等と連携し，農業・園芸総合研究所と古川農業試験場が共同で実施した（平成23年4月11日開始）。その成果については，報告会・研修会で報告するとともに，平成24年3月に「普及に移す技術」（普及技術1件，参考技術12件，普及情報3件）として取りまとめ，あわせて，「平成23年度農業の早期復興に向けた試験研究連携プロジェクト成績概要書（198頁）」を発行し県内に公表した。

さらに，農地復旧支援チームの「農地の土壌改善」，「農作物等の技術対策」，「農地の除塩対策」とも連動し，技術対策の立案に寄与した。

i 海水流入農地の実態把握と早期改善（農業・園芸総合研究所，古川農業試験場）

- ・ 海水流入農地の広域調査（平成23年8月，平成24年2月取りまとめ）
海水流入農地における津波堆積物，土壌の塩分濃度，重金属濃度を調査し，除塩事業等の計画・実行に必要な基礎資料を得た。
- ・ 園芸土壌調査（平成24年1月中間取りまとめ）
海水が流入した畑地及び園芸施設内の土壌を継続的に調査し，塩分濃度の推移等を明らかにした
- ・ 土壌中の塩分濃度等の簡易分析法の検討（平成24年1月取りまとめ）
現場段階で迅速な調査分析を行えるよう，土壌中の塩素，ナトリウム濃度の簡易分析手法を開発した。
- ・ 除塩効果確認試験
名取地区の水田，亘理地区の園芸土壌において緊急的に実施された除塩処理の効果を継続的に調査した。
- ・ 逆浸透膜を利用した地下水の淡水化手法の実証（平成23年12月から開始）
地下水の高塩分化に対応し，いちご施設栽培用農業用水を確保するために，亘理地区に逆浸透膜浄化装置の実証試験地を設置した。

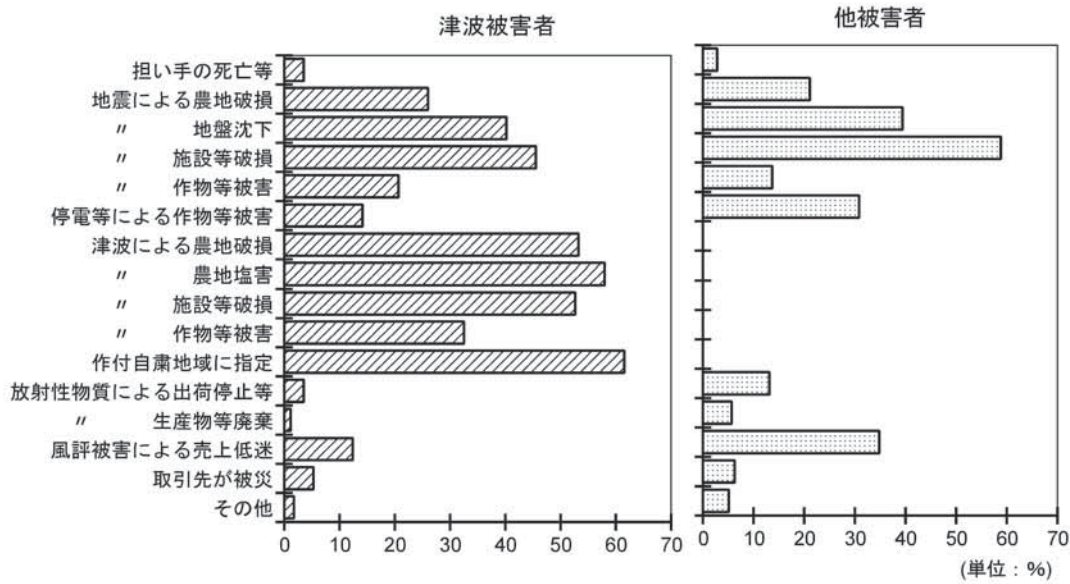
ii 津波被災水田の実態調査と除塩法・栽培管理技術の確立（古川農業試験場）

- ・ 各種緊急調査を基にしたほ場条件による効率的な除塩方法
石巻地区の海水流入水田における，代かき除塩による除塩後の土壌改善状況と水稻生育状況の調査により，効率的な除塩法の基礎資料を得た。
- ・ 土壌塩分濃度が作物生育に及ぼす影響評価
水稻，大豆の土壌塩分濃度の違いによる生育への影響を調査し，土壌の適正塩分濃度を明らかにした。
- ・ 津波堆積物窒素の評価と水稻施肥管理技術の確立
津波堆積物の水田へのすき込みによる窒素無機化量を調査し，水稻施肥管理技術を明らかにした。
- ・ 水稻除塩作業時における石灰質資材施用の評価
場内試験とともに，石巻市亀山・東松島市野蒜地区で除塩事業に係る石灰資材施用試験を実施した。

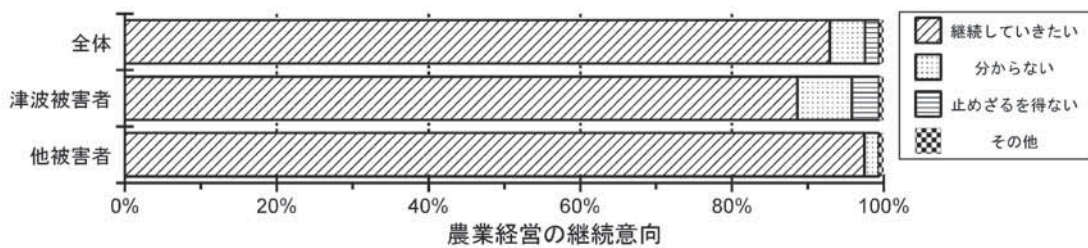
- ・ 除塩ほ場における土壌塩分濃度と作物生育への影響
石巻市蛇田地区で除塩後水田における水稲・大豆の追跡調査を実施した。
- ・ 被災水田における病害虫・雑草の発生状況調査
津波被災農地の雑草モニタリングを54地点で実施し、一部の休耕地に斑点米カメムシ類の繁殖源となるイヌビエや耐塩性が高いことで知られるコウキヤガラが群生していること等を確認、また、休耕地の雑草防除について無人ヘリによる防除対策を検討した。
- iii 耐塩性作物による早期経営改善対策（農業・園芸総合研究所、古川農業試験場）
 - ・ 県水稲奨励品種の耐塩性評価と耐塩性水稲品種の開発
水稲品種の塩害耐性評価現地試験を行うとともに、耐塩性水稲品種の開発に着手した。
 - ・ 耐塩性転作作物の検証
企業との連携のもと、綿花の栽培適応性試験を実施した。
 - ・ 塩分が園芸作物に及ぼす影響把握
いちご、きゅうり、キク、カーネーション等県内の主要な園芸品目について、詳細な耐塩性試験を行うとともに、平成23年8月～9月にかけて、南三陸・仙台・岩沼・亶理地区において露地の茎葉菜類を中心に現地実証試験地を設けた。
- iv 現場に適した技術開発による産地の復興支援（農業・園芸総合研究所）
 - ・ 簡易ベンチ・少量培地耕等を使用した園芸作物栽培技術の開発
施設園芸の早急な回復のために、トマト、いちごについて低コストの簡易養液栽培、灌水量の少ない養液栽培システムの実用性試験を実施した。
 - ・ いちご苗の増殖支援（平成23年9月、苗を亶理地域に供給し完了）
県内関係機関・団体と連携し、いちご栽培の年度内一部再開に向け、栃木県からの支援を受けた苗搬入に協力（栃木県へ2回同行）するとともに、農業・園芸総合研究所内で苗の増殖を行った（供給苗数約11,000本）。
 - ・ いちご高設栽培システムを利用した増収技術の開発
いちご生産地の本格的な復旧に向け、今後導入すべく最適な高設栽培システムの比較検討を行った。
- v 農業経営の実態調査と地域農業再生対策（農業・園芸総合研究所）
 - ・ 被災地における農業経営体の実態調査
被災地域に応じた的確な支援内容や手法を整理するため、平成23年6月22日～29日に被災地域の9農業経営体について対面による被害状況・経営への影響・復旧への取組・農業復興への考え・要望等を聞き取り調査した。さらに、被災地域の824農業経営体に郵送による同様のアンケート調査を行った（平成23年11月11日～30日）。
調査結果については、地域農業再生対策の一助となるよう関係各課に情報提供した。

図2-2-24-2 アンケート調査結果（※抜粋）

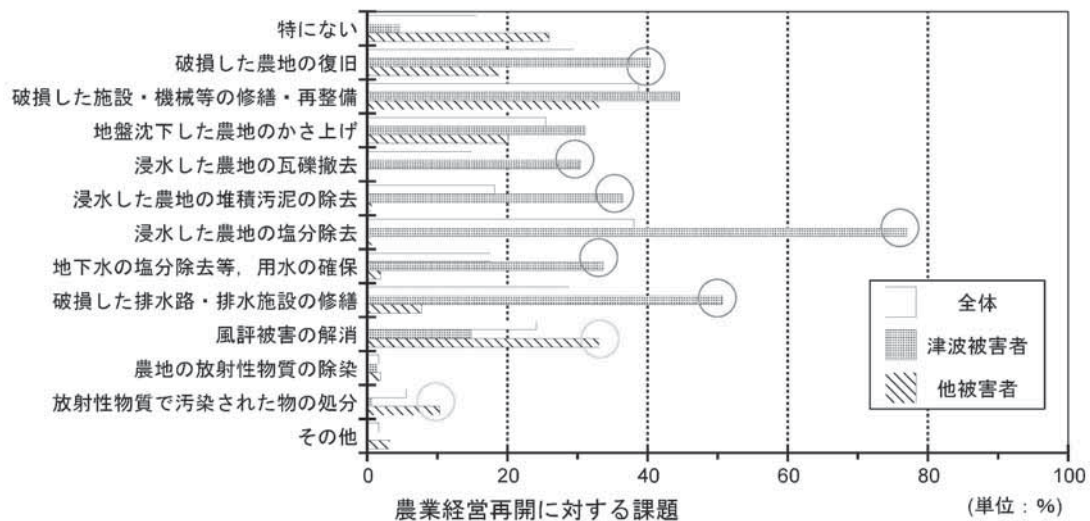
東日本大震災による農業経営への被害（複数回答）



農業経営の継続意向（被害のあった回答者のみ、単一回答）



農業経営再開に対する課題（経営継続意向の回答者のみ、複数回答）



- ・ 作物導入に係る経営試算

除塩実証試験地における除塩コスト等の経費試算を行った。

b 農業における放射性物質対策調査研究業務

i 農地の放射性物質分布状況調査

- ・ 農業・園芸総合研究所及び古川農業試験場は、農業改良普及センターと協力して農地における放射性物質濃度を調査するため、県内34市町村（塩竈市を除く。）の農地土壌の採取を行うとともに、同地点の空間線量率の測定を実施した。採取した土壌の放射性物質濃度の測定（ゲルマニウム型半導体検出器による測定）は農林水産省が行い、平成23年8月30日に宮城県を含む6県の農地土壌の放射性物質濃度分布図を公表、さらに、15都県の分布図が平成24年3月23日に公表された。

[調査期間 平成23年7月15日～22日、調査点数 51地点]

- 7月15日 名取市・岩沼市・亘理町・山元町（農園研）、多賀城市・利府町・七ヶ浜町・松島町・大和町・富谷町・大郷町・大衡村（古試）
- 7月19日 仙台市（農園研）、大崎市・加美町・色麻町（古試）
- 7月20日 栗原市・大崎市・美里町・涌谷町（古試）
- 7月21日 白石市・角田市・七ヶ宿町・丸森町（農園研）、登米市・石巻市・東松島市・気仙沼市・南三陸町・女川町（古試） 7月22日 大河原町・蔵王町・村田町・柴田町・川崎町（農園研）

[調査期間 平成23年11月28日～平成23年12月13日、調査点数 122地点]

- 11月28日 角田市・蔵王町（農園研）、栗原市（古試）
- 11月29日 七ヶ宿町（農園研）、栗原市（古試）
- 11月30日 丸森町（農園研）
- 12月1日 丸森町（農園研）、大崎市・美里町・涌谷町（古試）
- 12月2日 白石市（農園研）、気仙沼市・南三陸町（古試）
- 12月5日 大河原町・村田町・柴田町・川崎町（農園研）、石巻市（古試）
- 12月6日 名取市・岩沼市・亘理町（農園研）、石巻市・東松島市・女川町（古試）
- 12月7日 亘理町・山元町（農園研）、大崎市（古試）
- 12月8日 登米市（古試）
- 12月9日 加美町・色麻町（古試）
- 12月12日 仙台市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町（農園研）
- 12月13日 大和町・富谷町・大郷町・大衡村（農園研）

また、平成24年度に県内で作付けされる農産物の安全性を確保するため、農地土壌の放射性物質濃度の調査を実施した。農地土壌の採取は各農業改良普及センターが行い、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場及び畜産試験場に設置されたNaIシンチレーションスペクトロメーターにより放射性セシウム濃度を測定した。

調査期間は平成23年12月14日から平成24年2月末まで、調査点数は874点であった。農業・園芸総合研究所と古川農業試験場は地域を分担し、畜産試験場は草地土壌を測定した。結果については、平成24年3月6日に測定値の一覧と分布図を公表した（宮城県農林水産

部)。

[主な測定対象地域(塩竈市を除く。)]

農業・園芸総合研究所 — 仙台市, 白石市, 角田市, 多賀城市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村

古川農業試験場 — 石巻市, 気仙沼市, 名取市, 岩沼市, 登米市, 栗原市, 東松島市, 大崎市, 亶理町, 山元町, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町, 女川町, 南三陸町

表2-2-24-3 測定値一覧

放射能セシウム濃度の階級 調査区分 市町村名	1,000	1,000	2,000	3,000	計
	(Bq/kg dry)未満	(Bq/kg dry)以上 2,000 (Bq/kg dry)未満	(Bq/kg dry)以上 3,000 (Bq/kg dry)未満	(Bq/kg dry)以上 4,000 (Bq/kg dry)未満	
おおむね耕作面積50haに1点調査 最重点地域	225	70	11	4	310
白石市	72	17	3		92
角田市	76	25			101
七ヶ宿町	17				17
丸森町	35	28	8	4	75
山元町	25				25
おおむね耕作面積100haに1点調査 重点地域	342	13	0	0	355
気仙沼市	21				21
岩沼市	16				16
栗原市	191	12			203
蔵王町	28				28
大河原町	8				8
村田町	19				19
柴田町	11	1			12
川崎町	24				24
亶理町	24				24
おおむね耕作面積500haに1点調査 一般地域	209				209
合計	776	83	11	4	874

(注)調査地域ごとに調査地点の密度は異なる

ii 農作物の放射性物質吸収抑制技術の開発

独立行政法人農研機構, 他県公設試験研究機関と連携し, 麦類及び大豆について, 放射性物質移行軽減技術の開発を開始した。

- ・ 大河原農業改良普及センターと共同で, 仙南地区の園芸作物に関する放射性物質対策実証試験を開始した。
- ・ 大麦について放射性物質の吸収抑制技術を検討するため, 同普及センターと連携し追肥時期におけるカリ成分施用試験を実施した。

c 農林水産省・復興庁事業「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」

i 農業・園芸総合研究所

独立行政法人農研機構，各大学，他県公設試験研究機関，各企業等との共同研究で，平成23年12月27日から開始した（平成29年までの研究期間）。

- ・ 施設園芸栽培の省力化・高品質化実証研究（中核研究機関 独立行政法人野菜茶業研究所）
いちご・トマトの最先端技術を導入し県内施設園芸の復興を図るためのモデル実証ほ場として被災地に新たに大型施設約0.8haを建設し，中核研究機関等と連携し，技術実証運営を開始した。
- ・ 生体調節機能成分を活用した野菜等生産技術の実証研究（中核研究機関 独立行政法人食品総合研究所）

被災地域で生産される野菜・果実等の機能性成分含量等を明らかにすることにより，園芸産地の復興を促進する目的で調査研究を開始した。また，被災地でも早期に結実が可能な小果樹類やぶどう等の有望新品種を導入する現地実証ほ場を設置し，技術実証運営を開始した。

- ・ 技術・経営分析研究（中核研究機関 独立行政法人中央総合農業研究センター）
導入実証される先端技術による農業経営体の経営改善を図るための技術・経営分析を開始した。また，実証技術等の情報を県内及び全国に発信するためのオープンラボの開設に着手した。

- ・ 「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」への参加拡大

平成23年度から実施中の実証3課題に加えて，公募された研究課題（「露地園芸（野菜）の実証研究」（中核研究機関 独立行政法人東北農業研究センター），「宮城県南部沿岸地域の水資源・未利用エネルギーを活用した中規模園芸生産システムの技術開発」（中核研究機関 独立行政法人農村工学研究所））に参画し応募した（平成24年3月上旬応募，平成24年4月中旬採択決定）。

ii 古川農業試験場

- ・ 「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」への参加

独立行政法人東北農業研究センター等と連携し，農林水産省の当該事業に係る研究課題の公募へ応募した（平成24年3月上旬応募，平成24年4月中旬採択決定）。土地利用型営農技術の実証研究として津波被災地における水田機能の早期再生技術を開発し，さらに生産コストの半減を目標として広畝成形播種方式を軸とした「水稻乾田直播栽培（広畝成形播種）」－「水稻疎植栽培」－「麦類栽培（広畝成形播種）」－「大豆栽培（同左）」の3年4作体系の実証研究を行うことを提案した。

d 研究推進計画の策定

第7次試験研究試験推進構想に追補して，震災対応調査研究を推進するための「農業の早期復興のための研究推進計画」（農業・園芸総合研究所，古川農業試験場，畜産試験場）を平成24年2月に策定した。

e 調査研究成果の情報発信及び技術支援

i 「農業の早期復興に向けた試験研究連携プロジェクト」関係HPの運営

ii 園芸特産復興セミナーで調査研究結果を報告（平成23年10月5日，名取市，参加者約200人）

- iii 「農業の早期復興に向けた試験研究連携プロジェクト」中間報告会開催(平成23年11月21日, 古川農業試験場, 参加者約150人)
 - iv 高設栽培によるいちご産地の早期復旧のための第1回研修会を独立行政法人野菜茶業研究所, 愛知県農業試験場, 静岡大学, 亶理農業改良普及センターと共同で開催(平成23年12月12日, 農業・園芸総合研究所, 参加者約40人)
 - v 農業普及・試験研究震災復興活動研究会で, 「農業の早期復興に向けた試験研究連携プロジェクト」の成果報告(平成24年2月17日, 古川農業試験場, 参加者約152人)
 - vi 東北大学と共同で「農業の早期復興に向けた試験研究連携プロジェクト」報告会開催(平成24年2月22日, 東北大学農学部, 参加者約250人)
 - vii 高設栽培によるいちご産地の早期復旧のための第2回研修会を独立行政法人野菜茶業研究所, 各企業, 亶理町, 山元町, JAみやぎ亶理, 亶理農業改良普及センターと共同で開催(平成24年2月24日, JAみやぎ亶理 参加者約150人)
 - viii 亶理地区塩害対策研修会(平成24年1月26日), 石巻地区塩害対策研修会(平成24年2月18日), 被災地カーネーション現地研修会(平成24年3月13日)で調査研究結果報告
 - ix 綿花栽培法人の技術支援(県内2法人)
 - x 被災地域の野菜・施設園芸生産者・関係者による震災対応関係研究の視察・相談者対応(農業・園芸総合研究所, 平成24年3月末まで来所者約100人)
- f その他
- i 農業・園芸総合研究所内に, 放射能対策調査研究を実施するため, 各研究部から構成するR1チームを設置した(平成23年11月22日, 6人構成)。
 - ii 各企業等による塩害対策関係資材・技術紹介対応を行った(平成24年3月末まで約20件)。
 - iii 宮城県農業高等学校(約800人)の仮設校舎受入れを支援した(平成23年9月に仮設校舎完成)。
 - iv 帯広畜産大学と帯広信用金庫の名取市支援のための催事出展に協力した(平成23年11月3日, 名取市復興祭, 参加者約1,000人)。
 - v 震災対応の早い段階で農業・園芸総合研究所と古川農業試験場の連携のもとに調査研究が進められ, 調査地域及び調査研究事項が広範囲に及び困難を極めたが, 大学や独法研究所, 他県公設試験場等の多大な協力によって遂行することができた。

なお, 上述の調査研究等の多くは, 平成24年4月1日時点で継続中である。

エ 魅力ある農業・農村再興プロジェクトの取組(各農業改良普及センター)

農業普及組織として東日本大震災からの早期復旧と生産再開等に向けた支援を最優先に取り組むこととし, 「宮城県震災復興基本方針(素案)」に基づき「魅力ある宮城の農業・農村復興プロジェクト」を最重要課題に位置付け, 「被災農地の土壌調査と除塩対策支援」, 「営農意向調査支援」, 「営農再開支援」, 「津波被害を受けていない地域での生産拡大, 就農支援」, 「放射性物質対策支援」の5つの活動事項に整理し, 県内9か所の全農業改良普及センターで統一プロジェクトとして取り組んだ。

震災により施設が被害を受け, 通常どおりの普及活動ができない農業改良普及センターにあっても, 現場の生産者の相談に迅速に対応した。

平成 24 年度も引き続き、津波被災地域の営農再開支援、安全な農畜産物の供給支援を中心に魅力ある農業・農村の再興に向けた活動を総合的に支援していく。

農業改良普及センター	主な取組内容
大河原農業改良普及センター	<p><営農再開支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転入受入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 白石市の有限会社蔵王グリーンファームに対し、名取市の被災農業者の受入れを支援し、補助事業活用や栽培指導によりパイプハウスを建設（全 122 棟） ○ 東日本大震災営農生活相談所で相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数 154 件（相談者数 延べ 189 人） ・ 日本政策金融公庫と連携し制度資金融資 <p><津波被災を受けていない地域での生産拡大、就農支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園芸作物等生産拡大支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米の作付け拡大に向けた地域間調整 210ha 程度を受け入れ、角田市、丸森町を中心に「トマト」、「ブロッコリー」等の既存振興品目に加え、新たににんじん 2.4ha、ほうれんそう 2ha の作付け拡大 ・ 名取市の農業法人からモチ米生産を受託し、管内 3 法人で 3.5ha 作付け <p><放射性物質対策支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射能被害調査として農作物等のサンプリング調査を実施し、農産物が国の定めた暫定規制値を下回っていることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物サンプリング 精密分析 269 点簡易分析 180 点・ 土壌サンプリング及び空間線量調査 375 点 ・ その他、土壌定点調査 6 地点、文部科学省関係土壌調査 14 地点、堆肥サンプリング 42 点等を実施 ○ 放射能の風評被害を払拭するため、平成 24 年 2 月 28 日に白石市（ホワイトキューブ）で平成 23 年度仙南地域農業振興研修「いまこそ仙南農業を元気に!!」を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師に、俳優で自らも農業をしている「永島敏行氏」を迎え、仙南農業者に「応援のエール」を頂く
亘理農業改良普及センター	<p><被災農地の土壌調査と除塩対策支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水したほ場の定点土壌調査を実施（水田 21 地点、園芸 35 地点） ○ 除塩実証ほの設置（水稲 1、野菜 3、花き 2） ○ 除塩ほ場で生産再開したいちご、きゅうり、カーネーション等の肥培管理について、試験研究機関等と連携して支援 ○ 除塩対策研修会の開催（7 回） <p><営農意向調査支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ J A 及び公社による営農意向調査の支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果を基に、復旧後の集落ビジョンの素案を検討 <p><営農再開支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災農業生産対策交付金事業導入支援 ・ 被災した生産組織等の施設・機械の復旧整備を支援品目：いちご、きゅうり、カーネーション、米麦等 整備内容：資機材、作業機械、鉄骨ハウス、ミニライスセンター等 ○ ほ場整備事業集落説明会 ・ ほ場整備事業に係る集落の合意形成や事業計画策定等について、市及び土地改良区と連携した支援を実施（名取市6回、岩沼市16回、亶理町4回） ○ 青年農業者の農業経営再開プランの策定支援 ・ アグリビジネスセミナーの開催、個別プランのブラッシュアップ（5回） ○ 被災農家経営再開支援事業の運営支援（21組合） ・ 各市町で設置された復興組合の運営を支援 <p><放射性物質対策支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作物の放射性物質濃度低減対策研修会（3回）
<p>仙台農業改良普及センター</p>	<p><被災農地の土壌調査と除塩対策支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除塩後の水稻栽培に関する研修会を開催（平成24年2月から平成24年3月実施、仙台市を中心に管内6か所で開催、農家約300人が参加） ○ 農地復旧の取組が遅れていた七ヶ浜町に対して支援を実施し、農地土壌調査を全面的に支援（平成23年12月から実施） <p><営農再開支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金等を活用して経営再開を目指す農業法人等15件に対し、プロジェクト課題として経営支援を実施（平成23年11月から実施） ○ 農産物直売所を核にした営農再開を支援するための研修会を開催（平成24年1月から開催、野菜農家約40人参加） <p><津波被害を受けていない地域での生産拡大、就農支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 黒川地域における園芸振興研修会を開催（平成24年2月22日、約120人参加） ○ 加工業務用野菜の生産拡大に向けた取組をプロジェクト課題で支援 ・ 新たな品目として、冬キャベツ、たまねぎ、曲がりねぎの現地実証や現地検討会、フォローアップ講習等を実施 ○ 新たな就農者相談支援を実施（平成23年9月以降で10件） <p><放射性物質対策支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自給飼料に関する放射性セシウム汚染対策説明会を独自に開催（畜産農家約80人参加）
<p>大崎農業改良普及センター</p>	<p><営農再開支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震被害のあった園芸施設やライスセンター等を保有する経営体（5経営体）を対象に営農計画の支援及び栽培技術指導を実施

	<p>○ 放射能問題から加工トマトの作付けが産地の福島県で減少したことに伴い、加美町での加工トマトの作付け拡大・増産に向けた取組（栽培講習会，展示ほ等）を支援</p> <p><放射性物質対策支援></p> <p>○ 地方振興事務所内に農林産物等放射能被害対策本部を設置（毎週月曜日開催，各部長出席，情報共有等）</p> <p>○ 農産物や水田土壌等の放射性物質調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精密調査は農産物 243 点（美里農業改良普及センター分含む），簡易調査は農産物 243 点（美里農業改良普及センター管内分 142 点を含む），その他 118 点を実施 ・ 収集データを基に関係機関と連携し各市町における水稻（カリ肥料散布量の検討）や大豆（飼料米への転換），野菜（葉たばこから野菜への転換）などの栽培計画策定支援を実施 <p>○ 市町，JA 担当者，直売所運営者，認定農業者等を対象に農産物と放射性物質に関する研修会や説明会を 20 回以上開催・放射性物質に係る基礎知識の周知と今後の対策等を検討</p>
美里農業改良普及センター	<p><営農再開支援></p> <p>○ 水稻，畜産，野菜，花きの施設，畜舎，機械導入等の資金相談（7 件）</p> <p><放射性物質対策支援></p> <p>○ 平成 23 年 12 月 27 日に JA みどりのと協力し，農作物のセシウム吸収抑制対策に係る農地土壌のカリ分析・施肥診断（35 点）を実施</p>
栗原農業改良普及センター	<p><営農再開支援></p> <p>○ 東日本大震災営農生活相談所及び東日本大震災早期営農再開支援センターを設置（営農資金等 13 件の問い合わせ）</p> <p><放射性物質対策支援></p> <p>○ 水田，畑地，樹園地等のほ場，管内 223 か所の土壌をサンプリングし，放射性セシウム濃度を測定して，マップを作成</p> <p>○ 管内の農産物 345 点をサンプリングし，放射性セシウム濃度を検査</p> <p>○ 水稻及び大豆の放射性セシウム吸収抑制対策について，資料を作成し，栗原市，栗っこ農業協同組合等の協力により農家に配布</p> <p>○ 栗っこ農業協同組合が事業主体となって実施した放射性セシウム吸収抑制対策について，塩化カリ施用量等を支援</p> <p>○ 大豆栽培予定ほ場の放射性セシウム濃度及び土壌分析を行い，土壌診断表を大豆栽培農家等に配布</p>
登米農業改良普及センター	<p><放射性物質対策支援></p> <p>○ 旧石越町で平成 23 年産大豆の放射性物質測定結果が 240Bq/kg と高いため，土壌や栽培環境等を調査・要因解析し，生産者や JA みやぎ登米に情報提供すると</p>

	<p>ともに、登米市やJAが取り組む汚染低減対策事業への助言と技術指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登米市とJAみやぎ登米がそれぞれ独自に測定装置を導入しているため、県が実施する検査との役割分担を明確にして測定結果の情報共有等を図るための連携会議を開催（平成23年10月28日、平成23年11月22日、平成24年3月16日計3回）
石巻農業改良普及センター	<p><被災農地の土壌調査と除塩対策支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除塩水稲・大豆調査ほ場土壌電気伝導度〔EC〕測定調査（平成23年10月11日、平成23年11月1日、平成23年12月19日、平成24年1月18日） ○ 除塩水稲・大豆生育調査ほ場土層別土壌調査〔0～50cm〕（平成23年10月21日～平成23年11月9日） ○ 被災水田作付前土壌窒素無機化量調査〔地力窒素発現量・管内40地点〕（平成23年12月上旬～平成24年2月下旬） <p><営農意向調査支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災認定農業者フォローアップ巡回支援〔石巻市・38件訪問〕（平成23年11月28日～平成23年12月8日） ○ 被災認定農業者フォローアップ巡回支援〔東松島市・47件訪問〕（平成23年12月13日～平成23年12月22日） <p><営農再開支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波被害甚大地区の復興に向けた地域営農ビジョン策定支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東松島市 <ul style="list-style-type: none"> 大曲地区－農業生産法人設立・経営作目等検討支援（平成23年9月～） 宮戸地区－営農形態・導入作目検討支援（平成24年1月～） 洲崎地区－営農形態検討支援（平成24年3月～） ・ 石巻市 <ul style="list-style-type: none"> 北上地区－CE導入による地域農業再編構想策定支援（平成24年1月～） 大川地区－営農形態検討支援（平成23年9月～） ○ 津波被災者の法人設立・園芸施設導入による営農再開支援（平成23年9月～） <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社イグナルファーム平成23年12月26日設立、鉄骨ハウス3棟（10,224㎡）導入（JAリース） ・ 株式会社スマイルファーム石巻平成24年1月27日設立、鉄骨ハウス2棟（8,712㎡）・水耕プラント導入（JAリース） ○ 技術情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲作情報〔Vol.10〕（平成23年9月8日） 大豆情報〔Vol.3〕（平成23年9月8日） 麦作情報〔総括号〕（平成23年9月30日） 麦作技術情報〔Vol.1〕（平成23年10月11日） 大豆情報〔Vol.4〕（平成23年10月31日）

	<p>稲作情報 [Vol. 1] (平成 24 年 3 月 2 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災稲作農家早期経営再開に向けた研修会開催 [石巻市ビッグバン, 約 200 人参加] (平成 23 年 11 月 16 日) ○ 用水確保対策実証ほ場設置 (平成 23 年 12 月 24 日～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用造水器 [塩分濾過器] 設置 (平成 24 年 1 月 20 日) ・ 雨水利用貯水槽設置 [熊本県方式の導入] 設置 (平成 24 年 2 月 20 日～24 日) ・ 農業用造水器及び雨水利用貯水槽現地検討会開催 (平成 24 年 3 月 22 日) ○ 石巻地域園芸産地復興研修会開催 [石巻市遊学館 約 70 人参加] (平成 24 年 2 月 16 日)
本吉農業改良普及センター	<p><被災農地の土壌調査と除塩対策支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除塩対策後の技術指導 (いちご) ○ 次年度の作付けに向けた塩分濃度のモニタリング (輪ぎく) <p><営農意向調査支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定農業者 113 人を対象とした営農意向調査の実施と情報の共有 (平成 23 年 9 月) <p><営農再開支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災生産対策交付金や耕作放棄地再生利用緊急対策を活用した営農再開支援 (営農計画の作成や組織化への支援, 関係機関との調整など) ○ 普及センターだよりの発行による復興への取組状況等の広報 (平成 23 年 9 月 30 日, 平成 23 年 11 月 15 日, 平成 24 年 2 月 24 日) <p><津波被害を受けていない地域での生産拡大, 就農支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災復興に向けたセミナーを開催 (平成 23 年 11 月 28 日, 講師: 楠本雅弘氏) <p><放射性物質対策支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NaI シンチレーション検出器によるモニタリングの実施 ○ JA 実行組合長会議において放射性物質の基礎知識に関する研修を実施 (平成 24 年 2 月 8 日)

オ 農地転用手続の迅速化

被災により住宅が損壊し、農振農用地区域において建替えを行う場合、当該土地を農用地区域から除外した後に農地転用手続を行う必要があるが、農業振興課では、平成 23 年 3 月 18 日付け東北農政局農村計画部農村振興課長事務連絡「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に対応した農地転用手続の迅速な対応について」に基づき、農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更手続と農地転用手続を同時に行う並行処理を行った。これにより、農振除外及び農地転用手続に要する期間が、最短で通常と比較して半減 (おおむね 2 か月間) したことから、被災者の早期の住宅再建に寄与した。具体的な処理件数は、106 件 (1,731.5 a) である (平成 23 年 9 月 12 日から平成 24 年 3 月 31 日までの農地転用許可件数)。

しかしながら、手続の事後的処理等が可能であれば、より被災者の要望に応えられるケースもあるように思われた。

なお、並行処理手続については、平成 24 年度も継続して行っていくこととした。

カ 農業委員会委員の選挙等の特例措置

a 選挙期日の延期

被災した地域のうち 11 市町においては、3 年が任期である農業委員会委員の選挙（平成 23 年 7 月に集中）を予定どおり実施することが困難なため、「東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律」（平成 23 年法律第 44 号）に基づき選挙期日を延期し、その期日の前日まで委員の任期を延長した。

延期した 11 市町（大郷町、亶理町、山元町、七ヶ浜町、岩沼市、名取市、石巻市、東松島市、女川町、仙台市、塩竈市）すべてにおいて選挙を実施済みである。

b 選挙人名簿作成時期の延期等

現行制度上、農業委員会委員選挙人名簿を確定させる時期は毎年 3 月 31 日となっているが、被災地域においては市町村選挙管理委員会がその時期までに名簿を調製することが困難であったことから、前記法律に基づき、選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間について特例措置を講じた（期日や期間については、選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する）。

本県においては、選挙人名簿の調製が困難なものとして石巻市選挙管理委員会及び東松島市選挙管理委員会が指定された（両市とも選挙実施済み）。

国及び市町村と選挙期日等について調整を十分に行った結果、被災市町においては、意向どおり特例措置が適用され、選挙事務を滞りなく終了することができた。

キ 農業大学校の学生対応

震災により被害を受けた学生の経済的負担軽減のため、制度化されている授業料の減免に加えて、寄宿舎料、入学金及び入学者選抜手数料の減免措置を行った。平成 23 年度の免除実績は、寄宿舎料 10 人、入学金 9 人、授業料 17 人（平成 23 年度学生数 114 人）である。

また、平成 24 年度以降も引き続き、寄宿舎料、入学金及び入学者選抜手数料が減免となるよう、減免期間延長の措置を行っていくこととした。

ク 耕作放棄地の活用による被災者支援

農業振興課では、被災農家等が耕作放棄地を活用して営農活動を再開するため、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等を活用して南三陸町や亶理町における被災者の耕作放棄地の再生支援を行った。

県耕作放棄地対策協議会や地域耕作放棄地協議会と連携した事業 P R に努めた結果、34 人の被災農業者が耕作放棄地を再生させるため、障害物除去、重機による掘削・整備、整地や土づくり等を実施し、ハウスいちご、露地野菜、さといも・ソバ、牧草等を作付けし、営農を再開できたことは大きな成果であった。

平成 23 年度営農再開の実績は、合計で 2 町 6 か所、1,085 a で、平成 24 年度も引き続き事業を推進していくこととした。

ケ 被災地域農業復興総合支援事業を活用した復旧・復興の取組

農業振興課では、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、国の被災地域農業復興総合支援事業を活用し、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械

の導入等の事業を推進するとともに、地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保及び早期の営農再開の取組を総合的に支援した。

復旧・復興の中心事業であり、事業計画の策定に多くの時間と労力を要したが、1市2町（白石市、亶理町、山元町）が、いちご団地等の園芸施設の整備やトラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械導入の事業に取り組んだ。

平成24年度も津波被災地域等における事業計画を策定し、引き続き復旧・復興に取り組んでいくこととした。

コ 地域農業経営再開復興支援事業を活用した担い手への農地集積の取組

農業振興課では、津波被災地域の復興を図るため、津波被災地域5市町（亶理町、石巻市、東松島市、岩沼市、山元町）が国の地域農業経営再開復興支援事業に取り組むに当たり支援を行った。

東北農政局と連携した市町訪問や事業説明会等（13市町村、16回）に多くの時間を要したが、市町村・農業者等の理解に努めた結果、平成23年度は、15プランが作成され、農地集積等に係る支援金の活用は、2市町33haであった。

農地と生活拠点が分散している農地所有者も存在し、合意形成に苦慮している地域もあるが、平成24年度は、上記5市町以外の津波被災市町に対しても事業を推進していくこととした。

サ みやぎの農業・農村復興計画の進行管理

農業振興課では、部内における情報共有と課題の整理、対応策の検討を行うため、沿岸市町ごとの復旧の進捗状況をまとめた。まとめるに当たっては、みやぎの農業・農村復興計画に掲げた施策項目ごとに整理することに努めた。復興に向けた各事業の取組については、国の復興特別区域法の制定や復興交付金などの補正予算の成立が遅かったことから、事業検討や施行の時期が年度の終盤になることが多かった。

しかしながら、第1次補正で早い時期に予算が確保された「東日本大震災農業対策交付金」などが有効に活用され、JAや農業者組織の共同利用施設等の復旧、再編整備が進み、早期の営農再開につなげることができたことは評価できる。農地についても、がれき撤去や除塩が行われ、着実に復旧が進んでおり、一部を除き、復旧したほとんどの農地で確実に営農が再開された。

また、平成23年度末までの農業分野の復旧・復興状況を資料にまとめ、議会及び各種団体等に対し情報提供を行い、被災地の現状や復興状況の視察のために来県する方々や各種研修会等でも活用することができた。進捗状況を数値で公表できる項目は限られたが、おおまかな状況を示すものとしては貴重な資料になったと思われる。復旧・復興へ向け、復興計画の進行管理を行うことはとても重要である。

今後、定期的に更新を図り、ホームページでの公表を含め、関係者のみならず県民に対しても情報を提供することが必要であると感じる。

シ 復興推進計画「宮城県民間投資促進特区（農業版）」の作成

農業振興課では、国の税制上の特例等を活用し、農業経営の法人化、民間企業との連携、他産業からの農業参入を推進し、被災者の雇用の拡大と地域経済の活性化を図るため、農業版特区の設定を目指し復興庁との協議を開始するとともに、県と共同申請する市町と連携し、できるだけ早く国から認定を受けられるよう復興推進計画の作成を進めた。この計画では、農業生産を機軸に置き、その延長線上に農産物加工など農業の付加価値を高める多角的な経営を推進することを目指した。

産業復興集積区域の設定（その区域内で定めた業種を行った法人及び個人事業者が特例を受けられる）や業種の決定等の際し、復興庁との協議に時間を要したが、年度末までにはある程度、方向性がまとまった。

平成24年4月以降は継続して、共同申請を目指す市町の資料作成等を支援し、できるだけ早く計画の認定申請ができるよう準備を進めていくこととした。

ス 米の作付調整

津波浸水等により、県内では約1万5千haの農地が塩害、水没など甚大な被害を受けた。そのため、米を作付できない地域が発生し、平成23年産米の生産数量を確保すること及び被災地域への支援を目的とする米の作付調整（県内調整・都道府県調整等）が必要となった。

そこで、宮城県水田農業推進協議会が中心となり、被災地域の水稲作付分を被災していない地域が肩代わりして作付けした場合10a当たり約1万5千円の補償金を拠出してもらい、その補償金を被災した生産者に支援金として支払うという「地域間調整とも補償事業」を活用して推進してきた。

その結果として、津波等で被災した沿岸部から5,766haが削減希望面積として出され、県内調整2,554ha、県外調整1,785ha、合わせて4,339haの調整実績となった。

水稲の播種作業等が既に始まっている時期からの作付調整であったが、関係機関が一致団結して推進した結果、県内・県外の農業者の協力・支援により、希望面積の約75%が調整でき、被災を受けた農業者に対し、地域とも補償金（12,353円/10a）が支払われた（総額約7.1億円）。

平成24年産米の配分に向けては、宮城県生産数量目標検討会議において、各種団体から意見をもらい、基本的方向として「平成23年産米の配分方法と同じ県の増減率で一律配分することと津波被災水田との作付調整を早期に実施すること」が合意された。

平成24年産米の県別の生産数量目標は、全国一の増加面積（1,060ha増）の70,480haの配分を受け、総会等を経て、市町村に配分した。あわせて、平成24年産の津波被災市町村からの削減希望面積から1,675haとして、県内市町村に調整を依頼した。

セ 営農再開へ向けた農業機械・施設等の復旧・整備

激しい揺れによる施設の損壊、津波による施設や機械・資機材の流失など、我が県の農業生産を支えてきた資本装備は甚大かつ広範囲の被害を受けた。

このため、農産園芸環境課では、国が平成23年度第1次補正予算において創設した、東日本大震災農業生産対策交付金を最大限に活用して、園芸生産施設、米や大豆等の乾燥調製施設、畜産糞尿処理施設等の共同利用施設の復旧及び個別農業者も対象としたトラクター、コンバイン等の農業機械等のリース並びに営農再開に必要なパイプハウス等の資機材導入を支援してきた。

さらに、国交付金の交付率は1/2となっており、営農再開や生産活動の復旧に取り組む農業者にとっては、残る1/2の投資負担が過重となっていることから、公益財団法人ヤマト福祉財団「東日本大震災生活・産業基盤復興再生助成事業²²」助成金に基づき、県の平成23年8月補正予算により宮城県農業生産復旧緊急対策事業を創設し、農業者組織による施設復旧・再整備の取組や、農業協同組合等が農業者へ機械等のリースや資機材供給を行う取組等を対象として、事業費の1/4

²² 公益財団法人ヤマト福祉財団が実施する、東日本大震災による被災地の生活基盤の復興と水産業・農業等の再生支援を目的に活動している公的な団体、基金などに対して寄附・助成を行う事業。

を助成した。

表2-2-24-4 東日本大震災農業生産対策交付金及び宮城県農業生産復旧緊急対策事業の実施状況
(平成23年度)

取組の内容	件数	事業費 (除税額)	国交付金 ^{※1}		県補助金 ^{※2}	
			1 / 2	1 / 4	1 / 4	1 / 4
農業者組織復旧・整備	96	2,995,992	1,497,996		748,980	
農業者へのリース・貸付	26	1,658,038	829,019		414,504	
農業用資機材の導入	53	1,696,822	848,411		416,981	
小計	175	6,350,852	3,175,426		1,580,465	
市町村や農協等による広域的な 共同利用施設の復旧等	63	2,141,488	1,070,744			
総合計	238	8,492,340	4,246,170		1,580,465	

※1 国交付金：東日本大震災農業生産対策交付金

※2 県補助金：宮城県農業生産復旧緊急対策事業

また、津波等で被災した農業者の経営再開を支援するため、被災農家経営再開支援事業（第1次・第3次補正予算）は、経営再開の意思のある農業者が地域で行う復旧の取組に対して、支援金を交付するもので、平成23年度は、沿岸部の12市町で合計38復興組合が設立され、除草作業等が行われ、29.5億円の経営再開支援金が交付された。

平成24年度においても、農地の復旧が進まない地域がかなりあることから継続して取り組むこととしており、11市町の27復興組合において、経営再開に向けた除草などの共同作業が実施される予定である。

当事業については、県内の全面積が復旧するまで継続してもらうよう政府要望に盛り込んでいる。

ソ いちご等の園芸品目の生産再開に向けた継続支援

農産園芸環境課では、園芸の種苗の確保に加え、津波被災地で問題となっていた塩害ほ場での早期園芸再開に向けて平成23年10月に「園芸特産復興セミナー」を開催したほか、放射性物質対策に関するセミナーを野菜及び花きの分野で開催した。

農業関連対策の検証

◆県が国と市町村の間に入り、「被災地域農業復興総合支援事業」の申請に関わる書類等の事前指導を行うことで、市町村は国への申請をスムーズに進めることができた

＜県庁内部での調整＞＜県庁外部との調整＞

「被災地域農業復興総合支援事業」の一次申請は、市町村から直接、国に要望を上げていたが、内容の精査や農業者の意向の反映などに苦慮しており、進捗が思わしくない状況であった。そこで国と市町村との受け渡しを効率的にするために、農業振興課が国（復興局、農政局）に要望し、平成24

年5月頃から国と市町村との間に入って本申請の前の事前指導を行った。具体的には、市町村が作成した事業のアウトラインを基に、市町村、県、国の関係者が集まった席で内容を検討・指導し、課題を明らかにした上で本申請に向けて改善を進めた。これにより、関係者間の共通認識が図られ、効率的な受け渡しとなった点は評価できる。また、必要に応じ関連する専門知識を持つ他課（農産園芸環境課、畜産課など）にも同席を依頼し、専門家の知見からアドバイスを得た点も評価できる。県庁内部でも定期的な打合せを持ち、「横の連携」を図ることは今後も継続して取り組んでいくべきである。

◆宮城県民間投資促進特区（農業版）は、農業振興を推進し、被災農家の雇用拡大と地域経済の活性化が図られるか検証が求められる

＜県庁外部との調整＞＜その他＞

宮城県民間投資促進特区（農業版）は、農業振興課が国の税制上の特例等を活用し、沿岸部を中心に甚大な被害を受けた農業の早期復旧・復興を目指し、被災者の雇用拡大と地域経済の活性化を図ることを目的に市町と連携して作成した。特区の指定エリア内で復興に寄与する関連事業（新規投資や被災者雇用等）を行う場合には、税制の特例を受けられる制度である。

農業生産の拡大と高付加価値化を推進するため、関連業種を「食料品製造業」「飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）」「飲食料品小売業」「宿泊業」「飲食店」「持ち帰り・配達飲食サービス業」とした。当該特区を検討する過程で、指定エリアや関連業種の設定に当たり、復興庁との協議等は大変な労力が必要であったと考えられる。本制度が被災地の農業振興や雇用創出に結びついたか否かについて、今後、検証していくことが求められる。

◆平成24年産の米の作付調整は、前年度の結果と課題を踏まえて作付調整期間を前倒したことにより、おおむね農業者の削減希望面積に見合う調整確保に繋がられた

＜その他＞

農産園芸環境課では、平成23年産の米の作付調整は、被災後の同年3月に着手した。しかし、震災の影響が大きく、農業者から申請された削減希望面積の75%程度の調整に止まる結果となった。被災後の混乱の中、県内米を確保したい県の意向と内陸生産者の希望をうまく調整し、被災した農家の所得確保に繋がった点は評価できる。

この結果を踏まえ、平成24年産の米の作付調整は、生産調整の元締めになる関係機関（水田農業推進協議会、各市町村の農業再生協議会）と生産数量目標の配分時期である平成23年12月から前倒して着手した。また、県内だけでは調整がつかず、一部は県外（新潟・秋田）にも依頼し協力を得ている。その結果、平成24年4月までに、申請された削減希望面積の97%の作付調整を行うことができ、おおむね農業者の削減希望面積に見合う調整ができたことも評価できる内容であった。

◆今後、沿岸部の農地の本格的な復旧に伴い上がってくる農業機械・施設等の支援要望に対して、継続して応えられる制度としていくことが望まれる

＜県庁内部での調整＞＜県庁外部との調整＞

「東日本大震災農業生産対策交付金」及び「宮城県農業生産復旧緊急対策事業」の主な支援用途は農業生産組織の復旧整備及びリース貸付などである。支援金額は、国庫2分の1、県の補助金4分の

1で構成されている。通常時における同様の補助事業であれば、多くても数億円、件数は10数件程度の申請があるが、今回の復旧・整備支援やリース支援の申請は国の予算として合計340億の予算が組まれ、申請件数は合計で238件に上った。

補助事業という特性上、ある程度の経営の確実性や見通しが求められるため、申請した農家に対して経営方針のヒアリングなど事業計画の精査に関わる事務量は膨大となった。被災農業者は生産基盤を失ってからの再スタートとなるため、農産園芸環境課が希望者を幅広く受け入れるべく国に働き掛け、震災前の基準を緩和できたことは評価できる。また、県の事務手続きの簡素化という面でも基準の緩和は大きく寄与したものと考えられる。

一方で、補助を受けるには、農業者同士が団体となることが条件となっている。(基本的に5人以上、知事特認で3人以上)これを機にグループ化した農家もあるが、これまで個人経営であった農業者が、他と手を組むことに大きな抵抗があり、支援の申請を躊躇する人も少なからずいたことは否めない。補助事業の対象が団体である条件を変更するのは困難と考えられるが、復旧・復興という視点から、より農業者の立場に立ったインセンティブ等を検討していくことが望まれる。また、平成24年度は、国の予算が340億から29億弱に縮小され、事業規模を縮小せざるを得ない状況となっている。前年度からの繰り越しもあるため、大きな問題とはなっていないが、今後申請の増加が見込まれる中、現場からの声を踏まえて、可能な限り現場のニーズを反映した制度としていくことが望まれる。

◆放射能や塩害の影響による農作物への対応について、各種セミナー等を通して農業者に情報を発信し、正しい知識や対応方法等の周知・普及を行った

＜情報＞＜広報＞

農産園芸環境課では農作物に関するセミナーとして、平成23年10月に除塩・塩害対策セミナー、同年11月に花きセミナー、平成24年2月に野菜セミナー等を開催した。セミナーは、現場に近い普及センターが農業者からのニーズを確認し、関心が高いと考えられるテーマを企画した。また、除塩対策などは、専門家による実践的な対策等を説明し、すぐに現場に取り入れられたものもあった。

現場の声に耳を傾けてニーズを把握し、タイムリーに現場で実践できる有効な方法・対策を周知できた点は、評価できる取組である。その一方で、被災の影響により気力を失ってしまった農業者も含めて、多くの方の農業再開の意欲を高めていけるような取組や情報を発信していく等の工夫を期待したい。

◆農作物の放射能の測定に関わる対応は、初めての対応でありマニュアル化が望まれる

＜計画やマニュアル＞

米と大豆に関わる放射能の測定結果公表は農産園芸環境課が担当した(調査結果のトータルは食産業振興課が担当して公表)。また、堆肥関係、農地土壌の測定結果も平成24年3月に公表した。この他に、農作物に関わる問い合わせ電話は原子力安全対策課や代表電話を通して農産園芸環境課に回ってくるルートとなっていた。

平成23年9月の検査時期が農作物(特に米)の放射能についての問い合わせのピークであり、多い時は1日の約半分の時間が電話対応となった。既存の対応マニュアル等が無い中で、職員の中から専門の対応要員(マスコミ、電話対応として2人)を定めることで、消費者の懸念事項の内容、問い

合わせ対応のスキルが蓄積され、また、迅速に測定結果を公表することで大きな混乱が無く対応できたことは評価できる。

放射能の対応は、誰もが初めての経験であり、今後、同様の事態が発生した場合に備え、今回の経験の工夫や課題を振り返り、マニュアル化を進め、他県等にもノウハウを伝えることが必要である。

◆東日本大震災営農生活相談所・早期営農再開支援センターの運営は、営農再開に向けて効果的であった

＜県庁外部との調整＞

農業振興課が平成24年4月から継続して進めた被災した農家の営農再開に向けての耕作放棄地の再生や県内外の移転先と営農希望者との調整、農産園芸環境課の米の作付調整による地域とも補償事業は、効果がみられており評価できる。特に、被災地と被災地外との地域を越えた助け合いが推進され、一定の効果をあげており、農家が選択可能な幅広い施策を提示したことは、ニーズが明確に掴めない状況では適切な対応であったと言える。今後は、災害時の地域間の助け合いの教訓として、災害対応の実績、課題を取りまとめることが必要である。

(4) 農地・農業用施設対策

ア 復旧対策の体制及び関係機関との調整

農村振興課、農村整備課の両課に除塩対策ほか復旧のための各業務がまたがっていたため、両課から人員を出し合って最終的には20のチームを編成。国・市町村・土地改良区などの関係機関との調整対応にあたった。

- ・ 平成23年9月21日、第93回宮城県災害対策本部会議において「東日本大震災の津波被害に対する農地復旧の見通し」を公表した。
- ・ 11月15日、第3回 海岸における津波対策検討委員会を開催した。
- ・ 11月25日、河川・海岸施設の復旧にあたり、景観・利用・環境へ配慮すべき事項について有識者から助言・指導を受けるため環境等検討委員会を開催した。
- ・ 12月20日、宮城県沿岸域現地連絡調整会議を開催した。

イ 災害査定

今回の震災により復旧対策が必要となった農地は、県内全体で約13,000haにのぼった。平成23年9月21日に「東日本大震災の津波被害に対する農地復旧の見通し」を公表し、両課にまたがる業務について「農地復旧・除塩対策チーム」が中心となり、農村振興課では除塩の基準や管理などソフト的な面を、農村整備課では復旧工事の実施などハード的な面を担った。

本来、災害査定は農地1枚ごとに申請する必要があるが、今回は原則平成23年12月末までに完了させるという時間的制約があったため、GIS（地理情報）のデータを活用して手続きの迅速化を図ることとした。具体的にはGISデータにより一定区域内を設定し、その中にある田畑、用水路など標準的なものが被災したと仮定、面積あたりの単価を設定するという手法をとった。

なお、査定作業は簡素化した但、最終的には現地の被災状況確認が必要であり、復旧工事は査定後に行った被災状況確認の結果を受けて、計画変更のうえ実施することとなった。

- ・ 平成 23 年 9 月 5 - 9 日, 第 13 次災害査定 (仙台・北部・登米・東部管内, 70 か所) 延 599 か所終了 (進捗状況 24.5%)
- ・ 9 月 12 - 16 日, 第 14 次災害査定 (大河原・仙台・東部管内, 111 か所)
- ・ 9 月 26 - 30 日, 第 15 次災害査定 (仙台・東部管内, 91 か所)
- ・ 10 月 3 - 7 日, 第 16 次災害査定 (北部・栗原・東部・南三陸管内, 107 か所)
- ・ 10 月 11 - 14 日, 第 17 次災害査定 (仙台・東部管内, 109 か所)
- ・ 10 月 17 - 21 日, 第 18 次災害査定 (大河原・北部・東部・登米管内, 84 か所)
- ・ 10 月 24 - 28 日, 第 19 次災害査定 (大河原・北部・東部・登米管内, 131 か所) 延 1,228 か所終了 (進捗状況 50.1%)
- ・ 11 月 7 - 11 日, 第 20 次災害査定 (仙台・東部・南三陸管内, 163 か所)
- ・ 11 月 14 - 18 日, 第 21 次災害査定 (仙台・北部・東部・登米・南三陸管内, 263 か所)
- ・ 11 月 29 - 12 月 2 日, 第 22 次災害査定 (仙台・東部・南三陸管内, 235 か所) 延 1,889 か所終了 (進捗状況 77.1%)
- ・ 12 月 5 - 9 日, 第 23 次災害査定 (仙台・北部・栗原・登米・東部・南三陸管内, 191 か所)
- ・ 12 月 12 - 16 日, 第 24 次災害査定 (仙台・北部・東部・南三陸管内, 175 か所)
- ・ 12 月 19 - 22 日, 第 25 次災害査定 (仙台・北部・東部・南三陸管内, 130 か所)
- ・ 12 月 26 - 28 日, 第 26 次災害査定 (仙台・東部・南三陸管内, 48 か所)
- ・ 平成 24 年 1 月 12 - 13 日, 第 27 次災害査定 (仙台・東部管内, 9 か所)
- ・ 1 月 30 - 31 日, 第 28 次災害査定 (仙台・東部管内, 7 か所) 延 2,449 か所終了 (進捗状況 100%)
- ・ 1 月 31 日, 「東日本大震災に係る農地・農業用施設の復旧復興のロードマップ」を公表した。地域から早く農地等の復旧復興の道筋を提示してほしいという要望を受け, 災害査定が終わり, 震災から 1 年経過を前に取りまとめたものを, 復興交付金事業計画の申請 (平成 24 年 1 月 31 日) に併せて公表した。

ウ 東日本大震災復興特別区域法対応

- ・ 平成 23 年 10 月 21 日, 東日本大震災復興特別区域法骨子 (案) について東日本大震災対策本部事務局が県庁にて説明会を開催した。県では, 農地の再編整備を予定している市町を対象に, 東日本大震災復興特別区域法骨子 (案) 並びに農地復旧復興に係る説明会を下記の日程で開催した。
 - ・ 11 月 7 日, 石巻市・東松島市
 - ・ 11 月 9 日, 名取市・岩沼市
 - ・ 11 月 11 日, 気仙沼市・亘理町・山元町・南三陸町
 - ・ 1 月, 復興交付金事業計画 (第 1 回申請分) ヒアリング対応
 - ・ 1 月 31 日, 復興交付金事業計画 (第 1 回申請分) 提出
 - ・ 3 月, 復興交付金事業計画 (第 2 回申請分) ヒアリング対応
- 東日本大震災復興特別区域法 (案) の詳細が決定しない中で, 県と市町は復興交付金事業計画の策定作業を進める必要があり, 苦労した。
 - ・ その中で, 県・市町連携のもと作業を行い, 計画を策定することができた。今後は, 定められ

た事業期間での着実な事業執行が課題である。

エ 排水機場の応急復旧工事

- 排水機場の応急復旧に当たっては、国営造成施設の応急復旧を行っている東北農政局と連携し、またポンプメーカー等の協力によって、次のとおり9月以降も機場の稼働回復を図った。

表2-2-24-5 農業用排水機場の応急復旧状況（全69施設）

平成23年8月31日時点	機場数	受益面積 (ha)
全台稼働	32	6,346
一部稼働	15	5,418
小計	47	11,764
稼働不能	22	2,247
合計	69	14,011

平成23年12月31日時点	機場数	受益面積 (ha)
全台稼働	38	7,759
一部稼働	13	4,735
小計	51	12,494
稼働不能	18	1,517
合計	69	14,011

平成24年3月31日時点	機場数	受益面積 (ha)
全台稼働	39	7,799
一部稼働	13	4,695
小計	51	12,494
稼働不能	17	1,517
合計	69	14,011

図2-2-24-3

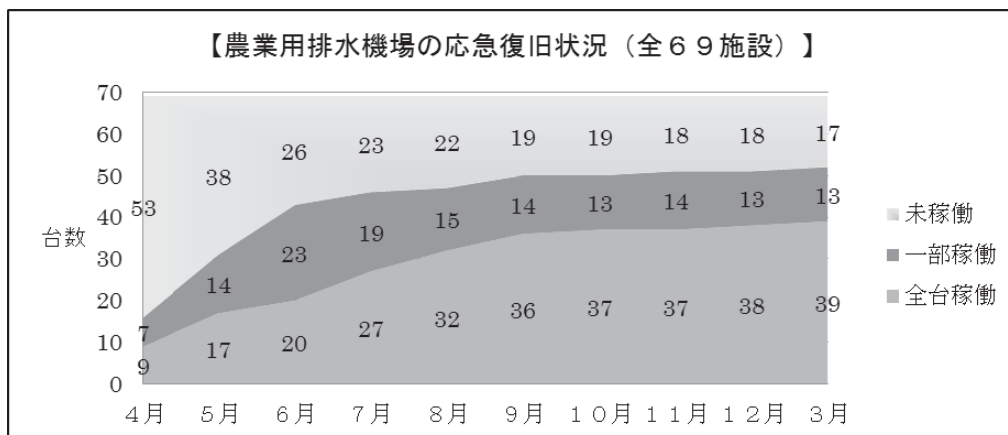
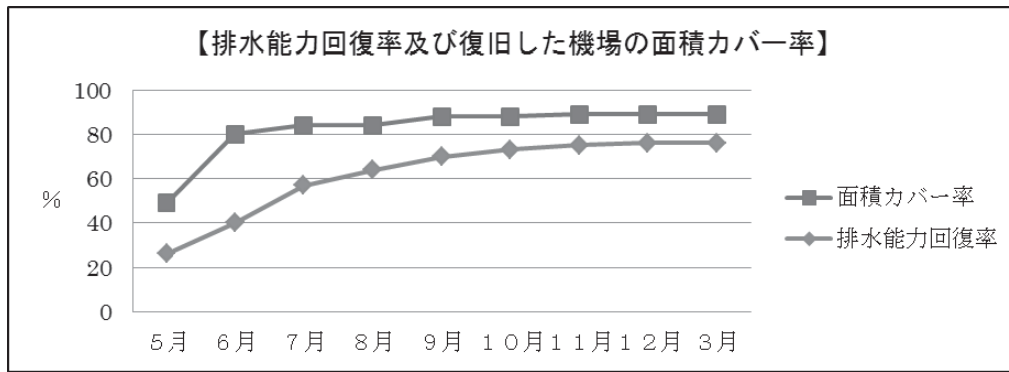


図2-2-24-4



オ 沿岸13市町の災害等廃棄物処理

- ・ 農地上のがれき撤去については、平成23年6月からはじめ、沿岸13市町のがれき撤去（農地から一次仮置場まで撤去・運搬）の進捗率は平成23年9月時点で約42%、平成24年4月時点においては約95%の進捗となった。
- ・ 沿岸13市町の災害等廃棄物処理事業の進捗については、以下のとおりである。

表2-2-24-6 沿岸13市町の災害等廃棄物処理事業進捗状況

	平成23年				平成24年			
	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日
撤去対象面積 (ha) ①	13,267	13,267	13,267	13,267	13,267	13,267	13,267	13,267
撤去済面積 (ha) ②	5,552	8,424	10,004	10,806	11,626	12,082	12,152	12,619
進捗率 ③ = ② / ①	41.8%	63.5%	75.4%	81.5%	87.6%	91.1%	91.6%	95.1%
がれき撤去量 (m3)	200,616	322,172	457,651	572,014	657,949	746,235	779,263	799,940

- ・ 仙南4市町（名取市・岩沼市・亶理町・山元町）分については、平成23年4月15日付けで包括規約と個別協議（がれき類）を締結、七ヶ浜町も同様に平成23年5月13日付けで締結、県が受託し、農地・農業用施設の災害等廃棄物の撤去を実施した。
- ・ 県が実施した2市3町の災害等廃棄物処理については、平成24年4月時点で約91%の実施となった。

※沿岸13市町：仙台市・名取市・多賀城市・岩沼市・亶理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・石巻市・東松島市・気仙沼市・南三陸町

農地・農業用施設対策の検証

◆浸水農地の復旧にあたり、農地の処置に関わる法制度の緩和措置、柔軟な運用を検討していくことが必要である

＜県庁外部との調整＞

農村振興課・農村整備課は津波で浸水した農地の復旧対応にスピードが求められる一方で、避難に

より地権者の意向を確認できないなど、農地の復旧に向けた対策等の取り組みが滞る状況であった。

本来、民地への立ち入りや、確認・復元などは地権者の事前許諾が必要となるため、法的な後ろ盾や根拠がない状態での業務遂行自体が職員のストレスとなっていた。津波などにより土地の形状が著しく変形し、失われる場合の復元・確定などの対処方法および地権者の承諾については、今後、国と連携して緊急時の対応制度を整備していくことを期待したい。

◆災害査定の簡素化と本復旧に向けた取り組みを検証する必要がある

＜計画やマニュアル＞

農村振興課・農村整備課は平成23年12月までに復旧対策が必要な農地（13,000ha）の災害査定を終えるため、国にGISを使った災害査定を申請し、期限内に査定が終わった点は、効率的な取り組みができたと評価できる。しかし、現地の詳細確認および復旧工事にあたり計画変更が生じ、作業量の増加に繋がっている。

期限内に査定を終わらせることが最優先されたための対応であったが、簡素化の結果、作業量が増えることを考えると、今後、災害査定における簡素化の検証や計画変更が生じる前提での効率的な取り組みを検討することが必要と考えられる。

◆東日本大震災復興特別区域法における農地の再編について、住民の意向を反映した復興となるように国に制度の緩和を要望していくことが望ましい

＜県庁外部との調整＞

東日本大震災復興特別区域法における農地整備は、平成25年度以降、工事に本格着手し、平成27年度までに完了させるスケジュールとなっている。通常の農地整備では、10年間程度（農家との合意形成に3年間、工事に6年間）の時間がかかるが、5年弱での対応が必要となる。

農村振興課・農村整備課としても、ファシリテーターの導入による合意形成までの時間短縮の方法を検討しているものの、応急仮設住宅への入居等、地域住民が分散した状況での説明会の実施方法や、整備を進めるにあたり農家の3分の2以上の同意が必要という通常の農地整備と同じ条件が課題となっている。また、農地の再編整備にあたり、まちづくり整備との土地の利用調整を行う必要があるが、まちづくり整備の全体像が明確になるまで時間がかかり「農地は農地として戻す」という基本原則で進まざるを得ない現状となっている。単なる「復旧」にとどまらず、理想的な土地利用の調整で「復興」につながるよう、制度の見直しについて課題等を検討し、国に要望していくことが求められる。

(5) 畜産業対策

畜産物の生産現場においても、畜舎等の施設の損壊や家畜の流出など、生産基盤に大きな被害が生じた。その復旧のために、畜産課では、東日本大震災復興基金による本県単独の事業として、過去の震災で実施された事業例などを参考に、「震災家畜緊急避難輸送管理支援対策事業」「畜舎等施設整備支援対策事業」「経営再建家畜導入支援対策事業」を創設し、早期の経営再開のための復旧等に要する経費の1/3以内を、市町村を通じて助成した。

表 2-2-24-7 平成 23 年度事業実績

事業名	件数	事業費(千円)	県補助金(千円)
震災家畜緊急避難輸送管理支援対策事業	7	5,455	2,559
畜舎等施設整備支援対策事業	62	281,340	75,505
経営再建家畜導入支援対策事業	52	176,629	47,468
	121	463,424	125,532

平成 23 年度は、5 市 5 町で事業を実施しているが、内陸部の市町からの申請がほとんどであった。沿岸部においては、津波で畜舎が流され、土地が沈下したままの場所があるなど、復旧に着手できない状況もあったものとする。

なお、平成 24 年度においても継続して取り組むこととしている。

(6) 林業・木材産業対策

ア 木材加工施設・特用林産物生産施設などの復旧に対する支援

林業振興課では、被災した林業・木材産業事業者の早期復旧によるサプライチェーンの回復に向けて、国の補正予算や震災復興基金等による補助事業を活用し、合板製造会社、製材工場、チップ製造事業者、特用林産物生産事業者など被災事業者への支援を継続し、その結果、沿岸部の木材加工施設については、平成 23 年度中に主要な施設の復旧工事にほぼ着手した。その他の施設についても平成 24 年度の早い時期までに着手する見込みである。また、一時生産が停止していた沿岸部の合板工場や大型製材工場の生産能力が 7～8 割まで回復したことにより、平成 23 年度末における木材製品出荷額は約 106 億円となり、震災前と比較して約 54%まで回復した。

特用林産物生産施設については、震災復興基金により特用林産物生産施設早期再開支援事業を創設し、生産施設や資機材の復旧を支援した。平成 23 年度中に 8 割の事業者が復旧に着手し、平成 24 年度内にはすべての事業者が着手する見込みである。なお、平成 25 年度までに全施設の復旧完了と生産再開を目指している。

イ 木材等の流通停滞回避に対する支援

林業振興課では、県内の木材需要を支えてきた沿岸部の木材加工業の被災により、木材流通が停滞したことから、産業の維持のため、国の補正予算や震災復興基金等を活用し、生産された素材や木材チップ等を緊急的に他の需要先へ移送する経費への支援を継続した。

素材については 12 工場、50 千 m^3 について、秋田県や岐阜県などの合板製造会社や他県の製材工場等へ移送するとともに、木材チップについても 21 工場、165 千 m^3 について船輸等により関西・四国方面等への輸送支援を行った。

ウ 林道施設の災害復旧事業

林道施設のうち、被災した 62 か所について、平成 23 年度内に災害査定がすべて終了し、15 か所の復旧に着手した。平成 25 年度内にすべての箇所の復旧を完了する予定である。林業振興課においては、地方機関と連携し、受検準備資料の作成と市町村等が作成する書類等の指導を行った。

表2-2-24-8 林道施設の災害査定件数及び決定額

種別	計（県＋市町村等）		県		市町村等	
	査定件数	決定額（千円）	査定件数	決定額（千円）	査定件数	決定額（千円）
林道	62	533,170	5	78,627	57	454,543

エ 山林種苗施設の復旧支援

森林整備課では、津波により林業用種苗生産用の施設・機械が浸水被害に遭った東松島市の生産者に対し、平成23年11月から平成24年3月までに被災状況の把握を行うとともに、震災復興基金により林業種苗再生再建支援事業を創設し、生産施設・機械の復旧を支援した。

オ 津波浸水地域における森林の塩害被害対策

a 塩害被害区域の把握

津波により海水に浸水した森林でスギを中心に樹木が枯損する被害が広範囲に発生した。森林整備課では、被害箇所、被害面積を把握するため、石巻市、女川町、気仙沼市、南三陸町において、平成23年9月から平成24年3月までに被害調査を実施し、被害状況の把握に努めた。

なお、被害調査の実施においては、被災者の雇用創出を図るため、重点分野雇用創出事業を活用し、10人の新規雇用に繋げた。

b 塩害被害木の伐採

被害調査により把握した塩害被害木について、森林所有者から同意を得られたものを対象に、平成24年1月から3月までに南三陸町の被害木を伐採した。

なお、被害木の伐採については、被災者の雇用創出を図るため、重点分野雇用創出事業を活用し、17人の新規雇用に繋げた。

カ 県有林の対応

a 県有林の被災状況

森林整備課では、県が管理する県有林について、震災直後から継続して巡回調査を実施してきたが、平成24年3月までに震災による被害は、確認されていない。

b 県有林事業における被災者等の雇用対策

森林整備課では、県有林整備事業において、被災者等の雇用創出を図るため、重点分野雇用創出事業を活用し、45人の新規雇用に繋げた。

キ 治山施設等の災害復旧事業

a 民有林直轄治山事業

森林整備課では、仙台湾沿岸の民有林海岸防災林の復旧について、平成23年8月に林野庁に要望したほか、10月以降、東北森林管理局・仙台森林管理署等と計画書策定のための調整（事業区域の調整や復旧計画の内容）を行い、11月に直轄治山事業での実施が決定した。事業計画策定に当たっては、県関係機関・市町との調整に参加したほか、平成24年2月には林野庁が行う関係市町への計画説明会へ同行した。

b 特定民有林治山施設災害復旧等事業

森林整備課では、気仙沼の4地区の海岸防潮堤の復旧を平成23年8月に林野庁へ要望した。その後、計画策定に当たって、堤防高さや事業区域について県関係機関を交えて調整を行った。

平成24年2月には、気仙沼市への説明会が行われ県も同行した。

c 県管理治山施設の復旧

森林整備課では、災害査定受検前の平成23年9月には関係市町との調整を実施して海岸部の施設計画のすり合わせを行うとともに受検準備資料の作成と地方振興事務所が作成する書類等の指導を行い、10月以降4回にわたり災害査定を受け、防潮堤及び海岸防災林の復旧について採択を受けた。

表2-2-24-9 治山施設の災害査定件数及び決定額

種 別	査定の状況	
	査定件数	決定額（千円）
治山（うち県管理施設）	18	6,911,000

まちづくり計画ができていなかったことや堤防高さが決まっていなかったこと等から、協議設計扱いとなり、災害査定終了後、協議設計書作成のための測量設計を実施している。なお、事務所で作成する協議設計書の作成に技術的な支援を行った結果、3月に1か所の協議設計を林野庁に持ち込み、協議設計を解除した。

d 海岸林防災林等再生のための林業用種苗の確保対策

県林業技術総合センターでは、海岸防災林等の再生に必要な種苗の確保に向けて種苗生産の増大を図るため、本県で生産される苗木の種子等の供給源となっているセンター内の種苗生産施設を増設したほか、今後の種子等の生産計画の見直しを行った。また、宮城県農林種苗農業協同組合に対して、国の補正予算の活用による生産施設の規模拡大について働きかけ、平成24年度の事業実施に向けた事前調整を行った。

e その他関係機関等との調整

森林整備課では、保安林内において県・市町で計画している公園事業や海岸防潮堤の復旧事業・河川事業等との調整を随時行ったほか、特別名勝松島区域の区域内で実施する災害復旧事業についての調整を行った。

ク 保安林解除

森林整備課では、平成23年11月から復興整備計画による保安林解除についての調整を行い、県が主催する市町復興整備協議会の復興WG（ワーキンググループ）にも参加し市町の指導や解除予定地の現地調査を行ってきた。また、林野庁との調整を行ったほか、市町の町づくり等における保安林解除について情報収集を行い、林野庁へ情報提供を行ってきた。

そのほか、復旧工事に関係する保安林指定地の確認や、工事を行うための手続等の指導を随時行ってきた。

(7) 水産業関連対策

ア 陸揚げ漁船等の処理

陸上に打ち上げられ処理が必要である約1,300隻の船舶の処理については、がれきや自動車と同様に、自治体が処理することになっているが、処理を行うのが困難な自治体（5市5町）について

は、地方自治法に基づく事務委託により県（水産業振興課）が船舶の処理を代行した。

環境省の「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン暫定版（平成23年4月公表）」に基づき本格的な処理が開始されたが、環境省の補助対象となる処理を行う必要があり、特に船舶1隻ごとに状態が異なるため、処理に当たっての単価の設定に労力を費やした。

また、被災船舶を集積する場所を確保する必要があったが、同一自治体内での集積場所を確保することが困難な自治体もあったことから、集積場所が確保された自治体の陸揚げ船舶から順次、業務委託を発注し処理を開始していった。

なお、処理の際には船舶の所有者に確認をとる必要があるが、津波の影響で所有者と連絡がつかないケースも多く、また、漁船については水産業振興課で名簿をもっているが、プレジャーボート等については運輸局に照会する必要があった。

処理は平成24年3月末までに終了しなかったことから、同年4月以降も引き続き処理業務委託を継続した。

※被災船舶の処理は所有者が行うことが原則であるが、今回の震災では津波による特殊性等を踏まえ「災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理」として、被災市町村が船舶を処理することができる（「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン」より）。

【被災船舶の一般的な処理手順】

- ・ 移動できる船舶は、必要に応じ随時仮置き場等に移動して差し支えない。
- ・ 船体の転倒や燃料漏洩等の二次災害のおそれがある場合は、転倒防止対策や油抜き取り等の措置を必要に応じ講ずること。
- ・ 外形上明らかに効用を失っている被災船舶は処理可能

イ 各種補助制度の活用支援について

水産業振興課では、被災した漁業協同組合・水産加工業協同組合などが所有する水産業関連施設の復旧等に必要な経費を活用できるよう、申請書類作成等支援を実施し、被災者等が各種補助制度を活用できるよう指導・支援を実施した。

主な復旧・復興支援策の種類としては以下のとおりとなっている。

a 水産業共同利用施設復旧支援事業（水産庁）

被災した漁協・水産加工業協同組合などが水産業共同利用施設（荷さばき施設、加工処理施設、冷凍冷蔵施設、製氷冷凍施設など）の早期復旧に必要な不可欠な機器等の整備に要する経費を支援する事業。

b 水産業共同利用施設復旧整備事業（水産庁）

被災した漁業協同組合・水産加工業協同組合等の水産業共同利用施設（荷さばき施設、加工処理施設、冷凍冷蔵施設、製氷冷凍施設、給油施設等）のうち、規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設等の整備に要する経費を支援する事業。

c 中小企業等グループの施設復旧・整備への支援（グループ補助金：中小企業庁）

被災地域の中小企業等のグループが水産関係施設の復旧・整備を行う際に支援する事業。

d 加工原料等の安定確保取組支援（水産庁）

地域の漁港において漁業・水揚げが本格的に再開されるまでの当面の間、緊急的に漁業協同組合等が遠隔地から加工原料を確保する際等に生ずる運搬経費等の掛かり増し経費の一部を支援する事業。

e 小型漁船及び定置網共同化支援事業（水産庁）

漁業生産の基盤となる多くの漁船・漁具が失われた。水産業は地域の基幹産業となっており、加工業など周辺産業への影響も大きいことから、地域の復興のためには早期に漁業再開が急務となっていた。

このため、水産業の早期復旧を図るため、漁業協同組合等が共同で利用する漁船・漁具・定置網取得経費を支援する事業。

f 沿岸漁業復興支援施設整備事業（復興基金事業）

被災した漁船を修理する造船所自体も震災で被害を受けたが、小規模な造船所は国の補助制度が適用とならないため、本県独自事業により再開に必要な仮設造船所や機器類等の購入費用の補助を行い、漁業者が早期に漁業再開できるよう支援する事業。

以上の主な復旧・復興支援事業について、3月末までに完了しなかった事業については4月以降も引き続き事業が進められるよう支援を継続した。

ウ 地方機関の対応状況

a 各地方振興事務所水産漁港部

i 漁業再開に向けて、養殖再開に向けた技術指導や、協業化に向けた指導を行った。

- ・ ノリ、カキ等養殖の再開に向けて、水産技術総合センターと連携し、技術指導や養殖通報発行等の指導、支援を行った。
- ・ ノリ、カキ等養殖の再開に向けて、グループ化や協業化等の経営強化に向けた指導・支援を行った。
- ・ さけ孵化場の被災調査と指導
- ・ 養殖用種苗確保への支援

ii 被災した加工団体及び加工業者の施設の復旧整備に係る申請手続きの指導・支援を行った。

- ・ 水産業共同利用施設復旧支援事業
- ・ 水産業共同利用施設復旧整備事業
- ・ 中小企業グループ施設等復旧整備補助事業

iii 震災で加工原料確保が困難となった漁業協同組合等の原料確保に係る申請手続きの指導・支援を行った。

- ・ 加工原料等安定確保支援事業

iv 水産加工業の復興に向けた販売促進等（販売イベントの開催等）を実施した。

- ・ 地域産業振興事業

v 被災した漁船及び漁具等の復旧整備等に係る申請手続きの指導・支援を行った。

- ・ 共同利用小型漁船建造事業
- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業

- vi 被災した中小造船所等の施設の復旧整備等に係る申請手続きの指導・支援を行った。
 - ・ 中小造船事業者等グループ施設等復旧整備事業
 - vii 漁船漁業の早期再開と経営安定の取組支援を実施した。
 - ・ がんばる漁業復興支援事業
- b 水産技術総合センター 企画情報部（石巻市渡波字袖ノ浜）

i 各種調査への取り組み

東北大学から調査船として借用した「翠皓」^{すいこう}は、県内沿岸の海底瓦礫堆積状況調査をマルチビームソナーで実施した。県北部から南部海域に至って15ラインを設定し、平成23年10月中旬から11月中旬までの約1か月間で行った。その結果は、瓦礫撤去事業へ活用された。

海洋観測調査について、浅海域は調査船「翠皓」が平成23年11月から、沿岸域は漁業調査指導船「拓洋丸」が12月中旬から再開し、当センターホームページ上等で、関係業界に情報提供した。それ以降、当該調査を震災前と同様に毎月実施するとともに、従来の環境調査や漁場調査も、2隻の調査船を使って順次再開した。

魚類の資源状況を把握するための調査は、「翠皓」が平成23年11月からヒラメ稚魚調査を、平成23年12月から大型クラゲ調査を、さらに平成24年1月には有害物質状況把握調査を再開したほか、3月には貸与元である東北大学が実施する東北マリンサイエンス海洋調査事業にも携わった。また、「拓洋丸」は、平成23年11月からは大型クラゲ調査、イカナゴ夏眠期調査及びカレイ類発生状況調査、さらに平成23年12月はマコガレイ産卵場調査、平成24年1月はイカナゴ仔魚調査、2月はオキアミ調査を加えるなど被災した漁場における魚類の資源状況を把握するための調査等に従事した。

ii 東日本大震災に関する平成23年度水産関係調査報告会の開催

震災後に水産技術総合センターが実施した調査等の内容を漁業関係者及び水産関係団体等に報告し、生産活動の再開・復興に向けた意見交換を行い、施策に反映させることを目的として、平成23年8月と平成24年2月に調査報告会を開催した。

平成23年8月の報告会は、海底ガレキ分布状況調査結果、緊急漁場水質調査結果、水産物放射能検査結果など気仙沼・石巻・塩釜の3地区において開催した。出席者は、各地区とも約100人前後に達し、多数のマスコミ関係者も来場する等、関心の高さが伺えた。この報告会で出された意見及びアンケートで回収した意見を取りまとめた後、本県の水産行政及び水産試験研究関係者に情報提供した。また、現場における水産復興支援業務はもちろんのこと、平成23年度12月補正予算事業及び平成24年度試験研究事業の予算、宮城県水産業試験研究推進構想及び平成24年度水産業試験研究計画の策定に反映させた。

平成24年2月の報告会は、平成23年秋から平成24年2月までの各種調査結果など気仙沼・石巻の2地区において開催した。マスコミの関心は依然として高く、テレビ局と新聞社を合わせ10社以上が来場した。この報告会で出席者から頂いた意見は、前回同様本県の水産行政及び水産試験研究関係者に情報提供した。

なお、報告会の開催のお知らせは、ホームページ・郵便物・マスコミを活用したが、出席者のほとんどが被災し、避難生活を余儀なくされていたため、県漁協の各支所及び水産関係組合、魚市場、関係市町等を個別に訪問し、関係者への周知と出席者のとりまとめを直接お願いした。

震災後の水産試験研究の取組に対しての出席者の意見は、その後の業務の運営・方針のよりどころとなり、結果として県民ニーズを試験研究業務に反映させることができたので、今後も半年に1回程度の頻度で報告会を開催し、水産関係者等との意見交換を行う予定である。

iii 水産試験研究の推進構想の策定

水産技術総合センターは、平成20年4月に制定した「水産業試験研究推進構想」の実施が震災で困難になったことから、平成23年10月に策定された水産業分野の個別復興計画である「宮城県水産業復興プラン」に基づく水産試験研究分野の新たな研究構想を策定することとした。

研究構想の素案の作成及び検討は、「水産技術開発調整推進会議設置要綱」に基づき、同会議の下部組織で、各部長、次長（総括）等で構成される連絡調整部会で行った。連絡調整部会は、水産業関係者の意見を踏まえ、平成23年10月から素案の検討及び見直しを複数回行った。平成24年3月には「宮城県産業技術開発推進要綱」に従い、宮城県試験研究機関評価委員会水産部会委員から研究構想案への意見聴取を行った。

新たな「水産業試験研究構想」によって、東日本大震災で甚大な被害を受けた本県水産業の一日も早い復興を実現するため、試験研究機関として担うべき役割を明確にするとともに、被災した試験研究施設の復旧整備の進捗状況を勘案しながら、今後取り組むべき水産試験研究の方向性を示すことができた。

なお、本県の漁場環境や水産物に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故が影響を与えていることから、水産試験研究機関として放射能対策を最優先に取り組むべき課題としてとらえ、関係機関と連携して調査や情報収集を継続して行うとともに、必要な検査を実施し、漁場環境及び水産物の安全確保に努めることとしている。

c 水産技術総合センター 環境資源部

水産技術総合センターが被災したため実施不能であった、仙台湾における定期環境調査は、平成23年9月から再開したが、10、11月も水温、塩分等の測定可能な項目に限って実施した。

女川原発の温排水調査についても、調査地点や測定項目を縮小して調査可能な項目から順次実施した（モニタリング調査は定時観測していた受託者が被災したため、簡易記録式水温計を平成23年11月から各調査地点に順次設置して測定を再開した。）。

また、平成24年1月には、前年の5、7月に引き続いて震災の影響を把握するため沿岸域において3回目の有害物質調査（被害漁場環境調査事業）を実施した。

なお、各調査において分析のほとんどは当センター内で実施できなかったため、業者委託とした。

また、資源関係に関しては、漁業調査指導船「拓洋丸」及び「蒼洋」が被災した他、当センターの施設復旧が遅れていたことから、被災を免れた民間の漁船を備船する、あるいは他機関の船舶や施設を借用するなどして、国の委託事業である資源評価調査事業や被害漁場環境調査事業等の資源調査を可能な範囲で実施した。

平成23年9月にセンターに事務所移転はしたが、1階は12月9日まで工事中であったため、魚体精密測定は2階の生物学実験室やベランダで行うこととなったが、水道は外部の1ヵ所しか使えなかったため、バケツで2階まで水を運んだ他、寒空の下、外の水道で道具を洗うなどの苦労があった。

関係機関に報告する漁獲情報の収集は、県総合水産行政情報システムが未復旧であったため、電話や現地に出向きヒアリングを行って対応した。

平成 23 年 11 月に拓洋丸、翠皓が稼働可能となり、以降、アカガイ資源調査・ヒラメ新規加入量調査・底曳網調査・マコガレイ産卵場調査などを実施した。

1～3月は民間の漁船を備船してアカガイ・コタマガイ・ウバガイの調査を行った。

d 水産技術総合センター 養殖生産部

平成 23 年 6 月からは種ガキ、9 月からはノリの採苗・育苗期等の漁場環境調査、11 月からはホヤの浮遊幼生調査を実施し、情報提供を行った。

種苗不足が懸念されたワカメは平成 23 年 6 月に仮設水槽を設置して種苗生産を行い、10 月下旬から 11 月に県漁協支所、牡鹿・塩釜漁協に配布した。

同様に種苗不足が懸念されたホヤも、人工採苗を実施する県漁協支所や各浜の指導を実施すると共に、センター内施設を使用し、平成 23 年 12 月から種苗生産を行い、翌年 1～2 月に主要漁場を持つ県漁協支所へ配布した。

被害漁場環境調査については、平成 23 年 10 月と翌年 2 月の 2 回アワビ漁場の潜水調査を実施し、アワビ・ウニの生息数や海底・海藻の状況を確認した。

アサリについても平成 24 年 1～3 月に聞き取りや漁場調査を実施しており、今後も水産業の復興に向けた調査研究指導に取り組んでいく。

表 2-2-24-10 水産技術総合センター 養殖生産部の対応

項目	日時	対応内容
ワカメ	平成 23 年 6 月～11 月 平成 23 年 9 月 13～14 日 平成 23 年 11 月 8 日 平成 23 年 10 月 20 日～11 月 14 日	種苗管理 配偶体着生作業 秋田県種苗到着 種苗出荷
カキ	平成 23 年 6 月～9 月	種ガキ幼生・親熟度・試験連調査
ノリ	平成 23 年 9 月～平成 24 年 3 月	生育状況調査
ホヤ	平成 23 年 11 月 24・29 日、11 月 7 日 平成 23 年 12 月 平成 24 年 1 月～2 月 平成 23 年 12 月～平成 24 年 2 月	親搬入 採苗 種苗出荷 幼生調査
アワビ	平成 23 年 9 月～10 月 平成 24 年 2 月	被害漁場環境調査 〃
アサリ	平成 24 年 1 月～3 月	被害漁場環境調査

e 水産技術総合センター 水産加工開発部

加工相談業務、企業訪問においても機械導入や業種変更、加工技術について指導・助言を実施し、水産加工企業の復興支援を行った。

水産物の放射能測定については、毎週月曜日に東北大学へ搬入する検体の試料作成と搬入業務

を行い、平成24年1月からは、仙台の宮城県産業技術総合センターに設置されたゲルマニウム検出器を借用し、毎週木曜日に7検体を上限に試料作成と測定業務を行っている。

この他、農商工連携事業（被災した水産加工企業と内水面漁協の連携支援）や科学技術振興機構受託事業（練り製品への米粉利用）等の試験研究を限られた人員の中であったが、行うことが出来た。

また、平成23年10月から翌年3月まで、水産業振興課と東部地方振興事務所水産漁港部へ各1名ずつ（それぞれ2名を交代で）を業務支援として派遣した。従事内容は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業や激甚災害復旧事業における申請書類確認や履行確認等の業務であった。

f 水産技術総合センター 気仙沼水産試験場

宮城県水産業復興プランに基づき復旧期に講じるべき以下の調査、支援を実施した。

i 海中がれきの探索

サイドスキャンソナーを用いた区画漁業権漁場（養殖施設が設置される水域）の海中がれき探索は平成23年9月までにほぼ終えたが、その後の沖合の探索については委託業者への技術協力という形で参加した。現在も継続中である熊本大学による海底調査には全面的に協力しており、定期的な報告会を合同庁舎で開催して関係者への情報提供も行っている。

ii 環境調査

水質や底質に関する調査は現在も定期的実施している。水質に関しては有害物質や大腸菌も基準値以下となっているが、海底の泥に含まれる油分は多くの箇所水産用水基準を超えている。酸素のない泥の中に閉じこめられた重油は分解することなく温存され、時化^{しけ}などで海底が荒れる度に浮上することがある。今後、浚渫^{しゅんせつ}などの対策が必要とされている。

iii 資源調査

大津波や地盤沈下により沿岸の生物も大きな被害を受けた。特に付着性の重要資源であるアワビやウニも被災しており、それらの回復状況を定期的な潜水観察で調査している。アワビは震災時の当歳貝がほとんどいなくなり、震災後も泥を被った岩礁には稚貝の分布が見られなくなっている。そのため、数年後の資源量の減少が懸念されている。浅所のウニは一時減少したが、深所から移動してきたウニにより増加傾向が見られている。地盤沈下により干潟が消失したが、杵取り調査の結果、震災後に発生したアサリの稚貝は多数見つかっており、干潟を造成すれば資源の回復は速いものと推定された。

iv 種苗確保支援

平成23年9月以降はワカメの種苗管理が本格化し、普及指導チームが主体となって技術指導に力を入れた。徳島県から支援を受けたワカメ種苗も生産者グループに配布され、収穫までの観察を実施した。育苗期では通報により漁場の栄養塩情報を提供した。平成23年12月からはホヤの採苗期で、海中での天然採苗、陸上での人工採苗の技術指導を強化した。ホヤ種苗はほとんどを鮫ノ浦湾に依存してきたため、震災後は地元生産を余儀なくされていた。初めて試みる者も多く、理論と実践の両面からの指導を行った。その結果、天然・人工採苗とも使用できる種苗が生産できたが、管内における震災前の必要数量の数%と見込まれた。

v サケふ化場復旧支援

管内のサケふ化場は3水系5か所にあったが、大川水系以外のふ化場はすべて壊滅的被害を受けた。応急復旧で親サケが回帰するシーズンまでに採卵ができる体制を確保したが、志津川水系の水尻川仮設ふ化場では取水している井戸水の塩分濃度が高くなった。そこで、水尻川の塩分調査を実施した結果、地盤沈下により満潮時に海水がふ化場脇まで遡上することがわかった。そのため、受精卵を内水面水産試験場や他のふ化場に緊急避難させ、塩分耐性ができる発眼卵になるまで管理をお願いした。

g 水産技術総合センター 内水面水産試験場（大和町吉田）

i サケふ化場への業務支援

震災により沿岸部のサケふ化場は、卵管理施設、飼育池に甚大な被害を受けたため、稚魚放流尾数の減少により、4年後の回帰親魚数が減少することが懸念された。当試験場では平成23年度に卵管理施設が復旧しない一部のふ化場の支援として、河川に遡上したサケから採卵受精した卵を受け入れ、卵管理を行った。具体的には、平成23年11月中・下旬に内陸の江合川ふ化場で受精した卵1,200千粒を受け入れ、12月下旬～1月上旬まで卵管理した後、1,025千粒を石巻市雄勝の大原川ふ化場に収容した。また、平成23年11月下旬から12月上旬に南三陸町八幡川ふ化場から1,101千粒の受精卵を受け入れ、翌年1月中・下旬に843千粒の発眼卵を南三陸町の水尻川ふ化場に収容した。これらの卵は両ふ化場で順調に飼育され、平成24年春に健康なサケ稚魚がそれぞれの河川に放流された。

ii 内水面養殖魚および天然魚の放射能のモニタリング

内水面養殖魚の放射能の安全を確認するとともに、調査結果を記者発表やHPで公開することにより、消費者の不安を解消し、風評被害を防止することを目的に、平成23年9～11月に県内の内水面養殖場で養殖されているイワナ、ギンザケ、ヤマメの合計7検体を採取し、分析機関に搬入した。結果はすべて基準値以下であった。また、平成24年3月1日から溪流魚（ヤマメ、イワナ）の遊漁が解禁されるに当たり、平成24年2～3月に県内の河川で採捕された天然魚12検体を分析機関に搬入した。分析結果に基づき、一部の河川では遊漁が自粛された。

水産業関連対策の検証

◆津波で陸揚げされた漁船の処理事例を整理して記録に残しておくことは、制度の見直し等にも有効である

＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

水産業振興課で対応を進めている陸揚げされた漁船の処理は、平成24年3月末時点においても継続中である。この理由は、処理件数が多い他にも、過去に対応事例がなく、船の廃棄物処理についてのガイドラインが平成23年10月に発表されるまでは、実処理に着手できなかったこと、かつ処理ケースが多様であり、単価計算が困難で国と共に手探りで進めざるを得なかった点、所有者の個人情報を取扱うために、諸手続きを外部委託できない点などがその要因として挙げられる。また、制度上は現地確認の実施、船の所有者への書面確認（所有権）などの「環境省の補助事業のスキーム」に適合する

処理が必要となり時間がかかる要因となった。

今回の経験を踏まえ、処理に関わる制度の仕様要件緩和、もしくは弾力的な判断の余地を確保できるように国に改善を働きかけることが望まれる。また、処理ケースが多様であるが、処理事例や積算の考え方、課題等を取りまとめ、体系整理することが望まれる。

(8) 水産業施設対策

ア 情報収集及び被害状況の確認

水産業基盤整備課は、地震発生後から宮城県漁業協同組合及び水産業関係者から電話等により各漁港等の被害状況について情報収集したほか、職員が現場確認を行い、各漁港等の被害状況の確認を行っている。また、県内に支店・営業所がある建設コンサルタント業者に委託し、被災状況調査や復旧事業の調査設計業務を行った。

平成 24 年 3 月末時点での漁港被害 漁港施設… 1,219 か所, 被害額 … 414,363,339 千円

イ 復興に向けた取組（平成 23 年 6 月から国への要望）

水産業基盤整備課は、漁港等の早期復興のため、次の政府要望を行った。

- ・ 養殖施設・種苗生産施設の再建に対する支援
- ・ 公共土木施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- ・ 被害状況調査費に対する国庫支出金交付制度の創設
- ・ 水産養殖生産物被害額に関する国庫支出金交付制度の創設
- ・ 特定施設に対する国による復旧事業の復旧の実施
- ・ 津波浸水区域に係る災害復旧事業期間の延長
- ・ 災害復旧事業の対象とならない漁港区域への国庫支出金交付制度の創設
- ・ 災害査定手続きの簡素化 等

ウ 漁港の災害廃棄物撤去

水産業基盤整備課は、航路・泊地内の災害廃棄物を撤去するため、全国から作業船を呼び集めて、対応にあたりるとともに、岸壁からの陸路確保から漁港の一部の臨港道路において、応急工事による嵩上げを実施した。

県営 27 漁港においては、航路・泊地の災害廃棄物の撤去を平成 23 年 7 月までに完了、市町営漁港においても災害廃棄物撤去を実施し、平成 23 年 12 月まで順次撤去工事を完了した。

エ 漁場の災害廃棄物撤去

漁場の災害廃棄物撤去については、沿岸漁場を 5 つのブロック（気仙沼市沿岸、南三陸町沿岸、石巻市北上町～牡鹿半島先端沿岸、牡鹿半島先端沿岸～東松島市波島先端、東松島市波島先端～山元町）に分け、引き続き、養殖漁場の撤去作業を継続し、平成 24 年 2 月末までにほぼ養殖漁場全域の撤去作業を行い、合計で約 15 万 m³の災害廃棄物を撤去した。撤去した災害廃棄物は、漁港岸壁等へ仮置きし、震災廃棄物対策課や関係市町と調整の上、各市町の指定する一次仮置き場まで分別の上運搬した。

表2-2-24-11 各海域におけるがれき撤去の状況

実施海域	実施期間	回収量(m ³)	備考
気仙沼海域	H23.5.19～H24.3.9	38,719	
南三陸海域	H23.6.9～H24.2.29	39,784	
河北～牡鹿半島先端海域	H23.5.16～H24.2.3	26,470	
牡鹿半島先端～東松島市波島海域	H23.5.23～H24.2.20	27,898	
東松島市波島～山元町海域	H23.5.23～H24.1.18	16,422	
合 計		149,293	

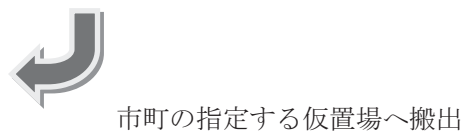
本県沖合漁場における災害廃棄物の堆積状況を調べるためマルチスキャンソナーによる海底状況調査を平成23年9月末～12月まで実施した。その結果、約250万m³のがれきが沖合域へ流出・堆積しているものと推定された。

現在行っているクレーン船等を利用したがれき撤去は水深20m程度が限界であり、水深20m以深に堆積したがれきの撤去をどのように行うか、また、これら撤去されずに残っているがれきは、海が時化ると、既にながれきを撤去したエリアに再流入してしまうという問題があり、このことに対する有効な対処策が課題である。

図2-2-24-5 漁場におけるがれき撤去



漁場に漂流・堆積したがれきを起重機船等で撤去



オ 漁港の応急工事（地盤沈下による冠水対策）

水産業基盤整備課では、各漁港において、岸壁及び物揚場の漁港関係者と調整を行い必要最低限の嵩上げ工事を実施した。

気仙沼漁港や志津川漁港において、被災により海岸保全施設の海岸護岸が沈下及び崩壊したため、波浪等の影響による海水の流入防止及び国土を保全する目的で、応急仮設工事（大型土嚢設置）を平成24年3月までに終了している。

カ 漁場生産力の回復、海底清掃資材購入の支援

水産業基盤整備課では、早期の漁業生産力の回復を図るため、引き続き、漁場を漂流している細かい災害廃棄物や磯場に漂着した漂流物の回収などを実施する漁業者や漁業従事者及び地域住民に対し労賃を支給する事業を行った（一般回収型漁場支援回復事業）。さらに、操業中に回収しがれきの処理に対する支援（操業中回収型漁場支援回復事業）を行うとともに、底曳網漁船による広域的ながれき撤去作業への支援（広域回収型漁場支援回復事業）も行った。

また、底曳網漁船によるながれき撤去作業を行う際に、通常的底曳網ではながれき等による網の破損が著しいことから、効率的に漁場へ堆積した災害廃棄物の撤去を行うため、海底清掃のために底曳網漁船が使用する災害廃棄物回収装置（災害廃棄物撤去専用の丈夫な底曳網）の購入費について、4漁業協同組合へ補助を行い、広域回収型漁場支援回復事業と併せて効率的ながれきの回収作業を実施した。

表2-2-24-12 漁場生産力回復支援事業におけるながれき撤去の状況

漁場生産力回復支援事業	実施期間	参加漁協数	延べ参加数（人）	延べ隻数（隻）	回収量（m ³ ）
一般回収型	H23. 5. 16 ～ H24. 3. 25	4	454, 443	60, 228	80, 424
広域回収型	H24. 2. 13 ～ H24. 3. 29	6	2, 312	513	1, 529
操業中回収型	H23. 9. 6 ～ H24. 3. 16	1	—	—	2, 275
合計	H23. 5. 16 ～ H24. 3. 29	11	456, 755	60, 741	84, 228

図2-2-24-6 漁業者によるがれき撤去への支援



[底曳網漁船のがれき回収装置購入への支援]



(船へ装備したがれき回収装置)



主に沖合い海域において様々ながれきを回収

キ 漁港の災害復旧

甚大な津波被害を受けた県営 27 漁港の災害復旧工事を実施するため、国の災害査定を受けた（平成 23 年 7 月 19 日から 22 日までの第 1 次査定から平成 23 年 12 月 26 日から 28 日までの第 13 次査定を実施。）。これに先立ち、水産業基盤整備課は、被害調査・詳細調査及び設計業務を業務委託により実施した。また、市町営 113 漁港の災害査定（平成 23 年 11 月 7 日から 11 日までの第 8 次査定から平成 24 年 1 月 23 日から 27 日までの第 16 次査定を実施。）について円滑に行われるよう、市町に対し査定随行及び実施査定における技術的助言などの支援を行った。

災害査定の決定を受けて、平成 24 年 3 月から石巻漁港を始め災害復旧工事を発注し、本格復旧に着手した。また、市町営漁港についても査定決定を受け、本格復旧に向けた技術的助言などの支援を行った。

ク 水産業共同利用施設及び養殖施設の復旧支援

水産業共同利用施設については、県内ほとんどの施設が被害を受け、その施設の復旧には国の平成 23 年度 1 次補正予算から同 3 次補正予算を活用し早期復旧を支援した。

国の 1 次補正予算の災害復旧事業では、平成 23 年 12 月に県内の 6 施設（共同カキ処理場、ノリ加工処理施設、養殖施設等）で国の災害査定を受け、ほぼ申請通りの査定額（査定決定額 127,676,000 円）が認められ被災した施設を原形復旧した（水産業共同利用施設災害復旧事業）。その他のカキ処理場やノリ加工処理施設、ワカメ・ホタテ・ホヤなどの作業場の修繕や、機能回復に必要な不可欠な機器の購入には、国の 2 次補正予算の復旧支援事業を活用し早期復旧を図り、養殖業の再開を推進した。また、漁業協同組合及び漁業生産組合が本格復旧に向けた施設整備に対し、国の 3 次補正予算の復旧整備事業で支援し、養殖業の復興を推進した（水産業共同利用施設復旧支援事業）。

表 2-2-24-13 水産業共同利用施設事業の実施状況

(金額単位：千円)

事業名	総件数		内訳		進捗状況（完了分）		備考
	件数	事業費 (補助金ベース)	件数	事業費 (補助金ベース)	件数	事業費 (補助金ベース)	
水産業共同 利用施設災 害復旧事業	6	126,676 (100%)	6	126,676	6 (100%)	120,691 (95%)	第 1 次 補正
水産業共同 利用施設復 旧支援事業	466	5,195,926	323	4,131,274	124 (37%)	1,574,636 (37%)	第 2 次 補正
			120	864,923	—	—	
			23	199,729	—	—	
水産業共同 利用施設復 旧整備事業	200	14,849,813	126	12,608,962	1 (0.8%)	43,291 (0.34%)	第 3 次 補正
			74	2,240,851	—	—	
合 計	672	20,172,415			125 (18%)	1,617,927 (8.0%)	

個人の所有する養殖施設の復旧について、平成23年8月12日に国から災害査定を受けるための当該事業の調査要領が示されたため、災害査定に向けた事務作業等を行った。

当県においては、同様の災害復旧事業を平成22年2月のチリ地震津波による被害の際にも実施していたことから、事業内容については関係機関に理解されており、また、同要領が示される前から作成可能な資料等については準備を進めることができた。

災害査定に当たっては、被害を受けた各養殖施設の復旧に係る費用を、当該施設を構成する資材単位で県設定の単価に基づいて算出する必要があることから、^{いけす}生簀やロープ類等630品目について県内外の業者24者から見積を徴収した。

平成22年2月チリ地震津波での災害復旧事業の際には、11者からの見積徴収であったが、今回は資材の品目が非常に多かったため、可能な限り見積徴収を行う業者を増やした。また、被害施設を精査していく中で、見積徴収済み以外の資材が判明したことから、平成23年11月14日に追加で見積徴収を行った。

一方、県内業者の多くは沿岸域に存在しており、今回の震災により被災した方も多かった。そのため、材料の納入見込が立たないことや従来の商品を取り扱えない状況にあることなどから見積を出せないという状況にあったが、文書による見積依頼後も、可能な限り協力をいただけるよう再三依頼した。

平成23年12月5日から9日にかけて気仙沼市、南三陸町内の漁業者の養殖施設について、国の災害査定を受けた。497件の申請で、災害復旧事業費として2,342,057,320円が認められた。平成23年12月19日から22日にかけて東松島市から亘理町までの沿岸市町の漁業者の養殖施設について、国の災害査定を受けた。307件の申請で、災害復旧事業費として2,880,146,440円が認められた。平成23年12月26日から28日、平成24年1月16日から20日、平成24年1月23日から27日にかけて、石巻市、女川町の漁業者の養殖施設及び気仙沼市、南三陸町内の内水面養殖施設について、国の災害査定を受けた。1,429件の申請のうち、1,426件で災害復旧事業費として1,598,372,470円が認められた。

第1次から5次までの災害査定全体で、2,230件で災害復旧事業費として15,820,576,230円が認められ、査定率は99.8%であった。

災害査定に関する事務作業等は膨大であったため、水産業基盤整備課及び各地方振興事務所水産漁港部の既存人員では対応が難しかったが、水産技術総合センターから職員を前述の各公所に1～2名派遣していただくことで対応することができた。

平成24年2月20日に、当該事業の補助金交付に関する説明会を漁協、市町等関係機関向けに開催し、今後の補助金交付に関するスケジュールや事務手続き等について説明を行った。

災害査定が平成24年1月末頃まで実施されたことや災害復旧に関する多種多様な事業が存在していることなどから、当該事業の補助金交付に関するスケジュールは非常にきついものであったが、前述の人員派遣等もあり、年度内に補助金交付決定や概算払等の必要な手続きを進めることができた。

現在、養殖用資機材が品不足であり、発注したものの納品されないという状況にあるため、平成24年度中に事業を完了するためには、資材の早期納入が課題となっている。

表 2-2-24-14 養殖施設災害復旧事業災害査定結果

(単位：円)

	申請時				査定結果			査定率
	件数	被害額	災害復旧事業費	国庫補助金	件数	災害復旧事業費	国庫補助金	
第1次	497	8,695,271,412	2,376,296,640	2,138,666,976	497	2,342,057,320	2,107,851,588	98.56%
第2次	307	3,647,082,253	2,880,146,440	2,558,729,910	307	2,880,146,440	2,558,729,910	100.00%
第3次	282	4,852,712,868	3,112,980,930	2,801,682,837	282	3,112,143,510	2,800,929,159	99.97%
第4次	559	6,549,303,683	4,927,218,780	4,434,496,902	559	4,927,218,780	4,434,496,902	100.0%
第5次	588	3,512,820,583	2,559,316,510	2,303,384,859	585	2,559,010,180	2,303,109,162	99.99%
合計	2,233	27,257,190,799	15,855,959,300	14,236,961,484	2,230	15,820,576,230	14,205,116,721	99.78%

ケ さけふ化場の応急復旧

水産業基盤整備課では、平成23年度サケ稚魚生産計画を達成するため、平成24年春のサケ稚魚生産・放流を最大限に確保すべく、ふ化場間の種卵や稚魚の移出入の調整を行うとともに、水産技術総合センター内水面水産試験場において、サケ種卵の長距離輸送試験と併せて1,868千粒の発眼卵を生産し、被災したさけふ化場へ搬出した。

また、通常ベースの放流用サケ稚魚11,000千尾の買上放流に加えて、緊急支援として宮城県さけます増殖協会へ放流用サケ稚魚32,129千尾分の稚魚買上放流に対して補助を行った。その結果、約5,300千尾（前々年比約80%）のサケ稚魚の放流を行うことができた。

コ 県管理漁港の一時的な利用計画変更

「漁港施設用地等利用計画の策定について(平成2年3月15日付け2水第40号水産庁長官通知)」に基づき、漁港ごとに漁港施設用地等利用計画が策定され、利用計画どおりの目的に使用されることとされているが、東日本大震災からの復旧・復興のためには、利用計画に縛られずニーズに応じた使用が迅速にできることが求められる。そこで、水産庁は漁港施設用地等の利用の取扱いについて検討を行い、「一時的な利用計画を変更する場合の取扱いについて(平成23年6月6日付け水産庁漁港漁場整備部計画課長通知)」や「東日本大震災復興に伴う国庫補助事業等により取得した漁港施設の財産処分及び国庫補助事業で整備された漁港施設用地の一時利用の取扱いについて(平成23年8月5日付け23水港第1433号水産庁長官通知)」により、簡易な手続きで一時的に利用計画と異なる使用が認められることになった。

そこで、水産業の早急な復旧を図るため、県管理漁港に以下のものを設置することとなり、上記の通知に基づき、以下のとおり一時的な利用計画の変更の手続きを水産庁に申請し、認められた。

a 製氷室、砕氷機、冷凍コンテナ

震災により、女川漁港では、岸壁や用地が流失し、製氷・冷凍施設も被災して製造が停止するなど、壊滅的な被害を受けた。付近の-4m岸壁を嵩上げして仮復旧を行い、水揚げできる場所を確保したが、水揚げした魚を受け入れるには、氷の供給、冷蔵機能の保持が欠かせないため、早急に製氷室、砕氷機、冷凍コンテナ棟を設置する必要があった。そのため、「利用計画変更届(一時利用)」を提出し、水産庁に受理された。

b 砕氷機、冷凍コンテナ

震災により、女川漁港の東洋冷凍株式会社の製氷工場も製造停止を余儀なくされた。付近の-

4 m岸壁を嵩上げて仮復旧を行い、水揚げできる場所を確保したが、水揚げした魚を受け入れるには、氷の供給力アップが欠かせないため、早急に砕氷機、冷凍コンテナ棟を設置する必要があった。そのため、未利用となっていた隣接地を含め、施設を拡張することとし、「利用計画変更届（一時利用）」を提出し、水産庁に受理された。

c 事務所棟・浄化槽

震災により、女川漁港の魚市場も壊滅的な被害を受けた。漁業の復興のためには、魚市場の機能回復が必要不可欠であるため、女川町は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業を活用し、事務所棟及び浄化槽を設置し、市場と密接な係わりのある事業者が漁港の管理・運営等の事業を行わせることにより魚市場機能の早急な機能回復を図ることとなった。そこで、「補助事業で整備された漁港施設用地の一時利用届」を提出し、水産庁に受理された。

d 事務所棟、浄化槽、便所、受変電設備

震災により、女川漁港の魚市場も壊滅的な被害を受けた。漁業の復興のためには、魚市場の機能回復が必要不可欠であるため、女川町は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業を活用し、事務所棟等を設置し、漁港の管理・運営等の事業を行わせ、魚市場機能の早急な機能回復を図ることとなった。そこで、「補助事業で整備された漁港施設用地の一時利用届」を提出し、水産庁に受理された。

e 事務所棟、仕分作業棟、便所、トラックスケール

震災により、石巻漁港の魚市場も壊滅的な被害を受けた。漁業の復興のためには、魚市場の機能回復が必要不可欠であるため、石巻市は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業を活用し、事務所棟等を設置し、市場と密接な係わりのある事業者が漁港の管理・運営等の事業を行わせ、それにより魚市場機能の早急な機能回復を図ることとなった。そこで、「補助事業で整備された漁港施設用地の一時利用届」を提出し、水産庁に受理された。

f 共同利用施設

震災により、塩釜漁港区域内にある開放実験室も被災したが、再建の目処が立たない状況であるため、塩竈市は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業を活用して共同利用施設を設置し、加工業者等に加工業に必要な検査・分析等を行わせ、復興を図ることとなった。そこで、「利用計画変更届（一時利用）」を提出し、水産庁に受理された。

g 事務所棟

震災により、荒浜漁港区域内の各施設も大きな被害を受けた。漁業の復興のためには、魚市場の機能回復が必要不可欠であるため、亶理町は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業を活用し、事務所棟を設置して、魚市場機能の早急な機能回復を図ることとなった。そこで、「補助事業で整備された漁港施設用地の一時利用届」を提出し、水産庁に受理された。

h 海苔加工施設

震災により、荒浜漁港の海苔加工施設も甚大な被害を被った。亶理町荒浜地区における海苔養殖業は、地域全体の水揚げの40～50%を占める重要な漁業であり、海苔養殖業の早期再開が漁業復興において極めて重要な課題となっていた。そこで宮城県漁業協同組合では海苔加工施設を整備することとなったため、「利用計画変更届（一時利用）」を提出し、水産庁に受理された。

i 加工施設

震災により、松岩漁港では加工施設が被災し加工場機能が喪失した。松岩漁港の主力産業はワカメ、コンブの養殖であり、気仙沼市の産業復興の起爆剤として冬の陸揚げまでに加工施設を再開する必要があった。そのため、「利用計画変更届（一時利用）」を提出し、水産庁に受理された。

j 事務所棟

震災により、閑上漁港区域内の各施設も大きな被害を受けた。漁業の復興のためには、魚市場の機能回復が必要不可欠であるため、名取市は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業を活用し、事務所棟を設置し、市場を運営する漁業協同組合等に所業の管理・運営や水産業の復興等に関わる事業を行わせ、魚市場機能の早急な機能回復を図ることとなった。そこで、「補助事業で整備された漁港施設用地の一時利用届」を提出し、水産庁に受理された。

k 加工施設

震災により、波伝谷漁港では加工施設が被災し加工場機能が喪失した。波伝谷漁港の主力産業はぎんざけ養殖の他にカキやワカメの養殖であるが、特にワカメは冬の陸揚げまでに加工施設を再開する必要があり、早期に加工場機能を復旧させる必要があった。そのため、「利用計画変更届（一時利用）」を提出し、水産庁に受理された。

サ 拠点漁港の選定

拠点漁港の選定については、各管理者（県・市・町）が平成23年6月から12月にかけて、漁協等からヒアリングを行い、地元調整を図りながら、各地域の拠点となり得る漁港を選定し、早期の漁港整備・復旧を目指すこととした。

なお、拠点漁港は、今後、漁港機能や防災機能の強化充実を図り、生産・加工・販売までを行う6次産業化も目指し整備するものである。

漁港機能の集約・再編の分類の考え方及び拠点漁港等の整備イメージは次のとおり。

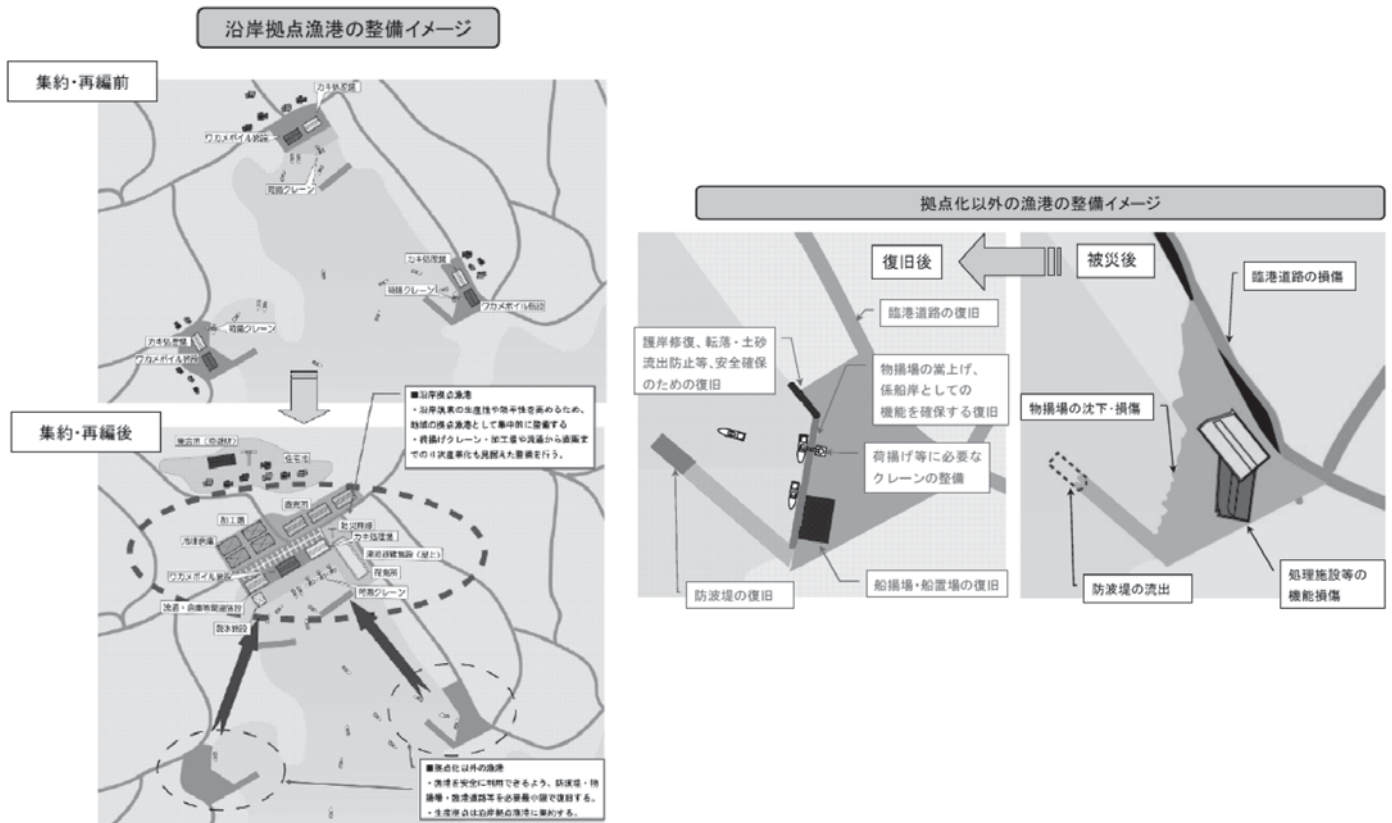
表2-2-24-15

漁港機能の集約・再編の分類

分類	目的	整備内容
①水産業集積 拠点漁港	○5漁港 気仙沼、石巻、塩釜、 女川、志津川漁港	<ul style="list-style-type: none"> 水産都市の中核施設であり、魚市場等流通機能や水産加工業の復興のために、最重要漁港として早急に機能回復を図る。 漁港や魚市場の整備は、冷凍・冷蔵施設や水産加工業など水産関連産業を含めた一体的なものとして進める
②沿岸拠点漁港 (機能強化漁港)	○沿岸漁業の生産性 や効率性を高めるため、 地域の拠点漁港を選定し 集中的に整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 原則として県営漁港とし、さらに市町営漁港の一部について拠点機能等を有する漁港として再整備する。 漁港集落全体のあり方を踏まえ、背後地の利用等も含めた新たな計画を策定し整備を進める。
③拠点化以外の漁港 (地区漁港)	○漁港を安全に利用 できるよう必要な施設 の災害復旧工事等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 被害を受けた施設について、安全に利用できるよう流入した災害廃棄物等の撤去や防波堤・物揚場及び臨港道路等を必要最小限で復旧する。 <p>なお、原則として新たな整備は行わない。</p>

図2-2-24-7

沿岸拠点漁港（機能強化漁港）・拠点化以外の漁港（地区漁港）の整備イメージ



水産業施設対策の検証

◆水深 20 m 以深の取り残されているがれきを撤去するために、ルールを柔軟に運用して関係者間の調整を図り、効率的に撤去を行う必要がある

＜その他＞

沿岸の業者が作業できない水深 20 m 以深の魚場と沖合い底引き網禁止ラインの間のがれき撤去が進んでいない。時化が起きると、がれき撤去済みのエリアにがれきが流れ、撤去作業を繰り返す問題が発生している。

沿岸の業者では、水深 20 m 以深のがれきを撤去することは技術的に困難であり、底引き網漁船を使っての撤去が現実的な方法となる。しかし、沿岸の漁業者との操業範囲の兼ね合いもあり、慎重に調整を図らなければ、トラブルに発展しかねない。水産業基盤整備課では、現行のルールを柔軟に運用し、関係者間の十分な調整を行い、理解を得た上でがれきの撤去を進める必要がある。

一部の禁止ライン内で底引き網漁船のがれき撤去作業が認められたため、これを足掛かりにするべく、この事例における調整方法等を参考にして、他のエリアでの底引き網漁船の作業を進めていくことが望ましい。また、現行のルールについて非常時における緩和措置などを盛り込むように見直すことも今後期待される。

◆事務処理のマンパワー不足により、必要な予算が使い切れず、無駄になってしまうことが懸念されている。会計年度にとらわれない柔軟な対応がとれるよう国と調整していくことが期待される

＜資源＞＜県庁外部との調整＞

国は県に対して復興のための多くの予算を確保した。しかし、被災規模が広範囲であるために、通常の事務処理を前提としている体制では、水産業基盤整備課で事務処理できるマンパワーが足りないのが現状であり、結果、莫大な予算だけが先行してしまう状況となっている。予算が入れば会計検査などの通常の事務手続きを踏む必要があり、処理が追いつかない状況が懸念される。また、復旧資材の不足の影響もあり、確保した予算を使い切れない可能性がある。今後は、予算の繰越などの対応策について柔軟な対応が取れるように国との調整の必要があると考える。

～伝える～ 災害対策本部員（当時）から

宮城県住宅供給公社理事長 千葉 宇京（当時：農林水産部長）

いかなる災害も、被災当事者にとっては未曾有の事態には違いないが、東日本大震災は、「未だ曾て有らず（いまだかつてあらず）」という字義通りの、未曾有の事態だった。行政のみならず、県内の全てのセクションで、前例もマニュアルもない、深刻で緊急な対応が求められた。

発災直後から、農林水産部としても、所管する分野の被災の規模と態様の、一刻も早い把握に腐心したが、調査にあたる関係機関の職員自身の被害も甚大で、あまつさえ、沿岸漁業の現場では津波の余波を警戒し、調査は困難をきわめていた。

被害状況の把握は、採るべき応急・復旧措置の内容・規模や、発動される制度と密接不可分であり、欠かすことのできない作業であるが、現場には、より緊迫した対応を必要とする事態が、怒涛のように押し寄せていた。そのような中で、被害数量の把握、特に被害額の特定には、全ての分野で、前例のない算定方法が、苦し紛れに模索された。

漁船等の被害について、そのほとんどが、陸にうちあげられたり、沖合いに引きこまれ沈没したりと、あまりに多くの船影が繫留漁港から消失したため、従来の、被害船を一隻づつ足しあげる方法では、いつまで待っても、第一報が出せない。そのため、各漁港の登録船数合計 13,554 隻から、残存する船の数を引き、5段階にわけて設定した船価を、仮想した被害船数に一律に乗じるという、なんと荒っぽいやりかたで、発災から 15 日目に、被害漁船 12,005 隻、被害額 1,022 億円という数値を発表した。その後の精査により、宮城県の漁船被害は 12,023 隻、1,129 億円という数値に修正されたが、当初の発表数字は、かなりの的を射たものとなった。

また、宮城県に 142 箇所所在する漁港の被害額も、調査は困難を極めた。岸壁はことごとく沈下し波に洗われ、防波堤も崩れて海底に没するなど、漁港に近づくことさえできない有様だった。ここでも、大胆な簡便法で、被害の第一報が発表された。

宮城県の漁港に、公共事業として投下された累積事業費は、昭和 26 年以来、3,750 億円に達するが、およそその半分は確実に被災しているとして、1,875 億円を当初、漁港被害額として発表した。その後の精査により、その数値をはるかに上回る 4,223 億円が、漁港被害額となったのである。

従来のセオリーどおりの対応では、どうしようもない事態が、未曾有の災害時には否応なく頻出する。3.11 の直接的な被害に引き続き、大規模停電により腐敗が進む冷凍水産物の海洋投入や、燃料・電力・資器材の不足による農畜産業の苦境。津波で浸水・破壊された、農地・設備の復元、その間の営農・生活支援、加えて、隣県の原因に起因する放射能汚染がひきおこした数々の問題等など。全てが解決のマニュアルを持たない難問であるが、県民の叡智を集め、ひとつひとつ乗り越えていかなければ、宮城の明日は拓けないし、震災で犠牲になられた多くの皆様に顔向けができない。

今回の震災で防災上の多くの教訓を得、新たな防災計画に盛り込んだ宮城県ではあるが、必ず、想定外の新たな事態が発生することが災害の本質であることを肝に銘じ、常に柔軟な思考・行動ができる組織体制を維持していくことが、今後の危機管理の要諦になるのではないかと考える昨今である。

25 公共土木施設の応急・復旧対策

(1) 土木部全般

ア 災害査定

a 国土交通省水管理・国土保全局の災害査定

① 道路、橋梁、河川、海岸、砂防関係

・ 対応内容

土木部では、災害査定は通常、発災より2か月以内実施しており、今回の東日本大震災についても、平成23年3月11日の地震発生から2か月以内となる平成23年5月10日から災害査定を開始した。また沿岸市町のうち、要請のあった石巻市、気仙沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町、南三陸町の災害査定において調査・設計・積算・査定の災害復旧業務について全面的に支援した。

全29次査定までの地震災の総計として、県が1,926件、市町村（仙台市除く）が4,015件、計5,941件の査定を行った。うち保留（仮決定）箇所が33件となった。なお、金額保留については、平成24年3月時点で33件すべて解除されている。

・ 苦勞した点

査定の簡素化や災害復旧の考え方については、被害が極めて甚大であったことから国土交通省と多く協議を重ねた結果、査定については協議設計扱いの採用、現地決定額の拡大、机上査定申請額の拡大、総合単価適用額の拡大など大幅な簡素化が承認された。また、復旧の考え方についても、原形復旧が基本のところを海岸保全施設については津波防護レベル（L1）までの復旧を認めてもらった。

津波被害区域において地形、地盤等の状況からさらに検討する必要がある箇所や、海岸保全施設等との調整により復旧方法を決定する必要がある箇所、復興計画を勘案した復旧工法を検討する必要がある箇所については協議設計の対象となり、災害査定後の調査設計にかかる費用の一部についても査定計上している。この協議設計扱い箇所は234件査定決定された。

現地決定額（保留とならない金額）は通常4億円未満のところを30億円未満まで引き上げられ、その効果として、4億円を超す決定及び仮決定金額の件数のうち、県で84件、市町村で23件、合計で107件が現地決定された。

・ 評価できる点

道路課がまちづくり計画の立ち上げ等で多忙であったため、防災砂防課が応援を行う等、土木部内の調整に努めた。

また、航空写真を使用した机上査定は、車での移動も困難な状況であった沿岸地域において、災害査定の時間短縮に大きな効果をもたらした。

これら査定の簡素化や災害復旧の考え方の整理とあわせ、災害復旧事業に関わるすべての関係者の努力により、県事業の地震災の査定については28次査定までに終了し、年内に査定を完了することができ、市町村においても29次査定で終了した。

・ 課題

今後は、各関係機関と協議を重ね、早期復旧を目指す必要がある。

表2-2-25-1 決定件数及び金額総計表

	県		市町村(仙台市除く)		総計	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
通常	1,773	56,924,634	3,934	48,805,802	5,707	105,730,436
協議設計	153	349,702,223	81	32,798,022	234	382,500,245
合計	1,926	406,626,857	4,015	81,603,824	5,941	488,230,681

表2-2-25-2 工種別査定状況表

区分	工種	件数	決定額(千円)
県	河川	278	241,967,599
	海岸	74	79,726,616
	砂防等	9	777,815
	道路	1,437	51,495,908
	橋梁	128	32,658,919
県集計		1,926	406,626,857
市町村 (仙台市除く)	河川	56	5,095,961
	道路	3,856	59,307,653
	橋梁	103	17,200,210
市町村集計		4,015	81,603,824
総計		5,941	488,230,681

表2-2-25-3 査定件数、申請及び決定額表(県及び市町村計)

回数	期間	回数	件数	申請額(千円)	決定額(千円)
1	H23 5.10~5.12	6	110	1,337,677	1,262,905
2	5.16~5.20	5	155	1,708,647	1,611,233
3	5.23~5.27	6	238	2,517,119	2,429,356
4	5.30~6.3	6	234	2,457,915	2,412,305
5	6.6~6.10	6	210	2,963,747	2,895,074
6	6.13~6.17	6	194	2,564,550	2,488,488
7	6.20~6.24	6	212	3,312,541	3,258,495
8	6.27~6.30	6	157	2,561,127	2,513,680
9	7.4~7.8	6	228	2,634,598	2,551,495
10	7.11~7.15	6	198	3,142,828	3,093,483
11	7.25~7.29	6	210	2,904,091	2,860,517
12	8.1~8.5	5	172	2,632,321	2,601,646
13	8.8~8.12	5	185	2,898,744	2,863,239
14	8.22~8.26	5	174	3,180,671	3,161,403
15	8.29~9.2	5	143	2,541,253	2,501,491
16	9.5~9.9	5	149	2,121,255	2,027,510
17	9.12~9.16	5	214	3,632,432	3,508,375
18	9.26~9.30	5	283	3,907,028	3,886,117
19	10.3~10.7	5	253	4,854,499	4,777,868
20	10.11~10.14	5	178	2,751,588	2,636,121
21	10.17~10.21	5	196	3,720,753	3,530,561
22	10.24~10.28	5	183	2,811,164	2,757,920
23	11.7~11.11	8	277	16,951,703	15,898,517
24	11.14~11.18	8	205	11,267,615	11,033,413
25	11.28~12.2	8	229	29,631,594	28,557,427
26	12.5~12.9	8	210	20,200,692	20,087,774
27	12.12~12.16	10	306	104,614,717	102,294,197
28	12.19~12.23	12	429	251,279,243	248,299,349
29	H24 1.23~1.27	1	9	445,053	430,722
県及び市町村計			5,941	497,547,165	488,230,681

(仙台市除く)

② 下水道

・ 対応状況

下水道の査定は平成23年6月13日から災害査定を開始した。全13次査定までの地震災の総計として県が121件、市町村が491件、計612件の査定を行った。うち協議設計箇所が126件となった。

・ 苦勞した点

被害が甚大であったことから調査期間の短縮を図るため、国土交通省から下水道施設被災状況調査の簡素化が示された。管渠については、目視による路面状況、マンホールの滞水状況及び測量による管渠の逆勾配またはたわみ等から、入れ替える必要が明確に判断できる場合は、TVカメラ調査を簡素化できることが可能となった。機械設備については電気部品又は電気設備が津波により水没した場合は調査を簡素化できることになった。

被災した下水道施設について、適切な応急復旧を行い、再度災害を防止する本復旧を行うために「下水道施設の復旧に当たっての技術的緊急提言」がとりまとめられその後応急復旧で段階的に処理レベルを向上させるに当たっての基本的考え方が2次提言「段階的応急復旧のあり方」としてとりまとめられた。仮処理施設工事は本復旧までに時間を要する場合には、段階的に処理レベルを向上させるための工事を含むものである。

・ 評価できる点

机上査定の適用を一箇所工事の国庫負担申請額を300万円未満から5,000万円未満、これが3億円未満に引き上げられた。さらに保留となる決定見込み金額が4億円から30億円に引き上げられた。また協議設計の対象となるものに復興計画と関係がある場合が追加された。これにより平成23年12月22日に査定を完了することができた。

・ 課題

今後は、協議設計の実施保留解除に向け、各関係機関と協議を重ね、早期復旧を目指す必要がある。

表2-2-25-4

査定件数、申請及び決定額表（県及び市町村計）

次数	期間	班数	件数	申請額(千円)	決定額(千円)
2	H23.6.13～6.17	3	60	3,441,463	2,773,297
3	H23.7.4～7.8	4	52	3,555,773	3,428,313
4	H23.7.11～7.15	3	48	3,672,059	3,631,608
5	H23.8.1～8.5	3	31	2,553,162	2,532,305
6	H23.8.22～8.26	4	42	11,226,497	11,137,541
7	H23.9.5～9.9	4	37	5,357,812	5,353,142
8	H23.9.26～9.30	4	37	10,963,292	10,962,586
9	H23.10.11～10.14	4	44	5,514,262	5,289,568
10	H23.10.24～10.28	4	38	11,301,875	11,211,692
11	H23.11.7～11.11	3	27	5,254,240	5,215,805
12	H23.12.5～12.9	3	28	4,764,320	4,743,478
13	H23.12.19～12.22	6	168	155,365,650	155,330,960
計		45	612	222,970,405	221,610,295

(仙台市除く)

b 国土交通省都市局の災害査定

平成 23 年 6 月 6 日より都市災の第 1 次災害査定が開始された。

当初は地震のみの被災公園が多く、通常の査定資料の整理が可能であったため、問題無く進められたが、査定後半に及ぶと津波による被災公園が大部分となり、被災状況を説明する資料整理やとりまとめが難しかったものの、事前に国土交通省都市局都市安全課と協議を行い、津波により消失した施設については、公園台帳等を利用した被災前の施設状況の確認、堆積土砂により埋没した場合は、坪掘による堆積厚の決定、海水に浸かった電気設備については、津波高の痕跡を基にした被災の認定等、ケースごとに了解を得ながら査定を進めていった。

津波で被災を受けた県の 3 公園については、管理棟やトイレ、野球場等建築物も被災したため、県営繕課に技術協力を仰ぎ、全面的な協力のもと、査定に望んだ。

結果、関係者の協力を得ながら県・市町村合わせて 89 件の都市公園についてすべて平成 23 年内に査定を完了し、決定額は 46 億 2 百万円となった。

ただし、がれきの仮置き場となっている公園で被災状況を確認出来ない部分については、国土交通省より、次年度以降の対応も可能とされている。

表 2-2-25-5 災害査定件数及び決定額

査定回数	期間	班数	県		市町村(仙台市除く)		合計	
			件数	決定額	件数	決定額	件数	決定額
1次	H 23.6.6~6.10	1			21	282,031	21	282,031
2次	H 23.6.13~6.17	1			1	12,095	1	12,095
3次	H 23.7.11~7.15	1	3	156,879	3	68,174	6	225,053
4次	H 23.10.3~10.7	1			8	19,782	8	19,782
5次	H 23.10.31~	1			2	10,273	2	10,273
6次	H 23.11.7~	1			14	385,860	14	385,860
7次	H 23.12.5~12.9	1			5	73,500	5	73,500
8次	H 23.12.12~	2	10	2,229,766	12	1,287,275	22	3,517,041
9次	H 23.12.12~	1			10	75,885	10	75,885
合計			13	2,386,645	76	2,214,875	89	4,601,520

c 国土交通省港湾局の災害査定

平成 23 年 7 月 7 日の 1 次査定から、平成 23 年 12 月 9 日までの 12 次査定にて終了した。

災害査定決定額については、申請件数 302 件、申請額 904 億円に対して、港湾施設 225 件 373 億円、海岸保全施設 77 件 519 億円、合計 302 件 891 億円(査定率 98.59%)となっている。この内、環境関連を除く公共土木施設災は港湾、海岸施設を合わせ 292 件 884 億円となった。

事務所毎の港湾・海岸施設あわせの被害額は仙台港湾事務所 194 件 384 億円、石巻港湾事務所 97 件 397 億円、気仙沼土木事務所 11 件 110 億円となった。

港毎の港湾施設の被害額は仙台塩釜港 127 件 136 億円、石巻港 42 件 109 億円、地方港湾 56 件 128 億円となった。

災害査定簡素化については方針が示され、保留額を 4 億円から 20 億円までに拡大していただいた。(災害関連港湾環境については 12 百万円から 1 億円に拡大) また、標準断面による査定

の実施に加え、海岸保全施設については、河川海岸と同様に津波防御レベル（L1）での復旧を認めていただいた。

また、特別会計予算で整備した、上屋、荷役機械についても国の第1次補正により補助事業として採択された。（対象外の野積み場、荷捌き地については県単独災害で対応）

表2-2-25-6 23年災害査定結果

事業名	査定日程		申請		決定	
	査定	日程	件数	申請額(千円)	件数	決定額(千円)
負担法	1次査定	7/7~7/8	4	818,745	4	813,309
	2次査定	7/25~7/29	15	4,676,706	15	4,593,705
	3次査定	8/1~8/5	11	1,376,101	11	1,240,768
	4次査定	8/29~9/2	26	2,949,557	26	2,903,963
	5次査定	9/5~9/9	13	1,189,403	13	1,111,894
	6次査定	9/12~9/16	14	3,851,028	14	3,773,292
	7次査定	10/17~10/21	27	4,414,455	27	4,306,542
	8次査定	10/24~10/28	27	6,675,202	27	6,552,908
	9次査定	11/7~11/11	24	14,050,648	24	13,910,233
	10次査定	11/14~11/18	41	24,754,281	41	24,498,093
	11次査定	11/28~12/2	48	18,808,817	48	18,759,289
	12次査定	12/5~12/9	42	6,048,607	42	5,893,941
	合計		292	89,613,550	292	88,357,937
環境関連	12次査定	12/5~12/9	10	793,007	10	777,031
	合計		10	793,007	10	777,031
合計			302	90,406,557	302	89,134,968

港湾課所管 査定決定額

施設別	査定額(環境関連含む)		内 公共施設災対象	
	件数	被害額(千円)	件数	被害額(千円)
港湾施設	225	37,254,876	215	36,477,845
海岸保全施設	77	51,880,092	77	51,880,092
港湾課所管 計	302	89,134,968	292	88,357,937

d 国土交通省住宅局の災害査定

国土交通省住宅局が所管する既設公営住宅の災害復旧に関する災害査定は、県が47団地、市町村（仙台市除く）が32団地、計79団地において3次に分けて実施した。その結果は下表のとおり。

表2-2-25-7 災害査定結果

査定日	自治体名	申請		査定		団地数
		戸数	額	戸数	査定額	
H23.10.24~10.28	美里町	36	11,951	33	10,063	7
	東松島市	124	119,465	124	119,465	5
	計	160	131,416	157	129,528	12
H23.12.6	石巻市(改良)	60	98,711	60	98,711	1
H23.12.12~12.22	石巻市	63	54,657	62	48,718	7
	塩竈市	52	6,665	52	6,665	1
	気仙沼市	8	2,558	8	2,558	1
	多賀城市	59	9,537	59	9,376	1
	登米市	2	3,633	2	3,622	1
	栗原市	112	75,663	112	72,401	8
	計	296	152,713	295	143,340	19
合計		516	382,840	512	371,579	32
H23.12.12~12.22	宮城県	3,595	2,232,953	3,438	2,199,503	47

(2) 道路施設（橋りょう含む）

ア 被災状況

- ・ 県全域の道路において路面亀裂や段差陥没が発生、橋梁も橋台背面での段差や落橋防止装置等で被害があったが、地震力を要因とした落橋はなかった。
- ・ 地震後に発生した大津波により、沿岸地域は壊滅的な被害を受け、津波で流失したがれき等で多くの道路が閉塞し通行不能となった。橋梁についても、津波外力や橋桁への船舶等の衝突により、8橋が落橋するなど重大な被害があった。
- ・ 道路災害復旧費は、平成23年度末集計で、県管理道路1,437カ所、約515億円となっている。
- ・ 橋梁災害復旧費は、県管理の橋梁で128カ所、約327億円となっており、道路・橋梁を併せた災害復旧費は、県管理道路で842億円に達している。
- ・ 今回の災害による県管理道路の通行規制箇所は110路線、274カ所に達しており、特に、沿岸部では津波による道路や橋梁の流失やがれき堆積物による道路閉塞により、広い範囲で交通網が遮断された。その結果、陸路からの人命救助や支援活動ができない状況になった。

イ これまでの対応状況

道路課では、通行規制の早期解除を目指して、路線の重要度を見極めながら目標を立てて段階的に対応してきた。

（震災後6か月）

目標：交通規制の早期解除、災害査定为推进及び本復旧工事に着手

- ・ 道路の流失や落橋など大規模な被害があった箇所は、仮設道路や仮橋を設置して通行を確保した（仮橋による通行確保：新北上大橋、定川大橋等）。
- ・ 路面陥没等、損傷が大きい路線については、道路パトロールを強化した（週2回から3回に）
- ・ 内陸部の災害査定はおおむね終了し、準備ができたところから工事発注、沿岸部でも災害査定

に着手した。

(震災 12 か月)

目標：災害復旧工事への早期着手

- ・ 応急工事や災害復旧工事の着手により、平成 23 年度末現在の交通規制箇所は、全面通行規制で 6 カ所、片側通行規制 26 カ所まで減少した（ピーク時は全面通行規制 92 カ所を含む 166 カ所で交通規制）。
- ・ 県内陸部では、事業調整が必要な箇所を除き、ほとんどの箇所で工事の発注手続きを行った。また、甚大な被害を受けた沿岸部では、調査・設計にまで着手した。
- ・ 通常査定箇所は平成 24 年度まで、協議設計箇所は平成 25 年度までの復旧を目指す。また、まちづくり計画等と事業調整を必要とする箇所については、平成 27 年度までの復旧を目指している。

ウ 県内全域の通行規制

道路課では、県内全域の県管理道路の通行規制情報の収集を行い、同時に通行規制情報の一般への提供に努めた。

道路の通行規制箇所については、まず緊急輸送道路の通行規制の解除に取り組んだ。

表 2-2-25-8 に一般国道（以下（国）と表記）及び主要地方道（以下（主）と表記）の全面通行止め箇所解除日を示す。

※一般県道については以下（一）と表記

表 2-2-25-8 一般国道及び主要地方道の全面通行止め箇所解除日（1 年間）

種 別	路線番号		箇所名	解除又は片交確保日
		路線名		
一般国道		113 号	白石市郡山	11 月 30 日
		286 号	川崎町川内川崎 I C～小野大橋	3 月 12 日
		346 号	登米市中田町（錦桜橋）	3 月 11 日
			涌谷町涌谷（新涌谷大橋）	3 月 11 日
			登米市米山（山吉田橋）	3 月 13 日
			気仙沼市本吉町岳の下花見橋	3 月 20 日
			気仙沼市本吉町岳の下岩崎橋	3 月 20 日
		347 号	大崎市古川塚目（塚目跨線橋）	12 月 19 日
		349 号	角田市江尻交差点付近	4 月 16 日
		398 号	石巻市河北町釜谷	3 月 16 日
			石巻市渡波栄田	3 月 20 日
			石巻市雄勝町船戸	3 月 22 日
			石巻市中瀬東内海橋・西内海橋	3 月 25 日
			女川町堀切山	4 月 5 日

		登米市東和町（米谷大橋）	4月8日	
		女川町女川	4月16日	
		石巻市中浦	4月28日	
		女川町石浜崎山 崎山展望公園前	5月28日	
		南三陸町横津 横津橋	6月1日	
		南三陸町戸倉折立 折立橋	6月1日	
		石巻市北上町月浜～南三陸相川	6月6日	
		登米市迫町（錦橋）	6月30日	
		石巻市雄勝町新北上大橋	10月17日	
	457号	大衡村大衡（歩道）	3月11日	
		白石市八宮	6月1日	
主要地方道	1	古川佐沼線	大崎市古川江合（江合橋）	3月12日
			栗原市高清水下町小山田橋～透川橋	11月9日
	2	石巻鮎川線	石巻市十八成浜（葉木沢橋）	3月22日
			石巻市侍浜	9月1日
	7	石巻港線	石巻市中央2丁目	4月28日
	9	大和松島線	大郷町中村（山崎橋）	3月11日
	10	塩釜亘理線	岩沼市下野郷（仙台空港トンネル）	5月20日
			閑上大橋～仙台空港トンネル逢隈高屋	5月20日
	11	塩釜港線	塩竈市港町～貞山通り	4月28日
	15	古川登米線	大崎市田尻小塩	3月12日
			大崎市田尻沼部（春日跨線橋）	3月12日
			登米市米山町善王寺	3月20日
	16	石巻鹿島台大衡線	東松島市赤井（赤井小学校付近）	3月16日
	17	栗駒岩出山線	大崎市岩出山下真山	3月21日
			大崎市岩出山葛岡	6月17日
			大崎市岩出山（堂の沢橋）	6月30日
			大崎市岩出山天王寺	平成24年1月11日
	19	鹿島台高清水線	大崎市（野田橋）	3月11日
	20	仙台空港線	仙台空港 I C 塩釜亘理交差点～仙台空港	6月10日
	21	河南米山線	登米市豊里町 豊里大橋	4月10日
	23	仙台塩釜線	多賀城市町前～塩竈市港町	4月30日
	25	岩沼蔵王線	岩沼市大師～村田町字姥ヶ懐山	4月11日
	26	気仙沼唐桑線	気仙沼市唐桑町舞根	3月17日
	27	奥松島松島公園線	松島町手樽～東松島市境	4月4日
			東松島市大塚～東名	4月4日
			東松島市宮戸字大浜	6月30日

		東松島市野蒜	7月4日
28	丸森柴田線	角田市坂津田	3月31日
29	河南築館線	大崎市田尻宝森	3月12日
		涌谷町太田 のの岳中学校付近	3月19日
		大崎市田尻大貫	4月8日
32	古川松山線	大崎市下中目（志田橋）	11月14日
36	築館登米線	栗原市築館照越	3月30日
		登米市迫町新田（新田跨線橋アプローチ）	5月30日
38	相馬亘理線	山元町坂本（福島県境）～吉田浜山本線 交差点	11月7日
		山元町坂本中浜高浦橋	11月7日
39	仙台岩沼線	名取市高館川上	4月7日
40	利府松山線	大郷町粕川（新堀橋）	3月11日
		大郷町粕川（粕川大橋）	3月11日
41	女川牡鹿線	女川町飯子浜	3月16日
		女川町野々浜野々浜橋	3月28日
		女川町大石原	4月1日
		女川町塚浜	4月5日
		石巻市鮫浦	4月17日
		石巻市谷川浜	4月17日
43	矢本河南線	東松島市矢本字上町（矢本アンダーパス）	4月13日
44	角田山元線	山元町（坂元川）	4月28日
47	蔵王川崎線	川崎町役場～（国）286号	3月12日
50	白石柴田線	白石市白川（中島街道踏切）	3月12日
		白石市（内親）	7月15日
56	仙台三本木線	大崎市三本木（市道多高田線）	4月25日
58	塩釜七ヶ浜多賀城線	笠神橋～念仏橋	3月21日
		七ヶ浜町吉田浜	4月19日
		七ヶ浜町菖蒲田浜橋本橋	4月19日
59	古川一迫線	栗原市高清水小山田（天神橋南）	11月3日
60	鹿島台鳴瀬線	大崎市～松島町（二子屋橋）	3月11日
64	北上津山線	石巻市橋浦	4月1日

エ 発災から約1年後の道路輸送経路の確保状況

- ・ 通行規制箇所については、274か所のうち243か所が規制解除済みであり、31か所（全面通行止め5か所、片側交互通行26か所）が規制中である。そのうち、緊急輸送道路については、通行規制67か所のうち62か所が規制解除済みであり、残り5か所（全面通行止め1か所、片側交互通行4か所）が規制中である。

- ・ 通行規制か所については、大規模被災箇所などを除き年内の規制解除を目指す。

表 2-2-25-9 交通規制解除の見込み ※ [] は緊急輸送道路。

規制種別	規制数	規制解除時期			
	(H24.3.31) 現在	平成 24 年 7 月末		平成 25 年 3 月末	
		解除数	規制数	解除数	規制数
全面通行止め	5 [1]	2 [0]	3 [1]	2 [0]	1 [1]
片側交互止め	26 [4]	10 [0]	16 [4]	16 [4]	0 [0]
合計	31 [5]	12 [0]	19 [5]	18 [4]	1 [1]

i 全面通行止めか所の内訳 (合計 5 [1] か所) ※ [] は緊急輸送道路

- ・ 土砂崩壊など・・・ 3 [1] か所
 (主) 南蔵王七ヶ宿線 七ヶ宿町横川から長老湖
 (一) 牡鹿半島公園線 小積浜から鮎川浜 [緊急輸送道路 3 次]
 (一) 東和登米線 東和町米谷
- ・ 津波による路面流出など・・・ 2 か所
 (一) 清水浜志津川港線 南三陸町志津川本浜町
 (一) 泊崎半島線 南三陸町歌津町稲渚

ii 片側交互通行の内訳 (合計 26 [4] か所) ※ [] は緊急輸送道路

- ・ 橋りょう損傷・・・ 1 [0] か所
- ・ 土砂崩壊など・・・ 12 [3] か所
- ・ 津波による路面流出など・・・ 3 [1] か所
- ・ 段差陥没など・・・ 10 [0] か所

オ 地域別の対応

a 大河原土木事務所

- ・ 16 次災害査定 (9 月 5 日～9 月 7 日) から第 18 次災害査定 (9 月 26 日～9 月 30 日) を実施。

〈平成 23 年〉

- ・ 9 月 21 日 (主) 丸森柴田線 角田市坂津田 応急工事完成
- ・ 10 月 4 日 (国) 1 1 3 号 白石市郡山 片側交互通行解除
- ・ 10 月 4 日 (主) 丸森柴田線 角田市野 片側交互通行解除
- ・ 11 月 20 日 (主) 白石上山線 蔵王町遠刈田温泉 全面通行止め解除
 (一) 蔵王大河原線 蔵王町矢附 2 片側交互通行解除
 (一) 大河原高倉線 角田市毛萱 片側交互通行解除
- ・ 11 月 30 日 (国) 1 1 3 号 白石市郡山 1 応急工事完成
 (主) 白石上山線 蔵王町遠刈田温泉 応急工事完成

- ・12月20日 (国) 113号 白石市郡山2 応工事完成
(主) 南蔵王七ヶ宿線 白石市福岡深谷1 応工事完成
(国) 113号 白石市鹿野 片側交互通行解除
(国) 457号 川崎町前川1 片側交互通行解除
(一) 角田柴田線 角田市神次郎1 片側交互通行解除
(国) 457号 川崎町前川2 片側交互通行解除
 - ・12月26日 (主) 南蔵王七ヶ宿線 白石市福岡深谷2 応仮工事完成
 - ・12月27日 (主) 南蔵王七ヶ宿線 白石市福岡深谷 応工事完成
- 〈平成24年〉
- ・1月20日 (一) 越河角田線 角田市小田 応工事完了
- b 仙台土木事務所
- 〈平成23年〉
- ・9月29日 (主) 岩沼蔵王線(岩沼市) 法面崩壊箇所の応工事着手
 - ・9月30日 (主) 岩沼蔵王線(岩沼市) 応工事完了を確認, 全面通行止め解除。
(普通車のみ可) 及び一部片側交互通行に変更
 - ・10月7日 (主) 岩沼蔵王線(岩沼市) 法面崩壊箇所の災害復旧工事着手
 - ・10月12日 (主) 仙台塩釜線, 塩竈市芦畔地区の地盤沈下による冠水対策, 舗装嵩上げ工事完了
 - ・11月22日 (主) 岩沼蔵王線(岩沼市) 災害復旧工事による時間帯通行止め
(~2月29日まで予定)
 - ・12月22日 東日大震災に関する公共土木設災害復旧事業査定完了
- c 北部土木事務所
- 〈平成23年〉
- ・9月29日 法面崩壊により全面通行止めとなっていた(一) 鳴子池月線沢目木工区が昼間片側交互通行まで回復
 - ・11月14日 (主) 古川松山線志田橋が全面交通開放
- d 北部土木事務所栗原地域事務所
- 〈平成23年〉
- ・9月30日 (主) 栗駒岩出山線(一迫持ちちくれ沢)の復旧完了により片側交互通行規制を解除 片側交互通行: 6件(5路線)
 - ・10月18日 石巻市(桃生・河南・北上)支援 公共土木設第21次査定(以後, 第23次, 26~29次)
 - ・11月4日 (国) 457号(栗駒沼倉上永洞), (主) 古川一迫線(高清水小山田)の復旧完了により片側交互通行規制を解除。片側交互通行: 4件(3路線)
 - ・11月10日 (主) 古川佐沼線(高清水下町)の復旧完了により片側交互通行規制を解除。片側交互通行: 3件(2路線)
 - ・11月24日 みやぎ県北高速幹線道路の築館加倉~若柳南ICまでの7.0kmを供用

- 開始（第Ⅰ期区間（8.9km）全線供用）
- ・ 11月28日 (国) 457号（栗駒沼倉下永洞地内）の復旧完了
(国) 457号（一迫字西沢地内）の復旧完了
 - ・ 12月1日 (主) 河南築館線（築館字太田熊狩）外1工区の復旧完了
 - ・ 12月9日 石巻市（桃生地区）支援 災害査定完了（道路災38件，橋梁災1件）
 - ・ 12月16日 (主) 栗駒岩出山線（一迫柳目字持ちくれ沢）外4工区の復旧完了
 - ・ 12月17日 (一) 大鳥沢辺線（栗駒栗原），(主) 古川一迫線（一迫持ちくれ沢）の復旧完了により片側交互通行規制を解除。片側交互通行：1件（1路線）
 - ・ 12月23日 石巻市（河南地区）支援 災害査定完了（道路災20件，橋梁災2件）
- 〈平成24年〉
- ・ 1月13日 (主) 弥栄金成線（金成大平）外2工区の復旧完了
 - ・ 1月26日 (主) 築館栗駒公園線（築館字下野八幡下）外2工区の復旧完了
 - ・ 1月27日 石巻市（北上地区）支援 災害査定完了（道路災31件（1），橋梁災11（9）件，河川災4件）カッコ書き：協議設計
 - ・ 1月31日 栗原地域事務所所管の被災箇所79か所のうち，未着手11か所，工事中25か所，復旧完了43か所
- e 東部土木事務所
- 〈平成23年〉
- ・ 10月13日 第1回女川町及び城県東部土木事務所災害復旧・復興連絡調整会議
 - ・ 10月14日 (仮称) 石巻北インター線事業説明会（JA石巻：東部土木，石巻市）
 - ・ 10月17日 国道398号 新北上大橋仮橋開通
石巻工業港矢線 定川橋仮橋開通
 - ・ 10月26日 国道398号石巻バイパス（大瓜工区）用地説明会（10/26 稲井地区，10/27 亀山八津地区，10/28 棚橋地区）
 - ・ 11月8日 第1回石巻・東松島地区復興防災基盤連絡調整会議（国交省，県，石巻市，東松島市）
 - ・ 12月1日 石巻雄勝線通行止め解除
 - ・ 12月2日 第2回石巻・東松島地区復興防災基盤連絡調整会議（国交省，県，石巻市，東松島市）
 - ・ 12月8日 国道398号石巻バイパス（大瓜工区）用地説明会（12/8 亀山八津地区，12/9 稲井地区）
 - ・ 12月15日 (仮称) 石巻北インター線設計説明会（石巻市蛇田公民館：国土交通省，東部土木，石巻市）
 - ・ 12月20日 釜谷大雄勝線（名振～船越）通行止め解除
 - ・ 12月23日 第28次災害査定完了（県地震災完了）
- 〈平成24年〉
- ・ 1月6日 第3回石巻・東松島地区復興防災基盤連絡調整会議（国交省，県，石巻市，東松島市）

- ・ 1月10日 東松島市集団移転復興まちづくり計画説明会（東松島市主催 東部土木参加, 1/10～20）
 - ・ 1月17日 国道398号大街道新橋工事着工
 - ・ 1月24日 石巻雄勝線（旧雄勝町原地区）道路計画説明会
 - ・ 1月31日 第2回東松島市及び宮城県東部土木事務所災害復旧・復興連絡調整会議（災害査定完了報告及び引き渡し）
 - ・ 2月1日 第3回石巻市及び宮城県東部土木事務所災害復旧・復興連絡調整会議（災害査定完了報告及び引き渡し）
 - ・ 2月2日 第2回女川町及び宮城県東部土木事務所災害復旧・復興連絡調整会議（災害査定完了報告）
 - ・ 2月8日 東部土木事務所管内事業連絡調整会議（東部地振, 石巻港湾, 東部下水道, 廃棄物対策課）
- f 東部土木事務所登米地域事務所
- 〈平成23年〉
- ・ 9月20日 国道346号櫓場外道路災害復旧工事（米山町櫓場地内）に着手
 - ・ 10月3日 下古屋外・境沢外・上羽沢道路復旧工事（豊里町下古屋・境沢・登米町日根牛地内）に着手
 - 新田外・南深沢外・狼掛外道路復旧工事（迫町新田・迫町南方町狼掛地内）に着手
 - ・ 10月17日 実沢外道路災害復旧工事（南方実沢地内）に着手
 - ・ 10月24日 錦桜外道路災害復旧工事（東和町錦織地内）に着手
 - ・ 10月31日 西佐沼外・畑岡下外道路災害復旧工事（迫町佐沼・南方町畑岡下地内）に着手
 - ・ 12月5日 石森外道路災害復旧工事（中田町石森地内）に着手
 - ・ 12月21日 上沼外道路災害復旧工事（中田町上沼地内）に着手
- 〈平成24年〉
- ・ 1月10日 浅水外・狼ノ欠外道路災害復旧工事（中田町浅水・迫町新田地内）に着手
 - ・ 1月11日 青山外道路災害復旧工事（迫町北方字青山地内）に着手
 - ・ 1月16日 長谷山外道路災害復旧工事（中田町長谷山地内）に着手
 - ・ 1月30日 長沼下外道路災害復旧工事（迫町北方字長沼下地内）に着手
- g 気仙沼土木事務所
- 〈平成23年〉
- ・ 9月15日 津波浸水区域内で測量・設計を実施している建設コンサルタントと土木技術職員が一同に会した打合せ・説明会の開催（年内の災害査定に向け、宮城県沿岸における海岸堤防高の設定, 地盤沈下に伴う災害復旧事業の取り扱い, 災害復旧方針（案）等について）
 - ・ 10月20日 気仙沼地域震災復興整備連絡会議（第一回）開催

- ・ 10月26日 気仙沼市内の地盤沈下箇所に浸水計を設置し、冠水被害の監視を開始
 - ・ 11月15日 三陸登米志津川道路「志津川トンネル」の着工式が開催
 - ・ 12月8日 気仙沼地域震災復興整備連絡会議（第二回）開催
 - ・ 12月20日 東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業に係る業務行に関する協定締結（気仙沼市、南三陸町）
 - ・ 12月23日 第28次災害査定で全災害査定が完了
- 〈平成24年〉
- ・ 1月27日 震災復興のシムル事業である大島架橋事業の着手式を開催・実施
 - ・ 2月10日 気仙沼地域震災復興整備連絡会議（第三回）開催

（3）河川施設（ダム含む）

ア 被災状況

- ・ 宮城県の管理河川324河川のうち、107河川278か所で地震動に起因する堤防の沈下や津波に起因する堤防の決壊、堆積土砂やがれきによる河道閉塞、河川防潮水門の損壊等の被災が生じ、河川災害復旧費は2,420億円となっている。
- ・ 特に、三陸沿岸では34m、仙台湾岸の砂浜海岸でも14mを超える大津波が発生し、沿岸地域の河川に壊滅的な被害をもたらした。
- ・ 今次津波により、県内の17水門のうち16水門で閉扉後に甚大な被害を受け、操作不能となった。
- ・ 地震に伴う広域的な地盤沈下により、海拔0m以下の土地の面積は56km²で地震前に比べて3.4倍となり、河口域では洪水や高潮に対する安全度が著しく低下した。

イ これまでの対応状況

- ・ 土木部河川課の対応
- ・ 津波浸水区域外の堤防決壊箇所については、平成23年5月末までに応急復旧を完了し、迫川の大林地区では平成23年8月中旬に本復旧を完了、透川においては平成24年2月中旬に本復旧を完了している。
- ・ 津波による破堤のあった砂押川や七北田川では、矢板による仮締め切りを施工し、安全度の確保を図っている。
- ・ 津波による河口の洗掘が確認された七北田川では、平成23年8月中旬に河口閉塞状態となったが、学識経験者を交えた検討会の意見を踏まえ、平成24年1月末から開始した河床掘削により平成24年2月末までに河口閉塞が解消されている。
- ・ 従来、宮城県の管理河川においては、河口部のほとんどが水門方式であったが、今回の被災や水門の維持管理と操作の確実性等を考慮し、堤防方式による津波対策とする形で進めている。

ウ 苦労した点

- ・ 河川の被災があった278か所については、平成23年5月を皮切りに平成23年12月までに災害査定を受検した。
- ・ 特に、津波浸水域の復旧については、宮城県としての復旧計画について、国土交通省と調整を重ねている。

エ 評価できる点

- ・ 災害査定については、予定どおり平成 23 年内に完了した。また、金額の大きい（30 億円以上／箇所）箇所の金額保留解除事務²³を平成 23 年度内に完了した。

オ 課題

- ・ 災害復旧事業実施における諸問題が多く、まちづくりとの調整が必要な箇所は平成 27 年度、それ以外の箇所については平成 25 年度内の事業完了に向け、執行管理を十分に行う必要がある。
- ・ 河川災害復旧の復旧計画が、他の復旧計画を検討する上での条件となることから、早急な計画の策定及び調整を進める必要がある。

(4) 海岸保全施設

ア 被災状況

- ・ 宮城県沿岸の建設海岸 76 海岸のうち、海岸保全施設のある 63 海岸で地震動に起因する堤防の沈下や津波に起因する堤防の欠壊等の被害が生じた。
- ・ 仙台湾南部の 4 海岸、31.7km については、国による災害復旧が行われる（震災前からの国の直轄代行 13.9km、震災後 17.8km）。
- ・ 県が復旧を行う 62 海岸（施設有 59 + 無 3）での海岸災害復旧費は、約 797 億円となっている。
- ・ 海岸堤防のすべての施設が被災したことにより、波浪や高潮による浸水リスクが高くなった。
- ・ また、津波に耐え残った施設においても地震による広域地盤沈下で堤防の高さが不足したため安全度が低下している。

イ これまでの対応状況

- ・ 土木部河川課の対応
- ・ 応急復旧対策を、津波により海岸線が変化している箇所や堤防が被災した箇所について、本復旧に先立ち 26 か所で実施し、平成 23 年 8 月に完了している。
- ・ 平成 23 年 6 月に発表された中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の中間取りまとめを受け、復興まちづくり計画については、最大クラスの津波（いわゆるレベル 2 津波）を想定した津波浸水シミュレーションの結果を踏まえ策定することとなったため、国土交通省は、レベル 2 津波のシミュレーションを事業化し、復興まちづくりを支援することとした。

このため、国及び県は、津波浸水シミュレーションから得られる情報（浸水深や流速など）を、復興まちづくり計画に活用する方法や頻度の高い津波であるレベル 1 津波に対しては海岸堤防などのハード整備による対策とすることについて、関係沿岸市町に対して説明を行った。

レベル 1 津波については、平成 23 年 7 月 8 日に農林水産省及び国土交通省により、「設計津波の水位の設定方法等について」が示され、今後の海岸保全施設の復旧計画については、この基準

²³ 災害復旧工事の決定にあたっては、復旧工法などに疑義がある場合及び金額が著しく大きい場合等においては、採択を保留し、国土交通本省と財務本省との協議によって採択の可否及び金額等が決定。東日本大震災においては、現地決定額（保留としない金額）は通常の 4 億円未満から拡大され、地盤等の状況、海岸保全施設等との調整により復旧方法を決定する必要がある箇所、復興計画を勘案した復旧工法を検討する必要がある箇所が協議設計の対象として追加。

により設計津波の水位を決定することとなった。こうした経過を踏まえて、県では、平成23年9月9日宮城県沿岸域現地連絡調整会議において、今後の海岸保全施設の復旧に関する基本的な考え方を決定した。

- ・ 津波による地形変化とその後の高潮による海岸浸食が確認された^{ふたわたしかいがん}長渡海岸では、平成23年11月より応急本工事に着手している。
- ・ 仙台湾南部の北釜・二の倉海岸の直轄代行区間では、平成24年1月29日に堤防復旧着工式が開催され、本格的な復旧に着手した。
- ・ 県管理の大曲海岸においては、平成24年3月3日に工事着工式を開催しており、今後各地で本格的な復旧に着手することとしている。

表2-2-25-10 基本計画堤防高一覧

単位：m (T. P.)

地域海岸名	今次津波 痕跡高	対象地震	基本計画堤防高			
			代表高	起点	終点	高さ
唐桑半島東部	14.4	明治三陸地震	11.3	岩手県境	真崎	8.0
				真崎	御崎	11.3
唐桑半島西部①	24.0	明治三陸地震	11.2	御崎	田の浜	11.2
唐桑半島西部②	13.8	明治三陸地震	9.9	田の浜	鶴ヶ浦	9.9
気仙沼湾	14.6	明治三陸地震	7.2	鶴ヶ浦	岩井崎	7.2
気仙沼湾奥部	8.9	明治三陸地震	5.0	潮見町	港町	5.0
				港町	魚町	6.2
				魚町	大浦	5.0
大島東部	12.1	明治三陸地震	11.8	大初平	龍舞崎	11.8
大島西部	12.1	明治三陸地震	7.0	大初平	浦の浜	7.0
				浦の浜	田尻	7.8
				田尻	龍舞崎	7.0
本吉海岸	18.8	明治三陸地震	9.8	岩井崎	大沢	9.8
				大沢	蔵内	14.7
				蔵内	石浜	9.8
志津川湾	20.5	想定宮城県沖地震	8.7	石浜	松崎	8.7
				松崎	神割崎	7.3
追波湾	14.9	明治三陸地震	8.4	神割崎	十三浜	6.5
				十三浜	大須崎	8.4
雄勝湾	16.3	明治三陸地震	6.4	大須崎	尾浦	6.4
雄勝湾奥部	16.3	明治三陸地震	9.7	小島	雄勝	9.7
女川湾	18.0	明治三陸地震	6.6	尾浦	崎山	6.6
				湾口防波堤内		5.4
				崎山	寄磯崎	6.6
牡鹿半島東部	20.9	明治三陸地震	6.9	寄磯崎	浜畑	6.9
				浜畑	祝浜	9.1
				祝浜	黒崎	6.9
牡鹿半島西部	10.5	千り地震	6.0	黒崎	渡波	6.0
万石浦	2.4	千り地震	2.6	祝田	長浜	2.6
石巻海岸	11.4	高潮にて決定	7.2	長浜	洲崎	7.2
松島湾	4.8	千り地震	4.3	洲崎	代ヶ崎	4.3
七ヶ浜海岸①	8.9	明治三陸地震	5.4	代ヶ崎	花淵崎	5.4
七ヶ浜海岸②	11.6	明治三陸地震	6.8	花淵崎	蒲生	6.8
仙台湾南部海岸①	12.9	高潮にて決定	7.2	蒲生	阿武隈川	7.2
仙台湾南部海岸②	13.6	高潮にて決定	7.2	阿武隈川	福島県境	7.2

ウ 苦勞した点

- ・ 海岸の被災があった62か所については、平成23年12月までに災害査定を受けた。
- ・ 海岸保全施設の復旧高さについて、国や市町等の関係機関と調整を重ねている。

エ 評価できる点

- ・ 海岸保全施設の復旧高さについて、査定前に関係機関調整を完了した。
- ・ 災害査定については、予定どおり平成23年内に完了した。また、金額の大きい（30億円以上／箇所）箇所の金額保留解除事務を平成23年度内に完了した。

オ 課題

- ・ 災害復旧事業実施における諸問題が多く、まちづくりとの調整が必要な箇所は平成27年度、それ以外の箇所については平成25年度内の事業完了に向け、執行管理を十分に行う必要がある。
- ・ 海岸保全施設の復旧高さについては、査定前に関係機関との調整は実施したものの、民意を含めた幅広い調整には至っておらず、今後も市町村と連携してまちづくりに関連した住民説明会の開催等、継続的な調整が必要である。

海岸保全施設の検証

◆住民合意を尊重した海岸防潮堤の建設について、引き続き調整を進めていく必要がある

＜県庁外部との調整＞

平成23年9月9日の宮城県沿岸域現地連絡調整会議内で宮城県沿岸における海岸堤防高さの決定がなされ、査定前に関係機関との調整を実施したことは評価できるものの、防潮堤の構造や一部の海岸の堤防高については、市町村のまちづくりとの整合が必要なものである。住民説明会等による情報発信の場を継続的に設け、今後も、民意を含めた幅広い調整を進めていく必要があると考えられる。

(5) 砂防・地すべり・急傾斜地崩壊防止施設

東北地方太平洋沖地震による、類を見ない強い地震動で、県内各所において山腹やがけ地の崩落等が発生した。仙台市太白区緑ヶ丘地内の地すべり防止区域では、長時間の揺れにより地すべりブロックが再滑動し、地すべり抑止杭により大規模滑動は免れたものの開口亀裂や段差が発生するなどの被害が発生したことから、防災砂防課が調査を実施したところ、地すべり抑止杭が大きく変形していた。仙台市青葉区佐手山では、山腹斜面に地すべり性の崩壊が発生し、佐手川に流出して土砂ダムを形成した。石巻市鹿妻では、揺れにより斜面上の岩塊が落下して、がけ下のアパートが損壊し隣接する市道が通行止めとなった。この外にも県内各地で小規模ながけ崩れが多数発生した。仙台市太白区緑ヶ丘では数戸が自主避難、仙台市青葉区佐手山で4戸が自主避難、石巻市鹿妻ではアパートの9世帯が自主避難した。

平成24年3月末現在、公共土木施設39か所の被災を確認し、このうち9か所については国補助の砂防災害復旧事業、30か所については県災害復旧事業により復旧する。被災した箇所については、雨水進入防止等の応急対策を速やかに実施して被害の拡大を防いだほか伸縮計などの計測機器を設置

し、警戒避難体制を整備した。

砂防災害復旧事業で対応する9か所の事業費は約8億円となっており、このうち黒崎沢2(大崎市)、氷室(大崎市)の2か所については本復旧工事が完了した。大規模な地すべり被害が発生した仙台市太白区緑ヶ丘地内など残り7か所について災害復旧工事を継続中である。県災害復旧事業で対応する30か所については、今後順次着手する予定である。

小規模ながけ崩れについては、東日本大震災が激甚災害に指定されたことに伴い、災害関連地域がけ崩れ対策事業の採択が可能となり、平成24年1月に登米市3か所、石巻市1か所、東松島市2か所の合計6か所が採択となった。その後、採択要件緩和の特例措置が認められ、平成24年2月に仙台市10か所、塩竈市1か所、多賀城市1か所の合計12か所が採択された。

また、東北地方太平洋沖地震により宮城県内では最大震度7(栗原市)をはじめ県内全域において震度5強以上が観測されたことから、二次災害発生のおそれがある箇所を把握し応急対策・避難勧告発令等の対応をいち早く行うため、県内の土砂災害危険箇所8,482か所のうち、保全人家が存在する立ち入り可能箇所7,629か所に対して緊急調査を平成23年3月から5月にかけて実施した。この結果、危険度判定A(工事等対応箇所)13か所、危険度判定B(要経過観察箇所)408か所を確認しA判定箇所については災害関連事業等の対策工事を実施、B判定箇所については基礎調査結果を地元住民に説明し、土砂災害警戒区域等を指定して、警戒避難体制を整備することとしている。

(6) 港湾施設

港湾課では、港湾管理者として、地震発生直後より主要な港湾については、国土交通省、海上保安庁、自衛隊等の関係機関の協力を得ながら、航路、臨港道路等の啓開作業を実施し、救援物資等〔緊急支援物資の受入れ、フェリー航路の再開、石油タンカー(ガソリン、石油不足対策)・自動車運搬船(企業活動の再開)の受入れ等〕の緊急輸送に最低限必要な物流ルートの確保に努めた。

ア 平成23年9月～平成24年3月の主な動き

<平成23年>

- ・ 9月15日 日本初、45フィートコンテナが公道輸送され、北米に輸出された。
- ・ 9月30日 中国／韓国航路が再開した。
- ・ 11月1日 石巻港にて、中島上屋の本復旧完了、供用再開。
- ・ 11月27日 石巻港にて、震災後初の大型石炭船が雲雀野中央ふ頭に入港。
- ・ 11月30日 石巻港にて、震災後初のチップ船が南浜大型棧橋に入港。
- ・ 12月7日 仙台塩釜港にて、ガントリークレーン1号機の供用を再開した。
- ・ 12月9日 港湾施設の災害査定完了(査定件数302件)。
- ・ 12月16日 石巻港の港湾計画を変更し、被災した企業専用岸壁部分への公共埠頭計画位置づけによる港湾機能の早期回復や震災廃棄物受入れのための海面処分・活用用地計画を盛り込んだ。
- ・ 12月22日 仙台塩釜港にて、高砂コンテナヤード(第2バース)の舗装等復旧完了

<平成24年>

- ・ 1月13日 仙台塩釜港にて、ガントリークレーン4号機の供用を再開した。
- ・ 1月22日 北米西岸／東南アジア航路が再開した。

- ・ 2月16日 仙台塩釜港にて、震災後初の大型オイルタンカーが入港した。
- ・ 3月30日 韓国航路が再開した。

イ 広報活動

復興に向けて港湾利用者等と連携を強化するするとともに、大型貨物船や石油タンカー、自動車運搬船など震災後初の入港実績についてホームページへの掲載や記者発表を行うなど、「目に見える復興」を意識して情報提供に努めた。

また、コンテナヤードや岸壁の応急復旧状況及び復興へ向けた取り組み状況を船社や荷主企業、物流業者、県民へ周知するため、「復興だより」や「CY（コンテナヤード）ニュース」などの広報誌を作成し、荷主企業や物流業者へ直接紙配布したり、ホームページに掲載したりするなどの情報提供に努めた。広報誌の発行実績は以下のとおり。（平成24年3月31日まで発行分）

- ・ 仙台塩釜港復興だより

創刊号：平成23年4月18日，第2号：同6月1日，第3号：同6月30日，第4号：同10月20日，第5号：同12月12日，第6号：平成24年1月31日

- ・ 石巻港復興だより

創刊号：平成23年4月25日，第2号：平成23年6月1日，第3号：平成23年7月5日

- ・ 仙台CYニュース

Vol. 1：平成23年10月，Vol. 2：同11月，Vol. 3：同12月，Vol. 4：平成24年1月，Vol. 5：同2月

特に、仙台塩釜港（仙台港区）で取り扱っているコンテナについては、今回の震災によりコンテナのみならず、荷役施設やヤード設備も甚大な被害を受けており、貨物量の回復が危ぶまれることから、荷主企業を直接訪問し高砂コンテナターミナルの復旧状況を説明するなど、積極的な復興PRを実施した。平成23年度における企業訪問数は延べ79社であった。

ウ 後背企業への支援

石巻港の東水路に立地している穀物関係企業所有の被災したドルフィン（棧橋）については、損傷の程度が甚大であり、所有企業単独での復旧が困難であることから、県が無償で施設を（所有権を含めて）譲り受け、それを修繕したうえで企業から使用料を受けて貸与するという、全国初の取り組みを行った。平成23年夏から国と調整を行い、第三次補正予算2,455百万円が認められた。

エ 震災廃棄物処理への支援

石巻港においては、処理した震災廃棄物を再生利用し、港湾の埋め立てを行うこととしている。震災廃棄物は、再処理を施した安全な建設資材として、関係する漁協の了解を得た上で受け入れることとした。埋め立てに先立つ仮締め切りの施工については、当初は震災廃棄物対策課が環境省の補助事業で実施することが検討されていたが、最終的には港湾管理者が主体となるべきと判断し、第三次補正予算により実施することとなった。

オ 仙台塩釜港、石巻港、松島港の統一体化

「宮城のみならず東北の早期復旧・復興と産業競争力を高め、産業・経済、雇用、暮らしを守り発展させる」ことを理念として掲げ、東北をけん引する中核的国際拠点港湾の実現を目指し、仙台塩釜港、石巻港、松島港の統一体化に取り組んだ。

平成24年10月17日付けで国土交通省が港湾区域の変更に対する大臣同意と港湾法施行令の改正を行い、翌日18日、県が港湾区域の変更の告示を行い、石巻港、松島港を統合した新たな国際拠点港湾「仙台塩釜港」が誕生した。

カ その他

- ・ コンテナヤードの被災状況について船会社、荷主等への情報提供を行った。
- ・ コンテナヤード早期再開に向けた関係機関との調整を行った。
- ・ 港湾施設災害復旧事業の査定は平成23年7月から始まり、平成23年12月9日までに302件すべてが完了した。査定決定額は総額約890億円にのぼった。査定を受けるに当たっては、9月から約1か月間、国土交通省東北地方整備局内において、各地方整備局からの支援職員（元査定官4人）による設計方針等の指導をいただいた結果、早期に査定を完了させることができた。
- ・ 仙台塩釜港（仙台港区）と、石巻港での防潮堤の整備については、発生頻度の高い津波（L1）に対応した防潮堤の高さの見直しなどの計画を立て、平成23年の8月頃から国交省との調整を開始し、同年11月に第三次補正で予算化された。

港湾施設の検証

◆港湾の復旧を様々な方法で情報提供し、復旧のアピールに努めた

<広報>

港湾課では、航路の再開や、着工式、着手式などイベントを設け、マスコミにも積極的に情報を提供し取り上げられる等、積極的な周知を行い、港湾の復旧についてのアピールに努めた。このような周知の実施は、地元住民が復旧を実感するとともに、国内・国外に対し宮城県の早期復旧をアピールし、宮城県の経済再生・競争力回復のためにも有効な取り組みとなった。土木部では、平成24年4月以降、「見える復興、見せる復興」をスローガンに掲げ、部全体で復興およびそのアピールに取り組んでいる。

(7) 下水道施設

ア 被害の概要と復旧

地震動や津波により、県管理の下水道施設にも大きな被害が発生した。県管理の下水道管渠施設に大きな流下支障はなかったものの、沿岸部の下水処理施設の津波による壊滅的な被害により、市街地でのマンホールからの汚水の溢水が懸念された。上水道の復旧と共に一部で溢水が発生し、ポンプの仮復旧などを進め収束を図った。復旧は、緊急的な下水の受入、簡易処理、暫定処理と段階的に実施していった。

図2-2-25-1 3処理施設の復旧工程

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
仙塩流域下水道 仙塩浄化センター (所在地:多賀城市) ※仙台市、塩竈市、多賀城市 センター、利府町、大和町の 汚水を処理	簡易処理		暫定処理				通常処理						
						1・4系通常処理の開始				2・3系通常処理の開始			
						2・3系生物処理の開始							
阿武隈川下流 流域下水道 県南浄化センター (所在地:岩沼市) ※仙台市、白石市、名取市、 角田市、岩沼市、蔵王町、大河 原町、村田町、柴田町、丸森町、 亶理町の汚水を処理	簡易処理		暫定処理				通常処理						
						1/2系通常処理の開始				2・3系通常処理の開始			
										4系通常処理の開始			
北上川下流東部 流域下水道 石巻東部浄化センター (所在地:石巻市) ※石巻市、女川町の汚水を処理	簡易処理		中級処理		通常処理								
										1系通常処理の開始		3系通常処理の開始	

イ 下水道施設の災害査定

下水道課では、下水道施設の津波被害による災害査定の実績がなく、またこのような甚大な被害の出た地震災害がなかったことから、災害査定を受けるにあたり、どのような考え方で対処すべきかが問題となった。

これに対し、国土交通省から復旧スピードを速める方法として、手続の簡素化をメインとした査定の方針が示された。この方針により下水道施設被災状況調査の簡素化、災害復旧事業の査定等の簡素化（机上査定の限度限の引き上げ（300万円から5,000万円に引き上げ）、実地査定における1か所の決定見込み限度限の引き上げ（4億円から30億円に引き上げ））などが行われた。平成23年6月13日から開始された下水道施設の災害査定は、13次査定まで行われ、平成23年12月中に査定が完了させた。県及び市町村の査定額は約2,200億円となった。

ウ 市町村における災害査定の実績

下水道課では、市町村の災害査定支援のため、県が率先して査定を受けるとともに、問題となる人的資源の不足を見据え、地方共同法人日本下水道事業団への業務委託（計画、設計、発注、施工管理、会計検査までを一括して委託）の活用も提案した。

エ 下水汚泥搬出量増加への対応

流域下水道の汚泥焼却炉・燃料化施設・消化施設等の汚泥減量化施設が被災したことにより、下水汚泥の外部搬出量が増加した。加えて東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、その放射性物質による汚染も懸念されることとなった。そこで、下水汚泥については放射能の測定を行いながら、セメント工場（放射線量100ベクレル/kg以下の場合）や肥料化工場（同200ベクレル/kg以下の場合）のほか、最終処分場等の新たな受入れ先を確保して処理している。

オ 復旧の進捗状況

復旧工事を進めた結果、仙塩浄化センターと県南浄化センターは平成24年4月、石巻東部浄化センターでは同年9月に、一部の系列において通常の生物処理を再開することとなった。

今後もさらに復旧工事を進め、平成24年度内には3処理場の下水処理機能を、震災発生前の状態まで回復させる予定としている。

下水道施設の検証

◆震災時の対応をもとに、下水道BCP策定に取り組んでおり、成果が期待される

＜計画やマニュアル＞

下水道課では、宮城県下水道BCPワーキングを設立し、下水道BCPの策定に取り組んでいる。今回の震災は未曾有のものではあったが、そのような状況下で、優先すべき業務を明確にして、限られたリソースのなかで、県民の安全や生活の維持を図ってきた取り組みはBCPが目的とするものそのものであることから、自ら記録・検証し、計画として取りまとめていくことは有効である。

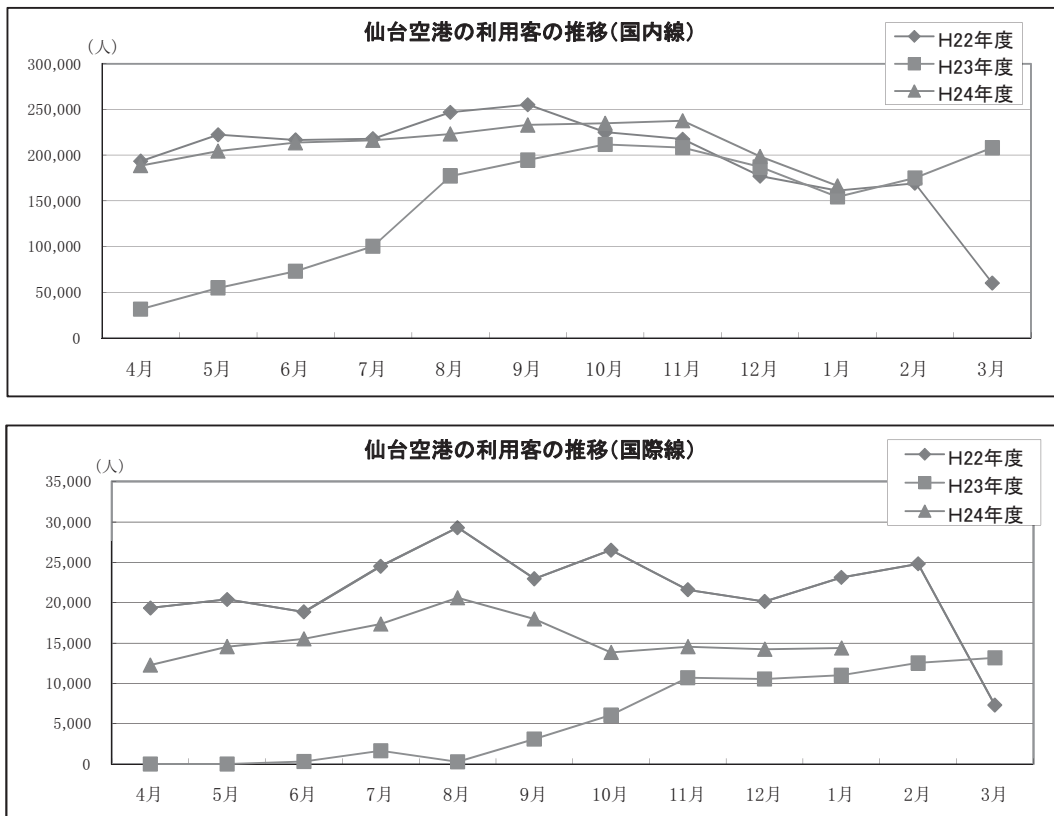
(8) 仙台空港及び関連施設

ア 仙台空港の運航状況等について

平成23年9月25日に、ターミナルビルが完全復旧するとともに、国際定期便の仙台～ソウル線の運航が再開した。

これに続き、平成23年10月2日より仙台～グアム線、10月30日より仙台～台北線の国際定期便が再開した。さらに、平成24年3月25日には仙台～上海～北京線が、同27日には仙台～大連～北京線が再開した。平成24年7月30日には仙台～長春線が再開し、国際定期便の6路線すべてが復活した（1日19往復：平成24年10月1日現在）。

図2-2-25-2



※H22年度及びH23年度：国土交通省確定値「空港管理状況調査」、H24年度：宮城県調べ速報値（H25.1月時点）

また、空港臨空地域課では、仙台空港再開のPRや海外の利用者に対する原発事故による風評の払拭に向けた各種イベントを実施した。

- ・ ソラ旅ガールズフェスタ（平成24年2月15日）

OLをターゲットとした仙台空港の利用促進のため、各就航地のブース出展のほか、女性タレントによるトークショーや旅行に最適なファッションを提案するトラベルファッションショー等を開催した。定員の倍を超える申し込みがあり、約300人に来場いただき大盛況のイベントとなった。

- ・ 東アジアへの仙台・宮城観光情報の発信（平成24年7月～）

中国・台湾・韓国のマスコミや一般の方々を招聘し、観光地を回っていただき、帰国後、仙台・宮城の安全・安心と魅力ある観光資源に触れた結果をインターネットや本国の旅行雑誌で情報発信していただく事業を進めている。

- ・ ソラ行け旅フェスタ（平成24年10月13～14日）

仙台空港の利用促進のため、仙台市内で人通りの多い一番町商店街で、仙台空港からの各就航地の観光ブース出展や民族芸能ショー等のイベントを開催した。中には空港再開を知らなかったという来場者もあり、空港再開をPRする良い機会となった。

- ・ ソラヘサット りんくう復興フェスタ（平成24年7月28～29日）

仙台空港及び仙台空港アクセス鉄道の復旧PRと利用促進を図るとともに、本県の復興を後押しするため、空港就航地のグルメ屋台出店、復興市（沿岸市町の物産販売・観光PR）、ステージショー等を仙台空港ビル・美田園駅前広場・イオンモール名取の3会場で開催し、約1万7千人に来場いただいた。

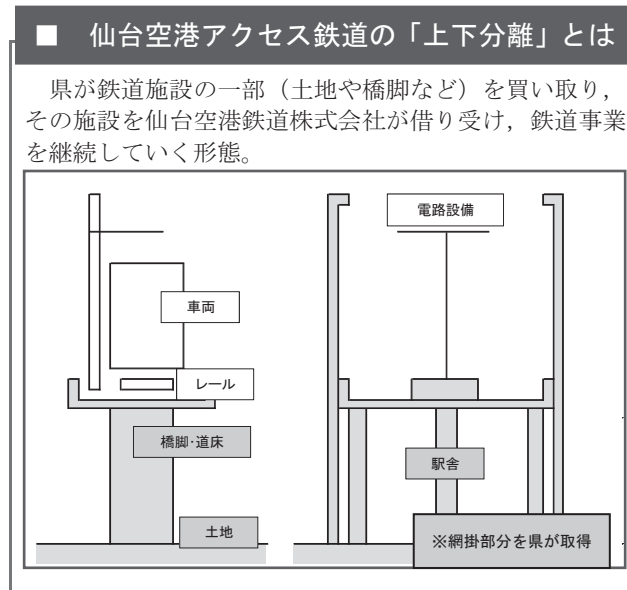
イ 仙台空港アクセス鉄道の復旧支援について

仙台空港アクセス鉄道は、平成23年7月23日に一部区間（名取駅～美田園駅）で被災前の7割の本数により運行を再開し、平成23年10月1日に、全線で震災前と同じ本数による運行を再開した。

この路線を経営する仙台空港鉄道株式会社は、震災前から厳しい経営状態にあったが、この震災により、同社は施設の被害や長期間にわたり運休を余儀なくされたため、さらなる窮状に追い込まれた。

このため、県では、平成22年5月に策定した「仙台空港鉄道株式会社改革支援プラン行動計画」に基づき、県が鉄道施設のうち土地や橋脚などの下部構造を取得し、それを鉄道会社が借り受けて鉄道事業を行う、いわゆる上下分離を平成23年10月に前倒しで実施した他、東日本大震災による災害復旧費に対し財政的な支援を行った。これにより同社は将来にわたって安定的な鉄道経営を維持できる見通しが立つこととなった。

図 2-2-25-3



仙台空港及び関連施設の検証

◆第三セクターである仙台空港ビル、仙台アクセス鉄道等の復旧・復興のための復旧費用の支援、工事発注や工事管理の支援を行い、仙台空港の早期復旧に貢献した

＜資源＞＜県庁外部との調整＞

第三セクターである仙台空港ビル株式会社、仙台空港鉄道株式会社の職員は維持管理業務が主体であったため、施設や設備等の工事発注や工事管理などの業務は不慣れな業務であった。このため、仙台空港ビル、仙台空港アクセス鉄道の復旧・復興に関しては、県職員を派遣して工事監理の助言、関係機関との工事調整を支援した。また、復旧費用については仙台空港ビル、仙台エアカーゴターミナル、仙台空港アクセス鉄道に対して補助金や貸付制度を創設し仙台空港の機能を維持・拡充するための経済的な支援を実施した。人的・資金的両面の支援を行い、平成23年9月下旬という発災後から半年あまりで仙台空港の早期の完全運用再開に寄与した点は評価できる。今後、空港臨空地域課では、災害時の支援を行う際の役割り分担の明確化等、災害発生時における第三セクター支援の位置づけ、連携の内容などを検討して整理しておく必要がある。

◆仙台空港、観光地等の復旧に関わる情報発信を通して、宮城県の観光事業の復旧を国内外にPRする必要がある

＜広報＞

仙台空港の国内線・国際線が震災前の運航状況に戻つつある中、平成24年2月に開催した空港再開PR「ソラ旅ガールズフェスタ」では、定員を大幅に上回る申し込みがあったほか、平成24年10月に仙台市内の繁華街において開催した「ソラ行け旅フェスタ」では4万人を超える来場者があるなど、仙台空港再開のPRにおいて有効な取り組みであった。

仙台空港国際定期便の路線は全線復活したものの、平成24年8月の利用客数は震災前の7割程度に止まっていることから、国際路線の中で利用者の多い中国・台湾・韓国のマスコミ（記者、新聞・

テレビ等)の方を宮城県の観光地に招聘し、本国の旅行雑誌やインターネットで情報発信する事業を実施している。

今後、空港臨空地域課では、これらのPRが一過性のものにならないように宮城県をPRする事業を実施して利用客の招致に努める必要がある。

(9) 都市公園・仙台港背後地

ア 災害査定及びその後の対応状況について

- ・ 災害査定は、平成23年12月12日から16日の第9次査定までに申請した都市公園及び都市施設のすべてについて行われ、都市公園で89件約46億円、都市施設で44件約14億円、下水道施設(仙台港背後地土地区画整理事業区域内)で12件約11億円、合わせて145件約71億円の査定決定額となった。ただし、がれきの仮置き場となっている公園で被災状況を確認できない部分については、国土交通省都市局から、次年度以降の災害査定対応も可能との見解が示されている。
- ・ その後、県(都市計画課)では、国土交通省都市局から災害復旧事業の内示を受け、第1回目の都市局所管補助金交付申請を平成24年2月1日付けで、第2回目は同年2月22日付けで行い、途中変更申請を挟み、最終的には平成24年3月23日付けで交付決定を受けている。
- ・ 復旧工事は順次着工しているところであるが、被災市町のまちづくり計画が具体化するにつれ、当初公園の現位置復旧を予定していたものの、再考せざるを得ない事案も生じており、これらについては未発注のままとなっている。今後は廃工も視野に検討していくこととなる。
- ・ 県立公園の内、加瀬沼公園及び県総合運動公園については開園しながら復旧工事を行っており、いずれも平成24年内に完了した。仙台港多賀城地区緩衝緑地は被災が大きかったため一時閉園し、現在復旧工事を実施中であり、平成25年度には開園予定としている。岩沼海浜緑地及び矢本海浜緑地については、海岸に面しているため、通常の災害復旧と併せ津波防災を踏まえた新たな施設整備を検討中である。一時避難地となる築山や、避難道路などの整備を計画している。
- ・ 仙台港背後地については、平成23年度内にすべての街路・下水道の復旧工事の発注を終えており平成24年12月までの完成を目指し、工事中である。

イ 沿岸地域の災害査定の特異性

- ・ 災害査定の前半は内陸部の公園が多く、通常の査定資料の整理が可能であったが、査定の後半時期になると津波による被災公園が主となり、工事資料の大半が流失した等の理由から、被災状況を説明する資料整理やとりまとめが難しくなった。しかし、事前に国土交通省都市局都市安全課と協議を行い、公園台帳や航空写真を利用し、ケースごとに了解を得ながら査定を進めていくことができた。

ウ 関係機関との連携(仙台港背後地)

- ・ 平成23年7月上旬のセンター地区の大型商業施設の再開に合わせ、周辺道路の応急復旧、環境整備を実施し、いち早く街の賑わいを取り戻した。
- ・ 仙台港背後地土地区画整理事業区域内道路に被災した自動車等の災害廃棄物については、仙台市と調整し、事業区域内の仙台市管理の公園内に一時仮置き場として集積した。その後、一時仮置き場から最終処分場への搬出については、仙台市(環境局)で実施することとなった。

エ 今後の県立都市公園の在り方

- ・ 岩沼海浜緑地，矢本海浜緑地，仙台港多賀城地区緩衝緑地については，震災廃棄物の仮置き場として震災当初から利用されている。公園の復旧工事の遅延の要因とはなっているものの，仮置き場用地が不足する中，一定規模の敷地を提供できたため，震災の復旧・復興に貢献しているといえる。
- ・ これまでの公園施設計画では，津波防災を踏まえた避難路計画が十分ではなく，現状では海岸側に入り口があるなどの課題があるため，復興交付金等を利用し，改善を図っていかねばならない。

(10) 県営住宅

ア 被害状況の確認

住宅課では，発災後から住宅の管理を委託している県住宅供給公社（管理代行者），太平ビルサービス株式会社（指定管理者）の協力を得て，平成23年3月25日までに全団地の初期調査を完了した。

a 被害状況

地震及び津波により，管理する102団地すべてが被災した。このうち，南三陸町の志津川廻館前住宅が津波により，名取手倉田第二住宅1号棟は地震により全壊し，黒松第一住宅1～6号棟は不同沈下により建物に傾斜が発生した。

沿岸部では多くの住戸が床上浸水被害を受けた。

この他の団地でも，ライフライン，外壁，地盤及び擁壁などに多くの被害を受けた。

i 主な被害

表2-2-25-11

被害	団地数	棟数	戸数	団地名
全壊	2団地	2棟	48戸	志津川廻館前，名取手倉田第二1号棟
壁等 破損	7団地	8棟	519戸	梶の杜3・4号棟，六丁目東1号棟，新坂B号棟，黒松第一6号棟，七北田1号棟，多賀城大代3号棟，七ヶ浜松ヶ浜2号棟
床上 浸水	11団地	39棟	590戸 (浸水170戸)	蒲生2号棟，多賀城八幡2-3，A-E号棟，七ヶ浜松ヶ浜1号棟，鳴瀬小野・中央・中央第二，矢本赤井，石巻門脇・黄金浜・吉野・鹿妻
床下 浸水	3団地	5棟	156戸 (浸水27戸)	蒲生1号棟，多賀城八幡1号棟，塩釜北浜
擁壁 破損	2団地	23棟	484戸	折立，黒松第一

イ 応急復旧対応

ライフライン（電気，ガス，上下水道等）にかかる応急復旧工事は優先的に作業を行い，早期の帰宅が可能となった。

平成23年4月初めまでに応急復旧工事の概算契約を済ませて、住民に対し対応状況の周知を行い、順次復旧作業に着手した。床上浸水となった住戸は、住民が一旦避難の上、復旧作業を優先実施した。

ウ 住民対応

住民からの問い合わせに対するQ&Aを作成して、不安の解消に努めた。

エ 本復旧に向けて

まず、応急復旧の早期完成に向けて取り組み、平成23年12月までの災害査定完了を目指して作業を進めた。

オ 災害査定

既設公営住宅の災害査定については、平成23年10月から平成24年1月まで、北海道、東京都、愛知県及び兵庫県から延べ392人の応援人員の派遣をいただき、平成23年10月25日から平成23年12月22日までに査定を完了した。

a 既設公営住宅等の災害査定結果

- i 既設公営住宅復旧（補修）は47団地3,458戸で、全体査定額は2,199,503千円。

表2-2-25-12

地域	件数	金額（千円）
大河原	3団地（96戸）	33,667
仙台	27団地（2,718戸）	1,291,372
北部	2団地（96戸）	36,523
栗原	3団地（49戸）	13,994
東部	10団地（460戸）	816,027
登米	2団地（39戸）	7,920
合計	47団地（3,458戸）	2,199,503

- ii 既設公営住宅復旧（再建設）は名取手倉田第二住宅で、査定再建設戸数は30戸。

表2-2-25-13

地域	件数	査定戸数
仙台	1団地	30

カ 復旧方針

全壊となった志津川廻館前住宅は平成24年度中に解体、名取手倉田第二住宅は平成24年度に解体し、引き続き再建設に着手、黒松第一住宅1～6号棟は平成24年度中に解体する予定である。

床上・床下浸水、大規模な壁等の破損、擁壁破損にかかる復旧工事は平成23年度中に完了した。

その他被災の団地は、入居者との調整を行いながら平成24年度中に補修を完了する予定である。

県営住宅の検証

◆県営住宅の復旧工事にあたり、資材の不足や住民が入居した状態で工事を進めたため、入居者との調整や工事の長期化等が課題となった

＜県庁外部での調整＞＜計画やマニュアル＞

住宅課が対応を進めた県営住宅の応急復旧工事は、住民が入居したままの状態で行なうことができない場合もあり、効率の悪い工事となるなどの課題が浮き彫りになった。復旧・修理が必要な住宅等の戸数および住居復旧に関わる業者の不足等を考慮した対応を検討する必要がある。また、解体工事を実施するための退去の依頼にあたり、住民に生活再建支援金制度や退去時期、応急仮設住宅や民間賃貸住宅への移動等を説明したが、方針決定までに時間を要したことや、次の住まいがなかなか決まらないこともあり、退去まで時間がかかった。

被害が広域であり、避難先や移転先が決まらない点と、入居者との調整など一筋縄には行かない状況も多々あると考えられるが、住宅課では今回の対応における教訓、課題を取りまとめ、対応策や改善案をなども併せて記録として残しておくことが必要である。

～伝える～ 災害対策本部員（当時）から

土木部長 橋本 潔（当時：同職）

ほうていばんり
鵬程万里 ～ 3.11 東日本大震災を乗り越えて未来へ

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日午後 2 時 46 分、2 月議会も山を越え、県庁 8 階の部屋で書類を片付けていたそのとき、携帯電話の緊急地震情報の発信音がけたたましく鳴ると同時に激しい揺れ、とっさに会議テーブルの下に潜り込んだ。暫くして若干揺れが収まったかに思えた瞬間、今度はさらに大きな地震動が襲ってきて、テーブルの脚をしっかりと握ってその揺れに耐えていたが、書棚が倒れてきてものすごい音を立てて厚いガラスが割れた時には、この世の終わりかと思った。揺れが収まるまで何と長かったことか。何気なくテレビを見ると、名取川左岸筋を黒い水塊が大地を舐め尽くしながら遡上していく光景に、これは想定していた宮城県沖地震ではないと確信した。巨大津波が、破壊の限りを尽くして、尊い命と財産を一瞬のうちに奪い去っていった。呆然とするのみであった。涙が止めどなく流れてきた。と同時に、身体の中に熱いものが湧いてきた。

それから何回となく、岩手、福島両県も含め被災地の移り変わる状況を見て回り、この目に焼き付けてきた。そのたびに、いろいろな発見があり、発想も湧いてきた。災害の実態をつぶさに調査し検証することからしか、復興への道は開けない。職員には、「これは自分の仕事ではないというなかれ」と檄を飛ばし続けた。組織一丸となって、現場第一主義を貫き、被災者と被災地域の想いを真摯に受け止め、復旧・復興に取り組んできた。職員の皆様には本当に献身的にスピーディーに黙々と対応していただき、他都道府県からの支援も含め、感謝の気持ちでいっぱいである。

4 月 1 日に「東日本大震災」と命名されたこの災害は、巨大地震と巨大津波による被害にとどまらず、東京電力福島第一原子力発電所の事故と風評被害が加わった未曾有の複合災害だった。あれから 1 年、土木部においては、土木部業務継続計画（BCP）に基づく情報収集や復旧活動に始まり、道路や港湾等の啓開や救援ルートの確保、震災廃棄物（がれき）の一時処理などへの対応、被災した公共土木施設の緊急復旧や、千年に 1 度と言われる大津波による災害から県土を再構築するため、今次津波の工学的な検証を踏まえた公共土木施設の構造検討と膨大な数の災害査定の実施、高台移転と多重防御を基本とした被災市町の復興まちづくりの支援、膨大な数の応急仮設住宅と復興住宅の建設などに、同時並行的に総力を挙げて取り組んだ。その歩みは、職員自らが綴った「東日本大震災 1 年の記録 ～みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み～」として記録している。記録しなければ記憶として残らない。これからも風化しないように記録し、語り続けていかなければならない。

復興までの道のりは長く険しいものとなるであろうが、「鵬程万里」、今は何もかも失われてしまった大地に新しい種を撒き、東日本大震災を乗り越えて、これからを生きる子どもたちのために、未来に夢のある宮城を共に創っていきたい。これから幾多の困難が待ち構えていようとも、「元氣」、「勇氣」、「根氣」で、復旧・再生・発展～美しいふるさと宮城の復興に向けて～皆でがんばるっちゃ！

26 県発注工事等における特例措置

(1) 「特別簡易型」総合評価落札方式の導入等

出納局契約課では、震災により甚大な被害を被った本県の早期復興のため、本格化する復旧・復興工事の発注に備え、県発注工事等の入札及び契約手続き等に関して、施工計画等の提案を省略するとともに、被災者の雇用や施工地により近い地元企業を優先評価する「特別簡易型」総合評価落札方式の導入や、前金払の割合引き上げなどをはじめとする特例措置を国の災害査定が始まった直後の平成23年6月1日（一部5月13日）から講じた。

その結果、本県の一般競争入札の大半を占める総合評価落札方式のうち、平成23年度は件数ベースで54.9%、落札金額ベースで44.4%について「特別簡易型」が適用されるとともに、失格判断基準の見直しにより、低入札案件において最低価格者を落札者としなかった割合（排除率）は57.2%となり、平成22年度と比較し6.5ポイント高まった。

ア 手続の簡素化・迅速化

- i 総合評価落札方式について、入札・契約の簡素化と迅速化を図るため、施工計画等の提案を省略した「特別簡易型」を導入し、以下の入札保証金の適用緩和や低入札調査の簡素化と合わせ最大2週間ほど期間の短縮を図った。
- ii 「特別簡易型」の適用対象は、設計額3億円未満の、震災に関連する技術的に簡易な工事であり、発注機関が入札公告で指定した。当初は復旧工事を対象としていたが、後に復興関連工事も対象に加えたほか、平成24年の4月から適用金額を拡大し、設計額5億円未満としている。
- iii 入札・契約の期間短縮を図るため、入札保証金の適用金額を設計額1億円以上から5億円以上へ緩和した。
- iv 入札・契約の迅速化を図るため、調査基準価格を下回った場合の低入札調査を簡素化した。

イ 被災者等の雇用の促進、受注機会の拡大

- i 「特別簡易型」総合評価落札方式については、被災者等の雇用や地元企業の受注を促進するため、被災者等の雇用実績や施工地により近い地元企業に加点評価することとした。その結果、落札した企業の約2割が被災者の雇用実績を有するなど、被災地での雇用促進に一定の効果があつたと考えている。しかし、県内に本社・本店を有する企業のみが入札参加できる案件に適用していたが、入札不調の顕在化に伴い、平成23年11月に、入札に参加できる企業の所在地条件の見直しを行った。
- ii 受注機会の拡大を図るため、同一部所発注の2件の工事間で現場代理人の兼務を可能とした。
- iii 円滑な施工の確保を図るため、前金払割合の引き上げ等を行った。

ウ 低入札対策の徹底

- i より適正な競争環境の形成と品質の確保を図るため、失格判断基準の見直しを行った。
- ii 具体的には、純工事費における判断基準について基準額を、従来はすべての入札参加者の純工事費相当額の平均値としていたが、純工事費相当額の最高額と最低額を除外した値を用いるとともに、入札参加者の純工事費相当額が設計額の純工事額を下回る場合の下限值補正を設計額の70%から90%に引き上げた。

(2) インフレスライド等の運用

国土交通省で、震災において特に被災が大きい三県における賃金等の急激な変動に対応するため、直轄工事を対象にインフレスライドの運用基準を定めたことから、本県においても国に準じて運用基準を定め、平成24年3月2日から運用を開始した。平成24年7月12日現在、インフレスライドの請求による協議は79件、そのうちスライド確定は16件となっている。なお、入札公告時点と契約時では設計単価に差が生じる可能性があることから、より実勢相場に近づけるべく、平成24年8月からは、契約締結直後に締結月の設計単価を適用する変更契約を行うこととした。

(3) 追加特例措置の実施

東日本大震災からの早期復旧・復興のため、平成23年6月1日から入札・契約の特例措置等の対応を講じてきたが、災害復旧工事の発注の本格化に伴い入札不調が増加傾向にあることや、今後、発注量の急増が見込まれることから、円滑な施工確保を図るため、復興JV（ジョイントベンチャー）制度の創設、混合入札・複数等級入札の試行、配置技術者等の要件緩和、「特別簡易型」総合評価落札方式の適用金額の引き上げなどの追加特例措置を平成24年4月1日から講じることとし、3月26日にプレス発表したほか、5月8日と11日に県内3会場で企業向けの説明会を開催した。

(4) 入札不調に対する継続した取り組み

災害復旧工事発注が本格化した平成23年秋口以降、入札不調の発生が顕著化し、平成23年度の発生率は累計で23%となっており、県政の最重要課題である早期復旧・復興において、円滑な施工確保が課題となっていることから、入札結果の動向等を検証しながら、引き続き、関係部局と連携し必要な制度の改善に取り組んでいる。具体的な取組みとして、出納局では県内企業に対して「県の入札・契約制度に関する調査」（平成24年7月下旬～8月上旬）を実施して、入札不調となる原因やその対策等について、建設業界の意向等を把握し、その結果を踏まえ制度改善に取り組んでいる。

県発注工事等における特例措置の検証

◆「特別簡易型」総合評価落札方式の運用により、復旧・復興工事における手続きの簡素化・迅速化や被災者雇用等の促進が図られた一方、県発注工事等の入札不調対策が求められる

＜その他＞

宮城県の復旧・復興工事において、施工計画や技術提案等を省略するとともに、被災者の雇用や地元企業を優先する「特別簡易型」総合評価落札方式の導入などにより、従来に比べて2週間程度の期間が短縮されるとともに、落札業者の約2割が被災者雇用の実績を有するなど、復旧・復興の迅速化と被災者雇用の促進の両面で一定の効果があつた。また、同制度については、その実績を踏まえ、今後本格化する復興工事の発注に備えた制度の改善が図られている。

一方で、平成23年秋口以降、入札不調が増加しており、早期復旧・復興への影響が懸念されることから、契約課としては、透明性、公正性、競争性や工事品質を確保しつつ、より建設企業が入札に参加し易くなる方策を、引き続き関係機関と連携して検討していく必要がある。

27 交通対策

(1) 鉄道の復旧

ア JR

- ・ 津波による線路の流出等により、平成24年3月末現在、次の区間において運転見合わせとなっており、バスによる代行輸送が行われている。
- ・ 国土交通省東北運輸局主催による沿線市町村、東日本旅客鉄道株式会社、県（総合交通対策課）で構成する「復興調整会議」が路線ごとに設置され、鉄道の早期運転再開を図るための調整を行った。

表2-2-27-1 JR運転見合わせ区間（平成24年3月末現在）

路線名	見合わせ区間（()内は県外）	設置日	会議開催日
常磐線	亘理～坂元（～相馬）駅間	平成23年6月2日	平成23年6月2日、8月3日、9月21日、平成24年3月2日、10月12日
仙石線	高城町～陸前小野駅間	平成23年5月23日	平成23年5月23日、7月13日、9月30日、平成24年2月23日、8月9日
石巻線	渡波～女川駅間		
気仙沼線	柳津～気仙沼駅間	平成23年7月19日	平成23年7月19日、11月8日、12月27日、平成24年3月3日、5月7日、12月12日
大船渡線	気仙沼～上鹿折（～盛）駅間	平成23年7月19日	平成23年7月19日、11月30日、平成24年5月24日、11月22日

※仙石線の代行バス運行区間は、松島海岸駅～矢本駅間

- ・ 仙石線においては、3回目の会議（平成23年9月）で内陸への移設を決定した。さらに4回目の会議（平成24年2月）では、平成27年中の全線運転再開を目指すことで合意している。常磐線においては、3回目の会議（平成23年9月）で駅を内陸へ移設することを決定し、ルート案については4回目の会議（平成24年3月）にて合意している。
- ・ その後、平成24年度に入ってから、鉄道の移設に伴う用地取得への協力など早期復旧に関する基本的な事項について、仙石線においては平成24年4月23日に東松島市が、常磐線においては平成24年5月7日に県及び山元町が、それぞれ東日本旅客鉄道株式会社仙台支社と覚書を締結し、早期復旧へ向けて協力して取り組むこととした。
- ・ 気仙沼線においては、5回目の会議（平成24年5月）でBRT（バス高速輸送システム）²⁴による仮復旧を行うことで合意し、平成24年5月21日に陸前階上駅～最知駅間において専用道の工事に着手し、平成24年8月20日から暫定運行を開始した。

²⁴ Bus Rapid Transit の略で、バス専用道路を走行することにより通常の路線バスより速達性・定時性を向上させた交通システム。

イ その他の鉄道

- 阿武隈急行は、平成23年12月1日から通常ダイヤでの運行を再開した。県(総合交通対策課)は、国、福島県、沿線市町とともに災害復旧事業に対する支援を行った。また、東北運輸局主催の「東日本大震災後の阿武隈急行線の利用促進と沿線地域の活性化を検討するためのワーキンググループ」に参画し、国、沿線市町、阿武隈急行株式会社とともに利用促進策の検討を行った。その一環として乗降調査、利用者アンケート、沿線住民へのアンケート調査を阿武隈急行沿線開発推進協議会が実施した。
- 仙台臨海鉄道は、津波により本社社屋、機関車3両、軌道が流失した。県(総合交通対策課)は国とともに災害復旧事業への支援を行い、平成23年11月25日に陸前山王駅~仙台西港駅間、平成24年3月13日に仙台港駅~仙台埠頭駅間の運転を順次再開した。また、平成24年9月7日に仙台港駅~仙台北港駅間で輸送を再開し、全線での運転を再開した。
- 日本貨物鉄道は、仙台貨物ターミナル駅や石巻港駅、貨車及びコンテナ等が被災した。県(総合交通対策課)は国とともに災害復旧事業への支援を行った。この結果、仙台貨物ターミナル駅及び仙台総合鉄道部は早期に復旧したが、石巻港駅は津波による被害が大きかったため、平成24年10月9日の輸送再開となった。

(2) バスの復旧

- 応急仮設住宅の建設に伴い、各市町では住民バスの経路変更や新規路線の追加等により、通院、通学、買い物等の足を確保し、沿岸部の居住制限区域等を除き、ほぼ震災前の水準に近いルートと便数が確保されている。しかしながら、応急仮設住宅の建設に当たり、交通網を考慮して用地を選定することは出来なかったため、大幅な運行ルートの変更を余儀なくされたケースもある。また石巻市や塩竈市では、応急仮設住宅から街中へ直接向かうバス路線も設定された。
- 国及び県(総合交通対策課)では、補助制度の拡充により財政的な支援をしたほか、ルート再編や便数の確保について支援を行った。

(3) 離島航路の復旧

- 離島航路については、被害が他の交通機関と比べても大きかったため、県(総合交通対策課)は東北運輸局と情報交換を行いながら運航正常化に向けて支援を行った。各航路とも徐々に運航便数が増えてきたが、船員の不足や接岸施設が復旧していないために運航が制限されている航路も残っている。
- 離島航路は地域住民にとって唯一の公共交通機関であるため、欠損額が生じる航路(a~c)については国が補助し、残りを県及び市町が補助している。この制度は従来からあるが、震災の影響による観光客の減少や島外への移住等で航路の営業収入が大きく減少していることから、県は離島航路の確保のため、補助制度を拡充し、関係市町に財政的支援を行った。
 - シーパル女川汽船
 - 島民人口の減少や船員の不足から、運航時間が制限されている。
 - 網地島ライン
 - 平成24年2月20日から震災前と同じ14便の運航に戻ったが、船員の不足から暫定ダイヤ

- ヤでの運航となっている。
- c 塩竈市営汽船
 - ・ 平成 24 年 4 月 1 日から震災前のダイヤに復旧したが、航路の一部に土砂が流入し、干潮時には迂回が必要な場合があるため、浚渫工事が行われている。
 - d 大島汽船
 - ・ 旅客船、フェリーとも震災前よりも減便して運航中
 - ・ 松岩港、気仙沼商港（フェリー発着港）は、岸壁等の流失により寄港できず、今後の再開も未定である。

28 商工業・雇用・観光対策

(1) 商工業支援対策

ア 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」による復旧支援

「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」は、甚大な被害を受けた地域において、県が認定する中小企業等グループ（複数の中小企業者等から構成される集団）の復興事業計画について国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」「被災地域の復興」「コミュニティの再生」「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進する事業である（補助率：中小企業の場合、国1/2、県1/4、大企業の場合、国1/3、県1/6）。新産業振興課及び商工経営支援課では、これを平成23年6月の第1次募集に引き続き実施することとした。

この事業において申請ができる中小企業等グループ機能の要件は、以下の5つの区分となっている。なお、a～dは新産業振興課、eは商工経営支援課の所管である。

- a サプライチェーン型
- b 経済・雇用効果大型
- c 地域に重要な企業集積型
- d 水産（食品）加工業型
- e 商店街型

平成23年8月議会において60億円が予算措置されたことから、第2次募集を平成23年9月5日から同年9月22日までの期間で実施した。さらに、同9月議会で1,093億円の予算措置がなされたことから、第3次募集を平成23年10月19日から同年11月8日までの期間で実施した。この結果、平成23年度の合計で、1,192者に対して交付決定し、その総額は約1,196億円となった。

この補助事業の募集に当たって、県のホームページによる周知に加え、地元の商工会、商工会議所、市町村、県の関係機関などを通してさらに周知した。なお、2回目の募集からは、前回不採択であったグループへ個別に募集のお知らせをするよう配慮した。また、地元の商工会等が主催する説明会が各地で開催されたので、担当職員を派遣して質疑応答等の対応を行った。

採択に当たっては、県庁内に設置した評価委員会の意見等を参考に評価を行った。

採択状況は下表のとおりであった。

なお、補助を要望する事業者が多数にのぼっていることから、平成24年度においても、事業を継続していくこととしている。

表 2-2-28-1 平成 23 年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の応募状況及び交付決定状況

単位：億円

募集区分	応募状況			交付決定			
	件数	事業に要する 経費	補助金	件数	事業者数	事業に要する 経費	補助金
第 1 次募集分	217	1,877	1,250	14	141	212	134
第 2 次募集分	146	1,116	802	16	175	86	58
第 3 次募集分	164	3,266	1,979	35	876	1,446	1,004
平成 23 年度計	527	6,259	4,031	65	1,192	1,744	1,196

第 1 次募集 [募集 H23/ 6/13 ~ 6/24 交付決定 : H23/ 8/ 5, H23/12/27]

第 2 次募集 [募集 H23/ 9/ 5 ~ 9/22 交付決定 : H23/11/ 8]

第 3 次募集 [募集 H23/10/19 ~ 11/ 8 交付決定 : H23/12/27, H24/ 3/21]

募集に当たっては、補助金の申請等の経験がない事業者も多く、事業の内容に関する問い合わせも含め、相談件数は多数にのぼった。

なお、採択以降もグループごとに個別の担当者を割り当て、事業が終了して確認検査を行うまで、事業者からの問い合わせなどに対応する体制をとった。

イ 「中小企業施設設備復旧支援事業」による復旧支援

「中小企業施設設備復旧支援事業」は、中小製造業者が行う生産施設及び生産設備の復旧を県単独事業として支援するものである。グループではなく個別に申請を行うものであり、補助率は 1 / 2 以内、補助限度額は上限 2 千万円、下限 100 万円となっている。

新産業振興課では、この事業について平成 23 年 8 月議会において 30 億円が予算措置されたことから、第 1 次募集を平成 23 年 9 月 28 日から 10 月 12 日までの期間で実施した。また、同 11 月議会において 20 億円が予算措置されたことから、2 次募集を平成 24 年 1 月 10 日から 1 月 27 日までの期間で実施した。この結果、平成 23 年度の合計で 513 者を採択し、交付決定の総額は約 45 億円となった。

申請書類の作成の経験がない事業者も想定されたので、採択されるかどうか分からない状況において事業者には過大な負担をかけないようにするため、まず要望書という形式で必要最低限の書類により申請を受け付け、審査の結果をもとに、採択相当とされた事業者の内示し、その後に、交付申請のための書類を受け付けることとした。

交付申請書類の作成の前には、地区ごとに県主催の説明会を開き、内示のあった事業者に対して記入方法や事業実施に当たって注意すべき点等を周知した。また採択された事業者ごとに担当者を割り当て、申請から確認検査まで、事業者からの問い合わせなどに対応する体制をとった。

ウ 「商店復旧支援事業」及び「商業活動再開支援事業」による復旧支援

商工経営支援課では、8 月議会において予算措置された、建物等の原状復旧を目的とした「商店復旧支援事業」及び、原状復旧が困難な場合に別の方法での事業再開を支援する「商業活動再開支援事業」については、平成 23 年 9 月 28 日から同年 10 月 12 日までの期間、本庁及び各地方振興事務所において募集を行ったところ、予算額 (8.4 億円) の 4 倍近い 1,267 件 31.4 億円の申請があり、

補助率（補助要綱上1/2以内）を25%～35%に下げたもの、交付決定者は申請者全体の45%、564件に留まった。この結果を受け、11月議会において20億円の増額補正予算を確保し、平成24年1月10日から同年1月27日までの期間、第2次募集を実施した。その際、予算の都合により第1次募集で交付決定できなかった事業者には、自動的に第2次募集申請に組み込むよう配慮した。

最終的には、第1次募集、第2次募集を合わせて1,778件42.9億円の申請があり、そのうち補助要件を満たすものは1,478件であった。補助要綱に定める補助率1/2、補助上限額300万円として交付決定した場合には、予算超過によりすべての事業者に交付することができないことから、対応を検討した結果、被災程度により差を設け、全壊の事業者については補助率45%、上限270万円、大規模半壊の事業者については補助率35%、上限210万円として、1,478件すべてに交付決定することとした。苦渋の選択ではあるが、より多くの事業者をより早く支援することが重要と判断したものである。

なお、第2次募集においては対象業種の一部拡大も行った。対象業種は、第1次募集時は卸売業、小売業、飲食業、運輸業及び一部の生活関連サービス業としていたが、他のサービス業従事者からの要望を踏まえ、第2次募集では建設、医療、福祉を除くほとんどのサービス業を対象とした。

エ 県内商工会、商工会議所会員の営業状況調査

商工経営支援課では、県内33商工会、6商工会議所に依頼し、38,786会員（平成23年3月10日時点）を対象に平成23年11月30日現在の被災及び復旧状況について面会、電話等による調査を行った。

調査の結果、建物に被害のあった「被災会員」は12,493件（32.2%）であり、このうち営業を再開しているのは10,296件（82.4%）、うち建物の修復を終えたものが6,749件（54.0%）と被災会員の半数以上が復旧していることがわかった。

地域別には、内陸部の被災会員の営業継続が96.5%であるのに対し、沿岸部では77.1%に止まるなど、津波の甚大な被害による、市町の高台移転等の復興計画の策定の進捗等が、具体の再建計画に影響するといった復興の地域間格差を生んでいる可能性が考えられる。

また、平成24年3月末実現時点においても追跡調査を実施しており、今後は年間隔で継続的に調査を実施していく予定である。

オ 商工会、商工会議所への復旧支援

商工経営支援課では、商工会等の相談・指導機能を回復させて、被災した商工業者の早期事業再開、事業継続を促進することを目的とした、商工会館施設等の復旧に要する経費を補助する制度が国において創設（補助率1/2、上限無し）されたことから、県独自の追加支援事業「被災商工会等施設等復旧支援事業」（補助率1/4、上限1千万円）を創設することとした。また、同事業において国の補助対象外となる会館の附帯施設及び外構等についても復旧を支援（補助率1/2、上限500万円）することとし、平成23年9月議会において67,696千円が予算措置された。

※交付決定：22商工会2商工会議所、21,451千円（実績額：21,298千円）

また、商工会館が復旧するまでの間、相談・指導機能を維持するため賃借した仮設事務所、OA機器及び什器等の購入経費を補助する「被災商工会等機能維持支援事業」（補助率1/2、上限500万円/年）を県独自事業として創設し、平成23年9月議会において6千万円が予算措置された。

※交付決定：7 商工会，4,403 千円（実績額：4,131, 千円）

なお、これら2つの制度による復旧支援の問題点としては、土地の嵩上げが必要な沿岸部では、町によるゾーニングの策定が遅れており、被害が大きかったところほど商工会館の復旧に着手出来ない（申請自体ができない）点があげられる。そのため、平成24年度以降も両補助制度を継続する必要があるが、平成23年度中に申請できなかった商工会等が数年後に申請することを想定すると、補助制度の縮小や財源が乏しくなってしまう等の事態も予想される。このような事態に対して、いかに対応するかが今後の課題である。

カ 中小企業組合等の復旧支援補助金の創設

県内事業協同組合等の早期の事業再開を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律²⁵により、事業協同組合等の共同施設等の復旧に要する経費を補助する「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金」（補助率3/4，上限無し）が制定された。県（商工経営支援課）では、制定に当たり、阪神・淡路大震災及び中越大震災での同様の事業を参考に補助対象の拡大を国に求めたところ、補助対象施設にショベルローダー、フォークリフト等の特殊車両が加えられた。

予算の算定に当たっては、震災当初に把握した県内中小企業組合の被害総額（概算）を復旧事業費と見なし、阪神・淡路大震災での当初復旧事業費見込額と実際の補助対象事業費との比率（0.47）から補助金額を算出し、これに基づき5月議会において8億7千万円が予算措置された。

※交付決定：15 事業者，371,169 千円

事業協同組合等の中には、申請要件がより柔軟で補助率が同じ3/4である「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を選択するものもあり、実際の申請が当初見込みより減少した理由の一つとなった。

また、上記国補助事業の対象外とされた企業組合等を含む各組合の共同施設等（組合会館・事務所等）の復旧経費を補助する「被災中小企業組合等共同施設等復旧支援事業」（補助率1/2，上限2,000万円，下限50万円）を県独自事業として創設し、9月議会において4億円が予算措置された。

※交付決定：22 事業者，153,198 千円

土地の嵩上げが必要な沿岸部では、町によるゾーニングの策定が遅れており、共同施設の復旧にまだまだ着手出来ないこと、補助対象組合のなかには「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」に申請している組合もあるが、競争率が高く採択が不確実であること等の理由により、平成24年度以降も両補助制度を継続する必要がある。

キ 中小企業基盤整備機構が実施する「仮施設整備・貸与事業」実施への支援

独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する仮施設（店舗・事務所・工場等）については、平成24年3月末日現在で85か所620区画が完成し、各市町村から事業者へ貸与された。

ク 商店街復興サポーターの配置

平成23年7月1日から県内4地域の商工会、商工会議所に配置した商店街復興サポーターにつ

²⁵ 災害のうち、その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与えたものに対して、地方公共団体（都道府県・市町村）及び被災者に対する復興支援のために国が通常を超える特別の財政援助または助成を行う事を目的とした法律。

いては、引き続きパトロールや復興イベントの支援等を行い、被災商店街の復旧・復興に寄与した。

ケ 利子補給制度の創設

災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）及びみやぎ中小企業復興特別資金の利用者に対して、金利負担の軽減を図るため、借入日から3年間、融資額3,000万円部分までを無利子とする利子補給を実施することとした。平成23年10月から金融機関において申請の受付を開始し、平成23年4月以降に支払った利子についても遡って補給対象とした。第1回目の補給は、平成23年4月～12月分までの支払利子に対して行い、3,172件、2億1,226万円の実績があった。

コ 二重債務問題への対応

二重債務問題に関するワンストップ相談窓口として、平成23年11月16日に業務を開始した宮城県産業復興相談センターでは、平成24年3月末までに、422社から延べ1,206件の相談を受け付けた。平成23年12月27日には県、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県内10の金融機関の出資で宮城産業復興機構が設立されており、平成24年3月2日には同機構による初の債権買取案件が決定した（5件）。さらに、平成24年3月5日には、債権買取等を行う株式会社東日本大震災事業者再生支援機構も業務を開始し、被災事業者に対する支援策が充実することとなった。

サ 自動車関連企業への支援

自動車産業振興室では、平成24年1月11日、宮城県庁においてトヨタ関係各社、県内市町村（石巻市ほか13市町村）及び県による「みやぎ復興元年セレモニー」～自動車が復興をけん引する～を開催した。

トヨタ関係各社からは、震災後多くの救援物資や義援金、車両の提供などをいただくとともに、東北地方を国内生産第3の拠点と位置付け、地域と一体となったモノづくりを進めることを発表するなど、被災地にとって勇気づけられる取組を続けている。

このセレモニーにおいて、トヨタ関係各社に対する謝意を表するとともに、自動車産業が地域経済をけん引するとの決意を示した。

シ 各地方振興事務所の対応

地方振興事務所	主な取組内容
大河原地方振興事務所 地方振興部	<p><企業訪問></p> <p>東日本大震災からの早期の復旧・復興及び富県宮城の実現の加速化を目指し、県や市町の「行政」と、商工会・商工会議所の「経済団体」がこれまで以上に連携協力し、三者合同のワンストップ的な態勢により実施することとした。また、震災による被害状況を確認しながら復旧・復興に向けた支援策を説明するなど、平成23年9月1日以降、32件の訪問を行った。</p> <p><復旧支援事業の周知・申請支援></p> <p>東日本大震災により甚大な被害を受けた中小企業者の施設設備の復旧・確保に要する経費の一部を補助し、事業の再開と地域の総合的な復旧・復興を図ることを目的とした、中小企業施設設備復旧支援事業費補助金及び商店復旧支援補助金・商業活動再開支援補助金に係る相談と申請の受付を行った。当管内、管外合わせて107件の申請を受け付け、管内商工業者30件の申請が採択された。</p>

	<p><企業連絡組織及び異業種交流組織の運営支援></p> <p>仙南地域及び亙理郡に所在する中小企業の経営・労務改善に係る相互の情報交換と連携強化を目的として組織された仙南地域企業振興連絡協議会の事務局として、平成24年2月に産業経済セミナーを開催した。</p> <p>・題目「『復興元年』仙南がその起爆剤になる！（なれるか？）」</p> <p>講師 公益財団法人みやぎ産業振興機構 参与兼プロジェクトマネージャー 白幡洋一氏</p>
<p>仙台地方振興事務所 地方振興部</p>	<p><農商工連携></p> <p>農商工連携による地域商業の復興を図るため、生産者と実需者とのマッチングの支援を行った。一例として、山元町で生産された完熟イチジクを使った株式会社メゾンカイザー仙台によるフランスパンの開発があげられる。このパンの売上は、すべて山元町の義援金に充てられた。この他、震災の福島第一原発事故による風評被害にあったキノコ類を駄弁の素材として活用したり、玄米麺の材料に大衡村産の玄米を利用するといった取り組みを進めた。</p> <p><みやぎ産業振興機構との合同移動相談会の開催></p> <p>震災の被災企業に対する復興支援を目的として、みやぎ産業振興機構と合同で移動相談会を開催した。</p> <p>社会保険労務士及び中小企業診断士または税理士と、当所職員で企業と面談し、復興に関する各種相談（金融、労働、事業関連等）を行った。</p> <p>（平成23年10月26日：松島町，平成23年12月1日：亙理町，平成24年3月8日：岩沼市，累計9企業の相談を受付。）</p>
<p>北部地方振興事務所 地方振興部</p>	<p><企業訪問></p> <p>東日本大震災からのいち早い復旧・復興のため、当所職員による個別企業訪問を実施し、震災による被害状況の確認と、中小企業施設設備復旧支援事業などの復旧に向けた各種支援制度の説明を行った。</p> <p>（平成23年9月以降：大崎管内45企業）</p> <p><復旧支援事業の周知・申請支援></p> <p>東日本大震災により甚大な被害を受けた中小企業者の施設設備の復旧・確保に要する経費の一部を補助し、事業の再開と地域の総合的な復旧・復興を図ることを目的とした、中小企業施設設備復旧支援事業費補助金及び商店復旧支援補助金・商業活動再開支援補助金に係る相談と申請の受付を行った。当管内、管外合わせて124件の申請を受け付け、管内商工業者86件の申請が採択された。</p> <p>また、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業では中核企業等関連事業者及び中心商店街への周知を図り、早期の活用促進がなされた。</p> <p><被災事業者の復興支援と地域経済復興支援></p> <p>緊急雇用創出事業（震災対応事業）を活用して、小規模事業者の経営動向や復興に向けた課題等の調査・分析、復興に向けたイベント等の開催により、被</p>

	<p>災事業者の復興支援と地域経済再生の一助とした（「管内小規模事業者等動向調査等事業」）。</p> <p><復興計画作成支援と産業復興関連事業の開催支援></p> <p>管内市町の復興計画等の策定に参画するとともに、おおさき産業フェア2011等開催事業への会場提供や運営を支援した。</p>
<p>北部地方振興事務所 栗原地域事務所 地方振興部</p>	<p><復旧支援事業の周知・申請支援></p> <p>中小企業者向け復旧等支援制度・関連情報等をホームページ等で周知するほか、被害のあった事業者を直接訪問して状況把握・情報提供を行った。また、電話等による個別の情報提供も行い、制度活用の促進を図るとともに、事務処理に不慣れな事業者に対しては、申請方法の助言等も行った。</p> <p><食関連事業者への支援></p> <p>農商工等連携、六次産業化による加工品を中心に、食関連事業者の復興支援、福島第一原発事故による風評の払拭等を目的に、宮城県北「食の見本市」（平成23年10月25日）を開催し、販路開拓・拡大とともに、生産者と実需者との相互理解、情報交換の場を提供した。</p>
<p>東部地方振興事務所 登米地域事務所 地方振興部</p>	<p><復旧等支援事業の周知・申請支援></p> <p>東日本大震災により甚大な被害を受けた中小企業者等の県内における事業の再開を支援し、地域の総合的な復旧・復興を図るため、復興基金を活用した復旧等支援事業の募集に当たっては、事前に管内の中小企業者、商店主、観光事業者を対象とした事業説明会を開催し、周知の徹底を図るとともに、交付申請の受付に当たっては、申請書類の作成指導及び助言を行った（平成23年9月20日開催。）。</p>
<p>東部地方振興事務所 地方振興部</p>	<p><企業訪問></p> <p>管内商工業事業者の被害状況の把握や、国・県等による被災事業者への支援施策の周知と活用を誘導するため関係団体と連携し企業訪問を実施した。</p> <p><復旧等支援事業の周知・申請支援></p> <p>震災により被災した商工業事業者の事業再開を支援するため県が実施した震災復興基金事業に係る補助事業に関して、事業の内容や申請手続き等に関する相談・助言を目的とする窓口を設置した。また管内商工団体にも赴き、震災復興基金事業やグループ補助金等の制度に関して助言等を行った。</p> <p>※設置窓口の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置期間 1次募集：平成23年9月28日～平成23年10月12日 2次募集：平成24年1月10日～平成24年1月27日 ・ 申請受付件数 1次募集：603件、2次募集：254件 <p>（被災事業者支援個別相談会の開催）</p> <p>被災企業・被災した商工業事業者を対象に、事業再建計画の策定、資金調達、人材の確保、販路確保・拡大等事業再開に必要な情報を一括して提供、助言す</p>

	<p>るため関係機関が一堂に会した相談窓口を開設し、課題解決に向け支援した。</p> <p>○開催日：平成24年3月16日（金）</p> <p>○場 所：石巻専修大学</p> <p>・個別相談会</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構東北支部：事業再建計画・資金繰り・生産設備の修理アドバイス等</p> <p>公益財団法人みやぎ産業振興機構：販路拡大・設備資金の貸し付け等</p> <p>ハローワーク石巻：求人求職・雇用支援施策等</p> <p>県東部地方振興事務所：補助事業等国・県が実施している施策等</p> <p>ブース数 8</p> <p>参加者 25 事業者</p> <p>※同時に、支援制度説明会を開催</p>
<p>気仙沼地方振興事務所 地方振興部</p>	<p><企業訪問></p> <p>企業訪問活動をとおり、企業の被害状況や復旧状況について情報収集するとともに、各種産業政策の紹介等を行い、早期復旧に向けた経営上の問題の解決、復旧に向けた設備投資の促進を図った。</p> <p><中小企業の経営相談等></p> <p>被災した企業を支援するため、公益財団法人みやぎ産業振興機構と協力し、相談会を開催し企業が抱える経営上の課題解決に努めた。</p> <p><復旧等支援事業の周知・申請支援></p> <p>東日本大震災により被災した商工・観光業者の早期再生を支援するために実施する「中小企業施設設備復旧支援事業」「商店復旧支援補助金」「商業活動再開支援補助金」「観光施設再生支援事業」補助金の申請指導を行った。</p>

商工業支援対策の検証

◆各種補助事業は県内企業の復旧・復興への大きな足がかりとなった、今後も引き続き本格的な復興へ向けた支援が必要である

＜その他＞

「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」「中小企業施設設備復旧支援事業」は、県内民間企業等が復旧・復興を進める上で大きな支援となった。今後の地域経済の本格的な復興のため、新産業振興課では、これらの事業の進捗状況を的確に見極め、その時点での問題や課題を洗い出し、行政として行うべき対策を適時実施する必要がある。そのためには、本庁及び地方振興事務所が連携し、実際に補助事業を受けた企業に計画的に足を運び進捗状況を把握し、適時支援を行うことのできる体制を整備する必要がある。

◆震災後の県内商工業者の営業状況について定期的な調査を行うことで、商工業者の被災・復旧に関する貴重な基礎データが得られた

＜情報＞＜その他＞

県内商工会及び商工会議所の会員に対し、商工経営支援課による被災及び復旧状況等の定期的な調査が実施されており、大規模災害後の時系列に沿った影響等を把握する上で貴重な資料となっている。このような調査結果については、今後の宮城県における復旧・復興における貴重な資料となるだけでなく、他自治体の復旧・復興計画を策定する上でも有効な基礎資料となる。また、同調査に加えて、県で実施している支援事業等に関する実態や進捗状況に関する調査を行い、復旧・復興状況との関係についても分析・検証することで、今後の災害時の商工業者に対する有効な支援のあり方について検討を行うことが望まれる。

◆被災した事業者支援のため企業訪問、復旧支援事業の周知・申請支援など対応した

＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

地方振興事務所が被災事業者への支援施策の周知と活用を誘導するために関係団体と連携し企業訪問を実施したことや、中小企業者向け復旧等支援制度・関連情報等をホームページ等で周知するほか、被災した事業者を直接訪問して状況把握・情報提供を行ったことは、情報提供だけに留まらない商工業支援として評価できる。

特に制度利用の際の事務処理に不慣れな事業者に対しては、申請方法の助言等も行ったことは有効であったと考えられ、今回の対応を踏まえた災害発生時における商工業支援計画の策定を期待したい。

◆地元企業との地域連携の関係を構築していたことで、円滑な支援が行えた

＜県庁外部との調整＞

企業によるものづくりに関する協議会の事務局を地方振興事務所が担い、県と企業が「顔の見える関係」を構築していたことが、震災後の復旧の取組みにおいても、地元企業に関する情報収集や企業間連携に関するアドバイス等の様々な場面で役に立った。大規模震災時には、単独の企業・団体による対応には限界があることから、企業間及び企業と行政機関の地域連携による「共助」の取組みが重

要となる。そのためには平常時からの県と地域の企業とのパイプ作りが重要である。今後は、県、市町村及び地域の企業による地域連携の関係構築の取組みを広げることが望ましい。

(2) 雇用対策

ア 採用内定取消者に対する県立高等技術専門校の追加募集

産業人材対策課では、上記の追加募集を実施した。これは、震災に伴う特例措置のため、平成23年度限りで終了した。

イ 県立高等技術専門校入学金等の免除

平成23年度分の入学者選抜手数料免除は38人であった。また、産業人材対策課では、震災により被災した県立高等技術専門校の入学者選考出願者及び入学予定者の経済的負担の軽減を図るため、平成24年度分の入学者選抜手数料及び入学金についても引き続き免除を実施することとし、平成23年12月28日付けで職業能力開発校条例を改正した。

ウ 震災復旧に必要な人材育成のための特別訓練コース（建設重機操作科）の創設

エ 震災復旧に必要な人材育成のための特別訓練コース（玉掛け・小型移動式クレーン運転科）の創設

オ 緊急的な雇用の維持・確保と生活支援

雇用対策課では、震災により、沿岸部では中小企業を中心に、工場の操業停止や事業縮小に追い込まれる事業者が多数に上り、従業員の解雇、休業や新規学卒者の採用内定取消し等の雇用問題や、被災した漁業者や農業者等の生活再建などの問題が深刻化しており、被災した企業に対して雇用を維持するための支援を行うとともに、被災した漁業者や農業者等を復興事業等で積極的に雇用するなど、緊急重点事項として、被災者の雇用・生活資金の確保に取り組んだ。

a 「宮城県雇用維持奨励金」支給等による雇用の維持

「雇用調整助成金」の支給割合の拡充については、平成23年6月24日、同年8月4日、同年9月9日にも国に対し要望したが実現せず、また、震災から6か月が経過した時点でも、全面的な事業再開に至っていない企業が多数に上り、長期間に及ぶ雇用調整は企業にとって大きな負担になることから、県において、国の助成金に上乘せして、事業主負担の一部を助成する「宮城県雇用維持奨励金」を平成23年9月21日に創設し、被災者の失業の予防と被災企業の事業再開に向けた雇用維持を支援した。

なお、被災企業の事業再開の状況から、支給対象となる雇用調整の実施期間を平成25年3月31日までに延長した。

【平成23年度支給実績】

交付決定件数 3,119 件（852 社） 交付決定支給額 252,186,505 円

【宮城県雇用維持奨励金の概要】

i 支給対象事業主（次のすべてに該当する事業主）

- ・ 大震災発生時、宮城県内に雇用保険適用事業所を有し、当該事業所において震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされたこと。
- ・ 平成23年8月1日から平成25年3月31日までの間に、雇用維持のために雇用調整(休業、

教育訓練又は出向)を適正に実施したこと。

- ・ 当該雇用調整について、国から雇用調整助成金等の支給を受けたこと。

ii 奨励金の額

雇用調整のために要した費用の1/10(大企業は1/9)。ただし、休業及び教育訓練については、1人1日1,000円、出向については、1人1支給対象期(6か月)132,000円が上限。

b 基金を活用した雇用機会の創出

震災に伴う離職者等の当面の生活安定を図るための「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用した緊急的な追加の雇用機会の創出については、平成23年4月に国の要件緩和が、同年5月に国の第1次補正予算の成立に伴う145億円の交付が行われていたところである。

しかし、雇用保険の失業給付の個別延長給付の特例措置に係る延長期間が平成23年9月30日に迫っていたことから、県の平成23年9月補正予算では、国の第1次補正予算の予算計上残額と平成22年度事業の執行残額を合わせた35.5億円の予算計上を行い、さらに2,500人以上の雇用創出を行うこととし、この時点で合計13,500人以上の緊急雇用の創出を行うこととした。

(なお、雇用保険の失業給付については、その後、平成23年9月27日付けで厚生労働省から平成23年10月1日以降最長で平成24年9月30日まで延長されることが公表されている。)

平成23年11月21日には、国の第3次補正予算が成立し、被災者の当面の雇用の場を確保するための震災対応事業について、円高対策を含めた震災等緊急雇用対応事業として拡充された。

また、被災地の本格的な復興の支援に万全を期すため、産業政策と一体となって雇用面から安定的な雇用を創出(事業主へ補助)する事業復興型雇用創出事業と高齢者から若年者への技能伝承や女性・障害者の方などを積極的に活かした安定的な雇用モデルを創出する生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業が創設された。

本県には、震災等緊急雇用対応事業分として250億円、事業復興型雇用創出事業分として466億円、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業分として84億円の合計800億円が交付された。

これを受け、震災等緊急雇用対応事業と生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業については、直ちに平成24年度当初予算の計上に向けた県庁内各課及び市町村との調整を行った。

また、産業政策と一体となって、期間の定めのない雇用を行った事業主に対し、雇い入れ者一人当たり3年間で最大225万円を助成する事業復興型雇用創出事業については、年度内の事業開始と2,100人分の雇用創出を助成するため、県の11月補正予算に計上し、国などの関係機関と調整を行い、平成24年2月13日から申請受付を開始した。

なお、事業復興型雇用創出事業は、震災発生後から平成23年11月20日までの間に雇い入れた者が助成対象となっておらず、助成対象に加えるよう多くの要望が寄せられていることから、平成24年2月18日に開催された「国と宮城県との意見交換会(第1回)」において、知事から平野復興大臣(当時)に対して国の制度要件を改善し、対象に加えるよう要望している。

<平成23年度雇用創出実績>

- ・ 緊急雇用創出事業(事業復興型を除く。) 13,599人
- ・ 事業復興型雇用創出事業 78事業所 203人

図2-2-28-1

震災等緊急雇用対応事業の概要（拡充）

趣 旨

- 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難していることから、重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、新たに震災対応事業を創設したが、依然として被災者が全国各地に避難する状況が続くとともに、被災地での雇用の復興には、なお時間を要する。一方、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に影響を及ぼしている。また、現下の円高が長期化した場合には、さらに影響を及ぼすこととなる。
- このため、重点分野雇用創造事業により実施する「震災対応事業」について、基金を積み増すとともに事業実施期間を延長して「震災等緊急雇用対応事業」として拡充して実施し、円高の影響による失業者を含め、震災等による被災求職者に対して、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

- ◆ 拡充の概要
 - 基金の積増し：2,000億円 ⇒ 宮城県250億円
 - 事業実施期間の延長：24年度末まで（1年間延長）
（平成24年度末までに事業開始（平成25年度末まで））
 - 実施可能地域を拡大：被災県から全国（円高の影響による失業者への対応等）
- ◆ 事業概要
 - 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
 - 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。
- ◆ 対象者
 - 震災等の影響による失業者。ただし、被災求職者（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県）の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者）を優先的に雇用する。
- ◆ 実施要件
 - 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
 - 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

《事業スキーム》

図2-2-28-2

事業復興型雇用創出事業の概要（創設）

趣 旨

【事業の規模】 1,510億円の内数 ⇒ 宮城県550億円の内数466億円

- 被災地で安定的な雇用を創出するため、将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所で、被災者を雇用する場合に、産業施策と一体となった雇用面での支援（雇入れに係る費用（職業訓練・雇用管理等を含む。）として助成）を行う。

事業の概要

【実施可能地域】 被災県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）

【実施主体】 原則として都道府県

【事業実施期間】 平成27年度末まで（平成24年度末までに事業開始した場合に3年間支援）

【対象事業所】 被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所であって、以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所（①の事業を優先的に採用）

- ① 国や地方自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とするもの。）の対象となっている事業
- ② ①以外の事業で、「産業政策と一体となった雇用支援」と自治体が認める事業

※ 対象事業所は、H23.3.11～H25.3.31に①又は②の支援決定を受けていること。

【対象者】 被災求職者（被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者）であって、この制度創設後に雇用された者（注）再雇用者も対象（再雇用者の割合が雇入れ数の8割など一定の要件有り）

【雇用形態】 期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用で契約の更新が可能なもの（注）短時間労働者（雇用保険の一般被保険者（週20時間以上）も対象。 ※ H23.11.21以降に雇入れた方が対象）

【助成内容】 以下の要件の下、国が示す目安を参考にしつつ、自治体が独自に設定

<国要件>

- ・1事業所につき1億円を上限
- ・支給額は段階的に減らす仕組みとする
- ・②の場合、再雇用者の助成額は減額する

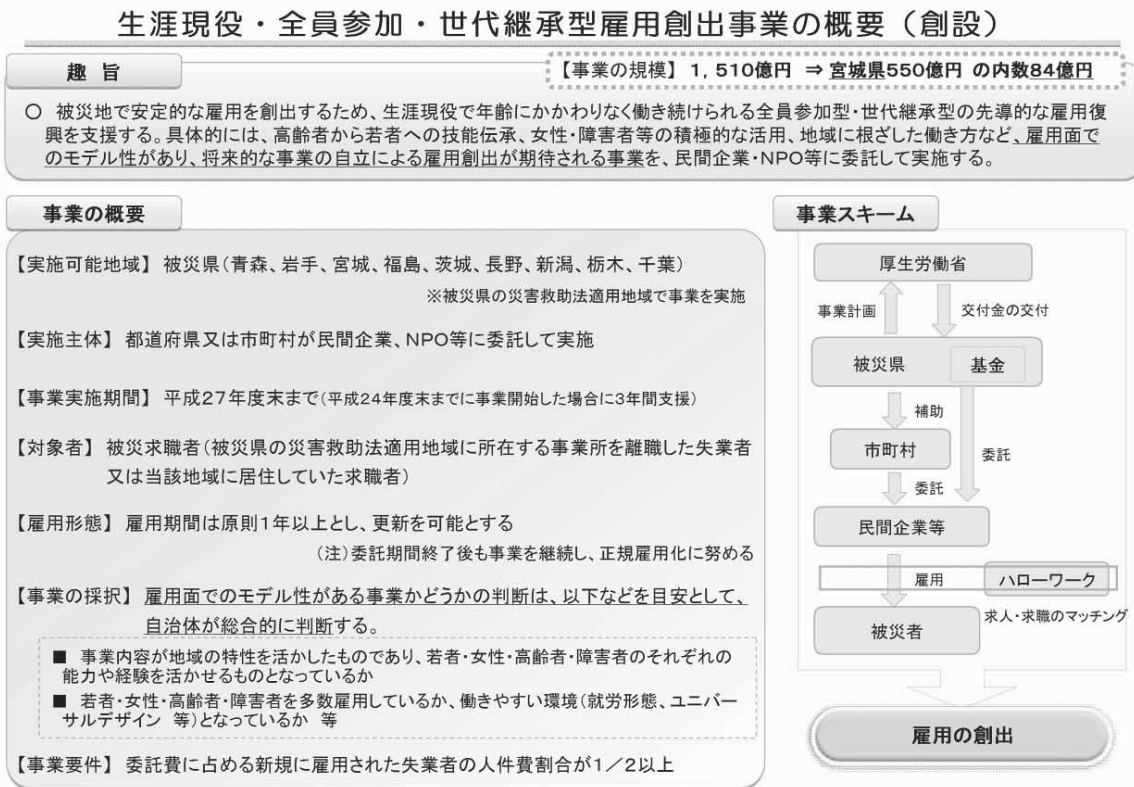
<自治体（宮城県）の設定>

- ・1人当たりの助成額225万円（3年間分）
- （1年目：120万円、2年目：70万円、3年目：35万円）
- ※ 短時間労働者110万円、②の場合の再雇用者180万円（3年間分）

事業スキーム

- 325 -

図2-2-28-3



c 「勤労者地震災害特別融資制度」の創設による被災者支援

従来から、県内中小企業に働く労働者が必要とする生活資金を東北労働金庫と連携して融資していたが、今回の震災により被災した勤労者に対して、より低利の特別融資制度を設けた。

新聞や県政だより、ラジオ、データ放送などを活用しながら積極的な広報活動を行った。また、各市町村へ広報チラシを送付し、広報誌等での周知を依頼した。

この制度は緊急融資であるため平成23年9月30日までの予定であったが、9月まででは対応が間に合わないという問い合わせが多かったため、平成24年3月31日まで延長した。

平成23年9月から平成24年3月までの融資実績は、118件167,750千円となり、確定の融資実績は、211件282,550千円となった。

d 雇用保険失業給付の拡充

雇用保険失業給付については、国の平成23年度第1次補正予算により、給付期間が最大120日延長され、さらに、第3次補正予算により、最大210日まで延長された。

カ 被災者等や新規学卒者の就職支援

雇用対策課では、県内の雇用情勢が沿岸部を中心に厳しい状況が続いているため、被災者等や新規学卒者の雇用確保のための要請や合同就職面接会を引き続き開催するなどにより、被災者、若年者及び新規学卒者等の就職促進を行った。

a 「被災者雇用開発助成金」制度等による被災者等の就職支援

国において平成23年度第1次補正予算により、創設された「被災者雇用開発助成金」制度をか活用し、県では、宮城労働局等関係機関と連携し、当該助成金制度を活用し、求人の確保によ

る被災者等の再就職支援に取り組んだ。

なお、現行の助成金制度では、震災により離職せずに継続して6か月以上雇用された後（平成23年9月12日以降）に離職すると「安定した職業に就いた」とみなされ、要件を満たさないとして当該助成金の対象としていない。被災地域の雇用の改善を目的としている当該助成金の趣旨から判断すると、離職の時期や失業期間の長短等により、対象労働者に違いが生じることは、不合理で不公平であると思われることから、国に対し要件緩和を要望している。

b 平成24年3月卒業予定の新規学卒者、既卒未就職者に対する採用枠の確保及び被災者の雇用の場の確保に関する経済団体への要請実施

新規学卒者及び震災により既卒未就職者となった方の就職状況が厳しいと懸念されたため、平成23年11月22日に宮城県、宮城県教育委員会、宮城労働局、仙台市及び仙台市教育委員会の5者が県内主要経済5団体に対し、新規学卒者及び既卒未就職者の採用枠の確保と併せて採用面接時の服装などの被災者及び新規学卒者の求職活動に対する柔軟な対応を行うよう要請を行った。併せて、被災者の雇用の場の確保についても同様の要請を行った。

c 合同就職面接会の開催

被災者等及び新規学卒者の就職を支援するため、参加者向け送迎バスの運行や臨床心理士による「こころの相談」を実施するなど、被災地域に配慮した合同就職面接会を開催した。

被災者等の就職面接会については、平成24年2月に3会場で開催し、結果は以下のとおりである。

- ・ 2月7日：仙台市、参加企業118社、参加求職者344人、こころの相談利用者6人
- ・ 2月17日：石巻市、参加企業38社、参加求職者71人、こころの相談利用者1人
- ・ 2月28日：気仙沼、参加企業32社、参加求職者232人、こころの相談利用者1人

新規高卒者を対象とした就職面接会については、県内企業の求人が少ないことが予想されたことから、県外企業対象の就職面接会を開催したほか、秋期と冬期に各3会場で開催した。

また、新規大卒者等を対象とした就職面接会については平成23年、10月に仙台で開催した。

さらに、新規学校卒業者を対象として就職面接会を平成24年2月に追加開催した。

なお、開催に当たっては、県内企業の参加が少ないことが予想されたことから、震災対応として県外企業の参加も認めた。開催結果は以下のとおりである。

【高校卒業予定者】

（県外企業対象）

- ・ 平成23年10月14日：仙台市、参加企業133社、参加生徒692人（県内生徒376人）

（秋期）

- ・ 平成23年10月26日：石巻市、参加企業33社、参加生徒119人
- ・ 平成23年10月28日：大崎市、参加企業44社、参加生徒191人
- ・ 平成23年11月2日：仙台市、参加企業117社、参加生徒823人

（冬期）

- ・ 平成24年1月26日：石巻市、参加企業23社、参加生徒37人
- ・ 平成24年2月1日：大崎市、参加企業26社、参加生徒37人
- ・ 平成24年2月2日：仙台市、参加企業53社、参加生徒132人

【大学等卒業予定者】

- ・ 平成 23 年 10 月 27 日：仙 台 市，参加企業 91 社，参加学生 605 人

【新規学校卒業予定者】

- ・ 平成 24 年 2 月 22 日：仙 台 市，参加企業 87 社，学生 403 人

キ 各地方振興事務所の対応

地方振興事務所	主 な 取 組 内 容
大河原地方振興事務所 地方振興部	<p><ものづくり企業説明会の開催></p> <p>仙南地域の工業系列高校生と，ものづくり企業が一堂に会し，高校生のものづくりに対する意識の啓発・醸成や技能習得の意欲の向上と，ものづくり企業の優秀な人材確保のための認知度向上を図る目的から，平成 23 年 12 月 15 日に，仙南地域の製造業者 27 社及び管内工業系列高校の 2 年生 279 人等の参加で，地域の製造業の代表者の講演と，高校生が 3 社の企業ブースで企業から説明を受けて質疑応答を行う「仙南地域ものづくり企業説明会」を開催した。高校生の就職を取り巻く環境が厳しい震災後においても，これらの高校の就職決定率 100%を達成することができた。</p> <p><緊急雇用対策></p> <p>緊急雇用対策として，管内製造事業所等における高校生のインターンシップ等の受入状況や内容等の情報を収集し，その結果をデータベース化と，高校のインターンシップ等に利活用してもらう目的で「仙南地域ものづくり人材育成協力企業実態調査」を実施し，2名の失業者を新規雇用した。</p> <p>このほか，県南エリア以外の集客性の高い場所やイベント会場において，キャラバンによる観光リーフレットやノベルティグッズを活用した観光PRを実施し，県南エリアの認知度を高めて誘客を図る「県南エリア誘客キャラバン」を実施し，3名の失業者を新規雇用した。</p> <p>さらに，平成 25 年の仙台・宮城 DC（デスティネーションキャンペーン）に向け，「みやぎ蔵王三十六景」を初めとする仙南地域の自然，風景，歴史，文化，生活等の魅力をより多くの方に知っていただくため，観光資源，観光イベントの撮影と観光PR用の映像の制作，観光情報の発信を行う「みやぎ蔵王三十六景映像コンテンツ制作事業」を実施し，6名の失業者を新規雇用した（観光対策にも一部掲載あり。P 333 参照。）。</p>
仙台地方振興事務所 地方振興部	<p><雇用要請></p> <p>平成 23 年 11 月 8 日，利府町による企業訪問に仙台地方振興事務所長及び当所職員が同行した。訪問先は利府町内の 2 企業。参加者は，利府町教育長，同議会議員，塩釜公共職業安定所長などで，訪問企業に対しては，震災後の厳しい就職状況を共有しながら新規学卒者等の雇用拡大を要請した。</p>
北部地方振興事務所 地方振興部	<p><復興に向けた産業人材の育成></p> <p>地域における産業人材育成の協力体制を構築するとともに，高校生等による</p>

	<p>ものづくりの現場訪問（工場見学）や出前講座等を実施することにより、地域産業の復興を担う人材を育成し、雇用機会の拡大を図った。また、被災した事業所の多い沿岸部の高校を対象（64人参加：1～3年生と教員）として、平成24年2月24日に、ものづくり企業4社の訪問・見学会を開催し、進路選択や職業観の育成を支援した。</p> <p><緊急雇用対策></p> <p>緊急雇用創出事業を活用し、被災求職者の雇用創出を図るとともに、「観光」「地域食材PR」「商工」の復興に向けた下記の事業を実施した。また、震災関連事務補助として事務所で1名を雇用した。その結果、7事業者に委託を行い、直接雇用も含め13人の雇用を創出した（「みやぎ・おおさき「絆」プロジェクト」として観光対策（P 334参照）に、「管内小規模事業者等動向調査等事業」として商工業支援対策（P 319参照）にも一部掲載あり。）。</p> <p>①みやぎ・おおさき「絆」プロジェクト事業（2事業者、5人雇用）</p> <p>震災による被災者の生活支援に欠かせないボランティア活動の促進と観光自粛等の影響で宿泊客が激減している大崎地域の観光振興を両立させる取り組み。</p> <p>②OSAKI地域食材PR・販路拡大事業（2事業者、4人雇用）</p> <p>震災による影響で低迷した農産物等の消費回復及び風評被害の払しょくに向け当地域食材のPR及び販路拡大を図るもの。</p> <p>③管内小規模事業者等動向調査等事業（3事業者、3人雇用）</p> <p>小規模事業者の経営動向や復興に向けた課題等の調査・分析、復興に向けたイベント等の開催により、被災事業者の復興支援と地域経済再生の一助とするもの。</p> <p>④震災等対応臨時職員：震災業務にかかる事務補助（1人雇用）</p>
<p>北部地方振興事務所 栗原地域事務所 地方振興部</p>	<p><高校新卒者等への支援></p> <p>栗原市による高校新卒者等を対象とした事業「ジョブフェア秋」（平成23年11月22日）の開催を支援することにより、就労先の確保と選択肢の拡大を図った。また、管内高校との連携により「高校生入社準備セミナー」（平成24年2月17日）を開催し、スムーズな就労への移行、意識の醸成を図った。</p>
<p>東部地方振興事務所 地方振興部</p>	<p><雇用要請></p> <p>平成23年9月16日、石巻市長、ハローワーク石巻所長、石巻地域高等学校卒業生就職対策連絡会議会長と共同で、厳しいことが予想される新規高校卒業予定者の雇用について、石巻商工会議所会頭及び宮城県経営者協会石巻支部長あて要請を行った。</p> <p><関係機関との情報交換></p> <p>平成23年11月29日と平成24年3月23日の2回、管内2市1町、ハローワーク石巻、石巻労基署、石巻高技専と震災後の石巻圏域内における雇用・労働状</p>

	況の改善に向けた情報交換を行った。
気仙沼地方振興事務所 地方振興部	<p><緊急雇用対策></p> <p>緊急雇用創出事業を活用し、より多くの被災者を雇用することで、雇用の場の創出と生活安定を図り、域外・県外への流出抑制を図った。その結果、6事業を実施し41人の雇用を創出した（「気仙沼・南三陸観光再生事業」として観光対策にも一部掲載あり。P 336 参照。）。</p> <p><雇用支援></p> <p>企業訪問活動をとおして、被災企業の雇用状況の把握に努めるとともに雇用の確保を希望する事業者へ各種支援制度の周知活動を行った。</p>

雇用対策の検証

◆宮城県独自の制度・取り組みにより県内の雇用確保に努める一方、沿岸部の厳しい雇用情勢にかんがみ、既存事業の改善や国等との連携が必要と考える

<県庁外部との調整>

雇用対策課では、国の各種助成金等や、国の制度を補完する県独自の制度を実施することにより、県内の雇用の維持・確保・創出を行うとともに、県内経済団体への働きかけにより、被災者や新規学卒者の就職支援が行われ、震災後の県内雇用状況の改善に一定の成果が挙げられた。ただし、沿岸部を中心に厳しい雇用情勢が続いていること、並びに「雇用創出事業」等で掲げた目標値には到達していないこと等から、県内復興に向けた継続的な支援が必要となる。雇用対策については震災後新たに創設された制度や取組みが多いことから、今後の支援に当たっては、既存事業による効果を把握し、問題点や課題を洗い出し随時改善につなげるとともに、その成果を国、被災県及び関係諸団体と連携し、大規模災害時に備えた恒久的な雇用支援制度を構築するための働きかけを行うことが望ましい。

◆緊急雇用創出事業を活用し、より多くの被災者を雇用することで、雇用の創出と生活安定を図った

<計画やマニュアル>

緊急雇用創出事業を活用してより多くの被災者を雇用することで、雇用の場の創出と生活安定を図っている。また、一部の地方振興事務所では、管内製造事業所等における高校生のインターンシップ等の受入状況や内容等の情報を収集し、その結果をデータベース化するなどで新規雇用をした。大規模な雇用創出ではないが、被災者の域外・県外への流出抑制には効果があったものと考えられ評価できる。

(3) 観光対策

ア 正確な観光情報の提供

震災により、全国的な自粛ムードの蔓延や風評による影響など、震災後半年を経過しても、本県を訪れる観光客数に回復が見られず、観光業界を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が継続した。

このため、経済商工観光部観光課では以下の情報発信を実施した。

a 宮城の観光復興情報誌「むすび丸だより」の発行

震災直後から実施していた観光施設の再開情報などを提供する「むすび丸だより」を、各地域の観光復興情報やイベント情報なども加えて、引き続き県のホームページで発信したほか、電子メール等も活用し、県内市町村や観光協会、旅行会社等約 600 件を超える関係者に送付した。(隔週水曜日発行、平成 24 年 3 月まで実施、合計 29 号)

b 仙台・宮城【伊達な旅】復興キャンペーンの実施(平成 23 年 7 月～平成 24 年 3 月)

首都圏を中心として、観光施設の復興状況や各種イベントの開催状況などを広く紹介し、本県への旅行が可能であることを PR するため、平成 23 年 7 月から平成 23 年 9 月にかけて実施する予定であった仙台・宮城【伊達な旅】夏キャンペーンを、急遽、通年で実施する仙台・宮城【伊達な旅】復興キャンペーンとして実施した。各市町村や地元関係団体との連携により観光資源をとりまとめたガイドブックを 2 回発行し、地域が元気であることを発信した。また、県内旅行会社や宮城県観光誘致協議会などと連携し、首都圏旅行会社訪問を実施するとともに、一般消費者に対して PR を行う首都圏キャラバンを実施した。

c 仙台・宮城「食と観光」首都圏大キャラバンの実施

平成 23 年 11 月 15 日には、本県の農林水産業関係者、観光関係者、首長ら 645 人が一堂に会し、東京をはじめとする首都圏キャラバンを実施した。この訪問団は、東北新幹線 1 編成を借り切って東京まで移動した後、46 班に分かれ、駅頭での一般消費者に対する PR のほか、東京都庁、神奈川及び千葉県庁での誘客の連携等に対する意見交換、大学での観光セミナーの開催、省庁・企業・旅行会社訪問及び主要部での食の振る舞い、インターネットテレビへの出演などを通じ、宮城の食と観光を PR した。この結果、テレビや新聞などのマスコミで取り上げられるなど、直接・間接的に、宮城の食と観光が元気であることを発信することができた。また、地域が一丸となって復興に取り組む一つのきっかけともなった。

d イベントへの出展

国や民間企業及び団体等各機関から寄せられる観光物産展や復興市などのイベントの出展要請に対し、ほぼ毎週のように出展対応を行ったため、出展数は例年の倍以上となった。

(県内)

- ・各市町村で実施された収穫祭、秋祭り
- ・松島紅葉ライトアップ
- ・みやぎまるごとフェスティバル
- ・SENDAI 光のページェント など

(県外)

- ・百貨店が企画する宮城の観光物産展
- ・上野駅での宮城産直市
- ・都道府県対抗駅伝での観光 PR
- ・プロスポーツと連携した観光 PR など

e 各種媒体による観光 PR

本県の観光復興情報やイベント情報を広く周知するため、新聞、旅行雑誌等を活用し、宮城の

観光情報をPRし、誘客に努めた。

f 観光パンフレット等の作成

震災の影響により、本県の観光資源も被災したことから、震災後の現状にあわせた観光パンフレットやマップ等の広報材を作成、配布した。

g 外国人観光客の誘致

震災以降、大幅に減少した外国人観光客を誘致するため、震災発生後半年以降は、重点市場（台湾、香港、韓国、中国）で開催される国際旅行博覧会への出展や、プロモーション活動を通じ、本県や東北への観光が可能であることのPRを行った。また、国のビジット・ジャパン事業の予算を活用したプロモーションや、実際に旅行会社やブロガー等を本県に招く招請事業を積極的に行った。

外国人観光客の誘致に当たっては、単県の取組だけではなく、東北観光推進機構や他の東北各県と連携し、一体となった取り組みを行った。

h 語り部研修会の実施

語り部の取り組みは震災での体験を後世に正しく伝達することができ、被災地の観光振興にも有効であるので、平成24年3月、各市町村の行政担当者、語り部ガイドなどを対象に研修会を開催し、南三陸町の語り部の取組を実際に体験した。

語り部の取り組みは、石巻市や気仙沼市でも確立され、さらに県中部や南部にまで広域化の動きを見せている。

i みやぎ観光復興支援センターの立ち上げ

沿岸市町村へのボランティア等の申し出に対応するため、平成23年10月に、みやぎ観光復興支援センターを立ち上げ、旅行会社・学校・企業からのボランティアや被災地訪問の相談に対し、フィールドワークによって得られた各市町村のニーズとのマッチングを行っている。

イ 観光施設の復旧

観光課では、被災した施設の再建・復旧を行う事業者を支援することにより、多くの観光客を迎え入れ、地域経済及び地域社会を活性化することを目的とし、復旧に要する経費を対象に、県単独補助金（補助率1/2、上限1千万円、平成23年度予算額10億円）を創設した。

再建に向けた速やかな支援を開始するために、早期に事業創設する必要があり、補助対象や手続き等の要件について短期間での整理作業に苦心したが、平成23年9月には募集を開始し、平成23年11月に165者に交付決定を行った。

補助金の周知に関しては、県庁を会場にして関係団体に対する説明会を開催した他、観光課のホームページや新聞・ラジオ等を活用して幅広い告知を行った。また、各地方振興事務所等においても相談・受付に応じる態勢を確保した。

再建にあたり、大きな不安感を覚える事業者が、再建に踏み出すきっかけともなる事業となり、事業の継続を求める声も多かった。また、歴史的価値のある土蔵等、これまで支援の手が差し伸べられなかった観光資源に対しても補助要件を整理し支援を行った。津波被害が甚大であった沿岸部については平成24年度以降が本格的な復旧の始まりとも言え、事業の継続が不可欠である。

ウ 各地方振興事務所の対応

地方振興事務所	主な取組内容
大河原地方振興事務所 地方振興部	<p><観光施設の復旧支援></p> <p>東日本大震災により甚大な被害を受けた観光事業者の施設設備の復旧・確保に要する経費の一部を補助し、事業の再開と地域の総合的な復旧・復興を図ることを目的とした「観光施設再生事業費補助金」に係る相談と申請の受付を行った。管内、管外合わせて19件の申請を受け付け、管内観光事業者22件（観光課受付分を含む。）の申請が採択された。</p> <p><観光キャンペーン></p> <p>東日本大震災に伴う自粛ムードや、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散に伴う風評により減少した観光客の誘客を図るため、仙南2市7町や観光団体等と連携し、「みやぎ蔵王三十六景」と仙南の魅力をまるごと紹介するキャンペーンを、平成23年9月13日から16日にかけてJR仙台駅2階コンコースで開催した。</p> <p>また、平成24年4月から6月にかけて開催する「仙台・宮城【伊達な旅】春キャンペーン」を震災からの早期復興を図るための観光イベントと位置づけ、仙南2市7町とともに、県南地域のキャンペーン期間中の観光スポットやイベント情報を掲載した「県南エリアガイドブック」を作成、配布した。また、平成22年11月に発売した「みやぎ蔵王弁当」の第二弾を地元温泉旅館の女将たちと企画し、平成24年3月28日、「小原温泉かつらや」でお披露目を開催した。さらに、管内観光施設、飲食店等で発行されたレシートを3枚集めて応募すると温泉宿泊券や地場特産品が当たるレシートラリーを企画し、平成24年4月からの実施に備えた。</p> <p>さらに、緊急雇用創出事業を活用し、平成23年12月から平成24年3月にかけて、県南エリア以外の集客性の高い場所やイベント会場において、キャラバンによる観光リーフレットやノベルティグッズを活用した観光PR「県南エリア誘客キャラバン」を実施し、県南エリアの認知度を高めて誘客を図った（雇用対策にも一部掲載あり。P 328 参照。）。</p> <p><復興イベントの開催></p> <p>仙南地域の豊富な秋の食の魅力をより多くの人々に紹介することで、地場農産物の消費拡大と、紅葉シーズンに向けた仙南地域への誘客を促進することで、東日本大震災と放射性物質に伴う風評で影響を受けている仙南地域の復興と活性化を図るため、仙台市勾当台公園いこいのゾーンを会場として、「仙南秋の大収穫祭」と銘打ち、平成23年10月3日から5日にかけて、仙南地域の食材等の直売、観光PR等を行った。</p> <p><観光PR用映像の制作></p> <p>緊急雇用創出事業を活用し、平成23年11月から平成24年3月にかけて、</p>

	<p>平成 25 年の仙台・宮城 DC に向け、「みやぎ蔵王三十六景」を初めとする仙南地域の自然、風景、歴史、文化、生活等の魅力をより多くの方に知っていただくため、観光資源、観光イベントの撮影と観光 PR 用の映像の制作、観光情報の発信を行う「みやぎ蔵王三十六景映像コンテンツ制作事業」を実施した（雇用対策にも一部掲載あり。P 328 参照。）。</p>
<p>仙台地方振興事務所 地方振興部</p>	<p><復興イベントの開催></p> <p>平成 23 年 9 月 28 日、29 日に勾当台公園市民広場において、仙山交流味祭 せんだいネットワーク（事務局：仙台地方振興事務所）主催による「仙山交流味祭 in せんだい復興市～秋の恵み～」を開催した。このイベントでは、出店者による通常の物品販売の他、津波被害を受けた沿岸市町の特産品販売や、義援金を募るための募金箱の設置などを行い、当該募金は売上げの一部と併せて義援金として宮城県に送金された。</p>
<p>北部地方振興事務所 地方振興部</p>	<p><みやぎ・おおさき「絆」プロジェクトの実施></p> <p>緊急雇用創出事業（震災対応事業）を活用して、東日本大震災による被災者生活支援（社会貢献活動）や大崎地域の震災復興（幸）・観光産業の振興を目的としたプロジェクトを旅行会社に委託して実施した。沿岸部でボランティア活動を行うバスツアー、被災地応援ファンド応援バスツアー、大崎地域の魅力を伝え誘客を促進するバスツアー等を実施した（計 21 本）。</p> <p><「おおさきうまいもの復興スタンプラリー」の開催></p> <p>大崎地域の旬の農産物や地産地消の料理などを味わい、元気回復や誘客促進につなげる取組として、おおさきアグリビジネス連絡会会員「農産物直売所」や「食材王国みやぎ地産地消推進店」など 17 の参加店によるスタンプラリーを実施した（9 月 1 日～10 月 31 日）。</p> <p><復興イベントの開催></p> <p>山形県最上地域、秋田県雄勝地域、宮城県大崎地域の連携による合同観光 PR イベント“東北の「へそ」観光まつり”を平成 23 年 9 月 13・14 日、仙台市勾当台公園で開催し、観光自粛等に伴う観光客減少からの早期回復に向けて PR を行った。</p> <p>今回で 7 回目となる「へそ」まつりでは、復興支援企画として本県沿岸部の出店枠を設け、4 店の展示即売を加えて実施した。</p> <p><観光施設の復旧支援></p> <p>震災により損壊・損傷した旅館、ホテルなどの観光施設の修復を支援するため、県単独事業として行った「観光施設再生支援事業」による補助金の交付について、事業の周知を図り、交付申請の受付業務に対応した。</p> <p>大崎地域における申請は、鳴子温泉に立地する旅館からのものが多く、他に大崎市内のビジネスホテルなどからの申請もあった。申請する事業者の大半が、これまでに各種補助金の申請を行った経験がなく、申請書類の記入方法がよく</p>

	<p>わからないというケースが目立ったため、職員が指導するよう努めた。</p>
<p>北部地方振興事務所 栗原地域事務所 地方振興部</p>	<p><観光PRの再開></p> <p>復興支援事業「栗原の思いを首都圏へ」として、宿泊割引クーポン付きの観光PRチラシ等を封入したダイレクトメールを、宮城ふるさとプラザカード会員等3,000人あてに送付（平成23年8月31日）し、栗駒山麓周辺への誘客・創客等を図るとともに、機会あるごとに正確な地域情報の発信に努め、風評等の払拭を図った。</p> <p><栗駒山麓広域連携による観光再生への支援></p> <p>首都圏での「栗駒エリア観光キャンペーン」事業として、秋田県、岩手県と連携して、東京都内での旅行エージェント及び旅行雑誌社へのキャラバン（平成23年7月22日）を行うとともに、中野ブロードウェイでの誘客キャンペーン（7月23日）を行い、栗駒山麓エリアへの観光客入り込みの回復を図った。</p>
<p>東部地方振興事務所 登米地域事務所 地方振興部</p>	<p><復興イベントの開催></p> <p>登米地域の交流人口の拡大と地域活性化を図り、登米市の観光と物産の復興を強くアピールするため、市内の観光・物産を幅広く網羅したイベント「登米市観光物産大博覧会2011」を開催し、県内外に復興の状況を発信した（平成23年10月1日から2日まで、来場者約17,000人）。</p>
<p>東部地方振興事務所 地方振興部</p>	<p><復興イベントの開催></p> <p>石巻圏域の海産物、野菜、地酒などの地場産品の復興に向けた取り組みを県内外にアピールするため平成23年10月16日（日）石巻市総合運動公園で開催した「おらほの復興市」の企画に参加するとともに、当部では管内市町及び仙台・宮城観光キャンペーン協議会三陸地域部会と一体となった観光PRを実施した。</p> <p>出展者：86ブース</p> <p>また、平成24年1月24日（火）石巻グランドホテルにおいて、石巻地域における観光入込客数の回復と観光産業の復興、そして地域経済の活性化に向けた一契機となることを目的に「復興と観光」をテーマにしたシンポジウムを開催した。「被災経営者が語る ～私にとって阪神淡路大震災とは～」と題した講演と「復興と観光」をテーマとしパネルディスカッションを行った。</p> <p><観光PRの再開></p> <p>震災の影響で活動を自粛してきた石巻の観光について、新米が出回り魚市場の水揚げが再開されたことを機に“食の街いしのまき”の観光再開を全国に発信するため平成23年11月12日（土）から13日（日）まで石巻駅前にぎわい交流広場で開催された「石巻観光再会まつり」の企画・運営に参加した。石巻市、東松島市、女川町を含めた物産展や郷土芸能、SL宮城・石巻復興号の運行が実施された。</p>

	<p><観光施設の復旧支援></p> <p>震災により損壊・損傷した旅館、ホテルなどの観光施設の修復を支援するため、震災復興基金に係る「観光施設再生支援事業」の補助金に関して、事業内容や申請手続き等に関する相談・助言受付を目的とする窓口を設置した。</p>
<p>気仙沼地方振興事務所 地方振興部</p>	<p><観光情報の収集と発信></p> <p>緊急雇用等創出事業を活用し、「気仙沼・南三陸観光再生事業」を実施し、気仙沼市内の観光資源の被災状況や復旧状況について調査を行い、観光情報の取りまとめとスタッフブログを活用した情報発信を行った（緊急雇用対策事業について雇用対策にも掲載あり。P 330 参照。）。</p> <p><気仙沼大島の観光復興支援></p> <p>緊急雇用等創出事業を活用し、「気仙沼大島地域の観光産業再生支援事業」を気仙沼大島観光協会に委託し、気仙沼大島の観光復興に向けての環境整備を行った。事業の取組と全国各地からのボランティアの支援もあり、小田の浜海水浴場が平成24年7月21日（土）に宮城県内唯一の海開きを行った。</p>

観光対策の検証

◆外部の支援を得て、宮城県の観光資源の現状を広く伝えた

<県庁外部との調整><情報>

観光課では、震災直後から「むすび丸だより」等により、県内の観光資源の状況に関係者に発信するとともに、11月には県下の市町村及び関係機関とともに、宮城県の「食と観光」をPRするための首都圏キャラバンを実施している。これは、宮城県内及び首都圏の自治体や企業等の外部が一体となって、「宮城県の元気」をアピールできた有効な企画であったと言える。ただし、宮城県内の観光産業の状況としては、例年と比較して、宿泊施設の利用者は増加しているが、観光客数は回復していない。過去の震災においても観光客の回復には10年単位の時間が必要であり、引き続き継続的な観光客誘致の取組みが必要である。

◆宮城県観光復興支援センターを立上げることで、沿岸市町村へのボランティアと市町村の橋渡し役を担った

<県庁外部との調整><情報>

沿岸部市町へのボランティア等の申出に対応するため、観光課では10月に宮城県観光復興支援センターを外部団体に委託して立上げ、旅行会社・学校・企業と沿岸市町の橋渡しが行われている。具体的な事業内容としては、委託先の団体が緊急雇用事業としてスタッフを雇用し、沿岸地域の現地調査を行うとともに、沿岸市町及びボランティア団体との意見交換を行い、得られた情報を集約した上でボランティアを希望する団体等と沿岸市町との調整を行うものである。このような取組みは、沿岸市町、ボランティア団体ともに利点があることに加え、復旧・復興事業に追われている市町村の支援にもなっていることから非常に有効な取組みであると言える。

◆震災に伴う風評被害対策は今後も対応が必要である

＜広報＞＜県庁外部との調整＞

観光PRや復興イベントが各地方振興事務所で開催されている。効果がすぐに現れるものではないが継続的な実施が必要である。特に、福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害への対応は継続的な対応が必要とされることから、今後の県内外への情報発信方法も含めて関係機関と連携した対応が必要である。

～伝える～ 災害対策本部員（当時）から

経済商工観光部長 河端 章好（当時：同職）

十勝沖地震、宮城県沖地震、宮城県北部連続地震、岩手・宮城内陸地震を経験してきたが、それらをはるかに超えた地震だった。長時間で3波に及び、しかも次第に強くなる地震に、大きな被害とともに大津波が来ると思った。議会棟4階から14階の執務室へ不安を覚えつつ歩いて上ったのを改めて思い出す。

第1回災害対策本部会議が15時30分に開催され、知事からは人命救助を最優先に、情報収集に全力を挙げるよう指示があった。

部内職員の安否確認とともに、産業関係の被害状況の把握に努めた。商工業・観光業など業界団体を通じて情報収集するも、業界団体自体が被災するなど被害実態の把握は困難で、結果として浸水地域から被害を推計するほかなく、現在もその推計額を用いている。

発災翌日から、公共部門や作業車などの燃料不足が顕在化しており、知事からの指示を受け、JX日鉱日石エネルギー（株）仙台製油所から軽油及び灯油の調達について、3月16日に直接営業所に赴いて依頼し実現できたことなど、知事の指揮統制により解決できたことは多い。配送では、陸上自衛隊、（社）宮城県トラック協会の協力が大きかった。特に自衛隊は、夜10時過ぎの打合せで翌日の気仙沼への輸送にヘリ3機の出動を即決していただいた。

金融関係の会議では、今回の震災への対処は、国民の生命財産を守るという国の存在理由が問われるものであり、財政面でも前例にとらわれない対応をお願いした。また、今回の取組が、来るべき首都直下地震や東南海・南海地震への里程標になるとも述べた。

復興大臣には、今後、土地の権利関係が復興に向けて大きな課題となることから、憲法の範囲内で公共の福祉のために、いったん権利関係を棚上げにし、嵩上げなど面的整備を可能にする特別措置法の制定を早い段階からお願いしているが、実現していない。土地収用法はあるものの、所有者や相続人の把握に膨大な人手と時間を要するのは明らかで、このことで復興が遅れることを危惧している。

今回の災害は、未曾有の大災害で、平時の取組をはるかに超えたものである。今後は、場所によっては国家の存亡に関わることも考えられることから、危機管理法制の構築を含めた今までにない非常時に対する取組が求められている。特に、ロジスティクスの確実な維持確保は極めて大切で、その欠如は即人命に関わるものと私たちは改めて認識した。

今、私たちは震災からの復旧・復興の途上にある。これに全力を尽くすことはもちろんだが、震災の記憶を風化させないこと、風評被害からの一刻も早い回復を図ることも、私たちに課せられた課題である。特に、震災の記憶を記録するとともに、防災訓練などを継続的に実施し後世に伝えていくことは、今を生きる私たちの歴史に対する責任だと思う。

県民・国民の総力を結集して、この未曾有の大災害からの復興を必ずや成し遂げることを誓いつつ、今後とも全力を傾注したい。

29 教育対策

(1) 被害状況等

- 被害概要について

表 2-2-29-1 人的被害（調査継続中）

(単位：人)

区分(公立学校)	幼児・児童・生徒		教職員	
	死 亡	安否不明	死 亡	安否不明
幼稚園	8	1	0	0
小学校	167	19	14	0
中学校	68	7	3	0
高等学校	79	8	1	0
中等教育学校	0	0	0	0
特別支援学校	5	0	1	0
計	327	35	19	0

(注) 平成 24 年 12 月 31 日現在

表 2-2-29-2 施設被害（調査継続中）

(単位：校（施設）・億円)

区 分	校（施設）数	被害額	摘 要
県立学校	91	271	教職員宿舎 2 施設の被害額を含む
市町村立学校	671	536	共同調理場 45 施設の被害額を含む
社会教育施設	649	307	
文化財施設等	351	53	
国立学校施設	5	690	
研究施設等	5	14	
計	1,772	1,871	

(注) 平成 24 年 12 月 31 日現在

(2) 自治法派遣職員について

東日本大震災の復旧対策として、次項のとおり平成 23 年 6 月 1 日から 6 都県より 7 人の職員が派遣され、市町村立学校や県立学校施設・社会教育施設等の復旧業務や災害査定関連業務に従事している。平成 24 年 4 月からは、4 県（埼玉県・鳥取県・愛媛県・宮崎県）より 5 人の職員が新たに派遣され災害復旧事業支援関連業務に従事している。

表 2-2-29-3 自治法派遣職員の受入実績（平成 23 年 6 月～平成 24 年 3 月）

派遣元	人数*	派遣期間
東京都	1 人（2 人）	6 月～10 月, 11 月～3 月
三重県	1 人（1 人）	6 月～10 月
鳥取県	2 人（4 人）	6 月～10 月, 11 月～3 月 *各期間 2 人
愛媛県	1 人（2 人）	6 月～10 月, 11 月～3 月
大分県	1 人（3 人）	6 月～8 月, 9 月～12 月, 1 月～3 月
宮崎県	1 人（2 人）	11 月～12 月, 1 月～3 月

※括弧内は延べ人数

学校施設の災害査定時には、技術的な助言や施工方法の適否についての的確な指導・助言を行うなど学校担当者の負担軽減に強力な支援となった。なお、平成 24 年度は市町村からの実績報告書の提出を受け交付申請どおり施工されているか書類及び現地での確認を行った上で額の確定を行う業務が多く、中長期的な派遣で業務に専念することが可能となった。

また、平成 24 年 4 月からは、被災市町で策定した復興計画に基づく、集団移転に向けた宅地造成事業やその他復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のため、8 県 1 市（山形県、埼玉県、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、岡山県、愛媛県、神戸市）から 9 人の職員が派遣され、更に 10 月からは 6 県 2 市（埼玉県、兵庫県、島根県、香川県、佐賀県、宮崎県、京都市、神戸市）から 8 人の増員を受けて、合計 17 人体制で被災市町の復興業務支援に従事している。

（3）県立学校への対応

ア 県立高等学校

a 被害の甚大であった学校の再開状況等

・ 気仙沼向洋高等学校

気仙沼西高等学校（気仙沼市）、本吉響高等学校（同）、米谷工業高等学校（登米市）に分散して学校を再開し、その後、気仙沼高等学校第二グラウンドに建設した仮設校舎に平成 23 年 11 月 1 日から移転した。今後は気仙沼市南部での本格復旧を目指す（平成 29 年度末、校舎完成予定）。

・ 農業高等学校

農業・園芸総合研究所敷地内農業大学校グラウンドに建設した仮設校舎に、平成 23 年 9 月 1 日から移転。今後は名取市西部での本格復旧を目指す（平成 29 年度末、校舎完成予定）。

・ 水産高等学校

石巻北高等学校（同）敷地内の仮設校舎で学校を再開したが、既存校舎の改修が完了し平成 25 年 1 月に復旧。新校舎建設予定（平成 28 年度末、完成予定）。

（その他の被害が甚大であった公立高校の状況）

・ 志津川高等学校 → 上沼高、登米高（登米市）に分散して学校を再開し、平成 23 年 8 月

10日から既存校舎へ復帰。

- ・ 石巻市立女子商業高等学校（石巻市）

石巻西高等学校（東松島市）、石巻商業高等学校（石巻市）、石巻市立女子高等学校（同）に分散して学校を再開し、その後、石巻市立女子高等学校グラウンドに建設した仮設校舎に、平成24年1月10日から移転した。

- ・ 平成23年7月、高校教育課では、産業教育審議会に「震災被害の大きい農業高校・水産系高校の再建について」を諮問し、平成24年1月、「被災3校の学校再建に向けた具体的な方針等を早急に示すことが必要」との中間答申が出され、平成24年3月に最終答申が出された。この内容も踏まえ、以下のとおり、被災3校の「再建に係る基本方針」を定めた。

水産高校は、平成28年度末を目途に現在の校地内で新校舎の建設を進める。農業高校は名取市内西部での、気仙沼向洋高校は気仙沼市内南部での再建を目指し、平成29年度末完成を目途に新校舎の建設を進めることとした。

- ・ 苦勞した点

仮設校舎設置場所の選定において、各校の実習施設の確保が難しく、近隣の学校との調整に時間を要した。

- ・ 評価できる点

東日本大震災から約1か月後の始業式までに仮校舎を確保し、学校再開による生徒の心のケアを図ることができた。

- ・ 課題

水産高校を除いた上記高校は、平成25年3月現在においても仮設校舎を使用している。また、実習施設については、水産高校、農業高校、気仙沼向洋高校ともに校内での実習が不十分のため、県外含め他校にお願いをして実習しているなど、十分な環境とはいえない。また、移動手段として、バスを配置している。

b 被災した生徒等への経済的な支援等

i 既存の奨学金制度について

高校教育課では、被災者の奨学金の償還について、被災地域に居住する奨学生の償還を平成22年3月から平成24年3月までの13か月間猶予とした。また、被災生徒に対する奨学金の貸付けについては、申請の方法を簡素化し、広く速やかに貸付けできるよう配慮した（震災被災を理由とした奨学生採用者301名 平成24年3月31日現在）。

平成24年度においても、被災し経済的に償還ができない償還者については、申請により償還を猶予した（災害による償還猶予者226名 平成24年5月1日現在）。

ii 新たな奨学金「被災生徒奨学資金」の設置

高校教育課では、震災により被災し、経済的に修学が困難（奨学生が居住する家屋が半壊以上、家計支持者死亡、家計支持者収入がおおむね1/2以下に減少など）と認められる生徒の修学支援を行うため、当該生徒に対する「被災生徒奨学資金」を新たに設け、平成23年9月から貸付けを開始した。貸付額は月額2万円（年額24万円）であり、平成24年3月31日までの貸与実績は6,160名に14億7,626万円となっている。

この奨学金については、経済的支援を目的とした制度であるため、就職した時点での収入額が

一定以下であれば償還の免除を受けられることとしている。これにより、ほとんどの奨学生は償還が免除になると考えられる。なお、高校卒業後大学、専門学校等に進学した場合、在学中は申請により償還を猶予する取扱いをしている。

iii 入学者選抜手数料等の免除

高校教育課では、被災した生徒の入学者選抜手数料、寄宿舎料及び入学金を免除することとした。

[免除実績：入学者選抜手数料 3,725 人、入学金 1,929 人、寄宿舎料 19 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）]

・ 苦勞した点

各学校の協力により、速やかな対応ができた。

・ 評価できる点

被災生徒に対してする入学者選抜手数料、寄宿舎料及び入学金を免除することによって経済的負担を軽減し、生徒の修学支援を行うことができた。

・ 課題

被災生徒に対する各種の免除を、雇用情勢や、経済状況の回復が見えない中、いつまで継続していくかの判断が難しい。

c 雇用確保のための対策

高校教育課では、平成 23 年 3 月新規卒業生の雇用確保及び平成 24 年 3 月卒業予定者の雇用拡大のため、以下の訪問活動や事業を行った。平成 24 年度においても継続の予定。

i 経済主要 5 団体に対する雇用要請訪問

- ・ 震災直後から要請を行っており、平成 23 年 11 月 22 日にも、宮城労働局、県、県教育委員会、仙台市及び仙台市教育委員会の 5 者が連携し、新規学卒者の採用枠の確保に関する要請を行った。

ii 県立高校への人的支援

- ・ 平成 23 年度当初からキャリアアドバイザー等を全県立高校に配置している。
- ・ 平成 23 年度から新たに就職支援推進員を 10 校に配置し、在校生や卒業生の就職支援に当たるとともに、3 年間を見据えた就職支援システムの構築をはかっている。

iii トライアル 23 事業の活用（平成 23 年 10 月から 3 月期 / 25 人）

- ・ 就職未内定及び内定取消の卒業生を、臨時職員として県立学校等で採用した。
延べ 59 人応募 → 平成 24 年 2 月 27 日現在の配置 17 人、就職内定等による退職 42 人
(退職内訳 / 内定 24 人、進路準備 10 人、待機解除入社 5 人、その他 3 人)

iv その他

- ・ 首都圏で行われている高校生対象の企業説明会に宮城県の就職担当教員の参加を依頼した（7 会場に 14 校 32 名が参加）。
- ・ 平成 23 年 10 月 14 日に仙台市内で、宮城労働局や県と連携し、被災 3 県高校生対象の県外企業合同面接会を開催した。
- ・ 県内で開催された合同面接会すべてに送迎バスを準備し、被災地域や遠方の生徒に対して参加の支援を行った。

- ・ 苦労した点

沿岸部の企業が震災に被災したことにより、特に気仙沼・石巻地区の採用者数の減少が予想されたため、県内企業はもとより首都圏の企業への雇用拡大に奔走した。

- ・ 評価できる点

県内企業が被災したことにより、これまで以上に就職が難しくなると予想されたが、県外の就職先の確保や各校での県外への選択の幅を広げる指導の結果、就職率が向上した。

- ・ 課題

平成24年度においては、県外からの求人が減少することが予想されるが、県内企業からの求人は、復興事業による求人増もあり、増加している。このため、生徒・保護者の就職希望が県内に集中し、また、県外から宮城県への流入も増加が予想されることから、就職率の低下が懸念される。

また、選択の幅を広げて就職した場合、求人内容と希望のミスマッチによる早期離職が心配されることから、今後は既卒3年以内の離職率を下げることを課題となると考える。

d 被災生徒・保護者に対する相談活動

i 生徒の心のケア

高校教育課では、被災した生徒の心を支えていくために、カウンセラーを長期にわたり継続的に派遣することとし、スクールカウンセラーを配置しているすべての学校（県立高校76校、特別支援学校3校）に対して、第Ⅱ期（平成23年9月から平成24年3月）分として8回分（1回6時間）派遣回数を上積みした。

また、11校に対して、平成23年9月から平成24年3月まで通常カウンセラーとは別に緊急派遣カウンセラーを派遣する体制を組んだ（県内から1人、県外から8人）。平成24年度についても、被災地域11校に12名（県内から1人、県外から11人）の緊急派遣カウンセラーを派遣し、生徒の心のケアを継続的に行っている。平成24年度の緊急派遣カウンセラーは、ほとんどが昨年度から継続して、同じ勤務校となっている。

- ・ 苦労した点

平成23年5月から7月まで3か月滞在して継続的に対応できる緊急派遣カウンセラーの確保、その方の宿泊先・交通手段の確保に苦慮した。

- ・ 評価できる点

各学校の要望を十分に把握し、要望通りの配置を行った。その結果、各校における派遣の評価については、派遣したすべての学校が「よかった」「どちらかといえばよかった」と回答し、「生徒への教育相談」「保護者面談」「教職員へのコンサルテーションや心のサポート」に成果があった。

- ・ 課題

平成24年度においても平成23年度同様のスクールカウンセラーの配置を行っているが、今後いつまで緊急派遣カウンセラーを継続すべきかが課題である。

イ 県立特別支援学校等

a 児童生徒の支援

特別支援教育室では、特別支援学校に通う児童生徒の心のケアや指導のため、スクールカウ

セララーの派遣回数を増やすとともに、より専門性の高い臨床心理士を派遣するなどした。

なお、平成 24 年度についても、平成 23 年度以上に派遣校や派遣回数を増やすなどして、心のケアの推進に努めている。

○特別支援学校に対するスクールカウンセラー派遣回数（平成 23 年度）

- ・小牛田高等学園 16 回（内 9 月以降 9 回）
- ・岩沼高等学園 13 回（内 9 月以降 8 回）
- ・視覚支援学校 17 回（内 9 月以降 11 回）

その他、聴覚支援学校に対し、震災直後に 2 回スクールカウンセラーを派遣した。

- ・ 評価できる点
 - 不安を抱える児童生徒に対してきめ細かな支援を行うことができた。
 - ・ 苦勞した点
 - 障害児のカウンセリングができる臨床心理士等人材の確保と実施回数の調整。
 - 仙台圏以外での外部専門家（臨床心理士等）の人材の確保。
 - 被災の程度が大きかった沿岸部からの通学者がいる学校においては、カウンセリングの必要な対象者の数も多く、児童生徒の状況確認に時間を費やした。
- b 被災児童への経済的援助（就学奨励事業）
- 特別支援教育室では、震災により就学等が困難となった幼児児童生徒を対象とした特別支援教育就学奨励事業を実施した。
- 平成 24 年度についても、平成 23 年度と同様に震災により就学困難となった幼児児童生徒を対象に支援を行っている。
- ・ 評価できる点
 - 対象者に通常の特別支援教育奨励費と同様の支援を行うことができた。
 - ・ 課題
 - 国の予算が、現在のところ平成 26 年度までの見込みとなっているため、それ以降の支援について検討を要する。

県立学校への対応の検証

◆震災により被災し、経済的に修学が困難になった生徒の修学支援を行うため、新たに「被災生徒奨学資金」を創設した

<その他>

被災した生徒への就学支援のため、高校教育課では、「被災生徒奨学資金」を創設したが、この奨学金を利用できる生徒は、住家が半壊・半焼以上、震災により家計支持者が死亡又は行方不明、家計支持者の収入が 2 分の 1 程度に減少した、校長が特に必要と判断し教育委員会が認めた場合のいずれかの条件に該当する人である。短期間で制度設計をして、募集・振込み開始を実施していることや、

貸付とはいえ、実質的に償還免除を受けられる点も評価される。一方で、高校卒業後の進路により猶予期間をどのように取扱うか、貸付制度そのものをいつまで継続するのかなどの課題もあり、経済の復興状況や国の動向も踏まえながら、制度について継続して検討していくことが必要である。

◆スクールカウンセラー派遣の長期的な枠組みを構築する必要がある

＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

特別支援教育室では、障害のある児童生徒の心のケアや指導のため、平成23年度からスクールカウンセラーを特別支援学校へ積極的に派遣しており、きめ細やかな支援を行った点は評価できる。現在、県において震災に対応した国のスクールカウンセラー派遣事業を活用しているが、事業が平成26年度までの見込みとなっていることから、その後も派遣を継続するためには、県において新たな予算措置等を検討する必要がある。また、カウンセリングの技術だけでなく障害に理解のある人材が求められるが、人手が限られていることから、国、県、市町村等が連携し、派遣体制を構築する必要がある。

高校教育課では、震災前からすべての県立高校にスクールカウンセラーを配置していたが、震災以降は生徒の心のケアの必要性が高まったことを受け、配置時間を増やした。また、県外からスクールカウンセラーを招請して緊急派遣を行った。

今後も長期にわたる心のケアが必要と考えられるため、専門性の高い人材をいかに確保していくかが課題といえる。

(4) 市町村立学校への対応

ア 児童生徒の心のケア

a スクールカウンセラーの緊急派遣等

i 県内スクールカウンセラーの緊急派遣

義務教育課では、宮城県臨床心理士会の協力を得て、要請のあった小・中学校や避難所に県内スクールカウンセラー（臨床心理士等）の緊急派遣を行っている。震災以前の計画では市町村に対し1名ないし2名を派遣する予定であったが、震災により、被災地には予定よりも多くカウンセラーを派遣した。緊急性は小学校の方が大きかった。

平成24年3月30日までの派遣実績は、19市町61校へ延べ395人であった。平成24年度については、スクールカウンセラーの通常配置を拡充するとともに、市町村教育委員会や学校の要望に応じ、随時必要に応じて緊急派遣を行う。

ii 県外スクールカウンセラーの緊急派遣

義務教育課では、文部科学省の協力を得、平成23年5月10日から平成24年3月30日まで11市町94校に延べ1,654人を沿岸部の小・中学校に派遣した。平成24年度については、通常配置のスクールカウンセラーの活用を拡充することより、県内スクールカウンセラーだけでは人員が不足することから、長期支援の県外スクールカウンセラーを活用することにした。また、市町村教育委員会や学校の要望に応じ、平成23年度に支援を受けた県から協力を得て継続し、緊急派遣を行う。

- ・ 第Ⅰ期 平成23年5月10日から6月17日まで11市町, 94校へ派遣, 18県から支援
 - ・ 第Ⅱ期 平成23年6月21日から8月4日まで11市町, 43校へ派遣, 22県から支援
 - ・ 第Ⅲ期 平成23年8月23日から12月2日まで11市町, 28校へ派遣
支援県(15県) / 兵庫県, 福岡県, 島根県, 山口県, 三重県, 山形県, 石川県, 山梨県, 愛知県, 岐阜県, 宮崎県, 滋賀県, 愛媛県, 千葉県, 東京都
 - ・ 第Ⅳ期 平成23年12月5日から平成24年3月30日まで8市町, 35校へ派遣
支援県(16県) / 兵庫県, 福岡県, 島根県, 山口県, 三重県, 山形県, 石川県, 山梨県, 愛知県, 岐阜県, 滋賀県, 愛媛県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 長野県
- ※ 石巻市教育委員会では鳥取県から独自のルートで支援をいただいている。
- ※ 2月上旬以降追加派遣として, 大崎市, 山元町, 石巻市が文部科学省と日本臨床心理士会との委託契約方式のルートを活用し, 直接臨床心理士の派遣を実施している。
- ※ 第Ⅰ期及び第Ⅱ期は, 児童生徒の直接相談は少なく, 教職員からの「被災児童生徒, 保護者等への対応」や「学校行事(プール使用, 避難訓練等)のもち方等」についてコンサルテーションが多かった。児童生徒の相談は, 学級担任や養護教諭が学校生活の中で気になる児童生徒をスクールカウンセラーにつないだものが主であった。
- ※ 第Ⅲ期は, 児童生徒の相談が増えてきたが, 通常の学校生活に関する相談内容(友達とのトラブル, 家族とのトラブル, 生活への不満等)が多かった。
- ※ 第Ⅳ期にも児童生徒の相談が増加, 内容は学校生活に関する相談が主であった。教員からは, アンバーサリー反応の予防や対応等へのコンサルテーションが求められた。
- ※ 現在も県外からカウンセラーの派遣を受けており, 頻度は減らしているが, 平成23年度から継続して支援をいただいている。また, 小学校でカウンセラーのニーズが高まったため, 平成23年度から継続して支援いただいているカウンセラーの他に, 平成24年度は県外から長期の方を16名配置した。県外のカウンセラーは合計で72校に派遣されている。
- iii スクールカウンセラーの通常配置の拡充
- ・ 平成23年度は従来通り全公立中学校150校(仙台市を除く。)に配置を継続した。
 - ・ 震災以前からの計画に基づき, 平成23年度から新たに広域カウンセラーを全34市町村(仙台市を除く。)に配置し, 各県域内のすべての小学校に対応可能な体制にした。
 - ・ 平成24年度についても, 全公立中学校146校(仙台市を除く。)に配置する。また, 広域カウンセラーを全34市町村(仙台市を除く。)に配置し, 域内のすべての小学校に対応する。
 - ・ 中学校スクールカウンセラー, 広域カウンセラーとも震災の影響を考慮し, 配置日数や配置時間数の増加等の拡充を行い, きめ細かな心のケアができるような体制を整備する。
- iv 各教育事務所(地域事務所)の専門カウンセラーの配置の拡充
- ・ 震災以前からの計画に基づき, 平成23年度より相談日を倍増(以前は29日程度であったが平成23年度は58日)していた。教育相談及び域内のスクールカウンセラーのスーパーバイズを行うとともに, 緊急対応として域内の小・中学校の巡回相談等も行った。
 - ・ 平成24年度については, 震災の影響を考慮し, 教育相談活動はもとより, 管内の状況の把握及びスクールカウンセラーへのスーパーバイズ, 管内の研修会の実施等を視野に入れ, 相談日を増加(70日)し活動の拡充を図る。

b 心のケアに係る研修会の開催

県内の心のケアに当たる人たちを支援することを目的に、ケア・宮城²⁶と県教育委員会の共催で、平成23年5月から研修会を実施している。震災後半年が経過し、徐々に心を開きだした子どもたちへの対応が課題となったため、義務教育課では、その状況の変化を踏まえた研修会の開催を推進し、「第2回子どもの心を支援する教師のための心のケア研修会」として平成23年10月上旬から平成24年2月中旬まで18回実施した。

平成24年度についても、引き続きケア・宮城と連携を図り、震災後1年を経過した時期に応じ「子どもの心を支援する教師のための心のケア研修会」を実施していく。

c スクールソーシャルワーカーの活用

義務教育課では、引き続き13市町に13人のスクールソーシャルワーカーを配置し、域内の小中学校からの要請を受け活動した。文部科学省の「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を活用し、10市町で活動の拡充を図った結果、前年度の支援対象児童生徒数の約1.5倍の児童生徒に支援をすることができた。

・ 平成23年度配置13市町15名

(当初) 角田市, 柴田町, 塩竈市, 岩沼市, 多賀城市, 大和町, 大崎市, 涌谷町, 栗原市, 石巻市, 女川町, 登米市, 気仙沼市 (13市町)

13人任用 (うち精神保健福祉士の有資格者8人)

(追加配置) 石巻市2人任用 (うち精神保健福祉士の有資格者2人)

(事業の拡充) 角田市, 塩竈市, 岩沼市, 大和町, 涌谷町, 栗原市, 石巻市, 女川町, 登米市, 気仙沼市 (10市町)

平成24年度については、震災後1年が経過し、経済の悪化や家族関係の変化など、児童生徒を取り巻く様々な環境の不安定さが懸念されることから、スクールソーシャルワーカーの必要性が高まると考える。そこで、スクールソーシャルワーカーの配置日数や配置時間数の増加、複数配置など各市町村の実用に応じた活用の拡充を図り、13市町に20名のスクールソーシャルワーカーを配置している。

・ 苦労した点

県内のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの数が限られており、人材確保が難しかった。また、県外スクールカウンセラーの緊急派遣においては、被災地での交通手段や宿の確保が困難であった。県外の派遣に伴う宿やタクシーの手配、市町村教育委員会や学校等との調整及び各県臨床心理士会との日程調整等に多くの時間が割かれた。

平成23年9月からは、沿岸部の宿泊施設も回復し宿泊施設やタクシー会社に継続した協力をしていただいているため、以前よりも状況は改善されている。

・ 評価できる点

平成23年6月以降、県内・県外のスクールカウンセラーの緊急派遣については、時期に応じ各学校から派遣希望を取り、学校や市町村教育委員会の要請に応じた派遣を行った。そのた

²⁶ 一般社団法人日本学校心理士認定運営機構宮城支部、一般社団法人日本臨床発達心理士認定運営機構東北支部、宮城県臨床心理士会の有志により構成された団体。

め、各学校等で有効な活用ができたという声が上がっている。また、他県から同じスクールカウンセラーが継続して支援を行ったことから、学校と県外スクールカウンセラーとの信頼関係が築かれ、平成24年度の継続派遣につながっている。

スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充については、該当市町から児童生徒及び家庭等への対応回数が増加し、問題改善の効果が見られたと評価を受けている。

スクールソーシャルワーカーは平成25年度以降も拡充の要望を受けている。第三者的な立場であるため、家庭に受け入れられやすい。学校と家庭の意見のすれ違いなどで膠着していた問題もソーシャルワーカーにより解決に至った事例もある。

- ・ 課題

児童生徒への手厚い支援を行うためには、専門的知見をもつスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材確保が課題である。

県外スクールカウンセラーの派遣に伴うコーディネートや事務処理に膨大な時間がかかる。

イ 市町村教育委員会への支援

指導主事等を被害の大きい市町村教育委員会へ派遣

義務教育課では、関係市町村教育委員会と調整の上、義務教育課及び各教育事務所等の指導主事等を被害の大きい市町村教育委員会に派遣し、支援に当たることとした。派遣期間は平成23年4月から7月末日までとしていたが、石巻市には、8月以降も継続した(平成24年3月22日に終了。)

ウ 公立小中学校児童生徒等への就学等支援

教育庁総務課及び義務教育課では、震災により就学等が困難となった幼児児童生徒を対象として市町村が行う就学支援・就園支援事業の実施を支援した。支援額については国庫により賄っており、平成23年度は約14億円を支援した。また、平成24年度においても同様の支援を行うこととした。

(対象者数 就学支援事業：12,413人 平成24年3月31日現在)

就園支援事業：4,379人(私立幼稚園分を含む。)平成24年3月31日現在)

- ・ 苦労した点

支援対象者の認定については、市町村がそれぞれの申請に対し、経済的理由により就学困難な状況であるかどうかを判断しなければならないため、被災者数が多かった沿岸部の市町村では、対象者一人一人の状況を確認するのに多くの時間を要した。

- ・ 評価できる点

東日本大震災により被災し就学困難となった児童生徒に対して、必要な就学援助を実施した市町村を支援することにより、当該児童生徒の就学の機会を確保することができた。

- ・ 課題

国の予算措置は平成26年度まで延長されたものの、平成27年度以降も就学困難な被災児童生徒が相当見込まれ継続した就学支援が必要であることから、国における継続した予算措置が必要である。

エ 東日本大震災みやぎこども育英基金

教育庁総務課では、国内外から寄せられた寄附金を積み立てた「東日本大震災みやぎこども育英基金(以下「基金」という。)」を活用し、東日本大震災により保護者と死別した児童・生徒等が安定した学びの機会と、希望する進路選択を実現できるよう、本県独自の支援を長期的・継続的に推

進することとした。

a 給付金の名称

東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金

(※この他に保健福祉部所管の「東日本大震災みやぎこども育英基金未就学児支援金」もある)

b 給付金の対象及び額（平成 24 年 3 月末時点）

東日本大震災により親を失った児童・生徒等

小学生 月額 10,000 円 卒業時一時金 150,000 円

中学生 月額 10,000 円 卒業時一時金 200,000 円

高校生等 月額 20,000 円 卒業時一時金 600,000 円

大学生等 月額 30,000 円

市町村立学校への対応の検証

◆スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、被災生徒の対応にあたった

＜計画やマニュアル＞

震災に伴い、児童生徒の心のケアの必要性が高まったことを受け、義務教育課では県内のスクールカウンセラーの緊急派遣を行ったが、人数が不足したため、県外からスクールカウンセラーを受け入れて対応した。平成 24 年度においても、学校からの要望に応じ、継続した県外スクールカウンセラーの緊急派遣を行っているが、それに伴う事務処理等の増加や、専門的な知見を持つスクールカウンセラーの人材確保が課題となっており、体制の見直しや他県との連携の強化を図り、更なる配置体制の拡大を行う必要があると考えられる。また、義務教育課では緊急スクールカウンセラー等派遣事業を活用したスクールソーシャルワーカー活用事業の拡充によって、多くの児童生徒に対して支援を行った。スクールソーシャルワーカーの活用はニーズが高く、平成 25 年度以降についても拡充の要望が出されており、今後も更なる事業の拡充、人材確保等の課題に対する協議を行い、継続した支援を行っていく必要がある。

(5) 公立大学法人宮城大学への対応

ア 卒業式・入学式

震災直後の混乱と安全確保が困難であるため、やむを得ず中止とされた平成 22 年度宮城大学卒業式（宮城大学は、平成 21 年 4 月 1 日より公立大学法人化）については、人生の節目であるという大学側の配慮から、1 年遅れとはなったが、改めて開催することとされ、当時の学長及び教員、対象者の約 6 割となる 300 人を超える卒業・修了者を集め、平成 24 年 3 月 17 日に開催された。

同様に中止とされた平成 23 年度入学式についても、学生本人やその保護者からの要請もあったことから、ほぼ半年遅れの平成 23 年 9 月 24 日に開催されている。

イ 施設の復旧

宮城大学・大和キャンパスでの天井の破損落下等、学内の安全確保に関わるものは、緊急に復旧

工事を行い、平成23年4月末までに完了し、5月2日のオリエンテーション及び5月9日の講義開始に対応した。

その後、緊急的な対応を要しない壁面の補修などについては、夏期休業期間等に行われ、平成23年12月末までにすべて完了している。また、国庫負担の対象となる工事については、事業費の約8割に当たる国庫負担金を得ることができ、その他県単独事業となるものと合わせ、総額5千万円余を、公立大学法人宮城大学あて災害復旧事業費補助金として支出している。

ウ 就学支援

大学においては、被災学生の就学を支援するため、被災の程度に応じ入学金及び授業料を減免することとされた。

表2-2-29-4 減免実績

区分	人数	減免額	備考
H23年度授業料	延べ437人	91,398,550円	前・後期別に授業料535,800円を全額又は半額減免
H23年度入学金	79人	18,753,000円	県内者282千円・県外者564千円を全額又は半額減免
H24年度入学金	74人	15,651,000円	同上
合計	—	125,802,550円	

県では、減免による法人の減収を補てんするため、運営費交付金約1億26百万円を追加交付した。また、法人においては、平成24年度も震災被災学生への授業料減免措置を継続することとし、減免措置の実施による減収に対し、県は引き続き運営費交付金による補てんを予定している。

なお、国立大学法人に対しては、減免措置による減収を補てんする運営費交付金が予算措置されており、私立大学に対しても、同様の補助金が交付されている。公立大学に対しては、減免措置による減収を補てんするための特別交付税が措置されているが、恒常的な制度とはなっていない。県では就学支援に対する財政措置を、引き続き国に対して要望することとしている。

(6) 私立学校への対応

ア 被害状況について

私立学校では、幼稚園157園、小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校32校、専修学校・各種学校63校において建物等に被害があった。また、人的被害については、園児児童生徒及び教職員72人が死亡し、その内、学校管理下における死亡は、15人となっている。

なお、津波による被害で、移転改築等が必要とされる6幼稚園のうち、5園は仮園舎や同一法人が運営する姉妹園で教育活動を再開している。

表2-2-29-5 私立学校の被災状況

(平成24年4月現在)

	幼稚園	小学校	中学校	中等教育	特別支援	高校	専修・各種	計
学校数	176	4	7	1	1	19	73	281
人的被害(人)	64			1		6	1	72
死	61			1		6	1	69
亡	3							3
施設被害(校(園)数)	157	4	7	1	1	19	63	252
休校・休園(校(園)数)	1	0	0	0	0	0	0	1

表2-2-29-6 私立学校の施設被災状況

(平成24年4月現在)

区 分	学校(園)数	被害額(百万円)	摘 要
幼稚園	157	2,212	
小学校	4	73	
中学校	7	17	
高等学校	19	6,536	中等教育学校の被害額を含む。
中等教育学校	1	—	
特別支援学校	1	19	
専修学校	48	2,465	
各種学校	15	88	
計	252	11,410	

イ 国に対する要望について

県(私学文書課)では、平成23年4月以降、私立学校の教育活動の復旧を支援するため、政府に対して①私立学校に対する災害復旧費の補助率の嵩上げ、②災害復旧査定の簡素化、③日本私立学校振興・共済事業団が行う融資の償還猶予などの要望を継続的に行ったところ、順次、私立学校の負担軽減に関する改善が行われた。この結果、特別補助である教育活動復旧費特別加算等を活用した私立学校の財政的負担の軽減と、事務手続の大幅な簡素化及び弾力的な運用がされた災害査定により、災害復旧の迅速化を図ることができた。

ウ 災害復旧事業について

国の災害復旧事業の補助対象は、激甚災害により被害を受けた学校教育法の第1条校等であり、補助率は1/2となっているが、県(私学文書課)としては早期復旧を図るため、東日本大震災復興基金を活用し、国庫補助の対象となった私立学校を支援するとともに、国庫補助の対象とならない学校法人立以外の専修学校や各種学校に対しても復旧に要する経費の一部を援助し、早期の復旧を支援した。また、被災して経済的理由等により修学が困難となった幼児児童生徒の教育機会を確保するため、私立学校授業料等軽減特別事業を実施し、私立学校の設置者に対して授業料等の減免経費を補助するとともに、被災児童生徒就学支援事業により、私立学校を通して保護者に学用品の購入費等を援助した。

なお、学校等からは、激甚災害の指定がなくとも補助が受けられるように、制度改正の要望があげられた。

エ 教育現場正常化支援事業について

私学文書課では、被災した私立学校の幼児児童生徒が、精神的に安定した学校生活を送れるよう支援するため、緊急スクールカウンセラー等派遣事業を行い、社団法人専修学校各種学校連合会、社団法人私立学校幼稚園連合会及び私立高等学校に委託し、スクールカウンセラーを派遣した。また、職員が不足している私立小中高等学校に対して、教育活動の補助業務及び復旧事務を支援するため、緊急雇用創出事業を活用し、学校法人等に委託し補助職員等を配置した。

心の問題であるため、一概に数字のみでは判断できない面があるが、子供の行動面に改善がみられたという報告がなされている。

私立学校への対応の検証

◆公立大学法人宮城大学や私立学校の災害復旧に向けた国への要望や支援事業は有効であった

＜県庁内部での調整＞＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

私学文書課は、災害への対応を可能な限りスムーズに進められるように国との調整を積極的に実施しており評価できる。また、公立大学法人宮城大学に関しては、就学支援に対する財政措置を、引き続き国に対して要望している。私立学校に関しては、特別補助である教育活動復旧費特別加算等を活用し私立学校の財政的負担の軽減と、事務手続の大幅な簡素化及び弾力的な運用による災害査定により、災害復旧の迅速化を図っている。また、災害復旧事業では国庫補助の対象とならない学校法人立以外の専修学校や各種学校に対しても復旧に要する経費の一部を援助することや、職員が不足している私立小中高等学校に対して、教育活動の補助業務及び復旧事務を支援するため、緊急雇用創出事業を活用し、学校法人等に委託し補助職員等を配置するなどの対応を実施している。これらは、学校を様々な側面から支援する内容であり、今後の災害に備えて対応計画等に整理しておくことが望まれる。

(7) 甚大な被害を受けた公立学校に係る人的体制の確保

ア 教職員の加配

県（教職員課）では、児童生徒の心のケア、学習支援の充実、校舎・施設等の復旧に関する業務、保護者や地域住民と一体となった学校づくりに関する業務等を手厚く進め、児童生徒の生活環境、教育環境の回復を早急に図っていくために、教職員を加配する特例措置を講ずるよう国に要望し、義務教育諸学校で216人、高等学校で25人の加配定数が認められた（平成23年度）。

平成24年度についても、義務教育諸学校で216人、高等学校で25人の加配定数が認められ、継続して人的体制の整備を図っていく。

イ 緊急学校支援員の配置

教職員課では、退職した教職員等を「緊急学校支援員」として一定期間任用し、長年の教職生活で培った豊富な知識と経験を活かし、児童生徒の心のケアや教育活動の正常化などに関する業務に

従事させ、学校教育活動の復興支援に当たさせた。業務の具体的な内容は、子ども達の震災の影響による学習遅延等に対応するための授業中の補助的支援や放課後学習、さらに登下校や清掃活動、放課後の見守り等である。

平成24年度についても、引き続き緊急学校支援員を任用し、児童生徒の心のケアや教育活動の正常化などに関する業務に当たっている。

a 平成24年3月31日までの配置人員と配置学校数

小学校28校に37人、中学校13校に14人、高等学校8校に11人、特別支援学校1校に2人、計50校に64人を配置した。

b 退職時の職名別人員

校長11人、教諭25人、養護教諭6人、事務職員22人。

ウ 学校事務職員の加配（小中学校）

義務教育課では、被災した学校の事務職員について、学校教育活動の正常化に向け破損・流失した備品等の整備、校舎の改修の業務等が大幅に増加していることから、要保護・準要保護の児童生徒数等が一定の基準を超え、定数加配の要件を満たした学校に、市町村教育委員会からの要請に基づき順次配置した（平成23年12月1日現在／小学校26校、中学校16校）。

平成24年度についても、当該基準等を踏まえ小学校17校及び中学校11校に対し、年度当初から加配を行うこととした。

・ 苦勞した点

要保護・準要保護児童生徒認定作業の進捗が、市町村により異なったため、定数の総数把握や人員の確保に苦慮した。

被害の大きな地域の学校に配置する際、教員の住宅を確保することが困難であった。

・ 評価できる点

年度途中からの配置となったが、市町村教育委員会からの要望に応え、学校事務及び学校教育活動の正常化に向けた人的支援を行うことができた。

被災地域の学校では、児童生徒の生活環境や教育環境を早急に回復することができた。また、被災地から避難してきた児童生徒の対応がスムーズにできた。

・ 課題

加配要件を満たすことが判明する時期が年度開始後のため、的確な配置時期を見極めることが必要である。

平成23年度及び平成24年度と特例措置により加配が認められたが、被災地域では依然として応急仮設住宅での生活や保護者の就労状況が厳しく、児童生徒の心のケアや学習支援等が今後とも必要であり、継続して加配をはじめとした人的体制の確保が必要である。

エ 地方自治法に基づく教員派遣

平成24年1月1日現在までの、教員の派遣決定実績総延べ人数は1都7県から113名（仙台市を除く。）であり、そのうち東京都からは90名の教員の派遣支援があった。学校別では、小学校44校に57名、中学校25校に25名、高等学校12校に27名、特別支援学校1校に4名である。平成24年度についても、教育職員については一都一県から、計30人の職員派遣を受けている。

※「派遣決定実績総延べ人数」は、例えば同一校で3か月ごとに3名の教員が派遣された場合3名とカウン

トしている。

- ・ 苦労した点

震災発生直後から多くの都道府県より職員派遣の申入れがあったが、各都道府県が派遣可能な人材と当県が求める人材とが一致しない場合も多く、教職員課では調整に苦慮した。例えば、震災直後は当県で養護教諭の派遣を望んだが、多くの都道府県では長期的な養護教諭の派遣は難しい状況であった。

加えて、他都県から自治法派遣職員を受け入れるに当たり、派遣協定を締結することが必要であったが、勤務条件、給与、福利厚生等の諸制度がそれぞれ異なるため、その調整にも多くの労力を要した。

- ・ 評価できる点

職員を派遣していただいた都県の中には、派遣職員の居住地や通勤手段等についてまで配慮していただいたところもあった。また、文部科学省には、他都道府県の派遣申入れの取りまとめを一元的に行っていただいた。これらの機関の御助力もあり、震災直後の混乱した状態であったにもかかわらず、震災後2か月弱の5月初旬から多くの職員派遣を受け入れることが出来た。

- ・ 課題

被災県と派遣可能都道府県との間の職員の需給調整を被災県が行うには限界があり、臨時的・緊急的に当該調整機能を担う機関の設置が望まれる。併せて、自治法派遣の全国的なルール化・マニュアル化も望まれる。

甚大な被害を受けた公立学校に係る人的体制の確保の検証

◆地方自治法に基づく教員派遣の調整は、ルール化・マニュアル化が必要であった

＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

本災害では、災害時における子どもたちの学習支援を充実するため、全国各地から地方自治法に基づく教員派遣を受けて対応を行っているが、災害が起きたときには支援を受け入れる被災県は多様な活動を行わなければならない。このような状況の中で、派遣可能都道府県間の職員の需給調整や派遣協定締結に向けた勤務条件等の調整を、被災県が主体に行うことは困難な状況と考えられる。これらの問題に対しては、平常時から自治法派遣職員を受け入れるための全国的なルールづくりマニュアル化が必要であり、今後は、国、県、市町村、関係機関等が連携して対応を検討しておくことが必要である。

(8) 学校安全関係

ア 「みやぎ学校安全基本指針」の策定

東日本大震災を経験し、多くの教訓を得たことから、スポーツ健康課では「みやぎ学校安全基本指針」の策定に取り組んだ（平成24年10月策定完了。）。この指針では、地震・津波はもとより、あらゆる災害への対応を図ること、また、子どもたちを取り囲む、災害安全、交通安全、生活安全

(防犯を含む。)の三領域の危険に幅広く対応を図ること、さらには、教職員が子どもたちに対して計画的・継続的に安全教育を行い、「危険を回避する力と他者及び社会の安全に貢献できる心」を育てるとともに、子どもたちの命を守る安全管理体制の再構築を行い、安全教育の一層の充実を図ることを目的としている。

策定に当たっては、外部の専門家も含めた作成協議会を組織し、アドバイスを受けながら作成に取り組んだ。また、文部科学省が平成24年1月に実施した、「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」の結果から本県分を独自に集計・分析を行い、その結果から見えてくる課題等を盛り込んでいる。なお、主な項目は、地震・津波による被害状況と対応について、安全管理・防災教育などの実施状況について等である。

また、各学校で「学校防災マニュアル」(平成24年度策定完了。)を作成する際のポイントを示した「学校防災マニュアル作成ガイド」については、指針の策定に先駆け、平成24年5月21日に暫定版「学校防災マニュアル(例)」を県立学校及び各市町村教育委員会に通知・配布した。

- ・ 作成協議会

平成23年度 9月6日, 12月20日, 3月19日 3回開催

平成24年度 6月5日, 8月3日 2回開催

- ・ ワーキンググループ会議(下部組織)

平成23年度 9月16日, 11月22日, 2月8日 3回開催

平成24年度 5月, 7月 2回開催

- ・ 作業部会(庁内組織)

平成24年度 6月～ 10回開催

※ 協議会の委員は東北大学災害科学国際研究所の今村教授, 東北工業大学の小川教授, 仙台管区气象台, 宮城県警, 県庁の関係各課の課長となっている。その下部組織にワーキンググループがある。

※ ワーキンググループは, 教育庁の各課及び子育て支援課, 防災砂防課, 交通対策課, 危機対策課の班長で組織され, 仙台管区气象台, 宮城県警からも参加している

※ 平成24年度からワーキンググループの下部組織として作業部会を立ち上げ, 教育庁内の総務課, 教職員課, 高校教育課, 義務教育課, 特別支援教育室, スポーツ健康課の担当で組織されている。作業部会で「みやぎ学校安全基本指針」の原案を作成し, ワーキンググループで検討, 作成協議会に提出するという流れで行った。

- ・ 苦労した点

震災後であったため, 会議開催の日程が遅くなり, 後半に集中し作業時間が足りなくなった。また, 調査の回収率が悪く, 未提出の学校園の回収に時間がかかった。

- ・ 評価できる点

「学校防災マニュアル(例)」の暫定版を平成24年5月21日に県立学校及び各市町村教育委員会に配布した。

作業部会を立ち上げたことにより, 指針の内容をしっかりと整理することができた。

イ 防災主任の配置

大震災の記憶が薄れることなく後世に伝える仕組みを作るとともに, 自然災害に対する危機意識

を高め、学校における防災教育推進の体制整備を図るため、平成24年度から県内すべての公立学校に、防災主任を置くことを制度化した。

加えて、教職員課では、小中学校で特に拠点となる学校に、新たに加配という形で防災担当の主幹教諭を配置し、当該学校の防災教育だけでなく、地域内学校の防災主任等と連携し、各自治体の防災担当部局や地域との調整にあたるなどの体制づくりに努めた。

学校安全関係の検証

◆震災の経験を踏まえ、「学校防災マニュアル（例）」を短期間で作成した

＜計画やマニュアル＞

「学校防災マニュアル（例）」は、個々の学校がマニュアルを作るためのガイドである。詳細な部分については、各学校で独自に定めることになる。課題である子供の引き渡しについては、各学校で状況が異なるため、学校ごとに対応を検討しなければならないが、基本的な考え方等については県で取りまとめる必要がある。県では、独自に調査・集計した結果にもとづき、人員不足などの問題もある中で、作成体制を工夫し、作成に取り組んだことは評価できる。

(9) 教職員への措置等

ア 教員研修の取扱

- a 教職員課では、初任者研修、10年経験者研修について、研修日数を縮小するとともに、校外研修を校内研修へ振替えたほか、当該研修以外の研修についても、縮小、延期及び中止など学校等の実情に応じて実施した。
 - b 教職員課では、東日本大震災に対応した次の教員研修等を実施し、災害への対応能力の向上を図った。
 - i 新たな研修
 - ・ 防災教育等推進者緊急研修会（平成23年12月6日、8日及び平成24年1月12日）
 - ・ 新規採用等養護教諭研修会（平成24年2月1日）
 - ii 研修項目の変更等
 - ・ 初任者研修における心のケア・防災教育に関する研修の追加実施（平成24年2月24日）
 - ・ 10年経験者研修における、防災教育に関するワンポイント講座の実施
 - ・ 教育相談研修の当初計画に「心のケア」に関連した内容を追加実施
 - iii 平成24年度の取組
 - ・ 新任防災主任研修会（平成24年5月23日、7月12日及び10～11月）
 - ・ 防災担当主幹教諭推進研修会（平成24年6月28日）
 - ・ 初任者における心のケア・防災教育に関する研修の実施
 - ・ 10年経験者研修における、防災教育に関するワンポイント等講座の実施
- なお、10年経験者研修における、防災教育に関するワンポイント講座では、「避難訓練のあ

り方」,「日本列島の震源域について」といったテーマでの講義など,地震に特化した内容のほか,津波の際の逃げ方等,一般的な避難行動知識も提供している。

- ・ 苦労した点

教育研修センターが被災したことにより研修会場の確保に苦労した。

被災したものの,教員の資質能力の向上のため,一定程度の研修機会を提供する必要があったことから,研修内容等を勘案し,延期,縮小など全体調整に苦労した。

- ・ 評価できる点

研修を延期,縮小しつつも,初任研,10年経験者研修など最低限の研修機会が確保できた。

防災教育,心のケアに係る研修を緊急に開催し,災害に対応した専門性を高める

ことができた。

- ・ 課題

防災教育の推進,心のケアなど災害対応能力を高めるための継続的な取組の必要がある。志教育,学力向上などの教育課題に対応した研修も引き続き実施し,教員一人一人の資質能力の向上を図る必要がある。

教員研修の中核的施設として平成25年4月に開所する(仮称)総合教育センターを効果的,かつ,効率的に運用できるよう検討する必要がある。

教職員への措置等の検証

◆自然災害に対する危機意識を高め,学校における防災教育推進体制整備を図るための防災主任の配置に取り組んだ

＜県庁外部との調整＞＜計画やマニュアル＞

防災主任は,県・各市町村が連携して制度化し,運用を開始している。また,実際の活動内容も,各学校での児童に関する防災教育,地域と連携しての合同避難訓練の実施,地域合同での模擬避難所運営等,災害時に重要や役割を担う位置づけとなっている。今後,更なる防災体制の充実を図るためには,防災主任となった教員への研修のさらなる充実による対応能力の向上,災害時の役割の具体化など地域との連携方法,災害時の権限等について,より実効性の高い活躍ができるような仕組みの構築が求められる。

(10) 被災した教職員へのメンタルヘルスカケア等

ア ストレスチェック票の配布

福利課では,平成23年9月,全教職員にストレスチェック票を配布して,災害時のストレスに係る情報提供を行い,職員自らが自己の心の状況を定期的にセルフチェックできる体制を整えるとともに,必要がある場合には早期相談を受けるよう促した。なお,このストレスチェック票はあくまでもセルフチェック用であり,回収や結果の集計などは行わなかった。

表2-2-29-7 ストレスチェック票の具体項目※チェック6つ以上で、休養と早期相談を促す

周囲から冷遇されていると感じる	向こう見ずな態度を取る	自分が偉大のように思えてしまう
休息や睡眠を取れない	仲間やリーダーを信頼できない	ケガや病気になりやすい
物事に集中できない	何をしても面白くない	すぐ腹が立ち、人を責めたくなる
不安がある	状況判断や意思決定をよく誤る	頭痛がする
よく眠れない	酒やタバコが増えた	じっとしていられない
気分が落ち込む	人と付き合いたくない	問題があると分かりながら考えない
いらいらする	物忘れがひどい	発疹がでる

イ カウンセラー（臨床心理士）の被災地派遣

福利課では、被災地の厳しい環境の学校現場を支える教職員に対して、心のケアが必要と考え、東京都派遣のカウンセラー（臨床心理士）により、沿岸部を中心とした教職員を対象としたカウンセリングを行った（派遣期間 平成23年9月26日から12月2日 14校で実施）。

ウ 健康調査の実施

福利課では、教職員のメンタルヘルス対策の検討及び教職員自らが自己の健康状態を把握し、セルフケアの啓発と早期治療を促すことを目的として、全教職員を対象に健康調査を実施した（調査期間 平成23年11月30日から12月6日 16,981人が回答）。

表2-2-29-8 健康調査票の項目

震災前の業務量と、震災後の業務量比較	休養について
職場でのコミュニケーションの状況	自宅の被災状況
震災による転居の状況	震災時の震災関連業務の従事経験
家族の死亡・行方不明の有無	
現在の健康状態（体調・食欲・睡眠・飲酒）	疾病の有無（震災以前、震災以後発症）
ストレスについて	精神健康全般に関するチェック
トラウマ反応に関するチェック	個別面談の希望の有無

エ メンタルヘルス個別面談の実施

福利課では、健康調査の結果、震災後、多くの教職員がストレスを感じていることが明らかになり、心のケアが必要として臨床心理士によるメンタルヘルス個別面談を実施した（個別面談 平成24年2月24日から3月10日 6回開催）。

・ 評価できる点

震災後の現状把握に努め、カウンセラー（臨床心理士）の被災地派遣やメンタルヘルス個別面談など教職員の心のケアに有効な事業を実施することができた。

・ 課題

派遣する臨床心理士について、同じ場所に同じ人を継続的に派遣することが望ましいが、派遣元へ依頼はしたが要望通りとはならなかった状況もあった。

被災地では、市町村やNPOが混在し、同様の質問・面談等を実施している状況もみられ、

今後調整方法の検討が必要である。

全教職員を対象に実施した健康調査の結果、約5人に1人がストレスを「大変強く」または「強く」感じていることが明らかになった。震災から1年が経過したが、被災した教職員の心のケアについては、引き続き支援が必要である。

平成24年度においても、臨床心理士によるメンタルヘルス個別相談を継続して実施するほか、メンタルヘルスセミナー等を開催し、教職員の心身のケアに努めていく。なお、健康調査の結果ストレス度合が高いことが判明した教職員たちが個別相談に訪れないという状況もあり、これらの人たちに対する、何らかの対応が必要である。

被災した教職員へのメンタルヘルスケア等の検証

◆市町村やNPO等の関係団体との連携については、事前の計画が必要であった

＜計画とマニュアル＞

福利課では被災した地域で教職員へのメンタルヘルス個別面談を実施した。しかし、県の活動以外にも、市町村やNPOが独自に同様の質問・面談等を重複して実施している状況がみられた。これらは、被災地の実状を把握しながら効率的に行えるように対応が必要であったと考えられる。今後は、被災地で活動する教職員のメンタルヘルス個別面談の実施方法（対象者、実施時期、実施内容派遣する臨床心理士の配置方法等）について、県・市町村がどのような項目を調整していくべきなのか整理しておくとともに、被災地に支援に来るNPOの活用も効率的にできるように調整方法を定めておくことが必要である。

(11) 学校以外の教育関係施設等

ア 社会教育施設関係

社会教育施設関係の復旧に関する業務は、生涯学習課が担当した。

a 県立施設の復旧状況等

i 宮城県図書館（仙台市）

被災箇所の特定に日数を要したことから特定災害復旧工事を平成24年度に繰り越した。

また、地域の人々の防災・復興活動に資するとともに、大震災の記憶と記録を永く後世に伝えることを目的として、大震災に関する資料を、広く収集・整理して、「東日本大震災文庫」を創設した。平成24年10月時点で、購入または寄贈により収集した資料は、図書930点、雑誌500点、27社の新聞1,529部、DVD等の視聴覚資料21点、チラシ等296点である。

ii 宮城県美術館（仙台市）

天井材等の脱落防止措置等、内外装の補修工事が平成24年3月30日までに完了した。

iii 松島自然の家（東松島市）

津波により施設全体が壊滅的被害を受けた。事務所機能を東松島高校第2体育館に移転し、主に前講座を中心に事業展開していたが、キャンプ等自然体験活動の活動フィールドを求めて平

成 24 年 4 月 1 日から東松島市の鷹来の森運動公園を借用し、仮事務所を運動公園の旧管理棟に移転、通常業務を遂行しながら、再建に向け移転先等を検討している。

- ・ 苦労した点

施設備品の大部分が津波で流失したため、事業実施にあたり各方面から調達する必要があった（調達した備品の例：テント、バーベキュー用コンロ等のキャンプ用品）。

- ・ 評価できる点

平成 23 年 7 月には職員が 4 名減員されたが、残員 5 名で主催事業を実施（9 事業：参加者 316 人）。

出前講座においては 62 団体 4,096 人利用があり、震災後体験活動の実施が困難な中、職員は各団体の要望に沿った事業を展開し多くの参加者から好評を得た。

- ・ 課題

再建に当たっては移転候補地の選定を含め、立地する東松島市からの支援が必要不可欠である。

施設の再建までは相当の期間を要するため、被災前に実施していた事業に関するノウハウをいかに継承していくかが課題である。

iv 蔵王自然の家（蔵王町）

施設等の被害は軽微であり、応急復旧工事を行い平成 23 年 5 月 6 日より事業を再開した。また、5 月 1 日から 10 月 31 日まで沿岸市町からの二次避難所として 100 名の受入体制をとったものの利用者はいなかった。

- ・ 苦労した点

利用者から放射能に関する問い合わせが多かったので、施設自ら放射能測定器を準備し、定期的に測定し公表することで、施設周辺の放射能に関する不安解消に努めた。

- ・ 評価できる点

施設被害自体軽微であったことから所長を中心に迅速な対応をした結果、いち早く再開することができた。また、放射能問題、二次避難所受入、被災児童等に対する事業など積極的に対応した。

v 志津川自然の家（南三陸町）

本館・宿泊施設等は軽微であったが、津波被害により艇庫が全壊し、備品はすべて流失した。8 月 23 日まで南三陸町戸倉地区の避難所として対応していたが、避難者が全員応急仮設住宅等へ移動したことにより、9 月 1 日から事業を再開した。宿泊学習等受入のほか、南三陸町の社会教育施設のほとんどが被災したことにより、町の社会教育事業等の会場としても貸与している。

- ・ 苦労した点

艇庫及び施設備品が流失したことにより、当施設の人気プログラムである海洋研修プログラムの実施が不可能であることから、「グラウンドゴルフ大会」や「ノルディックウォーキング」等の代替プログラムを開発した。また、グラウンドには応急仮設住宅があることから、活動の際には応急仮設住宅入居者への配慮も必要である。

- ・ 評価できる点

南三陸町や気仙沼市の応急仮設住宅入居者に対し、生活不活発病予防も含めた日帰り事業と

して「トレッキング」や「グラウンドゴルフ大会」を複数回企画するなど、近隣被災市町への支援を積極的に行った。

- ・ 課題

艇庫の災害復旧にあたり、施設のほか護岸やスロープ等の嵩上げ工事も必要なことから、水産業基盤整備課とも連携をとりながら進めていく必要がある。

海洋研修プログラムの再開に当たっては活動エリア内の海洋状況を確認し、安全管理マニュアルを再整備した上で実施する必要がある。

b 市町村立施設の被害状況等

公民館、図書館、博物館等の市町村の社会教育施設で確認された被害は、県内 33 市町 403 施設であった。そのうちのおよそ半数にあたる 204 施設から公立社会教育施設災害復旧費補助金の交付申請の申出があった。

補助金交付に係る事務手続きについては、常に文部科学省との連絡をとりながら、必要な手続きについて市町村に通知するとともに、現地での被害調査や申請に必要な書類の作成についてなどさまざまな相談に応じてきた。平成 23 年 8 月 15 日からは文部科学省と東北財務局による現地調査（災害査定）を開始し、平成 23 年度中に 12 週にわたり実施した。

平成 23 年度中の進捗状況としては、現地調査を終了し、交付内定済が 132 施設、交付決定が 61 施設、実績報告完了補助金交付済が 41 施設であった。補助金交付済 41 施設以外の 163 施設については平成 24 年度に繰越となった。

平成 23 年 6 月より、三重県から技術職（建築）の派遣職員が当該業務に加わり、11 月からは宮崎県の技術職員の派遣職員が震災復旧事業の業務を引き継いでいる。専門的な見地から県立施設や市町村施設担当者の事業推進に係る相談に応じ、さらに被災施設に訪問しての調査を実施するなど、各市町村や被災施設の状況に応じた支援に努め、本事業の推進に貢献した。平成 24 年度も宮崎県の技術職員が交代しながら着任し、県及び市町村の災害復旧支援事業の支援を継続している。

- ・ 苦労した点

公立社会教育施設災害復旧費補助事業については、公立学校等と違って激甚災害に指定された場合のみ予算化される事業であることから、県をはじめ市町村にとっても、初めて取り扱う業務内容であった。手探りの状態から業務を開始し、文部科学省社会教育課と数え切れないほど連絡を取り合っただけで業務を推進したが、被災が大きい市町村ほど、災害復旧事業に携わる職員も少なく、経験もないことから、業務の推進に時間を要した。また、事業計画書には詳細な写真と被害状況と工事内容を掲載した図面等が必要となるが、これらは専門的な業務であるため、事務系の職員が書類を作成するには限界がある。しかし、当初、実施設計委託費が補助対象経費として認められていなかったことなどから市町村の現地調査（災害査定）が予定どおり進まなかった。このため、多くの施設が 24 年度に繰越となった。

- ・ 課題

公立社会教育施設災害復旧費補助事業については、国の平成 23 年度補正予算に計上されたので、原則としては繰越をしても平成 24 年度中に完了しなければならない（事故繰越は平成 25 年度まで）。しかし、津波被害を受けた沿岸部市町村では、復興計画にあわせて移転等が必

要な 18 施設の復旧までに相当の期間が必要である。最後の施設が復旧するまで、補助事業の継続が必要であることから、現在、国への要望を続けている。

イ 社会体育施設関係

a 社会体育施設の復旧等

社会体育施設の復旧に関する業務は、スポーツ健康課が担当した。

i 宮城県総合運動公園

メインアリーナは、施設内部の被害が比較的少なく遺体安置所として使用していたため、平成 23 年 7 月から復旧工事に着手し、平成 23 年 9 月から利用再開となった。

宮城スタジアムは、平成 23 年 7 月からメインスタンド大屋根の復旧工事に着手し、大屋根以外については平成 24 年 1 月末から復旧工事に着手した。

総合プール、テニスコート、合宿所等についても、平成 24 年 1 月末から復旧工事に着手し、宮城スタジアムとともに、平成 24 年 7 月末に完了した。

ii 宮城県第二総合運動場

平成 24 年 3 月に災害復旧工事の入札を行ったが不調となり、工事着手が平成 24 年 5 月までずれ込んだ。

平成 24 年 9 月末に完了し、平成 24 年 10 月に「ねりんピック宮城・仙台 2012（第 25 回全国健康福祉祭 宮城・仙台大会）」（弓道競技）の会場となった。

・ 苦勞した点

復旧工事が進むにつれ被害の詳細が把握できるようになり、施工計画の変更が必要となった。また、宮城県第二総合運動場では、復旧工事の入札が当初、不調となった。

・ 評価できる点

設計変更による増工事等があったものの、工期内で工事が完了できた。なお、宮城県土木部において主任技術者の選任用件の緩和措置が実施された。

・ 課題

震災による被害が大きければ大きいほど、設計業務委託及び災害復旧工事請負等の各業務が、結果として他の公共施設や民間施設とほぼ同時期に集中することになり、入札を行っても不調になるなど、災害復旧工事が予定どおり進められないということが起こる。

(12) 特別名勝松島

ア 震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討経過

宮城県教育委員会（文化財保護課）は、平成 23 年 6 月 21 日に有識者、関係 2 市 3 町の市町長、宮城県の関係部局長から成る「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、文化庁の協力の下に検討を進めることとした。

本検討会では、第 1 回会議において、被災状況及び地域の要望、特別名勝松島の価値、保存管理計画における保存管理の基本方針について確認し、震災復興と保存管理との両立を図るために必要な論点の整理を行った。

その後、7 月に関係 2 市 3 町の教育委員会・復興関係部局の担当者による調整会議を 2 回開催し、第 1 回検討会において整理した論点に基づき、基本的な考え方及び基本方針の案を作成した。

上記の案に基づき、検討会は8月8日に開催した第2回会議において、震災復興と保存管理との両立のための基本的な考え方及び個別の復興事業における基本方針案について議論を行い、中間報告を取りまとめた。同時に、検討会は、個別の震災復興事業の計画策定に当たって、基本方針に基づく具体的な指針が必要であることを指摘した。

その後、基本方針に沿って各市町の震災復興計画の策定が進められてきたことを受け、11月に調整会議を開催し、基本方針（最終案）を作成した。震災復興に係る事業は多岐にわたり、各市町の震災復興計画との調整は容易ではなかった。さらに12月の調整会議においては、個別の震災復興事業における具体的な指針として、「震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための指針」案を作成した。

検討会の最終回にあたる第3回会議を12月26日に開催し、基本方針の最終案及び指針案の検討を行い、最終報告を取りまとめた。これは震災復興と文化財の価値保護とについて、今後のメルクマールとなるひとつの成果と言えるものである。

イ 検討会の最終報告

震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関しては、次のaのとおりで、総括的な方向性としての基本的な考え方を示した上で、それに基づく個別の震災復興事業に関する基本方針を示した。また、次のbにおいては、基本方針に基づく具体的な指針を示した。

基本的な考え方としては、①特別名勝松島の本質的価値を構成する基本要素としての自然的・人文的要素の考え方、②震災復興によって新たに造成される集落等の人文的要素の考え方、③それらを踏まえた震災復興事業の全体計画である復興まちづくりの考え方、の3点についてまとめた。

基本方針としては、個別の震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立に関して、個別の論点ごとにまとめた。

基本方針に基づく指針としては、個別の震災復興事業の実施に当たって配慮すべき具体的な事項についてまとめた。

a 震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する基本的な考え方

- ① 本質的価値を構成する自然的な基本要素は、現状維持あるいは原状復帰を原則とする。特にそれが最も良好に存在する特別保護地区は必ず保存する必要がある。住民の生活・生業・安全確保のために必要不可欠な復興が基本要素に係る場合は、その規模を復興事業にとっての必要最小限に留め、周囲の風致景観との調和及び主要な展望地点（四大観：多聞山、扇谷、富山、大高森）からの眺望に配慮する。
- ② 人々の活動が形成してきた人文的要素の復興に当たっては、安全確保を前提とし、施工時を含め、その規模を復興事業にとっての必要最小限に留め、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を作り出すことを目指す。
- ③ 松島における生活・生業が、特別名勝松島の人文的風致景観を形成していくという認識の基に、松島と共に育まれてきた地域の個性を継承する復興まちづくりを進めることが望ましい。

表2-2-29-9 震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための基本方針

計 画		論 点	基 本 方 針
①高台への住宅移転		場所の選定	特別保護地区は避け、可能な限り1B・2B地区を対象とする。1A・2A地区にせざるを得ない場合は、その範囲を復興事業にとっての必要最小限とし、可能な限り主要な展望地点（四大観）から見えないよう配慮する。
		規模・形態	集落の歴史的な成り立ち等を考慮した新たな風致景観を創り出すことを目指す。規模は復興事業にとっての必要最小限とする。
②避難施設の整備	高台	場所の選定 規模・形態	場所の選定については住宅移転と同様とし、周囲及び主要な展望地点から見えないよう配慮する。規模は復興事業にとっての必要最小限とし、造成方法も地形の改変が最小限となるよう工夫する。
	低地 避難 施設	場所の選定 規模・形態	特別保護地区を避け、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した意匠とし、新たな風致景観を創り出すことを目指す。規模は復興事業にとっての必要最小限とする。
③防災林・防潮堤	改修	形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。また、海岸周辺の植生の保全を図る。
	移設 新設	場所の選定・形態	特別保護地区を避ける。海岸周辺の植生の保全と展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことを目指す。
④浜辺の作業場の新設		集落跡地の利用	作業場等は、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことを目指す。跡地は荒蕪地とならないよう、耕作地、公園・緑地等への利活用を図る。
⑤漁港とその関連施設・防波堤の改修		形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。
⑥道路・鉄道	改修	形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。
	移設 新設	場所の選定・形態	特別保護地区を避け、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことを目指す。
⑦被災農地の復興		跡地の利用	農地としての復旧を原則とするが、不可能な場合には、荒蕪地とならないよう、公園・緑地等への利活用を図る。

b 震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための指針

表2-2-29-10

計 画		指 針
① 高台への 住宅移転	イ 高台への 集団移転	<p>「必要最小限の規模」に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転を希望する被災者の住宅及び個人経営の事業所の他、学校、公民館、病院、福祉施設等、集落又は市街地を維持していくために必要な公共公益施設等を含む。 <p>主要な展望地点からの眺望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成地、建築物及び工作物の一部が見えざるを得ない場合には、背後の丘陵の尾根線を超えず、かつ、尾根線を分断しないこととする。 <p>地形造成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成地形の法面については、周囲の地形へのすり付けが自然な仕上がりとなるよう配慮し、将来的に自然植生が再生されるよう湾内の在来種による植栽等の緑化を行う。 ・特に、工事中における作業用道路等は計画地内に設定することを原則とするが、計画地外とせざるを得ない場合には、丘陵の掘削及び樹木の伐採を極力避け、かつ造成終了後には原状に復旧することとする。 <p>風致景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採については最小限に留め、造成地縁辺、街路、公共用地等に積極的に湾内の在来種による植樹を行う。 ・造成後の建築物及び工作物に関する風致景観への配慮については『特別名勝松島保存管理計画』による。
	ロ 災害公営 住宅	<p>「必要最小限の規模」に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住を希望する被災世帯数の他、集会所等の必要施設を含む。 <p>主要な展望地点からの眺望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の高さが背後の丘陵の尾根線を超えないこととする。 <p>地形造成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高台への集団移転と同様の取扱とする。 <p>風致景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平屋又は2階建を基本とし、形態、意匠、色彩等については、①-ハに示す個人による1A地区への住宅移転と同様の取扱とする。 ・樹木の伐採については最小限に留め、造成地縁辺、街路、公共用地等に積極的に湾内の在来種による植樹を行う。
	ハ 個人によ る1A地 区への住 宅移転	<p>「必要最小限の規模」に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母屋の他、倉庫、車庫、作業場、庭等、生活又は生業を営む上で必要なものを含む。 <p>地形造成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形に沿った造成とし、改変を最小限に抑制したものとする。

計 画		指 針
		<p>風致景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根については、勾配屋根（寄棟造、入母屋造、切妻造）とする。また、和瓦葺き又は金属板等の一文字葺きとすることが望ましい。色彩については、無彩色又は彩度及び明度の低い濃茶系色等とする。 ・外壁については、広大な単一面とならないよう分節する。色彩については無彩色又は彩度及び明度の低い茶色、黄土色、クリーム色等とする。 ・周囲の樹木の伐採については、最小限に留め、必要に応じて敷地内に植樹を行う。 ・外周に区画施設を設ける場合には、生垣、木塀、黒又は濃茶系色のフェンス、自然石による石積又は擬石ブロック塀等とする。
② 避難施設 の整備	高台・低 地の避難 施設	<p>「必要最小限の規模」に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される避難者数に基づく避難施設の他、必要とされる施設及び誘導標識等を含む。 <p>主要な展望地点からの眺望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等が見えざるを得ない場合には、湾内の在来種を用いて周囲に植樹を行い、可能な限り遮蔽する。 <p>地形造成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、既存の平場又は施設を利用する。 <p>風致景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採については、最小限に留める。 ・施設における風致景観への配慮については『特別名勝松島保存管理計画』による。
③ 防災林 防潮堤	イ 防災林	<p>風致景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端部が唐突に収束しないよう、周囲の地形又は植生の遷移をも考慮し、相互の連続性を確保する。 ・樹種については、耐塩性を有するクロマツ又はアカマツ、若しくは湾内の在来種から選択する。
	ロ 防潮堤	<p>「必要最小限の規模」に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波シミュレーションの結果に基づいて設定された高さを原則とする。 <p>主要な展望地点からの眺望及び風致景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮機能の確保と地形的な制約との調和を図り、砂浜、湿地、丘陵、海浜植生の保全にも配慮する。特別保護地区に接する位置において改修を行う場合には、特に十分に配慮する。 ・自然石の使用又はそれを模した表面処理等の工法の採用、陸側法面への覆土、背後地への植樹等の工夫により、長大な構造物が与える人工的印象及び圧迫感を低減するよう配慮する。

計 画		指 針
④ 浜辺の作 業場の新 設	集落跡地 の利用	<p>展望地点からの眺望及び風致景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地として植樹する場合には、耐塩性を有するクロマツ又はアカマツ、若しくは湾内の在来種を選択するとともに、草本等の海浜植生の保全にも配慮する。 ・作業場の他、公園等の施設を設置する場合には、周囲の風致景観との調和に配慮した配置、形態及び色彩とする。 ・大規模な公共公益施設については、計画全体が風致景観に及ぼす影響をより軽微にできるよう配慮する。 ・建築物及び工作物における風致景観への配慮については『特別名勝松島保存管理計画』による。
⑤ 漁港とその関連施 設・防波堤の改修		<p>主要な展望地点からの眺望及び風致景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸及び岸壁については、自然石の使用又はそれを模した表面処理等の工法の採用、周囲への植樹等の工夫により、構造物の人工的印象を軽減するよう配慮する。 ・特別保護地区に接する位置において施設を設置する場合には、周囲の風致景観に特に配慮する。
⑥ 道路・鉄道		<p>地形造形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難路等の果たすべき機能の確保を前提とした上で、地形の改変が最小限となるよう経路を選択する。 ・法面については、周囲の地形へのすり付けが自然な仕上がりとなるよう配慮し、将来的に自然植生が再生されるよう湾内の在来種による植栽等の緑化を行う。 <p>主要な展望地点からの眺望及び風致景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道、中央分離帯等に、湾内の在来種を用いて周囲の風致景観と調和のとれた植栽を行う。 ・標識、防護柵等の付帯施設については、明度及び彩度の低い濃茶色系の色彩とし、形態及び配置を含め相互に統一性を持たせる。統一性については、路線内又は地域内で保たれることが望ましい。
⑦ 被災農地 の復興	跡地の利 用	<p>風致景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地以外への利活用を行う場合には、集落跡地の利用と同様の取扱とする。

ウ 今後の方向性

震災復興事業は今後急速に具体化していくと考えられるため、本報告以降においても、本報告に示した事項を前提として、個別の復興事業と基本方針及び指針との調整を行う場を設ける必要がある。

特別名勝松島の保存管理をより望ましい方向へ進めるためには、基本方針と指針に基づきつつ、

市町教育委員会、県教育委員会及び文化庁相互はもとより、復興事業担当部局及び都市計画部局との連携を深める必要がある。

(13) 指定文化財等

ア 文化財災害復旧事業等

a 被害状況の確認等

文化財保護課では、平成23年3月25日付で指定文化財及び登録文化財の被害状況の報告を各市町村教育委員会に依頼し、被害状況の全県的な把握を図るとともに、可能な限り実地調査を実施した。また、市町村の要望に応じて市町村指定文化財や登録文化財の被害状況を調査した。9月頃までには、国・県・市町村指定文化財、国・市町村登録文化財の被害の全容がほぼ把握できたが、県内の文化財（有形文化財・無形文化財・史跡等）の被害は、国・県・市町村指定文化財、国・市町村登録文化財で350件に及び、特に建造物や史跡等の被害が甚大であった。

※主な被害例

史跡及び名勝 旧有備館及び庭園（大崎市）・・・主屋の倒壊
 重要文化財 我妻家住宅（蔵王町）・・・土壁の崩落
 史跡 旧有壁宿本陣（栗原市）・・・土壁の崩落
 史跡 仙台城跡（仙台市）・・・本丸脇の崖崩れ・石垣の崩落
 重要文化財 木造不動明王坐像（大徳寺・登米市）・・・腕の破損 等

表2-2-29-11 東北地方太平洋沖地震に伴う国指定等文化財等の被害状況（平成23年9月27日現在）

1 指定文化財（単位：被害件数）

		国指定	県指定	市町村指定	計
有形文化財	建造物	19	33	62	114
	美術工芸品	9	9	50	68
民俗文化財	無形民俗文化財	2	1	14	17
	有形民俗文化財		0	1	1
史跡名勝	特別史跡・史跡	17	5	44	66
	史跡及び名勝	1			1
天然記念物	特別名勝・名勝	2	0	4	6
	天然記念物	5	3	4	12
計		55	51	179	285

2 登録文化財

有形文化財	建造物	36		22	58
	美術工芸品	0		7	7
計		36		29	65

3 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

計		1			1
---	--	---	--	--	---

総計（1+2）		91	51	208	350
総計（1+2+3）		92	51	208	351

b 国への要望等

被災文化財の修理・修復費用は多額になるため、所有者及び補助を行う自治体の財政負担が大きくなり、文化財の修復が早急かつ十分に実施できない恐れがあったことから、県（文化財保護課）では、国に対して、所有者及び県・市町村の文化財修復のための財政負担を軽減するために、国庫補助金の補助率の嵩上げと補助対象事業の拡大、県・市町村の補助事業への特別交付税措置を要望した。

要望について、国庫補助金の補助率や補助対象事業は従来通りとなったが、県及び市町村指定文化財も含めて、自治体負担分については80%の特別交付税が措置されることになり（国指定で平成23年度に事業を実施したもの〔国の3次補正予算で対応〕は100%措置）、財政負担の軽減が図られることになった。

c 災害復旧事業

文化財保護課では、指定文化財所有者や指定無形文化財の保護団体、国登録文化財所有者等が実施する被災文化財の修理・修復や再生事業に対して、適切な保存・保護のための指導・助言を行うと共に経費を補助し、被災文化財の早期復旧を図っていくことになった。平成23年度には、国宝瑞巖寺庫裏など国指定文化財18件、補陀寺六角堂など県指定文化財7件の災害復旧事業に対して助成し、また、国・県・市町村指定、国登録文化財の修復にかかる個人・法人の所有者負担に対しては震災復興基金を運用し、国登録文化財1件に対して助成を行った。

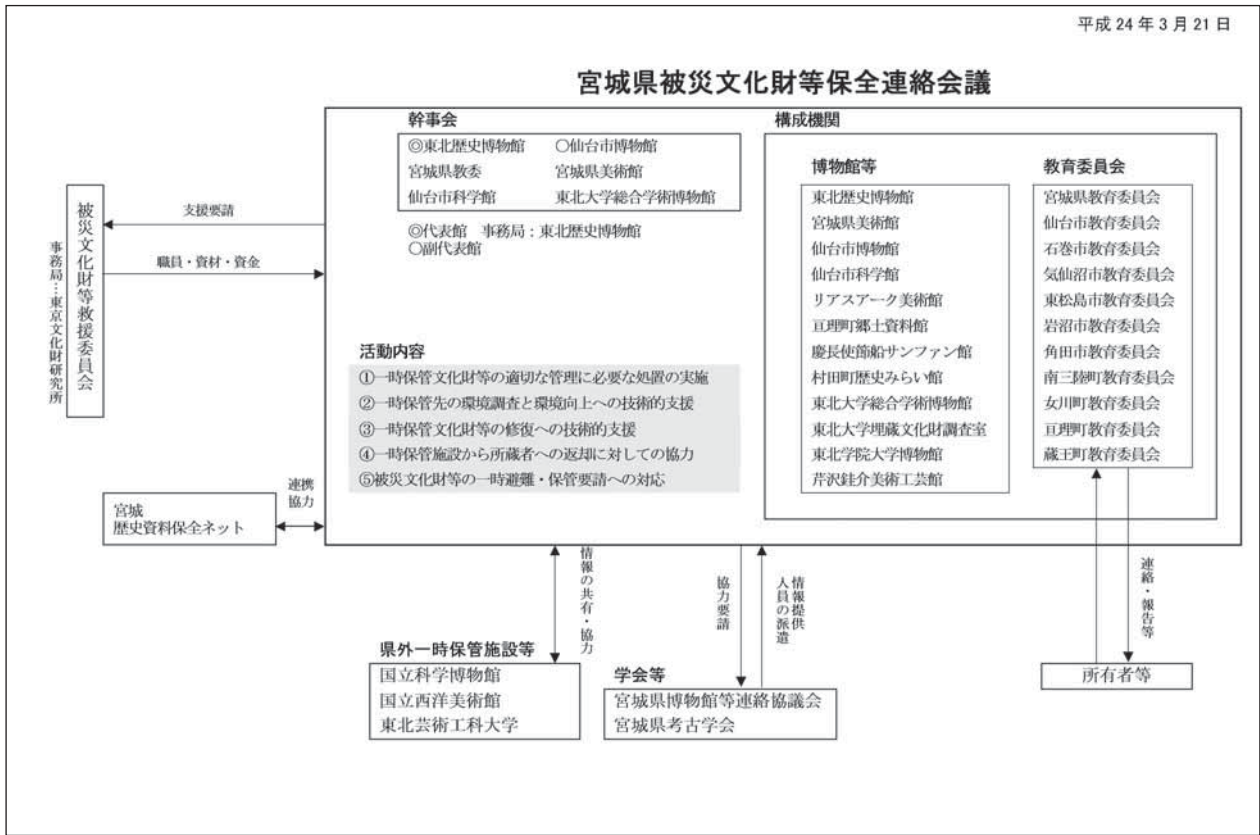
イ 文化財レスキュー事業

被災した文化財等（絵画、彫刻、古文書、考古資料など）を緊急に保全するとともに、貴重な文化財の廃棄・散逸を防止するために立ち上げられた「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」（実施主体：東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（事務局：東京文化財研究所））は、平成23年4月後半から本格的に開始され、行政機関や研究機関、学会などの連携・協力の下に、各地の多数の被災文化財等を救出して応急処置を施し、博物館などで一時保管が行われた。

なお、文化財レスキュー事業は被災文化財等の緊急避難と応急処置を目的とした事業であり、救出された資料等の返却までの円滑な対策についての検討も含めた対応組織として、10月21日に「宮城県被災文化財等保全連絡会議」を設置した。

「宮城県被災文化財等保全連絡会議」は、宮城県教育委員会、東北歴史博物館、仙台市博物館、宮城県美術館、仙台市科学館、東北大学総合学府博物館の6者を幹事として、宮城県内の12の博物館等（被災側・受入れ側双方）、11の教育委員会により構成され、前述の「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」をはじめ、県外の一時保管施設、学会、「宮城歴史資料保全ネット」などとの連携、情報の共有を図りながら被災文化財の保護・保全に努めていくこととしている。

図2-2-29-1 「宮城県被災文化財等保全連絡会議」構成図



※文化財レスキュー事業実績（平成 24 年 3 月現在） 42 か所，約 15,000 件

※主なレスキュー資料

石巻文化センターの収蔵資料・毛利コレクション等 7～8 万点以上

東松島市埋蔵文化財収蔵庫の資料等 数千点以上

気仙沼市唐桑漁村センター民俗資料・生物標本等 約 400 点

ウ 文化財ドクター派遣事業

当事業は、被災した建造物の状況調査や応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行うため、文化庁と社団法人日本建築学会が連携・協力し、現地に調査員（文化財ドクター）を派遣するものであり、県（文化財保護課）では関係市町村と連絡調整を図り、この事業の下で被災建造物の復旧支援を進めた。派遣された文化財ドクターは、建築学会関係者や近畿地区の行政機関の文化財担当者、また大学・教育委員会の関係者等多様であった。

事業の実施により、被害状況の詳細が明らかになるとともに、これまで専門の見地からの保護・保全のための助言・指導が得られにくかった市町村指定や国登録、未指定の建造物についても支援が得られることとなり、被災の拡大や毀損の防止に成果が得られた。

※県教委経由で要請・対応した歴史的建造物

36 件（国指定 1，県指定 9，市町村指定 11，国登録 1，未指定未登録 14）

指定文化財等の検証

◆被災した文化財の保全、廃棄・散逸の防止のための対応は、長期の対応が求められることから、役割分担を定めた計画が必要である

＜計画とマニュアル＞

文化財の保全、廃棄・散逸の防止のための対応は、文化財レスキュー事業（事務局：東京文化財研究所）として対応が実施された。文化財レスキュー事業は被災文化財等の緊急避難と応急処置を目的とした事業である。しかし、文化財は修復から返却までは長い年月を要するので、新たに宮城県被災文化財等保全連絡会議を設置して対応することとなった。連絡会議は文化財に係わる関係機関が構成メンバーとなっており、その中でも東北歴史博物館、宮城県美術館、仙台市博物館、文化財保護課などが中心になり幹事会を開催し、被災した文化財の処遇についての判断を含めて意思決定等を行っている。文化財レスキュー事業は被災地からの一時避難・応急処置までであるが、文化財を元の場所に戻すまでを「レスキュー事業」と考え、文化財保護課では文化財の保護に関して国、県、市町村や関係機関がどのような方法で連携をしながら対応をとっていくかを明確にしておくことが必要である。

(14) 埋蔵文化財

ア 復旧・復興事業に係る埋蔵文化財の取扱いについて

文化財保護課では、平成23年3月30日付け文第2251号で、ライフラインの復旧や仮設施設の建設等の緊急を要する工事については、文化財保護法93・94条に基づく届出等を不要とするなどを各市町村教育委員会及び県内の主要な機関・民間会社あてに通知したが、沿岸部では、まだ、がれき撤去等の復旧工事が終了していない区域が認められることから、当面の間、この取り扱いを継続することとした。また、この取り扱いを終了する際は、改めて通知することとした。

なお、通知後、放射能の除染作業など通知時点で想定していなかった土木工事も出てきていることから、対応等について協議し、周知することとしている。

イ 復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査にかかる国への要望について

復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査（以下、復興調査）の実施に当たっては、文化庁主催の「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を7月12日（第1回）以降、月1回のペースで計9回開催し、文化庁と宮城県・岩手県・福島県・仙台市の3県1市で問題点を協議し、調整を図った。会議で被災3県から文化庁に要望したのは下記3点である。

a 復興調査費用の全額国負担

埋蔵文化財発掘調査事業は復興交付金事業の基幹事業に位置付けられたため、復興調査費用は復興交付金で手当てされることとなった。国の負担率は、従来の国負担率50%＋嵩上げ25%の75%、残りの25%は特別交付税措置で補填されるため、最終的に全額国負担となり、宮城県の負担がない点は大いに評価できる。

b 補助対象の中小企業までの拡大

復興交付金事業では、従来の個人・零細企業の事業に加え、中小企業の事業に伴う発掘調査までが補助対象となった。これにより、被災した中小企業の負担が軽減され早期復興が期待できる。

c 発掘調査専門職員の派遣（地方自治法派遣職員）について

県では、調査体制を強化するため、発掘調査専門職員の派遣（自治法派遣）について、文化庁に取りまとめ等を依頼した。宮城県には、平成24年4月から9名が派遣されている。

なお、平成25年度以降については、復興調査の進捗状況によってさらなる派遣を要望する可能性がある。しかし、派遣職員については、福島県、岩手県も要望しているほか、今後、仙台市も要望する可能性があり、相当数の派遣職員が必要となるため、派遣職員数の不足が心配される。

ウ 発掘調査基準の弾力的な運用について

上記会議において、被災3県では、早期復興を推進するため、発掘調査基準を弾力的に運用することを確認していた。各県で大きな違いが生じないよう協議を重ねた結果、「復興調査においては、原則、工事により壊される範囲のみを調査対象とする」こととした。これにより、盛り土等により直接遺構が壊されない範囲は調査が不要となるため、調査期間の短縮が見込まれる。

ただし、発掘調査方法については、各県市で若干の違いがあるほか、遺跡ごとにケースバイケースの対応が求められることも多いため、基本方針を踏まえ、適切に対応することが必要である。

エ 復興交付金の申請について

上記イのaのとおり、復興調査費用は復興交付金により手当てされることとなった。第1回目の申請では、宮城県と17市町（利府町を除く沿岸部14市町及び大崎市・登米市・美里町）がそれぞれ申請し、下記のとおり、計6億1,203万7千円が交付決定された。

表2-2-29-12 東日本大震災復興交付金第1次交付決定額 (単位：千円)

宮城県	50,102	山元町	43,233	岩沼市	102,225
石巻市	35,102	七ヶ浜町	70,481	東松島市	11,925
気仙沼市	14,475	女川町	3,000	亘理町	6,375
多賀城市	177,338	仙台市	23,200	松島町	2,625
登米市	11,432	塩竈市	8,250	美里町	3,074
大崎市	8,700	名取市	31,500	南三陸町	9,000

計 612,037千円

なお、申請にあたり、宮城県では、分布調査と試掘にかかる費用は県、確認調査と本発掘調査にかかる費用は各市町が申請する整理となったが、復興調査の実施に当たっては、各市町の調査体制等を勘案して、適宜、県が各市町に協力することとしている。

復興交付金の申請に当たっては、復興庁と文化財サイドの考え方に相違があり、最後まで申請の形が定まらず、不本意な整理のまま申請期限まで先の見えない修正を繰り返し要求され、非常に混乱し、疲弊した。

また、復興交付金の使い方についても、通常の補助金と変わらず、当初、被災県が期待した使い勝手がいい交付金とはほど遠い内容となった点は非常に残念であるが、第1次の反省をふまえ、復興庁も弾力的な運用について検討しているため、今後も調整を図り、効率的に執行していくことが重要である。

埋蔵文化財の検証

◆埋蔵文化財発掘調査に関する住民等への周知，調査体制の充実が必要である

＜広報＞＜県庁外部との調整＞

復興のための工事着手に向けた埋蔵文化財発掘調査は，地域住民や報道機関から復興の遅れと誤解を招くことがあり，文化財保護課では埋蔵文化財の発掘調査の情報を国，県，市町村とも連携して理解を得られるような広報活動を実施していくことが必要である。また，発掘調査にあたる専門職員の派遣体制は自治法派遣だけでなく，独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所など埋蔵文化財の発掘に重要な役割を果たしている研究機関からも協力が得られるよう関係機関とも連携した体制作りが今後期待される。

(15) 教育・福祉複合施設整備事業

教育・福祉複合施設整備事業については，教職員課が対応した。

ア 復旧工事

名取市内で，平成 24 年 4 月に供用開始予定で建設工事を進めていたが，震災により工事の中断を余儀なくされ，敷地の状態，構造体・設備配管等の状態を調査し，地震及び津波による施設への影響や被害状況の確認を行った。その結果，構造的に問題となる被害はなかったことから，平成 23 年 9 月上旬から 11 月上旬まで本格復旧工事を行った。

イ 工事再開

本格復旧工事の終了後，平成 23 年 11 月 12 日から建設工事を再開し，平成 25 年 4 月 1 日を供用開始を目途に工事を進めている。今後の地震，津波を想定し，備蓄庫を設置したり，非常電源を体育館だけでなく大研修室にも供給できるようにするなど，今回の震災を踏まえた設計変更を行った。

- ・ 評価

震災を契機として防災機能の強化を図るため，備蓄庫や非常電源の設置等の設計変更を行った。

- ・ 課題

建設工事の進捗状況について注視するとともに，震災後の労務単価が上昇していることからインフレライドの適用について適切に対応する必要がある。

30 災害ボランティア活動支援対策

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営

ア 宮城県災害ボランティアセンター

社会福祉課では、地震発生後、宮城県災害ボランティアセンター（以下「県災害VC」という。）の設置運営に関する覚書に基づき、運営主体となる県社協及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターと協議のうえ、平成23年3月12日、県災害VCを設置した。

イ 市町災害ボランティアセンター

a 設置状況

津波被害の大きかった沿岸部の13市町の社会福祉協議会の中には、自身の事務所の被災や職員自身も被災している状況が確認され、災害ボランティアセンターの立ち上げや運営に支障が生じていたため、県内陸部社協、全国ブロック社協から多くの支援があった。震災後、県内市町に設置された災害ボランティアセンターは、平成23年3月12日から同年3月28日までの間に、12市13町で、最大時36か所（サブセンター等含む）となった。

表2-2-30-1 市町の災害VC設置状況

設置日	市町名		設置日	市町名		
3月14日	仙台市 (情報センター)		3月16日	大河原町		
3月15日		宮城野区	※	涌谷町		
3月16日		若林区	※	3月17日	柴田町	
3月19日		太白区		女川町	※	
3月20日		青葉区		3月18日	名取市	※
3月26日		泉区		多賀城市	※	
3月12日	登米市		村田町			
	山元町	※	3月19日	白石市		
	岩沼市	※	東松島市	※		
	亘理町	※	3月20日	美里町		
3月13日	七ヶ浜町	※	3月25日	色麻町		
3月14日	塩竈市	※	3月26日	南三陸町	※	
	大崎市		3月28日	気仙沼市	※	
3月15日	角田市		※沿岸部の市町			
	利府町	※				
	松島町	※				
	石巻市	※				

b 運営状況

震災後半年から平成24年3月までの、主な市町災害ボランティアセンターの状況は次のとおりである。

i 気仙沼市社会福祉協議会

震災から半年が経過し、がれき撤去や洗浄作業などのニーズが減少し始めると同時に応急仮設住宅への入居が本格化してきたため、大規模な団体ボランティアの募集をいったん止めることと

し、週1回活動休業日を設けた。この頃からボランティア活動内容も応急仮設住宅への引越しやサロン活動に移行し始めた。

気仙沼復興協会と災害復旧系ボランティア活動の受付・紹介等を共有し、地域(本吉・唐桑)ごと、NPO団体間の打合せも常時行っている。

ii 南三陸町社会福祉協議会

依然、ボランティアニーズはあるものの気候が厳しくなるにつれて、活動人数が減少してきたため、災害ボランティアセンターのホームページやマスコミなどを通じ広く情報発信し活動を行ってきた。県外、県内問わず広く受付しており、平成25年3月現在も災害ボランティアセンターを開設中。

がれきの撤去等だけでなく、漁業や農業の支援にもそれぞれの協同組合と協力してボランティアを調整している。

iii 女川町社会福祉協議会

震災から半年が経過し、個人宅の災害復旧系のボランティアニーズは徐々に落ち着きを見せ始め、平成23年9月1日に「女川町復興支援センター」と名称変更し、より被災者の生活支援に重きをおいた活動体制とした。

iv 石巻市社会福祉協議会

震災から半年が経過し、一般家庭の災害復旧系のボランティアニーズが落ち着き出したことから、週1回活動休業日を設けるとともに個人の受付をいったん止め、団体のみの受付とした。残された災害復旧系のニーズ対応を「石巻復興支援協議会」と協力しながら行うとともにサロン活動を通じた地域のコミュニティづくりを展開した。

v 東松島市社会福祉協議会

震災から半年が経過し、災害復旧系ニーズの減少が見え始めたことから週2回活動休業日を設け、ボランティアの受付を個人・団体とも事前登録制とし、応急仮設住宅やみなし仮設住宅でのサロン活動を中心にボランティアを派遣した。災害復旧系のボランティア活動については徐々にニーズを集約し週末限定で行うこととした。

vi 多賀城市社会福祉協議会

震災から半年が経過し、災害復旧系ニーズの減少が見え始めたことから週1回活動休業日を設けることとした。災害復旧系のニーズに対しては、20～30人のリピーターの協力を得ながら週末限定で対応し、平成23年11月には災害復旧系ニーズの受付を終了した。以降、生活支援ボランティアの募集を開始した。

vii 七ヶ浜町社会福祉協議会

災害復旧系の潜在的なニーズを聞き取り調査するとともに、週1回活動休業日を設け、ボランティアを事前登録制とした。また、平成23年11月頃から段階的に生活支援活動を開始するとともに、平成24年1月からは週2回の活動休業日とした。震災から1年を迎えた平成24年3月11日に「浜を元気に！七ヶ浜復興支援ボランティアセンター」に名称変更した。

viii 名取市社会福祉協議会

災害ボランティアセンターについては平成23年8月より復興支援センターへ移行し、応急仮設住宅を中心とした生活支援活動を行った。

ix 岩沼市社会福祉協議会

震災から半年が経過し、ニーズの減少が見え始めたことから、災害復旧系のボランティア活動を週末限定とし、平日は生活支援に係るボランティア活動を行った。

x 亘理町社会福祉協議会

災害復旧系のボランティア活動を週末限定としていたが、ニーズの減少に伴い平成23年12月をもって終了し、以降、生活支援を中心に活動を行った。

xi 山元町社会福祉協議会

立ち入り禁止区域の解除に伴うボランティアの要請に対しては、事前にスタッフが現地調査、ヒアリングを実施した上で、ボランティアをコーディネートし派遣することとした。平成23年11月までは常時受付を行い、12月からは金曜・土曜日みの週末型ボランティアセンターへと移行した。

xii 仙台市社会福祉協議会

震災から半年が経過し、ニーズの減少が見え始めたことから、週1回活動休業日を設けるとともにボランティア派遣については、支援要請が入った場合にホームページ等で告知しボランティアを募集した上で対応する方法にした。

(2) 災害ボランティア数

市町村災害ボランティアセンターにおける災害ボランティアの受付数は、平成24年3月31日現在で、延べ47万5千人となっている（県災害ボランティアセンター調べ）。

平成23年3月から平成23年9月までの延べ受付数は、402,846人であったが、平成23年10月以降は、ボランティア活動の主な内容が災害復旧系から生活支援系に移行したこともあり、平成24年3月までの延べ受付数は72,410人となっている。

表2-2-30-2 市町村災害ボランティアセンターにおけるボランティア月別受付状況一覧

平成24年3月31日現在															(単位:人)
区分	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
仙台市	青葉区	12,723	15,384	10,360	7,053	7,242	1,589	183	139	91	115	105	234	366	55,584
	宮城野区	1,349	1,384	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,733
	若林区	3,500	5,408	5,813	7,053	7,242	1,540	0	0	0	0	0	0	0	30,556
	太白区	3,959	5,275	4,547	0	0	49	0	0	0	0	0	0	0	13,830
	泉区	3,193	1,014	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,207
	石巻市	722	2,303	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,025
	塩竈市	416	26,222	24,748	18,501	16,766	10,505	4,981	4,499	1,631	459	1,354	1,699	4,923	116,704
	気仙沼市	3,093	3,568	986	342	594	584	40	151	15	0	0	0	0	9,373
	白石市	317	6,212	7,903	1,922	4,433	5,807	1,374	959	726	470	468	441	373	31,405
	名取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
角田市	3,406	6,532	3,728	2,550	317	100	0	51	72	85	0	0	0	16,841	
多賀城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩沼市	1,670	6,030	4,729	3,377	803	213	190	196	87	10	0	0	0	17,305	
栗原市	1,679	5,417	6,838	3,007	2,395	335	430	314	223	127	17	27	46	20,855	
登米市	321	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	321	
東松島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大崎市	1,217	6,879	12,812	11,561	11,610	4,101	969	388	240	104	20	31	54	49,986	
大河原町	133	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	133	
村田町	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	
柴田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
亘理町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山元町	77	7,868	8,222	5,943	4,754	1,272	833	313	27	231	0	0	0	29,540	
松島町	775	2,364	3,069	2,626	2,589	2,504	3,049	2,811	2,712	433	0	0	2,068	25,000	
七ヶ浜町	1,016	328	34	84	46	32	37	8	9	0	0	0	0	1,594	
利府町	415	2,891	3,444	3,038	4,592	4,195	4,155	4,176	4,307	2,102	1,067	1,921	2,041	38,344	
色麻町	163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	163	
浦谷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
美里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女川町	0	898	855	710	656	658	0	305	206	158	0	0	66	4,602	
南三陸町	46	2,360	3,765	4,059	5,974	8,431	6,685	6,278	5,187	3,619	2,142	2,801	6,112	57,459	
計	27,604	92,953	91,493	64,773	62,771	40,326	22,926	20,588	15,533	7,913	5,173	7,154	16,049	475,256	

(3) NPO・NGO等との連携

ア 被災者支援に関する連絡会議の開催

避難生活の長期化や指定避難所以外の場所に避難している住民も多くいたことから、自衛隊が実施していた炊き出し支援が追いつかない状況となった。また、被災各地で活動するNPO団体等も同様に炊き出し支援を行っていたことから、その調整を行うため、政府の宮城現地対策本部が中心となり、4者会議を立ち上げ、関係者間の連携を図るとともに避難所等における炊き出し支援の調整を行い、効果的に支援活動を行うことができた。

4者会議（8月5日以降は「被災者支援連絡調整会議」）を通じ、行政とNPO団体等が協働で被災者への支援内容や役割の調整を行い、行政だけではサポートしきれない部分に対して、NPO団体等から相当の協力・支援を得ることができた。

※ 4者会議〔政府現地対策本部，県，自衛隊，県社協（NPO・NGO含む。）〕の立ち上げにより、行政とNPO・NGOとの連携体制ができあがった。平成23年8月以降は、自衛隊が撤退したことから、政府復興対策本部現地対策本部，県，県社協（NPO・NGO含む。）により「被災者支援連絡調整会議」として継続開催している。

イ 各種連絡会議の開催状況

- ・ 平成23年3月26日から平成24年3月31日まで
自衛隊・県社協・NPO団体等との打ち合わせ会開催（6回）
炊き出しに関する自衛隊とNPO団体等との連携体制構築
- ・ 平成23年4月1日から平成23年7月まで
被災者支援4者連絡会議の開催（20回）
政府現地対策本部，県，自衛隊，県社協・NPO団体等による被災者支援の連携に向けた具体的な検討を行う。
- ・ 平成23年8月5日から平成23年3月31日
被災者支援連絡調整会議（4回）
県，政府復興対策本部現地対策本部，社協・NPO団体等が被災者支援に向けた情報共有と連携に向けた調整を目的に以下のとおり実施した。
 - 平成23年8月5日 被災地で支援活動を行っているNPO団体等の現地報告等を中心に意見交換
NPO団体からの意見等：応急仮設住宅等の見守り体制
 - 平成23年9月8日 被災地で支援活動を行っているNPO団体等の現地報告及び市町サポートセンター事業について意見交換
NPO団体からの意見等：応急仮設住宅等の冬場対策
支援者の心のケア
 - 平成23年12月22日 冬場対策及び被災者支援活動の現状と課題について意見交換
NPO団体からの意見等：みなし仮設住宅・在宅避難者の把握及び対応
支援物資の受入と配布
 - 平成24年2月15日 県及び市町の復興計画及び行政とNPO団体等との連携について意見交換
NPO団体からの意見等：地域コミュニティ支援

行政とNPO団体との連携

※平成24年度（5月）にも実施している。

災害ボランティア活動支援対策の検証

◆地震発生直後から運営を開始した宮城県災害ボランティアセンターは、市町村の災害ボランティアセンターと連携しながら対応を進めた

＜県庁内部での調整＞＜県庁外部との調整＞＜計画とマニュアル＞

震災から半年後が経過した後は、がれき撤去や洗浄作業などの災害復旧に関わるニーズから、応急仮設住宅への引越しやサロン活動に移行しはじめた。これらのニーズに対しては、ボランティアが充足でき、地域的な差も出ていないことが、宮城県災害ボランティアセンターで把握できており、宮城県全体としてのボランティア対応はスムーズに進んだものと考えられ、県としての調整機能を果たしたことについては評価できる。今後、社会福祉課では、次の災害に備えてボランティア対応に伴う手順（必要とされるボランティアのマッチング業務、ホームページでの募集活動、NGO/NPOの受入調整）や課題を検証し計画等に整理しておくことが必要と考える。

31 原子力発電所関連対策

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故に対する対策

ア 福島第一原子力発電所事故の概要

a 事故の概要

東北地方太平洋沖地震及び巨大津波によって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所は電源喪失による炉心溶融を起こし、1号機及び3号機の原子炉建屋が水素爆発により大破するとともに、2号機では圧力抑制室が損傷した事故（以下「原発事故」という。）の結果、空気中に放射性物質が飛散し、宮城県においても県南部、県北部及び牡鹿半島の一部の地域で比較的高い空間放射線線量率が確認されるなど、放射性物質による汚染が確認された。

b 被害の概要

本県では平成23年5月に牧草から暫定許容値を超える放射性物質が検出されたほか、同年7月には汚染された稲わらを給与された本県産牛肉から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたため、政府（原子力災害対策本部）から出荷制限指示があった。

また、平成23年11月に栗原市の原木ムキタケから暫定規制値を超える放射性物質が検出され、出荷自粛を要請したほか、白石市、角田市、丸森町、蔵王町などの露地栽培の原木しいたけから相次いで暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、平成24年1月及び3月にかけて政府から出荷制限の指示が相次いだ。

さらには、放射性物質による汚染に伴う風評被害により、農林水産業や観光業、製造業など、本県産業の幅広い分野にわたって、深刻な影響が今なお広がっている。

イ 組織の体制整備

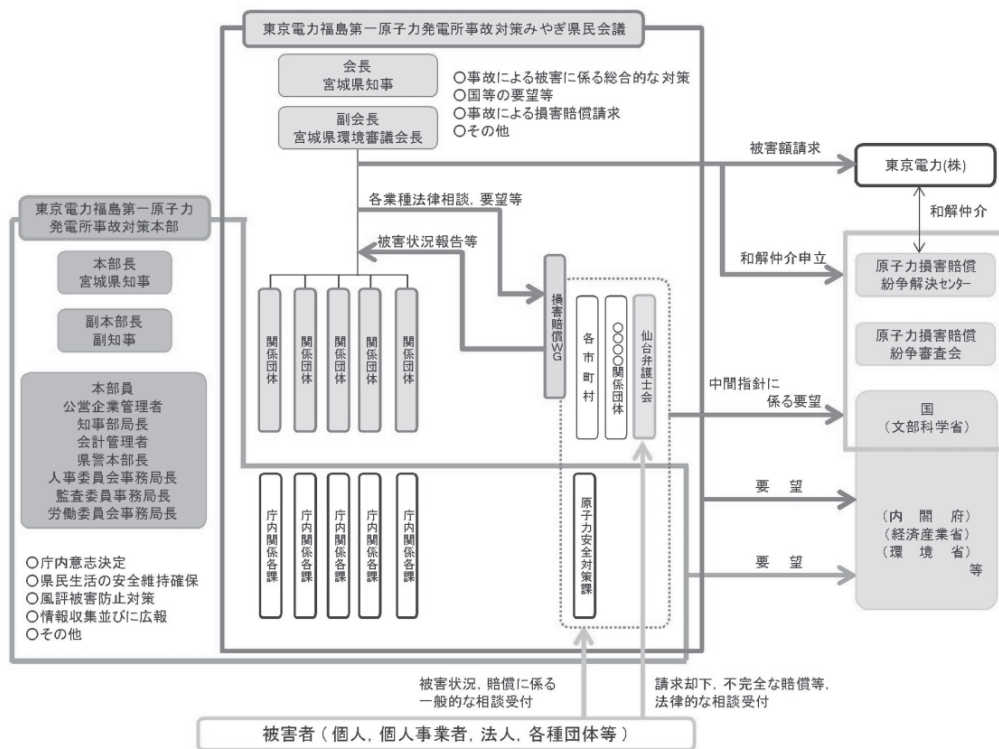
a 東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部の設置運営

原発事故に伴う放射性物質の影響について、総合的かつ計画的な対策の検討及び実施を推進するため、庁内の連絡調整等を行う組織として「東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部」を平成23年7月19日に設置し、第1回の会議を同日開催した。また、平成24年1月31日開催の第2回では「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」を決定し、「震災以前の安心・安全なみやぎの再生」を目標に掲げ、具体的には年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくりを目指すこととした。平成24年3月19日開催の第3回では、基本方針の目標実現に向けて実施する具体的な事業や取組を取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を決定した。

b 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議の設置運営

原発事故に伴う放射性物質の影響について、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有を図るため、県内の産業界や消費者団体、有識者、自治体等で構成される「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」を平成23年9月12日に設置し、第1回の会議を同日開催した。第2回は平成23年12月20日、第3回は平成24年3月23日に開催した。

図2-2-31-1 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議体制図



c 原子力行政の組織拡充

原発事故に伴う放射性物質汚染の被害対策やきめ細かな放射性物質の測定と迅速な情報提供、損害賠償、除染・処分の調整等の取組を重点的かつ総合的に行うため、平成23年9月12日に、これまでの「原子力安全対策室」を拡充して「原子力安全対策課」に昇格させ、体制の強化を図った。

ウ 放射線・放射能の測定及び測定結果への対応

a 放射線の測定及び測定結果への対応

i 空間放射線量率の測定

空間放射線量率の測定については、原子力安全対策課が、平成23年3月14日から始めた県南方面の10地点の定点測定と、同7月10日から開始した市町村の定点測定を継続して実施していた。このデータについては、市町村等から送られて来る毎日の測定結果を一覧化して県のホームページに掲載していたが、9月28日の放射能情報サイトみやぎの開設にあわせて、市町村や県の測定者がサイト上の空間放射線マップに直接掲載できるようにシステムを構築し、事務を改善した。

また、空間放射線量率が、長期的に横ばい傾向が継続し、最近若干下がりつつあるほか、福島第一原子力発電所も冷温停止状態となり安定してきていることを受けて、平成24年2月4日から土日祝日の県南部の空間放射線量率の測定を休止することとした。

また、航空機モニタリングについて、福島第一原子力発電所周辺80kmの範囲を対象に、第2回目を平成23年10月下旬に実施した。この範囲には、県内では、丸森町のほか、角田市、白石市、岩沼市までが含まれており、この結果、前回の平成23年5月下旬から6月にかけて実施した結果と比べ、全体として空間線量が11%程度減少していることと、河口付近や中州周辺において河川による放射性物質の移動によって空間放射線量率が増加傾向にあると想定される箇所があることがわかった。

県では、空間放射線量率とその経時変化を把握するため、3地点（白石市、丸森町及び山元町）に、可搬型モニタリングポストを設置し、白石及び丸森は平成24年2月27日から、山元は同3月29日から、24時間連続測定を開始しており、放射能情報サイトみやぎに結果を公開した。

さらに、文部科学省の委託により、各合同庁舎5か所及び気仙沼保健福祉事務所、保健環境センターに固定型のモニタリングポストを設置したほか、文部科学省の取り組みとして、県内30か所に可搬型モニタリングポストが設置され、女川原子力発電所の監視用のものも含め、47台のモニタリングポストが全市町村に配備されるに至った。これらのモニタリングポストは、平成24年3月28日から24時間連続測定を開始し、同年4月2日よりそのデータを放射能情報サイトみやぎにおいて公開した。特に文部科学省の委託及び文部科学省の設置による37か所については、リアルタイムで文部科学省のホームページで公開され、県民の不安の払拭に資することができた。

ii 県としての測定体制の整備

原子力安全対策課では、放射能分析装置（ゲルマニウム半導体検出器）を設置していた原子力センターが全壊し、県自ら放射性物質濃度を測定できないことから、平成23年3月25日以降、東北大学（サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター）の協力を得て、水道水、農林水産物等の放射性物質濃度検査を開始し、測定を定期的実施してきた。

その後、迅速な対応に向け、県としての測定体制整備の必要性から、原子力センター検査室及び産業技術総合センターに放射能分析装置を整備し、平成24年1月16日から県独自で水道水、農林水産物等の放射性物質濃度検査を開始した。

iii 新たな測定対象項目

① 降下物

原子力安全対策課では、原子力センターが全壊し、降下物を測定するための設備が損傷したため、東北電力の協力を得て平成23年8月10日に測定を実施したところであったが、県民からの要望も大きいため、平成24年3月1日から、毎週、1週間ごとの降下物の測定を開始した。測定の結果、ほとんどが検出下限値未満(検出下限値5ベクレル/kg前後)であった。

② スキー場の雪

原子力安全対策課では、県内スキー場9か所の代表地点の空間放射線線量率及び雪に含まれる放射能の測定を、平成24年1月中～下旬にかけて実施した。その結果、いずれのスキー場においても、空間放射線線量率は低い値であったほか、雪の放射能についても不検出であり、安全性に問題ないことが確認された。

b 各対象項目について

i 工業製品の放射線量測定

県内企業が自社の製品に対する残留放射線量を測定することを取引先から求められる事例が増えていたことから、産業技術総合センターでは、平成23年4月18日から県内の工業製品の残留放射線量を測定する技術支援を開始し、引き続き実施した。

① 測定項目

β線、γ線の線量強度(放射性物質の特定はできない。)

② 測定件数(平成23年9月12日から平成24年3月31日まで)

- ・依頼件数 235件
- ・測定試料数 795個

③ 相談件数 262件(平成23年9月12日から平成24年3月31日まで)

ii 港湾区域内の海水の放射性物質濃度の測定

平成24年3月31日現在、仙台塩釜港(仙台港区)、同港(塩釜港区)、石巻港の3地点で港湾課が継続実施している海水中の放射性物質濃度の測定において、放射性ヨウ素及び放射性セシウムともに検出されていない。

なお、この測定結果について、測定後直ちに港湾課のホームページ上で公表し、情報提供している。

iii 港湾区域内の空間線量率の測定

港湾課では、平成23年10月1日から仙台塩釜港(仙台港区)高砂コンテナターミナルにおいて、搬入されるコンテナ表面の空間表面放射線線量率のサンプリング測定を、ほぼ毎日実施している。なお、測定基準値は貨物の輸出を考慮し、EUの基準値を採用している。測定の結果、一定の基準値を超えたコンテナについては、搬入元への返送や関係機関への通報を実施することとしており、平成24年3月31日までに、1件の返送を実施した。

このサンプリング測定結果のほか、仙台塩釜港(仙台港区)、同港(塩釜港区)、石巻港の3地点で継続実施している空間放射線線量率の測定結果について、測定後直ちに港湾課のホームページ上で公表し、情報提供しているが、平成24年3月31日までに県内の空間放射線線量率と比較

して大きな違いが生じることはなかった。

iv 砕石等

平成 24 年 1 月、福島県二本松市の新築マンションのコンクリートから基準値を超える放射線量が計測され、福島県内の計画的避難区域内に本社がある石材業者が採取・出荷した石が使用されていることが判明し、宮城県でも住民の不安が高まった。

産業立地推進課では、同年 1 月 18 日に県内の採石事業者（認可事業者）96 社に対し保有する砕石等の自主測定を要請した。また、同月 20～24 日に県内の汚染状況重点調査地域 8 市町のうち採石場を有する 6 市町 7 採石場からサンプルを採取し宮城県産業技術総合センターで放射線量を測定の上、出荷に問題のない数値であることを確認し、同月 31 日に県ホームページで公表した。さらに、同月 26～27 日に同じ 6 市町 7 採石場から福島原発事故後に出荷され既に施行された箇所のサンプル調査を実施し、すべて問題のない数値であることを確認、公表した。

v 野生鳥獣の肉

自然保護課では、8 月 7 日に角田市で有害捕獲されたイノシシから、暫定規制値を超える 2,200 ベクレル/kg の放射性セシウムが検出されたことを受けて、8 月 19 日に公表するとともに、野生鳥獣肉を食用として摂取することを控えるよう呼びかけた。

9 月 8 日に県南部の市町を集めて打合せ会を行い、モニタリング調査実施を決定した。

9 月 26 日から 11 月まで県猟友会等の協力で検体を確保し、原子力安全対策室で東北大学と調整を図って検査を実施し、検査結果は随時公表した。9 月 26 日以降、いずれの測定結果についても食肉についての暫定基準値（500 ベクレル/kg）を下回った。

c 放射性物質濃度の測定（粗飼料及び牛の対応、地下水及び公共用水域における測定を除く。）

i 農林水畜産物の放射能測定

① 農林水畜産物（食用）の検査体制

食産業振興課では、平成 23 年 3 月以降、定期的に農畜産物等の放射性物質検査を実施しているところであるが、平成 23 年 11 月に合同庁舎等に簡易測定器（NaI シンチレーション検出器）計 7 台と平成 24 年 1 月に産業技術総合センターに精密検査機器（ゲルマニウム半導体検出器）1 台を配置し、検査体制を構築した。

また、このほか、水産物については、平成 24 年 2 月に自主検査用の簡易測定器を魚市場に貸与するなど、検査体制の充実強化を図ってきた。

② 農林水畜産物（食用）の検査

食産業振興課では、農林水産物の検査について、精密検査機器で週 25 点程度を目安に検査したほか、水産物については、水産庁事業により民間分析機関で週 75 点程度を目安に検査した。また、簡易測定器では各機関で週 20 点以上を目安に検査を実施した。

検査結果については、別表のとおり。

表 2-2-31-1 放射能測定結果一覧

H24.3.30現在

測定結果の概要	放射性ヨウ素	放射性セシウム
<p>【農産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始 H23.3.25～ ・回数 44回 ・品目数 78品目 ・点数 延べ410点 <p>野菜類 (ほうれんそう、こまつな、しゅんぎく、みずな、トマト、なすなど)</p> <p>果樹類 (うめ、ブルーベリー、りんご、梨、いちじく)</p> <p>穀物 (六条大麦、小麦、そば)</p>	<p><暫定規制値:2,000^ベクレル/kg></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇不検出件数 379点 ◇検出件数* 31点 (内訳) 600^ベクレル台 1点 300^ベクレル台 1点 100～300^ベクレル未満 2点 50～100^ベクレル未満 1点 10～50^ベクレル未満 9点 10^ベクレル未満 17点 <p>*ほうれんそうなどで検出。 *最高値は亶理町産のしゅんぎく(平成23年3月25日採取)で623.9^ベクレル。 *平成23年5月31日採取以降の農産物からは検出されていない。</p>	<p><暫定規制値:500^ベクレル/kg></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇不検出件数 353点 ◇検出件数* 57点 (内訳) 300^ベクレル台 1点 100^ベクレル台 3点 50～100^ベクレル未満 6点 10～50^ベクレル未満 14点 10^ベクレル未満 33点 <p>*ほうれんそうなどで検出。 *最高値は石巻市産の茶(荒茶)(平成23年6月6日採取)で383.0^ベクレル。 *麦・そばは、測定機関により検出下限値を20^ベクレル/kgに設定し、それ未満を不検出としているものがある。</p>
<p>【畜産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始 H23.3.25～ ・回数 46回 ・品目数 2品目 ・点数 延べ140点 <p>原乳、牛肉</p> <p>※ 牛肉は、宮城県内で飼育された牛の肉(暫定規制値を超過した稲わらを食べていたとされる牛)について、平成23年7月15日と7月26日に、放射性セシウムを対象に測定したものです。</p>	<p><暫定規制値(原乳):300^ベクレル/kg></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇不検出件数 129点 ◇検出件数* 4点 (内訳) 10^ベクレル未満 4点 <p>*最高値は仙南クラーステーションの原乳(平成23年3月25日採取)で6.4^ベクレル。 *平成23年5月11日採取以降の畜産物からは検出されていない。</p>	<p><暫定規制値(原乳):200^ベクレル/kg></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇不検出件数 48点 ◇検出件数* 85点 (内訳) 10^ベクレル以上 7点 10^ベクレル未満 78点 <p>*最高値は仙南クラーステーションの原乳(平成23年12月20日採取)で22^ベクレル。</p> <p><暫定規制値(食肉):500^ベクレル/kg></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇不検出件数 1点 ◇検出件数* 6点 (内訳) 10^ベクレル台 2点 10^ベクレル未満 4点
<p>【林産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始 H23.4.25～ ・回数 43回 ・品目数 29品目 ・点数 延べ110点 <p>たけのこ、原木しいたけ、わらび、ふき、みず、菌床えのきたけ、菌床まいたけなど</p>	<p><暫定規制値:2,000^ベクレル/kg></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇不検出件数 108点 ◇検出件数* 2点 (内訳) 10^ベクレル未満 2点 <p>*原木しいたけで検出。 *最高値は白石市産の原木しいたけ(平成23年4月25日採取)で7.2^ベクレル。 *平成23年5月9日採取以降の林産物からは検出されていない。</p>	<p><暫定規制値:500^ベクレル/kg></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇不検出件数 24点 ◇検出件数* 86点 (内訳) 500^ベクレル超 7点 300～400^ベクレル台 11点 100～200^ベクレル台 20点 50～100^ベクレル未満 19点 1～50^ベクレル未満 29点 <p>*たけのこ、原木しいたけなどで検出。 *最高値は丸森町産の原木しいたけ(平成24年3月1日採取)で1600^ベクレル。</p>
<p>【水産物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始 H23.4.27～ ・回数 52回 ・品目数 117品目 ・点数 延べ647点 <p>宮城県沖及び沿岸の魚介類 (マコガレイ、ヒラメ、マダラ、キチジ、ミズタコ、アサリ、ウニ、アワビ、ホヤなど)</p> <p>県内河川の魚介類 (アユ、ヤマメ、シジミなど)</p>	<p><暫定規制値:2,000^ベクレル/kg></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇不検出件数 646点 ◇検出件数* 1点 (内訳) 10^ベクレル未満 1点 <p>*エゾアワビで1点のみ検出。 *セヶ浜地先のエゾアワビ(平成23年5月25日採取)で2.1^ベクレル。</p>	<p><暫定規制値:500^ベクレル/kg></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇不検出件数 242点 ◇検出件数* 405点 (内訳) 300^ベクレル台 2点 200^ベクレル台 2点 100^ベクレル台 11点 50～100^ベクレル未満 29点 10～50^ベクレル未満 111点 10^ベクレル未満 250点 <p>*アユ、宮城県沖の魚、貝類などで検出。 *最高値は葛蒲田浜沖のスズキ(平成24年2月28日採取)で360^ベクレル。</p>

ii 工業製品の放射能濃度測定

県内企業が自社の製品に対する放射性物質濃度測定を取引先から求められる事例が増えていたことから、産業技術総合センターでは、平成24年1月4日から県内の加工食品等の工業製品に関する放射性物質濃度を測定する技術支援を行った。

測定のためのゲルマニウム半導体検出器については、食産業振興課が購入したものであり、農林水産部の実施する農林水産物検査で週4日、産業技術総合センターの実施する技術支援で週1日使用しているが、導入に当たっては関係機関が多いことから調整等に時間を要した。

一方、当該測定については、ゼロからのスタートであったが、産業技術総合センター内にプロジェクトチームを発足させて課題の検討を行い、スムーズに測定業務を開始することができた。

① 測定項目

ヨウ素 131, セシウム 134, セシウム 137 の濃度 (Bq/kg)

② 測定件数 (平成24年1月4日から平成24年3月31日まで)

- ・ 依頼件数 22 件
- ・ 測定試料数 22 個

③ 相談件数 30 件 (平成24年1月4日から平成24年3月31日まで)

iii 水道水の検査

① 水道事業体の水道水

各市町村等の水道事業体により、平成24年3月末までに2,027検体の水道水の放射性物質濃度の測定が行われた。原子力安全委員会が定めた飲食物制限に関する指標値(放射性ヨウ素 300Bq/kg, 放射性セシウム 200Bq/kg)を超過するものはなかった。

なお、水道事業体が定期的に行っている水道水中の放射性物質の測定結果については、県(食と暮らしの安全推進課)、国でも取りまとめを行い、ホームページ等で公表を行っている。

② 企業局広域水道の水道水

水道経営管理室では、水道水の安全性を確認するため、企業局浄水場の水道水について、平成23年10月以降も引き続き週1回放射性物質濃度を測定し、その検査結果は速やかに記者発表をするとともに、ホームページ上で公表した。

- ・ 測定機関 東北大学へ協力依頼(平成24年1月11日測定分まで)
宮城県(平成24年1月18日測定分から)
- ・ 測定地点 3浄水場(大崎広域水道麓山浄水場, 大崎広域水道中峰浄水場, 仙南・仙塩広域水道南部山浄水場)

iv 企業局工業用水道

水道経営管理室では、工業用水を食品関連会社等も使用していることから、その安全性を確認するため、平成23年10月以降も引き続き週1回放射性物質濃度を測定し、その検査結果について記者発表するとともに、ホームページ上で公表した。

- ・ 測定機関 東北大学へ協力依頼(平成24年1月13日測定分まで)
宮城県(平成24年1月30日測定分から)
- ・ 測定地点 3施設(仙塩工業用水道大槻浄水場配水池, 仙台圏工業用水道熊野堂配水池, 仙台北部工業用水道麓山浄水場工業用水配水池)

v 浄水発生土

① 水道事業者

市町村からの測定の依頼を受けて、県（食と暮らしの安全推進課）が放射性物質の測定をしている。

県内の水道事業者の浄水発生土について、平成24年1月まで東北大学の協力を得て、2月からは原子力センターにて、放射性物質濃度の測定を行っており、3月までに76検体に及んでいる。

これ以外にも市町村等の水道事業者が各検査機関に依頼して測定を行っており、これまでに管理型処分場に埋立て可能なレベルである8,000Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された浄水発生土を保管している浄水場は2ヶ所で、計243トン（平成24年3月末）である。この、8,000Bq/kgを超える浄水発生土については国が処分に当たることとなっている。

なお、8,000Bq/kg以下であれば埋め立てが可能ではあるが、受け入れている処分場が少なく、その保管が大きな問題となっている。

② 企業局広域水道及び工業用水道

水道経営管理室では、浄水処理過程で発生する浄水発生土の安全性を確認するため、平成23年10月以降も引き続き2週に1回放射性物質濃度を測定し、その検査結果について記者発表するとともに、ホームページ上で公表した。

放射性物質が含まれている浄水発生土については、コンクリート用材として再生利用可能である100Bq/kg以下を除き、場内で保管しており、特に放射性物質の濃度が高かった仙南・仙塩広域水道の浄水発生土の一部については、平成24年2月に放射性物質汚染対処特措法²⁷に基づき指定廃棄物としての指定申請を行った。

- ・測定機関 東北大学へ協力依頼（平成24年1月11日測定分まで）
宮城県（平成24年1月24日測定分から）
- ・測定地点 3浄水場（大崎広域水道麓山浄水場、大崎広域水道中峰浄水場、仙南・仙塩広域水道南部山浄水場）
3施設（仙塩工業用水道大槻浄水場配水池、仙台圏工業用水道熊野堂配水池、仙台北部工業用水道麓山浄水場工業用水配水池）

vi 下水道汚泥

下水道課では、原発事故の影響により、県内の各浄化センターから発生する下水道汚泥の放射能を測定しており、その結果、各港湾と各浄化センターともに異常がないことを確認している。

なお、下水道汚泥の放射能測定結果、及び浄化センター内の空間線量率の測定結果は、原子力対策課のホームページ「放射能情報サイトみやぎ」において公開している。

²⁷ 平成24年1月に施行された、放射性物質による環境への汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めた法律。

放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び土壌等（草木、工作物等を含む）の除染等の措置等について、基本方針の策定や基準の設定、監視・測定の実施について規定されている。

表 2-2-31-2 下水汚泥放射能測定結果

(単位：Bq/kg)

	h23.6	h23.7	h23.8	h23.9	h23.10	h23.11	h23.12	h24.1	h24.2	h24.3
仙塩浄化センター	108	86	nd	123	nd	nd	nd	52.9	36	40.6
県南浄化センター					80	nd	nd	19.3	70.9	100.2
鹿島台浄化センター	191	54	nd	126	nd	nd	nd	40.8	24.8	26.8
大和浄化センター	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	57.5	29.1
石巻浄化センター	86	nd	nd	84	nd	nd	nd	nd	11.3	nd
石越浄化センター	88	102	nd	118	70	nd	nd	nd	36.7	48.6

※ nd：検出限界以下

vii 流通食品等の検査体制整備

宮城県産牛は平成 23 年 7 月末に政府から出荷制限をかけられ、同年 8 月 19 日に一部解除されたが、解除の条件として出荷時に検査による放射性物質の確認が求められた。県（畜産課）は全頭検査の方針を出した。

登米市米山にある宮城県食肉流通センターでと畜された牛の肉の放射性物質は外部検査機関で検査していたが、検査により牛肉の出荷が 1 日遅れるという問題が生じた。

このため、同センターを所管する県食肉衛生検査所に、簡易検査機器 1 台を導入し、食肉衛生検査所に搬入される県産牛肉は、平成 23 年 11 月から外部委託検査によらず食肉衛生検査所で検査されることとなった。

また、簡易検査用の NaI シンチレーション 3 台と精密検査用のゲルマニウム半導体検出器 1 台を平成 23 年 11 月から平成 24 年 3 月にかけて、原子力センター（旧消防学校）に設置し、平成 24 年度から開始する流通食品の検査に向けて体制を整備した。

検査体制の構築までには、検査機器の設置環境の整備や検査技術の習得、機器納入などに時間を要した。

viii 学校給食の放射能検査

① モニタリング事業

生産や流通段階で検査がされた食材を使用していることから、学校給食を含め流通する食材については安全性が確保されているものと考えているが、児童生徒等のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、スポーツ健康課では学校給食一食全体について事後検査を行った。

平成 24 年の 2 月から学校給食放射能調査委員会を設置し、希望のあった 11 市町のうち県内市町村の中でも空間放射線量が高い地域であることということから、角田市の角田市学校給食センターを、位置的バランスを考慮して、石巻市の石巻市住吉学校給食センターをそれぞれ選定し、平成 24 年 3 月の 1 日から 14 日にかけて 5 回ずつ、10 回の検査を行った。

検査方法については、外部検査機関に委託し、ゲルマニウム半導体検出器による高精度な

検査を実施した。

検査結果については、県のホームページで公表しており、10回の検査すべてで不検出となったことから安全性が確保されているものと考えている。なお、平成24年9月24日から県内12市町及び県立学校8校で検査を実施し継続している。

② サンプル測定

一食全体についての事後検査とは別に、放射性物質検査機器を8台整備し、学校給食に使用される食材の事前検査（簡易測定）を平成24年5月21日から6つの教育事務所（地域事務所）、公益財団法人宮城県学校給食会、仙台市の保育課で実施している。厚生労働省が定める一般食品の100ベクレルを基準とし、50ベクレルを超えた場合に精密検査を行うこととしているが、精密検査に至ったケースはない。なお、平成25年3月現在も検査を継続している。

d 農林水畜産物への対応

i 主要農作物（大豆、そば）への対応

農産園芸環境課では、主要農作物について下記のとおり対応した。

穀類については、収穫時に検査を行い、当該旧市町村内すべての調査結果が基準値以下であった場合に、出荷自粛を解除した。

大豆は、平成23年10月25日から平成24年2月3日までに31市町村、77点検査を実施し、すべて暫定規制値500Bq/kg以下で出荷自粛を解除した。

そばは、土壌中の放射性セシウム濃度が1,000Bq/kg以上の市町村でそばの作付面積が多い市町村で平成23年10月から11月にかけて26点実施。すべて暫定規制値500Bq/kg以下で出荷自粛を解除した。

ii 粗飼料及び牛への対応

① 牛の出荷の一部再開

平成23年7月28日付けで、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から知事に対し、当分の間、県外への移動（12月齢未満の牛を除く）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請するよう指示を受けたことから、同日、関係事業者等に対し牛の出荷制限を要請した。

適切な飼養管理の徹底及び安全管理体制を構築し、県内産牛肉の安全性を確保することにより、平成23年8月19日付けで原子力災害対策本部長から出荷制限の一部解除指示を受け、8月23日から県内と畜場への出荷を再開し、9月13日からは東京都立食肉市場への出荷を開始した。

この一部解除指示を受けるためには、畜産課による、県内の牛飼養農家に対する適切な飼養管理を徹底するための全戸立ち入り調査や牛肉の放射性物質の検査体制を早期に構築する必要があったが、県内関係者の協力と努力により、短期間の間に遂行し確立することができた。

また、肉用繁殖牛や乳用搾乳牛の廃用牛については、放射性セシウムを含む自給飼料を給与している可能性が高く、牛肉の検査において放射性セシウムが検出される確率が高いと想定されていた。この課題に対し、畜産試験場及び民間検査機関の試験により、牛の生体での

放射線量測定値から牛肉中の放射性物質濃度を推定する技術が確立されたため、平成24年3月からこの生体検査法を採用し、それ以降、廃用牛からは規制値を超過する牛は検出されていない。さらに、この生体検査法については、全国から注目され、数県でこの検査法を採用することとなっている。

平成24年3月31日までに、県内食肉処理場に12,523頭を出荷した。このうち9月に1頭が暫定規制値500ベクレルを超過したため、隔離処分した。また、県外食肉処理場へは、5,885頭出荷し、暫定規制値を超過した牛肉は検出されなかった。

なお、平成24年3月19日以降は、新規準値（100ベクレル）に対応した検査を実施しているが、喫緊の課題である牛の出荷制限の全部解除に向けては、汚染された粗飼料の処分が最重要課題となっている。

② 汚染稲わらの一時保管

畜産課では、汚染稲わらが誤って飼料として牛に給与されることを防ぐことと、保有農家の不安をなくすため、関係市町の協力を得ながら、一時保管場所の確保と一時保管施設の設置を進めた。

登米市では、事業実施主体として自ら一時保管施設（パイプハウス）の設置に取り組んだ。

登米市以外の市町については、汚染稲わらの飛散防止措置（ラップフィルムによる稲わらの被覆）や一時保管施設の設置、汚染稲わらの一時保管施設への運搬搬入作業を県が社団法人宮城県農業公社に委託して実施した。

一時保管場所が確保された地域では、一時保管施設としてパイプハウス63棟他（平成24年3月末現在）を設置し、一時保管を進めた。

平成24年1月から完全施行された「放射性物質汚染対処特措法」では、放射性セシウムが8,000Bq/kgを超えるものは「指定廃棄物」として国の責任で処理。8,000Bq/kg以下の一般廃棄物は市町村が処理することとされている。また、既存の焼却施設を積極的に活用することを基本方針としている。

しかし、汚染稲わらを既存施設で焼却することについては、健康への不安や風評被害の懸念から住民の理解が得られないとして市町村の焼却施設では汚染稲わらの受入をしていない。

このような中、平成24年3月30日に環境省から「指定廃棄物の今後の処理の方針について」が公表され、方針では、平成26年度末を目途として、必要な最終処分場などを確保することを目指すほか、稲わら等農林業系副産物は、既存の焼却施設で焼却できない場合、仮設焼却炉等を設置するとされている。

県は、県民の不安を一刻も早く解消するために、焼却炉などの中間処理施設と最終処分場について、整備が遅れることのないよう、国が責任を持って行うよう要請している。

③ 畜産物への放射性物質影響低減技術の開発（畜産試験場の取組）

畜産試験場は、各関係機関と連携して、畜産物生産段階における放射性物質の影響を低減するための試験研究を行った。

- ・ 福島第一原子力発電所事故を起因とする放射性セシウム汚染粗飼料を給与した乳牛における放射性セシウムの動態調査として、平成23年9月13日から給与試験を開始し、給与

中止後も引き続き調査を実施した。

- ・ 放射性物質が含まれる粗飼料を給与した肉用牛の牛肉への移行係数の推定及び肉用牛からの放射性物質の動態調査として、平成23年11月16日から肉用牛に対し、放射性セシウム汚染粗飼料を給与し、と畜により、各食肉の部位毎の動態を調査し、各部位への移行係数を推定した。
- ・ 牛の肉中放射性物質のと畜前（生体）推定法の開発として、平成23年9月20日から食肉処理場並びに生産現場において、と畜前の肉牛の生体表面の放射線量を測定し、と畜後の食肉の放射性物質検査結果との比較により、実用化可能な生体検査手法を確立した。その後、県内の廃用牛出荷に際しては、畜産試験場で開発したこの生体検査を義務付け、安全な牛肉出荷が行われることとなった。
- ・ 黒毛和種雄牛精液への放射性物質の移行調査として、平成23年10月11日から調査を実施し、凍結精液から放射性セシウムが検出されないことを確認した。
- ・ 牧草における放射性物質の移行軽減技術に係る試験として、耕起法並びに肥培管理による効果の検証を行った。

④ 宮城県産牛の肉の放射能測定

平成23年7月28日の出荷停止までにと畜された牛2,109頭（全国最多）のうち、平成24年3月末までに食と暮らしの安全推進課で実施した在庫牛肉の放射性物質検査状況は以下のとおりである。

表2-2-31-3 在庫牛肉の放射性物質検査状況

検査実施頭数	暫定規制値超過頭数	暫定規制値以下の頭数
617	54	563

※暫定規制値：500 Bq/kg

調査対象頭数 2,109頭

宮城県実施 22頭（東北大学に検査を依頼し実施）

牛のと畜場所が県内外に分散していたことや、出荷後の流通経路も複雑であったため、関係自治体との情報交換が煩雑を極めた。増加した業務量については、各課からの応援や臨時職員の雇用により対応した。

平成23年11月頃には、東京電力株式会社への賠償請求の体制も整ってきた。それに伴い、汚染されている牛肉を在庫として所有している場合には買い上げという体制が設けられている。このような体制が構築されたこと等により、検査対象となる牛肉の在庫はほとんど確認されなくなった。しかし、牛肉の流通状況調査は、牛肉の流通形態が主に冷凍流通であることや、流通先が広範にわたり、いくつもの業者を経由している状況から、現在も自治体に調査を継続して依頼している。

iii 特用林産物の放射能対策について

林業振興課では、平成23年4月25日から放射能の影響調査検査を開始し、平成23年12月末までに119件の簡易検査及び109件の精密検査を実施した。11月から3月にかけて、

露地栽培の原木ムキタケや原木シイタケから暫定規制値 500 ベクレル/kg を超える放射性物質が検出されたことから、検査態勢の強化や暫定基準値を超えた特用林産物を市場に流通させないための検査・管理体制構築に向け、平成 24 年 1 月には生産者や関係機関による「放射能対策会議」を開催し、当面の対応や原木等の除染及び需給状況などについて周知・調整を行った。また、汚染程度の低い原木の確保を目的に、平成 23 年 11 月より、きのこ原木の放射性セシウムのモニタリング調査を県内全域で実施した。

さらに、平成 24 年 4 月 1 日以降、食品における基準値が引き下げられることとなったことから、新基準値である 100 ベクレル/kg に対応するため、平成 24 年 4 月以降における検査体制や出荷体制の検討に向けて、生産者や関係機関による「特用林産物放射性物質対策会議」や各地域において意見交換会を開催したところであり、引き続き周知や調整を行っている。

【基準値を超える特用林産物を流通させないための取組方針について】

本県特用林産物の安全・安心を確保するため、出荷前の検査体制を一層強化し、新たな基準値である放射性セシウム濃度 100 ベクレル/kg を超える特用林産物を市場に流通させないため、次の取組を実施した。

- ・ 検査体制の強化

毎週おおむね 18 検体程度のゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施した。

- ・ 検査結果を踏まえた対応

新たな基準値を超えた特用林産物については、政府からの指示に基づく出荷制限措置のほか、品目や生産量に応じて出荷自粛要請を行うなど、万全の対策を講ずる。

- ・ 取組の周知徹底

生産者や市町村に対して、説明会の開催などにより、新たな基準値に対応した出荷前検査の徹底など、取り組みの周知に努める。

- ・ 再生産に向けたきのこ原木の確保

原木やほだ木のモニタリング結果を踏まえ、汚染程度の低い原木を確保するための調整や情報提供を行う。併せて、県外も含めた広範囲な原木確保についても検討を行う。

iv 水産物の放射能対策について

水産業振興課では、平成 23 年 4 月 27 日から放射能の影響調査を開始し、平成 24 年 3 月 31 日まで継続して水産物を検査した結果、それまでの暫定基準値である放射性セシウム濃度が 500 ベクレル/kg を超える値は検出されなかった。

しかし、平成 24 年 4 月 1 日以降、規制が強化されることとなり、その新基準値である 100 ベクレル/kg 設定への対応が必要であったことから、平成 24 年 2 月以降関係機関と協議を重ね調整を行い、平成 24 年 3 月 23 日に水産関係団体が一堂に介した「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設立し、放射性セシウム濃度が 100 ベクレル/kg を超える水産物を市場に流通させないための検査・管理体制を構築した。

平成 24 年 4 月以降も、新基準値未満の値でも安全を見込んで出荷・操業自粛の是非を検討した。

【基準値を超える水産物を流通させないための取組方針について】

海産水産物（養殖物を除く。）は出荷前検査が困難であることから、本県水産物の安全・安心を確保するため、新たな基準値である放射性セシウム濃度 100 ベクレル/kg を超える水産物を市場に流通させないための次の取組を実施した。

- ・ 検査体制の強化

本県沖合海面を7つの海域に区分し、本県の主要水産物や国の考え方に基づいた、50 ベクレル/kg を超えたことのある水産物等についての、毎週おおむね100検体の検査(ゲルマニウム半導体検出器による精密検査)。

- ・ 検査結果を踏まえた対応

宮城県水産物放射能対策連絡会議による、隣県での検査結果も踏まえた、水産物の水揚自粛措置などによる万全の対策。

- ・ 水産庁の指導に基づく生産水域名表示の徹底

- ・ これらの取組について積極的なアピール

e 地下水及び公共用水域における放射能の測定及び測定結果への対応

i 公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の放射性物質モニタリング

- ・ 土木部河川課の対応

水源地、河川・湖沼における放射線モニタリング調査は、環境省が汚染範囲の特定に必要な地域等を抽出し、空間線量率の測定及び水質、底質、環境資料（土壌等）の放射性物質の濃度の測定を定期的に行っている。河川課では、環境生活部と連携をとりながら、その測定結果の推移に注視するとともに、住民からの要望を受けた箇所については、個別に空間線量を測定し、住民へ情報提供を行った。

また、福島県の砕石場から放射性物質に汚染されたとみられる採石が出荷された問題を受け、県内の砂利採取場から採取された砂利の放射線量を測定し、公表した。

- ・ 環境生活部環境対策課の対応

環境省は、福島第一原子力発電所のおおむね100Km圏内の福島県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県の各県に対し、平成23年7月27日付けで地下水について、また、同年8月1日付けで公共用水域（河川、湖沼、海域、水浴場）についてモニタリング地点の選定を依頼する事務連絡を発出した。この通知により、各県は、環境省が放射性物質モニタリングを実施する予定であることを知った。

この通知では、宮城県のモニタリング地点の割り当てが地下水で10地点、公共用水域で100～150地点となっていた。しかし、宮城県は、福島県内を縦断して流れてくる阿武隈川の下流域にあたり、また、福島第一原子力発電所100Km圏外の県北部であっても稲わらや牧草から放射性物質が検出される等の問題により、放射性物質に対する住民の不安が高まっていることを考えると、十分な地点数とはいえなかった。

そこで、平成23年8月5日付けで文部科学大臣、環境大臣に、宮城県知事名で以下の内容を含む要望書を提出した。

「地下水のモニタリングに当たっては、県内各市町村において、少なくとも1か所は測定地点として選定して下さい。また、公共用水域等のモニタリングに当たっては、少なくとも

県内全環境基準点を測定地点として選定して下さい。」

この結果、地下水については県下 35 市町村の 39 地点において、また、公共用水域については環境基準点 128 地点を主にした 138 地点において放射性物質を測定することになった。なお、公共用水域の測定は、河川及び湖沼では水質、底質、周辺土壌等を、海域及び水浴場では水質、底質を対象に行った。

以後、県（環境対策課）はモニタリング地点の選定を行い、環境省が測定（民間業者への委託で実施。）を行うという役割分担の下、放射性物質モニタリングを実施した（平成 24 年度以降も継続中。）。

1 回目の公共用水域及び地下水の測定は平成 23 年 10 月に行われ、その測定結果は表 2-2-31-4 のとおりである。ちなみに、水浴場の水質については平成 23 年 6 月 24 日付で、環境省が指針値（放射性セシウム 134 と 137 の合計で 50Bq/L。後に 10Bq/L に変更）を示しているものの、その他の公共用水域の水質、底質又は周辺土壌の放射性物質濃度の基準は、特段定められていない。

平成 24 年 1 月に 2 回目以降の公共用水域の測定について、環境省から説明があった。ここで、2 回目以降の測定地点は、「1 回目の測定で高濃度の底質が蓄積されている河川や市街地を流域とする河川等に限定する」という説明を受けた。これに対して、県としても測定地点を絞っていくこと自体に異論はないが、阿武隈川については、「阿武隈川河口から海へ 500 億 Bq/日の放射性セシウムが流出」といった新聞報道もあり、福島県側から放射性物質が流れてくることを流域住民が不安に感じている旨を説明し、福島県と同頻度でモニタリングを実施するよう口頭で要望した。

この結果、平成 24 年 4 月からは、阿武隈川及びその河口については福島県内と同頻度で調査を実施することとなった。なお、平成 23 年 9 月から平成 24 年 3 月までの半年間のモニタリング回数は、福島県内では 4 回（隔月）、宮城県内で 2 回（4 半期毎）であった。

平成 24 年 2 月には、比較的高濃度に放射性セシウムが底質に蓄積された地点及び今後の蓄積が懸念される地点の推移を把握する観点から測定地点を限定して、2 回目の公共用水域の測定を実施した（138 地点→53 地点）。また、同年 3 月に地下水の測定を、1 回目同様 39 地点で実施した。その測定結果は表 2-2-31-4 のとおりである。

平成 24 年度においても、公共用水域、海水浴場及び地下水のモニタリングを継続して実施している。放射性物質の経年変化を把握することを目的とし、計画では、公共用水域については年 4 回（阿武隈川については年 6～8 回）、地下水については年 2 回実施することになっている。

表 2-2-31-4 放射性物質測定結果（平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月）

○放射性セシウム（Cs134+Cs137）

調査区分	調査期間	地点数	地点分類	結果
河川	10/ 3～10/27 (公表 12/16)	77	全域 (主に環境基準点)	水質；不検出 底質；～ 11, 100Bq/kg(七北田川高砂橋(仙台市)) 周辺土壌；～5, 900 Bq/kg(金流川小畑橋左岸(栗原市))
	1/23～2/24 (公表 3/30)	37	1 回目で比較的高濃度であった地点等	水質；不検出 底質；～ 2, 700 Bq/kg(新掘サイホン入口(大崎市)) 周辺土壌；～ 3, 800 Bq/kg(阿武隈大橋左岸(岩沼市))
湖沼	10/ 5～11/ 7 (公表 12/16)	21	全域 (主に環境基準点)	水質；～ 3Bq/L (馬牛沼 (白石市)) 底質；～ 2, 600Bq/kg (南川ダム (大和町)) 周辺土壌；～ 2, 600Bq/kg(七ヶ宿ダム(七ヶ宿町))
	2/17～2/21 (公表 3/30)	4	1 回目で比較的高濃度であった地点等	水質；不検出 底質；～ 3, 000 Bq/kg (天沼 (仙台市)) 周辺土壌；～ 3, 900 Bq/kg (馬牛沼 (白石市))
海域	10/ 3～10/20 (公表 12/16)	40	全域 (主に環境基準点)	水質；不検出 底質；～ 390Bq/kg (阿武隈川河口沖)
	1/24～2/23 (公表 3/30)	12	1 回目で比較的高濃度であった地点等	水質；不検出 底質；～ 830 Bq/kg (松島湾西浜)
地下水	10/ 7～10/21 (公表 12/16)	39	全域	不検出
	3/1～3/13 (公表 4/13)	39	全域	不検出

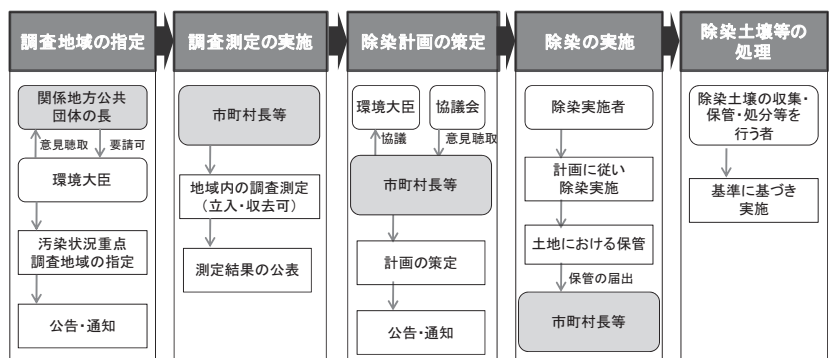
放射性ヨウ素（I -131）はすべての地点で不検出であった。

エ 放射線量低減対策

a 放射性物質汚染対処特措法

平成 23 年 8 月 30 日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）」が公布、一部施行された。この法律は、放射性物質による環境

図 2-2-31-2 放射性物質汚染対処特措法で定められた措置



の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減するものであり、基本方針、基準の設定、監視測定の実施、放射性物質により汚染された廃棄物の処理、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置、特定廃棄物又は除去土壌の処理等の推進、費用の負担などが定められている。

b 汚染状況重点調査地域

放射性物質汚染対処特措法第32条第1項の規定に基づき、平成23年12月28日に、以下の8市町が「汚染状況重点調査地域」の指定を受けた。また、平成24年2月28日には、亶理町が指定を受けた。

この「汚染状況重点調査地域」は、環境の放射性物質による汚染が一定レベルの状況となっており、その地域の環境の汚染の状況を重点的に調査測定することが必要な地域として国が指定するものであり、この指定を受けた市町では、平成24年度からの除染実施に向け、それぞれ、詳細測定や住民説明会の開催が進められた。

表2-2-31-5 汚染状況重点調査地域

指定日	指定を受けた市町
平成23年12月28日	石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町
平成24年2月28日	亶理町

c 除染支援チーム

原子力安全対策課では、放射性物質汚染対処特措法に基づき「汚染状況重点調査地域」に指定された県内9市町の円滑な除染の推進を支援するため、平成23年12月21日に関係職員で構成する「除染支援チーム」を設置した。指定された9市町に除染支援チームを派遣し、除染実施計画の策定への助言、国との連絡調整、住民説明会での技術的説明などの各種支援を実施した。平成24年3月31日までの支援チーム派遣実績は、50回延べ153人であった。

表2-2-31-6 除染支援チーム派遣実績

総括リーダー	原子力安全対策課長	総括
副総括リーダー	環境生活総務課環境政策専門監	総括
県南部Aグループ	部内職員5名	白石市、七ヶ宿町
県南部Bグループ	部内職員4名	角田市、大河原町
県南部Cグループ	部内職員5名	丸森町
県南部Dグループ	部内職員4名	亶理町、山元町
県北部グループ	部内職員4名	栗原市、石巻市

d 環境審議会「放射能対策専門委員」

県の環境の保全に係る基本的事項を調査審議する環境審議会に、県の放射線・放射能対策などのあり方等について、平成23年12月20日に諮問を行った。環境審議会に「放射能対策専門委員」

を設置し、同12月26日に6名の専門委員を委嘱した。また、同日に第1回の専門委員会議を開催し、県の放射性物質の影響の状況、県の対策について認識の共有を図った。平成24年1月30日には、第2回の専門委員会議を開催し、県の事故被害対策基本方針案及び除染対策における課題等について審議検討した。

表2-2-31-7 専門委員会議の開催年月日及び主な議題

開催年月日	主な議題
平成23年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・放射能対策専門委員の委嘱 ・県としての対策及び県内の汚染状況の説明 ・事故被害対策基本方針案に対する意見聴取 ・除染及び汚染廃棄物の処理についての説明 ・今後のスケジュール
平成24年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・事故被害対策基本方針案の最終確認 ・除染実施計画策定に係る課題に対する意見聴取

e 除染対策連絡調整会議

原子力安全対策課では、汚染状況重点調査地域に指定された市町で構成する「除染対策連絡調整会議」を平成23年12月26日に設置し、同日、第1回の会議を開催した。会議では、除染対策を推進するにあたり、県と市町で情報を共有するとともに、課題の検討を行った。また、この下部組織となる、「除染対策連絡調整会議幹事会」を平成24年2月9日に開催し、福島環境再生事務所を交えて、意見交換を行った。

f 市町村職員の除染研修会の開催

原子力安全対策課では、放射性物質の除染は前例のないことであることから、市町村への支援の一環として、汚染状況重点調査地域指定市町を対象として、平成24年2月1日に除染先行地域である福島市で現地研修会を開催した。また、3月27日には全市町村を対象として、県庁講堂で県除染アドバイザーや宮城労働局職員を講師とする除染講習会を開催した。

g 除染アドバイザー

原子力安全対策課では、市町村が実施する除染に対する技術的支援及び県有施設の除染を行う上で必要な専門的知識や技術的知見を得るため、放射線量低減対策に関する指導、助言及び講演等を行う除染アドバイザーとして、平成24年2月22日に東北大学大学院工学研究科量子エネルギー工学専攻教授である石井慶造氏を委嘱した。除染講習会のほか、県内3か所で実施した放射線・放射能に関するセミナーで講演を依頼した。

オ 損害賠償

a 民間事業者等の損害賠償請求への支援

民間事業者の損害賠償請求を支援するため、「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」を構成する事業者団体を通じて被害状況調査を実施した。また、平成24年2月20日には、損害賠償制度の概要や賠償請求事例について理解を深めるため、仙台弁護士会及び宮城県農業協同組合中央会から講師を招き研修会を開催した。

b 行政経費等の損害賠償請求

空間放射線量の測定や食品等の放射性物質の濃度測定、放射性物質による汚染物の除去や廃棄物の処理等の費用など、県及び市町村が事故被害対策に要した経費の一部について、平成23年12月27日に、県内33の市町とともに東京電力株式会社に対して損害賠償請求を行った。

また、この第一次仮払い請求を受け、宮城県企業局（水道経営管理室）においても、放射性物質を含む浄水発生土の保管・管理等に要する費用として約2千7百万円の損害賠償請求を行った。

カ 広報・広聴

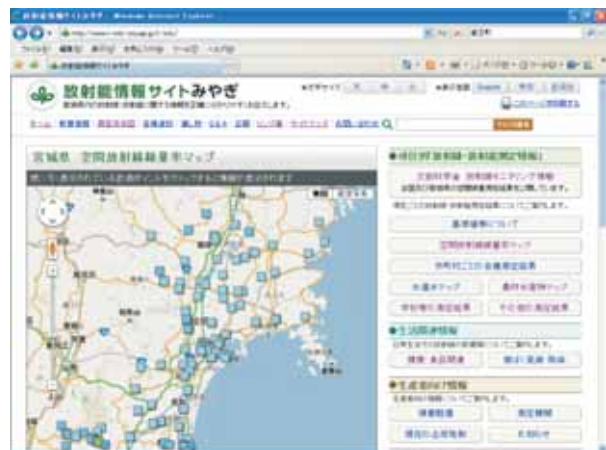
a ホームページ広報の強化（放射能情報サイトみやぎの開設）

ホームページについては、これまで、原子力安全対策課のページの一部として「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に関する情報」を掲載し、随時最新の情報を更新していたが、平成23年9月28日に、放射線・放射能の測定結果及び検査に関する正確な情報を県民に迅速に提供できるよう、県内の放射線・放射能に関する情報を一元化したポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」を開設した。

このサイトでは、空間放射線量率を色で表すマップを掲載したほか、水道水、農林水産物、学校等の測定など、いずれも分かりやすいものにした。さらに、平成23年10月31日には、英語及び中国語のページを公開したほか、よくあるQ&Aや、現在の放射線量から年間追加被ばく線量の計算ができるページを作成した。また、携帯版（スマートフォン対応）のページも開設し、外出中でも測定結果などの情報の閲覧が可能とした。平成24年3月には、韓国語のページも追加し、情報発信力をさらに高めた。

図2-2-31-3

「放射能情報サイトみやぎ」の画面



運用面においては、従来の県のホームページではすべての情報の入力を原子力安全対策課が行っていたが、このサイトでは市町村等の職員も情報の入力ができるようにし、業務の効率性と情報発信の迅速性の向上を図った。

b 講師の派遣（出前講座）

原子力安全対策課では、県民の集会・会合に県職員を派遣して県政について説明する「みやぎ出前講座」において、放射線・放射能に関する講座を設け、職員が各種集会・会合に出向き説明をすることで、正しい知識の普及・啓発に努めた。平成23年10月1日から受付を開始し、平成24年3月31日までの間において、21団体1,342人が参加した。

講座は地域や事業所などの団体において自主的に学ぶ場として活用され、参加者に対し放射線・放射能についての基礎知識や、県内の放射線・放射能の状況、県の取組など、正しい知識を普及、啓発することにより、県民の不安払拭に寄与した。

表2-2-31-8 出前講座の実施状況

実施年月	件数	申込者
平成23年11月	3件	民間企業
平成23年12月	3件	町内会連合会
平成24年1月	2件	商工会
平成24年2月	5件	生活研究グループ
平成24年3月	8件	他
計	21件	

c 電話相談窓口の開設

平成23年3月16日から開設した「放射線・放射能に関する相談窓口」（平成23年8月までは「福島第一原子力発電所事故に関する相談窓口）」について、9月以降も継続的に運営し、原子力安全対策課及び原子力センターのほか、部内の技術職員により、県民からの放射線・放射能に関する相談に応じた。相談の内容は、放射性物質の基礎的な知識から、県内の汚染状況、健康影響など広範にわたり、開設以来、平成24年3月30日時点で、相談件数は累計で7,579件に上る。相談の内容は、「被ばく・除染・安全性について」が53.4%、「測定結果について」が23.7%、「避難について」が1.4%、「その他」が21.5%であった。

d セミナー・講演会の開催

原子力安全対策課では、社団法人宮城県放射線技師会の協力のもと、県内3か所を会場に専門家による「放射線・放射能に関するセミナー・相談会」を開催し、放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発と県民の不安の解消に努めた。3会場合計でセミナーは308人、相談会は26人が参加した。

i 内容

① セミナー

テーマ：放射性物質が及ぼす影響とその対応

講師：東北大学大学院工学研究科量子エネルギー工学専攻 教授 石井 慶造 氏

② 相談会

各セミナー終了後には、宮城県放射線技師会の技師による相談会を実施し、専門的知見から希望者に対して不安な点に関するアドバイスなどを個別に行った。

ii 日程

表2-2-31-9

	実施日	会場	参加者数	
			セミナー	相談会
仙台市	平成24年3月28日	仙台市戦災復興記念館	61人	5人
栗原市	平成24年3月29日	栗原市若柳総合文化センター	122人	9人
白石市	平成24年3月30日	白石市文化活動体育センター	125人	12人

e 保健福祉部における対応等

保健福祉部では、放射線に対する正しい知識の普及啓発活動を推進するため、市町と協力して、原発事故に伴う「放射能関連講演会」を開催した。

- ・平成 23 年 10 月 4 日 丸森まちづくりセンター（丸森町）
- ・平成 23 年 10 月 19 日 白石市文化体育活動センター（ホワイトキューブ）（白石市）
- ・平成 24 年 1 月 26 日 角田市総合保健福祉センター（ウエルパークかくだ）（角田市）
- ・平成 24 年 2 月 21 日 山元町中央公民館（山元町）

キ 健康への影響の調査・検討の実施

健康調査の実施の必要性等の基準を示すよう再三の要望に対して、国の対応に具体的な進展がなかったことから、保健福祉部では、放射線による健康への影響や健康調査の実施の必要性について検討するため、平成 23 年 10 月 25 日に放射線被ばくや甲状腺腫瘍学などの分野の専門家で構成する「宮城県健康影響に関する有識者会議」を立ち上げた。

a 第 1 回有識者会議（平成 23 年 10 月 25 日開催）

県南地域の放射線の積算被ばく線量や過去の学術的な研究及び福島県の内部被ばく線量の測定結果等を基に、科学的・医学的見地から議論をいただいた結果、科学的、医学的な観点から健康への悪影響はなく、健康調査の必要性はないとの見解が示された。

また、有識者会議において健康には影響がないとの見解が示されたとしても、県民の健康への不安がすべて払拭される訳ではなく、子どもの健康に不安を感じている県民がいたことから、県内の他の地域より、比較的放射線量が高い丸森町の 2 地区で小学校以下の子どもを対象に甲状腺検査とホールボディカウンターによる内部被ばく線量の測定検査を実施することとした。

① 甲状腺超音波検査

日時・場所 12 月 4 日 仙南保健所
1 月 15 日 丸森町保健センター（12 月 4 日の未検者）

受 検 者 64 人

検 査 結 果 所見なし 52 人，所見あり 12 人※

※甲状腺に結節又は嚢胞が確認されたが、通常、一定の割合で認められる良性の過形成に伴うものであり、時間的経過から見ても原発事故の影響により発生したとは考えられず、経過観察で良く、日常生活に特段注意する点はないと診断された。

② ホールボディカウンターによる内部被ばく線量の測定検査

日時・場所 1 月 14 日，15 日 丸森町保健センター

受 検 者 70 人

検 査 結 果 成人は摂取後 50 年まで、子どもは 70 歳まで摂取する内部被ばく線量を推計した預託実行線量（生涯推定被ばく線量）は、全員が 1 mSv 未満であり、健康に与える影響はないと判断された。

b 第 2 回有識者会議（平成 24 年 1 月 24 日開催）

丸森町の 2 地区で実施した検査結果も踏まえ、改めて、健康調査の必要性はないことをするとともに、県民の健康不安払拭のための今後の対応策について議論いただき、「放射線に対する正しい知識の普及啓発」「がん検診等の受診勧奨」「生活習慣の改善による発がんリスクの低減」及

び「がん登録の整備推進」の4つの対応策が提言された。また、議論の内容等は、報告書としてまとめられ平成24年2月に提出された。

表2-2-31-10 「宮城県健康影響に関する有識者会議」メンバー (五十音順, 敬称略)

氏名	所属・職名
石井 慶造	東北大学大学院工学研究科 教授 東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター センター長
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科 教授
久道 茂	財団法人宮城県対がん協会 会長
藤盛 啓成	東北大学病院乳腺内分泌外科 准教授
山田 章吾	財団法人杜の都産業保健会 理事長

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する対策の検証

◆福島第一原子力発電所事故に伴う県の体制整備や情報発信に努めた

＜県庁内部での調整＞＜広報＞

原発事故に伴う放射性物質汚染の被害対策やきめ細かな放射性物質の測定と迅速な情報提供、損害賠償、除染・処分の調整等の取組を重点的かつ総合的に行うため、「原子力安全対策課」として体制の強化を図っている。また、県民の不安を解消するために放射能情報サイトみやぎの開設、講師等の派遣を実施しており、迅速な対応がとられている。特に、測定結果の公開方法はデータを開示するだけに留まらず、表現方法の工夫、用語解説、出荷制限情報、外国語対応等の情報を受け取る側の視点にたった対応は評価できる。

◆福島第一原子力発電所事故に伴う民間事業者等の損害賠償への支援はさらなる充実が必要である

＜県庁外部との調整＞＜広報＞

原子力安全対策課が対応を進めた福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償請求に関しては、県・市町村の事故被害対策に要した経費の一部の請求及び民間事業者等の損害賠償請求への支援がある。特に、民間事業者等の損害賠償請求への支援については、県が法に基づいて支援していることではないが、相談会や研修会場で相談を受け県民のニーズに応えるよう対応が進められている。今後は、県の支援制度を利用することによるメリットなどを明確にし、広く広報していくことが期待される。

◆放射性物質を含んだ汚泥の処理方法については、全県的な対応の検討が必要である

＜県庁内部での調整＞＜計画やマニュアル＞

水道経営管理室の対応により、南部山浄水場で貯留している放射性物質を含んだ汚泥は、中間処分できる場所も限られており時間の経過と共に保管量が増加してきている。今後は、県内で発生する放射性物質を含んだ汚泥の処理方法については、国、県、市町村、関係機関が連携して処理処分方法を定めた計画策定を行い長期的な対応を定めていくことが必要である。

◆放射線・放射能の測定及び測定結果については、今後も臨機応変な対応が必要である

＜計画やマニュアル＞

水道水、浄水発生土、宮城県産牛の検査については、測定した結果を指標値や規制値と照らし合わせて、県民等に必要な情報をホームページで公表しており、県民等の不安解消に効果をあげている。一方、浄水発生土は8,000Bq/kg以下の場合には国が処分を行わず、通常の処分場での処理となるが受入れ処分場が少なく保管が問題となっていることや、牛肉の規制値が厳しい数値設定となることから検査体制や検査機器の見直しが必要となる等、県としての対応体制も適宜見直しが必要となってきている。現時点では予算・体制面でも迅速な対応が取られているが、今後も規制値の変化や県民等からのニーズを踏まえながら、必要に応じて対応方法の見直しや改善等を行うことが必要である。

◆水産物に関わる放射能の基準値が強化される前に、放射能対策に関わる連絡会議を迅速に立ち上げ、決裁権のある代表者同士が現場で協議の上、迅速にルールを定めたことで、基準値を上回る水産物の市場への流通を回避できた

＜県庁外部との調整＞

平成23年4月1日に水産物に関わる放射能の基準値が100ベクレル（それまでは500ベクレル）に強化された。このため、基準値を超える水産物の流通を防ぐため、水産業振興課が主導となり迅速に宮城県水産物放射能対策連絡会議を立ち上げた。

連絡会議には、決裁権のある職員が直接現場に赴き、関係者（遠洋漁業、養殖、海、河川）の意向を確認しながら出荷停止などのルール化を行い、現場で意思決定を行うことで、ルール策定の迅速化が図れたことは評価できる。また、漁業関係者側も同様に決裁権を持つ職員が参加し、現場で両者のトップレベルで意識の共通化がなされことも要因にあったと考えられる。

また、検査で基準値を超えるものは自粛をかける態勢を構築できたことや、互いに顔の見える関係を築いたことは、今後の災害対策に活用されることが望まれる。

◆放射性物質に汚染された家畜の粗飼料を抱えた農家のために、各市町村と継続して話し合い、住民の納得が得られる方法で汚染物質の処分を支援していくことが望ましい

＜県庁外部との調整＞

平成23年7月に稲わらから高濃度の放射性物質が検出されたことを機に、以降は農家も放射性物質への対応が強く求められるようになった。現状では農家や堆肥センターなどに、処分できずに保管されたままになっている。

放射性物質汚染対処特措法の完全施行（H24.1）で、法的には8000ベクレル以下の粗飼料等は一般ごみとして市町村が焼却処理し、8000ベクレルを超えるものは国の責任で処理することに決まった。一般ごみと同様の扱いになったものの、焼却することで大気中に放射性物質が拡散するという懸念が住民にあり、理解が得られないため、県内の市町村は処理できない現状がある。また、セシウムは灰の中に徐々に濃縮され、8000ベクレルを超えて埋立処理ができなくなる恐れがあることも市町村が焼却処理を決断できない理由の一つとなっている。

そのような中で、畜産課は国と市町村との板挟み的な立ち位置での対応を強いられ、調整が困難な状況もみられる。今後も中・長期的な対応が必要になることが想定されることから、他県の取り組み

や対応事例などを基に、市町村と連携し、被災者の視点に立った処理の検討が進められることが望ましい。

◆放射性物質モニタリング地点の選定は、県民への不安感を解消するために、環境省と測定地点を調整し決定した

＜県庁外部との調整＞

環境対策課による福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質のモニタリングは、当初、環境省が設定していた地点数に対して、県民の不安感が高まっていることを考慮し測定地点の見直し案を要望して改善し測定を進めた。特に、県民の不安感払拭のため、各市町村には最低1か所測定地点を設けるなど、県民の立場に配慮した対応を行っており評価できる対応であった。また、測定結果も迅速に公開しており、今後も県民の視点に立った対応を期待したい。

(2) 県の原子力安全対策に係る環境の整備

平成23年10月28日、東北電力株式会社と周辺自治体との間で締結されている安全協定にもとづき、原子力安全対策課職員による女川原子力発電所への立入調査を実施した。具体的には、震災で傷ができた発電用タービン、非常時に使う大容量電源装置などの状況を現場で確認した。併せて、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、東北電力株式会社がどのような緊急安全対策を計画に基づき実施しているかを確認した。計画では、短期的に実施する必要のある緊急安全対策に加え、原子力安全・保安院が指示した中長期的に実施すべき安全対策についても、整備を進めることとしている。

表2-2-31-11 福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策

<p>短期対策 (炉心や燃料の損傷を防ぐための対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋外部扉の健全性確認と、ゴムシールによる防水性向上を行う。 ・ 建屋配管貫通部等の健全性確認を行う。 ・ 電源車による電力供給体制を確保する。 ・ 消防車や代替注水車により、直接原子炉や使用済燃料プールへ注水を行うようにする。
<p>中長期対策 (安定的な冷却を行うための対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ約17mの防潮堤や防潮壁を設置する。 ・ 建屋扉の水密性向上を図る。 ・ 大容量電源装置による電力供給体制を確保する。 ・ 冷却海水系ポンプの故障時における機能復旧体制を確立する (モーターを洗浄・乾燥する資機材の配備、予備モーターの配備、代替海水ポンプ確保など)

年に4回定期的に行っていた女川原子力発電所環境保全監視協議会及び女川原子力発電所環境調査測定技術会が震災のため平成23年度に開催できなかったことから、平成23年11月14日に環境放射能監視検討会を開催した。この会議では、環境放射能及び温排水測定への東日本大震災による影響

と、平成22年度第4四半期～平成23年度第2四半期環境放射能調査結果についての評価・検討が行われ、これらを踏まえた、今後の監視体制の復旧計画について学識経験者の見解を伺った。

その後、県は、女川原子力発電所周辺の環境放射能監視体制について、平成24年1月23日より宮城県旧消防学校においてゲルマニウム半導体検出器の運用を開始した他、被災したモニタリングステーションの代替として可搬型モニタリングポストを整備するとともに、移動観測車や分析に必要な機器を整備した。

また、かつて女川町内に、女川原子力発電所の緊急事態に備える応急対策拠点施設（オフサイトセンター）として設けられていた原子力防災対策センターは、震災による津波で壊滅したが、原子力安全・保安院が中心となって、暫定的な施設を仙台市内の独立行政法人産業技術総合研究所内に構築し、平成24年1月4日より運用が開始された。なお、この施設については、法的要件を満たしていないほか、女川原子力発電所からも遠い場所にあることから、新たなオフサイトセンターの再建について検討中である。

これらの動きとは別に、文部科学省や原子力安全・保安院は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力発電所周辺の原子力防災範囲の拡大や地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを全国的に検討しており、県でも女川原子力発電所からの距離が10kmから30kmの範囲に新たに固定型モニタリングステーションを10か所程度整備するため、用地や機器仕様の検討を行った。地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについては、原子力防災範囲の拡大により、新たにこの範囲に含まれることとなる市町を含めて、関係市町と連絡調整するための会議を平成24年2月9日に開催し、国の原子力防災に係る動きについて、担当省庁より説明を受けた。

県の原子力安全対策に係る環境の整備の検証

◆原子力安全対策に関わる対応は、復興計画とも絡めながら県全体としての対応が必要である

<県庁外部との調整><計画やマニュアル>

原子力安全対策課による女川原子力発電所に係る安全対策は、東北電力株式会社と周辺自治体との間で締結されている安全協定に基づいた原子力安全対策課職員による立ち入り調査や東北電力株式会社の緊急安全対策の内容の確認などが進められており、迅速に安全対策に取り組んでいることは評価できる。他方で、事故が発生した場合の対応は、今後十分な検討が必要である。例えば、女川原子力発電所の事故を想定した広域的な避難計画もその一つである。現状では、女川・石巻を中心とした各市町村の復興計画そのものが決定していないことから避難計画が定まらないなどの外的要因の問題はあると考えられるが、広域的な避難計画を立案する際には県の調整機能が重要であることから、住民を守るという視点で国、市町村、事業者等とも連携して早期に対応を検討することを期待したい。